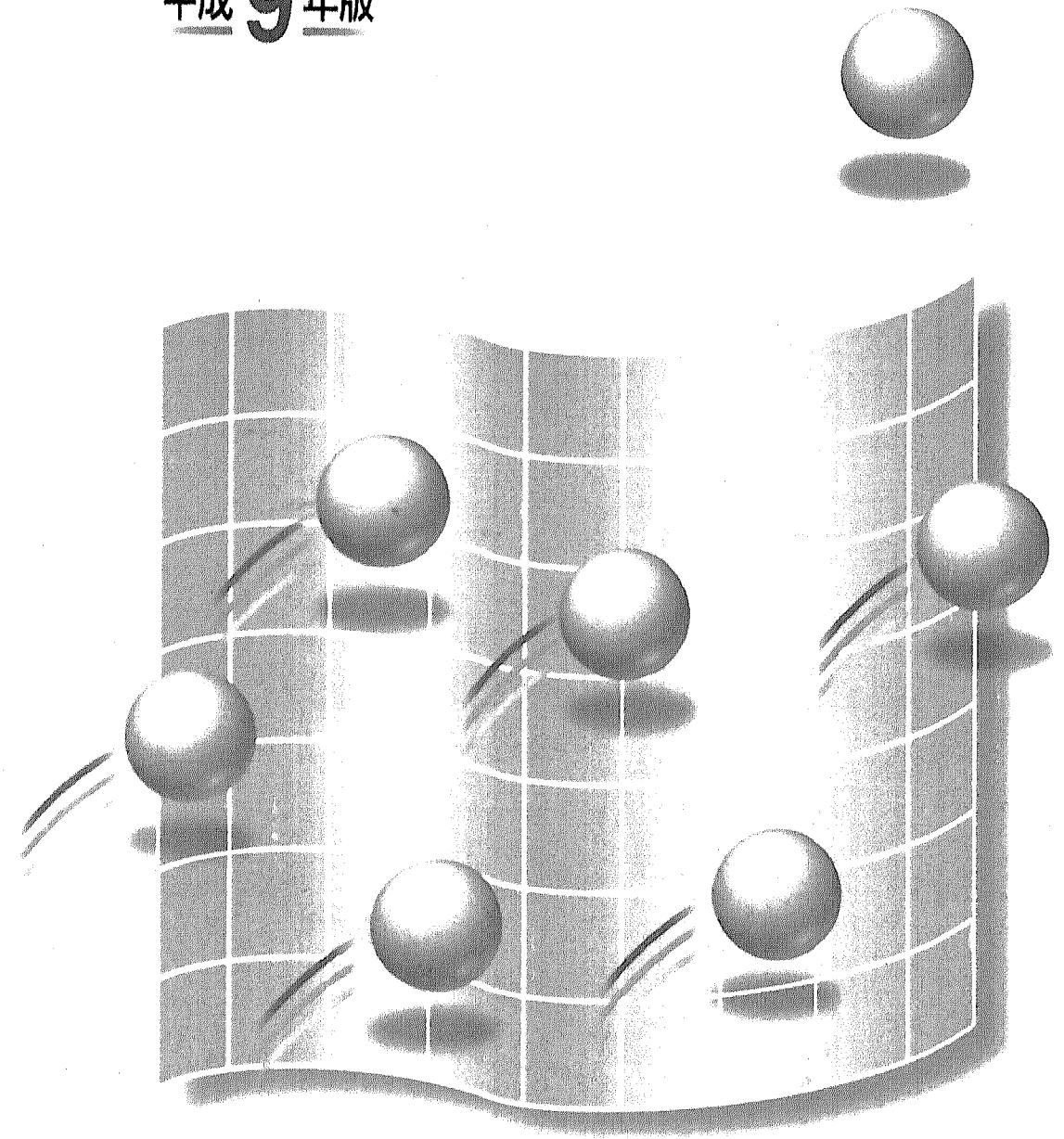


# 社会保障統計年報

平成9年版



総理府社会保障制度審議会事務局 編

# 平成9年版 社会保障統計年報

総 理 府

社会保障制度審議会事務局

## 推薦の言葉

—社会保障データの活用に向けて—



社会保障制度審議会

会 長 宮 澤 健 一

わが国の社会保障制度は、社会保障制度審議会が昭和25年に策定した「社会保障制度に関する勧告」を出発点として、逐次整備・拡充が図られてきた。その間、わが国経済の成長・発展の過程で昭和36年に国民皆保険・皆年金体制が確立するなど、社会保険方式を中核に著しい発展を遂げ、国民生活の安定と経済の安定的発展に貢献してきた。その結果、現在のわが国の社会保障体制は、制度的に先進諸国に比べ全体として遜色のないものとなり、すべての人々の生活に多面的にかかわり、国民の生活の基礎を支え、また、健康条件の改善や長寿化をもたらした。

しかしながら、今後のわが国が直面するのは、高齢化・少子化といった人口構造の変化、家族制度を始めとする社会構造の変化、経済の低成長や財政事情の深刻化を含む経済構造の変化である。このような中で、社会保障審議会は平成7年7月、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告を内閣総理大臣に提出し、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し指針としたが、引き続きその実現への途を求めている。

今や社会保障制度は、社会保障給付費総額で年間64兆円を超えるまでに国民経済の大きな部分を占め、また国民生活にとっても不可欠となっている。国民による強い社会連帯の意識と、社会保障制度の意義・役割・仕組みへの国民の深い理解と協力が支えられて、必要な社会保障制度の改革と充実が図られることが望まれる。そのためにも、信頼ある統計データの情報は欠かせない。

社会保障統計年報は、社会保障制度審議会事務局により編集されたものである。社会保障に係る費用全体を「社会保障関係総費用」として推計し、加えて、社会保障に関連する各種の統計を網羅的に収録する貴重な統計資料集たることを目指している。

本書が、社会保障に携わる実務者及び研究者を始め、国民各層に幅広く活用されることにより、わが国の社会保障制度の一層の理解に役立ち、また、21世紀に向けての社会保障制度の発展に資することを期待して、ここに本書を推薦する。

平成10年2月

# 社会保障統計年報の構成内容

## まえがき

この年報は、社会保障制度審議会事務局において毎年推計している社会保障関係総費用を収録するとともに、社会保障に関する主要な統計をあわせて掲載することを目的として昭和33年度以来刊行を重ねてきているものであります。

わが国は、戦後の経済・社会の安定的な発展の中で、栄養や生活環境の向上、医学医術の進歩等とも相まって、平均寿命が大幅に伸長し、今や世界最高の水準に達しています。その結果、65歳以上の高齢者の割合が全人口の15%を超えるなど高齢化が進展し、特に75歳以上の後期高齢者の増加には目をみはるものがあります。

しかしながら一方で、近年、出生率が過去最低となるなど少子化も進展しており、このまま推移すれば、労働力の減少や高齢化の一層の進展に伴って、近い将来、我が国の社会経済に様々な影響が及ぶことが予想されます。

このような状況の下、現在の社会保障制度が、21世紀に向けて広く国民に健やかで安心できる生活を真に保障するものに再構築されるためには、これまで以上に国民の皆様の社会保障に対する深い理解と、社会保障制度の再編成の過程への積極的な参画が必要になってくるものと思われまます。

本書は、社会保障に関する統計を幅広く集めたものであり、現在の社会保障制度を理解するためであることはもちろんのこと、21世紀に向けての社会保障のありべき姿を探る際にも役立つものと考えます。社会保障関係者のみならず、数多くの国民の皆様の用に供されることを希望してやみません。

なお、本書の作成に当たり御協力を賜った関係者の方々に厚く感謝の意を表します。

平成10年2月

総理府社会保障制度審議会  
事務局長 谷口 正作

### 第I部 社会保障の動向

- 第1節 社会保障の背景—最近の経済・社会の動向—
- 第2節 社会保障の動向
- 第3節 社会保障関係総費用について

(本文頁)	(目次頁)	節番号
22—24	7	1
25—46	7	2
47—59	7	3

### 第II部 社会保障の体系と現状

- 第1節 社会保障の体系と現状
- 第2節 社会保険各制度の成立経過

(本文頁)	(目次頁)	節番号
61—93	8	1
94—103	8	2

### 第III部 社会保障関係統計資料編

- 第1節 人口統計
- 第2節 社会保障関係総費用
- 第3節 社会保障給付及び再配分効果
- 第4節 国民所得と国民負担（率）の動向等
- 第5節 社会保険関係
- 第6節 高齢者保健（医療）福祉
- 第7節 医療供給と医療費
- 第8節 公衆衛生
- 第9節 福祉サービス
- 第10節 生活保護
- 第11節 恩給・戦争犠牲者援護
- 第12節 関連制度・関係機関
- 第13節 社会保障分野における人的資源の状況
- 第14節 財政
- 第15節 国際統計及び比較

(本文頁)	(目次頁)	節番号
105—119	9	1
120—135	9	2
136—146	9	3
147—161	10	4
162—293	10	5
294—310	14	6
311—320	15	7
321—341	16	8
342—354	17	9
355—359	17	10
360—363	18	11
364—383	18	12
384—389	19	13
390—400	19	14
401—463	20	15

## 目次

## 第 I 部 社会保障の動向

## 第 1 節 社会保障の背景 —最近の経済・社会の動向—

1 景気の動向	22
2 財政・金融	23
3 雇 用	23
4 家計収支	24
5 人口・世帯	24

## 第 2 節 社会保障の動向

1 概 況	25
2 高齢者保健医療福祉	27
3 児童福祉等	29
4 障害者福祉等	30
5 医療保険	32
6 年金保険	34
7 労働保険等	36
8 生活保護	36
9 保健医療と環境衛生	36
10 人材の確保	38

## 第 3 節 社会保障関係総費用について

1 社会保障関係総費用の推計	47
2 平成 7 年度社会保障関係総費用の推計結果の概要	47
3 社会保障費の推計	48
〔参 考〕 社会保障関係総費用の算定等について	
1 社会保障関係総費用の算定について（社会保障制度審議会の推計）	49
2 社会保障費の各種推計の比較	56



第II部 社会保障の体系と現状

第1節 社会保障の体系と現状

1 社会保障の体系.....61

2 社会保険、児童手当及び老人保健制度の内容一覧.....62

①医療保険制度.....62

②年金制度.....64

③業務災害補償制度.....72

④雇用保険制度.....76

⑤児童手当.....78

⑥老人保健.....79

3 老人福祉.....80

①施設福祉対策.....80

②在宅福祉対策.....81

③社会活動促進対策.....81

4 身体障害者福祉施策.....82

①身体障害者在宅福祉施策の概要.....82

②身体障害者施設福祉施策の概要.....84

5 障害児（者）対策.....85

①在宅福祉対策.....85

②障害児・者に対する施設福祉施策の概要.....86

6 精神障害者施策の概要（平成9年度）.....88

7 年齢別児童家庭福祉施策の一覧.....89

8 社会（家族）手当.....90

9 生活保護制度.....91

〔参考〕 社会保障制度と行政機構の概略.....92

第2節 社会保険各制度の成立経過

社会保険各制度の成立経過.....94

①医療保険制度.....94

②年金保険制度.....96

③業務災害補償制度.....98

④雇用保険制度.....99

〔参考〕 1 社会保障制度審議会勧告等一覧.....100

2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ.....102

第III部 社会保障関係統計資料編

第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移.....105

第2表 「日本の将来推計人口」の要約.....106

第3表 年齢3区分別人口の推移.....107

第4表 総人口・日本人人口（性×年齢〔5歳階級〕別）.....108

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数（中位推計）.....109

第6表 人口動態.....112

第7表 平均余命（性×特定年齢×年次別）.....114

第8表 主要死因別死亡率（人口10万対）の年次推移.....115

第9表 年次別死因順位及び死亡率.....116

第10表 世帯数（世帯業態別）.....117

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移.....117

第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移.....118

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移.....118

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移.....119

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移.....119

第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移.....120

第17表 社会保障関係国庫負担の推移.....121

第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較.....121

第19表 平成7年度社会保障関係総費用（決算）（事項小分類、実収入、実支出の種類別）.....122

第20表 平成7年度社会保険収支（決算）（保険の種類、収入、支出の種類別）.....124

第21表 社会保障関係総費用（実支出）の推移（事項小分類別）.....126

第22表 社会保障関係総費用（実支出）対前年度比（事項小分類別）.....128

第23表 社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）.....130

第24表 社会保険収支（決算）の推移.....132

第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用（決算）の推移及び伸率.....133

第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較.....134

第27表 社会保障関係総費用構成比（実支出）.....135

第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移.....136

第29表 制度別社会保障給付費の推移.....137

第30表 社会保障移転の推移.....138

第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較.....139

第 32 表	高齢者関係給付費の前年度との比較	139
第 33 表	平成 9 年度一般会計予算の内訳	140
第 34 表	社会保障給付費等の年次推移	141
第 35 表	社会保障関係費の推移	141
第 36 表	社会保障に係る給付と負担の見通し（対国民所得比）	142
第 37 表	社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し	143
第 38 表	所得再分配による不平等是正効果（ジニ係数）の年次比較	143
第 39 表	再分配による所得階級別の世帯分布の変化	144
第 40 表	世帯主の年齢階級別 1 世帯当り平均金額等	144
第 41 表	世帯類型等別 1 世帯当り平均金額等	145
第 42 表	世帯構造別 1 世帯当り平均金額等	145
第 43 表	当初所得階級別 1 世帯当り平均金額等	146
<b>第 4 節 国民所得と国民負担（率）の動向等</b>		
第 44 表	国民負担率（租税負担率及び社会保障負担率）の推移	147
第 45 表	国民所得及び国民可処分所得の分配（名目）	148
第 46 表	国内総支出（名目）	150
第 47 表	家計（個人企業を含む）	152
第 48 表	常用労働者 1 人当り平均月間現金給与額	153
第 49 表	1 人平均月間きまって支給する現金給与額（通勤・住込別）	155
第 50 表	賞与支給状況	155
第 51 表	全世帯年平均 1 か月間の消費支出	156
第 52 表	勤労者世帯年平均 1 か月間の収入と支出	157
第 53 表	年間収入階級別勤労者 1 世帯当り年平均 1 か月間の収入と支出（全国）	158
第 54 表	消費者物価指数（中分類）	160
第 55 表	農村消費者物価指数	160
第 56 表	農家家計費（全国 1 戸当り平均）	161
<b>第 5 節 社会保険関係</b>		
1 総括		
第 57 表	医療保険適用者数（制度別）	162
第 58 表	公的年金適用者数（制度別）	163
第 59 表	雇用保険適用者数（制度別）	163
第 60 表	業務災害補償保険適用者数（制度別）	163
第 61 表	社会保険被保険者（組合員）1 人当り平均標準報酬月額（制度別）	164
第 62 表	制度別被保険者 1 人当り診療費	165
第 63 表	公的年金受給権者数	166
第 64 表	公的年金における年金総額（制度別）	168
第 65 表	公的年金受給権者 1 人当り年金額	170
第 66 表	公的年金積立金状況	172

第 67 表	年金財政指標	173
第 68 表	業務災害補償保険年金受給者数	176
第 69 表	業務災害補償保険年金支払総額	176
第 70 表	業務災害補償保険年金受給者 1 人当り金額	177
<b>2 健康保険</b>		
① 政府管掌健康保険		
第 71 表	政府管掌健康保険適用状況	178
第 72 表	政府管掌健康保険被保険者数（一般被保険者・標準報酬等級別）	179
第 73 表	政府管掌健康保険適用状況（一般被保険者・業態別）	180
第 74 表	政府管掌健康保険保険料徴収状況	181
第 75 表	政府管掌健康保険給付決定状況	182
第 76 表	政府管掌健康保険診療費決定状況	185
第 77 表	政府管掌健康保険給付諸率	187
第 78 表	政府管掌健康保険収支状況	189
② 組合管掌健康保険		
第 79 表	組合管掌健康保険適用状況	189
第 80 表	組合管掌健康保険被保険者数（標準報酬等級別）	190
第 81 表	組合管掌健康保険適用状況（業態別）	191
第 82 表	組合管掌健康保険平均保険料率	191
第 83 表	組合管掌健康保険給付決定状況	192
第 84 表	組合管掌健康保険診療費決定状況	194
第 85 表	組合管掌健康保険給付諸率	195
第 86 表	組合管掌健康保険収支状況	197
<b>3 国民健康保険</b>		
第 87 表	国民健康保険適用状況	198
第 88 表	国民健康保険給付決定状況	198
第 89 表	国民健康保険療養の給付等決定状況	199
第 90 表	国民健康保険療養費決定状況	199
第 91 表	国民健康保険療養の給付諸率	200
第 92 表	国民健康保険「その他の給付」決定状況	200
第 93 表	国民健康保険諸率	201
第 94 表	国民健康保険診療施設経理状況	202
第 95 表	国民健康保険料（税）収納状況	202
第 96 表	国民健康保険収支状況	203
<b>4 厚生年金保険</b>		
① 厚生年金保険		
第 97 表	厚生年金保険適用状況	204
第 98 表	厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）	205
第 99 表	厚生年金保険適用状況（業態別）	206
第 100 表	厚生年金保険年金受給権者状況	207

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況…………… 208

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額…………… 208

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況…………… 209

第104表 厚生年金保険収支状況…………… 209

② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況…………… 210

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況…………… 210

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況…………… 210

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額…………… 211

○参考 税制適格年金

第109表 税制適格年金加入件数…………… 211

第110表 税制適格年金加入者数…………… 211

**5 国民年金**

第111表 国民年金被保険者数…………… 212

第112表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況…………… 212

第113表 拠出制年金受給権者状況…………… 213

第114表 福祉年金受給権者状況…………… 214

第115表 国民年金特別会計収支状況…………… 215

**6 農業者年金基金**

第116表 農業者年金被保険者数…………… 216

第117表 農業者年金受給権者状況…………… 216

第118表 農業者年金年金勘定経理状況…………… 217

**7 国家公務員等共済組合**

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 218

第120表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 220

第121表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況(診療費分)…………… 222

第122表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 223

第123表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況…………… 224

第124表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 225

第125表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額…………… 226

第126表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 227

第127表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 228

第128表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 229

第129表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 229

第130表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況…………… 230

② 適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況…………… 231

第132表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況…………… 232

第133表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況(診療費分)…………… 234

第134表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 235

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 237

第136表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 238

第137表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額…………… 239

第138表 国家公務員等共済組合短期経理状況…………… 240

第139表 国家公務員等共済組合長期経理状況…………… 241

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況…………… 243

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況…………… 243

第142表 国家公務員共済組合等所要財源率…………… 244

**8 地方公務員等共済組合**

第143表 地方公務員等共済組合適用状況…………… 245

第144表 地方公務員等共済組合短期部門給付支給状況…………… 246

第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況(診療費分)…………… 248

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率…………… 249

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況…………… 251

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 252

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額…………… 253

第150表 地方公務員等共済組合短期経理状況…………… 254

第151表 地方公務員等共済組合長期経理状況…………… 254

第152表 地方公務員等共済組合業務経理状況…………… 255

第153表 地方公務員等共済組合保健経理状況…………… 255

**9 私立学校教職員共済組合**

第154表 私立学校教職員共済組合適用状況(学校種別)…………… 256

第155表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額(学校種別)…………… 257

第156表 私立学校教職員共済組合組合員数(標準給与等級別)…………… 258

第157表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況…………… 259

第158表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況(診療費分)…………… 261

第159表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率…………… 262

第160表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況…………… 264

第161表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況…………… 265

第162表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額…………… 266

第163表 私立学校教職員共済組合短期経理状況…………… 267

第164表 私立学校教職員共済組合長期経理状況…………… 268

第165表 私立学校教職員共済組合業務経理状況…………… 269

第166表 私立学校教職員共済組合保健経理状況…………… 269

**10 農林漁業団体職員共済組合**

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況…………… 270

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数(標準給与等級別)…………… 270

## 目次

第 169 表	農林漁業団体職員共済組合支給状況	271
第 170 表	農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況	272
第 171 表	農林漁業団体職員共済組合給付 1 人当り金額	273
第 172 表	農林漁業団体職員共済組合給付経理状況	274
第 173 表	農林漁業団体職員共済組合業務経理状況	274
<b>11 船員保険</b>		
第 174 表	船員保険適用状況	275
第 175 表	船員保険被保険者数（標準報酬等級別）	276
第 176 表	船員保険疾病部門給付決定状況	277
第 177 表	船員保険疾病部門診療費決定状況	279
第 178 表	船員保険疾病部門給付諸率	280
第 179 表	船員保険年金部門（職務上）年金受給権者状況	281
第 180 表	船員保険年金部門（職務上）一時金裁定状況	281
第 181 表	船員保険年金部門（職務上）1 人当り金額	281
第 182 表	船員保険失業部門給付決定状況	282
第 183 表	船員保険収支状況	283
第 184 表	船員保険保険料徴収状況	284
<b>12 雇用保険</b>		
第 185 表	雇用保険適用状況	285
第 186 表	雇用保険適用状況（一般・高齢者及び短期雇用特例）（産業・規模別）	285
第 187 表	雇用保険給付状況	286
第 188 表	一般求職者給付の状況	287
第 189 表	労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）	288
第 190 表	労働保険特別会計雇用勘定収支状況	288
<b>13 労働者災害補償保険</b>		
第 191 表	労働者災害補償保険適用状況	289
第 192 表	労働者災害補償保険給付支払状況	290
第 193 表	労働保険保険料徴収状況（労災勘定）	290
第 194 表	労働者災害補償保険給付平均支払額	291
第 195 表	労働保険特別会計労災勘定収支状況	291
<b>14 公務災害補償</b>		
第 196 表	国家公務員災害補償費支払状況	292
第 197 表	国家公務員災害補償 1 件当り補償費	292
第 198 表	地方公務員災害補償費支払状況	293
第 199 表	地方公務員災害補償 1 件当り補償費	293
<b>第 6 節 高齢者保健（医療）福祉</b>		
<b>1 総括</b>		
第 200 表	「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）	294
第 201 表	老人関係施設の比較	295

<b>2 老人福祉</b>		
第 202 表	老人福祉施設の施設数及び在所者数	296
第 203 表	ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数	296
第 204 表	性・年齢階級別にみた要介護者数・寝たきり者数（推計数）	297
第 205 表	性・年齢階級別にみた寝たきり者数（推計数）	297
<b>3 老人医療</b>		
第 206 表	老人医療受給対象者数	298
第 207 表	老人医療費の状況	298
第 208 表	制度別老人医療費の状況	299
第 209 表	老人医療費（診療費）の状況	299
第 210 表	老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移	300
第 211 表	老人医療費と国民医療費の推移	301
第 212 表	老人医療費の負担	302
第 213 表	老人医療費の負担の状況	302
第 214 表	老人医療費拠出金積算内訳（平成 7 年度）（加入者按分率 1.0）	303
第 215 表	開設者別老人病院数（重複計上）、病床数（実数、構成割合（%））	303
第 216 表	老人病院等の区分別状況	303
<b>4 老人保健施設</b>		
第 217 表	開設者別にみた施設数及び入所定員数	304
<b>5 老人保健（ヘルス事業）</b>		
第 218 表	老人保健事業の概要	305
第 219 表	老人保健事業実施状況	307
第 220 表	老人保健健康手帳の交付状況	308
第 221 表	基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況	308
第 222 表	基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数	309
第 223 表	がん検診の受診人員・結果別人員状況	310
<b>第 7 節 医療供給と医療費</b>		
<b>1 総括</b>		
第 224 表	国民医療費推計額	311
第 225 表	治療費支払方法別患者数（病院・診療所別）	312
第 226 表	患者数及び受療率（入院・外来、病院・診療所別）	312
<b>2 医療機関</b>		
第 227 表	病院・診療所数（開設者別）	314
第 228 表	病床数（開設者・種類別）	315
第 229 表	医療法人数の推移	315
第 230 表	薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数	316
第 231 表	1 病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）	316
第 232 表	一般診療所 1 施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）	317
第 233 表	歯科診療所（個人立） 1 施設当り収支状況（構成比率）	317

3 地域医療計画

第 234 表 地域医療計画の内容…………… 318

第 235 表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進…………… 319

第 236 表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況…………… 320

第 8 節 公衆衛生

1 結核等

第 237 表 結核医療費推計額…………… 321

第 238 表 結核医療費公費負担承認件数（治療費支払方法別）…………… 321

第 239 表 結核医療費公費負担額…………… 321

第 240 表 結核登録者…………… 321

第 241 表 結核病床数・患者数・病床利用率…………… 322

第 242 表 ハンセン病入所者等の年次推移…………… 322

第 243 表 ハンセン病療養所入所者数…………… 323

第 244 表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額…………… 323

第 245 表 エイズ対策の概要…………… 324

第 246 表 エイズ患者等の現状…………… 324

2 伝染病

第 247 表 法定・指定伝染病患者数…………… 325

第 248 表 届出伝染病等患者数…………… 326

第 249 表 予防接種被接種者数…………… 327

3 精神保健

第 250 表 精神病床数・患者数・病床利用率…………… 328

第 251 表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額…………… 328

第 252 表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額…………… 328

第 253 表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移…………… 329

第 254 表 医療保護入院・仮入院届出件数…………… 329

4 難病

第 255 表 難病対策の概要…………… 330

第 256 表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数…………… 330

5 環境衛生

第 257 表 全国水道普及状況…………… 331

第 258 表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況…………… 331

第 259 表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費…………… 331

第 260 表 廃棄物の分類と処理体制…………… 332

第 261 表 ゴミ処理等の流れ…………… 333

第 262 表 市町村のごみ処理費用の推移…………… 334

6 公害

第 263 表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数…………… 335

第 264 表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況…………… 336

第 265 表 典型 7 公害の種類別苦情件数の推移…………… 337

第 266 表 典型 7 公害以外の種類別苦情件数…………… 337

第 267 表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等…………… 338

第 268 表 環境事業団事業状況…………… 339

7 保健所及び保健センター

第 269 表 保健所の活動…………… 340

第 270 表 保健所数及び保健所職員総数…………… 340

第 271 表 保健所活動状況…………… 341

第 272 表 市町村保健センター数…………… 341

第 9 節 福祉サービス

1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第 273 表 身体障害者手帳交付台帳登録数…………… 342

第 274 表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況…………… 342

第 275 表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数…………… 343

第 276 表 身体障害者更生援護状況…………… 343

第 277 表 身体障害者に対する補装具交付等の状況…………… 344

第 278 表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況…………… 345

第 279 表 障害者職業能力開発校修了者数…………… 345

2 児童福祉

第 280 表 児童相談所処理件数…………… 346

第 281 表 児童福祉施設数及び在所者数…………… 346

第 282 表 里親・保護受託者及び委託児童数…………… 347

第 283 表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況…………… 347

第 284 表 1 歳 6 か月児健診実施件数…………… 348

第 285 表 3 歳児健康診査成績…………… 348

第 286 表 児童扶養手当受給世帯数…………… 348

第 287 表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数…………… 348

第 288 表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況…………… 349

第 289 表 児童手当拠出金徴収状況…………… 349

第 290 表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況…………… 350

第 291 表 児童手当制度の費用負担…………… 350

3 社会福祉関係機関・施設等

第 292 表 社会福祉行政機関等設置状況…………… 351

第 293 表 社会福祉施設数（年次・施設の種類別）…………… 352

第 294 表 生活福祉資金貸付状況…………… 354

第 295 表 母子福祉資金貸付状況…………… 354

第 296 表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況…………… 354

第 10 節 生活保護

第 297 表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率…………… 355

第 298 表 被保護実世帯数（世帯主の労働力類型別）…………… 355

第 299 表 扶助別人員…………… 356

第 300 表 保護開始世帯数（理由・種類別）…………… 356

第 301 表 保護廃止世帯数（理由・種類別）…………… 357

第 302 表 保護費（扶助別）…………… 358

第 303 表 医療扶助決定状況（診療費分）…………… 358

第 304 表 生活保護基準額改定の推移…………… 358

第 305 表 生活扶助基準額の推移…………… 359

第 306 表 保護施設の施設数及び在所者数…………… 359

第 11 節 恩給・戦争犠牲者援護

1 恩給

第 307 表 文官恩給年金受給権者状況…………… 360

第 308 表 軍人恩給年金受給権者状況…………… 360

第 309 表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況…………… 360

2 戦争犠牲者援護

第 310 表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況…………… 362

第 311 表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況…………… 362

第 312 表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況…………… 362

第 313 表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況…………… 363

第 314 表 原爆被爆者対策状況…………… 363

第 12 節 関連制度・関係機関

1 関連制度

① 住宅関係

第 315 表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居室数・畳数・延べ面積・1人当り居室の畳数（地域・住宅の所有関係別）…………… 364

第 316 表 居住状況（地域別）…………… 365

第 317 表 住宅の所有関係…………… 365

第 318 表 公営住宅等建設戸数…………… 366

第 319 表 1か月当り家賃階級別にみた借家数（住宅の所有関係別）…………… 368

第 320 表 住宅建設戸数…………… 368

② 雇用関係一般

第 321 表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕…………… 370

第 322 表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕…………… 371

第 323 表 就業者数（産業別）〔年平均〕…………… 372

第 324 表 就業者数（従業上の地位・職業別）〔年平均〕…………… 374

第 325 表 年齢別有効求人倍率…………… 376

第 326 表 職業転換給付金関係予算の推移…………… 376

第 327 表 平成 9 年度地域別最低賃金額の改正状況…………… 377

第 328 表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数…………… 378

2 関係機関

第 329 表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額（年度別）…………… 379

第 330 表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況（施設別・事業主体別）…………… 380

第 331 表 資金運用事業各年度別運用額の推移…………… 380

第 332 表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況（資金別）…………… 380

第 333 表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況（施設・資金別）…………… 381

第 334 表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況（事業種別）…………… 382

第 335 表 労働福祉事業団経営施設数…………… 382

第 336 表 雇用促進事業団設置運営施設数…………… 383

第 337 表 中小企業退職金共済加入状況…………… 383

第 338 表 中小企業退職金共済支給状況…………… 383

第 13 節 社会保障分野における人的資源の状況

第 339 表 医師数（業務別）…………… 384

第 340 表 歯科医師数（業務別）…………… 384

第 341 表 歯科衛生士数（就業場所別）…………… 385

第 342 表 歯科技工士数（就業場所別）…………… 385

第 343 表 薬剤師数（業務別）…………… 385

第 344 表 看護職員需給見通し…………… 386

第 345 表 保健婦数（就業場所別）…………… 387

第 346 表 助産婦数（就業場所別）…………… 387

第 347 表 看護婦（士）及び准看護婦（士）数（就業場所・資格別）…………… 387

第 348 表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数…………… 388

第 349 表 理学療法士及び作業療法士数（登録者数）…………… 388

第 350 表 社会福祉士・介護福祉士登録者数…………… 388

第 351 表 全医療施設の従事者数（業務の種類別）…………… 389

第 14 節 財政

第 352 表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）…………… 390

第 353 表 一般会計歳入・歳出（目的別）…………… 391

第 354 表 地方財政（普通会計）歳入歳出…………… 392

第 355 表 地方の民生費と衛生費の状況…………… 394

第 356 表 生活保護費等国庫負担（補助）の推移…………… 398

第 357 表 国内総支出に対する財政規模…………… 398

第 358 表 国税及び地方税…………… 399

第 359 表 高齢社会対策関係予算（一般会計分）の推移…………… 399

第 360 表 年金積立金還元融資資金配分の推移…………… 400

第 361 表 市町村税納税義務者数…………… 400



## 第15節 国際統計及び比較

## 1 人口

第362表	世界の主要地域別人口及び人口増加率	401
第363表	平均寿命の国際比較	402
第364表	主要国の65歳以上人口比率の推移と予測	403
第365表	主要先進国の合計特殊出生率(1950～1996年)	406
第366表	諸外国の出生率	406
第367表	人口高齢化速度の国際比較	407
第368表	先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策	408
第369表	障害者雇用の現状	409
第370表	定年制等の状況	410

## 2 社会保障

第371表	社会保障制度類型別国数	411
第372表	ILO条約及び勧告(社会保障関係)	411
第373表	ILO第102号条約の批准状況	414
第374表	社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較	415
第375表	社会保障給付費(対国民所得比)の部門別構成割合の国際比較	416
第376表	国民負担率の国際比較等	417
第377表	日本の社会保障制度の概要	418
第378表	イギリスの社会保障制度の概要	420
第379表	イギリスの社会保障概況	422
第380表	フランスの社会保障制度の概要	424
第381表	フランスの社会保障概況	426
第382表	ドイツの社会保障制度の概要	428
第383表	ドイツの社会保障概況	430
第384表	アメリカの社会保障制度の概要	432
第385表	アメリカの社会保障概況	434
第386表	スウェーデンの社会保障制度の概要	436

## 3 医療

第387表	医療保障制度の国際比較	438
第388表	主要国の国民医療費の推移	440
第389表	国民医療費の対国民所得比の各国比較	442
第390表	主要国の診療報酬支払方式	443
第391表	医師数等の国際比較	443

## 4 年金

第392表	諸外国の公的年金制度の概要	444
第393表	公的高齢年金のみ受給者の課税最低限の国際比較(夫婦世帯の場合)	446
第394表	主要国における公的年金に対する税制の概要	447

## 5 福祉・社会手当等

第395表	世界6か国の福祉行政体系	448
第396表	各国のソーシャルワーカー資格制度一覧	450
第397表	各国のケアワーカーの資格制度一覧	452
第398表	主要国の児童手当制度	454
6 労働		
第399表	主要国失業者数及び失業率	456
第400表	年間総実労働時間の国際比較(製造業生産労働者、1995年)	456
第401表	ILO労働統計報告による週当たり労働時間(製造業)	457
第402表	労働費用の国際比較	458
第403表	諸外国の育児休業制度について	459
第404表	諸外国の介護休業制度について	460
7 国際協力		
第405表	WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移	461
第406表	厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移	461
8 国民所得		
第407表	国民所得(総額)	462
第408表	1人当たり国民所得	463



# 第I部 社会保障の動向

1

## 第1節 社会保障の背景

### —最近の経済・社会の動向—

#### 1 景気の動向

わが国経済は、昭和61年からの長期にわたる成長の持続の後、平成3年4～6月期から景気後退過程に入ったが、平成6年以降は緩やかな回復基調が続いた。平成7年に入ってから、1月に起こった阪神・淡路大震災や3月以降の急激な円高等により、景気回復は足踏み状態になったものの、同年末以降は明るい動きが見られるようになっていた。

平成9年に入り、1～3月期には消費税率引上げに伴う駆け込み需要の影響等から高い成長を記録したが、4～6月期にはその反動もあって、第一次石油ショック直後以来の大幅なマイナス成長となった。7～9月期には、4～6月期に比べれば回復に向かったものの経済活動の水準は低く、10月以降も回復が遅れ、景気は足踏み状態となっている。これは①消費税率の引上げ、特別減税の終了、医療保険制度の改正等の財政面の要因から家計の実質可処分所得の伸びが抑制されていること、②相次ぐ大企業や金融機関等の倒産及び経営破綻、株価の大幅な変動等もあって家計や企業のマインドが厳しくなっていること、③駆け込み需要が予想以上に大きかったことによる反動減が残っていること等によるものである。

個人消費は、平成7年4～6月期以降、緩やかな回復の動きを続け、平成9年1～3月期には消費税率引上げによる駆け込み需要の影響等により大きな伸びを示したあと、大きな反動減がみられ足踏み状態となっている。民間設備投資は、平成8年度中は、平成7年度からの回復基調にあつて堅調な伸びを記録し、その回復が経済全体の牽引役となってきた。しかし、平成9年度の設備投資は、年度全体としてみれば前年を上回る傾向にはあるものの、このところ特に非製造業において伸びに鈍化がみられている。鉱工業生産は、平成8年後半から伸びが高まり、平成9年初から4～6月にかけて高水準で横ばいとなった。ただ、平成8年秋口からの生産の伸びには、消費税率引上げ前の駆け込み需要の影響があったことから、平成9年4月以降は、これを受けての生産調整の動きがみられている。

雇用情勢については、総じて依然として厳しい状況が続いている。所定外労働時間は足元では鈍化がみられるものの着実に増加している。また、有効求人倍率は、平成9年7～9月期で0.72倍と、70年代後半から80年代前半の水準となっている。雇用者数は、平成8年以降も緩やかに増加したが、その後増加幅は縮小しており、特に、製造業の雇用者が減少するなかでこれまで雇用増に大きく寄

1

与してきた建設業で増加幅が縮小傾向にある。完全失業率は依然として高水準で推移している。

消費者物価は、平成9年4月の消費税率引上げ、同年9月の医療保険制度改正等が主な物価上昇の要因となったものの、全体としては安定基調で推移している。経常黒字は、平成8年度には歴史的にみても極めて低い水準にとどまったが、平成9年度には①これまでの円安の数量効果が顕在化してきたこと、②原油価格の反転下落等の要因から、拡大傾向に転じている。

#### 2 財政・金融

平成9年度予算の編成にあたっては、財政構造改革に取り組むことが喫緊の課題となっている我が国の財政事情にかんがみ、平成9年度を財政構造改革元年と位置づけ、医療保険制度改革をはじめとする各般の制度改革を実現するなど聖域を設けることなく徹底した歳出の洗直しに取組、全体としての歳出規模を厳しく抑制することに努められた。

平成9年度一般会計予算の規模は、77兆3,900億円（対前年度比3.0%増）、一般歳出の規模は43兆8,067億円（対前年度比1.5%増）となっている。また、平成9年度における公債発行額は16兆7,070億円となっており、公債依存度は21.6%となり、前年度当初予算における依存度28.0%を下回っている。

社会保障予算については、今後の少子化・高齢化の進展、国家財政の深刻化などの社会保障をとりまく情勢の変化を踏まえ、真に必要なニーズに適切に対応しつつ、社会保障制度が21世紀においても安定的かつ効率的に機能するよう改革をすることが求められた。このため、具体的には、破綻に瀕した医療保険財政の建て直しを図るとともに、生代間の負担と給付の公平を図るために、患者負担と保険料水準の見直しを中心とする医療保険制度改革を行うほか、新ゴールドプラン、障害者プラン及び緊急保育対策等を着実に推進するこ

ととし、また、がん・エイズ・難病対策の総合的推進、診療報酬改定や国立病院の経営改善を行うなど、国民生活に身近な保健・医療・福祉等の各分野におけるきめ細かい配慮を行うこととしている。雇用対策については、経済社会の変革期における雇用の安定の確保のため、失業なき労働移動や新規雇用創出等を推進するとともに雇用環境の整備など勤労者のための施策を総合的に進めることとしている。この結果、9年度の社会保障関係費は、前年度予算額に対して2,622億円（1.8%）増の145,501億円を計上している。

平成9年度財政投融資計画の策定に当たっては、社会経済情勢の変化に即応し、対象分野・事業を厳しく見直すとともに、資金の重点的・効率的な配分を図ることとしており、9年度の財政投融資計画の規模は51兆3,571億円と、前年度に比べ4.5%の増となっている。厚生福祉関係については、1兆6,646億円（前年度比3.6%減）の財政投融資を予定し、社会福祉・医療事業団において、高齢化社会の到来に備えるため、所要の貸付計画額を確保することとしているほか、国立病院特別会計、地方公共団体等において、病院、厚生福祉施設等の整備促進を図ることとしている。

一方、歳入面においては、9年度の税制改正において、住宅・土地関連税制等について適切な対応を図るとともに、蒸留酒に係る酒税の見直しその他所要の措置が講じられた。

金融政策については、景気後退を受けて平成3年7月から数次に渡る引き下げが続けられた。平成7年9月には0.5%にまで引き下げられ史上最低水準を更新し、以降この水準が維持されている。

#### 3 雇用

有効求人倍率は、平成2年7～9月期から平成3年1～3月期の1.44倍をピークとし、平成6年4～6月期の0.64倍となるまで一貫して低下を続けた後、同年10～12月期までは同水準で推移した。平成7年に入ってから上昇と低下を繰り返した

## 第1部 社会保障の動向

が、平成8年には、景気の回復や生産の増加を反映して0.70倍となり、前年（0.63倍）から6年ぶりに上昇に転じた。新規求人倍率は、新規求人との堅調な伸びを受けて平成8年は1.19倍と、前年の1.06倍から0.13ポイント上昇した。一方、完全失業率は、平成8年平均で3.4%となり、前年の3.2%を上回って、比較可能な昭和28年以来最高の水準となった。ただ、その推移をみれば、平成8年4～6月期に3.5%と既往最高水準を記録した後、10～12月期には3.3%まで低下しており、改善の動きもみられる。

## 4 家計収支

平成8年の勤労者世帯の実収入は、1世帯当たり1か月平均57万9,461円で前年に比べ名目・実質とも1.5%の増加となった。また、実収入から税金・社会保険料等を控除した可処分所得は、1世帯当たり1か月平均48万8,537円で、前年に比べ名目・実質とも1.3%の増加となった。

勤労者世帯の消費支出の動向については、平成8年には1世帯当たり1か月平均35万1,755円と前年に比べ、名目・実質とも0.6%の増加となった。費用別で見ると、「交通・通信」が大幅な増加、「保健医療」「住居」「教養娯楽」「光熱・水道」「家具・家事用品」も増加となったが、「被服及び履物」「教育」「食料」は減少している。また、税金、社会保険料、借金利子等からなる非消費支出は、勤労所得税、社会保険料の増加等により名目で2.6%増加して、勤労者1世帯当たり1か月平均90,924円と

なった。

## 5 人口・世帯

平成8年10月1日現在のわが国の総人口は、1億2,586万人であり、この1年間に29万人(0.23%)増加した(総務庁統計局)。これを年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)、老年人口(65歳以上)の3区分別にみれば、平成8年では、それぞれ1,969万人(35万人減)、8,716万人(10万人減)、1,902万人(74万人増)となっている。なお、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成9年1月推計)」の中位推計によると、平成7年以後生産年齢人口は減少し続け平成9年には老年人口が年少人口よりも多くなり、平成20年には総人口が減少し始めると予測されている。今後、特に75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、平成21年度には全人口の1割を超えると予測されている。

世帯数は、平成8年6月現在で、約4,381万世帯となっている。世帯人員別に見ると、2人世帯の数が最も多く全体の24.2%を占め、1世帯当たりの平均世帯人員は2.85人となっている。世帯構造別に見ると「核家族世帯」が約2,586万世帯で、全体の59.0%を占めている。また、世帯類型別に見ると「高齢者世帯」は約620万世帯で、全世帯に占める割合は14.2%となっている。また65歳以上の高齢者のうち一人暮らしの者は約236万人で、高齢者の17.4%を占めている。

## 第2節 社会保障の動向

## 1 概況

わが国の社会保障制度は、戦後の経済発展の過程で逐次改善・充実が図られ、国民生活の安定向上に大きく貢献してきた。医学医療の進歩、栄養の改善、環境衛生の向上等と相伴って平均寿命は大幅な伸長を示してきた。平成8年簡易生命表によると、男77.01年、女83.59年で、前年(第18回生命表)に対して、男0.63年、女は0.74年上回っており、男女とも世界最高の水準に達している。

一方で、出生率は持続的な低下傾向を示し、平成7年の人口動態統計によると、合計特殊出生率は1.42と前年の1.50を下回って過去最低となり、少子化が一層進行するとともに、わが国の人口の高齢化も例を見ない速さで進んでいる。また社会保障を取り巻く社会経済環境の様々な変化に対し、社会保障制度が対応していくことが要請されている。

このような21世紀の少子・高齢社会に対応するため、平成7年以降、次のような動きがみられた。

まず、平成7年7月、社会保障制度審議会から、21世紀の社会保障のあるべき姿を構想し、今後わが国社会保障体制の進むべき途を提示した、「社会保障体制の再構築～安心して暮らせる21世紀の社会を目指して～」と題する勧告が内閣総理大臣に提出された。本勧告は、平成3年から行ってきた社会保障についての理論及び将来像についての検討の成果を踏まえ、21世紀に耐えうる社会保障制度の構築に向け、社会保障の理念として従来の「最低限度の生活保障」に替えて新たに「広く国民に健やかに安心できる生活を保障すること」を掲げるとともに、社会保障制度改革の具体策として、

公的介護保険の導入をはじめ、医療保障と医療供給体制の整備、雇用・所得保障、子供の健全育成、女性の就業支援、障害者の社会参加、住宅対策など広汎な分野にわたって提言したものである。

同年11月には、第135回臨時国会において、参議院国民生活に関する調査会の提出による「高齢社会対策基本法」が成立した。同法では、「公正で活力ある社会」、「地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会」、「豊かな社会」が構築されることを基本理念とするとともに、内閣総理大臣を会長とする高齢社会対策会議を設置すること、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めること、などを規定している。なお、これに基づき、平成8年7月に「高齢社会対策大綱」が閣議決定された。この中では、政府が高齢社会対策を策定し、施策の展開を図るに当たっての基本的考え方として、「高齢者の自立、参加及び選択の重視」、「国民の生涯にわたる施策の体系的な展開」、「地域の自主性の尊重」、「施策の効果的推進」、「関係行政機関の連携」、「医療・福祉、情報通信等に係る科学技術の活用」の6つが示されている。

さらに、障害者施策については、平成7年12月、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」が障害者対策本部により策定された。これは、リハビリテーションとノーマライゼーションの理念の下、平成5年3月に策定された「障害者対策に関する新長期計画」の具体化を図るための重点施策実施計画として策定されたものである。

平成9年1月に召集された第140回通常国会においては、以下のような社会保障関係法が成立した。

## 第1部 社会保障の動向

〔健康保険法等の一部を改正する法律〕

医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の負担の公平等を目的とした健康保険法等の一部を改正する法律が、平成9年6月に成立した。同法は、①被用者保険の被保険者本人に係る一部負担の割合及び老人医療受給対象者の一部負担金の額の改定、薬剤に係る一部負担の創設等の措置を講ずること、②医療保険制度及び老人保健制度の全般にわたる改革を図るため、その基本的事項について調査審議する「医療保険福祉審議会」を発足させること等を内容とするものである。

〔児童福祉法等の一部を改正する法律〕

児童と家庭をとりまく環境の変化等を踏まえ、子育てしやすい環境の整備を図るとともに、次代を担う児童の健全な成長と自立を支援するために児童家庭福祉制度の再構築を目指す、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成9年6月に成立した。同法は、現行の措置による保育所入の仕組みを廃止し、利用者が保育所を選択できる仕組みへ改めることや、児童をめぐる問題の複雑・多様化に対応した児童福祉施設の名称、機能等の見直し、入所措置の専門性、客観性の確保を目的とした児童相談所の機能の充実等を内容とするものである。

〔日本私立学校振興・共済事業団法〕

平成7年2月24日の閣議決定「特殊法人の整理合理化について」に基づき、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私学振興のための基盤整備を図る観点から、日本私学振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散して日本私立学校振興・共済事業団を設立すること、従来の日本私学振興財団の職員の社会保険給付に係る経過措置、助成業務と共済業務の区分の法律による明確化等を定めた日本私立学校振興・共済事業団法が平成9年5月に成立した。

公的介護保険制度については、平成7年2月より老人保健福祉審議会において審議が重ねられ、同年7月の中間報告、平成8年1月の第2次報告

を経て、同年4月「高齢者介護保険制度の創設について」と題する最終報告が取りまとめられた。これを受けて、厚生省により介護保険制度案が作成され、同年6月、その大綱が老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会等に諮問され答申が行われた。その後、与党ワーキングチームにおいて検討され、同年9月に、要綱案に対する与党修正案が取りまとめられた。この修正案の内容により、同年11月末に招集された第139回臨時国会に、介護保険法案及び介護保険法施行法案が提出されたが、実質的な審議がされないまま継続審議とされた。同法案は、翌平成9年1月に招集された第140回通常国会において審議され、同年5月、衆議院において修正可決された。修正の内容は、①市町村介護保険事業計画の策定・変更の際に被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずること、②法施行後5年を目途として介護保険制度の全般に関する検討を行うこと、③その他所要の修正を行うことの3点である。同法案は、参議院に送付され、委員会審議が行われたが、再び継続審議とされた。その後、同年の第141回臨時国会において、一部修正のうえ12月2日の参議院厚生委員会での可決、翌3日の同院本会議での可決を経て、衆議院に再送付され、衆議院では12月5日に厚生委員会で可決の後、12月9日の本会議で可決され、同法案は成立した。参議院においては、①国の責務の具体的内容として「保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策」を明記すること、②先の通常国会で成立した健康保険法等の一部改正法の施行に伴う条文整理の2点が修正された。また、参議院本会議においては、同法案の採決に際し、政府に対し着実な基盤整備を求める「介護サービスの基盤整備の推進等に関する決議」が行われた。

なお、要介護者の増大に対応するため療養型病床群制度の診療所への拡大等を内容とする医療法の一部を改正する法律案についても、参議院において継続審議とされていたが、介護保険法及び介

護保険法施行法と同日に可決され成立した。

## 2 高齢者保健医療福祉

わが国の高齢化は、先進諸国が経験したことのない速度で進展している。65歳以上人口は、1970年に約740万人（全人口の7.1%）であったのが、1995年には約1,828万人（全人口の約14.5%）と急増しており、国立社会保障・人口問題研究所の平成9年1月推計によれば、2000年には約2,187万人（全人口の17.2%）、2020年には約3,334万人（全人口の26.9%）に達するものとみられている。

高齢化の進展に伴い、要援護老人の増加も見られる。平成5年で寝たきり老人（寝たきり痴呆を含む）、非寝たきり要介護痴呆性老人及び虚弱老人はそれぞれ約90万人、約10万人及び約100万人と推計されているが、これが平成12年にはそれぞれ約120万人、約20万人及び約130万人に増加すると予想されている（厚生省推計）。これらの要援護老人に対する施策の充実は今後最も重要な課題の一つである。また、元気な高齢者も増加していくが、これらの人達が積極的に社会に参加・貢献していくための条件を整える必要がある。

〔新ゴールドプランの策定〕

このため、政府は、平成6年12月、「高齢者保健福祉推進十か年戦略」（いわゆる「ゴールドプラン」）。平成元年策定。）の全面的見直しを行い、「新ゴールドプラン」を策定した。これは、地域ニーズを踏まえて当面緊急に行うべき各種高齢者介護サービス基盤の整備目標の引上げ等を行うとともに、今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みを新たに策定したものである。この中で、ホームヘルパーや特別養護老人ホームなどについて整備目標が大幅に引き上げられたほか、施策の基本的理念として利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義が掲げられ、高齢者介護サービス基盤の総合的整備及び介護基盤整備のための支援施策の総合的実施につき施策の目標が示された。

また、平成7年度以降平成11年度までの総事業費は9兆円を上回る規模とし、より効率的で国民誰もがスムーズに利用できる介護サービスの実現を図る観点から新しい公的介護システムの創設を含めた総合的な高齢者介護の検討を進めることなどが合意された。

〔介護保険制度の創設〕

特に、新たな高齢者介護システムの創設に関しては、平成7年2月より老人保健福祉審議会において審議が重ねられ、同年7月、「今後、新たな高齢者介護システムとして、公的責任を踏まえ、適切な公費負担を組み入れた社会保険方式によるシステムについて、具体的な検討を進めていくことが適当」とする中間報告が取りまとめられた。この報告を踏まえ、同審議会は、①介護給付分科会②制度分科会③基盤整備分科会、の3分科会を設置して引き続き、高齢者介護サービスの在り方、社会保険システムにおける具体的制度設計、予防やリハビリの充実、介護基盤の整備等について、具体的な検討を行った。こうして、平成8年1月には介護給付、基盤整備のあり方を中心とした「新たな高齢者介護制度について（第2次報告）」を取りまとめ、さらに同年4月には、第2次報告をさらに具体化するとともに、介護保険制度の論点ごとに審議会での議論の背景・理由を整理した最終報告（「高齢者介護保険制度の創設について」）を提言した。

この最終報告を受けて、厚生省は、同年5月、「介護保険制度試案」及びこれを修正した「介護保険制度修正試案」の二試案を作成した。同年6月、「介護保険制度案大綱」が老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会等に諮問され、答申が行われた。しかし、与党内の調整が難航し、結局第136回通常国会への法案提出は見送られ、6月17日に、自由民主党、社会民主党、新党さきがけの連立与党3党の間で、介護保険制度の今後の取扱いについて次の事項を確認する与党合意が行われた。その内容は、①介護保険制度の創設に向け、政府・与党

一致して積極的に取り組んでいくこと、②同制度の創設に当たっては、関係者の意見を踏まえつつ、要綱案を基本として懸案事項についての解決を図りながら必要な法案作成作業を行い、次期国会に法案を提出することというものであった。

なお、与党間で合意された介護保険制度案の骨子は、次のとおりであった。

- ① 保険者は市町村とし、国及び都道府県並びに国民の共同により運営する重層的な制度とする。
- ② 被保険者は、制度発足に当たっては40歳以上の者とする。
- ③ 保険給付は、要介護者の自立支援を基本に、適切な要介護認定を行った上で、在宅・施設両面にわたる介護サービスを計画的に提供する利用者本位の制度とする。
- ④ 公費負担は給付費の2分の1とする。
- ⑤ 利用者負担は保険給付の対象費用の1割とし、施設においては食費は利用者負担とする。
- ⑥ 保険料については、65歳以上の被保険者(第1号被保険者)については、年金保険者による特別徴収を行うほか、市町村が徴収を行う。また、40歳以上の被保険者(第2号被保険者)については、医療保険各法の定めるところに従い医療保険者が徴収の上一括して納付し、高齢化率の調整を図りつつ市町村に配分する。
- ⑦ 市町村における事務・財政両面にわたる円滑な保険者運営に資するため、市町村の連合組織において、財政支援事業をはじめとする市町村支援事業を実施する。
- ⑧ 施行に当たっては十分な準備期間を置き、新ゴールドプランの達成状況、基盤整備の進展等を見極めつつ施行日を定める。(在宅サービスは平成11年4月から、施設サービスは平成13年を目途に実施)
- ⑨ 介護保険制度全体について、法律施行後の推移及び状況変化を踏まえて検討を加え、必要な見直し等の所要の措置を講じる。

⑩ 介護保険制度の創設に合わせ、医療法をはじめとする関係法律の改正を行う。

この与党合意に基づき、与党に設けられた「介護保険制度の創設に関するワーキングチーム」において、地方公聴会を開催し、懸案事項の解決を図るべく検討が重ねられた結果、9月19日に「介護保険法要綱案に係る修正事項」と題する意見が取りまとめられた。この中には、市町村に対する財政支援の強化策として、要介護認定の経費の2分の1を国が市町村に交付すること、都道府県に財政安定化基金を置くことのほか、平成12年度からの在宅サービス・施設サービスを同時に実施することなどの意見が盛り込まれた。さらに、第41回総選挙(10月20日)後の10月31日には、自由民主党、社会民主党、新党さきがけの3党間で政策合意が行われ、この中で、「介護保険制度については、3党において選挙前に取りまとめた内容で次期臨時国会に法案を提出し、成立を期す」こととされた。これを受けて、9月の与党修正意見に沿って修正が加えられた後、11月29日に、介護保険法案及び介護保険法施行法案が第139回臨時国会に提出された。同法案は、同臨時国会、第140回通常国会において継続審議となったが、12月9日、第141回臨時国会において成立した。

〔老人保健制度の見直し〕

平成6年6月、「老人保健法」等の改正によって医療の給付、付添看護・介護に係る医療費、入院時食事療養費等に関し健康保険制度等の改正に準じた改正を行うとともに、医療保険の保険者からの拠出金を財源とし、老人保健施設や老人訪問看護ステーションの整備等に対する社会保険診療報酬支払基金による助成事業、利用者本位のサービス提供体制の整備、老人保健福祉審議会の創設等の措置を講じることとされ、同年10月から全面的に施行された。また、平成7年3月の「老人保健法」等の改正により、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上下限の引上げが行われるとともに、実質的負担の著しく多い老人医療費

拠出金に係る特別調整の実施、公費負担割合が5割となる老人医療費の対象拡大等の措置が同年4月から施行された。また、3年以内を目途として老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、所要の措置を講ずることとされた。

平成8年12月には、老人保健福祉審議会において「今後の老人保健制度改革と平成9年改正について」の意見書が取りまとめられた。この意見書では、厳しい医療保険財政の状況等にかんがみ、介護保険制度の施行時を目途に老人保健制度に代わる新たな仕組みの創設を含め、老人医療費負担の仕組みを抜本的に見直す必要があるとした上で、当面取り組むべき課題として、①高齢者の心身の特性に応じた適切な保健医療サービスの提供、保健事業の充実等、②老人医療の効率化、適正化、③老人医療費の公平な負担(給付と負担の見直し)、④拠出金算定方法の見直し、等を挙げている。

平成9年には、健康保険法等の一部を改正する法律により、高齢化の進展、社会経済情勢の変化等に対応し、医療保険制度の安定的運営の確保、世代間の負担の公平等を図るため、一部負担金の引上げ、薬剤に係る一部負担金の創設、訪問指導対象者の拡大等の改正が行われた。

〔その他の制度・施策の動向〕

平成7年6月には「育児休業等に関する法律」が改正され、連続3か月を限度として、常時介護を要する対象家族1人につき1回の介護休業を請求する権利が平成11年4月より保障されることとなった。

高齢者の生きがいや健康づくりを支援する対策としては、「長寿社会開発センター」や各都道府県の「明るい長寿社会づくり推進機構」において高齢者の社会活動、スポーツ活動、ボランティア活動等の支援が行われているほか、高齢者の自主的積極的活動の場となる老人クラブに対する助成等が行われている。

### 3 児童福祉等

わが国の年間出生数は第2次ベビーブームの昭和48年の約209万人以来減少し続け、平成7年には史上最低の約118.7万人となった。合計特殊出生率(1人の女性が一生の間に産む平均子供数)で見ると、平成7年は1.42人で史上最低の数字となり、総人口の規模を維持する水準(2.08人)を大きく下回っている。また保健衛生水準や生活水準の向上等に伴って、現在の子供はおおむね健康であり、物質的に豊かな生活を享受している反面、経済成長、産業構造や就業構造の変化、都市化、受験競争の激化といった様々な環境の変化は新たな疾病、家族関係の希薄化、遊びの変質など好ましくない影響を子供たちに与えている。これらの子供の成長をめぐる現代的な問題の解決に向け、保育、労働、住宅、教育等様々な面において、次代の社会を担う子供たちが、健やかにたくましく育つことができるような環境づくりを進めていくことが求められている。

〔エンゼルプランの策定〕

このようなことから、平成6年12月、文部、厚生、労働、建設の4大臣により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)が合意された。エンゼルプランでは、少子化への対応の必要性、我が国の少子化の原因と背景について分析したのち、子育て支援のための施策の趣旨及び基本的視点、施策の基本的方向、重点施策を掲げている。重点施策としては、①仕事と育児との両立のための雇用環境の整備、②多様な保育サービスの充実、③安心して子どもを産み育てることができる母子保健医療体制の充実、④住居及び生活環境の整備、⑤ゆとりある学校教育の推進と学校外活動、家庭教育の充実、⑥子育てに伴う経済的負担の軽減、⑦子育て支援のための基盤整備を掲げている。

またエンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需



要の多様化等に対応するため、平成6年12月、大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」(緊急保育対策等5か年事業)が策定され、低年齢児保育や時間延長型保育等の計画的な推進を図っている。

〔その他の制度・施策の動向〕

2

法律改正では、平成6年3月に児童手当法の一部改正が行われ、従来の児童手当制度に基づく福祉施設が「児童育成事業」と改められ、これまでの手当給付のための拠出金に加えて新たに児童育成事業に要する費用に充てるための拠出金が徴収されることになった。これにより、事業所内保育施設への助成、児童館の施設整備、延長保育等の就労の実態に即した多様な育児支援サービスへの助成等、幅広い子育て支援事業推進の安定化が図られた。平成6年10月からは健康保険法等の改正を受けた出産育児一時金の支給も行われている。また、平成3年6月に「育児休業等に関する法律」が制定され、1歳までの1年間に育児休業を請求する権利等が保障されたが、平成7年4月からは、雇用保険法等に基づく育児休業給付の支給、健康保険や厚生年金保険等に係る育児休業中の本人負担分の保険料の免除措置、国家公務員・地方公務員に対する育児休業手当金の支給が実施されている。また、平成7年6月の「育児休業等に関する法律」の改正により、労働者への育児休業中及び休業後の労働条件に関する事項の周知及び雇用管理上の措置、事業主の育児等退職者の再雇用特別措置(努力義務)等が同年10月より実施されている。

また、中央児童福祉審議会基本問題部会は、平成8年3月に設置されて以来、児童福祉家庭福祉制度のうち、・児童保育施策体系、・要保護児童施策体系、・母子家庭施策体系について、21世紀を見据え、昨今の児童や家庭を取り巻く社会経済環境に対応した見直しの審議を行い、同年12月、「少子社会にふさわしい保育システムについて」、「少子

社会にふさわしい児童自立支援システムについて」、「母子家庭の実態と施策の方向について」の三つの中間報告を取りまとめた。政府はこれらの中間報告を受け、第140回通常国会に児童福祉法等の一部を改正する法律案を提出し、前述の法改正がなされた。

#### 4 障害者福祉等

我が国の障害者総数は、身体障害(児)者約295万人(平成3年度)、精神薄弱(児)者約41万人(平成7年度)、精神障害者約157万人(平成5年度)の計約493万人と推計され、我が国の総人口の4.2%となっている。

障害者施策については、昭和56年の国際障害者年や昭和57年3月に策定された「障害者対策に関する長期計画」を通じて、その推進が図られてきた。最近では、平成5年3月に「国連・障害者の10年」(昭和58年から平成4年まで)以降の障害者施策の推進の基本指針として、「障害者対策に関する新長期計画―全員参加の社会づくりをめざして―」が策定されたのに続き、平成5年12月には、障害者の自立社会参加を一層推進するため、「心身障害者対策基本法」に代わって「障害者基本法」が制定され、障害者施策の基本理念の規定、障害者の日に関する規定、障害者基本計画の策定・雇用の促進・公共的施設や情報の利用等についての国及び地方公共団体の責務規定等が設けられた。

このような新たな枠組みが整備される中、平成6年9月に厚生省内に「障害者保健福祉施策推進本部」が設置され、障害の各分野にわたる保健福祉施策について総合的な検討が行われ、平成7年7月、その検討結果が「中間報告」として取りまとめられた。

〔障害者プランの策定〕

さらに、同年12月、政府の障害者対策本部において、関係省庁の障害者施策を横断的に盛り込んだ「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(平成8年度～14年度)が策定された。障

害者プランは、「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)の具体化を図るための重点施策実施計画として位置づけられた。このプランでは、ライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念とを踏まえつつ、①地域で共に生活するために、②社会的自立を促進するために、③バリアフリー化を促進するために、④生活の質(QOL)の向上を目指して、⑤安全な暮らしを確保するために、⑥心のバリアを取り除くために、⑦我が国にふさわしい国際協力・国際交流、の7つの視点から施策の重点的な推進を図ることとしている。さらに、当面障害者施策として緊急に整備すべき平成14年度末までの目標として、グループホーム・福祉ホームの増設やホームヘルパーの増員など、具体的な数値目標が掲げられた。

〔制度・施策の動向〕

##### ① 身体障害者施策

身体障害者施策としては、平成2年6月の身体障害者福祉法の改正により、身体障害者の在宅介護が一層支援されることとなった。さらに、老人と身体障害者がそれぞれのデイサービスを利用できるような制度の改善がなされるとともに、「障害者の明るいくらし」促進事業において、身体障害者の地域生活にとって重要な移動対策について計画的な事業の充実が図られてきた。また、平成6年度からは、「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」がゴールドプランの一つとして位置づけられたが、新ゴールドプランにおいては、その一層の推進を図るとともに、障害者・高齢者に配慮した住宅の整備促進を図ることが新たに盛り込まれた。一方、障害児に対して通園により生活訓練等の場を提供する心身障害児通園事業に加え、重症心身障害児(者)に対する在宅施策として、平成8年度より、新たに重症心身障害児(者)通園事業を実施している。

##### ② 精神薄弱者施策

精神薄弱者施策としては、従来、施設施策を中心として行われてきたところであるが、平成2年の精神薄弱者福祉法等の改正により、ショートステイやグループホーム等、在宅施策も法的な位置付けがなされることとなった。

近年においては、一般の住宅地の中の通常のアパート・マンション等で共同生活を営む精神薄弱者に対し日常生活援助を行うグループホーム事業等による生活の場や、社会活動総合推進事業、デイサービス、ゆうあいピック(全国精神薄弱者スポーツ大会)等の実施による活動の場を確保することにより、精神薄弱者の社会活動の参加を促進しているところである。特に、グループホームについては、重度の障害を有する精神薄弱者に適切な処遇が確保されるよう平成8年度から新たに運営費の加算制度を設けるなどその充実を図ることとしている。また、グループホームの住宅地における設置を促進するため、公営住宅の活用等が可能となるようにするための公営住宅法の改正法が第136回通常国会において成立した。

##### ③ 精神障害者施策

精神障害者施策については、「精神衛生法」を全面改正した「精神保健法」が昭和63年7月に施行され、以来、法定化された精神障害者の社会復帰施設の整備をはじめとして、小規模作業所に対する助成、保健所における社会復帰相談、通院患者リハビリテーション事業等各種施策の充実により、精神障害者の人権擁護と社会復帰の促進が図られてきた。平成5年6月には、精神障害者等の社会復帰のより一層の促進を図るとともに、精神障害者等の人権に配慮しつつその適正な医療及び保護を実施するため、「精神保健法」の改正が行われ、グループホームの法定化、精神障害者の社会復帰を促進するための啓発活動等を行う民法法人の指定、仮入院期間の3週間から1週間への短縮、精神障害者の定義規定の見直し、栄養士等の資格取得について精神障害者であることを絶対的欠格

事由から相対的欠格事由に改められた。また、平成7年5月には、精神障害者の福祉を法体系上位付け、法律の題名を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改めるとともに、精神障害者保健福祉手帳の交付、正しい知識の普及や相談指導等の地域保健福祉施策の充実、生活訓練施設(援護寮)、授産施設、福祉ホーム、福祉工場の4施設類型を法律上明記、精神障害者社会適応訓練事業の法定化、市町村の役割の明示、精神医療に係る公費負担医療の公費優先から保険優先への移行等を内容とする改正が行われた。

また、平成9年秋の第141回臨時国会では、精神障害者の社会復帰を支援する精神科ソーシャルワーカーの国家資格化を図る「精神保健福祉士法」が成立した。

#### ④ 障害者雇用施策

障害者雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関は全従業員に占める障害者の割合が法定雇用率(一般民間企業1.6%、特殊法人1.9%、国・地方公共団体の非現業機関2.0%・現業機関1.9%)以上になるよう障害者を雇用することが義務づけられている。しかしながら、一般民間企業の障害者実雇用率が平成元年から平成3年まで1.32%と停滞傾向が続いたことから、労働省は平成4年3月に初めて雇用率未達成の企業のうち改善努力のみられない企業名の公表を行った。

また、平成4年5月の同法の改正により、労働大臣による障害者雇用対策基本方針の策定、短時間労働者の重度障害者に対する雇用率制度の適用、重度精神薄弱者に対するダブルカウントの適用及びこれらに対する納付金制度の適用、精神障害回復者を雇用する事業主に対する助成金の支給等が行われることとなった。さらに平成6年6月の同法改正では、都道府県知事による障害者雇用支援センターの指定、障害者をとりまく職業生活環境の整備を図るための助成措置の拡充などが行

われた。

現在の法定雇用率は身体障害者のみを対象としているため、精神薄弱者は雇用義務がないが、身体障害者とみなして実雇用率にカウントできることとされている。障害者雇用審議会は、平成9年1月27日に労働大臣に対して意見書を提出した。その趣旨は、・近年、精神薄弱者の雇用が進み、従来にはなかった産業分野にも拡がりを見せていること、・精神薄弱者について実雇用率の算定に当たってのみカウントするという取扱いが身体障害者の雇用に対して影響を及ぼすに至っていること、・近年の障害者の社会参加に関する社会的気運の盛り上がり等にかんがみると、雇用率制度上、精神薄弱者を法定雇用率の算定基礎に加えるべき時期にきていること等から、精神薄弱者を含む法定雇用率の設定が必要なこと、及び障害者に対する雇用支援策を充実すべきこと(地域レベルでのきめ細かい職業リハビリテーションの推進など)等である。労働省はこの意見書を踏まえ、第140回通常国会に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」を提出し、同法案は同国会において成立した。民間企業の障害者実雇用率は、平成6年6月には1.44%、平成7年6月には1.45%となっている。

## 5 医療保険

21世紀の本格的な高齢社会を迎えるに当たって、国民の医療ニーズの多様化、高度化等に的確に対応した揺るぎない医療保険制度を確立することが、今後の重要な課題となっている。

平成7年度の国民医療費は26兆9,600億円、国民1人当たりの医療費は21万4,700円になると見込まれている。特に老人医療費について見ると、国民医療費に占める割合が次第に増加し平成7年度には31.5%になると見込まれている。今後も人口の高齢化の進展、医療技術の進歩等により、医療費の増加は避けられないところであり、伸び率を適正な範囲に抑えるための努力が求められてい

る。

このような観点から、医療保険審議会では、平成5年1月に、①公的医療保険の役割、②保険給付の範囲・内容、③給付と負担の公平、④医療費の規模及びその財源・負担のあり方、⑤医療保険制度の枠組み及び保険者運営のあり方、⑥現金給付のあり方、⑦保険施設事業のあり方、⑧その他、の8つの検討項目をまとめた。このうち、主として①及び②については、平成6年6月に成立した「健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、付添看護・介護についての給付の改革として看護の位置付けの明確化や付添看護療養費の原則廃止、在宅医療の推進のため在宅医療の法律上の位置付けの明確化及び訪問看護事業の拡大が行われた。また、同時に、入院時の食事についての給付の見直しとして療養の給付から入院時の食事療養を切り離して入院時食事療養費を創設し、患者は定額の標準負担額を支払うこととなったほか、前述した出産育児の支援措置も講じられた。

平成7年3月以降、医療保険審議会では、上記検討項目のうち③～⑤を中心に審議を重ね、同年8月に「中間とりまとめ」を行った。さらに、ここで取り上げられた様々な論点等についてさらに掘り下げた検討を行った結果、平成8年6月に、「今後の国民医療と医療保険制度改革のあり方について(第2次報告)」が取りまとめられた。本報告では、高齢化と経済の低成長の中で国民医療費は増大し、医療保険財政が深刻な赤字構造に陥っている中で、年金、医療、福祉の各分野を通じた社会保障全体の効率化が必要であり、特に医療については、医療提供体制を含めた今後の国民医療のあり方について基本的な検討を行う必要があるとの認識に立って、医療保険制度改革に取り組んでいくことが必要であるとしている。その上で、医療提供体制の見直し、これからの医療保険制度の役割、医療保険制度の構造の見直し、患者負担等の見直し、診療報酬体系等の見直し、等についての考え方を示している。

本報告を受けて、医療保険審議会では、平成8年7月、今後の医療保険制度改革において考えられる複数の改革メニューを提示し、これをもとに中期的な改革ビジョンと平成9年度を含む当面の制度改革案について審議を行った結果、同年11月、「今後の医療保険制度のあり方と平成9年改正について」の建議を厚生大臣に対して行った。本建議では、医療の質の向上と効率化、少子高齢社会における国民皆保険体制の堅持、制度間の公平や給付と負担のバランスの確保、等を基本的な考え方として21世紀初頭に目指すべき医療保険制度の姿を示すとともに、今後の一連の医療保険制度改革の第一段階として、平成9年改正においては医療保険の財政収支の均衡を図るために必要な改革を実施するよう提言した。

その後、政府・与党内で平成9年度改正の内容についての検討が行われ、これを受けて、平成9年1月に、・患者負担について、老人の入院を1日当たり710円から1,000円に、外来を1月当たり1,020円から1回当たり500円(1月4回、2,000円限度)に、被用者本人を1割から2割にするとともに、老人、被用者本人、家族、国民健康保険について外来薬剤1種類につき1日当たり15円の患者負担を導入すること、・政府管掌健康保険の保険料率を1000分の82から1000分の86に改定すること、を内容とする「健康保険法等の一部を改正する法律案」が医療保険審議会、老人保健福祉審議会、社会保障制度審議会に諮問され、答申が行われた後、同年2月10日、第140回通常国会に提出され、同年6月16日成立した。

〔その他の制度・施策の動向〕

国民健康保険については、平成元年に社会保障制度審議会から「国民健康保険制度の長期安定確保策について」の意見が出され、平成2年の国民健康保険法改正では、保険基盤安定制度の恒久化、国庫助成の拡充と財政調整機能の強化等の措置が図られた。また、平成7年の国民健康保険法改正では、国民健康保険財政の安定化と保険料負担の

公平化を図るため、保険料軽減制度の拡充、高額医療費共同事業の拡充・制度化等のほか、平成5年の改正で2年間の暫定措置とされた保険基盤安定制度に係る国庫負担の特例措置をさらに2年間継続した。また、平成9年度以降の国民健康保険制度のあり方については、平成8年12月の「国民健康保険制度の改革について」と題する医療保険審議会の建議書において、国民健康保険制度の基本構造に踏みこんだ改革の今世紀中の実現を目指して検討を進めるべきである旨の指摘がなされている。

診療報酬については、平成6年4月の改定において、診療報酬体系の簡素化を図る観点から甲乙点数表が一本化されるとともに、許認可事項の簡素合理化が図られ、医療機関の機能・特質に応じた評価、医療技術の適正な評価、在宅医療の推進、難病患者、老人患者などの心身の特性にふさわしい医療の推進、薬剤使用や検査の適正化などが図られた。また、同年10月には改正健康保険法等の施行に伴う診療報酬の改定が行われた。さらに、平成8年4月の改定では、医療機関の機能分担の推進、老人外来医療等の包括化等診療報酬の合理化とともに、多剤投与の場合の薬剤料の低減措置の拡大等薬剤使用の適正化を推進する措置が講じられた。

薬価については、平成3年5月の中央社会保険医療協議会の建議を受け、算定方式が従来よりも市場の実勢価格が反映されるような方式に改められた。また、平成8年4月の基準改定では、既存薬について、価格設定時の条件に変化が生じた場合に薬価の再算定を行うこととされた。

## 6 年金保険

公的年金制度は、現役世代が年金受給世代を支える「世代間扶養の仕組み」に基づき、全ての国民の老後生活を保障するとともに、障害を負った場合や生計維持者が死亡した場合の保障を行っている。

平成7年度末現在のわが国の公的年金被保険者数は約6,995万人に上るが、平成8年の国民生活基礎調査によれば、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち公的年金等の受給を受けている世帯は約97(96.9)%あり、また高齢者世帯の所得のうち公的年金・恩給が58.7%を占めており、公的年金は国民生活に欠くことのできないものとして深く浸透している。平成7年4月時点で、厚生年金保険における最近年金を受けはじめた男子の平均年金月額額は20万6,900円、また、老齢基礎年金(40年加入の場合)は月額65,458円となっている。

最近の改正の動向を見ると、平成元年の改正では、給付額の改善、完全自動物価スライド制の導入、従来任意加入とされていた学生に対する国民年金の適用及び自営業者等に基礎年金の上乗せ年金を支給する国民年金基金制度の創設等が行われた。また、平成6年の改正では、活力ある長寿社会の構築に向け人生80年時代にふさわしい年金制度とし、また将来にわたり給付と負担の均衡を図るため、老齢厚生年金の支給開始年齢の段階的引上げ、在職老齢年金の改善等を行うとともに、財政再計算に伴う年金額の改善(なお、厚生年金の報酬比例部分の再評価率の改定方法については、これまでの現役世代の賃金の伸びに応じて行う方法から、税や社会保険料を差し引いた現役世代の手取り賃金の伸びに応じて行う方法(ネット所得スライド)に改めることとされた。)と保険料率の引上げ幅の見直し、遺族年金、障害年金、厚生年金基金等の改善、賞与等からの特別保険料徴収等を行うこととされた。また、65歳未満の厚生年金の受給権者が雇用保険法による失業給付を受けている場合は、その間、老齢厚生年金の支給を停止することとなった。

なお、公的年金の長期的安定を目指して、社会保障制度審議会の年金数理部会は、平成4年9月に「年金数理部会第3次報告書」を発表し、公的年金の一元化、支給開始年齢問題を中心とする給付と負担のあり方及び年金財政に関する情報公開

等についての提言を行った。さらに平成5年12月には「年金数理部会第4次報告書」を発表し、年金制度の財政再計算のあり方及び年金財政の情報公開のあり方等についての提言を行っている。

21世紀の超高齢社会に備え、老後の所得保障の支柱である公的年金については、長期的に安定した、公正・公平な制度を確立していくことが重要である。このようなことから、政府は、昭和59年の閣議決定により、平成7年を目途に公的年金制度の一元化を完了するという目標を示した。これを受けて、昭和61年4月に全国民共通の基礎年金制度が導入され、公的年金のいわゆる1階部分について一元化が図られた。平成元年には、基礎年金に上乘せされるいわゆる2階部分の給付面における一元化へ向けての当面の措置として「被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法」が制定され、被用者年金制度間の費用負担の調整措置が平成2年4月から実施された。

平成6年2月には、「公的年金制度の一元化に関する懇談会」が政府に設置され、検討を重ねてきたが、平成7年7月、「公的年金制度の一元化について」報告が取りまとめられ、これを受けて平成8年3月、「公的年金制度の再編成の推進について」と題する閣議決定が行われた。この閣議決定では、被用者年金制度の再編成の進め方として、①第一段階として、日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合を平成9年度に厚生年金保険に統合する、②国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、まず両制度において財政安定化のための措置を検討する、③農林漁業団体職員共済組合及び私立学校教職員共済組合については、被用者年金制度全体の中におけるそれぞれの制度の位置付けについて検討を行う、とされた。また、被用者年金制度の再編成を進めるに当たっては、制度運営に関する適切な情報の公開を行うとともに、社会保障制度審議会年金数理部会に要請し、制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時ごとに検証を行う

こと、年金現業業務について基礎年金番号の導入等統一的な処理を推進すること、なども決定された。

この閣議決定を受けて、平成8年6月、「厚生年金保険法等の一部を改正する法律」が成立し、①JR共済、JT共済、NTT共済の厚生年金への統合、②統合に伴い、旧三共済の組合員を新たに厚生年金の加入者とし、厚生年金のルールに従って年金を支給すること、③統合に際しては、三共済より必要な額の積立金を移管するとともに、被用者年金全制度が一定のルールに従って財政支援を行うこととされた。

ところで、完全自動物価スライド制のもとでは、本来、平成8年4月以降の年金額は、平成7年の全国消費者物価指数の動向に応じて改定されることとなるが、同年の全国消費者物価指数は対前年比で0.1%の下落となった。しかし、年金額の実質的価値の維持という本来の趣旨にかんがみれば、このような小幅の改定は必要性に乏しいことから、特例として、平成8年度の物価スライドを行わないこととするための「平成8年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律」が、平成8年3月に制定された。

次に、平成11年度の次期財政再計算に向けての動向については、少子・高齢化の急速な進行、経済基調の変化等により年金を取り巻く環境が厳しいものとなっていることから、将来の負担を過重なものとしないう制度全体の抜本的な見直しを図り、長期的に安定した制度を構築すること等が重要な課題となっている。年金審議会では、平成9年5月27日より次期財政再計算に向けた検討を開始し、平成10年の意見書の取りまとめを目指し、制度改正に係る基本的事項をはじめ、給付と負担の適正化、年金積立金、厚生年金基金の自主運用の在り方等幅広く検討を行っているところである。平成9年12月5日には年金審議会での論点が整理され、また、それと同時に、厚生省も国民的合意形成に資するため、給付と負担の組み合わせ



## 第1部 社会保障の動向

についての5つの選択肢を提示した。

## 7 労働保険等

平成8年度における労災保険の適用労働者は4,790万人で、前年度比0.5%増となった。労働災害は累次の労働災害防止計画の推進等により全体としては減少傾向にあり、新たに労災保険の給付の支払を受ける者は漸次減少を続け、平成7年度には64万5千人となっているが、年金受給者の累増等を反映し、給付費支払額は年々増加傾向にある。保険給付の内訳では、年金の給付金額が年々増加し最も多くなっており、その割合は平成7年度には46.0%となっている。また、平成7年3月には、介護補償給付の創設、遺族補償年金の給付内容等の改善、労働福祉事業の改善等を内容とする「労働者災害補償保険法等の一部改正法」が成立した。

雇用保険については、平成7年度平均の一般求職者給付基本手当受給者実人員は83.7万人で、景気の動向も反映し前年度比7.3%増となった。また平成6年6月には「雇用保険法等の一部改正法」が成立し、高年齢雇用継続給付（60歳時点に比べて賃金額が15%を超えて低下した状態で雇用を継続する高年齢者に支給）及び育児休業給付（1歳未満の子を養育するため育児休業を取得した被保険者に支給）の創設、求職者給付、就職促進給付の充実等が行われた。平成7年度実績は、高年齢雇用継続給付が15万7千人、育児休業給付が、基本給付金について11万1千人、職場復帰給付金（復帰後6か月雇用時点で給付）について1万人となっている。

高齢化の進展に伴い高齢者の雇用・就業の場の確保が重要な課題となっており、平成2年6月に、事業主による定年到達者の65歳までの再雇用の努力義務などを内容とする「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」の改正が行われ、また平成6年6月の同法改正では、60歳定年が努力義務から義務化になる（施行は平成10年4月）とともに、

労働大臣は、60歳定年後の継続雇用制度導入計画の作成指示ができるようになった。さらに、平成8年5月の改正では、地域の企業、家庭、官公庁などから仕事を請負、委任により引き受け、概ね60歳以上の高齢者である会員に提供する「シルバー人材センター」について、会員、仕事、事業実施地域の一層の拡大を図るため、2以上のシルバー人材センターを会員とする公益法人を「シルバー人材センター連合」として都道府県知事の指定を受けることができることとされた。

なお、平成8年「雇用管理調査」によると、60歳以上の定年制の普及率は88.3%となっており、60歳定年制実施予定まで含めると94.8%に達している。今後は希望する者が65歳まで現役として働けるような環境づくりを進めていくことが課題となっている。

## 8 生活保護

生活保護制度は国民生活の最終的なよりどころとして重要な役割を果たしてきているが、その中心となる生活扶助の基準については、従来から一般国民生活の向上の度合いを考慮して改善が図られてきており、平成9年度においては対前年比2.2%の引き上げが行われ、世帯当たりの最低生活費は17万4,859円（標準3人世帯、1級地—1の場合）となった。また、被保護者数は、昭和59年をピークとして減少傾向で推移してきたが、平成4年度からは横ばい傾向となり、平成8年度後半からは都市部を中心に増加傾向で推移している。平成9年3月現在の被保護者数は89万人となっている。保護率について見ると、平成8年度は7.1%となっている。

## 9 保健医療と環境衛生

わが国の疾病構造は、結核等の感染症から、がん、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病を中心とする慢性疾患へと疾病構造が変化しており、このような医療を取り巻く環境の変化に対応して、施

策の面においても健康増進からリハビリテーションを通じた包括医療の重要性が高まっている。

医療提供体制については、都道府県ごとの医療計画が作成され、少なくとも5年に一度見直しが行われているほか、地域の実情や特性に即した保健医療サービスの提供体制の整備を図るため、2次医療圏（日常生活圏）単位に地域保健医療計画が作成されている。また、平成4年6月には、患者の心身の状況に応じた良質かつ適切な医療を効率的に提供するための「医療法の一部を改正する法律」が成立し、医療施設機能の体系化を図るため高度医療を必要とする患者等に医療を提供する「特定機能病院」及び長期療養を必要とする患者等に医療を提供する「療養型病床群」が制度化されるとともに、医療に関する適切な情報提供が推進されることとなった。

さらに本格的な高齢社会に向けて、国民に良質かつ適切な医療提供体制を整備していくため、平成7年4月より、医療審議会では基本問題検討委員会を設置し、今後の医療提供体制のあり方について検討を行い、平成8年4月に意見具申をとりまとめた。これを踏まえ、要介護者の増大に対応し、地域に必要な医療を確保する観点からの措置を盛り込んだ「医療法の一部を改正する法律案」が医療審議会、社会保障制度審議会に諮問され、同年6月に答申が行われた。同法律案は、①医療の担い手は医療の提供に当たって適切な説明を行うよう努めることとすること、②要介護者の増大に対応するための療養型病床群制度の診療所への拡大、③かかりつけ医・かかりつけ歯科医等を支援するための地域医療支援病院制度の創設、④地域医療支援病院や療養型病床群の整備目標等の医療計画における必要的記載事項化、⑤老人居宅介護事業等の医療法人の附帯業務への追加、⑥広告事項の追加、等を内容とするものである。同法律案は、平成8年11月第139回臨時国会に提出されたが継続審議とされ、平成9年1月第140回通常国会においては、衆議院においては可決されたが、参

議院において継続審議とされている。

医薬分業は、かかりつけ薬局が患者の服薬の記録を保存（薬歴管理）し、複数の病院等から処方される薬の飲み合わせを確認することを通じて、重複投薬や相互作用の発生を防止するもので、医薬品の適正使用に大きく資するものである。保健所を事務局とした医薬分業定着促進事業等を通じ、分業率は平成6年度には18.1%にまで達しているが、今後は、患者が複数の医療機関を受診した場合でも一つのかかりつけ薬局から薬を受け取る「面分業」体制を推進していくこととされている。

地域保健対策については、平成6年6月、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」が成立し、「保健所法」から「地域保健法」への名称の変更、地域保健対策に関する地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び小規模町村の人材確保のための支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等が行われた。また、平成6年12月には、地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るため、地域保健法に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が告示された。平成9年4月には、「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の全面施行により、母子保健に関する事務等の市町村への委譲、診療所の開設届出の受理等の事務が保健所政令市へ権限委譲されるとともに、保健所の機能強化及び所管区域の見直しが実施された。

健康づくり対策については、栄養・運動・休養のバランスのとれた生活スタイルの確立を目指した第2次国民健康づくり対策（アクティブ80ヘルスプラン）が推進されているほか、各医療保険制度による健康診断事業、保険者の創意工夫を生かしたヘルスパイオニアタウン事業が各市町村で実施されている。また、一定基準を満たした運動施設及び温泉利用施設を国が健康増進施設として認定する等、国民の健康づくりに対する民間施設を

利用しての支援も行われている。

またエイズ対策では、「エイズストップ7年作戦」と題し、正しい知識の啓発普及、医療体制、検査体制及び相談・指導体制の充実、研究・国際協力の推進、都道府県によるエイズ対策促進事業の創設といった総合対策を推進しており、その予算規模は平成8年度で133億円に上っている。

環境衛生対策については、廃棄物対策では、平成3年10月に廃棄物の減量化、リサイクルの促進、適正処理の確保等を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。平成7年6月には、容器包装廃棄物の減量化と再資源化の推進を目的とした容器包装リサイクル法」が成立し、平成9年4月より施行されている。さらに、平成9年6月には、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、廃棄物処理に関する信頼性と安全性の向上、不法投棄対策の強化などの総合対策の実施を内容とする「廃棄物処理法」の改正が行われた。

廃棄物処理施設の整備については、平成8年6月に、「廃棄物処理施設整備緊急措置法」が改正され、それに基づき、平成8年12月に「第8次廃棄物処理施設整備計画」が閣議決定されている。

また、「パーゼル条約」等の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成4年12月には「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が成立した。

一方、水道法に関しては、平成8年6月に、内外から強く要望されていた水道の指定工事店制度の見直しを踏まえた水道法の改正が行われ、平成9年4月1日より給水装置工事主任技術者の国家試験を実施することとなった。

## 10 人材の確保

昭和62年に「社会福祉士及び介護福祉士法」が制定され、社会福祉従事者の資格化が図られたが、介護職員や看護職員等の一層の養成確保策が必要とされている。厚生省の推計によると、平成12年には保健医療関係者235万人、社会福祉関係者111

万人が必要となるとされている。また、平成6年12月にはゴールドプランの見直しが行われ、平成11年度までのマンパワー整備目標として、ホームヘルパー17万人、寮母・介護職員20万人、看護職員等10万人、OT（作業療法士）・PT（理学療法士）1.5万人が位置付けられている。さらに、ホームヘルパーについては、平成7年12月の「障害者プラン」において、平成14年度末まで緊急整備目標として4.5万人の上乗せを図ることとされた。

このように将来において膨大な人材の需要が見込まれることに応え、人材確保を強力に推進することが必要なことから、社会福祉事業従事者については、平成4年6月に、基本指針の策定、福祉人材センター及び福利厚生センターの指定、ホームヘルパー等に対する社会福祉施設職員退職手当共済制度の適用等を内容とする「社会福祉事業法及び社会福祉施設職員退職手当共済法の一部を改正する法律」（いわゆる「人材確保法」）が成立し、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の策定告示、都道府県福祉人材センターの全都道府県設置並びに中央福祉人材センター及び福利厚生センターの指定が行われた。また、同指針を踏まえ、福祉人材センターによる就労援助、研修、啓発・広報や、介護福祉士等に係る修学資金の貸付等資質の向上及び社会的評価の確立等に係る総合的な人材確保対策が推進されている。

看護職員についても、同じく平成4年6月に、看護婦等の確保に関する指針の策定、国及び地方公共団体の責務、病院等の開設者等の責務、離職した看護婦等に対する無料職業紹介、講習会の開催等を行う中央ナースセンター及び都道府県ナースセンターの指定等を内容とする「看護婦等の人材確保の促進に関する法律」が成立し、同法に基づく「看護婦等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針」が同年12月に策定告示された。同法及び同指針に基づき、養成力の強化拡充、離職の防止、就業の促進、資質の向上対策等総合的

な看護職員確保対策が推進されている。

今後の増大かつ多様化する国民の保健医療・福祉需要に対応し、きめの細かいサービスを必要に応じ提供するためには、これらの人材の確保に加え、様々な民間サービスや、住民参加型福祉サービス、ボランティア等多様な形態で国民が保健医療・福祉サービスに積極的に参加することが求められている。住民参加型の組織は年々増加傾向にあり、全国社会福祉協議会の調査によれば平成7年6月現在、690を超える組織がサービスの提供を行っている。また全国社会福祉協議会が把握して

いるボランティア活動者の数は、平成7年3月現在で約505万人とされている。全国の都道府県及び2,544の市区町村の社会福祉協議会にはボランティアセンターが設置されており、ボランティアの登録・斡旋等の情報提供をはじめとする各種事業を行っている。

また、平成4年5月には介護労働者の雇用管理の改善等計画の策定、介護労働安定センターの創設等を内容とする「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が成立した。

一新ゴールドプランの概要

(表1)

1. 整備目標の引上げ等(平成11年度末までの当面の整備目標)

	旧ゴールドプラン	
(1) 在宅サービス		
・ホームヘルパー (ホームヘルパーステーション)	10万人	→ 17万人
・ショートステイ	5万人分	→ 6万人分
・デイサービス	1万か所	→ 1.7万か所(デイケアを含む)
・在宅介護支援センター	1万か所	→ 1万か所
・老人訪問看護ステーション	—	→ 5,000か所
(2) 施設サービス		
・特別養護老人ホーム	24万人分	→ 29万人分
・老人保健施設	28万人分	→ 28万人分
・高齢者生活福祉センター	400か所	→ 400か所
・ケアハウス	10万人分	→ 10万人分
(3) マンパワーの養成確保		
・寮母・介護職員	—	→ 20万人
・看護職員等	—	→ 10万人
・OT・PT	—	→ 1.5万人

2. 今後取り組むべき高齢者介護サービス基盤の整備に関する施策の基本的枠組みの策定

《基本理念》

利用者本位・自立支援、普遍主義、総合的サービスの提供、地域主義

《サービス基盤の整備》

- (1) 在宅サービス
  - ・かかりつけ医の充実強化
  - ・ケアプランの策定
  - ・配食サービス、緊急通報システムの普及
- (2) 施設サービス
  - ・特別養護老人ホームの基準面積の拡大(個室化の推進)
  - ・充実した介護力を整えた老人病棟の整備推進
  - ・福祉用具の積極的導入による施設機能の近代化
- (3) 寝たきり老人対策<新寝たきり老人ゼロ作戦の展開>
  - ・地域リハビリテーション事業の実施、市町村保健センターの整備
- (4) 痴呆性老人対策の総合的実施
  - ・痴呆性老人の治療・ケアの充実(グループホームの実施等)

《支援施策》

- (1) マンパワーの養成確保
  - ・養成施設の整備、研修体制の整備
- (2) 福祉用具の開発・普及の推進
  - ・福祉用具の研究開発・普及の促進
- (3) 民間サービスの活用
  - ・民間サービスの積極的活用によるサービス供給の多様化・弾力化

- (4) 住宅対策・まちづくりの推進(建設省と協力して推進)
  - ・シルバーハウジング等の高齢者対応型住宅の整備
  - ・高齢者・障害者に配慮されたまちづくりの推進

《施策の実施》

これらの目標を具体化するために、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割を踏まえ、適切に事業を実施するとともに、地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に行う高齢者介護施策を支援。

3. 五年間の総事業費

9兆円を上回る規模

「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」の概要

(表2-1)

(策定のねらい)

- 共働き世帯の増大、核家族化の進行等に対応し、厚生・文部・労働・建設4大臣合意の下、
- (1) 社会全体の子育てに対する気運を醸成し、企業・職場、地域社会などの子育て支援の取組みを推進する。
  - (2) 文部省、厚生省、労働省、建設省は、今後10年間における子育て支援施策の基本方向と重点施策を定め、その総合的・計画的推進を図る。
  - (3) 地方公共団体における計画的な子育て支援策の推進を図るなど地域の特性に応じた施策の推進のための基盤整備を図る。

(今後の施策の基本的視点)

- (1) 安心して出産や育児ができる環境づくり
- (2) 家庭における子育てを基本とした「子育て支援社会」づくり
- (3) 子育て支援策における「子どもの利益」の尊重

(基本的方向)	(重点施策)
①子育てと仕事の両立支援	→ 育児休業給付の実施など 多様な保育サービスの充実など
②家庭における子育て支援	→ 地域子育て支援センターの大幅拡充など 母子保健医療体制の充実など
③子育てのための住宅及び生活環境の実現	→ ゆとりある住宅の整備など
④ゆとりある教育の実現と健全育成	→ 教育内容・方法の改善など
⑤子育てコストの軽減	→ 保育料の軽減・負担の公平化など

「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）」の概要

(表2-2)

(策定のねらい)

- (1) 緊急に整備することが求められている低年齢児保育や延長保育等の多様な保育サービスを飛躍的に拡充。
- (2) 各サービスについて目標値を示し、計画的に推進。これに必要な条件整備として施設整備の改善や保母配置の充実。
- (3) 国が関係省庁の合意の下に、財源措置を行い、保育対策等に積極的に取り組むことによって自治体や保育所等関係者の一層の取組みを促す。
- (4) 地方公共団体が地域の特性に応じて自主的に実施する保育対策等についても積極的に支援する。

(整備目標等)

	平成6年度予算	平成11年度
・低年齢児（0～2歳児）保育	45万人	→ 60万人
・延長保育	2,230か所	→ 7,000か所
[おおむね午後6時以降の保育]		
・一時的保育	450か所	→ 3,000か所
[緊急・一時的な保育]		
・乳幼児健康支援ダイサービス事業	30か所	→ 500か所
[病気回復期の乳幼児の保育]		
・放課後児童クラブ	4,520か所	→ 9,000か所
[主に小学校低学年児童に対する放課後の児童育成]		
・多機能化保育所の整備	5年間	で1,500か所
[保育所の改築時に育児相談スペース等を整備]		
・地域子育て支援センター	236か所	→ 3,000か所
[育児相談、育児サークルの支援などを行う保育所等]		
・乳児保育、延長保育などの多様な保育サービスを提供するため、保育所の人的な充実を図る。		

(表3-1)

障害者プランの概要

～ノーマライゼーション7か年戦略～

【プランの特色】

- ◎「障害者対策に関する新長期計画」の重点施策実施計画
- ◎新長期計画の最終年次に合わせ、平成8～14年度の7か年計画
- ◎数値目標を設定するなど具体的な施策目標を明記
- ◎障害者対策推進本部で策定し、関係省庁の施策を横断的に盛り込み  
(注) 障害者対策に関する新長期計画は、平成5～14年度を計画期間として、障害者対策推進本部で策定している。

【プランの骨格】

リハビリテーションとノーマライゼーションの理念を踏まえ、次の7つの視点から施策の重点的な推進を図る。

- ① 地域で共に生活するために  
  - 〔障害のある人々が社会の構成員として地域の中で共に生活を送れるよう、住まい、働く場・活動の場や必要な保健福祉サービス等が的確に提供される体制の確立〕
    - 住まい（公共賃貸住宅、グループホーム等）や働く場（授産施設等）の確保
    - 障害児の地域療育体制の構築
    - 精神障害者の社会復帰・福祉施策の充実等
    - 介護サービス（ホームヘルパー、入所施設等）の充実
    - 移動やコミュニケーション支援など社会参加の促進
    - 難病を有する者への介護サービスの提供 等
- ② 社会的自立を促進するために  
  - 〔障害の特性に応じたきめ細かい教育体制の確保及び障害者とその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会参加できるような施策の展開〕
    - 各段階ごとの適切な教育の充実
    - 法定雇用率達成のための各種雇用対策の推進
    - 第3セクター重度障害者雇用企業等の設置促進 等
- ③ バリアフリー化を促進するために  
  - 〔障害者の活動の場を拡げ、自由な社会参加が可能となる社会にしていいため、道路、駅、建物等生活環境面での物理的な障壁の除去への積極的な取り組み〕
    - 車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備
    - 公共交通ターミナルにおけるバリアフリー化の推進
    - 高速道路等のSA・PA及び「道の駅」における障害者への配慮
    - 公共性の高い民間建築物、官庁施設のバリアフリー化の推進 等
- ④ 生活の質（QOL）の向上を目指して  
  - 〔障害者のコミュニケーション、文化活動等自己表現や社会参加を通じた生活の質的向上を図るため、先端技術を活用しつつ実用的な福祉用具や情報処理機器の開発普及等を推進〕

- 福祉用具等の研究開発体制の整備
- 情報通信機器等の研究開発・普及
- 情報提供、放送サービスの充実、スポーツ、レクリエーション振興 等

- ⑤ 安全な暮らしを確保するために  
  - 〔災害弱者といわれる障害者を災害や犯罪から守るため、地域の防犯・防災ネットワークや緊急通報システムの構築、災害を防ぐための基盤づくりを推進〕
    - 手話交番の設置、手話バッジの装着の推進
    - ファックス110番の整備
    - 災害時の障害者援護マニュアルの作成・周知 等
- ⑥ 心のバリアを取り除くために  
  - 〔ボランティア活動等を通じた障害者との交流、様々な機会を通じた啓発・広報の展開等による障害及び障害者についての国民の理解の増進〕
    - 交流教育の推進
    - ボランティア活動の振興
    - 精神障害者についての社会的な誤解や偏見の是正 等
- ⑦ 我が国にふさわしい国際協力・国際交流を  
  - 〔我が国の障害者施策で集積されたノウハウの移転や施策推進のための経済的支援を行う〕
  - ととともに、各国の障害者や障害者福祉従事者との交流を推進
  - ODAにおける障害者への配慮、国際協調の推進 等

本プランに対応し、地方公共団体が地域の特性に応じ主体的に取り組む障害者施策を積極的に支援する。

(表3-2)

当面障害者施策として緊急に整備すべき目標(平成14年度末の目標)

1. 住まいや働く場ないし活動の場の確保

	(現状)	(目標)
(1) グループホーム・福祉ホーム	5千人分	→ 2万人分
(2) 授産施設・福祉工場	4万人分	→ 6.8万人分
(3) 新たに整備する全ての公共賃貸住宅は、身体機能の低下に配慮した仕様とする。		
(4) 小規模作業所について、助成措置の充実を図る。		

2. 地域における自立の支援

(1) 障害児の地域療育体制の整備		
重症心身障害児(者)等の通園事業	3百か所	→ 1.3千か所
全都道府県域において、障害児療育の拠点となる施設の機能を充実する。		
(2) 精神障害者の社会復帰の促進		
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	1.5千人分	→ 6千人分
精神障害者社会適応訓練事業	3.5千人分	→ 5千人分
精神科デイケア施設	370か所	→ 1千か所
(3) 障害児の療育、精神障害者の社会復帰、障害者の総合的な相談・生活支援を地域で支える事業を、概ね人口30万人当たり、それぞれ2か所ずつ実施する。		
(4) 障害者の社会参加を促進する事業を、概ね人口5万人規模を単位として実施する。		

3. 介護サービスの充実

(1) 在宅サービス		
ホームヘルパー		4.5万人上乗せ
ショートステイ	1千人分	→ 4.5千人分
デイサービス	5百か所	→ 1千か所
(2) 施設サービス		
身体障害者療護施設	1.7万人分	→ 2.5万人分
精神薄弱者更生施設	8.5万人分	→ 9.5万人分

4. 障害者雇用の推進

第3セクターによる重度障害者雇用企業等の、全都道府県域への設置を促進する。

5. バリアフリー化の促進等

- 21世紀初頭までに幅の広い歩道(幅員3m以上)が約13万kmとなるよう整備する。
- 新設・大改良駅及び段差5m以上、1日の乗降客5千人以上の既設駅について、エレベーター等の設置を計画的に整備するよう指導する。
- 新たに設置する窓口業務を持つ官庁施設等は全てバリアフリーのものとする。
- 高速道路等のS・A・P・Aや主要な幹線道路の「道の駅」には、全て障害者用トイレや障害者用駐車スペースを整備する。
- 緊急通報を受理するファックス110番を全都道府県警察に整備する。

## 第3節 社会保障関係総費用について

### 1 社会保障関係総費用の推計

我が国の社会保障全般の現状を正しく理解するためには、社会保障のために我が国では1年間にどの位の額が支出されているのか、それは国民所得-1年間の稼ぎ-に対してどの位の比率を占めているのかについての調査と分析が必要である。

この観点から、社会保障制度審議会事務局は、昭和25年以来毎年一定範囲及び区分を定めて社会保障関係総費用の推計を行っているところである。社会保障関係総費用の推計は、昭和25年10月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度に関する報告」を行った際に、その参考資料として狭義の社会保障の範囲で社会保障費用の財政計算を行ったことが経緯となっている。同算定において「狭義の社会保障」の範囲は、公的扶助、社会保険、医療及び公衆衛生、社会福祉とされていた。

その後、昭和33年度に「社会保障統計年報」を創刊するにあたり、社会保障関係総費用について「狭義の社会保障」の他、「狭義の社会保障」に恩給、軍人恩給及び遺家族援護、留守家族援護を加えた「広義の社会保障」、「広義の社会保障」に住宅対策、雇用(失業)対策を加えた「社会保障及び関連制度」の三段階に分類して算定することとされ、現在までこの分類で推計が行われてきている。

なお、昭和25年度から昭和34年度までの社会保障関係総費用については予算額をベースとして算定されてきたが、昭和37年8月に社会保障制度審議会が政府に対して「社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する報告」を行った際に、社会保障関係総費用の算定方法について再検討が行われ、(1)収入と支出の両者を掲げ、かつその収支の区分

を細分すること、(2)決算額で算定すること等の改定が行われ、昭和35年以降現在までこの方法で算定が行われている。

### 2 平成7年度社会保障関係総費用の推計結果の概要

(1) 平成7年度の社会保障関係総費用は、「社会保障及び関連制度」合計で見ると、実支出及び収支差は次のとおりとなっている。

○ 実支出

・実額で75兆400億円、前年に比べて4兆7,757億円の増、伸び率は6.8%。

その目的別内訳をみると、老人保健への拠出金を含む社会保険で58.2兆円(うち年金保険で32.4兆円、医療保険で21.7兆円など)、老人保健で9.1兆円、公衆衛生及び医療で4.8兆円、社会福祉で3.9兆円などとなっている。

また、性質別内訳をみると、給付費で63.6兆円(85%)、事務費等で4.9兆円(7%)、施設整備費で5.7兆円(8%)、施設運営費で0.8兆円(1%)となっている。

○ 実収入

・実額で88兆7,648億円、前年に比べて5兆8,055億円の増、伸び率は7.0%。

その財源別内訳をみると、保険料で48.6兆円(55%)、国庫及び地方負担で28.4兆円(32%)、運用収入等で11.8兆円(13%)となっている。

○ 収支差

・実額で13兆7,248億円、前年に比べて1兆299億円の増、伸び率は8.1%。

(2) 社会保障制度がほぼ今日の姿になった昭和45年度を基準としてみると、「社会保障及び関連制度」合計で17.9倍となっており、その項目別内

## 第1部 社会保障の動向

訳をみると、社会保険、老人保健、社会福祉等の狭義の社会保障で19.8倍、恩給と戦争犠牲者援護を含めた広義の社会保障で18.4倍、住宅等と雇用（失業）対策で5.9倍となっており、狭義の社会保障の伸びが目立っている。

- (3) 社会保障関係総費用の伸びを、昭和45年度を基準とした国民経済の諸指標の伸びと比較してみると、国民所得の2.5倍以上、一般会計歳出の1.5倍以上となっている。

この間、国民生活の上では、平均寿命が男69歳から77歳、女75歳から84歳と著しい伸びをみせ、65歳以上人口の全人口に占める割合も7.1%から15.1%へ拡大しており、このことが社会保障関係総費用の伸びの背景になっている。

## 3 社会保障費の推計

## (1) 社会保障関係総費用と社会保障給付費

現在、我が国では、社会保障又はその類似の費用の推計について、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用の他にいくつかの推計が行われており、よく知られたものとしては厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の社会保障給付費があげられる。社会保障費については、ILOが加盟各国に一定の基準を示して3年ごとに3年分ずつの報告を求め、これを「社会保障費」として公表しており、我が国も加盟国の一員として、ILO基準に基づき報告しているところであるが、厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の社会保障給付費は、このILOへの報告と同じ基準で、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに昭和25年から推計しているものである。

具体的には、年金保険、恩給等からなる「年金」、医療保険、老人保健等からなる「医療」、そして公的扶助、社会福祉等からなる「その他」の3つの区分に分類して推計している。

社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用と厚生省及び国立社会保障・人口問題研究所の

社会保障給付費を相互に比較してみると、社会保障の範囲、経費の種類、推計方法等に違いがあるため、具体的な数値が若干異なっているが、社会保障給付費は恩給等を含み、住宅対策等を含まないもので、広義の社会保障関係総費用と比較することが妥当と考えられる。

- 社会保障給付費は平成7年度で「医療」が24.1兆円（37.2%）、「年金」が33.5兆円（51.8%）、その他が7.2兆円（11.1%）に分類され、広義の社会保障関係総費用と同様に、社会保険（特に年金保険）の占めるウエイトが高くなっている。
- 社会保障給付費が給付費に重点をおき、若干の管理費等を含めて推計されているのに対し、広義の社会保障関係総費用は、給付費以外に施設整備費、施設運営費、事務費等の費用を幅広く計上していることが主な相違点である。

## (2) 社会保障移転等

この他、社会保障又はその類似の費用の推計としては、社会保障を国民経済とのつながりに着目して、マクロ的に理解しようとする「国民所得勘定」があり、社会保障移転という概念に基づき経済企画庁によって推計されており、社会保障関係総費用とは、給付以外の事務費、施設整備費等を含まないところが主な相違点である。

また、社会保障の総費用のうちから国税（専売、印紙収入等を含む）で賄われる部分（国庫負担）だけを取り出して、それが国家財政（国の一般会計予算）の中でどの位の割合を占めるかという年度ごとの比較も重要なことである。そういう意味の公の資料としては毎年政府が翌年度予算を編成した際に、その概算を主要経費別に計上して公表する「歳出予算主要経費別対前年度比較表」及び一般会計歳出歳入を目的別に分類した資料がある。両者とも分類項目として「社会保障関係費」が掲げられているが、社会保障関係総費用と比較すると、国の支出ベースであるということと、その内容においても恩給や住宅を含まないなど、構成項目が異なっている。

## (参 考)

## 社会保障関係総費用の算定等について

## 1 社会保障関係総費用の算定について

(社会保障制度審議会の推計)

## 1 算定方法

## (1) 実収入の区分について

実収入は、社会保険以外においては「国庫負担」、「地方負担」、「その他」の3区分とし、社会保険においては「国庫負担」、「地方負担」、「保険料」、「運用収入」、「その他」の5区分とした。

社会福祉施設についての民間設置者負担分は「地方負担」としている。

社会保険における国庫負担、地方負担は、純粋に国又は地方公共団体としての負担のみをあげ、事業主の立場での負担（共済組合の組合員掛金に見合う負担）は保険料としている。また、国家公務員等共済組合のうち適用法人（旧公企体等）組合に係る適用法人の負担はすべて保険料としている。

## (2) 実支出の区分について

実支出は、社会保険を除き「医療給付費」、「その他の給付費」、「施設整備費」、「施設運営費」、「事務費」、「その他」の6区分としている。社会保険においては、老人保健法、国民健康保険法等に基づく老人保健拠出金、退職者給付拠出金、日雇拠出金及び基礎年金拠出金の4種類の拠出金を整理するため、前記6区分の他に「拠出金」の区分を設けてある。

「医療給付費」には、医療に関する現物給付の他療養費払いを含み、その具体的内容は診療、薬剤又は治療材料の支給、看護、移送、療養費の費用である。

「その他の給付費」には、保護費、措置費（社会福祉施設の人件費等事務費は、施設運営費を含むため除く。）、保険給付費等金銭や現物の給付費（「医療給付費」を除く。）及び世帯更生資金、母子福祉貸付金、らい軽快退所者就労助成金等の貸付（償還金からの再貸付け分を除く。）の額が含まれている。

「施設整備費」には、社会福祉、医療、環境衛生等の施設、住宅、社会保険の保健・福祉施設等の整備費（社会保険事務所、公共職業安定所、労働基準監督署等の分は除く。）が含まれている。なお、国立の病院、療養所（厚生省所管のもの）については、土地等の売却収入額を控除した額であり、地方公共団体立病院については、地方普通会計からの繰入額のみである。

「施設運営費」には、国立の社会福祉施設、病院、療養所、社会保険の保健・福祉施設の運営費から事業収入を控除した額、地方公共団体等立の社会福祉施設、へき地診療所の運営費に対する国庫補助額とこれに対応して地方公共団体の支出すべき義務額の合計額及び地方公共団体立病院の運営の費用（地方普通会計からの繰入額のみ）が含まれている。

「事務費」には、社会保障の実施のため必要な給付、適用、調査、指導監督等の事務費、社会福祉主事、保母、保健婦、助産婦、看護婦等の養成費（施設附属養成所の養成費は、施設運営費を含むため除く。）の額が含まれている。

「その他」には、失業対策事業の事業費、身体



障害者体育奨励、老人クラブ助成、健康保険の体育奨励、離職者の生活相談その他上記に該当しない費用の額が含まれている。

(3) 実収支以外の収支等について

社会保険の決算には、保険給付費、事務費、保健・福祉施設費のような実支出、保険料、国庫負担金のような実収入のほか、借入金受入れ、償還等の収支があるので、実収入以外の収入と実支出以外の支出について、実収支とは別に算定している。実収入以外の収入は、借入金受入、積立金受入、前年度繰越金受入に分け、実支出以外の支出は借入金償還、積立金等繰入に分けている。

また、社会保険においては実収入と実支出が一致しない場合があるが、これは実収入と実支出の差額として計上している。

(4) 算出資料等について

社会保険以外の数値は、国の一般会計決算又は予算により国の支出額を抜き出し、それに、それぞれの費用毎に地方公共団体が対応して支出すべき義務額を加えて算出している。

社会保険の数値は、厚生保険特別会計の健康勘定等の収支計算（決算又は予算）又は損益計算（決定又は予定）から算出している。社会保険相応制度（政府職員等失業者退職手当、公務災害補償）の数値は、主として国の一般会計（決算又は予算）から算出している。

補助金の形式でなく地方交付税の算定基礎に織り込まれている財源、あるいは地方公共団体の単独財源で実施する社会保障関係の費用については、資料が不十分であるので、公務災害補償、地方公共団体立病院の運営費の赤字補てん又は病院設備整備のための普通会計からの繰入れ及び地方公務員恩給以外は、算入していない。

2 社会保障費の範囲

社会保障費の範囲については、制度の新設、改廃等に伴い整備を行うこととしている。

社会保障費の細部の区分は、次表のとおりである。

区	分	内	容
狭 義 の 社 会 保 障	I 公的扶助	1 生活保護	生活保護の費用*、生活保護施設運営及び整備の費用
	II 社会福祉	2 身体障害者福祉	身体障害者保護更生の費用*、身体障害者更生援護施設運営及び整備の費用、身体障害者職業訓練及び雇用促進の費用*
		3 精神薄弱者福祉	精神薄弱者保護更生の費用*、精神薄弱者援護施設運営及び整備の費用
		4 老人福祉	老人福祉の費用*、老人福祉施設運営及び整備の費用
		5 老人医療(注)1)	老人医療の費用*
		6 児童福祉	児童保護措置の費用*、児童福祉施設、児童相談所、一時保護所及び保母養成所の運営及び整備の費用、保母修学資金貸与費、へき地保育所及び季節保育所の運営の費用、科学試験研究費補助金のうち小児慢性特定疾患治療の費用
		7 心身障害児等対策	育成医療*、療育の給付*、補装具の支給の費用、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設の運営及び整備の費用、特別児童扶養手当の費用*、心身障害者扶養共済運営の費用
		8 児童扶養手当	児童扶養手当の費用*
		9 児童手当	児童手当の費用*
		10 母子衛生	母子保健衛生対策の費用*、母子保健施設整備の費用
		11 母子及び寡婦福祉	母子及び寡婦福祉貸付金*、母子福祉施設整備の費用
		12 学校給食等	要保護及び準要保護児童生徒の学校給食及び就学援助（学用品、通学費等の支給を含む。）特殊教育学校就学奨励等の費用
		13 国立更生援護機関	国立光明寮、国立保養所、国立身体障害者リハビリテーションセンター、国立教護院、国立精神薄弱児施設の運営及び整備の費用

3

狭 義 の 社 会 保 障	II 社会福祉	14 災害救助	災害救助、日本赤十字社災害救助設備整備、災害弔慰金、災害援護貸付金の費用（厚生省関係のみ）
		15 その他の社会福祉	社会事業学校の運営及び施設整備、社会福祉施設職員退職手当共済事業補助、社会福祉・医療事業団事務費補助、社会福祉事業助成費補助、民生委員手帳等作成、へき地保健福祉館、地方改善*、世帯更生、老朽民間社会福祉施設整備、婦人保護施設運営の費用
	III 社会保険	16 政府管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計健康勘定、業務勘定）
		17 組合管掌健康保険	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（全健康保険組合の収支計算）
		18 日雇労働者健康保険(注)2)	保険給付及び事務の費用、保健福祉施設の費用（厚生保険特別会計日雇勘定、業務勘定）
		19 国民健康保険	保険給付及び事務の費用、保健施設の費用（市町村国民健康保険特別会計、国民健康保険組合収支計算）
		20 厚生年金保険	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（厚生保険特別会計年金勘定、業務勘定）
		21 厚生年金基金	年金給付及び事務の費用
		22 国民年金	年金給付及び事務の費用、福祉施設の費用（国民年金特別会計）
		23 農業者年金基金	年金給付及び事務の費用
		24 雇用保険	保険給付及び事務の費用、雇用改善事業等の費用（労働保険特別会計）
		25 政府職員等失業者退職手当	政府職員等失業者退職手当の費用（労働省所管、林野庁所管分）
		26 労働者災害補償保険	保険給付及び事務の費用、保険施設の費用（労働保険特別会計）
		27 公務災害補償	国家公務員、地方公務員及び政府関係機関職員に対する災害補償並びに消防団員等公務災害補償共済基金の費用*
28 船員保険	保険給付及び事務の費用、福祉施設の費用（船員保険特別会計）		

狭 義 の 社 会 保 障	III 社会保険	29 国家公務員等共済組合（各省各庁組合）	給付及び事務の費用、保健施設の費用（短期経理、長期経理、業務経理及び保健経理）
		30 国家公務員等共済組合（適用法人組合）(注)3)	〃
		31 地方公務員等共済組合	〃
	IV 公衆衛生及び医療	32 私立学校教職員共済組合	〃
		33 農林漁業団体職員共済組合	給付及び事務の費用、保健施設の費用（給付経理、業務経理）
		34 結核対策	結核予防事業*及び結核医療*の費用
		35 精神保健事業	精神保健事業の費用*、精神病院等整備の費用
		36 らい予防対策	らい予防事業の費用*、らい療養所運営の費用（私立療養所のみ。国立療養所については44に含まれている。）
		37 伝染病予防	法定伝染病予防事業の費用*、伝染病院隔離病舎整備の費用
		38 保健所	保健所の運営及び施設整備の費用、保健所貸費生貸与金の費用
		39 上水道等施設整備	上水道関係施設整備の費用、簡易水道施設整備の費用（鉍害による水道施設復旧事業の費用を含む。）
		40 一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設整備、し尿処理施設整備の費用
		41 下水道施設整備	下水道施設整備の費用（終末処理施設を含む。）
		42 公害対策	公害健康被害補償対策*、公害防止事業団事務費交付の費用
43 国公立医療機関整備	国立病院及び国立療養所（厚生省所管のもの）、公的医療機関並びにへき地診療所の整備の費用		
44 国公立医療機関運営	国立病院及び国立療養所、へき地診療所並びに地方公共団体立病院の運営の費用		

狭義の社会保障	IV公衆衛生及び医療	45 その他の公衆衛生及び医療	保健婦、助産婦、看護婦等養成指導、優生保護、予防接種、予防接種事故処理、へき地医療対策、地方病予防*、性病予防*、防疫業務委託職員、休日夜間診療対策、血液対策、検疫所*、要保護及び準要保護児童生徒医療、成人病予防対策、麻薬中毒者入院措置の費用*、医薬品副作用被害救済・研究振興基金の費用*、科学試験研究費補助金のうち特定疾患治療の費用
	V老人保健	46 医療	医療の費用
		47 医療以外の保健事業	医療以外の保健事業の費用
広義の社会保障	VI恩給	48 文官恩給	文官等恩給の費用*
		49 地方公務員恩給	地方公務員の恩給及び退職年金の費用（自治省調べによる地方公共団体の支出額）
		50 旧軍人遺族恩給	旧軍人遺族等恩給の費用*
		51 その他の恩給	国会議員互助年金（給付額から国会議員互助年金法納金額を控除した額）、旧令共済組合、旧日本製鉄八幡共済組合の給付の費用
	VII戦争犠牲者援護	52 戦没者遺族年金等	戦没者の遺族年金等の費用*、弔慰金国債及び特別給付金国債の償還（買上げ償還を含む。）の費用*
53 戦傷病者医療等		戦傷病者特別援護の費用*（戦傷病者無賃乗車船負担金を含む。）	
54 原爆医療等		原爆障害者対策の費用*（原爆障害者保健施設の運営及び整備の費用を含む。）	
55 その他の戦争犠牲者援護		引揚者援護の費用*（引揚者給付金国債の償還（置上げ償還を含む。）を含む。）、旧外地官署引揚職員等の給与の費用	
社会保障関連制度	VIII住宅等	56 第一種公営住宅建設	第一種公営住宅建設の費用
		57 第二種公営住宅建設	第二種公営住宅建設の費用（災害復旧分を含む。）
		58 住宅地区改良	不良住宅地区改良の費用
		59 電気導入	農山漁村電気導入及び離島電気導入の費用

社会保障関連制度	IX雇用（失業）対策	60 失業対策諸事業	一般失業対策及び特別失業対策事業の費用*
		61 中高年齢者等就職促進	中高年齢者、日雇労働者、駐留軍離職者に対する職業転換対策の費用*
		62 炭坑離職者援護	炭坑離職者援護事業の費用*、炭坑離職者就職促進手当の費用
		63 その他の雇用対策	港湾労働雇用対策、公共職業安定所庁舎整備等の費用

(注) \*印のあるのは、事業費の他事務費を含む。

1) 「5老人医療」は、昭和58年2月1日施行の老人保健法により、同日分以降の費用はなくなった。

2) 「18日雇労働者健康保険」は、日雇労働者健康保険法が昭和59年10月1日に廃止され、健康保険法体系の中に取り入れられたため、同日分以降の費用は、「16政府管掌健康保険」の中に算定されている。

3) 「30国家公務員等共済組合（適用法人組合）」は、旅客鉄道会社等、日本たばこ産業㈱及び日本電信電話㈱の役員に係る費用を計上してある。

## 2 社会保障費の各種推計の比較

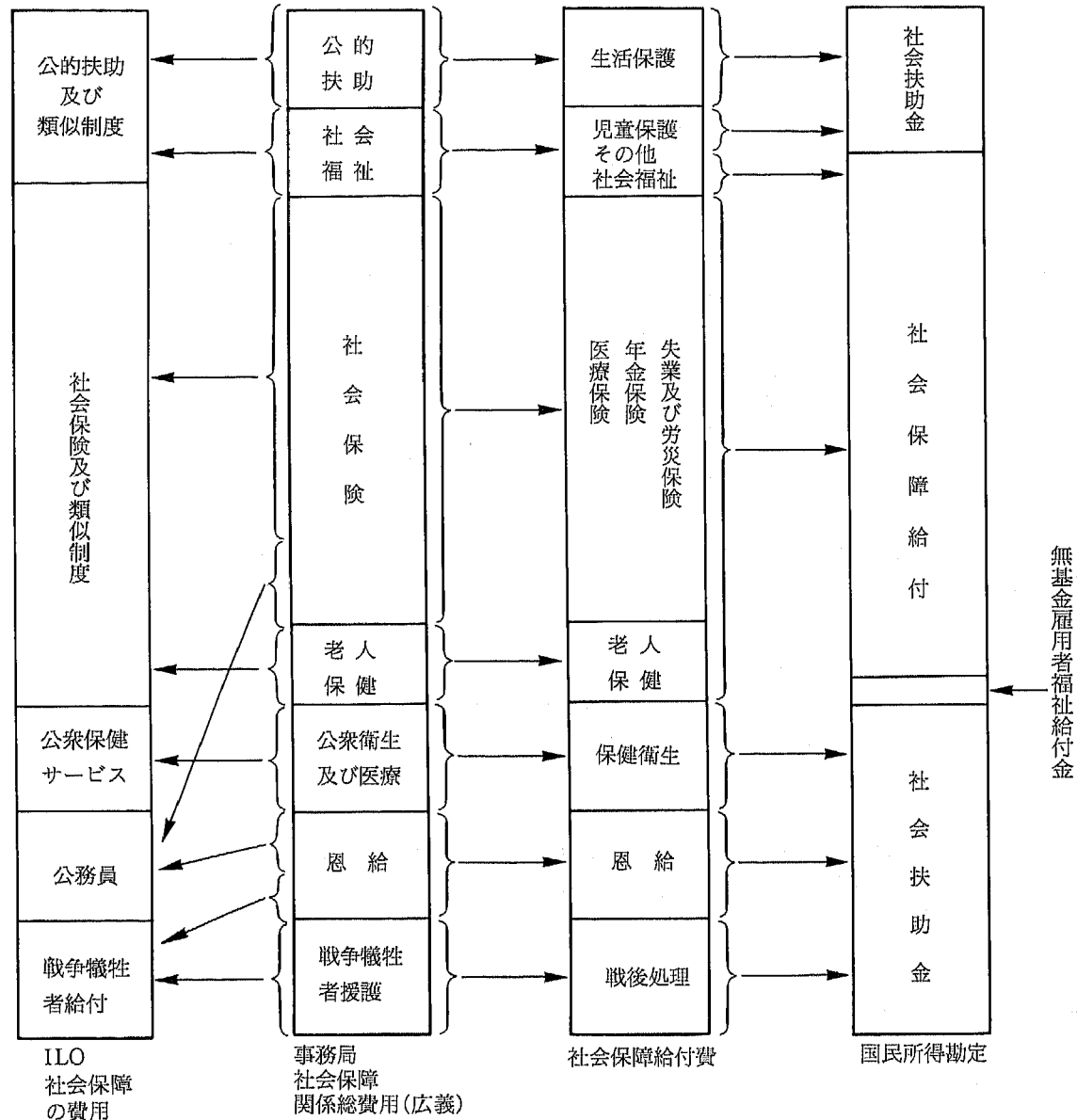
	社会保障関係総費用	社会保障給付費
「社会保障」の範囲と区分	昭和37年の「総合調整に関する勧告」において示された方針に基づき範囲を定めている。  区分については、狭義・広義・関係と分け、更に細分している。	ILOに準拠。 ただし、ILO日本表には含まれていない公衆衛生を含む。
経費の範囲と区分	給付費、施設運営費、施設整備費、事務費等を含む。	給付費 (備考参照)
財源の範囲と種別	国庫負担、地方負担、その他(保険料等)を含む。  地方単独事業分の地方負担は含まず。	拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、資産収入、他制度からの移転、など。  地方単独事業分の地方負担の一部を含む。
推計方法	国の一般会計及び特別会計については決算書により、目単位以下の細目は予算書によって推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。  その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	ILOに準拠。 (推計方法は右欄に記載)
担当部局	総理府社会保障制度審議会事務局	国立社会保障・人口問題研究所
掲載印刷物	社会保障統計年報	社会保障給付費、季刊社会保障研究

(備考) 社会保障給付費に相当するものは、社会保障制度審議会事務局の社会保障関係総費用(広義)の中から事務費、施設整備費、その他を差し引いたものとなる(第2図参照)。なお、国立社会保障・人口問題研究所では、管理費、他制度への移転等も

ILOの社会保障の費用	国民所得勘定	備考
ILOの調査の基準 1) 制度の目的 → 治療又は予防医療 → 所得維持 → 所得補足 2) 制度の根拠 → 法令による義務づけ 3) 公的又は準公的機関により管理、給付の種類を医療・医療以外の現物・現金に分けている。	国際連合の提示した新しい国民経済計算体系(新SNA)の基準に準拠したもので、社会保障給付、社会扶助金、無基金雇用者福祉給付金よりなる。	第1図参照
給付費、管理費、その他(施設整備費を含む)等を含む。	給付費のみ	第2図参照
拠出(保険料)、国庫負担、他の公費負担、利子収入等に分ける。  地方単独事業分の地方負担は含まず。	国民所得勘定においては、社会保険に対する負担額は推計してある。	
国の一般会計及び特別会計については、決算書により目の単位まで推計する。地方費については、法定補助率によって推計する。  その他の費用は、各団体の決算書によって推計する。	一般会計・特別会計の歳出決算書、共済組合、国民健康保険事業年報、月報等から算出計上する。	
国際労働事務局 国内：総括 厚生省	経済企画庁経済研究所国民所得部	
The Cost of Social Security	国民経済計算年報	

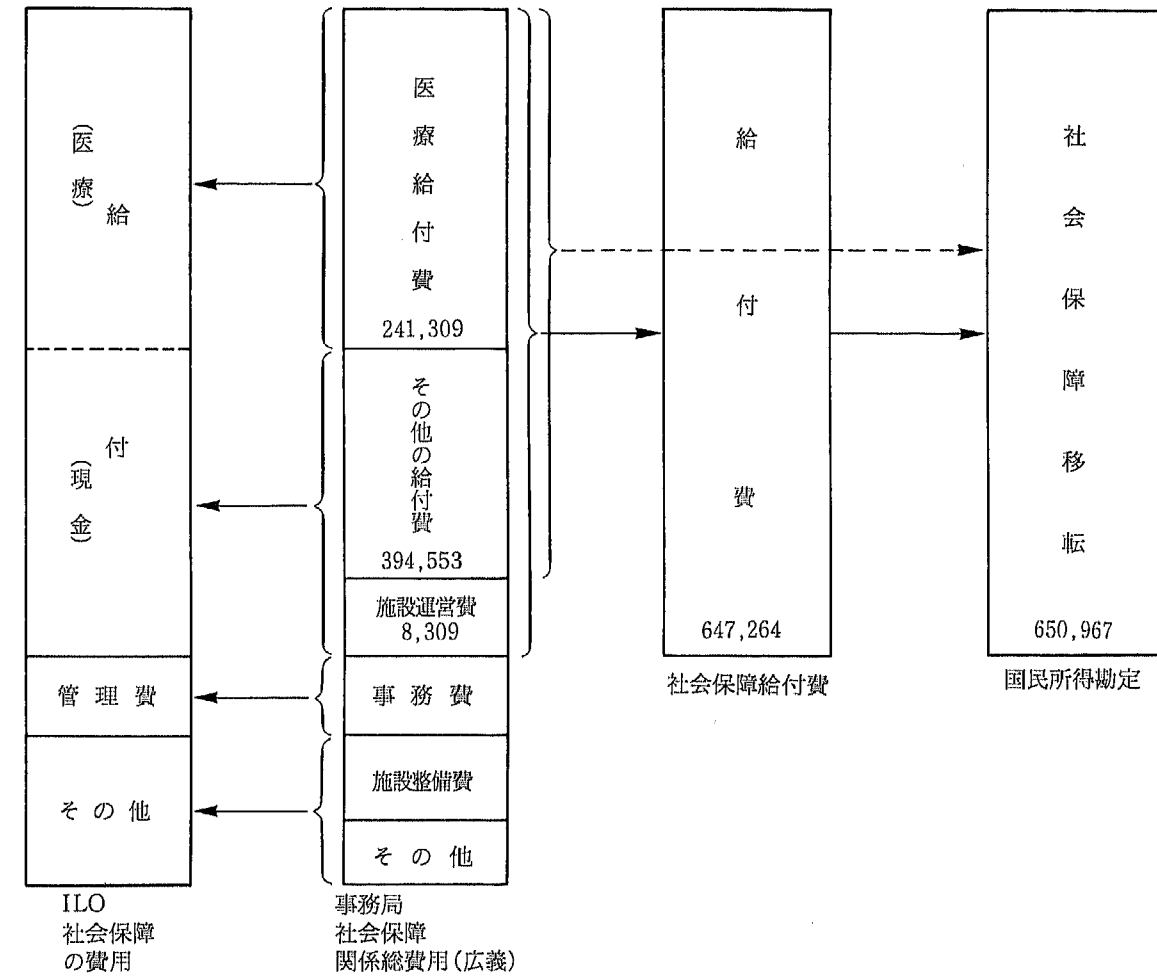
備費、その他を差し引いたものとなる(第2図参照)。なお、国立社会保障・人口問題研究所では、管理費、他制度への移転等も

第1図 社会保障費の範囲と区分



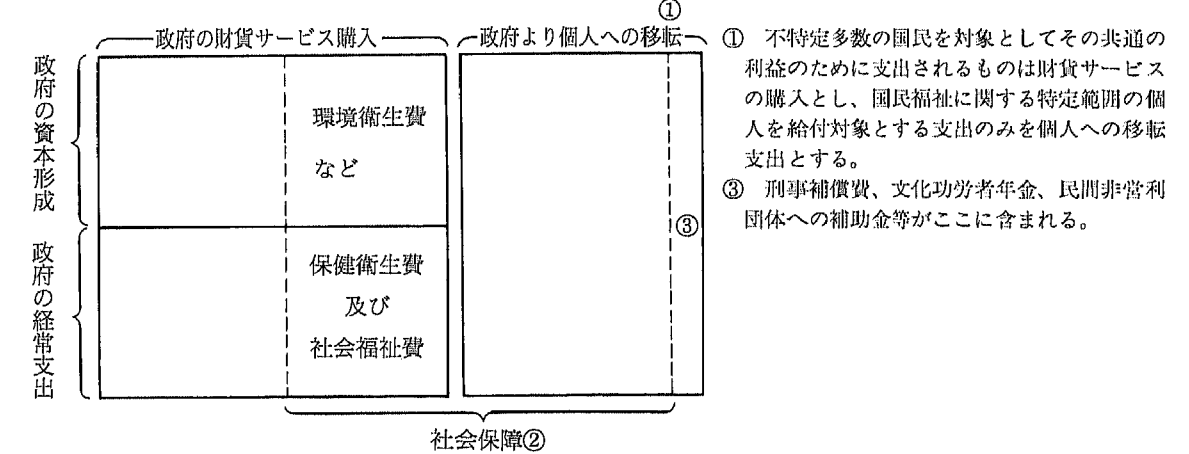
(注) 矢印は、およその類似を表しており、事項別にみれば、各種推計毎に出入りがある。例えば、事務局の推計では、戦争犠牲者援護に入っている原爆医療が、社会保障給付費では保健衛生に入っているなどである。

第2図 社会保障費の経費種別分類



(注) 1 矢印は、およその類似を表しており、必ずしも一致していない。  
2 単位は、億円(平成7年度)

第3図 国民所得勘定と社会保障費



## 第II部 社会保障の体系と現状

### 第1節 社会保障の体系と現状

#### 1 社会保障の体系

社会保障制度は、昭和25年の社会保障制度審議会の勧告において「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会的成員たるに値する生活を営むことができるようにすること」とされており、これを狭義の社会保障として次のように分類している。

- 1 社会保険 各自が保険料を出して各種のリスクに関し保障をする相互扶助の制度であり、社会保険は国、地方公共団体又は法律に基づく特別の法人によって運営され原則として強制加入となっている。
- 2 公的扶助 生活に困窮するすべての国民に対して国が最低限度の生活を保障し自立を助けようとする制度。
- 3 社会福祉 普通一般の社会生活をする上でハンディキャップを有していたり、社会において弱い立場にある国民に対して国、地方公共団体等が援助していこうという制度。
- 4 公衆衛生・医療 国民が健康に生活できるようさまざまな事項についての予防、衛生のための制度である。人の面に関するものを狭義の公衆衛生、物や生活環境に関するものを環境衛生とさらに分けることもある。
- 5 老人保健 疾病構造の変化及び高齢社会に対応し、総合的、一体的な保健医療施策を行うとともに、老人医療費を国民が公平に負担するという制度。

なお、恩給・戦争犠牲者援護については、社会保障本来の目的と異なる国家補償であるが、生存権尊重の社会保障的效果をあげているので、広義の社会保障制度としている。

また、社会保障制度は、他の制度との関連が深いので、現在関連制度として住宅対策と雇用対策の一部を含めている。

以上の分類を表にすると、次のとおりである。

広義の社会保障	社会保険	健康保険、年金保険、労働者災害保険、雇用保険、船員保険、各種共済組合等
	公的扶助	生活保護
	社会福祉	身体障害者、精神薄弱者、老人、児童、母子等に対する福祉等
	公衆衛生及び医療	結核、精神、ハンセン病、麻薬、伝染病対策、上・下水道、廃棄物処理等
	老人保健	老人医療等
保障	恩給	文官恩給、旧軍人遺族恩給等
	戦争犠牲者援護	戦没者遺族年金等
関連制度	住宅対策	公営住宅建設等
	雇用対策	失業対策事業等





㊦ 年金制度

平成9(1997)年4月1日現在

制度の種類	国 民 年 金		
根 拠 法 (施行)	国民年金法 (昭34.4.16法141) [(拠出制年金) 昭36.4.1]		
対 象	第1号被保険者…日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の第2号被保険者及び第3号被保険者以外の者 第2号被保険者…被用者年金制度の被保険者又は組合員 第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者であって、20歳以上60歳未満の者		
経 営 主 体	政 府		
被 保 険 者 数 (平成7年度末現在)	3,130万5千人 (第1号・3号・任意加入被保険者の数)		
財 源	保 険 料	第1号被保険者… (一般保険料) 月額12,800円 (付加保険料) 月額400円 第2号被保険者 } 被用者年金制度から、基礎年金拠出金として国民年金に拠出 第3号被保険者 }	
	国 庫 負 担	基礎年金給付費の1/3、保険料免除期間に係る老齢基礎年金の給付に要する費用、付加年金給付費の1/4、事務費の全額	
給 付	支 給 要 件	年 金 額	
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間(合算対象期間も含む。)が25年 <sup>(注1)</sup> 以上である者が65歳に達したとき支給 (支給の繰上げ、繰下げの制度がある。)	$785,500円 \times \frac{(保険料納付済月数) + (保険料免除月数) \times 1/3}{480^{(注2)}}$ 厚生年金保険の配偶者加給の対象となっている妻には、振替加算がある。
	付 加 年 金	付加保険料納付者が老齢基礎年金の受給権を取得したとき支給	200円×付加保険料納付済月数
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	(1)被保険者期間中に初診日のある傷病等で、障害認定日において障害等級表に該当するものに支給 (初診日前に滞納期間が1/3未満の場合に限る。 <sup>(注3)</sup> ) (2)20歳前に初診日のある傷病で、20歳に到達した日 (又は障害認定日) に障害等級表に該当するものに支給	1級 981,900円+加算額 2級 785,500円+加算額 (加算額は子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者> 2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は75,300円)
	遺 族 基 礎 年 金	次のいずれかに該当する被保険者等が死亡したときに、生計を維持されているその者の子のある妻又は子に支給。ただし、(1)又は(2)に該当するときは死亡前の滞納期間が1/3未満の場合に限る。 (1)被保険者 (2)被保険者であった者であって、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の者 (3)老齢基礎年金の資格期間を満たしている者	子のある妻に支給する場合 785,500円+加算額 (子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、障害者の場合20歳未満) 2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は1人につき75,300円 子に支給する場合 785,500円+加算額 (2人目の子に226,000円、3人目以上は1人につき75,300円)
給 付	寡 婦 年 金	1号被保険者期間で老齢基礎年金の支給要件を満たしている夫が死亡した場合に、10年以上継続して婚姻関係がある65歳未満の妻に60歳から65歳に達するまでの間支給 (夫が老齢基礎年金、障害基礎年金を受給した場合を除く。)	第1号被保険者としての被保険者期間について老齢基礎年金の例によって計算した額×3/4
	死 亡 一 時 金	1号被保険者としての保険料納付済期間が3年以上の者 (基礎年金受給者を除く。) が死亡した場合にその者の遺族に支給	保険料納付済期間に応じた額 (12万円~32万円) 付加保険料納付済期間が3年以上の場合 8,500円を加算

(注) 1) 昭和5年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて24~21年の期間短縮措置がある。  
2) 昭和16年4月1日以前に生まれた者については、25~39年の加入可能年数を12倍した数になる。  
3) 平成18年4月1日以前に初診日のある傷病による障害については、初診日前の1年間に保険料の滞納がない場合にも支給。

制度の種類	厚 生 年 金 保 険		
根 拠 法 (施行)	厚生年金保険法 (昭29.5.19法115) [(昭29.5.1 (昭和16年法律第60号の全部改正))]		
対 象	65歳未満の一般被用者及び船員		
経 営 主 体	政 府		
加 入 者 数 (平成7年度末現在)	3,280万8千人		
財 源	掛 金 率 本人 } 計	8.675% } 17.35% (坑内員及び船員) (特別保険料) 8.675% } 9.575% } 19.15% 0.5% } 1.0% 9.575% } 0.5% }	
	国 庫 負 担	基礎年金拠出金の1/3等、事務費の全額	
給 付	支 給 要 件	年 金 額	
老 齢 給 付	老 齢 基 礎 年 金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者に65歳から支給	$(平均標準報酬月額 \times \frac{7.5^{(注1)}}{1000} \times 加入期間月数) \times \text{スライド率} + \text{加給年金額 (配偶者226,000円、子<18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるか又は20歳未満の障害者> 2人目まで1人につき226,000円、3人目以上は1人につき75,300円)}$
	特 別 支 給	老齢基礎年金の受給要件を満たしている者が、60歳に達した後、65歳まで支給 ただし、被保険者期間が1年以上あること	$\{(1,625円^{(注2)} \times 加入期間月数) + (平均標準報酬月額 \times \frac{7.5^{(注1)}}{1000} \times 加入期間月数)\} \times \text{スライド率} + \text{加給年金額 (同上)}$
障 害 給 付	障 害 基 礎 年 金	被保険者であった間に初診日のある傷病に関し、障害基礎年金の受給要件を満たしている者に障害の程度に応じて支給	1級 老齢厚生年金額×1.25+加給年金額 2級 老齢厚生年金額+加給年金額 3級 老齢厚生年金額 (最低保障589,100円)
	障 害 手 当 金	障害厚生年金に準ずる (障害厚生年金に該当しない障害の程度)	老齢厚生年金額×2 (最低保障1,170,000円)
遺 族 給 付	遺 族 基 礎 年 金	次のいずれかに該当した場合に支給 (1)被保険者が死亡したとき又は被保険者資格を喪失後被保険者であった間に初診日がある傷病により、初診日から5年以内に死亡したとき (遺族基礎年金と同様の国民年金の被保険者期間の要件が必要) (2)障害厚生年金 (1級、2級) の受給権者が死亡したとき (3)老齢厚生年金の受給権者又は老齢厚生年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき	老齢厚生年金額×3/4 子のない寡婦で権利を取得した当時35歳以上の者等には40歳から65歳に達するまで589,100円を加算する
	順 位	1	
	配 偶 者	1	
	子	1	
	父 母	2	
孫	3		
祖 父 母	4		

(注) 1) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて  $\frac{10}{1000} \sim \frac{7.61}{1000}$  とする。  
2) 昭和21年4月1日以前に生まれた者については、生年月日に応じて3,047円~1,677円となる。

平成9(1997)年4月1日現在

制度の種類		国家公務員共済組合													
根拠法(施行)	国家公務員共済組合法(昭33.5.1法128)(昭33.7.1(昭和23年法律第69号の全部改正))														
対象	国家公務員														
経営主体	国家公務員共済組合連合会														
組合員数(平成7年度末現在)	159万2千人(国共済112万5千人、公企体等46万7千人)														
財源	掛金率	<table border="0"> <tr> <td>(連合会)</td> <td>(日本鉄道)</td> <td>(たばこ)</td> <td>(電電)</td> </tr> <tr> <td>9.195% } 18.39%</td> <td>10.045% } 20.09%</td> <td>9.96% } 19.92%</td> <td>8.675% } 17.35%</td> </tr> <tr> <td>9.195% } [一般組合員]</td> <td>10.045% }</td> <td>9.96% }</td> <td>8.675% }</td> </tr> </table>		(連合会)	(日本鉄道)	(たばこ)	(電電)	9.195% } 18.39%	10.045% } 20.09%	9.96% } 19.92%	8.675% } 17.35%	9.195% } [一般組合員]	10.045% }	9.96% }	8.675% }
	(連合会)	(日本鉄道)	(たばこ)	(電電)											
9.195% } 18.39%	10.045% } 20.09%	9.96% } 19.92%	8.675% } 17.35%												
9.195% } [一般組合員]	10.045% }	9.96% }	8.675% }												
本人使用者計	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額														
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額														
給付	支給要件	年金額													
老齢給付	退職共済年金	老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、65歳に達した後に退職し、又は退職した後に65歳に達したとき支給 老齢基礎年金の受給要件を満たしている65歳以上の組合員に、標準報酬月額に応じて減額支給 $\left\{ \left( \text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) + \left( \text{平均標準報酬月額} \times \frac{1.5}{1000} \times \text{組合員期間月数} \right) \right\} \times \text{スライド率} + \text{加給年金額}$													
		(特別支給) 老齢基礎年金の受給要件を満たしている組合員が、60歳に達した後65歳まで支給。ただし、組合員期間が1年以上あること													
	障害共済年金	組合員である間に初診日のある傷病に関して、障害の程度に応じて支給 (受給権者が組合員である間は支給停止)													
障害給付	障害一時金	障害共済年金に準ずる(障害共済年金に該当しない障害の程度) 退職共済年金額×2(最低保障1,170,000円)													
	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が、次のいずれかに該当した場合に支給 (1)組合員が死亡したとき (2)組合員が退職後、組合員であった期間中に初診日がある傷病によって、初診日から5年以内に死亡したとき (3)障害共済年金(1級、2級)の受給権者が死亡したとき (4)退職共済年金の受給権者又は退職共済年金の受給要件を満たしている者が死亡したとき 退職共済年金額×3/4													
遺族給付	順位														
	配偶者	1													
	子	1													
	父母	2													
	孫	3													
祖父母	4														

(注) 日本鉄道、日本たばこ産業、日本電信電話の各共済組合については、平成9年4月から厚生年金保険に統合された。

制度の種類		地方公務員共済組合					
根拠法(施行)	地方公務員等共済組合法(昭37.9.8法152)(昭37.12.1)						
対象	地方公務員						
経営主体(平成7年度末現在)	各地方公務員共済組合(90組合)						
組合員数(平成7年度末現在)	333万9千人						
財源	掛金率	<table border="0"> <tr> <td>8.28% } 16.56% [一般職員]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8.28% }</td> <td></td> </tr> </table>		8.28% } 16.56% [一般職員]		8.28% }	
	8.28% } 16.56% [一般職員]						
8.28% }							
本人使用者計	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額(地方公共団体負担)						
国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、事務費の全額(地方公共団体負担)						
給付	支給要件	年金額					
老齢給付	退職共済年金	(国) _____ (国) _____					
	障害共済年金	(国) _____ (国) _____					
障害給付	障害一時金	(国) _____ (国) _____					
	遺族共済年金	(国) _____ (国) _____					
遺族給付	順位						
	配偶者	1					
	子	1					
	父母	2					
	孫	3					
祖父母	4						

平成9(1997)年4月1日現在

制度の種類		私立学校教職員共済組合	
根拠法(施行)	私立学校教職員共済組合法(昭28.8.21法245)[昭29.1.1]		
対象	私立学校教職員		
経営主体	私立学校教職員共済組合		
組合員数 (平成7年度末現在)	40万人		
財源	掛金率 本人使用者計	6.65% } 13.3% 6.65%	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費分と国民年金嵩上げ相当分の1/4等、事務費の一部	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国)	(国)
	障害給付	障害共済年金	国家公務員共済組合に同じ
遺族給付	遺族共済年金	順位	国家公務員共済組合に同じ
		配偶者	
	子	1	
	父母	2	
	孫	3	
	祖父母	4	

制度の種類		農林漁業団体職員共済組合	
根拠法(施行)	農林漁業団体職員共済組合法(昭33.4.28法99)[昭34.1.1]		
対象	農林漁業団体等職員		
経営主体	農林漁業団体職員共済組合		
組合員数 (平成7年度末現在)	50万9千人		
財源	掛金率 本人使用者計	9.745% } 19.49% 9.745%	
	国庫負担	基礎年金拠出金の1/3、国民年金発足の昭和36年4月以前の期間に係る給付費の19.82%相当分と国民年金の優遇加算相当分の1/4、事務費の一部	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	退職共済年金	(国)	(国)
	障害給付	障害共済年金	国家公務員共済組合に同じ
遺族給付		遺族共済年金	順位
	配偶者		
	子	1	
	父母	2	
	孫	3	
	祖父母	4	

平成9(1997)年4月1日現在

平成9(1997)年4月1日現在

制度の種類		厚生年金基金	
根拠法(施行)	厚生年金保険法(昭29.5.19法115)(昭40.6.1法104で追加、昭41.10.1)		
対象	65歳未満の一般被用者及び船員(いずれも基金加入者)		
経営主体(平成7年度末現在)	各厚生年金基金(1,878基金)		
加入者数(平成7年度末現在)	1,213万人		
財源	掛金率(本人計)	1.6%~1.9% } 3.2%~3.8%	
	国庫負担	なし	
給付	支給要件	年金額	
老齢給付	(年金給付) 加入員又は加入員であった者が老齢厚生年金の受給権を取得したときに支給	給付形態には次の3通りがある ①代行型 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ②加算型 ・基本部分 加入員期間の標準給与の平均×一定率×加入員期間 ・加算部分 定率又は定額給付 ③共済型 標準給与×一定率(又は加入期間別乗率)	

制度の種類		農業者年金基金	
根拠法(施行)	農業者年金基金法(昭45.5.20法78)(昭46.1.1)		
対象	農業者		
経営主体	農業者年金基金		
加入者数(平成7年度末現在)	37万2千人		
財源	保険料	一般保険料 月額 18,460円 (10年1月~) 19,270円 特定保険料 月額 13,180円 13,760円	
	国庫負担	経営移譲年金の給付費の1/2 追加助成 平成3年度から当分の間、法律で定める額を上へのせ助成	
給付	支給要件	年金額	
年	金	経営移譲年金	保険料納付済期間等が20年以上 <sup>(m1)</sup> (一定の障害の状態にある者は15年以上)である者が65歳に達する日の前に経営移譲 <sup>(m2)</sup> をしたとき 年金単価×保険料納付済期間月数×物価スライド改定率 (期間短縮者に対しては、 $\frac{240月-被保険者期間の月数}{3}$ が特別加算される。)
		農業者老齢年金	次のいずれかに該当する者が65歳に達したとき (1)平成3年3月31日以前に経営移譲年金の受給権を取得した者 (2)経営移譲年金の受給権者以外のもので、保険料納付済期間等が20年(期間短縮措置がある)以上である者 (このほか、平成3年4月1日以降に経営移譲年金の受給権を取得した者が経営移譲年金の全額について支給停止となったときに、特別支給(60歳以上の場合に限る)される。)
一時金	脱退一時金	次のすべてに該当する者が脱退したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)経営移譲年金又は農業者老齢年金の受給権者でないこと	保険料納付済期間に応じた額(170,000円~3,149,000円)
	死亡一時金	次のすべてに該当するものが死亡したとき (1)保険料納付済期間が3年以上であること (2)年金受給権者の場合は、受給済みの経営移譲年金又は農業者老齢年金の合計額が保険料と納付した期間に応じて計算される死亡一時金の額より少ないこと。 (3)脱退一時金の受給権者でないこと	同上

(参考) 代行型と加算型の比較

項目	代行型	加算型	
適用範囲	厚生年金本体に同じ	厚生年金本体分と、それ以内において加算対象加入員を区分することができる。	
標準給与	厚生年金本体の標準報酬に同じ	加算分については、別に定めることができる	
年金給付	受給資格	加入員期間1カ月以上(厚生年金本体に同じ)	加算分については、別に定めることができる
	支給開始年齢	60歳。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはそのとき(60歳未満でも可)。	加算分については、60歳未満で別に定めることができる。(例・50歳)
	支給期間	終身	終身
年金額	支給停止	●60歳未満。ただし、厚生年金本体の老齢給付が行われるときはその前まで。 ●在職分については、厚生年金本体のしほりをゆるめることはできる。	加算分については ●支給開始年齢まで。 ●加算加入員である間、支給停止することができる。
	年金額	平均標準給与月額× $\frac{12.5以上}{1000} \sim \frac{9.4以上}{1000}$ ×加入員期間月数	●基本部分 平均標準給与月額× $\frac{10.1以上}{1000} \sim \frac{7.6以上}{1000}$ ×加入員期間月数 ●加算部分 全体の厚みで $\frac{2.4以上}{1000} \sim \frac{1.8以上}{1000}$
遺族	なし	加算分について可	
脱退	なし	原則加算加入員期間3年以上には支給	
選択	なし	加算分について可	
過去勤務分	なし	加算分について可	
掛金	加入員●標準給与×免除保険料率× $\frac{1}{2}$ (最低) ●加入員負担割合は、事業主負担割合を上回ってはならない。 事業主 掛金から加入員掛金を控除した額	別に定める。	

(注) 1) 昭和10年1月1日以前生まれの人には期間短縮措置があり、年齢に応じ5年から19年  
2) 経営移譲とは、原則として自分名義の農地等のすべてを後継者や第三者に農地等として譲り渡し又は貸し付け、農業経営から引退することである。

㊦ 業務災害補償制度

平成9(1997)年4月1日現在

制度の種類		労働者災害補償保険	
根拠法〔施行〕		労働者災害補償保険法 (昭22.4.7法50)〔昭22.9.1〕	
対象		一般被用者	
経営主体		政府	
適(用)者数 (平成8年度末現在)		4,790万人	
財源	使用者掛金率	事業の種類に応じ賃金総額に対し0.6~14.4%	
	国庫負担等	予算の範囲で一部費用補助	
負傷、疾病に対するもの		右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず傷病等級に該当する場合
		療養補償給付(療養給付) 療養の給付又は療養費の支給10割。ただし	
		休業補償給付(休業給付) 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額(平均賃金相当額)の60% 〔労働福祉事業〕 休業特別支給金 休業4日目から1日につき原則として給付基礎日額の20%	傷病補償年金(傷病年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級) 〔労働福祉事業〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~245日分(3級)
障害に対するもの	年	障害補償年金(障害年金) 給付基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別年金 算定基礎日額の313日分(1級)~131日分(7級)	
	一時金	障害補償一時金(障害一時金) 給付基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔労働福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別一時金 算定基礎日額の503日分(8級)~56日分(14級)	
介護に対するもの		介護補償給付(介護給付) 介護の費用として支出した額 (上限額:常時介護は月105,980円、随時介護は月52,990円)	
遺族に対するもの	年	遺族補償年金(遺族年金) 給付基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族4人以上) 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別年金 算定基礎日額の153日分(遺族1人、ただし55歳以上または障害者である妻の場合は175日分)~245日分(遺族4人以上)	
	一時金	○遺族補償年金(遺族年金)を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金(遺族一時金) 給付基礎日額の1,000日分を限度 〔労働福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別一時金 算定基礎日額の1,000日分を限度	
葬祭に対するもの		葬祭料(葬祭給付) 295,000円+給付基礎日額の30日分(この額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分)	

(注) 1 ( )内は通勤災害の場合の給付の名称である。  
2 労災保険では、賃金の変動率に応じて自動的に給付額の改定を行う(スライド制)。船員保険では、労災保険と同様にスライドされる。

船員保険	
船員保険法(災害補償部門創設) (昭22.9.5法103)〔昭22.12.1〕	
船員	
政府	
9万6千人	
7.8%	
支給費用のうち船員法を超える部分の一部	
(受給に加入期間による制限はない)	
療養の給付(又は療養費) 通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり	
傷病手当金 休業4月まで1日につき標準報酬日額の金額 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の60% 〔福祉事業〕 傷病手当特別支給金 休業4月を超える1日につき標準報酬日額の20%	
障害年金 最終標準報酬月額10.4月分(1級)~4.4月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害年金の額の8%	
障害手当金 最終標準報酬月額20月分(1級)~2月分(7級) 〔福祉事業〕 障害第一種特別支給金 65万円(1級)~8万円(7級) 障害第二種特別支給金 障害手当金の額の8%	
介護料 介護の費用として支出した額(上限額:常時介護は月105,980円、随時介護は月52,990円)	
遺族年金 最終標準報酬月額5.5月(加給金の対象となる子の数0人)~8.2月(加給金の対象となる子の数3人以上)+寡婦加算(最終標準報酬月額×0.3月) 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族年金の額の8%	
○遺族年金を受ける者がいないとき支給 遺族一時金 最終標準報酬月額×36月分 〔福祉事業〕 遺族第一種特別支給金 300万円 遺族第二種特別支給金 遺族一時金の額の8% 行方不明手当金 1日につき最終標準報酬日額相当額 行方不明となってから3月まで	
葬祭料 最終標準報酬月額の2月分(最終標準報酬月額が295,000円未満の場合は、295,000円+1月分)	

にスライドされる。

(関係制度及び年金保険部門のうち業務上・職務上(通勤災害を含む)障害・死亡の場合にのみ支給される給付を含む)

制度の種類	国家公務員災害補償		地方公務員災害補償
根拠法(施行)	国家公務員災害補償法 (昭26.6.2法191)(昭26.7.1)		地方公務員災害補償法 (昭42.8.1法121) (昭42.12.1)
対象	国家公務員		地方公務員
営主	政府		地方公務員災害補償基金
適用者数	110万5千人(平成7年7月1日現在)		333万9千人(平成7年度末)
財源	(全額負担)		地方公共団体負担
負傷・疾病に対するもの	右以外の場合	療養の開始後1年6月を経過しても治らず、傷病等級に該当する場合	
	療養補償給付 療養の給付又は療養費の支給 10割。 ただし、通勤災害の場合は初回のみ一定の負担あり。		
障害に対するもの	休業補償給付 平均給与額の60% 〔福祉施設〕 休業援護金 平均給与額の20% *平均給与額とは最終3カ月間の平均日額	傷病補償年金 平均給与額の313日分(1級) ~245日分(3級) 〔福祉施設〕 傷病特別支給金 114万円(1級)~100万円(3級) 傷病特別給付金 傷病補償年金×特別給支給率	国家公務員災害補償に同じ
	障害補償年金 平均給与額の313日分(1級)~131日分(7級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 342万円(1級)~159万円(7級) 障害特別援護金 820万円(1級)~20万円(14級) (通勤途上の場合は、470万円(1級)~10万円(14級)) 障害特別給付金 障害補償年金×特別給支給率		
一時金	障害補償一時金 平均給与額の503日分(8級)~56日分(14級) 〔福祉事業〕 障害特別支給金 65万円(8級)~8万円(14級) 障害特別給付金 障害補償一時金×特別給支給率		
	介護補償 介護の費用として支出した額 (上限額:常時介護は月105,980円、随時介護は月52,990円)		
遺族に対するもの	遺族補償年金 平均給与額の153日分(遺族1人)~245日分(遺族4人以上) 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円 遺族特別援護金 1,020万円(通勤途上の場合は540万円) 遺族特別給付金 遺族補償年金×特別給支給率		
	遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合に支給 遺族補償一時金 平均給与額の1000日分~400日分 〔福祉事業〕 遺族特別支給金 300万円~120万円 遺族特別援護金 1,020万円~408万円 (通勤途上の場合は、540万円~216万円) 遺族特別給付金 遺族補償一時金×特別給支給率		
葬祭に対するもの	葬祭補償 295,000円+平均給与額の30日分(この額が平均給与額の60日分に満たない場合は、平均給与額の60日分)		

制度の種類	国家公務員共済組合	地方公務員等共済組合	私立学校教職員共済組合	農林漁業団体職員共済組合
財源	使用者掛金率 国庫負担	公務上の障害年金、遺族年金の費用の全額 地方公共団体負担	事務費の一部	事務費の一部
負傷・疾病に対するもの	(受給に加入期間による制限はない)			
障害に対するもの	障害共済年金〔公務上〕 $(\text{平均標準} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \text{スライド率}) + (\text{平均標準} \times 12 \times \frac{20}{100} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ $+ (\text{平均標準} \times \frac{1.5}{1000} \times (\text{組合員}(300\text{月を超えるととき}) - 300\text{月}) \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ ☆1級の場合は、①の額× $\frac{125}{100}$ と②の支給乗率 $\frac{20}{100}$ は $\frac{30}{100}$ と、③の支給乗率 $\frac{1.5}{1000}$ は $\frac{1.875}{1000}$ となる。			
	遺族に対するもの	遺族共済年金〔公務上〕 ・短期要件 $(\text{平均標準} \times \frac{7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) + (\text{平均標準} \times \frac{3.375}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$ ・長期要件 $(\text{平均標準} \times \frac{10 \sim 7.5}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \frac{3}{4}) + (\text{平均標準} \times \frac{3 \sim 3.375}{1000} \times \text{組合員}^{(注)} \times \text{物価} \times \text{スライド率})$		

(注) 1 組合員期間月数が300未満のときは、300月として計算する。  
 2 適用法人(日本たばこ産業(株)、日本電信電話(株)及び旅客鉄道各社等)の職員は労働者災害補償保険の対象であるため、職務上の給付については国家公務員共済組合の対象外である。

④ 雇用保険制度

平成9(1997)年8月1日現在

制度の種類別	雇 用 保 険																																																									
根拠法(適用)	雇用保険法(昭49.12.28法116) [昭50.4.1]																																																									
対 象	一 般 被 保 険 者	短期雇用特例被保険者	高年齢継続被保険者																																																							
保 険 者	政 府																																																									
被 保 険 者 数 (平成8年度末現在)	3,377万人																																																									
財 源	保 険 料 率	本人使用者計 0.40% } 1.15% 0.75% } (折半負担を超える分は3事業分) 農林水産業、清酒製造業については、0.50% } 1.35% 0.85% } 建設業については、0.50% } 1.45% 0.95% }																																																								
	国庫負担	給付費の1/4 雇用継続給付の1/8 ただし、暫定措置として、平成5年度以降はこの80%																																																								
求 職 者 給 付	基 本 手 当	(1)受給要件… 離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)日 額… 前職賃金の8割～6割 (3)給付日数( )内は短時間労働者 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職の日における年齢等</th> <th colspan="4">被保険者であった期間</th> </tr> <tr> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>(-)</td> </tr> <tr> <td>30歳以上</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <td>45歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>60歳未満</td> <td>90日</td> <td>180日</td> <td>180日</td> <td>210日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上</td> <td>240日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> <td>300日</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>210日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> <td>210日</td> </tr> </table> 就職困難者 45歳未満 240日(180日) 45歳以上 300日(210日)	離職の日における年齢等	被保険者であった期間				1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上	30歳未満	90日	90日	180日	(-)	30歳以上	90日	180日	210日	210日	45歳未満	90日	180日	180日	210日	45歳以上	180日	210日	240日	300日	60歳未満	90日	180日	180日	210日	60歳以上	240日	300日	300日	300日	65歳未満	210日	210日	210日	210日	特例一時金 基本手当の日額の50日分に相当する額 公共職業訓練等受給者は、その訓練等が終わるまで、一般求職者給付が支給される。	高年齢求職者給付金 (1)受給要件… 65歳前から引き続き65歳に達した日以後まで雇用され、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)給付金の額… 次表に定める日数分の基本手当の額に相当する額 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">( )内は短時間労働者</th> </tr> <tr> <th>被保険者であった期間</th> <th>給付日数</th> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>50日(50日)</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>120日(100日)</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>150日(100日)</td> </tr> </table> ただし、任意加入による被保険者に対しては、一律に50日分が支給される。 なお、65歳の定年等の理由により離職した者については、一般の受給資格者とみなして求職者給付及び就職促進給付が支給される。	( )内は短時間労働者		被保険者であった期間	給付日数	1年未満	50日(50日)	1年以上5年未満	120日(100日)	5年以上	150日(100日)
	離職の日における年齢等	被保険者であった期間																																																								
		1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																																					
	30歳未満	90日	90日	180日	(-)																																																					
	30歳以上	90日	180日	210日	210日																																																					
45歳未満	90日	180日	180日	210日																																																						
45歳以上	180日	210日	240日	300日																																																						
60歳未満	90日	180日	180日	210日																																																						
60歳以上	240日	300日	300日	300日																																																						
65歳未満	210日	210日	210日	210日																																																						
( )内は短時間労働者																																																										
被保険者であった期間	給付日数																																																									
1年未満	50日(50日)																																																									
1年以上5年未満	120日(100日)																																																									
5年以上	150日(100日)																																																									
技能習得手当	(1)受講手当… 日額590円 (2)特定職種受講手当… 月額2,000円 (3)通所手当… 42,500円を限度とする交通費実費	—	—																																																							
寄宿手当	月額10,500円	—	—																																																							
傷病手当	基本手当日額と同額	—	—																																																							
再就職手当	(1)再就職手当… 基本手当日額の30日～120日分 (2)常用就職支度金… 基本手当日額の30日分 (3)移転費… 鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当 (4)広域求職活動費… 鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料	同左(1)を除く。	—																																																							
高年齢雇用継続給付	(1)受給要件… 被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の者であって、各月に支払われる賃金が60歳時点の賃金の85%未満の場合 (2)支給額… 60歳以後の賃金の25% (賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の80%を越え85%未満の場合は適減した額) (3)支給期間… 65歳に達するまでの期間 (失業給付受給後に再就職した場合は、失業給付の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間)	—	—																																																							
育児休業給付	(1)受給要件… 1歳未満の子を養育するための育児休業をした被保険者であって、休業開始前2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある月が12か月以上ある場合 (2)支給額… 原則として、休業前賃金の25% (20%を休業期間中、残額は職場復帰後6か月間雇用された後) (3)支給期間… 1歳に満たない子を養育する期間	—	—																																																							
三 事 業	(1)雇用安定事業… 景気の変動、産業構造の変化等に対処して失業の予防、雇用機会の増大その他雇 (2)能力開発事業… 被保険者に関し、職業生活の全期間を通じて、能力の開発、向上させることを促 (3)雇用福祉事業… 被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助等の事業																																																									

船 員 保 険																																							
船員保険法(失業部門創設)昭22.12.24法235[昭22.11.1]																																							
日 雇 労 働 被 保 険 者	船 員																																						
政 府	政 府																																						
5万3千人	8万人																																						
次の印紙保険料 1級 88円 } 176円 88円 } 2級 73円 } 146円 73円 } 3級 48円 } 96円 48円 }	1.0% } 2.0% 1.0% }																																						
給付費の1/3 (黒字のときは1/4まで)	給付費の1/4 雇用継続給付の1/8。ただし、暫定措置として平成7年度以降はこの80%																																						
日雇労働求職者給付金 (1)普通給付 給付日額 (1級7,500円、2級6,200円、3級4,100円)の13日～17日分 失業前の2月間(前月及び前々月)に26日分以上印紙保険料を納めた者に支給 ①第1級給付金 第1級印紙保険料が24日分以上 ②第2級給付金 イ 第1級及び第2級印紙保険料が24日分以上 ロ 第1級、第2級及び第3級印紙保険料が24日分以上であり、又は、第1級、第2級及び第3級の順に選んだ24日分の印紙保険料の平均額が第2級印紙保険料以上 ③第3級給付金 前記①、②以外るとき (2)特例給付 継続する6月間に各月11日分以上、かつ通算して78日分以上印紙保険料を納めた者に60日分を限度として支給	・失業保険金 (1)離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヵ月以上 (2)標準報酬日額(最終2ヵ月間の平均)の8割～6割 (3)給付日数 <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">離職日における年齢等</th> <th colspan="4">算定基礎期間</th> </tr> <tr> <th>1年未満</th> <th>1年以上5年未満</th> <th>5年以上10年未満</th> <th>10年以上</th> </tr> <tr> <td>30歳未満</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>90日</td> <td>120日</td> </tr> <tr> <td>30歳以上45歳未満</td> <td>90日</td> <td>150日</td> <td>180日</td> <td>180日</td> </tr> <tr> <td>45歳以上60歳未満</td> <td>180日</td> <td>210日</td> <td>240日</td> <td>240日</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満</td> <td>50日</td> <td colspan="3">240日</td> </tr> </table> ・高年齢求職者給付金 60歳前から引き続き被保険者である者が60歳に達した日以後失業したときは、失業保険金の支給に代えて支給する。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">算定基礎期間</th> <th>高年齢求職者給付金の額</th> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>失業保険金日額の120日分</td> </tr> <tr> <td>1年以上5年未満</td> <td>失業保険金日額の100日分</td> </tr> <tr> <td>1年未満</td> <td>失業保険金日額の50日分</td> </tr> </table> *給付日数の延長は次の4種類 イ. 特例個別延長給付 ロ. 個別延長給付 ハ. 職業補導延長給付 ニ. 全国延長給付	離職日における年齢等	算定基礎期間				1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上	30歳未満	90日	90日	90日	120日	30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	180日	45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	240日	60歳以上65歳未満	50日	240日			算定基礎期間		高年齢求職者給付金の額	5年以上	失業保険金日額の120日分	1年以上5年未満	失業保険金日額の100日分	1年未満	失業保険金日額の50日分
離職日における年齢等	算定基礎期間																																						
	1年未満	1年以上5年未満	5年以上10年未満	10年以上																																			
30歳未満	90日	90日	90日	120日																																			
30歳以上45歳未満	90日	150日	180日	180日																																			
45歳以上60歳未満	180日	210日	240日	240日																																			
60歳以上65歳未満	50日	240日																																					
算定基礎期間		高年齢求職者給付金の額																																					
5年以上	失業保険金日額の120日分																																						
1年以上5年未満	失業保険金日額の100日分																																						
1年未満	失業保険金日額の50日分																																						
—	(1)受講手当… 日額590円 (2)通所手当… 42,500円を限度とする交通費実費																																						
—	月額10,500円																																						
—	傷病給付金 失業保険金日額と同額																																						
同 左 (1)を除く。 (2)は日雇労働求職者(給付金日額の30日分)	(1)再就職手当… 失業保険金日額の20～70日分 (2)移転費… 鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当																																						
—	(1)高年齢雇用継続基本給付金 ・各月に支払われた報酬の原則25/100相当額 (2)高年齢再就職給付金 ・高年齢雇用継続基本給付金と同じ																																						
—	(1)育児休業基本給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の20/100相当額 (2)育児休業者職場復帰給付金 ・給付基礎日額に30を乗じて得た額の5/100×支給単位期間の数																																						
用の安定を図る事業。 進するための事業。	—																																						



⑤ 児童手当

平成9(1997)年4月1日現在

制度の種類	児童手当				
根拠法〔施行〕	児童手当法(昭46.5.27法73)(昭47.1.1)				
対象	一般国民				
経営主体	政府				
受給者数 (平成8年2月末現在)	202万9千人				
財源	国庫	非被用者 児童手当に要する費用の4/6	被用者 児童手当に要する費用の2/10	当該団体が全額負担	
	地方公共団体	都道府県	同上 1/6		同上 0.5/10
		市町村	同上 1/6		同上 0.5/10
	事業主	—	同上 7/10		
児童手当	支給対象者及び支給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過しない児童)または、3歳に満たない児童を含む2人以上の児童を監護する者に支給</li> <li>・監護している者が父母の場合は生計を同一にしていること</li> <li>・父母以外の者の場合は生計を維持することが必要</li> <li>・上記の者に一定額以上の所得があるときは支給されない</li> </ul>			
	手当額	第1子及び第2子月額5,000円、第3子以降1人月額10,000円			
備考	附則第6条により児童手当が支給されない者に対する特例として支給される児童手当の費用は、その全額を事業主からの拠出金をもって充てることとされている。				

⑥ 老人保健

平成9(1997)年9月1日現在

制度の種類	老人保健		
根拠法	老人保健法(昭57.8.17法80)(施行昭58.2.1)		
経営主体	各市町村(特別区)		
対象人員 (平成8年3月)	1,217万7千人		
保健事業	医療以外の保健事業	医療	
対象	市町村(特別区を含む。以下同じ)の区域内に居住地を有する40歳以上の者(職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く)を対象とする	医療は、医療保険各法の被保険者若しくは組合員又は被扶養者であって70歳以上の者(65歳以上70歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある者を含む。)を対象とする。	
	財源	国庫負担	医療に要する費用のうち2/10の他、保険者の拠出金の一部について医療保険各法の定めるところにより補助
源	地方公共団体	都道府県	医療に関する事務の執行に要する費用(事務費拠出金を除く。)については1/2を負担
		市町村	医療に関する費用のうち 0.5/10
	市町村	同上 1/3	同上 0.5/10
保険者	医療保険各法の保険者は、医療費拠出金(保険料と国庫補助で構成)及び事務費拠出金(保険料)を納付		
保健事業の種類	健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導及びその他政令で定めるもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療は、疾病又は負傷に関して診察・薬剤又は治療材料の支給等が行われる。</li> <li>2 医療を受ける者は、保険医療機関等ごとに次により一部負担金を払う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①外来 1回500円 (同一医療機関ごとに1月4回を限度)</li> <li>②入院 1日 9年度 1,000円 10年度 1,100円 11年度 1,200円 (低所得者世帯の老齢福祉年金受給権者は1日500円)</li> <li>③外来薬剤費、入院時食事療養費の負担については医療保険と同じ。</li> </ul> </li> </ol>	

### 3 老人福祉

#### ① 施設福祉対策

	施設名	事業の概要
入所型	特別養護老人ホーム	65歳以上の寝たきり老人等で、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させて養護する。
	養護老人ホーム	65歳以上の人で、心身機能の減退などのために日常生活に支障がある、あるいは住宅に困っている場合等であって、被保護世帯か市町村民税所得割非課税世帯に属する者を入所させて養護する。
	軽費老人ホーム	低所得階層に属する60歳以上の者で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させる施設。A型とB型に区分され、A型は給食サービスが付いていて、B型は自炊が原則となっている。
	ケアハウス	高齢者のケアに配慮しつつ自立した生活を確保できるよう、車いすでの生活が容易であるなど工夫された住宅としての機能があり、生活相談、給食等のサービスを提供する。
	老人短期入所施設	養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった65歳以上の者を短期間入所させて養護する。
	有料老人ホーム	常時10人以上の老人を入所させ、食事の提供その他日常生活に必要な便宜を供与する。

利用型	老人デイサービスセンター	65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者を通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護の方法の指導その他の便宜を供与する。
	高齢者生活福祉センター	過疎地等の高齢者向けに、介護支援機能、居住機能及び地域における交流機能を総合的に有する小規模の複合施設
	老人福祉センター	地域の老人に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等のための便宜を供与する。
	老人憩の家	地域の老人に対して、無料又は低廉な料金で教養の向上、レクリエーション等のための場所を提供し、老人の心身の健康を図る施設。老人クラブの拠点とされており、老人福祉センターより小規模なもの
	老人休養ホーム	景勝地、温泉地などの休養地に、老人の保健休養、安らぎと憩いの場として設置された宿泊利用施設。老人が気軽に利用できるように一般の国民宿舎よりさらに低料金になっている。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

#### ② 在宅福祉対策

事業の名称	事業の概要
ホームヘルプサービス（訪問し介護を行う事業）	寝たきり老人等で日常生活に支障がある者に対し、家事、介護等を行うホームヘルパーを派遣する。
ショートステイ事業（特別養護老人ホーム等に短期入所させる事業）	寝たきり老人等を介護する家族が疾病等によって一時的に介護が困難になった場合に、施設で短期間介護を行う。なお、この事業予算の中には、ホームケア促進事業（寝たきり老人等とその介護者を特別養護老人ホームに入所、宿泊させ、介護の実習等を行う。）とナイトケア事業（夜間の介護が得られない痴呆性老人等を一時的に夜間のみ特別養護老人ホームで介護する。）が含まれる。
デイサービス事業（日帰りで介護サービスを受ける事業）	虚弱老人等をデイサービスセンターに通所させ、給食、入浴、日常動作訓練等のサービスを提供するとともに、寝たきり老人等の家庭に訪問して、給食、入浴等のサービスを提供する。
在宅介護支援センター運営事業	在宅の寝たきり老人等の介護者に対し、在宅介護に関する総合的な相談に応じ、各種の保健福祉サービスが総合的に受けられるように、市町村等関係機関との連絡調整等を行う事業。在宅介護支援センターは、24時間体制で、特別養護老人ホーム、老人保健施設等に設置されている。
日常生活用具の給付等事業	寝たきり老人等の日常生活を容易にするための日常生活用具を給付又は貸与する。 ○対象品目【特殊寝台、マットレス、エアーマット、腰掛便座（便器）、特殊尿器、火災警報機、自動消火器、体位変換器、老人用電話（貸与）、緊急通報装置、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、歩行器、電磁調理器、移動用リフト、歩行支援用具、入浴補助用具、電動車いす】
高齢者サービス総合調整推進事業	保健・医療・福祉の各施設の調整と総合的推進を図る。 ●都道府県指定都市レベル…高齢者サービス総合調整推進会議を設置 ●市町村レベル…高齢者サービス調整チームを設置

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

#### ③ 社会活動促進対策

事業の名称	事業の概要
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	高齢者の社会参加の促進を図り、生きがいと健康づくりを推進する。 ●長寿社会開発センターの整備 ●平成元年11月発足 ●都道府県明るい長寿社会づくり推進機構の整備 全都道府県 ●高齢者の生きがいと健康づくり推進モデル市町村事業 59市町村 (平成8年度)
老人クラブ助成事業	老人クラブが行う各種の地域福祉活動事業等に対する助成。
全国老人クラブ連合会助成事業	都道府県老人クラブ連合会、市町村老人クラブ連合会に対する指導等及び都道府県老人クラブ連合会に対する老人クラブ等活動推進員のための助成。
都道府県高齢者総合相談センター（シルバー110番）運営事業	高齢者世帯の日常生活において直面する困りごと等に対応できる総合相談体制の確立を図る。
高齢者能力開発情報センター一運営助成	おおむね65歳以上の者に対し、その希望と能力に応じた適切な仕事の斡旋等を行う。

資料：厚生省大臣官房政策課編「社会保障入門」

4 身体障害者福祉施策

① 身体障害者在宅福祉施策の概要

事業名	
障害の軽減・補充、診査・更生相談対策	更生医療の給付 ①
	訪問診査、更生相談 ②
補装具、日常生活用具の給付等	補装具の交付、修理 ③
	日常生活用具の給付等 ④
在宅介護対策	特別障害者手当等の支給 ⑤
	訪問介護(ホームヘルプサービス)事業 ⑥
	身体障害者短期入所事業 ⑦
保健対策	身体障害者健康診査事業 ⑧
	身体障害者相談員の設置 ⑨
社会参加促進、在宅リハビリテーション対策等	市町村障害者生活支援事業 ⑩
	「障害者の明るいくらし」促進事業 ⑪
	市町村障害者参加促進事業 ⑫
	障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業 ⑬
	身体障害者通所介護(デイサービス)事業 ⑭
	身体障害者自立支援事業 ⑮
	在宅重度障害者通所授産事業 ⑯
	身体障害者通所授産施設 ⑰
	身体障害者福祉ホーム運営事業 ⑱
	身体障害者スポーツの振興 ⑲
	障害別福祉事業(委託事業) ⑳

番号	事業の概要
①	身体上の障害を軽くしたり除いたりするための医療 関節形成術、角膜移植術、穿孔閉鎖術、人工透析、ペースメーカーのうめ込み手術等
②	医療、生活、職業等の各種の相談、施設への紹介等
③	身体上の障害を補うための用具の交付、修理 ○補装具の種類 (視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器 (聴覚障害) 補聴器 (言語機能障害) 人工喉頭 (ぼうこう又は直腸障害) ストマ用装具
④	重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付等 (下肢・体幹障害) 浴槽、湯沸器、便器、特殊マット、特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、入浴補助用具、歩行支援用具、移動用リフト (上肢障害) 特殊便器、電動タイプライター、ワードプロセッサ、電動歯ブラシ (意志伝達) 重度障害者用意志伝達装置、携帯用会話補助装置 (視覚障害) 盲人用テープレコーダー、時計、タイムスイッチ、カナタイプライター、点字タイプライター、電卓、電磁調理器、音声式体温計、秤、点字図書、体重計、拡大読書器、歩行時間延長信号機用小型送信機 (聴覚障害) 聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用通信装置、文字放送デコーダー (呼吸器機能障害) 酸素ボンベ運搬車、ネプライザー (腎臓機能障害) 透析液加温器 (共通) 火災警報機、自動消火器、緊急通報装置 (貸与品目) 福祉電話、ファックス (共同利用) 視覚障害者用ワードプロセッサ
⑤	在宅の重度障害者で、日常生活において常時特別の介護を要する状態にある者等に対し、特別障害者手当等を支給する。 ・特別障害者手当(月額) 26,230円 ・障害児福祉手当(月額) 14,270円 ・福祉手当(経過措置分)(月額) 14,270円 (平成9年4月現在)
⑥	重度の身体上の障害等のため日常生活を営むのに支障がある身体障害者の家庭等を訪問して、食事、洗濯等身のまわりの世話および外出時の付添いを行う。
⑦	重度身体障害者等を介護している保護者が疾病等によって家庭における介護が困難な場合、施設に一時保護する。
⑧	車いす常用者に起こりやすい、褥瘡や膀胱障害等の二次障害を予防するための健康診査を行う。
⑨	身体障害者の更生相談に応じ、必要な指導を行うとともに福祉事務所など関係機関の業務に対する協力、援護思想の普及を行う。
⑩	在宅の障害者やその家族が地域の中で普通に生活していくことを支援するために在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の有効活用の支援、社会生活訓練プログラムの実施などを総合的に支援。
⑪	身体障害者の社会参加の促進を図るため、意志伝達の確保対策等移動対策、生活訓練等、生活環境改善、スポーツ振興、相談、啓発、普及を都道府県で実施する。
⑫	身体障害者の社会参加の促進を図るため、点字広報等の発行、重度身体障害者移動支援事業、地域の要望に即した事業等を実施する。
⑬	障害者や高齢者などの社会参加の基礎となる生活環境の整備を進めるため、地域社会全体としての合意づくりを推進し、まちづくりに関する総合計画を策定するとともに、これに基づく必要な環境整備事業を実施する。
⑭	地域において就労等の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作的活動、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービス、給食サービス等を行い、その自立と生きがいを高める。
⑮	公営住宅、身体障害者福祉ホーム等に居住する5人以上の重度の身体障害者を対象として、専任ケアグループによる安定的な介助サービスを提供する。
⑯	就労の機会が得がたい在宅重度障害者等を対象に小規模な通所による軽作業等の援護事業に対する補助
⑰	雇用困難または生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設
⑱	身体上の障害のために家庭で日常生活を営むのに支障のある者に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を利用して自立した生活を営む施設に対する運営費の補助
⑲	身体障害者の健康の維持、機能の回復、体力の向上等の効果を上げるとともに、社会生活への適応性の向上を図る。
⑳	視覚障害者福祉事業(点字・声の図書事業等)、聴覚・言語障害者福祉事業(手話通訳指導者養成研修事業等)、福祉機器開発普及等事業、視覚・聴覚(重複)障害者福祉事業(盲ろう者向通訳養成研修事業)、全国身体障害者総合福祉センター運営事業等

(注) 番号は、前ページの事業名の番号と対応している。  
資料：厚生省「厚生白書」

㊦ 身体障害者施設福祉施策の概要

事業名		事業の概要	
施設福祉施策	更生施設	肢体不自由者更生施設	障害の程度の如何にかかわらず相当程度の作業能力を回復しうる見込みのある人を対象とし、更生訓練を行う施設（入所期間は1年）
		視覚障害者更生施設	あんま、はり、きゅう等職業についての知識技能、訓練を行う施設（入所期間2～5年）
		聴覚・言語障害者更生施設	更生に必要な治療及び訓練を行う施設（入所期間1年を原則）
		内部障害者更生施設	医学的管理の下に更生に必要な指導、訓練を行う施設（入所期間は1年）
	生活施設	重度身体障害者更生援護施設	重度の肢体不自由者又は、重度の内部障害者を入所させ、家庭復帰に必要な日常生活能力の回復に重点をおいて各種のリハビリテーションを行う施設（入所期間おおむね5年以内）
		身体障害者療護施設	身体上の著しい障害のため常時介護を必要とするが、家庭ではこれを受けることの困難な最重度の障害者を入所させ、医学的管理の下に必要な保護を行う施設
		身体障害者福祉ホーム	身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある身体障害者が自立した生活を営む施設
		身体障害者授産施設	雇用困難又は生活に困窮する人を対象とし、必要な訓練を行い、職業を与えて自活させる施設（最終的には一般事務所に就職若しくは自営等で、自活させることを目的としているので、入所期間は一定ではない）
	作業施設	重度身体障害者授産施設	重度の身体障害のため、ある程度の作業能力を有しながら、特別の設備と職員を準備しなければ、就業不可能な障害者を入所させ、施設内で自活させることを目的とする施設
		身体障害者通所授産施設	身体障害者授産施設の一種であり、内容は身体障害者授産施設と同じであるが、利用者は通所者に限られる
		身体障害者福祉工場	生産能力があっても、通勤事情等のため、一般の企業に就職することの困難な車いす障害者等のための工場
		身体障害者福祉センター（A型）	身体障害者の各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上、運動、娯楽など保健・休養のための施設
	地域利用施設	身体障害者福祉センター（B型）	外出や就労の機会が得られない在宅重度障害者が通所して、創作活動、軽作業、日常生活訓練等を行うための施設
		身体障害者通所介護（デイサービス）センター	身体障害者通所介護（デイサービス）事業を行うための施設
		障害者更生センター	障害者、家族、ボランティア等が気軽に宿泊、休養するための施設
		点字図書館	視覚障害者の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧貸出しを行う施設
		点字出版施設	点字刊行物を出版する施設
		聴覚障害者情報提供施設	字幕（手話）入りビデオカセットの製作貸出、手話通訳者の派遣、情報機器の貸出等を行う施設
		補装具製作施設	補装具の製作又は修理を行う施設
		盲人ホーム	あんま、はり、きゅう等視覚障害者の職業生活の便宜を図るために施設を利用させ、技術の指導を行う施設

資料：厚生省「厚生白書」

5 障害児（者）施策

① 在宅福祉施策

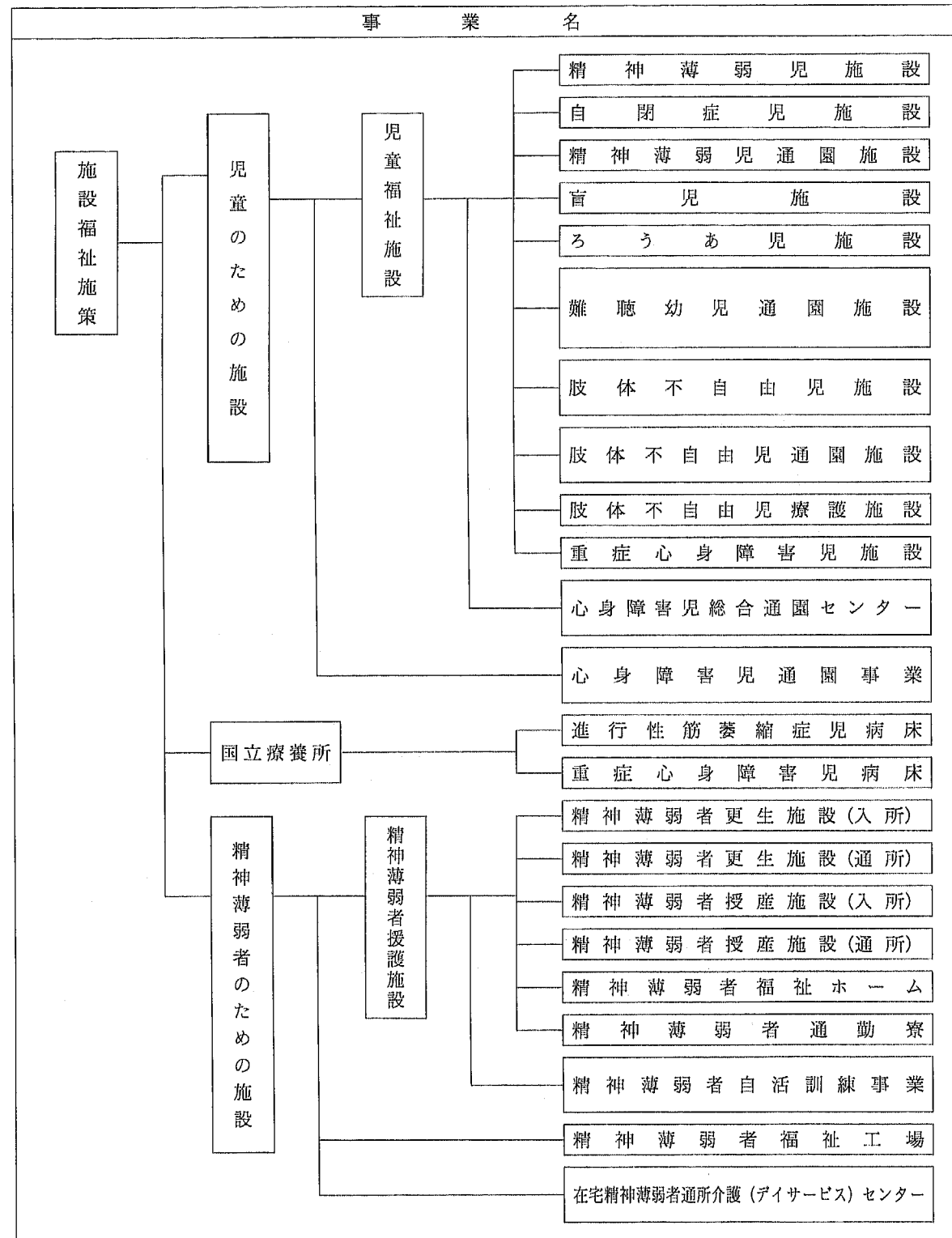
障害児・者に対する在宅福祉施策		
施策の種類	障害児施策	精神薄弱者施策
早期発見 早期療育	先天性代謝異常等検査 健康診査（乳児、1歳6か月児、3歳児） 育成医療の給付	
通所事業 通園事業	障害児各種通園施設・通園事業 重症心身障害児（者）通園事業	精神薄弱者援護施設（通所） 精神薄弱者通所介護（デイサービス事業）① 同 左
在宅サービス	補装具の交付・修理 日常生活用具の給付等 訪問介護（ホームヘルプサービス）事業② 短期入所（ショートステイ）事業③ 障害児・者地域療育等支援事業	同 左 同 左 同 左 同 左
社会参加		精神薄弱者地域生活援助事業④ 精神薄弱者生活支援事業 精神薄弱者社会活動総合推進事業 精神薄弱者スポーツの振興 精神薄弱者通所援護事業⑤
就労関連		職親制度⑥
総合的サービス	相談指導（児童相談所等）	療育手帳制度⑦ 同 左（福祉事務所等）

各種主要施策の概要

- ① 在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行い、自立を図るとともに生きがいを高める。
- ② 日常生活を営むのに著しく支障のある障害児・者のいる家庭に、訪問介護者を派遣して必要な介護、援助を行う。
- ③ 障害児・者を介護している家族が疾病等によって家庭における介護が困難となった場合に施設に一時的に保護する。
- ④ 精神薄弱者に対する日常生活上の援護を行い、地域での自立生活を援助する。グループホーム事業ともいう。
- ⑤ 通所による援護事業（小規模作業所）に対し助成する。
- ⑥ 事業経営者等が精神薄弱者を自己の下に預かり必要な訓練を行うことにより、精神薄弱者の自立更生を図る。
- ⑦ 精神薄弱児・者に対し一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために手帳を交付する。

資料：厚生省「厚生白書」

㊦ 障害児・者に対する施設福祉施策の概要



資料：厚生省「厚生白書」

事業の概要
精神薄弱の児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
自閉症を主たる症状とする児童を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を与える施設
精神薄弱の児童を日々保護者のもとから通わせて、保護するとともに、独立自活に必要な知識を与える施設
盲児（強度の弱視児を含む。）を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
ろうあ児を入所させて、保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をする施設
難聴の幼児に対し、早期に聴力及び言語能力の機能訓練を実施、残存能力の開発と障害の除去を行うとともに、家庭で一貫した適切な指導訓練が行えるよう母親等に対して指導訓練の技術等について指導する施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を入所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童を通所させて治療するとともに、独立自活に必要な知識・技能を与える施設（原則として、就学前で通園により十分療育効果が得られる児童が対象となる。）
上肢、下肢又は体幹の機能障害のある児童で家庭における養育が困難なものを入所させる施設
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて保護するとともに、治療及び日常生活の指導をする施設
障害の相談・指導・診断・検査・判定等を行うとともに、時宜を失うことなく障害に応じた療育訓練を行う施設、複数の児童福祉施設の複合体
市町村が通園の場を設けて、心身障害児に通園の方法により指導を行い、地域社会が一体となって育成助長を図る事業
進行性筋萎縮症児・者を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
重度の精神薄弱及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、治療及び日常生活の指導を行う
精神薄弱者を入所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者を通所させて、保護するとともに、その更生に必要な指導訓練を行う施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を入所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
精神薄弱者で雇用されることが困難な者を通所させて、自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設
就労している精神薄弱者が、家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている場合に低額な料金で入居させ、社会参加の助長を図る施設
就労している精神薄弱者を職場に通勤させながら一定期間利用させて対人関係の調整、余暇の活用、健康管理等独立自活に必要な指導を行う施設
精神薄弱者援護施設の入所者に地域での自立生活に必要な基本的生活の知識・技術を一定期間集中して個別的指導を行うことにより、精神薄弱者の社会参加の円滑化を図る事業
一般企業に就労できない精神薄弱者を雇用し、社会的自立を促進する施設
地域において就労が困難な在宅の精神薄弱者が通所して文化的活動、機能訓練等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高めることを目的とする施設



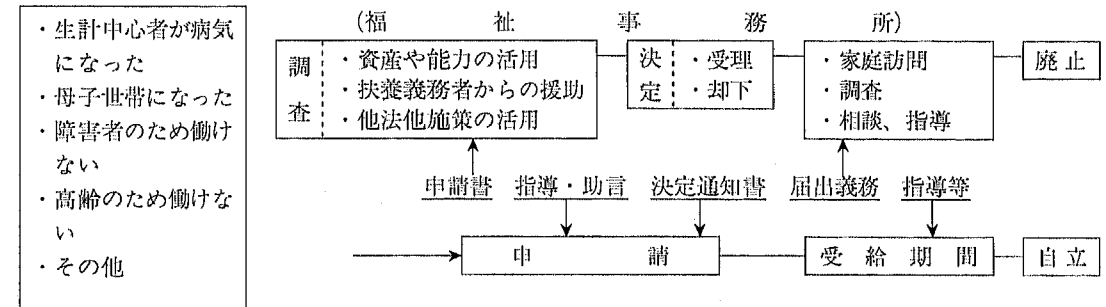
### 8 社会（家族）手当

	児童扶養手当	特別児童扶養手当	特別障害者手当等	児童手当	原爆諸手当（主なもの）	
					医療特別手当	健康管理手当
支給対象者	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満）を監護、養育している生別の母子世帯等の母又は養育者	20歳未満で精神又は身体に中程度以上の障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母又はその他の者	①特別障害者手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者 ②障害児福祉手当 精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者	3歳未満の児童	原爆の放射能に起因すると認定された負傷、疾病の状態にある（認定被爆者）	原爆の影響に関係がある障害（11障害）のいずれかを伴う疾病にかかっている被爆者
手当額月額（平成9年度）	○児童1人 所得税非課税世帯 41,390円 それ以外 27,690円 ○2人目 5,000円加算 ○3人目以降 3,000円加算	○児童1人 1級 50,350円 2級 33,530円	①特別障害者手当 26,230円 ②障害児福祉手当 14,270円 ③福祉手当（経過措置） 14,270円	○第1子及び第2子 5,000円 ○第3子以降 10,000円	136,350円	33,530円
所得制限額（収入ベース）（平成9年度）	○本人（2人世帯） 477.8万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 946.3万円	○本人（4人世帯） 720.3万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 946.3万円	○本人（2人世帯） 518.8万円 ○扶養義務者等（6人世帯） 946.3万円	○児童手当（4人世帯） 377.2万円 ○特例給付（4人世帯） 600.0万円	なし	なし

資料：厚生省大臣官房政策課調

### 9 生活保護制度

#### 【生活保護の流れ】



#### 【生活保護費の決め方】

（最低生活費の計算）

$$\begin{matrix} \text{生活扶助} \\ \text{基準生活費} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{住宅扶助} \\ \text{家賃等} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{教育扶助} \\ \text{基準額} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{医療扶助} \\ \text{医療費} \end{matrix} = \text{最低生活費}$$

・このほか、出産、葬祭等がある場合は、その基準額が加えられる。

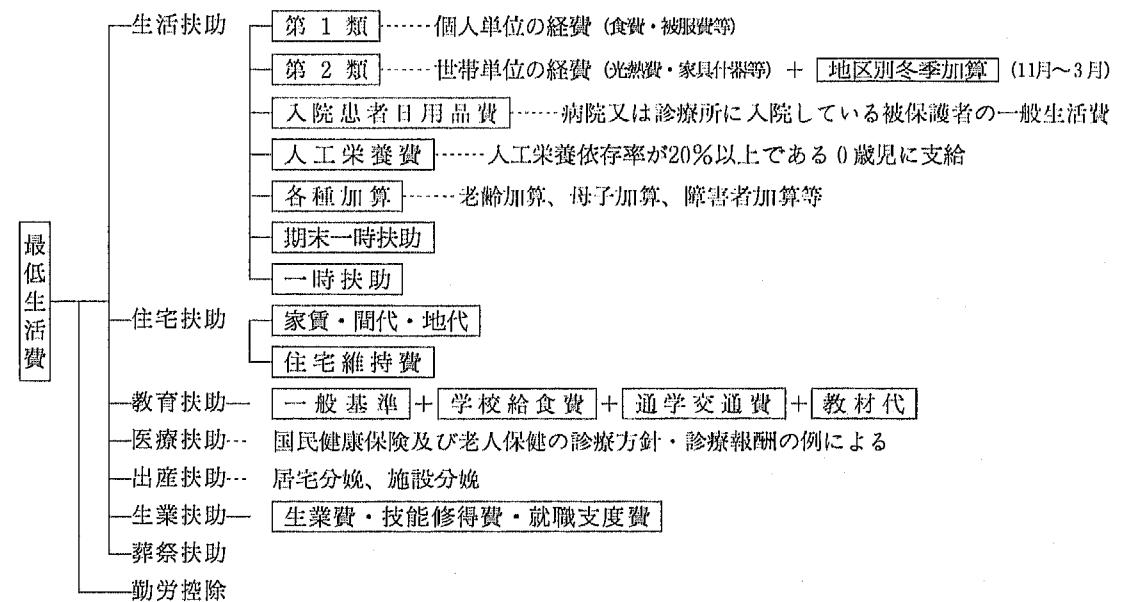
（収入充当額の計算）

$$\text{平均月額収入} - (\text{必要経費の実費} + \text{各種控除}) = \text{収入充当額}$$

（扶助額の計算）

$$\text{最低生活費} - \text{収入充当額} = \text{扶助額}$$

#### 【最低生活費の体系】



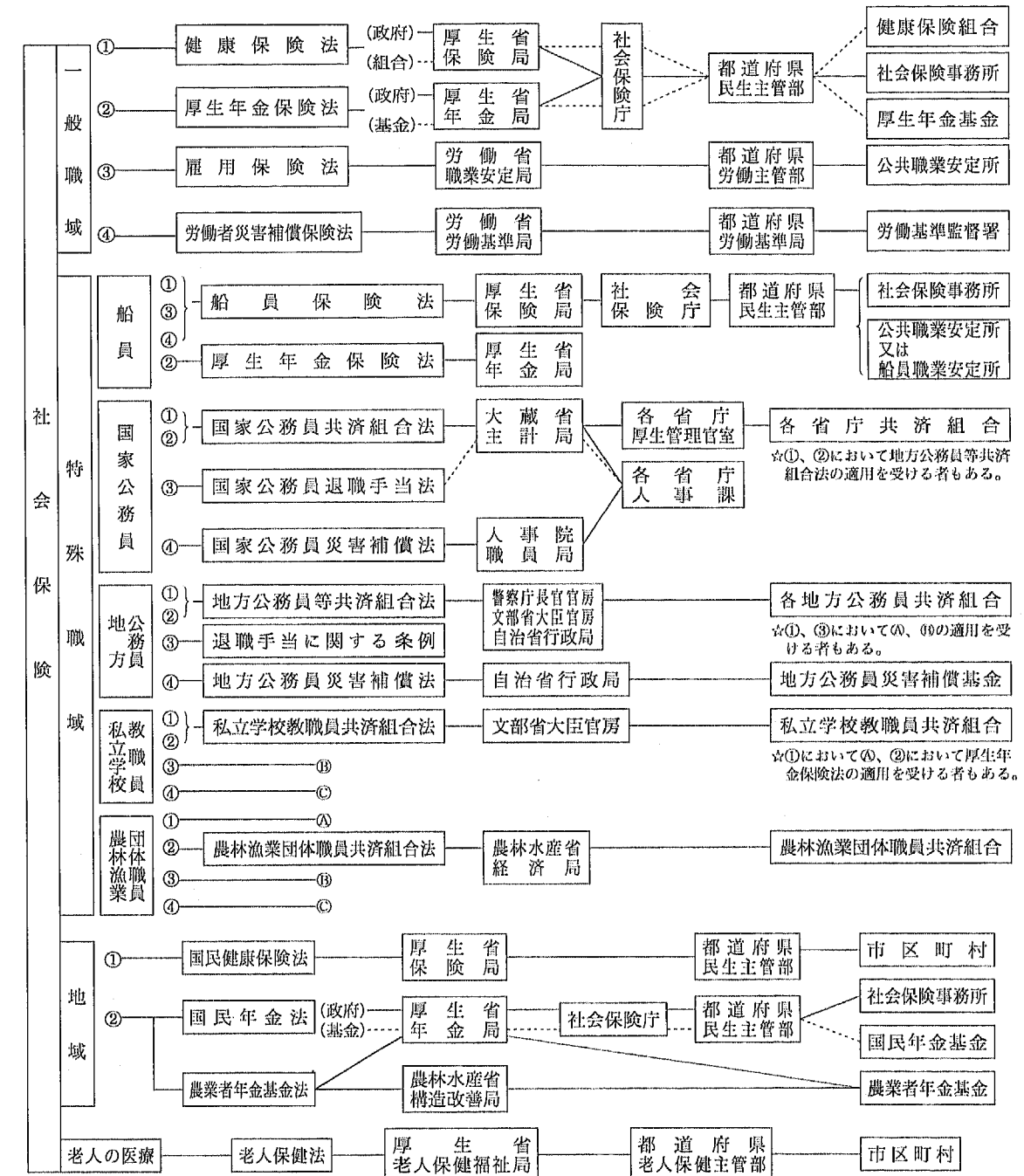
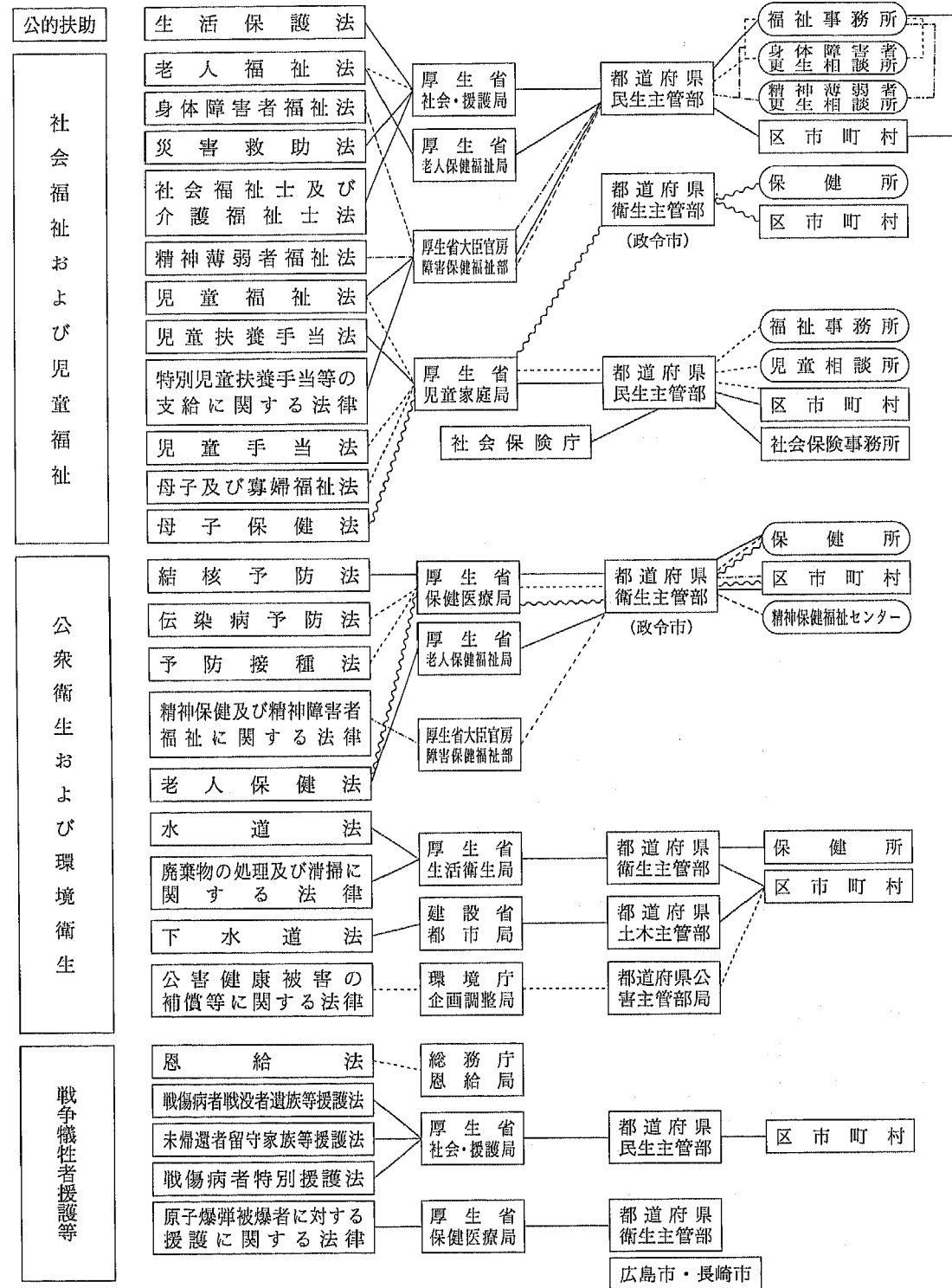
資料：厚生省社会・援護局保護課



(参考)

社会保障制度と行政機構の概略

(平成9年4月1日現在)



備考 制度①…医療保険  
 ②…年金保険  
 ③…雇用保険 (これに代わるものを含む)  
 ④…業務災害補償保険 ( " )

法律④…健康保険法  
 ③…雇用保険法  
 ②…労働者災害補償保険法

## 第2節 社会保険各制度の成立経過

### 社会保険各制度の成立経過

#### ① 医療保険制度

			大15	昭10	昭20	昭30	昭40	
被 用 者	一般被用者	健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)		職員健康 保険法 (昭14.法72)				
	日雇労働者				日雇労働者健康保険法 (昭28.法207) (施行 昭28.11.1)		④	
	船員				船員保険法(昭14.法73) (施行 昭15.6.1)			
	公務員等	国家公務員	政府職員共済組合 令(昭15.勅827)		旧国家公務員共済 組合法 (昭23.法69)	国家公務員共済組合法 (昭33.法128) (施行 昭33.7.1)		国家公務員等 共済組合法
		適役職 用法人	国有鉄道共済組合など、明40から勅令により 設立され、医療費の支給等を行っていた。			公共企業体職員等共済組合法 (昭31.法152) (施行 昭31.7.1)		⑤
		地方公務員	政府職員共済組合 令(昭15.勅827)		健康保険法(大11.法70)	国家公務員 共済組合法 (昭29.法204)	地方公務員等 共済組合法 (昭37.法152) (施行 昭37.12.1)	国家公務員 共済組合法  健康保険法 (大11.法70) ⑥
	私立学校 教職員				① 私立学校教職員共済組合法 (昭28.法245) (施行 昭29.1.1)			
農林漁業 団体職員				健康保険法(大11.法70) (施行 昭2.1.1)				
非被用者				旧国民健康保険法(昭13.法60) ②		国民健康保険法 (昭33.法192) (施行 昭34.1.1) ③		

- ① 教員については、健康保険は任意包括であった。昭和27年2月に保健、罹災、休業の短期給付を行う財団法人私学教職員共済会が創設されたが、私立学校教職員共済組合法の制定により吸収された。
- ② はじめは任意設立の市町村の区域を単位とする国民健康保険組合を保険者としていた。市町村公営方式が確立したのは昭和23年である。

			昭50	昭60	平7	平9

- ③ 全国普及が達成されたのは、昭和36年4月である。
- ④ 日雇労働者健康保険法は昭和59年10月1日に廃止された。
- ⑤ 公共企業体職員等共済組合法の廃止により、昭和59年4月1日から国家公務員等共済組合に統合された。
- ⑥ 適用法人については、平成9年4月にそれぞれ健康保険組合が設立された。



③ 業務災害補償制度

		大15	昭10	昭20	昭30	昭40	昭60
一般被用者		健康保険法(大11.法70)(施行昭2.1.1)①	労働者災害扶助責任保険法②(昭6.法55)	労働者年金保険法 労働者厚生年金保険法	労働者災害補償保険法(昭22.法50)(施行昭22.9.1)		
船員			船員保険法(昭14.法73)(施行昭15.6.1)	昭和22年法103号をもって労災補償部門を明確に区分			
公務員等	国家公務員	国有鉄道共済組合及びその他共済組合は大正9年から昭和15年にかけて公傷病年金給付を開始していた。		③ 国家公務員災害補償法(昭26.法191)(施行昭26.7.1)			
	役職 適用法人			旧国家公務員共済組合法(昭23.法50)	国家公務員共済組合法(昭33.法128)(施行昭33.7.1)		
	地方公務員			[業務災害補償に関する協約]		労働者災害補償保険法(適用昭60.4.1)④	
		国家公務員共済組合法(昭33.法7)	地方公務員等共済組合法(昭37.法152)(施行昭37.12.1)				
		市町村職員共済組合法(昭29.法204)	地方公務員災害補償法(昭42.法121)(施行昭42.12.1)	災害補償に関する条例			

- ① 業務災害補償というよりも、業務上の傷病も対象としていた。厚生年金、船員保険についても同様に業務災害補償部分が明確になったのは、労働者災害補償保険法が制定されてからである。
- ② 労働者災害扶助法(昭和6年4月2日法律第54号)が同時に制定されている。事業主の扶助義務を明確化したものである。
- ③ 昭和23年に「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律」が公布され、一般政府職員の公務災害補償は、これにより行なわれていた。
- ④ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用。

④ 雇用保険制度

		昭10	昭20	昭30	昭40	昭49	昭60
一般被用者		退職積立金及退職手当法(昭11.法42)	失業保険法(昭22.法146)(適用昭22.11.1)①		雇用保険法(昭49.法116)(適用昭50.4.1)②		
日雇労働者		日雇労働者の制度創設(昭24.法87)(施行昭22.6.1)					
船員		船員保険法失業部門創設(昭22.法235)(施行昭22.11.1)					
公務員等	国家公務員	国家公務員退職手当法(昭28.法182)(適用昭28.8.1)					雇用保険法(適用昭60.4.1)③
	役職 適用法人						
	地方公務員	退職手当に関する条例					

- ① 失業保険法と同時に、経過的なものとして失業手当法(昭22.法145)が制定されている。
- ② 失業保険制度を抜本的に改善発展させた雇用に関する総合的機能を有する保険制度である。
- ③ 旅客鉄道会社等(旧日本国有鉄道)は、昭和62年4月1日より適用

(参考)

1 社会保障制度審議会勧告等一覧

(●印は主要なもの)

	勸告等
昭和24年 ～ 昭和29年	24.8.1 健康保険等の給付費に対する国庫負担の件
	24.9.13 生活保護制度の改善強化に関する件
	24.11.14 社会保障制度確立のための覚え書
	●25.10.16 社会保障制度に関する勧告
	26.7.24 社会保障制度推進に関する申入書
	26.10.20 社会保障制度推進に関する件
	27.4.16 戦争遺家族等の援護に関する立法の件
	27.5.20 社会保障の最低基準に関する国際労働条約案について
	27.12.23 厚生年金保険、公務員の恩給、軍人恩給等年金問題に関する件
	●28.12.10 年金制度の整備改革に関する件
	29.1.11 建議書(昭和29年度予算編成における社会保障に関する国庫負担に関して)
29.3.1 建議書(年金制度の総合的調整に関して)	
29.12.24 社会保障制度の推進に関する要望	
〃 結核対策の強化改善に関する申入書	
昭和30年 ～ 昭和39年	30.3.30 社会保障制度の企画運営方法の改善に関する件
	〃 結核対策の強化改善に関する件
	●31.11.8 医療保障制度に関する勧告について
	32.12.19 恩給等の増額に関する意見書について
	●33.6.14 国民年金制度に関する基本方策について(答申)
	●33.10.6 年金制度の通算等について(答申)
	33.10.6 中小企業労働者等福利共済制度について
	35.8.1 社会保障制度の推進についての申入れ
	35.10.12 公的年金積立金の運用についての要望
	36.10.26 申入書(社会保険医療協議会の改組に関して)
	36.11.10 社会保障制度の推進に関する申入れ
	●37.8.22 社会保障制度の総合調整に関する基本方策についての答申および社会保障制度の推進に関する勧告
	38.2.25 臨時医療報酬調査会設置法案の取扱いについて(申入れ)
	38.12.21 申入書(昭和39年度予算編成に関して)
39.12.17 厚生年金保険法の一部を改正する法律案および船員保険法の一部を改正する法律案について(申入れ)	

	勸告等
昭和40年 ～ 昭和49年	40.2.10 申入書(恩給および共済組合両制度の調整について)
	40.6.1 医療問題混乱に対する緊急措置について(申入れ)
	40.9.15 医療費問題に関する意見及び保険三法改正案に対する答申
	41.8.25 内閣総理大臣はじめ関係大臣との懇談における要望要旨
	42.6.21 公害対策について(申入れ)
	〃 各種公的年金の給付額の調整等について(申入れ)
	42.12.15 申入書(財政硬直化と社会保障との関係について)
	43.12.23 申入書(社会保障の推進について)
	45.12.19 医療保険制度について(意見)
	〃 申入書(社会保障の推進について)
	46.6.22 申入書(保険医総辞退に関する政府の対処について)
	●46.9.13 医療保険制度の改革について(答申)
	48.9.18 申入れ(生活扶助基準改訂について)
	48.11.19 当面する社会保障の危機回避のための建議—インフレーション下の社会保障—
48.12.6 社会保障制度における家族の取り扱いについて	
49.10.7 当面の社会保障施策について(意見)	
昭和50年 ～ 昭和59年	●50.12.1 今後の高齢化社会に対応すべき社会保障の在り方について(建議)
	●52.12.19 皆年金下の新年金体系
	53.2.10 共済組合制度に関する意見
	54.2.13 共済組合制度に関する意見
	●54.10.18 高齢者の就業と社会保険年金一統・皆年金下の新年金体系—
●55.12.12 老人保健医療対策について(意見)	
昭和60年 ～	●60.1.24 老人福祉の在り方について(建議)
	60.4.10 公的年金制度に関する意見
	60.12.14 国民健康保険制度の長期安定確保策について(意見)
	2.12.19 新しい時代を担う子どもたちのために(申入れ)
●7.7.4 社会保障体制の再構築(勧告)	

2 各省白書のテーマからみた日本経済及び社会保障のあゆみ

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1956(S31)	日本経済の成長と近代化	国民の生活と健康はいかに守られているか	とくに題はなし
1957(S32)	速すぎた拡大とその反省	貧困と疾病の追放	〃
1958(S33)	景気循環の復活	厚生省創立20周年記念号	〃
1959(S34)	速やかな景気回復と今後の課題	福祉計画と人間の福祉のための投資	〃
1960(S35)	日本経済の成長力と競争力	福祉国家への途	〃
1961(S36)	成長経済の課題	変動する社会と厚生行政	〃
1962(S37)	景気循環の変貌	人口革命	〃
1963(S38)	先進国への道	健康と福祉	〃
1964(S39)	開放体制下の日本経済	社会開発の推進	〃
1965(S40)	安定成長の課題	40年代の道標	変貌過程にある労働経済 —人手不足経済への移行過程における諸問題—
1966(S41)	持続的成長への道	生活に密着した行政	労働経済の構造変化と今後の課題
1967(S42)	能率と福祉の向上		人手不足への適応と今後の問題 —最近の労働経済にみられる新しい動き—
1968(S43)	国際化のなかの日本経済	広がる障害とその克服	労働力不足の進行と構造変化 —複雑になった構造変化—
1969(S44)	豊かさへの挑戦	繁栄への基礎条件	40年代の労働経済
1970(S45)	日本経済の新しい次元	高齢者問題をとらえつつ	労働経済の長期的諸問題
1971(S46)	内外均衡達成への道	こどもと社会	同上
1972(S47)	新しい福祉社会の建設	近づく年金時代	転機に立つ労働経済 —長期的にみた問題点—
1973(S48)	インフレなき福祉をめざして	転機に立つ社会保障	労働者福祉充実への途 —長期展望と労使の課題—
1974(S49)	成長経済を越えて	人口変動と社会保障	高度成長からの転換と今後の課題
1975(S50)	新しい安定軌道をめざして	これからの社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —控え目な経済成長の下における労働経済の課題—

年次	経済白書	厚生白書	労働白書
1976(S51)	新たな発展への基礎がため	婦人と社会保障	長期的にみた労働経済の構造変化 —労働経済の構造変化と安定成長の条件—
1977(S52)	安定成長への適応を進める日本経済	高齢者社会の入口に立つ社会保障	安定成長下における労働経済の課題
1978(S53)	構造転換を進めつつある日本経済	健康な老後を考える	労働力需給構造の変化と中高年齢労働者問題
1979(S54)	すぐれた適応力と新たな出発	日本の子供たち—その現状と未来	労働力需給の展望と均衡回復への課題
1980(S55)	先進国日本の試練と課題	高齢化社会への軟着陸をめざして	わが国経済社会の条件変化と労働経済の課題
1981(S56)	日本経済の創造的活力を求めて	国際障害者年「完全参加と平等」をめざして	労働経済の新たな課題
1982(S57)	経済効率性を活かす道	高齢化社会を支える社会保障をめざして	労働市場の変化と新たな課題
1983(S58)	持続的成長への足固め	新しい時代の潮流と社会保障	労働力需給、失業の長期的変化と課題
1984(S59)	新たな国際化に対応する日本経済	人生80年時代の生活と健康を考える	勤労者生活の動向と課題
1985(S60)	新しい成長とその課題	長寿社会に向かって選択する	技術革新下の労働問題とその課題
1986(S61)	国際的調和をめざす日本経済	未知への挑戦— 明るい長寿社会をめざして	中長期的な職業生活の変化と新たな課題 —雇用の多様化と労働時間短縮—
1987(S62)	進む構造転換と今後の課題	社会保障を担う人々— 社会サービスはこう展開する	経済構造調整と労働経済の課題
1988(S63)	内需型成長の持続と国際社会への貢献	新たな高齢者像と活力ある長寿・福祉社会をめざして(厚生省創設50周年記念号)	構造変化のなかでの雇用安定と勤労者生活の課題
1989(H1)	平成経済の門出と日本経済の新しい潮流	長寿社会における子供・家庭・	高齢者雇用と女子パートタイム労働の現状と課題
1990(H2)	持続的拡大への道	真の豊かさに向かっの社会システムの再構築 豊かさのコスト— —廃棄物問題を考える—	勤労者をめぐる環境変化と勤労者生活充実への課題
1991(H3)	長期拡大の条件と国際社会における役割	広がりゆく福祉の担い手たち— —活発化する民間サービスと社会参加活動—	女子労働者、若者労働者の現状と課題
1992(H4)	調整をこえて新たな展開をめざす日本経済	国連・障害者の十年— —皆が参加する「ぬくもりのある福祉社会」の創造—	労働力不足、労働移動の活発化と企業の対応
1993(H5)	バブルの教訓と新たな発展への課題	未来をひらく子どもたちのために— —子育ての社会的支援を考える—	職業をめぐる諸問題と今後の対応
1994(H6)	厳しい調整を越えて新たなフロンティアへ		雇用安定を基盤とした豊かな勤労者生活への課題
1995(H7)	日本経済のダイナミズムの復活をめざして	医療—「質」「情報」「選択」 そして「納得」	雇用創出を通じた労働市場の構造変化への対応
1996(H8)	改革が展望を切り開く	家族と社会保障— —家族の社会的支援のために—	労働経済の分析
1997(H9)	改革へ本格起動する日本経済	「健康」と「生活の質」の向上 をめざして	構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

(注) 厚生白書は昭和42年度版からは「発行年版」に改定した。

## 第III部 社会保障関係統計資料編

凡 例			
1 本表の記号は次による。	… 不問	0又は0.0 単位未満	△ 負数
	— なし	・ 統計項目のありえない場合	
2 統計表で内訳の合計と合計数とが一致しない場合があるがそれは四捨五入によるものである。			
3 統計数字のうち1円、1人、1件というような1位単位のものについては統計表から円、人、件等の単位を省略した。			

### 第1節 人口統計

第1表 総人口等年次推移

区 分	昭和25年 (1950)	昭和35年 (1960)	昭和45年 (1970)	昭和55年 (1980)	平成2年 (1990)	平成5年 (1993)	平成6年 (1994)	平成7年 (1995)	平成8年 (1996)
総人口 (千人)	84,115	94,302	104,665	117,060	123,611	124,764	125,034	125,570	125,864
年齢階級別人口 (千人)	0～14歳人口 (%)	29,788 (35.4)	28,434 (30.2)	25,153 (24.0)	27,507 (23.5)	22,486 (18.2)	20,841 (16.7)	20,415 (16.3)	19,686 (15.6)
	15～64歳人口 (%)	50,171 (59.6)	60,469 (64.1)	72,119 (68.9)	78,835 (67.3)	85,904 (69.5)	87,023 (69.8)	87,034 (69.6)	87,165 (69.3)
	65歳以上人口 (%)	4,155 (4.9)	5,398 (5.7)	7,393 (7.1)	10,647 (9.1)	14,895 (12.0)	16,900 (13.5)	17,585 (14.1)	18,261 (14.5)
出生 (千人) 人口千対 <sup>注)</sup>	2,338 (28.1)	1,606 (17.2)	1,934 (18.8)	1,577 (13.6)	1,222 (10.0)	1,188 (9.6)	1,238 (10.0)	1,187 (9.5)	1,207 (9.6)
死亡 (千人) 人口千対 <sup>注)</sup>	905 (10.9)	707 (7.6)	713 (6.9)	723 (6.2)	820 (6.7)	878 (7.1)	876 (7.1)	922 (7.3)	896 (7.1)
自然増加 (千人) 人口千対 <sup>注)</sup>	1,433 (17.2)	899 (9.6)	1,221 (11.8)	854 (7.3)	401 (3.3)	310 (2.5)	362 (2.9)	265 (2.1)	310 (2.5)
平均余命 <sup>注)</sup> (年)									
男	0歳 59.57 65歳 11.35	65.32 11.62	69.31 12.50	73.35 14.56	75.92 16.22	76.25 16.41	76.57 16.67	76.36 16.48	77.01 16.94
女	0歳 62.97 65歳 13.36	70.19 14.10	74.66 15.34	78.76 17.68	81.90 20.03	82.51 20.57	82.98 20.97	82.84 20.94	83.59 21.53
合計特殊出生率 <sup>注)</sup>	3.65	2.00	2.13	1.75	1.54	1.46	1.50	1.42	1.43

注) 1 昭和45年以前の数値には、沖縄県を含まない。

2 昭和55年～平成2年・平成7年の総人口には、年齢不詳者を含む。

資料：総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」—総人口、年齢階級別人口

厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、「完全生命表」、「簡易生命表」—上記以外



第2表 「日本の将来推計人口」の要約

	平成4年9月 将来推計人口 〔中位〕	平成9年1月将来推計人口		
		中位	高位	低位
基準人口	平成2年10月1日 国勢調査人口	平成7年10月1日国勢調査人口		
平均寿命	平成3年 平成37年 (1991) (2025) 男76.11 → 78.27 女82.11 → 85.06	平成7年 平成62年 (1995) (2050) 男 76.36 → 79.43 女 82.84 → 86.47		
合計特殊出生率 (最低値)	平成3年 1.53 (1991) ↓ 平成6年 1.49 (1994) ↓ 平成37年 1.80 (2025)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成12年 1.38 (2000) ↓ 平成62年 1.61 (2050)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成8年 1.42 (1996) ↓ 平成62年 1.85 (2050)	平成7年 1.42 (1995) ↓ 平成17年 1.28 (2005) ↓ 平成62年 1.38 (2050)
総人口	平成7(1995)年	125,463千人	125,570千人	125,570千人
	17(2005)年	129,346	127,684	128,690
	27(2015)年	130,033	126,444	129,175
	37(2025)年	125,806	120,913	125,201
	ピーク	平成23(2011)年	平成19(2007)年	平成23(2011)年
65歳以上人口比率	平成7(1995)年	14.5%	14.6%	14.6%
	17(2005)年	19.1	19.6	19.4
	27(2015)年	24.1	25.2	24.7
	37(2025)年	25.8	27.4	26.5
	47(2035)年	26.6	29.0	27.4
	57(2045)年	28.4	32.0	29.4
62(2050)年	28.2	32.3	29.2	35.2
老年人口が年少人口を上回る年	平成10(1998)年	平成9年(1997)年	平成9(1997)年	平成9(1997)年

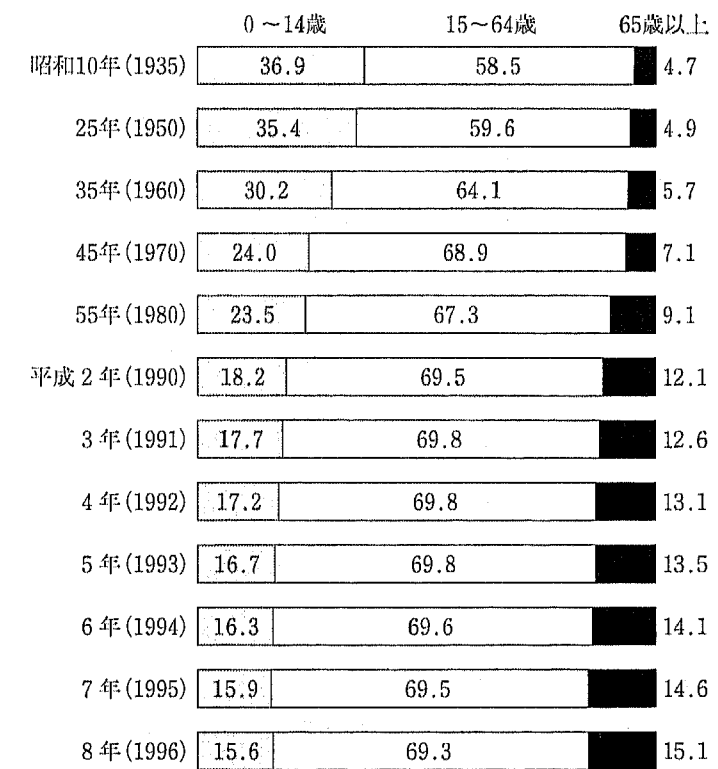
資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」

第3表 年齢3区分別人口の推移

年次 (西暦)	総人口 (万人)	総人口に占める割合(%)			年少人口 指数
		0~14歳	15~64歳	65歳以上	
昭和10年(1935)	6,925	36.9	58.5	4.7	63.1
25(1950)	8,411	35.4	59.6	4.9	59.4
30(1955)	9,008	33.4	61.2	5.3	54.6
35(1960)	9,430	30.2	64.1	5.7	47.0
40(1965)	9,921	25.7	68.0	6.3	37.9
45(1970)	10,467	24.0	68.9	7.1	34.9
50(1975)	11,194	24.3	67.7	7.9	35.9
55(1980)	11,706	23.5	67.3	9.1	34.9
60(1985)	12,105	21.5	68.2	10.3	31.6
平成2年(1990)	12,361	18.2	69.5	12.0	26.2
3(1991)	12,404	17.7	69.8	12.6	25.3
4(1992)	12,445	17.2	69.8	13.1	24.6
5(1993)	12,476	16.7	69.8	13.5	23.9
6(1994)	12,503	16.3	69.6	14.1	23.5
7(1995)	12,557	15.9	69.5	14.6	23.0
8(1996)	12,586	15.6	69.3	15.1	22.6
平成9年(1996)	12,616	15.4	69.0	15.6	22.3
12(2000)	12,689	14.7	68.1	17.2	21.5
17(2005)	12,768	14.3	66.1	19.6	21.6

資料：平成8年までは総務庁統計局「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、平成9年以降は厚生省国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口—平成9年1月推計—」の中位推計値。

〈年齢別人口の割合の推移〉



(小数第2位を四捨五入(及び年齢不詳を含む)のため合計は100%にならない)

(数字は%)

第4表 総人口・日本人人口(性×年齢〔5歳階級〕別)

(単位 千人)

年齢階級	総人口			日本人人口		
	総数	男	女	総数	男	女
総数	125,864	61,687	64,177	124,709	61,115	63,594
0～4歳	5,973	3,061	2,912	5,925	3,036	2,889
5～9	6,376	3,266	3,110	6,330	3,242	3,088
10～14	7,337	3,756	3,580	7,285	3,730	3,555
15～19	8,243	4,227	4,016	8,181	4,195	3,986
20～24	9,815	5,011	4,804	9,691	4,952	4,739
25～29	9,315	4,721	4,594	9,135	4,637	4,498
30～34	8,009	4,055	3,955	7,845	3,973	3,872
35～39	7,768	3,921	3,847	7,650	3,862	3,788
40～44	8,598	4,324	4,274	8,506	4,277	4,229
45～49	11,191	5,615	5,577	11,154	5,575	5,541
50～54	8,489	4,211	4,278	8,434	4,182	4,252
55～59	8,117	3,989	4,128	8,074	3,968	4,107
60～64	7,617	3,683	3,934	7,586	3,668	3,918
65～69	6,555	3,085	3,470	6,532	3,075	3,458
70～74	4,993	2,119	2,874	4,973	2,109	2,864
75～79	3,383	1,282	2,101	3,370	1,276	2,095
80～84	2,381	851	1,530	2,373	848	1,526
85～89	1,231	387	843	1,228	386	841
90歳以上	474	123	351	473	123	350
(再掲)						
0～14歳	19,686	10,083	9,603	19,541	10,009	9,532
15～64	87,161	43,756	43,405	86,218	43,289	42,929
65歳以上	19,017	7,848	11,169	18,950	7,816	11,134

資料：総務庁統計局「平成8年10月1日現在推計人口」

第5表 年齢3区分別人口及び構造係数(中位推計)

年次	人口(単位 1,000人)				割合(%)		
	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成7(1995)年	125,570	20,033	87,260	18,277	16.0	69.5	14.6
8(1996)	125,869	19,707	87,158	19,004	15.7	69.2	15.1
9(1997)	126,156	19,400	87,014	19,743	15.4	69.0	15.6
10(1998)	126,420	19,099	86,848	20,473	15.1	68.7	16.2
11(1999)	126,665	18,821	86,688	21,156	14.9	68.4	16.7
12(2000)	126,892	18,602	86,419	21,870	14.7	68.1	17.2
13(2001)	127,100	18,452	86,039	22,609	14.5	67.7	17.8
14(2002)	127,286	18,335	85,652	23,299	14.4	67.3	18.3
15(2003)	127,447	18,262	85,281	23,905	14.3	66.9	18.8
16(2004)	127,581	18,230	84,977	24,373	14.3	66.6	19.1
17(2005)	127,684	18,235	84,443	25,006	14.3	66.1	19.6
18(2006)	127,752	18,257	83,747	25,748	14.3	65.6	20.2
19(2007)	127,782	18,273	83,017	26,492	14.3	65.0	20.7
20(2008)	127,772	18,303	82,323	27,145	14.3	64.4	21.2
21(2009)	127,719	18,306	81,603	27,810	14.3	63.9	21.8
22(2010)	127,623	18,310	81,187	28,126	14.3	63.6	22.0
23(2011)	127,481	18,277	80,893	28,311	14.3	63.5	22.2
24(2012)	127,292	18,227	79,834	29,232	14.3	62.7	23.0
25(2013)	127,056	18,156	78,691	30,209	14.3	61.9	23.8
26(2014)	126,773	18,060	77,547	31,166	14.2	61.2	24.6
27(2015)	126,444	17,939	76,622	31,883	14.2	60.6	25.2
28(2016)	126,068	17,791	75,856	32,421	14.1	60.2	25.7
29(2017)	125,648	17,620	75,211	32,817	14.0	59.9	26.1
30(2018)	125,184	17,427	74,670	33,087	13.9	59.6	26.4
31(2019)	124,679	17,217	74,236	33,226	13.8	59.5	26.6
32(2020)	124,133	16,993	73,805	33,335	13.7	59.5	26.9
33(2021)	123,551	16,760	73,426	33,365	13.6	59.4	27.0
34(2022)	122,934	16,522	73,115	33,297	13.4	59.5	27.1
35(2023)	122,287	16,284	72,762	33,242	13.3	59.5	27.2
36(2024)	121,612	16,049	72,362	33,202	13.2	59.5	27.3
37(2025)	120,913	15,821	71,976	33,116	13.1	59.5	27.4
38(2026)	120,193	15,604	71,590	32,999	13.0	59.6	27.5
39(2027)	119,454	15,400	71,169	32,886	12.9	59.6	27.5
40(2028)	118,699	15,210	70,686	32,803	12.8	59.6	27.6
41(2029)	117,930	15,038	70,152	32,740	12.8	59.5	27.8
42(2030)	117,149	14,882	69,500	32,768	12.7	59.3	28.0
43(2031)	116,357	14,743	69,134	32,480	12.7	59.4	27.9
44(2032)	115,557	14,622	68,393	32,542	12.7	59.2	28.2
45(2033)	114,748	14,516	67,635	32,597	12.7	58.9	28.4
46(2034)	113,934	14,425	66,829	32,680	12.7	58.7	28.7

年次	人口 (単位 1,000人)				割合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成47(2035)年	113,114	14,347	65,981	32,787	12.7	58.3	29.0
48(2036)	112,290	14,280	65,068	32,942	12.7	57.9	29.3
49(2037)	111,462	14,221	64,102	33,139	12.8	57.5	29.7
50(2038)	110,632	14,166	63,086	33,379	12.8	57.0	30.2
51(2039)	109,800	14,115	62,090	33,595	12.9	56.5	30.6
52(2040)	108,964	14,062	61,176	33,726	12.9	56.1	31.0
53(2041)	108,125	14,006	60,323	33,796	13.0	55.8	31.3
54(2042)	107,285	13,945	59,557	33,782	13.0	55.5	31.5
55(2043)	106,443	13,876	58,834	33,733	13.0	55.3	31.7
56(2044)	105,601	13,799	58,171	33,631	13.1	55.1	31.8
57(2045)	104,758	13,712	57,549	33,497	13.1	54.9	32.0
58(2046)	103,915	13,616	56,990	33,310	13.1	54.8	32.1
59(2047)	103,065	13,510	56,447	33,109	13.1	54.8	32.1
60(2048)	102,211	13,394	55,908	32,909	13.1	54.7	32.2
61(2049)	101,354	13,270	55,383	32,701	13.1	54.6	32.3
62(2050)	100,496	13,139	54,904	32,454	13.1	54.6	32.3
63(2051)	99,638	13,004	54,476	32,159	13.1	54.7	32.3
64(2052)	98,779	12,866	54,070	31,842	13.0	54.7	32.2
65(2053)	97,917	12,728	53,694	31,495	13.0	54.8	32.2
66(2054)	97,054	12,591	53,350	31,113	13.0	55.0	32.1
67(2055)	96,188	12,457	53,033	30,698	13.0	55.1	31.9
68(2056)	95,320	12,327	52,728	30,265	12.9	55.3	31.8
69(2057)	94,451	12,203	52,415	29,832	12.9	55.5	31.6
70(2058)	93,582	12,087	52,114	29,381	12.9	55.7	31.4
71(2059)	92,713	11,978	51,789	28,946	12.9	55.9	31.2
72(2060)	91,848	11,878	51,467	28,503	12.9	56.0	31.0
73(2061)	90,988	11,788	51,114	28,087	13.0	56.2	30.9
74(2062)	90,135	11,707	50,749	27,679	13.0	56.3	30.7
75(2063)	89,291	11,636	50,371	27,284	13.0	56.4	30.6
76(2064)	88,458	11,573	49,978	26,907	13.1	56.5	30.4
77(2065)	87,636	11,520	49,567	26,550	13.1	56.6	30.3
78(2066)	86,832	11,472	49,142	26,217	13.2	56.6	30.2
79(2067)	86,041	11,429	48,706	25,906	13.3	56.6	30.1
80(2068)	85,267	11,389	48,261	25,617	13.4	56.6	30.0
81(2069)	84,511	11,352	47,811	25,348	13.4	56.6	30.0
82(2070)	83,773	11,316	47,359	25,098	13.5	56.5	30.0
83(2071)	83,055	11,281	46,909	24,865	13.6	56.5	29.9
84(2072)	82,355	11,244	46,464	24,647	13.7	56.4	29.9
85(2073)	81,674	11,206	46,026	24,442	13.7	56.4	29.9
86(2074)	81,012	11,166	45,598	24,248	13.8	56.3	29.9

年次	人口 (単位 1,000人)				割合 (%)		
	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	15~64歳	65歳以上
平成87(2075)年	80,368	11,122	45,183	24,063	13.8	56.2	29.9
88(2076)	79,741	11,075	44,780	23,886	13.9	56.2	30.0
89(2077)	79,130	11,024	44,393	23,713	13.9	56.1	30.0
90(2078)	78,533	10,969	44,021	23,543	14.0	56.1	30.0
91(2079)	77,948	10,910	43,666	23,372	14.0	56.0	30.0
92(2080)	77,375	10,849	43,326	23,200	14.0	56.0	30.0
93(2081)	76,812	10,784	43,002	23,025	14.0	56.0	30.0
94(2082)	76,258	10,718	42,694	22,846	14.1	56.0	30.0
95(2083)	75,712	10,650	42,399	22,662	14.1	56.0	29.9
96(2084)	75,172	10,581	42,118	22,473	14.1	56.0	29.9
97(2085)	74,640	10,513	41,849	22,278	14.1	56.1	29.8
98(2086)	74,114	10,446	41,589	22,079	14.1	56.1	29.8
99(2087)	73,594	10,381	41,337	21,876	14.1	56.2	29.7
100(2088)	73,080	10,319	41,090	21,670	14.1	56.2	29.7
101(2089)	72,571	10,260	40,847	21,464	14.1	56.3	29.6
102(2090)	72,068	10,204	40,606	21,257	14.2	56.3	29.5
103(2091)	71,570	10,153	40,365	21,052	14.2	56.4	29.4
104(2092)	71,077	10,106	40,122	20,850	14.2	56.4	29.3
105(2093)	70,590	10,063	39,877	20,651	14.3	56.5	29.3
106(2094)	70,109	10,025	39,628	20,456	14.3	56.5	29.2
107(2095)	69,635	9,991	39,377	20,267	14.3	56.5	29.1
108(2096)	69,166	9,960	39,123	20,083	14.4	56.6	29.0
109(2097)	68,705	9,934	38,866	19,905	14.5	56.6	29.0
110(2098)	68,251	9,910	38,607	19,734	14.5	56.6	28.9
111(2099)	67,804	9,888	38,347	19,569	14.6	56.6	28.9
112(2100)	67,366	9,869	38,088	19,409	14.6	56.5	28.8

各年10月1日現在人口。年齢「不詳人口」を按分補正した人口。平成7(1995)年は、総務庁統計局『国勢調査報告』による。

第6表 人口動態

区分	人口	出生		死亡		自然増加	
		実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
昭和15年(1940)	*71,933,000	2,115,867	29.4	1,186,595	16.5	929,272	12.9
22(1947)	*78,101,473	2,678,792	34.3	1,138,238	14.6	1,540,554	19.7
25(1950)	*84,114,574	2,337,507	27.1	904,876	10.8	1,432,631	17.0
30(1955)	*90,076,594	1,730,692	19.4	693,523	7.7	1,037,169	11.5
35(1960)	*94,301,623	1,606,041	17.2	706,599	7.5	899,442	9.5
40(1965)	*99,209,137	1,823,697	18.6	700,438	7.1	1,123,259	11.3
45(1970)	*104,665,171	1,934,239	18.8	712,962	6.8	1,221,277	11.7
50(1975)	*111,939,643	1,901,440	17.1	702,275	6.3	1,199,165	10.7
55(1980)	*117,060,396	1,576,889	13.6	722,801	6.2	854,088	7.3
56(1981)	117,204,000	1,529,455	13.0	720,262	6.1	809,193	6.9
57(1982)	118,008,000	1,515,392	12.8	711,883	6.0	803,509	6.8
58(1983)	118,786,000	1,508,687	12.7	740,038	6.2	768,649	6.5
59(1984)	119,523,000	1,489,780	12.5	740,247	6.2	749,533	6.3
60(1985)	*121,048,923	1,431,577	11.9	752,283	6.3	679,294	5.6
61(1986)	120,946,000	1,382,946	11.4	750,620	6.2	632,326	5.2
62(1987)	121,535,000	1,346,658	11.1	751,172	6.2	595,486	4.9
63(1988)	122,026,000	1,314,006	10.8	793,014	6.5	520,992	4.3
平成元年(1989)	122,460,000	1,246,802	10.2	788,594	6.4	458,208	3.7
2(1990)	*122,721,397	1,221,585	10.0	820,305	6.7	401,280	3.3
3(1991)	123,102,184	1,223,245	9.9	829,797	6.7	393,448	3.2
4(1992)	123,475,936	1,208,989	9.8	856,643	6.9	352,346	2.9
5(1993)	123,787,597	1,188,282	9.6	878,532	7.1	309,750	2.5
6(1994)	124,068,906	1,238,328	10.0	875,933	7.1	362,395	2.9
7(1995)	*125,570,246	1,187,064	9.5	922,139	7.3	264,925	2.1
8(1996)	125,864,022	1,206,555	9.6	896,211	7.1	310,344	2.5

(注) 1 人口は各年10月1日現在であり、\*印は国勢調査人口、他は推計人口である。なお、昭和40年以前の人口は総人口  
 3 乳児(生後1年未満)死亡(実数)は死亡(実数)の再掲である。4 死産とは妊娠満12週以後のものである。  
 値である。) 6 婚姻・離婚の実数は件数を示す。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、総務庁統計局「国勢調査」「各年10月1日現在推計人口」

乳児死亡		死産		周産期死亡		婚姻		離婚	
実数	率(出生千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(出産千対)	実数	率(人口千対)	実数	率(人口千対)
190,509	90.0	102,034	46.0	...	...	666,575	9.3	48,556	0.68
205,360	76.7	123,837	44.2	...	...	934,170	12.0	79,551	1.02
140,515	60.1	216,974	84.9	108,843	46.6	715,081	8.6	83,689	1.01
68,801	39.8	183,265	95.8	75,918	43.9	714,861	8.0	75,267	0.84
49,293	30.7	179,281	100.4	66,552	41.4	866,115	9.3	69,410	0.74
33,742	18.5	161,617	81.4	54,904	30.1	954,852	9.7	77,195	0.79
25,412	13.1	135,095	65.3	41,917	21.7	1,029,405	10.0	95,937	0.93
19,103	10.0	101,862	50.8	30,513	16.0	941,628	8.5	119,135	1.07
11,841	7.5	77,446	46.8	32,422	20.2	774,702	6.7	141,689	1.22
10,891	7.1	79,222	49.2	30,274	19.5	776,531	6.6	154,221	1.32
9,969	6.6	78,107	49.0	28,204	18.3	781,252	6.6	163,980	1.39
9,406	6.2	71,941	45.5	25,925	16.9	762,552	6.4	179,150	1.51
8,920	6.0	72,361	46.3	25,149	16.6	739,991	6.2	178,746	1.50
7,899	5.5	69,009	46.0	22,379	15.4	735,850	6.1	166,640	1.39
7,251	5.2	65,678	45.3	20,389	14.6	710,962	5.9	166,054	1.37
6,711	5.0	63,834	45.3	18,699	13.7	696,173	5.7	158,227	1.30
6,265	4.8	59,636	43.4	16,848	12.7	707,716	5.8	153,600	1.26
5,724	4.6	55,204	42.4	15,183	12.1	708,316	5.8	157,811	1.29
5,616	4.6	53,892	42.3	13,704	11.1	722,138	5.9	157,608	1.28
5,418	4.4	50,510	39.7	10,426	8.5	742,264	6.0	168,969	1.37
5,477	4.5	48,896	38.9	9,888	8.1	754,441	6.1	179,191	1.45
5,169	4.3	45,090	36.6	9,226	7.7	792,658	6.4	188,297	1.52
5,261	4.2	42,962	33.5	9,286	7.5	782,738	6.3	195,106	1.57
5,054	4.3	39,403	32.1	8,412	7.0	791,888	6.3	199,016	1.58
4,546	3.8	39,536	31.7	8,080	6.7	795,080	6.3	206,955	1.64

(日本に定住している外国人を含む)であり昭和45年以降は日本人人口である。2 昭和15年以前、昭和50年以降は沖縄県を含む。  
 5 周産期死亡とは、妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものである。(昭和50年以前は、妊娠満28週以後の数

第7表 平均余命(性×特定年齢×年次別)

	昭和22年 (1947)	25~27 (1950 ~1952)	30 (1955)	40 (1965)	50 (1975)	60 (1985)	平成2年 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
男												
歳												
0	50.06	59.57	63.60	67.74	71.73	74.78	75.92	76.09	76.25	76.57	76.38	77.01
5	53.61	60.10	62.45	64.57	67.80	70.39	71.45	71.61	71.74	72.07	71.87	72.46
10	49.49	55.68	57.89	59.80	62.94	65.47	66.53	66.68	66.81	67.14	66.94	67.51
20	40.89	46.43	48.47	50.18	53.27	55.74	56.77	56.91	57.02	57.35	57.16	57.71
30	34.23	38.10	39.70	40.90	43.78	46.16	47.16	47.29	47.39	47.72	47.55	48.07
40	26.88	29.65	30.85	31.73	34.41	36.63	37.58	37.70	37.80	38.13	37.96	38.48
50	19.44	21.54	22.41	23.00	25.56	27.56	28.40	28.51	28.61	28.92	28.75	29.26
60	12.83	14.36	14.97	15.20	17.38	19.34	20.01	20.08	20.17	20.44	20.28	20.75
70	7.93	8.82	9.13	8.99	10.53	12.00	12.66	12.78	12.91	13.14	12.97	13.43
80	4.62	5.04	5.25	4.81	5.70	6.51	6.88	6.94	7.09	7.28	7.13	7.54
85	3.46	3.72	3.90	3.51	4.14	4.64	4.93	4.86	5.09	5.25	5.05	5.38
90	...	...	...	...	...	3.28	3.51	3.30	3.60	3.73	3.58	3.83
95~	...	...	...	...	...	...	...	2.18	2.52	2.62	2.60	2.75
女												
歳												
0	53.96	62.97	67.75	72.92	76.89	80.48	81.90	82.22	82.51	82.98	82.85	83.59
5	57.45	63.28	66.41	69.47	72.78	76.03	77.37	77.67	77.96	78.41	78.29	78.98
10	53.31	58.82	61.78	64.62	67.87	71.08	72.42	72.72	73.02	73.46	73.34	74.03
20	44.87	49.58	52.25	54.85	58.04	61.20	62.54	62.84	63.13	63.56	63.46	64.13
30	37.95	41.20	43.25	45.31	48.35	51.41	52.73	53.03	53.30	53.74	53.65	54.30
40	30.39	32.77	34.34	35.91	38.76	41.72	43.00	43.29	43.55	44.00	43.91	44.55
50	22.64	24.47	25.70	26.85	29.46	32.28	33.51	33.79	34.07	34.49	34.43	35.05
60	15.39	16.81	17.72	18.42	20.68	23.24	24.39	24.67	24.94	25.34	25.31	25.91
70	9.41	10.34	10.95	11.09	12.78	14.89	15.87	16.13	16.40	16.78	16.76	17.32
80	5.09	5.64	6.12	5.80	6.76	8.07	8.72	8.88	9.18	9.46	9.47	9.94
85	3.58	3.97	4.42	4.19	4.79	5.60	6.10	6.11	6.50	6.72	6.67	7.06
90	...	...	...	...	...	3.82	4.18	3.98	4.45	4.63	4.64	4.95
95~	...	...	...	...	...	...	...	2.47	2.96	3.09	3.33	3.49

(注) 1 0歳の平均余命を「平均寿命」とよんでいる。  
 2 平成2年まで及び平成7年は完全生命表による。昭和40年以前は、沖縄県を除く値である。  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「完全生命表」、「平成4年簡易生命表」、「平成5年簡易生命表」、「平成6年簡易生命表」、「平成8年簡易生命表」

第8表 主要死因別死亡率(人口10万対)の年次推移

死因名	昭和25年 (1950)	30 (1955)	35 (1960)	40 (1965)	45 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
悪性新生物	77.4	87.1	100.4	108.4	116.3	122.6	139.1	156.1	177.2	190.4	196.4	211.6	217.5
心疾患	64.2	60.9	73.2	77.0	86.7	89.2	106.2	117.3	134.8	145.6	128.6	112.0	110.8
脳血管疾患	127.1	136.1	160.7	175.8	175.8	156.7	139.5	112.2	99.4	95.6	96.9	117.9	112.6
肺炎	65.1	38.4	40.2	30.4	27.1	27.4	28.4	37.5	55.6	65.5	67.2	64.1	56.9
不慮の事故	39.5	37.3	41.7	40.9	42.5	30.3	25.1	24.6	26.2	28.0	29.1	36.5	31.4
自殺	19.6	25.2	21.6	14.7	15.3	18.0	17.7	19.4	16.4	16.6	16.9	17.2	17.8
肝疾患	10.4	13.2	14.3	13.9	16.6	16.3	16.3	16.5	16.1	16.1	15.6	13.7	13.2
結核	146.4	52.3	34.2	22.8	15.4	9.5	5.5	3.9	3.0	2.6	2.5	2.6	2.3

(注) 「肺炎」及び「肝疾患」は、平成7年からICD-10の死因分類が適用されたことに伴い、それぞれ従来の「肺炎及び気管支炎」と「慢性肝疾患及び肝硬変」を分類変更した。  
 また、「不慮の事故」は、従来の「不慮の事故及び有害作用」を名称変更した。  
 なお、「肺炎」及び「肝疾患」の数値は新分類により遡及した。  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第9表 年次別死因順位及び死亡率

	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位	
	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率	死因	死亡率
昭和10年(1935)	全結核	190.8	肺炎及び気管支炎	186.7	胃腸炎	173.2	脳血管疾患	165.4	老衰	114.0
15(1940)	全結核	212.9	肺炎及び気管支炎	185.8	脳血管疾患	177.7	胃腸炎	159.2	老衰	124.5
22(1947)	全結核	187.2	肺炎及び気管支炎	174.8	胃腸炎	136.8	脳血管疾患	129.4	老衰	100.3
25(1950)	全結核	146.4	脳血管疾患	127.1	肺炎及び気管支炎	93.2	胃腸炎	82.4	悪性新生物	77.4
30(1955)	脳血管疾患	136.1	悪性新生物	87.1	老衰	67.1	心疾患	60.9	全結核	52.3
35(1960)	脳血管疾患	160.7	悪性新生物	100.4	心疾患	73.2	老衰	58.0	肺炎及び気管支炎	49.3
40(1965)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	108.4	心疾患	77.0	老衰	50.0	不慮の事故	40.9
45(1970)	脳血管疾患	175.8	悪性新生物	116.3	心疾患	86.7	不慮の事故	42.5	老衰	38.1
50(1975)	脳血管疾患	156.7	悪性新生物	122.6	心疾患	89.2	肺炎及び気管支炎	33.7	不慮の事故	30.3
55(1980)	脳血管疾患	139.5	悪性新生物	139.1	心疾患	106.2	肺炎及び気管支炎	33.7	老衰	27.6
60(1985)	悪性新生物	156.1	心疾患	117.3	脳血管疾患	112.2	肺炎及び気管支炎	42.7	不慮の事故及び有害作用	24.6
平成2年(1990)	悪性新生物	177.2	心疾患	134.8	脳血管疾患	99.4	肺炎及び気管支炎	60.7	不慮の事故及び有害作用	26.2
5(1993)	悪性新生物	190.4	心疾患	145.6	脳血管疾患	96.0	肺炎及び気管支炎	70.6	不慮の事故及び有害作用	28.0
6(1994)	悪性新生物	196.4	心疾患	128.6	脳血管疾患	96.9	肺炎及び気管支炎	72.4	不慮の事故及び有害作用	29.1
7(1995)	悪性新生物	211.6	脳血管疾患	117.9	心疾患	112.0	肺炎	64.1	不慮の事故	36.5
8(1996)	悪性新生物	217.5	脳血管疾患	112.6	心疾患	110.8	肺炎	56.9	不慮の事故	31.4

(注) 1 死亡率は、人口10万対の率である。  
 2 平成7年からICD-10の死因分類が適用され、それによって「肺炎及び気管支炎」は「肺炎」に分類変更し、「不慮の事故及び有害作用」は「不慮の事故」と名称変更した。  
 3 平成7年に死因順位の第2位と第3位が入れ替わったが、これは死亡傾向の急激な変化ではなく、死因分類等の改正に伴う死亡原因の選び方の変更による脳血管疾患の増加と死亡診断書等の改正による心疾患の減少によるものと考えられる。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第10表 世帯数(世帯業態別)

区 分	平成2年(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
	推計数(千世帯)	40,273	40,506	41,210	41,826	42,069	40,770
雇用者・自営業者等の世帯	36,995	37,416	38,072	38,982	39,085	37,883	41,143
常雇者世帯	23,448	23,868	24,217	24,908	24,509	23,750	25,853
臨時雇用者世帯	626	632	445	623	646	667	726
日雇労働者世帯	385	315	201	279	264	229	265
自営業者世帯	5,750	5,663	5,735	5,626	5,796	5,692	5,636
その他の世帯	6,786	6,938	7,474	7,546	7,869	7,544	8,663
農耕世帯	3,278	3,090	3,138	2,844	2,984	2,887	2,664
構成割合(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用者・自営業者等の世帯	91.9	92.4	92.4	93.2	92.9	92.9	93.9
常雇者世帯	58.2	58.9	58.8	59.6	58.3	58.3	59.0
臨時雇用者世帯	1.6	1.6	1.1	1.5	1.5	1.6	1.7
日雇労働者世帯	1.0	0.8	0.5	0.7	0.6	0.6	0.6
自営業者世帯	14.3	14.0	13.9	13.5	13.8	14.0	12.9
その他の世帯	16.8	17.1	18.1	18.0	18.7	18.5	19.8
農耕世帯	8.1	7.6	7.6	6.8	7.1	7.1	6.1

(注) 1 臨時雇用者世帯：1月以上1年未満の契約の雇用者世帯  
 2 日雇労働者世帯：日々又は1月未満の契約の雇用者世帯  
 3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第11表 世帯種別にみた世帯数と構成割合の年次推移

年次	総数	被保護世帯	国保加入世帯	被用者保険加入世帯	国保・被用者保険加入世帯	その他の世帯
	推計数(単位：千世帯)					
昭和30年('55)	18,963	479	4,260	8,090		6,135
35('60)	22,476	427	8,362	11,700		1,987
40('65)	25,940	364	8,746	12,874	3,153	802
45('70)	29,887	423	9,460	15,552	3,978	473
50('75)	32,877	414	9,867	18,218	3,870	509
55('80)	35,338	440	11,488	18,642	4,410	358
60('85)	37,226	474	11,803	19,234	5,301	414
平成2年('90)	40,273	407	12,575	20,644	6,111	535
4('92)	41,210	378	12,704	21,178	6,550	400
5('93)	41,826	391	12,566	22,026	6,399	445
6('94)	42,069	363	13,072	21,666	6,527	442
7('95)	40,770	342	13,057	20,600	6,437	335
8('96)	43,807	343	14,352	21,922	6,719	470
	構成割合(単位：%)					
昭和30年('55)	100.0	2.5	22.5	42.7		32.4
35('60)	100.0	1.9	37.2	52.1		8.8
40('65)	100.0	1.4	33.7	49.6	12.2	3.1
45('70)	100.0	1.4	31.7	52.0	13.3	1.6
50('75)	100.0	1.3	30.0	55.4	11.8	1.6
55('80)	100.0	1.2	32.5	52.8	12.5	1.0
60('85)	100.0	1.3	31.7	51.7	14.2	1.1
平成2年('90)	100.0	1.0	31.2	51.3	15.2	1.3
4('92)	100.0	0.9	30.8	51.4	15.9	1.0
5('93)	100.0	0.9	30.0	52.7	15.3	1.1
6('94)	100.0	0.9	31.1	51.5	15.5	1.0
7('95)	100.0	0.8	32.0	50.5	15.8	0.8
8('96)	100.0	0.8	32.8	50.0	15.3	1.1

(注) 1 国保加入世帯 被保護世帯以外の世帯で国民健康保険の被保険者がいて、他の医療保険の被保険者・被扶養者のいない世帯。  
 2 被用者保険加入世帯 被保護世帯以外の世帯で健康保険・船員保険・共済組合の被保険者・組合員又はその被扶養者が1人以上いる世帯。  
 3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」



第12表 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
		推計数 (単位：千世帯)			
昭和40年('65)	25,940	799	335	24,806	
45 ('70)	29,887	1,196	369	28,321	
50 ('75)	32,877	1,619	371	64	30,823
55 ('80)	35,338	2,424	452	97	32,365
60 ('85)	37,226	3,110	506	99	33,511
平成2年('90)	40,273	4,195	540	102	35,435
4 ('92)	41,210	4,881	478	86	35,765
5 ('93)	41,826	5,185	493	83	36,065
6 ('94)	42,069	5,535	491	90	35,953
7 ('95)	40,770	5,616	482	84	34,588
8 ('96)	43,807	6,204	547	85	36,971
構成割合 (単位：%)					
昭和40年('65)	100.0	3.1	1.3	95.6	
45 ('70)	100.0	4.0	1.2	94.8	
50 ('75)	100.0	4.9	1.1	0.2	93.8
55 ('80)	100.0	6.9	1.3	0.3	91.6
60 ('85)	100.0	8.4	1.4	0.3	90.0
平成2年('90)	100.0	10.4	1.3	0.3	88.0
4 ('92)	100.0	11.8	1.2	0.2	86.8
5 ('93)	100.0	12.4	1.2	0.2	86.2
6 ('94)	100.0	13.2	1.2	0.2	85.5
7 ('95)	100.0	13.8	1.2	0.2	84.8
8 ('96)	100.0	14.2	1.2	0.2	84.4

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第13表 世帯人員別にみた世帯数と構成割合及び平均世帯人員の推移

年次	総数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上の世帯	平均世帯人員
		推計数 (単位：千世帯)						
昭和40年('65)	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75
45 ('70)	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,896	3.45
50 ('75)	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35
55 ('80)	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28
60 ('85)	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22
平成2年('90)	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05
4 ('92)	41,210	8,974	9,072	7,595	8,646	4,047	2,875	2.99
5 ('93)	41,826	9,320	9,424	7,556	8,765	4,037	2,724	2.96
6 ('94)	42,069	9,201	9,809	7,833	8,465	4,055	2,705	2.95
7 ('95)	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91
8 ('96)	43,807	10,287	10,613	8,242	8,622	3,391	2,652	2.85
構成割合 (単位：%)								
昭和40年('65)	100.0	17.8	12.4	15.6	19.9	15.2	19.0	・
45 ('70)	100.0	18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	・
50 ('75)	100.0	18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	・
55 ('80)	100.0	18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	・
60 ('85)	100.0	18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	・
平成2年('90)	100.0	21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	・
4 ('92)	100.0	21.8	22.0	18.4	21.0	9.8	7.0	・
5 ('93)	100.0	22.3	22.5	18.1	21.0	9.7	6.5	・
6 ('94)	100.0	21.9	23.3	18.6	20.1	9.6	6.4	・
7 ('95)	100.0	22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	・
8 ('96)	100.0	23.5	24.2	18.8	19.7	7.7	6.1	・

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第14表 世帯構造別にみた世帯数と構成割合の推移

年次	総数	単身世帯			核家族世帯			三世帯	その他の世帯
		総数	住み込み寄宿舍等	その他	総数	夫婦のみの世帯	夫婦と未婚の子のみの世帯		
推計数 (単位：千世帯)									
昭和40年('65)	25,940	4,627	2,550	2,076	14,241	2,234	12,007	7,074	
45 ('70)	29,887	5,542	2,514	3,028	17,028	3,196	12,801	1,531	5,739
50 ('75)	32,877	5,991	2,248	3,743	19,304	3,877	14,043	1,385	5,548
55 ('80)	35,338	6,402	1,643	4,759	21,318	4,619	15,220	1,480	5,714
60 ('85)	37,226	6,850	1,647	5,204	22,744	5,423	15,604	1,718	5,672
平成2年('90)	40,273	8,446	1,664	6,782	24,154	6,695	15,398	2,060	5,428
4 ('92)	41,210	8,974	1,636	7,338	24,317	7,071	15,247	1,998	5,390
5 ('93)	41,826	9,320	1,451	7,868	24,836	7,393	15,291	2,152	5,342
6 ('94)	42,069	9,201	1,383	7,818	25,103	7,784	15,194	2,125	5,361
7 ('95)	40,770	9,213	1,385	7,828	23,997	7,488	14,398	2,112	5,082
8 ('96)	43,807	10,287	1,568	8,718	25,855	8,258	15,155	2,442	5,100
構成割合 (単位：%)									
昭和40年('65)	100.0	17.8	9.8	8.0	54.9	8.6	46.3		27.3
45 ('70)	100.0	18.5	8.4	10.1	57.0	10.7	41.2	5.1	19.2
50 ('75)	100.0	18.2	6.8	11.4	58.7	11.8	42.7	4.2	16.9
55 ('80)	100.0	18.1	4.6	13.5	60.3	13.1	43.1	4.2	16.2
60 ('85)	100.0	18.4	4.4	14.0	61.1	14.6	41.9	4.6	15.2
平成2年('90)	100.0	21.0	4.1	16.8	60.0	16.6	38.2	5.1	13.5
4 ('92)	100.0	21.8	4.0	17.8	59.0	17.2	37.0	4.8	13.1
5 ('93)	100.0	22.3	3.5	18.8	59.4	17.7	36.6	5.1	12.8
6 ('94)	100.0	21.9	3.3	18.6	59.7	18.5	36.1	5.1	12.7
7 ('95)	100.0	22.6	3.4	19.2	58.9	18.4	35.3	5.2	12.5
8 ('96)	100.0	23.5	3.6	19.9	59.0	18.9	34.6	5.6	11.6

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

第15表 世帯構造別にみた65歳以上の者のいる世帯数と構成割合の推移

年次	全世帯数	65歳以上の者のいる世帯								
		総数	全世帯に占める割合 (%)	単身世帯	夫婦のみの世帯		夫婦(片親)と未婚の子のみの世帯	三世帯	その他の世帯	
					総数	一方が65歳未満の世帯				ともに65歳以上の世帯
推計数 (単位：千世帯)										
昭和50年('75)	32,877	7,118	21.7	611	931	...	...	683	3,871	1,023
55 ('80)	35,338	8,495	24.0	910	1,379	657	722	891	4,254	1,062
60 ('85)	37,226	9,400	25.3	1,131	1,795	799	996	1,012	4,313	1,150
平成2年('90)	40,273	10,816	26.9	1,613	2,314	914	1,400	1,275	4,270	1,345
4 ('92)	41,210	11,884	28.8	1,865	2,706	1,002	1,704	1,439	4,348	1,527
5 ('93)	41,826	12,187	29.1	1,990	2,842	1,036	1,806	1,538	4,377	1,440
6 ('94)	42,069	12,853	30.6	2,110	3,084	1,079	2,006	1,602	4,491	1,566
7 ('95)	40,770	12,695	31.1	2,199	3,075	1,024	2,050	1,636	4,232	1,553
8 ('96)	43,807	13,593	31.0	2,360	3,401	1,069	2,332	1,850	4,323	1,659
構成割合 (単位：%)										
昭和50年('75)	・	100.0	・	8.6	13.1	...	...	9.6	54.4	14.4
55 ('80)	・	100.0	・	10.7	16.2	7.7	8.5	10.5	50.1	12.5
60 ('85)	・	100.0	・	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9	12.2
平成2年('90)	・	100.0	・	14.9	21.4	8.4	12.9	11.8	39.5	12.4
4 ('92)	・	100.0	・	15.7	22.8	8.4	14.3	12.1	36.6	12.8
5 ('93)	・	100.0	・	16.3	23.3	8.5	14.8	12.6	35.9	11.8
6 ('94)	・	100.0	・	16.4	24.0	8.4	15.6	12.4	34.9	12.2
7 ('95)	・	100.0	・	17.3	24.2	8.1	16.1	12.9	33.3	12.2
8 ('96)	・	100.0	・	17.4	25.0	7.9	17.2	13.6	31.8	12.2

(注) 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：昭和60年以前は、厚生省大臣官房統計情報部「厚生行政基礎調査」。昭和61年以降は、同部「国民生活基礎調査」

## 第2節 社会保障関係総費用

第16表 社会保障関係総費用の推移

(単位 百万円)

区 分		平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
実 支 出	広義の 社会 保障	公 的 扶 助	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645
		社 会 福 祉	2,428,482	2,587,988	2,899,370	3,082,439	3,482,865	3,915,685
		社 会 保 険	42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152
		公衆衛生及び医療	2,819,249	2,960,681	4,036,812	5,417,854	4,795,723	4,807,183
		老 人 保 健	6,036,690	6,532,778	7,076,649	7,590,688	8,322,833	9,095,189
	小 計	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,881,353	67,153,077	71,977,966	
	社 関 会 連 保 障 度	恩 給	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,528
		戦 争 犠 牲 者 援 護	361,995	351,650	348,897	347,236	354,669	361,614
		累 計	53,327,438	56,317,758	61,408,790	66,058,324	68,296,567	74,077,107
	社 関 会 連 保 障 度	住 宅 等	458,994	487,134	669,517	1,107,540	903,428	898,538
雇 用 (失 業) 対 策		84,967	79,490	73,775	69,097	64,414	64,414	
小 計		543,961	566,624	743,292	1,176,637	967,842	962,952	
社会保障及び関連制度合計		53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059	

実 収 入	広義の 社会 保障	公 的 扶 助	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645
		社 会 福 祉	2,435,358	2,597,813	2,914,547	3,093,737	3,485,982	3,916,445
		社 会 保 険	56,699,506	61,075,774	63,511,491	65,596,991	67,162,317	71,764,180
		公衆衛生及び医療	2,819,558	2,961,133	4,037,131	5,418,049	4,795,890	4,807,218
		老 人 保 健	6,197,719	6,516,893	6,983,249	7,567,576	8,273,158	8,971,626
	小 計	65,825,575	70,301,315	74,328,267	78,195,725	79,847,996	85,702,690	
	社 関 会 連 保 障 度	恩 給	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,528
		戦 争 犠 牲 者 援 護	361,995	351,650	348,897	347,236	354,669	361,614
		累 計	68,058,634	72,510,155	76,526,909	80,370,696	81,991,486	87,801,831
	社 関 会 連 保 障 度	住 宅 等	458,994	487,134	669,517	1,107,540	903,428	898,538
雇 用 (失 業) 対 策		84,967	79,490	73,775	69,097	64,414	64,414	
小 計		543,961	566,624	743,292	1,176,637	967,842	962,952	
社会保障及び関連制度合計		68,602,595	73,076,779	77,270,201	81,547,333	82,959,328	88,764,784	

(注) 実支出、実収入の「小計」、「累計」、「社会保障及び関連制度合計」の数値は老人保健拠出金が「社会保険」と「老人保健」で重複しているため、重複相当分を控除して計上した。

第17表 社会保障関係国庫負担の推移

(単位 百万円)

区 分		平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
広義の 社会 保障	狭義の 社会 保障	公 的 扶 助	1,016,408	1,011,548	1,017,718	1,043,693	1,073,905	1,154,102
		社 会 福 祉	1,326,445	1,414,880	1,536,500	1,628,803	1,821,375	2,064,193
		社 会 保 険	8,026,168	8,597,697	8,919,250	9,268,480	9,445,534	9,753,282
		公衆衛生及び医療	1,712,047	1,797,306	2,355,503	3,058,648	2,955,833	2,691,348
		老 人 保 健	1,212,503	1,300,312	1,471,375	1,559,100	1,695,994	1,907,176
	小 計	13,293,571	14,121,743	15,300,346	16,558,724	16,992,641	17,570,100	
	社 関 会 連 保 障 度	恩 給	1,687,902	1,679,801	1,678,250	1,662,882	1,632,862	1,591,818
		戦 争 犠 牲 者 援 護	361,157	350,058	347,805	345,991	353,397	360,256
		累 計	15,342,630	16,151,602	17,326,401	18,567,597	18,978,900	19,522,175
	社 関 会 連 保 障 度	住 宅 等	262,806	275,029	380,340	602,587	549,908	475,426
雇 用 (失 業) 対 策		47,394	43,817	40,075	36,773	35,019	34,582	
小 計		310,200	318,846	420,415	639,360	584,927	510,009	
社会保障及び関連制度合計		15,652,830	16,470,448	17,746,816	19,206,957	19,563,828	20,032,183	

第18表 社会保障関係総費用と国民所得及び国家財政との比較

(単位 %)

区 分		平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
社 会 保 障 関 係 に 占 め る 費 用 割 合	狭義の社会 保障	実支出	14.8	15.0	16.0	17.1	18.0	19.0
		実収入	19.0	19.5	20.1	21.0	21.4	22.6
	広義の社会 保障	実支出	15.4	15.7	16.6	17.7	18.6	19.5
		実収入	19.7	20.2	20.7	21.6	22.0	23.1
	社会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計	実支出	15.6	15.8	16.8	18.0	18.8	19.8
		実収入	19.8	20.3	20.9	21.9	22.2	23.4
国 庫 家 庭 負 担 割 合 に 占 め る	狭義の社会 保障	19.2	20.0	21.7	22.0	23.1	23.1	
	広義の社会 保障	22.1	22.9	24.6	24.7	25.8	25.7	
	社会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計	22.6	23.3	25.2	25.6	26.6	26.4	

(注) 1 国民所得は経済企画庁「国民経済計算年報」による。  
2 国家財政は一般会計決算額を用いた。



第20表 平成7年度社会保険収支(決算)(保険の種類、収入、支出の種類別)

(単位 百万円)

区分	実 支 出								実 国庫 負担
	医療 給付費	その他 給付費	施設 整備費	施設 運営費	事務費	拠出金	その他	合計	
社会保険合計	14,053,619	35,307,593	412,579	87,689	948,715	5,593,887	1,809,070	(52,619,265) 58,213,152	9,753,282
16 政府管掌 健康保険	4,162,081	539,721	72,234	659	75,795	2,085,927	68,430	7,004,847	1,048,886
17 組管管掌 健康保険	3,103,019	447,375	54,983	63,130	137,572	1,741,201	111,921	5,659,201	5,883
19 国民健康保険	5,335,383	112,625	54,502	—	209,407	1,976,480	219,433	7,907,830	2,992,590
20 厚生年金保険	—	15,043,431	92,746	1,999	48,868	7,015,433	2,411,399	24,613,876	2,874,921
21 厚生年金基金	—	1,078,343	2,614	8,050	62,276	—	155,884	1,307,166	65,393
22 国民年金	—	7,562,681	16,510	427	157,412	—	3,701,052	11,438,081	1,516,640
23 農業者年金 基金	—	192,911	—	—	5,396	—	1,540	199,847	106,233
24 雇用保険	—	2,198,355	93,401	—	100,093	—	301,640	2,693,489	338,238
25 政府職員等失 業者退職手当	—	1,150	—	—	5	—	—	1,156	1,156
26 労働者災害 補償保険	287,333	753,971	23,740	12,873	102,957	—	106,324	1,287,198	1,307
27 公務災害補償	13,074	19,373	—	—	516	—	1	32,965	—
28 船員保険	36,361	25,649	1,849	551	2,715	17,230	1,361	85,717	6,208
29 国家公務員等 共済組合 (各省各庁組合)	227,346	1,623,731	—	—	7,594	819,035	9,644	2,687,350	712,255
30 国家公務員等 共済組合 (適用法人組合)	105,173	1,312,675	—	—	4,399	382,350	7,060	1,811,658	575
31 地方公務員等 共済組合	688,353	3,891,652	—	—	26,318	2,347,610	480,787	7,434,720	—
32 私立学校教職 員共済組合	95,496	166,320	—	—	4,047	228,658	3,108	497,630	29,995
33 農林漁業団体 職員共済組合	—	337,628	—	—	3,345	235,575	607	577,155	53,003

(注) 1 「20 厚生年金保険」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」  
 2 「22 国民年金」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、  
 3 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」、「拠出金」及び「その他」並びに実収入の「合計」及び「その他」には、  
 4 「社会保険合計」のうち、実支出の「合計」の( )内の数字は、老人保健拠出金を控除した額である。

地 方 担 負	取 入				実収入と 実支出との 差 額	実支出以外の支出		実収入以外の収入		
	保 険 料	運 取 用 入	そ の 他	合 計		借 入 金 還 債	積 立 金 等 繰 入	借 入 金 受 入	積 立 金 受 入	前 年 度 繰 入 金 受 入
2,618,424	48,562,929	9,644,879	1,184,666	71,764,180	13,551,028	1,480,208	21,440,156	1,479,428	1,021,246	6,868,661
—	5,692,602	20,040	27,101	6,788,629	△216,218	1,479,228	—	1,479,228	216,218	—
—	5,262,994	—	246,184	5,515,061	△144,140	980	183,514	200	240,502	87,932
739,961	3,092,965	—	995,108	7,820,623	△87,207	—	298,672	—	63,034	322,846
—	18,693,282	5,526,757	4,804,506	31,899,466	7,285,589	—	7,285,589	—	—	—
—	3,250,563	1,397,733	4,083	4,717,772	3,410,606	—	6,097,864	—	—	2,687,259
—	1,825,122	395,043	8,337,348	12,074,153	636,072	—	1,981,654	—	—	1,345,582
—	65,483	11,803	4	183,523	△16,324	—	—	—	—	16,324
—	1,791,526	263,347	9,403	2,402,514	△290,975	—	7,336	—	296,360	1,951
—	—	—	—	1,156	0	—	—	—	—	—
—	1,592,122	235,742	24,249	1,853,420	566,222	—	772,712	—	205,132	1,359
—	32,719	—	1,102	33,821	856	—	856	—	—	—
—	93,849	4,624	3,043	107,724	22,007	—	22,574	—	—	566
—	1,288,005	346,347	684,588	3,031,195	343,845	—	343,845	—	—	—
—	1,301,253	106,735	525,214	1,933,776	122,118	—	122,118	—	—	—
1,869,794	3,896,226	1,143,758	2,208,311	9,118,089	1,683,368	—	1,804,124	—	—	120,755
8,669	368,898	105,422	139,217	652,200	154,570	—	2,438,659	—	—	2,284,089
—	315,322	87,528	201,941	657,794	80,639	—	80,639	—	—	—

には、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 退職者給付拠出金及び日雇拠出金並びに制度間調整対象給付・基礎年金給付等に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。

第21表 社会保障関係総費用(実支出)の推移(事項小分類)

(単位 百万円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
I 公 的 扶 助						
1 生 活 保 護	1,351,510	1,345,393	1,353,310	1,388,183	1,428,071	1,540,645
II 社 会 福 祉	2,428,482	2,587,988	2,899,370	3,082,439	3,482,865	3,915,685
2 身 体 障 害 者 福 祉	127,134	136,642	157,784	173,386	184,100	210,522
3 精 神 薄 弱 者 福 祉	227,431	251,831	296,654	316,990	326,826	356,088
4 老 人 福 祉	646,150	735,470	852,333	961,553	1,071,310	1,362,789
6 児 童 福 祉	614,558	631,743	680,424	706,036	759,641	810,639
7 心 身 障 害 児 等 対 策	224,285	230,095	239,009	249,824	240,209	255,817
8 児 童 扶 養 手 当	251,465	250,656	253,654	256,322	261,391	285,297
9 児 童 手 当	146,403	146,004	222,471	201,874	177,167	167,011
10 母 子 衛 生	20,668	19,678	20,370	21,839	23,190	23,195
11 母 子 及 び 寡 婦 福 祉	4,332	4,867	5,049	5,057	4,486	6,298
12 学 校 給 食 等	40,492	39,051	37,339	37,024	38,201	39,268
13 国 立 更 生 援 護 機 関	7,980	8,836	11,780	15,645	14,347	12,351
14 災 害 救 助	1,640	9,932	106	6,015	236,275	230,642
15 そ の 他 の 社 会 福 祉	115,944	123,183	122,397	130,874	145,722	155,768
III 社 会 保 険	42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152
16 政 府 管 掌 健 康 保 険	5,147,694	5,576,063	6,076,956	6,407,663	6,746,571	7,004,847
17 組 合 管 掌 健 康 保 険	4,367,805	4,683,906	5,040,678	5,286,086	5,514,276	5,659,201
19 国 民 健 康 保 険	6,301,036	6,517,002	6,965,023	7,233,349	7,592,784	7,907,830
20 厚 生 年 金 保 険	16,238,356	18,066,736	19,732,613	21,123,343	22,503,230	24,613,876
21 厚 生 年 金 基 金	722,164	769,244	869,552	992,028	1,123,236	1,307,166
22 国 民 年 金	7,733,111	8,243,378	9,106,772	9,887,748	10,468,624	11,438,081
23 農 業 者 年 金 基 金	252,857	248,783	237,295	224,435	213,214	199,847
24 雇 用 保 険	1,509,704	1,538,242	1,783,654	2,155,968	2,366,231	2,693,489
25 政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	1,304	1,264	1,254	1,232	1,018	1,156
26 労 働 者 災 害 補 償 保 険	1,087,774	1,131,397	1,170,704	1,230,554	1,259,001	1,287,198
27 公 務 災 害 補 償	27,761	29,545	30,373	31,693	32,355	32,965
28 船 員 保 険	87,739	85,414	87,962	90,948	88,901	85,717
29 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	2,016,625	2,196,140	2,334,456	2,424,067	2,538,436	2,687,350
30 国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	1,542,368	1,614,470	1,674,845	1,705,950	1,741,713	1,811,658
31 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	5,329,294	6,000,067	6,377,122	6,625,771	6,961,129	7,434,720
32 私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	324,272	368,170	401,762	424,914	461,890	497,630
33 農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	380,117	430,348	469,560	495,675	532,303	577,155
IV 公 衆 衛 生 及 び 医 療	2,819,249	2,960,681	4,036,812	5,417,854	4,795,723	4,807,183
34 結 核 対 策	42,100	40,029	40,141	39,228	40,045	24,657

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
35 精 神 衛 生 事 業	75,768	69,945	72,708	74,520	80,452	65,309
36 ら い 子 防 対 策	792	781	783	745	730	711
37 伝 染 病 予 防	2,857	3,148	2,949	3,406	3,441	3,402
38 保 健 所	39,493	40,828	40,805	25,247	35,065	36,801
39 上 水 道 等 施 設 整 備	321,786	338,402	439,809	682,199	546,723	596,994
40 一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	195,994	214,683	382,076	476,192	464,483	566,567
41 下 水 道 施 設 整 備	1,241,428	1,325,481	2,040,712	2,990,572	2,522,562	2,376,293
42 公 害 対 策	108,179	106,204	105,023	102,776	98,130	95,416
43 国 公 立 医 療 機 関 整 備	232,962	221,408	257,076	292,413	269,966	254,389
44 国 公 立 医 療 機 関 運 営	473,109	496,733	537,237	590,359	586,683	598,732
45 そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	84,781	103,039	117,493	140,197	147,443	187,912
V 老 人 保 健	6,036,690	6,532,778	7,076,649	7,590,688	8,322,833	9,095,189
46 医 療	5,943,236	6,427,503	6,956,111	7,471,650	8,195,071	8,965,855
47 医 療 以 外 の 保 健 事 業	93,454	105,275	120,538	119,038	127,762	129,334
狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,881,353	67,153,077	71,977,966
VI 恩 給	1,871,064	1,857,190	1,849,745	1,827,735	1,788,821	1,737,527
48 文 官 恩 給	105,524	102,693	99,815	97,179	91,152	86,700
49 地 方 公 務 員 恩 給	169,071	163,980	158,616	152,555	144,413	134,928
50 旧 軍 人 遺 族 恩 給	1,580,089	1,574,841	1,575,767	1,562,494	1,538,560	1,501,822
51 そ の 他 の 恩 給	16,380	15,676	15,547	15,507	14,696	14,077
VII 戦 争 犠 牲 者 援 護	361,995	351,650	348,897	347,236	354,669	361,614
52 戦 没 者 遺 族 年 金 等	233,785	216,782	210,326	205,701	208,640	203,650
53 戦 傷 病 者 医 療 等	5,279	5,028	4,662	4,460	4,017	4,260
54 原 爆 医 療 等	121,090	128,097	132,330	135,507	140,269	151,060
55 そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	1,841	1,743	1,579	1,568	1,743	2,643
広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	53,327,438	56,317,758	61,408,790	66,056,324	69,296,567	74,077,107
VIII 住 宅 等	458,994	487,134	669,517	1,107,540	903,428	898,537
56 第 一 種 公 営 住 宅 建 設	195,377	205,907	279,172	500,999	378,765	390,166
57 第 二 種 公 営 住 宅 建 設	141,855	160,262	249,945	421,975	398,082	395,466
58 住 宅 地 区 改 良	121,728	120,777	140,313	184,468	126,477	112,819
59 電 気 導 入	34	188	87	98	105	86
IX 雇 用 (失 業) 対 策	84,967	79,490	73,775	69,097	64,414	64,414
60 失 業 対 策 諸 事 業	27,846	23,042	16,623	12,287	8,770	8,406
61 中 高 年 齢 者 等 就 職 促 進	47,570	49,018	51,350	52,153	51,148	51,273
62 炭 鉱 離 職 者 援 護	8,662	6,538	4,858	3,690	3,460	3,706
63 そ の 他 の 雇 用 対 策	889	892	944	967	1,037	1,029
社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	543,961	566,624	743,292	1,176,637	967,842	962,951
社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059

(注) 第19表及び第20表の(注)参照。

第22表 社会保障関係総費用（実支出）対前年度比（事項小分類別）

(単位 %)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
I	公 的 扶 助						
1	生 活 保 護	96.8	99.5	100.6	102.6	102.9	107.9
II	社 会 福 祉						
2	身 体 障 害 者 福 祉	110.0	107.5	115.5	109.9	106.2	114.4
3	精 神 薄 弱 者 福 祉	116.1	110.7	117.8	106.9	103.1	109.0
4	老 人 福 祉	112.7	113.8	115.9	112.8	111.4	127.2
6	児 童 福 祉	107.2	102.8	107.7	103.8	107.6	106.7
7	心 身 障 害 児 等 対 策	107.2	102.6	103.9	104.5	96.2	106.5
8	児 童 扶 養 手 当	100.9	99.7	101.2	101.1	102.0	109.1
9	児 童 手 当	96.1	99.7	152.4	90.7	87.8	94.3
10	母 子 衛 生	105.0	95.2	103.5	107.2	106.2	100.0
11	母 子 及 び 寡 婦 福 祉	92.2	112.4	103.7	100.2	88.7	140.4
12	学 校 給 食 等	96.5	96.4	95.6	99.2	103.2	102.8
13	国 立 更 生 援 護 機 関	111.4	110.7	133.3	132.8	91.7	86.1
14	災 害 救 助	485.2	605.6	1.1	5,674.5	392.8	97.6
15	そ の 他 の 社 会 福 祉	116.4	106.2	99.4	106.9	111.3	106.9
III	社 会 保 険						
16	政 府 管 掌 健 康 保 険	109.8	108.3	109.0	105.4	105.3	103.8
17	組 合 管 掌 健 康 保 険	107.6	107.2	107.6	104.9	104.3	102.6
19	国 民 健 康 保 険	100.1	103.4	106.9	103.9	105.0	104.1
20	厚 生 年 金 保 険	121.4	112.3	109.2	107.0	106.5	109.4
21	厚 生 年 金 基 金	118.9	106.5	113.0	114.1	113.2	116.4
22	国 民 年 金	111.1	106.6	110.5	108.6	105.9	109.3
23	農 業 者 年 金 基 金	102.6	98.4	95.4	94.6	95.0	93.7
24	雇 用 保 険	92.9	101.9	116.0	120.9	109.8	113.8
25	政 府 職 員 等 失 業 者 退 職 手 当	88.0	96.9	99.2	98.2	82.6	113.6
26	労 働 者 災 害 補 償 保 険	102.9	104.0	103.5	105.1	102.3	102.2
27	公 務 災 害 補 償	104.0	106.4	102.8	104.3	102.1	101.9
28	船 員 保 険	94.0	97.4	103.0	103.4	97.7	96.4
29	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (各 省 各 庁 組 合)	115.9	108.9	106.3	103.8	104.7	105.9
31	国 家 公 務 員 等 共 済 組 合 (適 用 法 人 組 合)	109.1	104.7	103.7	101.9	102.1	104.0
30	地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	122.2	112.6	106.3	103.9	105.1	106.8
32	私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	136.1	113.5	109.1	105.8	108.7	107.7
33	農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	131.5	113.2	109.1	105.6	107.4	108.4
IV	公 衆 衛 生 及 び 医 療						
34	結 核 対 策	101.9	95.1	100.3	97.7	102.1	61.6

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
35	精 神 衛 生 事 業	99.7	92.3	104.0	102.5	108.0	81.2
36	ら い 予 防 対 策	99.1	98.6	100.3	95.1	98.0	97.4
37	伝 染 病 予 防	99.1	110.2	93.7	115.5	101.0	98.9
38	保 健 所	100.1	103.4	99.9	61.9	138.9	105.0
39	上 水 道 等 施 設 整 備	99.9	105.2	130.0	155.1	80.1	109.2
40	一 般 廃 棄 物 処 理 施 設	102.6	109.5	178.0	124.6	97.5	122.0
41	下 水 道 施 設 整 備	100.3	106.8	154.0	146.5	84.4	94.2
42	公 害 対 策	94.5	98.2	98.9	97.9	95.5	97.2
43	国 公 立 医 療 機 関 整 備	109.1	95.0	116.1	113.7	92.3	94.2
44	国 公 立 医 療 機 関 運 営	123.0	105.0	108.2	109.9	99.4	102.1
45	そ の 他 の 公 衆 衛 生 及 び 医 療	107.2	121.5	114.0	119.3	105.2	127.4
V	老 人 保 健	106.7	108.2	108.3	107.3	109.6	109.3
46	医 療	106.6	108.1	108.2	107.4	109.7	109.4
47	医 療 以 外 の 保 健 事 業	113.8	112.6	114.5	98.8	107.3	101.2
	狭 義 の 社 会 保 障 (I~V)	106.5	105.9	109.4	107.9	105.1	107.2
VI	恩 給	98.7	99.3	99.6	98.8	97.9	97.1
48	文 官 恩 給	95.5	97.3	97.2	97.4	93.8	95.1
49	地 方 公 務 員 恩 給	92.5	97.0	96.7	96.2	94.7	93.4
50	旧 軍 人 遺 族 恩 給	99.7	99.7	100.1	99.2	98.5	97.6
51	そ の 他 の 恩 給	100.7	95.7	99.2	99.7	94.8	95.8
VII	戦 争 犠 牲 者 援 護	90.8	97.1	99.2	99.5	102.1	102.0
52	戦 没 者 遺 族 年 金 等	85.3	92.7	97.0	97.8	101.4	97.6
53	戦 傷 病 者 医 療 等	96.2	95.2	92.7	95.7	90.1	106.0
54	原 爆 医 療 等	103.1	105.8	103.3	102.4	103.5	107.7
55	そ の 他 の 戦 争 犠 牲 者 援 護	104.7	94.7	90.6	99.3	111.2	151.6
	広 義 の 社 会 保 障 (I~VII)	106.1	105.6	109.0	107.6	104.9	106.9
VIII	住 宅 等	186.2	106.1	137.4	165.4	81.6	99.5
56	第 一 種 公 営 住 宅 建 設	192.4	105.4	135.6	179.5	75.6	103.0
57	第 二 種 公 営 住 宅 建 設	183.0	113.0	156.0	168.8	94.3	99.3
58	住 宅 地 区 改 良	180.5	99.2	116.2	131.5	68.6	89.2
59	電 気 導 入	170.0	552.9	46.3	112.6	107.1	81.9
IX	雇 用 (失 業) 対 策	96.0	93.6	92.8	93.7	93.2	100.0
60	失 業 対 策 諸 事 業	73.6	82.7	72.1	73.9	71.4	95.8
61	中 高 年 齢 者 就 職 促 進	122.7	103.0	104.8	101.6	98.1	100.2
62	炭 鉱 離 職 者 援 護	78.5	75.5	74.3	76.0	93.8	107.1
63	そ の 他 の 雇 用 対 策	97.1	100.3	105.8	102.4	107.2	99.2
	社 会 保 障 関 連 制 度 (VIII・IX)	162.3	104.2	131.2	158.3	82.3	99.5
	社 会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計 (I~IX)	106.5	105.6	109.3	108.2	104.5	106.8

第23表 社会保障関係総費用の推移（実支出、実収入の種類別）

(金額 単位 百万円 構成比 単位 %)

区分	狭義の社会保障						広義の			
	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	
実支出	合計	51,094,379	54,108,918	59,210,148	63,861,353	67,153,077	71,977,966	53,327,438	56,317,758	61,408,790
	給付費	44,095,142	46,689,558	50,346,547	53,355,810	57,148,736	61,493,047	46,314,764	48,882,925	52,533,367
	施設整備費	2,489,128	2,666,035	3,832,450	5,347,141	4,609,003	4,849,634	2,489,346	2,668,023	3,533,367
	施設運営費	711,543	772,632	848,731	923,887	896,455	823,373	712,831	774,112	850,312
	事務費	2,324,968	2,569,416	2,720,780	2,813,717	2,846,080	2,980,434	2,336,899	2,581,422	730,807
	その他	1,473,598	1,411,280	1,461,642	1,440,802	1,652,802	1,831,478	1,473,598	1,411,280	1,461,642
実収入	合計	65,825,575	70,301,315	74,328,267	78,195,725	79,847,996	85,702,690	68,058,834	72,510,155	76,526,909
	国庫負担	13,293,571	14,121,743	15,300,346	16,558,724	16,992,641	17,570,100	15,342,630	16,151,602	17,326,401
	地方負担	4,997,238	5,238,858	6,234,670	7,150,277	7,003,648	7,770,602	5,167,147	5,404,430	6,394,378
	保険料	37,532,165	40,362,590	42,013,356	43,419,215	44,943,484	48,562,929	37,532,165	40,362,590	42,013,356
	運用収入	8,041,304	8,698,358	8,926,550	9,292,155	9,177,789	9,644,879	8,041,304	8,698,358	8,926,550
	その他	1,961,297	1,879,765	1,853,347	1,775,353	1,730,433	2,154,179	1,975,388	1,893,174	1,866,226
実支出構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	給付費	86.3	86.3	85.0	83.5	85.1	85.4	86.8	86.8	
	施設整備費	4.9	4.9	6.5	8.4	6.9	6.7	4.7	4.7	6.2
	施設運営費	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.1	1.3	1.4	1.4
	事務費	4.6	4.7	4.6	4.4	4.2	4.1	4.4	4.6	4.4
	その他	2.9	2.6	2.5	2.3	2.5	2.5	2.8	2.5	2.5
実収入構成比	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	国庫負担	20.2	20.1	20.6	21.2	21.3	20.5	22.5	22.3	22.6
	地方負担	7.6	7.5	8.4	9.1	8.8	9.1	7.6	7.5	8.4
	保険料	57.0	57.4	56.5	55.5	56.3	56.7	55.1	55.7	54.9
	運用収入	12.2	12.4	12.0	11.9	11.5	11.3	11.8	12.0	11.7
	その他	3.0	2.7	2.5	2.3	2.2	2.5	2.9	2.6	2.4

社会 保 障			社会 保 障 及 び 関 連 制 度 合 計					
5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
66,056,324	69,296,567	74,077,107	53,871,399	56,884,382	62,152,082	67,232,961	70,264,409	75,040,059
55,518,995	59,279,875	63,578,429	46,326,260	48,892,194	52,541,554	55,526,336	59,287,189	63,586,187
5,347,483	4,609,005	4,849,647	2,948,504	3,155,359	4,502,444	6,455,344	5,512,887	5,748,655
925,550	898,367	825,380	718,425	779,666	855,866	931,089	903,906	830,885
2,823,499	2,856,518	2,992,174	2,339,675	2,583,764	2,732,895	2,825,329	2,858,200	2,993,764
1,440,802	1,652,802	1,831,478	1,538,535	1,473,402	1,519,323	1,494,867	1,702,227	1,880,569
80,370,696	81,991,486	87,801,831	68,602,595	73,076,779	77,270,201	81,547,333	82,959,328	88,764,784
18,567,597	18,978,900	19,522,175	15,652,830	16,470,448	17,746,816	19,206,957	19,563,828	20,032,183
7,304,077	7,149,333	7,906,887	5,400,908	5,652,208	6,717,255	7,841,354	7,532,248	8,359,831
43,419,215	44,943,484	48,562,929	37,532,165	40,362,590	42,013,356	43,419,215	44,943,484	48,562,929
9,292,155	9,177,789	9,644,879	8,041,304	8,698,358	8,926,550	9,292,155	9,177,789	9,644,879
1,787,650	1,741,979	2,164,961	1,975,388	1,893,174	1,866,226	1,787,650	1,741,979	2,164,961
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
84.0	85.5	85.8	86.0	86.0	84.5	82.6	84.4	84.7
8.1	6.7	6.5	5.5	5.5	7.2	9.6	7.8	7.7
1.4	1.3	1.1	1.3	1.4	1.4	1.4	1.3	1.1
4.3	4.1	4.0	4.3	4.5	4.4	4.2	4.1	4.0
2.2	2.4	2.5	2.9	2.6	2.4	2.2	2.4	2.5
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
23.1	23.1	22.2	22.8	22.5	23.0	23.6	23.6	22.6
9.1	8.7	9.0	7.9	7.7	8.7	9.6	9.1	9.4
54.0	54.8	55.3	54.7	55.2	54.4	53.2	54.2	54.7
11.6	11.2	11.0	11.7	11.9	11.6	11.4	11.1	10.9
2.2	2.1	2.5	2.9	2.6	2.4	2.2	2.1	2.4



第24表 社会保険収支(決算)の推移

(単位 百万円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	実収入 56,699,506	61,075,774	63,511,491	65,596,991	67,162,317	71,764,180
	実支出 42,136,524	44,877,769	48,315,469	51,271,000	54,421,008	58,213,152
	実収入と実支出の差額 14,562,982	16,198,005	15,196,023	14,325,991	12,741,309	13,551,028
医療保険	実収入 17,598,929	18,723,541	19,510,428	20,062,463	21,116,324	21,291,824
	実支出 16,855,196	17,816,112	19,147,366	20,002,792	21,410,107	21,686,358
	実収入と実支出の差額 743,733	907,429	363,062	59,671	△293,783	△394,535
年金保険	実収入 34,960,073	37,808,566	39,483,212	41,078,485	41,617,993	46,014,650
	実支出 22,238,137	24,257,276	26,065,050	27,729,417	29,228,341	32,385,330
	実収入と実支出の差額 12,721,936	13,551,290	13,418,162	13,349,068	12,389,651	13,629,320
雇用保険	実収入 2,301,568	2,541,182	2,445,326	2,347,827	2,308,170	2,414,786
	実支出 1,518,231	1,547,098	1,792,283	2,165,615	2,375,682	2,703,459
	実収入と実支出の差額 783,337	994,084	653,043	182,212	△67,512	△288,673
業務災害補償保険	実収入 1,721,400	1,875,667	1,937,106	1,961,528	1,967,467	1,887,241
	実支出 1,115,535	1,160,942	1,201,077	1,262,247	1,291,356	1,320,163
	実収入と実支出の差額 605,865	714,725	736,029	699,281	676,111	567,078

(注) 1 実支出の合計には、老人保健への拠出金を含み、制度間調整対象給付に要する費用の重複相当額を控除した額を計上した。  
 2 医療保険には、政府管掌健康保険、組合管掌健康保険、国民健康保険、船員保険の疾病部門(職務上傷病を含む。)、共済組合の短期経理を掲げた。  
 3 年金保険には、厚生年金保険、厚生年金基金、国民年金、農業者年金基金、船員保険の年金部門、共済組合の長期経理を掲げた。  
 4 雇用保険には、雇用保険、船員保険の失業部門、政府職員等失業者退職手当を掲げた。  
 5 業務災害補償保険には労働者災害補償保険、公務災害補償を掲げた。  
 6 合計欄の額は医療保険、年金保険、雇用保険、業務災害補償保険の他、業務経理及び保健経理の分を含む。

第25表 昭和45年度以降の社会保障関係総費用(決算)の推移及び伸率

(単位 10億円、昭和45年度=1)

昭和45年度 (1970)	昭和50年度 (1975)	昭和55年度 (1980)	昭和60年度 (1985)	平成2年度 (1990)	平成5年度 (1993)	平成6年度 (1994)	平成7年度 (1995)	構成比 %	前年度 増減額	対前年度 伸率
1,672	5,581	11,428	13,868	15,653	19,207	19,564	20,032	22.6	468	1.02
457	1,438	3,043	3,974	5,401	7,841	7,532	8,360	9.4	828	1.11
3,184	8,961	17,345	25,797	37,532	43,419	44,943	48,563	54.7	3,619	1.08
514	1,566	3,524	6,958	10,017	11,080	10,920	11,810	13.3	890	1.08
5,827	17,546	35,340	50,597	68,603	81,547	82,959	88,765	100.0	5,805	1.07
277	690	1,179	1,538	1,352	1,388	1,428	1,541	2.1	113	1.08
167	1,121	2,111	1,996	2,428	3,082	3,483	3,916	5.2	433	1.12
2,848	9,535	20,728	27,837	38,458	46,402	49,124	52,619	70.1	3,496	1.07
343	924	2,270	2,369	2,819	5,418	4,796	4,807	6.4	11	1.00
-	-	-	4,136	6,037	7,591	8,323	9,095	12.1	<772>	<1.09>
3,636	12,270	26,288	37,876	51,094	63,881	67,153	71,978	95.9	4,825	1.07
324	794	1,721	1,934	1,871	1,828	1,789	1,738	2.3	△51	0.97
63	134	270	319	362	347	355	362	0.5	7	1.02
4,023	13,198	28,279	40,129	53,327	66,056	69,297	74,077	98.7	4,781	1.07
88	225	318	314	459	1,108	903	899	1.2	△5	0.99
74	108	144	112	85	69	64	64	0.1		1.00
162	334	463	426	544	1,177	968	963	1.3	△5	0.99
4,184	13,531	28,742	40,555	53,871	67,233	70,264	75,040	100.0	4,776	1.07
3,429	11,334	24,301	34,957	46,326	55,526	59,287	63,586	84.7	4,299	1.07
329	955	2,416	2,570	2,949	6,455	5,513	5,749	7.7	236	1.04
168	578	930	733	718	931	904	831	1.1	△73	0.92
259	664	1,095	2,296	3,878	4,320	4,560	4,874	6.5	314	1.07
1,643	4,015	6,597	10,042	14,732	14,314	12,695	13,725	8.4	-	1.030

< > は昭和60年度を1とした場合の数値である。  
 の上段の ( ) は「老人保健」への拠出金を含んだ額である。

区分	
実	国庫負担
	地方負担
	保険料
	運用収入等
合計	
支	公的扶助
	社会福祉
	社会保険
	公衆衛生及 医療 老人保健
計	
出	給 職争犠 援護者 者
	小計
	住宅等 雇用(失業) 対策
	小計
社会保障及び 関連制度合計	
性質別 内訳	
給付費	
施設整備費	
施設運営費	
事務費等	
実収入と実支出の差	

(注) 1 老人保健の  
 2 「社会保険」

第26表 社会保障関係総費用と国民所得等の推移と比較

(単位 億円)

区分	昭和45年度 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数	指数
社会保障関係総費用	41,844	135,312	284,864	405,548	538,714	672,330	702,644	750,401
	1	3.2	6.8	9.7	12.9	16.1	16.8	17.9
社会保障給付費	35,239	117,715	247,632	355,682	472,047	567,911	604,657	647,264
	1	3.3	7.0	10.1	13.4	16.1	17.2	18.4
行政投資額 (注)	59,111	165,137	278,765	265,055	367,937	511,270	478,210	508,944
	1	2.8	4.7	4.5	6.2	8.6	8.1	8.6
一般会計歳出 (決算)	81,876	208,609	434,050	530,045	692,686	751,025	736,136	759,385
	1	2.5	5.3	6.5	8.5	9.2	9.0	9.3
一般歳出 (当初予算)	59,960	158,408	307,332	325,854	353,731	399,168	408,548	421,417
	1	2.6	5.1	5.4	5.9	6.7	6.8	7.0
社会保障関係費 (決算)	11,532	41,356	81,703	99,016	114,805	133,463	136,034	145,429
	1	3.6	7.1	8.6	10.0	11.6	11.8	12.6
国民所得(分配)	610,297	1,239,907	1,995,902	2,602,784	3,457,391	3,724,645	3,730,348	3,797,201
	1	2.0	3.3	4.3	5.7	6.1	6.1	6.2
国民総生産(名目)	751,520	1,522,094	2,453,600	3,255,011	4,415,891	4,808,319	4,828,564	4,927,803
	1	2.0	3.3	4.3	5.9	6.4	6.4	6.6
消費者物価指数 (昭和45年=100)	100	171.6	236.8	271.0	289.9	308.4	310.4	309.6

(注) 昭和55年度以降は専売公社、電電公社、国有鉄道を除く。

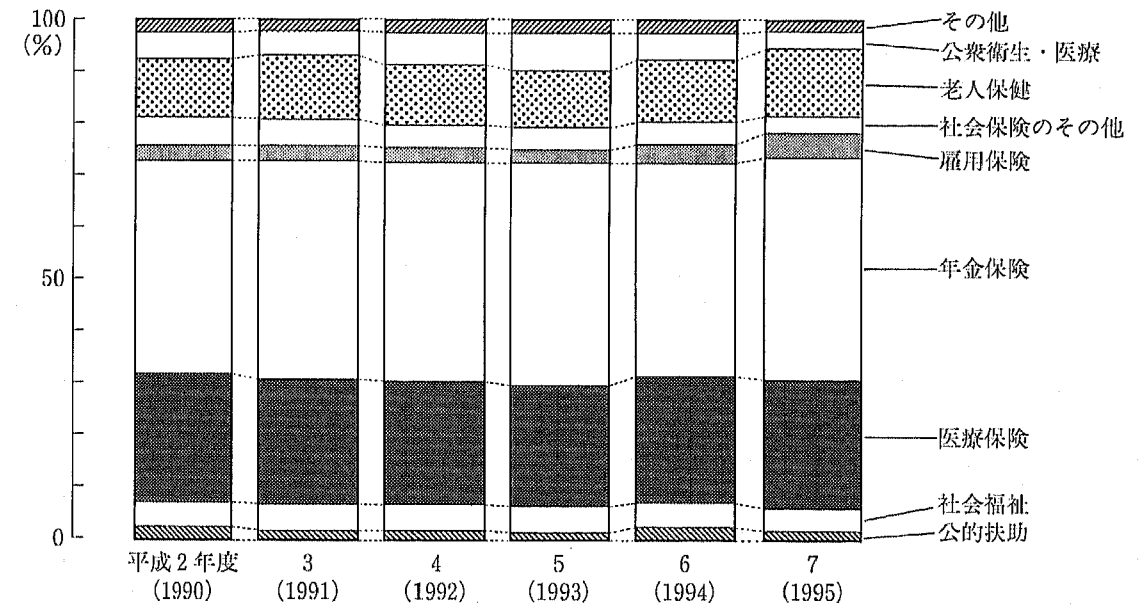
資料：社会保障給付費…社会保障研究所  
 行政投資額…自治省地域政策室(行政投資実績)  
 一般会計歳出 } 大蔵省  
 一般歳出 }  
 社会保障関係費 }  
 国民所得 } 経済企画庁経済研究所  
 国民総生産 } (国民経済計算年報)  
 消費者物価指数…総務庁統計局(消費者物価指数年報)

第27表 社会保障関係総費用構成比(実支出)

(単位 %)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
社会保障及び関連制度合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公的扶助	2.5	2.4	2.2	2.1	2.0	2.1
社会福祉	4.6	4.5	4.7	4.6	5.0	5.2
社会保険	71.3	71.5	70.5	69.0	69.9	70.1
医療保険	24.4	23.9	23.6	22.5	22.9	21.4
年金保険	41.3	42.6	41.9	41.2	41.6	43.2
雇用保険	2.8	2.7	2.9	3.2	3.4	3.6
その他 <sup>(注1)</sup>	2.8	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9
公衆衛生・医療	5.2	5.2	6.5	8.1	6.8	6.4
老人保健	11.2	11.5	11.4	11.3	11.8	12.1
その他	5.2	4.9	4.7	5.0	4.4	4.1
恩給	3.5	3.3	3.0	2.7	2.5	2.3
その他 <sup>(注2)</sup>	1.7	1.6	1.8	2.3	1.9	1.8

(注) 1 業務災害補償保険及び共済組合の業務経理、保健経理よりなる。  
 2 戦争犠牲者援護、住宅対策、雇用(失業)対策よりなる。  
 3 社会保険の医療保険には、老人保健拠出金は含まない。



### 第3節 社会保障給付及び再配分効果

第28表 社会保障関係総費用、社会保障給付費、社会保障移転の推移

(単位 億円 %)

年度	国民所得(分配)		社会保障関係総費用			社会保障給付費			社会保障移転		
	金額	仲率	金額	仲率	対国民所得比	金額	仲率	対国民所得比	金額	仲率	対国民所得比
昭和45年(1970)	610,297	17.1	41,844	24.0	6.9	35,239	22.6	5.8	35,364		5.8
50(1975)	1,239,907	10.2	135,312	29.1	10.9	117,715	30.5	9.4	118,260	30.2	9.5
55(1980)	1,995,902	9.5	287,422	12.4	14.4	247,632	12.7	12.4	249,082	12.3	12.5
60(1985)	2,602,784	6.8	405,548	6.8	15.6	355,682	5.8	13.7	357,639	6.3	13.7
61(1986)	2,711,297	4.2	437,858	8.0	16.1	385,822	8.5	14.2	387,428	8.3	14.3
62(1987)	2,838,955	4.7	463,831	5.9	16.3	406,592	5.4	14.3	409,071	5.6	14.4
63(1988)	3,013,800	6.2	479,629	3.4	15.9	424,492	4.4	14.1	426,030	4.1	14.1
平成元年(1989)	3,221,436	6.9	505,931	5.5	15.7	448,711	5.7	13.9	450,226	5.7	14.0
2(1990)	3,457,391	7.3	538,714	6.5	15.6	472,047	5.2	13.7	474,535	5.4	13.7
3(1991)	3,630,541	5.0	568,844	5.6	15.7	501,203	6.2	13.8	503,850	6.2	13.9
4(1992)	3,690,881	1.7	621,521	9.3	16.8	538,135	7.4	14.6	540,674	7.3	14.6
5(1993)	3,724,645	0.9	672,330	8.2	18.1	567,911	5.5	15.2	573,069	6.0	15.4
6(1994)	3,730,348	0.2	702,644	4.5	18.8	604,657	6.5	16.2	600,702	4.8	16.1
7(1995)	3,797,201	1.8	750,400	6.8	19.8	647,264	7.0	17.0	650,967	8.4	17.1

(注) 1 国民所得、社会保障移転は経済企画庁「国民経済計算年報」による実績。  
 2 社会保障関係総費用は、決算額である。  
 3 社会保障給付費は、国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」による。

第29表 制度別社会保障給付費の推移

(単位 百万円)

区分	年度	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
給 付 費	総計	47,204,717	50,120,323	53,816,402	56,797,465	60,465,675	64,726,420
	医療保険	11,554,230	12,208,723	13,178,492	13,620,289	14,122,562	14,630,375
	老人保健	5,827,668	6,302,277	6,791,681	7,271,074	7,909,604	8,582,796
	年金保険	21,610,989	23,183,991	24,972,833	26,619,877	28,624,789	31,156,538
	雇用保険	1,166,993	1,177,206	1,355,230	1,628,296	1,897,070	2,202,249
	業務災害補償	927,421	950,955	973,191	993,456	1,000,132	1,021,920
	家族手当	444,936	443,920	526,733	507,158	492,821	511,187
	生活保護	1,292,778	1,282,656	1,300,998	1,337,804	1,383,898	1,484,894
	社会福祉	1,662,188	1,837,005	2,276,762	2,143,728	2,431,341	2,603,244
	公衆衛生	643,619	681,330	706,624	659,052	620,447	606,822
	恩給	1,849,026	1,835,660	1,830,506	1,809,489	1,771,104	1,720,624
	戦争犠牲者援護	224,869	216,598	212,751	207,242	211,908	205,771

(注) 1 老人保健には医療を含む保健事業すべてが計上されている。  
 2 家族手当には児童手当のほか、社会福祉中の児童扶養手当及び特別児童扶養手当を含む。  
 資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第30表 社会保障移転の推移

(単位 10億円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
1 社会保障給付	40,968.8	43,684.0	47,067.1	50,081.6	53,416.9	57,346.3
(1)特別会計	20,574.2	22,068.3	24,015.6	25,757.8	27,738.7	30,143.1
①厚生保険(除児童手当)	14,042.2	15,126.8	16,288.8	17,211.7	18,291.3	19,672.6
a健康・日雇健康保険	3,546.1	3,810.6	4,149.4	4,315.2	4,471.5	4,640.2
b厚生年金	10,496.1	11,316.2	12,139.4	12,896.6	13,819.8	15,032.4
②国民年金	4,620.7	4,930.2	5,500.2	6,059.4	6,750.3	7,557.1
③労働保険	1,847.0	1,948.3	2,162.8	2,422.0	2,634.7	2,852.2
a労災保険	884.5	905.9	922.8	932.1	936.6	955.8
b雇用保険	962.4	1,042.5	1,240.0	1,489.9	1,698.1	1,896.4
④船員保険	64.4	63.1	63.8	64.7	62.4	61.2
(2)国民健康保険	4,375.0	4,563.1	4,690.5	5,049.1	5,252.2	5,450.1
(3)老人保健医療	5,740.8	6,205.7	6,677.6	7,149.2	7,789.9	8,463.8
(4)共済組合	6,798.4	7,145.3	7,575.2	7,845.5	8,155.0	8,627.6
①国家公務員共済組合	1,490.3	1,572.1	1,652.7	1,709.6	1,766.8	1,840.1
②地方公務員共済組合	3,526.2	3,749.4	3,988.0	4,154.5	4,340.4	4,572.4
③旧公共企業体職員共済組合	1,328.6	1,322.6	1,397.7	1,415.8	1,443.3	1,558.6
④その他	453.3	501.2	536.8	565.6	604.4	656.6
(5)組合管掌健康保険	2,578.8	2,758.6	2,982.5	3,087.0	3,197.0	3,295.1
(6)児童手当	138.5	136.7	215.5	192.6	169.7	160.1
(7)基金	763.1	806.3	910.3	1,000.4	1,114.5	1,206.6
①年金基金	732.7	773.1	876.1	964.8	1,078.1	1,169.1
②災害補償基金	30.4	33.2	34.2	35.6	36.3	37.5
2 社会扶助金	6,475.7	6,691.2	6,990.5	7,215.2	7,508.9	7,739.1
うち恩給	1,861.7	1,846.7	1,842.8	1,820.2	1,781.1	1,731.4
3 無基金雇用者福祉給付	9.1	9.9	9.8	10.2	10.6	11.3
うち公務災害補償	8.9	9.8	9.7	10.1	10.5	11.1
合 計	47,453.5	50,385.0	54,067.4	57,306.9	60,936.5	65,086.7

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第31表 部門別社会保障給付費の前年度との比較

社会保障給付費	平成6年度 (1994)	7 (1995)	対前年度比	
			増加額	伸び率
計	億円 604,657 (100.0)	億円 647,264 (100.0)	億円 42,607	% 7.0
医療	228,725 (37.8)	240,592 (37.2)	11,868	5.2
年金	310,084 (51.3)	334,986 (51.8)	24,902	8.0
その他	65,849 (10.9)	71,686 (11.1)	5,837	8.9

(注) ( ) 内は構成割合である。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第32表 高齢者関係給付費の前年度との比較

	平成6年度 (1994)	7 (1995)	対前年度伸び率
社会保障給付費	億円 604,657 (100.0)	億円 647,264 (100.0)	% 7.0
年金保険給付費	286,248	311,565	8.8
老人保健(医療分)給付費	77,804	84,525	8.6
老人福祉サービス給付費	9,066	10,902	20.3
高年齢雇用継続給付費	—	117	—
計	373,117 (61.7)	407,109 (62.9)	9.1
60歳以上人口	万人 2,491	万人 2,610	4.8
65歳以上人口	1,759	1,826	3.8
70歳以上人口	1,136	1,187	4.5
75歳以上人口	687	717	4.4

(注) 1 ( ) 内は社会保障給付費に占める割合である。

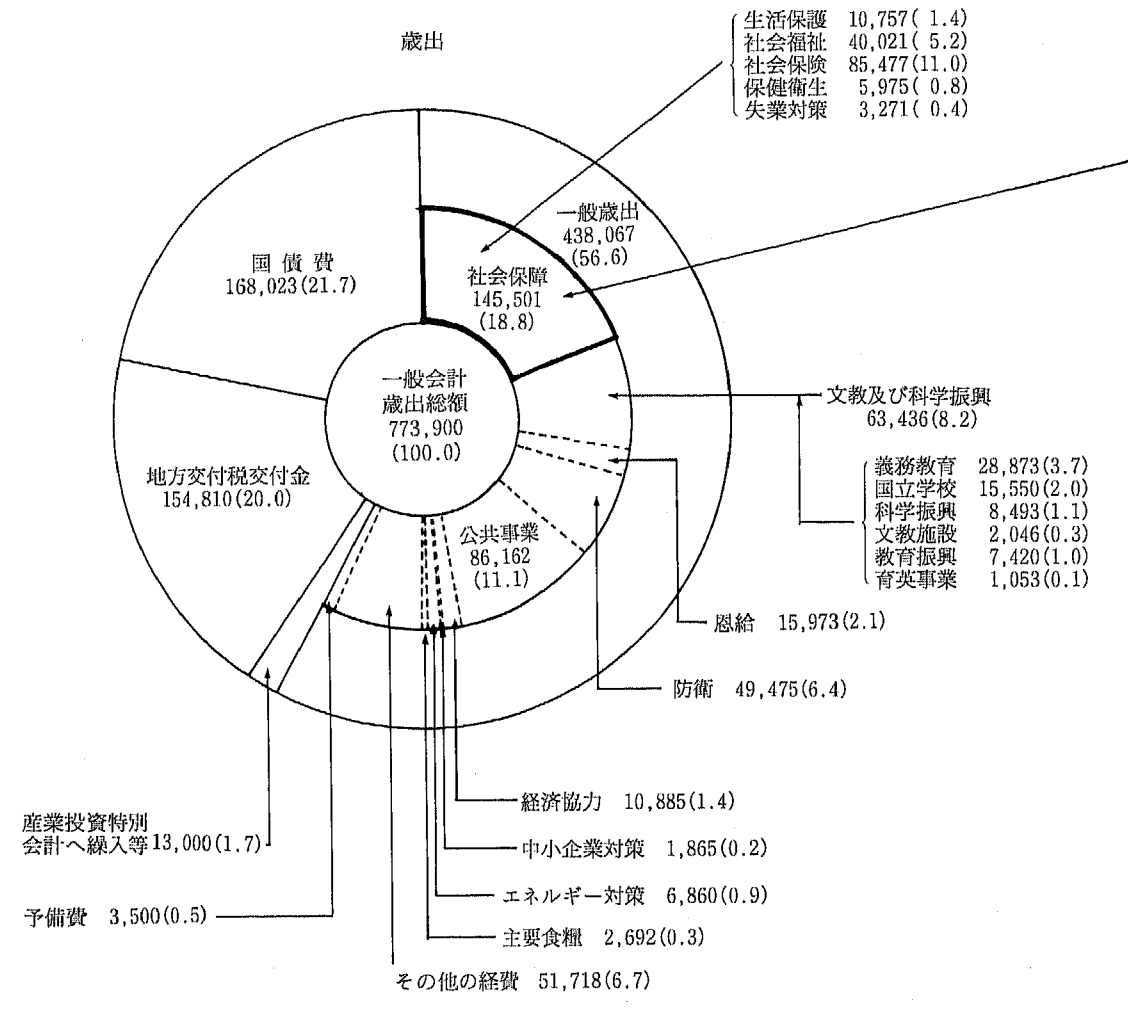
2 老人福祉サービス給付費は、施設福祉サービス関係給付費及び在宅福祉サービス関係給付費からなる。

3 高年齢雇用継続給付費は、60歳から65歳までの継続雇用、再就職の促進を図る観点から、60歳時点に比して賃金額が相当程度低下した状態で雇用を継続する高年齢者に対し、60歳以後の賃金額の25%相当額を65歳に達するまでの間支給するものである。本給付費は平成7年度より新規計上された。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第33表 平成9年度一般会計予算の内訳

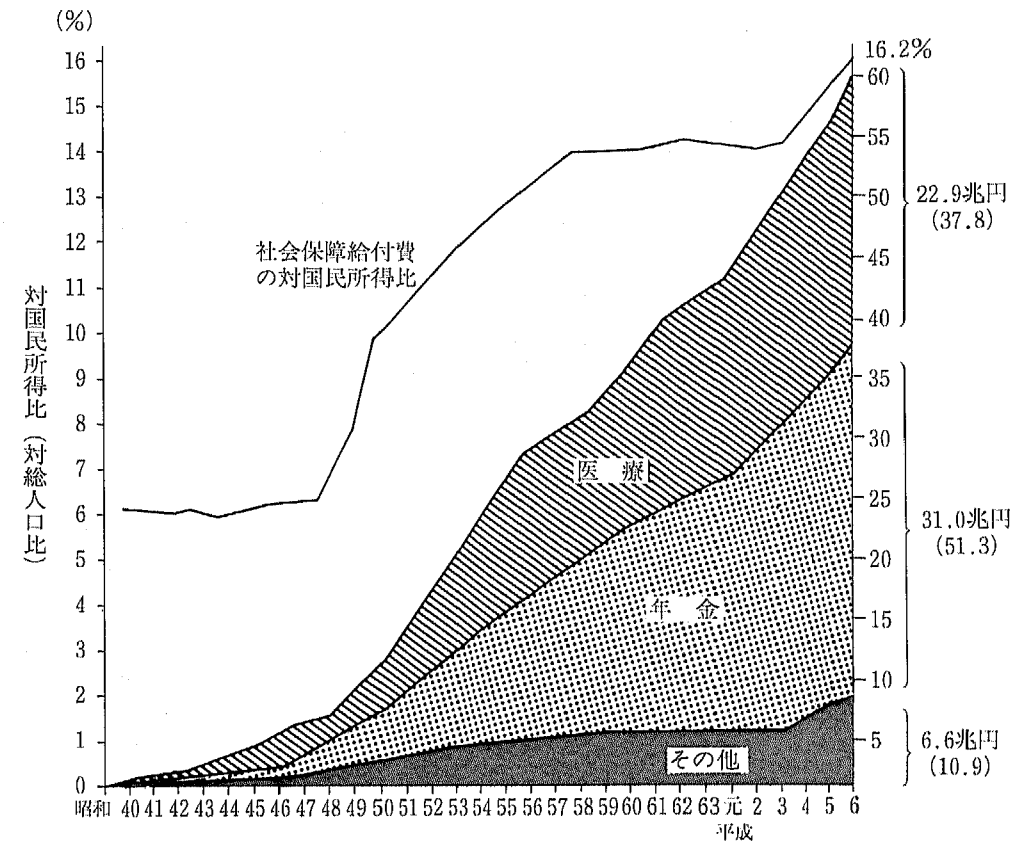
(単位 億円・%)



区分	9年度予算	区分	9年度予算
1 医療費	65,785	2 年金	41,517
(1) 医療保険	39,355	(1) 厚生年金	27,115
国民健康保険	30,018	(2) 国民年金	13,322
政府管掌健康保険	9,248	(3) 福祉年金	1,080
その他	90	3 福祉・その他	38,199
(うち老人保健分)	(13,024)	(1) 新GP関係経費	7,938
(2) 公費負担医療	26,430	(うち老人ホーム運営費)	(3,542)
老人医療給付費	19,118	(2) 生活扶助	3,381
生保・医療扶助	6,011	(3) 保育所運営費	3,117
その他	1,301	(4) その他	23,763
(老人医療費再掲)	(32,142)	(生活保護費再掲)	(10,757)
		合計	145,501

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第34表 社会保障給付費等の年次推移



資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第35表 社会保障関係費の推移

(単位 億円・%)

区分	昭和45年度 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
社会保障関係費	11,413 (100.0)	39,282 (100.0)	82,124 (100.0)	95,740 (100.0)	116,154 (100.0)	127,374 (100.0)	131,457 (100.0)	134,818 (100.0)	139,244 (100.0)
生活保護費	2,172 (19.0)	5,348 (13.6)	9,559 (11.6)	10,816 (11.3)	11,087 (9.5)	10,613 (8.3)	10,434 (7.9)	10,524 (7.8)	10,532 (7.6)
福祉会費	1,114 (9.8)	6,178 (15.7)	13,698 (16.7)	20,042 (20.9)	24,056 (20.7)	28,188 (22.1)	29,878 (22.7)	31,875 (23.6)	34,728 (24.9)
社会保険費	5,874 (51.5)	23,277 (59.3)	51,095 (62.2)	56,587 (59.1)	71,953 (61.9)	78,884 (61.9)	81,513 (62.0)	82,886 (61.5)	84,700 (60.8)
保健衛生対策費	1,406 (12.3)	2,738 (7.0)	3,981 (4.8)	4,621 (4.8)	5,587 (4.8)	6,411 (5.0)	6,393 (4.9)	6,604 (4.9)	6,348 (4.6)
失業対策費	847 (7.4)	1,741 (4.4)	3,791 (4.6)	3,674 (3.8)	3,471 (3.0)	3,277 (2.6)	3,239 (2.5)	2,928 (2.2)	2,936 (2.1)
厚生省予算	11,035 (22.1)	39,067 (36.2)	81,495 (7.9)	95,028 (2.7)	115,652 (6.7)	127,670 (4.8)	131,752 (3.2)	136,109 (3.3)	140,115 (2.9)
一般歳出	59,960 (16.9)	158,408 (23.2)	425,888 (10.3)	326,854 (△0.0)	353,731 (3.8)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)	408,548 (2.9)	421,417 (3.1)

(注) 1 ( )内は構成比。ただし、厚生省予算及び一般歳出欄は対前年伸び率。△は減。  
 2 社会保険費には、福祉年金及び児童手当に要する費用が含まれ、労災保険に要する費用は含まれていない。また、雇用保険に要する費用は失業対策費に含まれている。  
 3 厚生省大臣官房会計課調

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第36表 社会保障に係る給付と負担の見通し(対国民所得比)

(i) 給付

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	16.3% 59兆円	19%~20% 95兆円	25%~26%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケースI	16.3% 59兆円	20%~21% 100兆円	26½%~27½%~28% 180兆円~185兆円~195兆円	30%~33%~33½% 335兆円~345兆円~395兆円
ケースII	16.3% 59兆円	20%~20½% 95兆円~100兆円	25½%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	28%~31%~31½% 310兆円~320兆円~375兆円
ケースIII	16.3% 59兆円	19%~19½% 90兆円~95兆円	24%~25%~25½% 160兆円~165兆円~175兆円	26½%~29½%~30½% 300兆円~310兆円~355兆円

(ii) 負担

	平成5年度 (1993)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
現行制度ケース	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~25%~26% 165兆円~170兆円~175兆円	28½%~31½%~32½% 320兆円~330兆円~380兆円
ケースI	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	25%~26½%~27% 170兆円~175兆円~185兆円	30%~33%~34% 335兆円~345兆円~395兆円
ケースII	17.8% 64兆円	21%~22% 105兆円	24½%~25½%~26½% 165兆円~170兆円~180兆円	27½%~30%~31% 305兆円~315兆円~365兆円
ケースIII	17.8% 64兆円	20%~20½% 100兆円	23½%~24%~25% 155兆円~165兆円~170兆円	26%~29%~30% 295兆円~300兆円~350兆円

国民所得・兆円	360兆円	470兆円~500兆円	635兆円~670兆円~740兆円	990兆円~1,045兆円~1,330兆円
---------	-------	-------------	-------------------	-----------------------

[現行制度ケース]

現行制度のままと仮定した場合

[ケースI]

介護対策や児童対策等の充実を図ると仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

[ケースII]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、また、介護対策や児童対策等の充実を図ったと仮定した場合

[ケースIII]

年金については、改正後の制度を仮定し、医療については、効率化を図るものと仮定し、その他は現行制度のままと仮定した場合

(注) 国民所得の伸びは、2000年度(平成12年度)まで平均5%~4%、それ以降は平均4%~3%で伸びるものと仮定している。

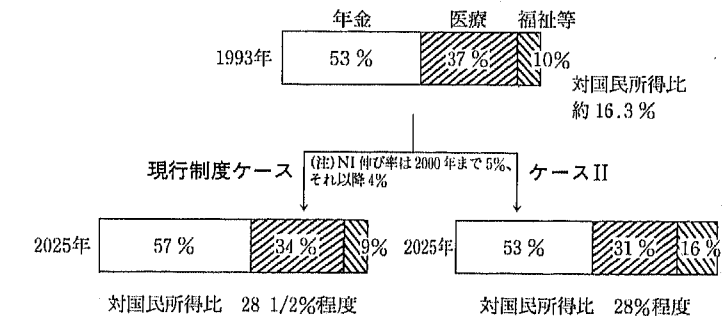
資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第37表 社会保障給付費の構成割合と社会保障に係る負担の国民所得比の将来見通し

(i) 社会保障給付費の構成割合の将来見通し

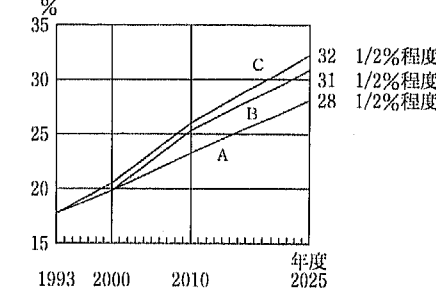
平成37年度の構成割合 (単位：%)

	年金：医療：福祉等
現行制度ケース	57:34:9~52:39:9~51:41:8
ケースI	54:31:15~50:36:14~49:37:14
ケースII	53:31:16~49:36:15~48:38:15
ケースIII	55:35:10~51:40:9~50:41:9

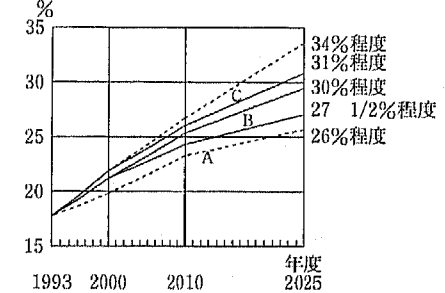


(ii) 社会保障に係る負担(社会保障負担及び公費負担)の国民所得比の将来見通し

[現行制度ケース]



[ケースII]



A: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

B: NI伸び率2000年度まで5%、それ以降3% 上の点線: ケースIで、NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3%

C: NI伸び率2000年度まで4%、それ以降3% 下の点線: ケースIIIで、NI伸び率2000年度まで5%、それ以降4%

資料：高齢社会福祉ビジョン懇談会「21世紀福祉ビジョン」

第38表 所得再分配による不平等是正効果(ジニ係数)の年次比較

調査年次	当初所得			再分配所得		税による再分配所得 (当初所得-税金)		社会保障による再分配所得 (当初所得+医療費+社会保障給付金-社会保険料)	
	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	ジニ係数	改善度	
昭和56年	0.3491 (0.3515)		0.3143 (0.3177)	10.0% (9.6)	0.3301 (0.3348)	5.4% (4.8)	0.3317 (0.3332)	5.0% (5.2)	
59年	0.3975 (0.3997)		0.3426 (0.3496)	13.8 (12.5)	0.3824 (0.3846)	3.8 (3.8)	0.3584 (0.3592)	9.8 (10.1)	
62年	0.4049 (0.4038)		0.3382 (0.3439)	16.5 (14.8)	0.3879 (0.3867)	4.2 (4.2)	0.3564 (0.3536)	12.0 (12.4)	
平成2年	0.4334 (0.4325)		0.3643 (0.3707)	15.9 (14.3)	0.4207 (0.4193)	2.9 (3.1)	0.3791 (0.3765)	12.5 (12.9)	
5年	0.4394 (0.4421)		0.3645 (0.3690)	17.0 (16.5)	0.4255 (0.4279)	3.2 (3.2)	0.3812 (0.3817)	13.2 (13.7)	

(注) 1 ( )内の数字は、私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)を当初所得に含めない場合。

2 当初所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得、雑収入、私的給付の合計額をいう。

3 再分配所得=当初所得-(税金+社会保険料)+社会保障給付

4 税による再分配所得=当初所得-税金

5 社会保障による再分配所得=当初所得-社会保険料+社会保障給付

6 ジニ係数の改善度(%) =  $\frac{\text{当初所得のジニ係数} - \text{再分配所得のジニ係数}}{\text{当初所得のジニ係数}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第39表 再分配による所得階級別の世帯分布の変化

当初所得階級	当初所得			再分配所得		
	世帯数	世帯構成(%)		世帯数	世帯構成(%)	
		構成比	累積比		構成比	累積比
総数	8,814	100.0	-	8,814	100.0	-
50万円未満	1,029	11.7	11.7	124	1.4	1.4
50～100	261	3.0	14.6	227	2.6	4.0
100～150	313	3.6	18.2	421	4.8	8.8
150～200	311	3.5	21.7	424	4.8	13.6
200～250	345	3.9	25.6	454	5.2	18.7
250～300	337	3.8	29.5	509	5.8	24.5
300～350	436	4.9	34.4	552	6.3	30.8
350～400	416	4.7	39.1	568	6.4	37.2
400～450	413	4.7	43.8	564	6.4	43.6
450～500	466	5.3	49.1	495	5.6	49.2
500～600	793	9.0	58.1	993	11.3	60.5
600～700	795	9.0	67.1	832	9.4	69.9
700～800	617	7.0	74.1	605	6.9	76.8
800～900	481	5.5	79.6	519	5.9	82.7
900～1,000	400	4.5	84.1	403	4.6	87.2
1,000万円以上	1,401	15.9	100.0	1,124	12.8	100.0

(注) 1 当初所得…雇者所得、事業所得、農耕所得、畜産所得、財産所得、家内労働所得及び雑収入並びに私的給付(仕送り、企業年金、退職金、生命保険金等の合計額)の合計額をいう。  
 2 再分配所得…当初所得から税、社会保険料を控除し、社会保障給付を加えたものである。  
 3 再分配係数(%) =  $\frac{\text{再分配所得} - \text{当初所得}}{\text{当初所得}} \times 100$

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第40表 世帯主の年齢階級別1世帯当り平均金額等

	総数	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上
世帯数	8,814	718	1,235	1,997	1,979	1,754	1,131
世帯人員(人)	3.13	1.81	3.34	3.81	3.27	2.91	2.65
有業人員(人)	1.57	1.01	1.34	1.69	2.16	1.52	1.05
当初所得(万円)	598.4	340.7	556.9	724.3	817.3	514.0	333.2
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	344.7	568.4	743.7	839.0	652.0	494.3
可処分所得(万円)	549.1	298.6	480.2	617.5	687.9	546.5	423.7
再分配所得(万円)	596.7	314.1	510.1	655.7	733.8	608.2	509.0
再分配係数(%)	-0.3	-7.8	-8.4	-9.5	-10.2	18.3	52.8
拠出合計額	108.7	46.2	88.2	126.2	151.1	105.5	70.5
税	63.7	21.2	43.0	71.2	88.6	70.0	46.7
社会保険料計	45.0	24.9	45.2	55.1	62.6	35.6	23.8
長期	24.7	15.0	26.9	31.8	36.1	15.9	9.8
短期	19.4	9.4	17.3	22.2	25.3	19.1	13.7
その他	0.9	0.6	1.0	1.2	1.2	0.6	0.4
受給合計額	107.0	19.6	41.5	57.6	67.6	199.6	246.4
現金給付	59.4	4.1	11.6	19.4	21.7	138.0	161.1
(再掲)年金・恩給	56.9	3.5	8.2	17.5	19.7	134.3	158.4
現物給付	47.6	15.5	29.9	38.2	46.0	61.6	85.3
(再掲)医療	47.1	14.6	28.7	37.9	45.7	61.4	84.4

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第41表 世帯類型等別1世帯当り平均金額等

(再掲)

	総数	一般世帯	高齢者世帯	母子世帯	被保護世帯
世帯数	8,814	7,489	1,216	109	94
世帯人員(人)	3.13	3.40	1.56	2.66	1.73
有業人員(人)	1.57	1.76	0.44	1.06	0.35
当初所得(万円)	598.4	677.8	143.6	219.7	39.4
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	719.6	313.3	253.4	133.9
可処分所得(万円)	549.1	597.9	277.4	227.5	130.6
再分配所得(万円)	596.7	643.7	336.8	272.5	340.7
再分配係数(%)	-0.3	-5.0	134.5	24.1	764.4
拠出合計額	108.7	121.7	36.0	25.8	3.2
税	63.7	70.4	27.2	8.8	0.8
社会保険料計	45.0	51.3	8.8	17.1	2.4
長期	24.7	28.9	0.4	9.9	1.3
短期	19.4	21.4	8.3	6.9	1.1
その他	0.9	1.0	0.1	0.3	0.0
受給合計額	107.0	87.6	229.1	78.7	304.5
現金給付	59.4	41.8	169.7	33.7	94.5
(再掲)年金・恩給	56.9	39.8	166.2	8.9	19.8
現物給付	47.6	45.8	59.5	45.0	210.1
(再掲)医療	47.1	45.3	58.6	43.8	196.4

資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

第42表 世帯構造別1世帯当り平均金額等

	総数	単独世帯	夫婦のみ の世帯	夫婦と未 婚の子の みの世帯	片親と未 婚の子の みの世帯	三世帯	その他 の世帯
世帯数	8,814	1,503	1,617	3,359	494	1,351	490
世帯人員(人)	3.13	1.00	2.00	3.78	2.45	5.42	3.35
有業人員(人)	1.57	0.61	1.06	1.86	1.46	2.49	1.82
当初所得(万円)	598.4	229.6	453.1	764.7	402.1	829.3	631.5
税・社会保険料控除前所得(万円)	657.8	276.1	567.3	785.5	454.4	920.4	733.0
可処分所得(万円)	549.1	235.6	474.8	648.0	390.4	775.9	613.0
再分配所得(万円)	596.7	260.5	525.2	681.6	453.8	856.4	710.8
再分配係数(%)	-0.3	13.4	15.9	-10.9	12.8	3.3	12.5
拠出合計額	108.7	40.5	92.5	137.5	64.0	144.5	120.0
税	63.7	23.8	60.6	80.0	30.2	79.8	73.6
社会保険料計	45.0	16.8	31.9	57.5	33.8	64.7	46.4
長期	24.7	8.9	15.2	33.0	19.2	35.3	24.0
短期	19.4	7.6	16.1	23.3	14.0	28.3	21.6
その他	0.9	0.3	0.6	1.3	0.6	1.1	0.8
受給合計額	107.0	71.4	164.6	54.4	115.7	171.7	199.2
現金給付	59.4	46.5	114.2	20.8	52.3	91.1	101.5
(再掲)年金・恩給	56.9	43.3	111.9	19.4	44.6	89.0	97.7
現物給付	47.6	24.9	50.4	33.6	63.4	80.5	97.7
(再掲)医療	47.1	23.6	50.4	33.2	63.2	80.1	97.1

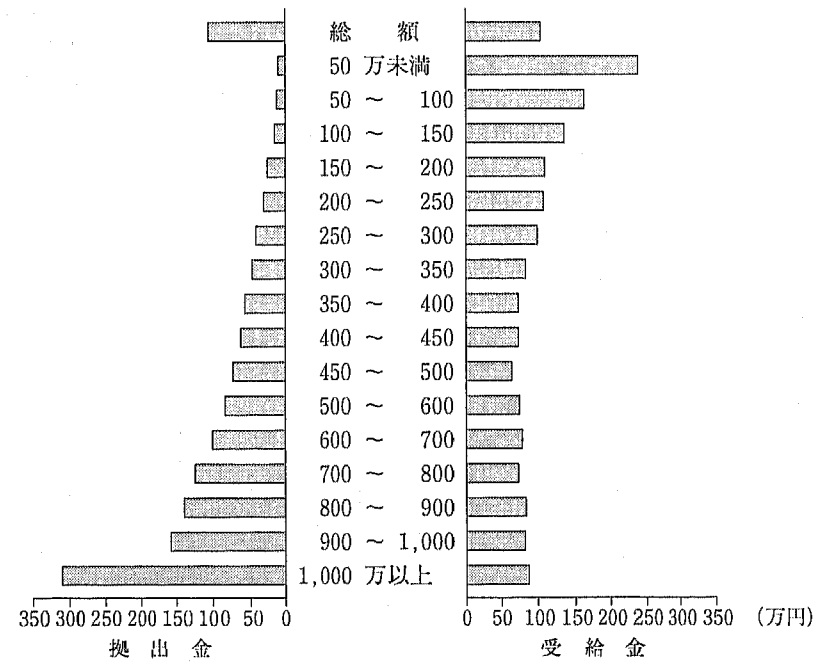
資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)



第43表 当初所得階級別1世帯当たり平均金額等

当初所得階級	当初所得 (万円)	税・社会 保険料控 除前所得 (万円)	再分配 所得 (万円)	再分配 係 数 (%)	拠出(万円)		受給 総額 (万円)
					税金	社会 保険料	
総 数	598.4	657.8	596.7	-0.3	63.7	45.0	107.0
50万円未満	5.4	177.1	234.6	4,265.2	5.0	6.4	240.5
50～100	73.7	182.3	224.1	204.1	6.3	8.9	165.6
100～150	121.8	200.6	243.4	99.9	6.2	10.8	138.6
150～200	172.4	233.2	259.0	50.3	10.4	16.5	113.5
200～250	223.7	290.4	299.9	34.1	12.8	21.4	110.4
250～300	271.7	329.3	329.6	21.3	17.2	26.4	101.5
300～350	318.7	366.9	356.9	12.0	19.2	28.9	86.4
350～400	372.2	407.8	388.9	4.5	22.7	34.5	73.9
400～450	419.5	452.9	430.2	2.5	26.2	37.3	74.2
450～500	471.5	501.3	465.9	-1.2	30.2	42.1	66.8
500～600	544.5	580.3	535.6	-1.6	39.4	46.7	77.2
600～700	644.3	680.6	624.0	-3.2	48.4	53.3	81.3
700～800	744.8	780.0	693.6	-6.9	64.1	60.8	73.7
800～900	843.0	882.3	789.2	-6.4	75.0	65.7	86.8
900～1,000	943.6	983.0	867.1	-8.1	89.2	71.6	84.2
1,000万円以上	1,510.5	1,549.7	1,285.7	-14.9	225.1	88.5	88.8

《当初所得階級別1世帯当たり再分配金額》



資料：厚生省大臣官房政策課「所得再分配調査」(平成5年)

## 第4節 国民所得と国民負担(率)の動向等

第44表 国民負担率(租税負担率及び社会保障負担率)の推移

(単位 %)

年 度	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
昭和30年度(1955)	22.2	18.9	3.3
35 (1960)	22.4	18.9	3.6
40 (1965)	23.0	18.0	5.0
45 (1970)	24.3	18.9	5.4
50 (1975)	25.7	18.3	7.5
55 (1980)	31.3	22.2	9.1
56 (1981)	32.5	22.8	9.8
57 (1982)	33.1	23.1	10.0
58 (1983)	33.4	23.4	10.0
59 (1984)	34.0	23.9	10.1
60 (1985)	34.4	24.0	10.4
61 (1986)	35.5	24.9	10.6
62 (1987)	37.0	26.4	10.6
63 (1988)	37.9	27.3	10.6
平成元年度(1989)	38.4	27.6	10.8
2 (1990)	39.2	27.8	11.4
3 (1991)	38.7	27.1	11.6
4 (1992)	36.8	24.9	11.9
5 (1993)	36.5	24.3	12.1
6 (1994)	35.7	23.2	12.5
7 (1995)	36.7	23.3	13.3
8 (1996)	36.9	23.3	13.5
(補正後見込み)			
9 (1997)	38.2	24.4	13.8
(当初見込み)			

(注) 1 租税負担の計数は、租税収入ベースであり、国民経済計算ベースとは異なる。

2 社会保障負担には、無基金雇用者福祉帰属負担を含む。

3 国民負担率=租税負担率+社会保障負担率

資料：大蔵省調

第45表 国民所得及び国民可処分所得の分配(名目)

(実数・年度)

(単位 10億円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
1 雇 用 者 所 得	233,917.2	251,188.7	258,385.4	264,938.6	271,551.5	276,340.2
(1) 賃 金 俸 給	199,932.1	214,993.4	223,088.0	227,836.8	234,328.4	237,122.0
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	20,386.2	21,820.9	22,734.1	23,357.5	24,023.5	25,512.2
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	13,598.9	14,374.4	12,563.2	13,744.3	13,199.7	13,706.1
2 財 産 所 得 (非企業部門)	38,474.8	39,934.4	35,473.2	35,114.9	28,919.1	25,978.7
a 受 取	59,546.6	62,164.8	57,166.9	57,125.6	51,477.2	48,602.2
b 支 払	21,071.8	22,230.4	21,693.8	22,010.7	22,558.1	22,623.5
(1) 一 般 政 府	-3,379.0	-2,561.9	-2,917.2	-939.6	-1,699.3	-3,124.4
a 受 取	13,613.4	14,916.0	14,472.6	16,614.4	16,565.3	15,449.7
b 支 払	16,992.3	17,477.8	17,389.8	17,554.1	18,264.6	18,574.1
(2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	173.8	37.9	-179.6	-87.4	-515.4	-488.0
a 受 取	1,443.9	1,458.5	1,169.6	1,091.7	576.2	495.3
b 支 払	1,270.1	1,420.6	1,349.2	1,179.1	1,091.5	983.3
(3) 家 計	41,680.0	42,458.3	38,569.9	36,141.9	31,133.7	29,591.1
① 利 子	28,799.3	29,286.5	26,655.3	25,050.2	20,767.9	19,397.4
a 受 取	31,608.6	32,618.4	29,610.1	28,327.8	23,969.9	22,463.5
b 支 払	2,809.4	3,331.9	2,954.8	3,277.6	3,202.0	3,066.1
② 配 当 (受取)	10,320.0	10,415.3	8,943.1	7,910.1	7,183.0	6,890.8
③ 賃 料 (受取)	2,560.7	2,756.6	2,971.5	3,181.6	3,182.8	3,302.9
3 企 業 所 得 (配当受払後)	73,347.0	71,931.1	75,229.5	72,410.9	72,563.9	77,401.5
(1) 民 間 法 人 企 業	33,052.1	30,427.8	33,110.7	28,914.0	27,886.4	31,980.4
a 非 金 融 法 人 企 業	32,483.3	28,599.0	31,006.0	29,101.3	24,396.7	30,411.4
b 金 融 機 関	568.8	1,828.9	2,104.7	-187.3	3,489.7	1,568.9
(2) 公 的 企 業	4,574.2	3,344.3	2,622.7	774.4	422.9	2,734.2
a 非 金 融 法 人 企 業	-535.0	-1,529.6	-2,005.2	-1,658.9	-1,881.9	-1,900.3
b 金 融 機 関	5,109.2	4,873.9	4,627.9	2,433.3	2,304.8	4,634.5
(3) 個 人 企 業	35,720.7	38,159.0	39,496.2	42,722.5	44,254.6	42,686.8
a 農 林 水 産 業	3,765.0	3,307.0	3,317.2	2,773.7	4,278.2	3,424.0
b その他の産業(非農林水・非金融)	21,624.6	23,357.4	22,325.8	23,834.6	23,118.2	20,863.4
c 持 ち 家	10,331.2	11,494.6	13,853.1	16,114.1	16,858.2	18,399.5
4 国 民 所 得 (1+2+3)	345,739.1	363,054.2	369,088.1	372,464.4	373,034.5	379,720.4
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	31,643.8	33,712.0	33,924.9	34,112.9	34,904.0	35,291.7
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	377,382.8	396,766.2	403,013.0	406,577.3	407,938.5	415,012.1
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-320.1	-376.2	-561.2	-577.6	-604.9	-827.4
(1) 非 金 融 法 人 企 業 及 び 金 融 機 関	-26,896.3	-26,428.8	-23,272.8	-20,813.0	-20,135.9	-21,974.5
a 民 間	-26,228.4	-24,233.9	-20,520.8	-18,798.0	-18,798.9	-20,919.4
b 公 的	-667.9	-2,194.8	-2,752.0	-2,015.0	-1,337.0	-1,055.1
(2) 一 般 政 府	51,841.0	52,767.0	44,556.7	40,216.2	32,507.6	32,494.7
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	4,072.6	4,301.9	4,682.9	4,993.9	5,223.0	5,757.2
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-29,337.4	-31,016.4	-26,528.0	-24,974.7	-18,199.6	-17,104.8
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	377,062.7	396,390.0	402,451.8	405,999.7	407,333.6	414,184.6
(1) 非 金 融 法 人 企 業 及 び 金 融 機 関	10,730.0	7,343.4	12,460.6	8,875.4	8,173.4	12,740.1
a 民 間	6,823.7	6,193.9	12,589.9	10,115.9	9,087.5	11,061.0
b 公 的	3,906.3	1,149.5	-129.3	-1,240.5	-914.1	1,679.1
(2) 一 般 政 府	80,105.8	83,917.1	75,564.4	73,389.5	65,712.4	64,662.0
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	4,246.4	4,339.9	4,503.3	4,906.6	4,707.7	5,269.1
(4) 家 計 (個人企業を含む)	281,980.5	300,789.7	309,923.5	318,828.3	328,740.2	331,513.4

(注) 1 国民所得は通常4の額をいう。  
 2 企業所得=営業余剰+財産所得の受取-財産所得の支払  
 3 財産所得(非企業部門)の家計の受取は個人企業の受取分を含む。

資料: 経済企画庁「国民経済計算年報」

(構成比・年度)

(単位 %)

項 目	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
1 雇 用 者 所 得	67.7	69.2	70.0	71.1	72.8	72.8
(1) 賃 金 俸 給	57.8	59.2	60.4	61.2	62.8	62.4
(2) 社 会 保 障 雇 主 負 担	5.9	6.0	6.2	6.3	6.4	6.7
(3) そ の 他 の 雇 主 負 担	3.9	4.0	3.4	3.7	3.5	3.6
2 財 産 所 得 (非企業部門)	11.1	11.0	9.6	9.4	7.8	6.8
a 受 取	17.2	17.1	15.5	15.3	13.8	12.8
b 支 払	6.1	6.1	5.9	5.9	6.0	6.0
(1) 一 般 政 府	-1.0	-0.7	-0.8	-0.3	-0.5	-0.8
a 受 取	3.9	4.1	3.9	4.5	4.4	4.1
b 支 払	4.9	4.8	4.7	4.7	4.9	4.9
(2) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	0.1	0.0	-0.0	-0.0	-0.1	-0.1
a 受 取	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.1
b 支 払	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3
(3) 家 計	12.1	11.7	10.5	9.7	8.3	7.8
① 利 子	8.3	8.1	7.2	6.7	5.6	5.1
a 受 取	9.1	9.0	8.0	7.6	6.4	5.9
b 支 払	0.8	0.9	0.8	0.9	0.9	0.8
② 配 当 (受取)	3.0	2.9	2.4	2.1	1.9	1.8
③ 賃 料 (受取)	0.7	0.8	0.8	0.9	0.9	0.9
3 企 業 所 得 (配当受払後)	21.2	19.8	20.4	19.4	19.5	20.4
(1) 民 間 法 人 企 業	9.6	8.4	9.0	7.8	7.5	8.4
a 非 金 融 法 人 企 業	9.4	7.9	8.4	7.8	6.5	8.0
b 金 融 機 関	0.2	0.5	0.6	-0.1	0.9	0.4
(2) 公 的 企 業	1.3	0.9	0.7	0.2	0.1	0.7
a 非 金 融 法 人 企 業	-0.2	-0.4	-0.5	-0.4	-0.5	-0.5
b 金 融 機 関	1.5	1.3	1.3	0.7	0.6	1.2
(3) 個 人 企 業	10.3	10.5	10.7	11.5	11.9	11.2
a 農 林 水 産 業	1.1	0.9	0.9	0.7	1.1	0.9
b その他の産業(非農林水・非金融)	6.3	6.4	6.0	6.4	6.2	5.5
c 持 ち 家	3.0	3.2	3.8	4.3	4.5	4.8
4 国 民 所 得 (1+2+3)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
5 間 接 税 (控除) 補 助 金	9.2	9.3	9.2	9.2	9.4	9.3
6 国 民 所 得 (市場価格表示) (4+5)	109.2	109.3	109.2	109.2	109.4	109.3
7 そ の 他 の 経 常 移 転 (純)	-0.1	-0.1	-0.2	-0.2	-0.2	-0.2
(1) 非 金 融 法 人 企 業 及 び 金 融 機 関	-7.8	-7.3	-6.3	-5.6	-5.4	-5.8
a 民 間	-7.6	-6.7	-5.6	-5.0	-5.0	-5.5
b 公 的	-0.2	-0.6	-0.7	-0.5	-0.4	-0.3
(2) 一 般 政 府	15.0	14.5	12.1	10.8	8.7	8.6
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4	1.5
(4) 家 計 (個人企業を含む)	-8.5	-8.5	-7.2	-6.7	-4.9	-4.5
8 国 民 可 処 分 所 得 (6+7)	109.1	109.2	109.0	109.0	109.2	109.1
(1) 非 金 融 法 人 企 業 及 び 金 融 機 関	3.1	2.0	3.4	2.4	2.2	3.4
a 民 間	2.0	1.7	3.4	2.7	2.4	2.9
b 公 的	1.1	0.3	-0.0	-0.3	-0.2	0.4
(2) 一 般 政 府	23.2	23.1	20.5	19.7	17.6	17.0
(3) 対 家 計 民 間 非 営 利 団 体	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.4
(4) 家 計 (個人企業を含む)	81.6	82.8	84.0	85.6	88.1	87.3

第46表 国内総支出(名目)

〈実数・年度〉

(単位 10億円)

項 目	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
1 民間最終消費支出	252,581.2	265,417.1	273,415.9	281,136.2	286,988.8	293,506.8
(1) 家計最終消費支出	249,397.2	261,807.6	269,563.2	277,316.0	283,096.5	289,539.6
a 国内家計最終消費支出	246,461.9	258,766.5	266,690.4	274,678.4	280,226.4	286,186.5
b 居住者家計の海外での直接購入	3,432.5	3,526.2	3,326.9	3,040.9	3,208.9	3,699.2
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	497.2	485.1	454.1	403.3	338.8	346.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	3,184.0	3,609.4	3,852.7	3,820.2	3,892.3	3,967.2
2 政府最終消費支出	39,520.1	41,794.8	43,690.7	45,039.3	46,196.8	47,858.4
3 国内総資本形成	142,949.9	147,363.4	143,901.4	139,834.0	136,601.7	141,088.5
(1) 総固定資本形成	140,085.8	143,924.1	143,141.3	139,231.7	136,223.5	139,897.6
a 民間	111,449.7	112,456.2	106,099.4	97,887.8	95,788.5	96,589.7
(a) 住宅	25,552.6	23,095.5	22,762.6	24,215.0	26,019.7	24,267.7
(b) 企業設備	85,897.1	89,360.8	83,336.8	73,672.9	69,768.8	72,322.0
b 公的	28,636.1	31,467.8	37,041.9	41,343.9	40,435.0	43,307.8
(a) 住宅	951.5	1,089.9	1,244.3	1,429.3	1,404.9	1,500.1
(b) 企業設備	5,770.5	6,468.0	7,764.3	8,756.6	8,529.0	9,305.1
(c) 一般政府	21,914.1	23,909.9	28,033.4	31,158.0	30,501.1	32,502.6
(2) 在庫品増加	2,864.2	3,439.3	760.1	602.3	378.2	1,191.0
a 民間企業	2,748.6	3,646.2	746.2	763.8	174.6	988.8
b 公的企業	115.6	-206.9	13.9	-161.5	203.6	202.2
4 財貨・サービスの純輸出	3,764.6	8,599.2	10,917.7	10,736.6	9,239.1	6,068.8
(1) 財貨・サービスの輸出	46,173.6	47,041.2	47,340.0	43,600.4	44,416.3	46,396.4
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	42,409.0	38,442.0	36,422.3	32,863.8	35,177.2	40,327.6
5 国内総支出	438,815.8	463,174.4	471,925.7	476,746.1	479,026.4	488,522.5
(参考) 経常海外余剰	6,537.9	11,756.6	15,603.2	14,822.4	13,069.1	10,326.6
輸出等	64,938.5	66,746.5	66,396.0	60,295.5	61,496.0	67,615.9
(控除) 輸入等	58,400.6	54,989.9	50,792.8	45,473.1	48,426.9	57,289.3
国民総支出	441,589.1	466,331.8	476,611.2	480,831.9	482,856.4	492,780.3
(参考) 国内需要	435,051.2	454,575.2	461,008.0	466,009.5	469,787.3	482,453.7
民間需要	366,779.5	381,519.5	380,261.5	379,787.8	382,951.9	391,085.4
公的需要	68,271.7	73,055.7	80,746.5	86,221.7	86,835.4	91,368.4

(注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)  
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加  
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加  
 3 国内需要=民間需要+公的需要  
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り  
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

〈構成比・年度〉

(単位 %)

項 目	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
1 民間最終消費支出	57.5	57.4	57.9	58.6	59.1	59.4
(1) 家計最終消費支出	56.8	56.7	57.1	57.8	58.4	58.6
a 国内家計最終消費支出	56.1	56.0	56.4	57.1	57.6	57.7
b 居住者家計の海外での直接購入	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9
c (控除) 非居住者家計の国内での直接購入	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
(2) 対家計民間非営利団体最終消費支出	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	0.8
2 政府最終消費支出	9.0	8.8	9.0	9.1	9.3	9.4
3 国内総資本形成	32.6	32.1	30.9	30.1	29.6	30.4
(1) 総固定資本形成	32.0	31.3	30.7	29.9	29.6	30.0
a 民間	25.5	24.5	22.9	21.1	20.9	20.9
(a) 住宅	5.9	5.0	4.8	5.0	5.4	4.9
(b) 企業設備	19.6	19.5	18.1	16.1	15.6	16.0
b 公的	6.5	6.8	7.9	8.8	8.7	9.1
(a) 住宅	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3
(b) 企業設備	1.3	1.4	1.6	1.9	1.8	1.9
(c) 一般政府	5.0	5.1	6.0	6.7	6.6	6.9
(2) 在庫品増加	0.6	0.8	0.2	0.2	0.1	0.4
a 民間企業	0.6	0.8	0.2	0.2	0.0	0.3
b 公的企業	0.0	-0.0	-0.0	-0.0	0.1	0.0
4 財貨・サービスの純輸出	1.0	1.6	2.3	2.2	1.9	0.8
(1) 財貨・サービスの輸出	10.7	11.0	11.4	11.4	12.0	12.2
(2) (控除) 財貨・サービスの輸入	9.8	9.3	9.1	9.2	10.1	11.4
5 国内総支出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
(参考) 国内需要	99.0	98.4	97.7	97.8	98.1	99.2
民間需要	83.6	82.8	80.9	79.9	80.1	80.6
公的需要	15.5	15.5	16.8	17.9	18.1	18.5

(注) 1 国民総支出=国内総支出+(海外からの要素所得-海外への要素所得)  
 2 民間需要=民間最終消費支出+民間住宅+民間企業設備+民間在庫品増加  
 公的需要=政府最終消費支出+公的固定資本形成+公的在庫品増加  
 3 国内需要=民間需要+公的需要  
 4 輸出等=財貨・サービスの輸出+海外からの要素所得の受取り  
 輸入等=財貨・サービスの輸入+海外への要素所得の支払い

資料：経済企画庁「国民経済計算年報」

第47表 家計(個人企業を含む)

(金額 単位 10億円)

区分	可処分所得	最終消費支出	貯蓄	平均消費性向	貯蓄率	可処分所得対前年増加額	最終消費支出対前年増加額	貯蓄対前年増加額	限界消費性向	限界貯蓄性向
				%	%				%	%
昭和55年度(1980)	172,744.0	141,781.5	30,962.5	82.1	17.9	13,666.5	10,450.2	3,216.3	76.5	23.5
56(1981)	183,313.8	150,444.6	32,869.2	82.1	17.9	10,569.8	8,663.1	1,906.7	82.0	18.0
57(1982)	192,235.4	161,366.8	30,868.6	83.9	16.1	8,921.6	10,922.2	△2,000.6	122.4	△22.4
58(1983)	201,461.4	169,676.3	31,785.1	84.2	15.8	9,226.0	8,309.5	916.5	90.1	9.9
59(1984)	211,816.1	178,360.4	33,455.7	84.2	15.8	10,354.7	8,684.1	1,670.6	83.9	16.1
60(1985)	223,497.0	188,217.1	35,279.9	84.2	15.8	11,680.9	9,856.7	1,824.2	84.4	15.6
61(1986)	230,916.3	196,329.0	34,587.4	85.0	15.0	7,419.3	8,111.9	△692.5	109.3	△9.3
62(1987)	238,832.8	205,823.1	33,009.6	86.2	13.8	7,916.5	9,494.1	△1,577.8	119.9	△19.9
63(1988)	250,554.3	218,434.8	32,119.5	87.2	12.8	11,721.5	12,611.7	△890.1	107.6	△7.6
平成元年度(1989)	265,712.1	233,604.6	32,107.4	87.9	12.1	15,157.8	15,169.8	△12.1	100.1	△0.1
2(1990)	281,980.5	249,397.2	32,583.3	88.4	11.6	16,268.4	15,792.6	475.9	97.1	2.9
3(1991)	300,789.7	261,807.6	38,982.0	87.0	13.0	18,809.2	12,410.4	6,398.7	66.0	34.0
4(1992)	309,923.5	269,563.2	40,360.2	87.0	13.0	9,133.8	7,755.6	1,378.2	84.9	15.1
5(1993)	318,828.3	277,316.0	41,512.3	87.0	13.0	8,904.8	7,752.8	1,152.1	87.1	12.9
6(1994)	328,740.2	283,096.5	45,643.7	86.1	13.9	9,911.9	5,780.5	4,131.4	58.3	41.7
7(1995)	331,513.4	289,539.6	41,973.8	87.3	12.7	2,773.2	6,443.1	△3,669.9	232.3	△132.3

資料：可処分所得、最終消費支出及び貯蓄は経済企画庁「国民経済計算年報」

第48表 常用労働者1人当り平均月間現金給与額

(i) 事業所規模30人以上

(単位 円)

区分	平成2年(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
調査産業計 現金給与総額	370,169	384,787	392,608	393,224	401,128	408,864	413,096
きまって支給する給与	271,496	281,943	288,805	293,410	300,892	308,023	312,034
特別に支払われた給与	98,673	102,844	103,803	99,814	100,136	100,841	101,062
鉱業 現金給与総額	379,777	417,826	433,125	427,280	431,041	435,201	464,508
きまって支給する給与	294,010	316,772	326,088	320,445	323,551	334,182	356,741
特別に支払われた給与	85,767	101,054	107,037	106,835	107,490	101,019	107,767
建設業 現金給与総額	401,560	424,579	437,381	444,452	448,021	450,679	461,718
きまって支給する給与	298,533	310,789	324,014	331,584	340,096	346,212	355,256
特別に支払われた給与	103,027	113,790	113,367	112,868	107,925	104,467	106,462
製造業 現金給与総額	352,020	368,011	372,594	371,356	378,610	390,600	401,051
きまって支給する給与	260,440	272,153	276,015	278,831	286,338	294,943	303,363
特別に支払われた給与	91,580	95,858	96,579	92,525	92,272	95,657	97,688
電気・ガス・水道・熱供給業 現金給与総額	516,820	542,425	555,095	569,070	576,339	584,198	589,967
きまって支給する給与	367,641	383,381	396,071	405,223	411,631	421,802	424,181
特別に支払われた給与	149,179	159,044	159,024	163,847	164,708	162,396	165,786
運輸・通信業 現金給与総額	413,077	422,216	430,949	439,653	448,520	454,488	435,284
きまって支給する給与	311,249	319,752	325,382	338,014	342,874	350,847	337,648
特別に支払われた給与	101,828	102,464	105,567	101,639	105,646	103,641	97,636
卸売・小売業・飲食店 現金給与総額	309,218	323,083	330,933	326,262	334,122	336,175	348,094
きまって支給する給与	229,318	239,564	246,489	247,874	254,405	257,283	265,893
特別に支払われた給与	79,900	83,519	84,444	78,388	79,717	78,892	82,201
金融・保険業 現金給与総額	490,002	491,745	504,770	520,656	530,221	541,200	546,258
きまって支給する給与	328,714	335,156	346,726	362,246	373,460	383,528	388,792
特別に支払われた給与	161,288	156,589	158,044	158,410	156,761	157,672	157,466
不動産業 現金給与総額	442,006	454,264	461,419	439,520	461,231	464,812	419,150
きまって支給する給与	314,755	325,917	332,296	322,732	336,513	340,979	315,873
特別に支払われた給与	127,251	128,347	129,123	116,788	124,718	123,833	103,277
サービス業 現金給与総額	379,896	395,470	405,347	399,352	406,530	412,820	413,434
きまって支給する給与	275,840	285,715	294,692	295,009	302,259	308,392	310,216
特別に支払われた給与	104,056	109,755	110,655	104,343	104,271	104,428	103,218

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査年報」

(II) 事業所規模5人以上

(単位 円)

区 分	平成2年	3	4	5	6	7	8	
	(1990)	(1991)	(1992)	(1993)	(1994)	(1995)	(1996)	
調査産業計	現金給与総額	329,443	345,358	352,333	352,744	358,455	362,510	365,810
	きまって支給する給与	249,510	260,778	267,512	271,183	277,175	281,623	284,976
	特別に支払われた給与	79,933	84,580	84,821	81,561	81,280	80,887	80,834
鉱業	現金給与総額	334,669	358,897	352,738	358,026	377,157	367,466	378,196
	きまって支給する給与	268,975	284,345	280,061	281,492	296,833	296,446	303,674
	特別に支払われた給与	65,694	74,552	72,677	76,534	80,324	71,020	74,522
建設業	現金給与総額	338,571	362,597	372,770	371,475	379,636	377,448	383,906
	きまって支給する給与	269,867	285,385	295,182	298,959	310,558	311,689	316,399
	特別に支払われた給与	68,704	77,212	77,588	72,516	69,078	65,759	67,507
製造業	現金給与総額	321,802	336,685	341,508	341,374	347,853	357,524	366,103
	きまって支給する給与	244,467	255,507	260,159	263,197	270,516	277,762	284,707
	特別に支払われた給与	77,335	81,178	81,349	78,177	77,337	79,762	81,396
電気・ガス・水道・熱供給業	現金給与総額	501,827	527,641	543,527	556,747	562,097	568,328	578,687
	きまって支給する給与	357,329	373,731	387,510	396,717	402,143	410,009	417,473
	特別に支払われた給与	144,498	153,910	156,017	160,030	159,954	158,319	161,214
運輸・通信業	現金給与総額	388,133	399,762	408,573	415,546	422,639	426,359	411,368
	きまって支給する給与	298,103	306,440	312,872	323,272	328,019	333,254	323,118
	特別に支払われた給与	90,030	93,322	95,701	92,274	94,620	93,105	88,250
卸売・小売業・飲食店	現金給与総額	270,269	287,115	293,689	288,820	288,807	290,852	295,676
	きまって支給する給与	210,922	222,625	229,253	229,145	229,808	232,426	236,780
	特別に支払われた給与	59,347	64,490	64,436	59,675	58,999	58,426	58,896
金融・保険業	現金給与総額	450,339	458,673	466,277	478,501	486,378	492,223	498,411
	きまって支給する給与	306,823	315,822	324,089	335,679	343,086	349,607	356,090
	特別に支払われた給与	143,516	142,851	142,188	142,822	143,292	142,616	142,321
不動産業	現金給与総額	384,484	399,430	415,528	397,691	420,058	407,761	394,083
	きまって支給する給与	286,606	302,219	316,059	306,266	320,345	317,842	307,816
	特別に支払われた給与	97,878	97,211	99,469	91,425	99,713	89,919	86,267
サービス業	現金給与総額	340,953	357,313	365,436	361,842	368,639	370,896	372,313
	きまって支給する給与	252,557	263,583	271,393	272,141	278,331	281,666	284,013
	特別に支払われた給与	88,396	93,730	94,043	89,701	90,308	89,230	88,300

(注) 年平均である。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査年報」

5人以上の統計は調査の改正に伴い、平成2年1月から実施。

第49表 1人平均月間きまって支給する現金給与額(通勤・住込別)

(事業所規模1~4人)(単位 千円)

区 分	平 均			男			女		
	平 均	通 勤	住 込	平 均	通 勤	住 込	平 均	通 勤	住 込
昭和63年7月	182.2	163.2	154.1	218.7	221.1	193.7	113.4	110.5	132.2
平成元年7月	187.4	168.6	158.7	228.1	231.0	199.0	117.6	114.3	137.4
2年7月	176.7	177.3	171.9	241.5	244.0	216.0	125.7	121.9	149.9
3年7月	183.7	184.4	178.5	252.2	254.7	224.6	130.8	126.6	157.0
4年7月	190.3	190.9	186.8	261.3	263.8	235.7	135.1	129.5	165.1
5年7月	194.0	194.2	192.9	267.4	269.5	246.4	138.9	133.2	169.4
6年7月	193.7	194.6	187.0	266.9	269.7	236.1	138.6	134.1	165.4
7年7月	195.1	196.1	187.3	269.9	272.7	237.8	138.7	134.2	165.6
8年7月	198.7	199.9	189.0	274.3	277.5	239.5	142.0	138.2	165.7
鉱業	217.7	217.7	—	245.3	245.3	—	*	*	—
建設業	281.3	291.7	221.7	309.6	312.8	276.6	174.2	175.1	172.7
製造業	218.2	224.4	186.3	291.1	295.3	247.6	135.7	127.3	161.5
電気・ガス・熱供給・水道	391.3	391.3	*	421.8	421.8	*	245.1	245.1	*
運輸通信業	274.8	278.2	191.5	316.9	317.9	273.9	200.5	204.8	142.2
卸売小売業・飲食店	173.7	172.7	182.2	255.6	258.4	227.2	130.2	125.3	164.7
金融・保険業	229.7	232.1	143.8	320.0	322.5	211.9	172.0	173.9	112.2
不動産業	213.3	213.1	214.5	256.4	255.5	267.9	164.6	163.1	175.9
サービス業	190.1	190.9	182.4	257.2	260.7	216.1	153.6	152.0	168.1

(注) \*印は、調査対象が少ないため、掲載しない。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査特別調査結果報告」

第50表 賞与支給状況

(調査産業計)

規模・年	年 末 賞 与 (11、12、翌年1月)				夏 季 賞 与 (6、7、8月)				
	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	支給労働者 1人平均 支給額	対前年 増減率	きまって支給 する給与に対 する支給割合	所定内給与 に対する 支給割合	
5事業 人所規 上模	円	%	カ月分	カ月分	円	%	カ月分	カ月分	
	平成3年	511,549	3.5	1.48	1.57	453,127	6.3	1.30	1.37
	4	510,969	-0.2	1.44	1.51	463,154	2.2	1.29	1.36
	5	512,871	0.5	1.40	1.48	457,116	-1.3	1.25	1.31
	6	504,242	-1.8	1.34	1.42	460,874	0.7	1.22	1.28
30事業 人所規 上模	7	512,219	1.5	1.35	1.35	463,660	0.5	1.20	1.26
	8	519,376	1.7	1.34	1.42	470,819	1.8	1.20	1.26
	昭和63年	528,586	4.3	1.73	1.89	445,468	3.3	1.46	1.58
	平成元年	563,072	5.9	1.78	1.94	476,194	6.3	1.49	1.62
	2	584,259	4.9	1.79	1.95	501,680	6.5	1.51	1.64
	3	603,179	2.9	1.83	1.98	528,582	4.9	1.58	1.71
	4	608,397	0.6	1.80	1.93	543,071	2.4	1.57	1.69
	5	601,258	-0.8	1.72	1.84	535,585	-1.0	1.51	1.62
6	602,690	0.0	1.66	1.78	540,350	0.7	1.48	1.58	
7	611,707	1.3	1.64	1.76	550,129	1.6	1.47	1.57	
8	623,489	2.6	1.68	1.81	559,522	2.3	1.48	1.59	

(注) 1 「支給労働者1人平均支給額」とは、賞与を支給した事業所の全常用労働者1人平均賞与支給額である。

2 対前年増減率は、調査事業所の抽出替えに伴うギャップを修正して算出している。

3 「きまって支給する給与(又は所定内給与)に対する支給割合」とは賞与を支給した事業所について、それぞれ「賞与」の「きまって支給する給与(又は所定内給与)」に対する支給月数を求め単純平均したものである。

資料：労働省政策調査部「毎月勤労統計調査報告—全国調査—(1月分)」

第51表 全世帯年平均1か月間の消費支出

(単位 円)

事 項	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
	(全 国)						
集計世帯数	7,976	7,976	7,962	7,962	7,960	7,923	7,927
世帯人員数(人)	3.56	3.57	3.53	3.49	3.47	3.42	3.34
有業人員数(人)	1.60	1.63	1.62	1.60	1.60	1.59	1.54
消費支出	311,174	327,113	333,661	335,246	333,840	329,062	328,849
食料	78,956	82,130	82,381	81,562	80,552	77,886	77,042
住居	14,814	16,712	18,251	18,725	20,480	21,365	22,226
光熱・水道	17,147	17,981	18,516	19,030	19,531	19,911	20,309
家具・家事用品	12,396	13,401	13,092	12,562	12,906	12,529	12,227
被服及び履物	22,967	23,814	23,344	22,305	21,196	20,229	19,394
保健医療	8,866	9,016	9,299	9,845	9,709	9,845	10,270
交通・通信	29,469	30,533	31,090	33,129	32,681	32,966	34,865
教育	14,471	14,211	15,394	15,119	15,700	15,381	14,819
教養娯楽	30,122	31,442	32,815	33,596	33,053	31,550	31,860
その他の消費支出	81,966	87,872	89,480	89,374	88,032	87,400	85,837
現物総額	14,756	15,801	15,791	15,330	15,110	14,207	13,734
	(人口5万以上の都市)						
集計世帯数	6,925	6,922	6,912	6,924	6,924	6,891	6,902
世帯人員数(人)	3.51	3.51	3.47	3.45	3.43	3.37	3.31
有業人員数(人)	1.57	1.60	1.58	1.58	1.56	1.55	1.50
消費支出	317,289	332,898	339,224	339,480	338,507	334,069	333,763
現物総額	14,727	15,651	15,596	15,071	14,931	14,146	13,690

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第52表 勤労者世帯年平均1か月間の収入と支出

(単位 円)

事 項	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
	(全 国)					
集計世帯数	5,039	4,996	4,997	5,062	5,009	4,929
世帯人員数(人)	3.71	3.69	3.65	3.63	3.58	3.53
有業人員数(人)	1.66	1.68	1.68	1.67	1.67	1.66
収入総額	968,124	1,001,938	1,031,214	1,044,382	1,045,240	1,068,999
実収入	548,769	563,855	570,545	567,174	570,817	579,461
勤め先収入	515,365	529,490	536,070	532,442	536,458	543,687
世帯主収入	448,226	462,253	468,324	468,000	467,799	474,550
世帯主の配偶者の収入	49,621	51,058	51,951	49,007	54,646	55,109
他の世帯員収入	17,518	16,179	15,795	15,435	14,013	14,028
事業・内職収入	5,151	5,583	5,481	5,075	4,035	4,089
その他の実収入	28,252	28,781	28,994	29,657	30,325	31,684
実収入以外の収入	320,548	338,749	363,004	381,259	379,923	397,236
預貯金引出	292,502	311,090	328,620	337,502	340,884	354,160
保険取	3,400	3,371	4,302	3,576	4,302	4,469
借入金	4,914	5,550	9,346	17,640	15,343	16,112
掛金の買戻	11,122	11,527	12,188	11,381	11,448	12,921
その他の繰入金	8,610	7,211	8,549	11,159	7,947	9,573
繰入金総額	98,808	99,334	97,664	95,948	94,500	92,302
支出総額	968,124	1,001,938	1,031,214	1,044,382	1,045,240	1,068,999
実支出	430,380	442,937	447,666	439,112	438,307	442,679
消費支出	345,473	352,820	355,276	353,116	349,663	351,775
食料	83,051	83,445	82,477	81,513	78,947	78,131
住居	18,234	20,191	20,258	22,446	23,412	24,679
光熱・水道	17,642	18,094	18,674	19,150	19,551	19,971
家具・家事用品	13,944	13,560	13,144	13,239	13,040	12,811
被服及び履物	24,451	24,033	23,134	21,963	21,085	20,438
保健医療	8,776	9,125	9,586	9,474	9,334	9,858
交通・通信	34,659	35,304	38,561	37,301	38,524	40,611
教育	17,129	18,625	18,269	18,988	18,467	18,511
教養娯楽	32,861	34,279	34,799	34,549	33,221	33,804
その他の消費支出	94,726	96,164	96,373	94,491	94,082	92,939
非消費支出	84,907	90,117	92,390	85,996	88,644	90,924
実支出以外の支出	438,997	460,169	487,583	510,529	512,956	536,047
預貯金	342,277	361,149	372,392	384,727	387,627	402,610
保険掛金	36,728	39,733	41,653	41,854	44,494	44,793
借金返済	27,553	28,010	33,747	36,329	34,760	34,887
掛金の買戻	10,380	11,319	11,495	11,385	11,831	12,936
その他の繰越金	22,059	19,958	28,296	36,233	34,244	40,820
繰越金総額	98,748	98,832	95,965	94,741	93,977	90,273
現物総額	15,076	15,006	14,732	14,475	13,642	13,299
	(人口5万以上の都市)					
集計世帯数	4,406	4,363	4,366	4,416	4,400	4,321
世帯人員数(人)	3.64	3.63	3.61	3.59	3.53	3.51
有業人員数(人)	1.63	1.65	1.65	1.63	1.63	1.62
収入総額	990,370	1,016,177	1,045,263	1,059,586	1,055,357	1,085,362
実収入	556,587	566,395	571,172	570,727	571,652	584,652
実収入以外の収入	335,167	351,056	376,018	393,023	390,140	409,435
繰入金	98,615	98,726	98,073	95,837	93,566	91,275
支出総額	990,370	1,016,177	1,045,263	1,059,586	1,055,357	1,085,362
実支出	439,169	447,129	452,538	444,141	440,272	447,027
実支出以外の支出	452,580	471,650	496,180	521,102	522,630	549,239
繰越金	98,620	97,398	96,544	94,344	92,454	89,096
現物総額	15,087	14,998	14,519	14,350	13,541	13,145

(注) 「現物総額」の数字は現物評価額を示し、それ以外は現物を含まない。

資料：総務庁統計局「家計調査年報」

第53表 年間収入階級別勤労者1世帯当り年平均1か月間の収入と支出(全国)

平成8年(1996) (単位:円)

区分	平均	収入階級								
		1,999,999	2,000,000 ~ 2,499,999	2,500,000 ~ 2,999,999	3,000,000 ~ 3,499,999	3,500,000 ~ 3,999,999	4,000,000 ~ 4,499,999	4,500,000 ~ 4,999,999	5,000,000 ~ 5,499,999	5,500,000 ~ 5,999,999
集計世帯数	4,929	43	56	103	142	204	278	314	347	
世帯人員数(人)	3.53	2.51	2.73	3.04	2.96	3.14	3.29	3.28	3.42	
有業人員数(人)	1.66	1.37	1.31	1.42	1.39	1.35	1.39	1.43	1.43	
収入総額	1,068,999	358,630	431,046	486,591	565,030	628,331	647,867	768,968	783,841	
実収入	579,461	194,413	223,152	257,960	294,371	336,193	345,167	399,138	410,664	
勤め先収入	543,687	152,211	185,997	225,481	265,266	304,846	315,155	363,869	383,386	
世帯主収入	474,550	147,644	176,358	213,434	245,023	285,112	295,398	336,900	358,953	
世帯主の配偶者の収入	55,109	3,168	6,559	7,246	15,229	13,385	15,170	22,929	19,323	
他の世帯員収入	14,028	1,400	3,081	4,801	5,014	6,349	4,587	4,039	5,110	
事業・内職収入	4,089	1,238	1,748	2,490	1,626	1,320	2,226	3,443	2,229	
その他の実収入	31,684	40,964	35,407	29,990	27,479	30,027	27,786	31,826	25,050	
実収入以外の収入	397,236	105,972	141,448	149,719	193,480	209,812	229,252	292,551	297,788	
繰入金	92,302	58,246	66,447	78,913	77,179	82,326	73,449	77,278	75,389	
支出総額	1,068,999	358,630	431,046	486,591	565,030	628,331	647,867	768,968	783,841	
実支出	442,679	152,453	195,801	222,160	245,492	272,416	283,604	322,280	339,127	
消費支出	351,755	139,876	176,936	197,569	212,088	234,261	243,775	272,031	285,931	
食料	78,131	44,586	48,522	52,487	55,589	60,937	60,868	61,938	67,804	
住居	24,679	14,986	20,582	22,112	29,300	25,737	25,873	30,143	26,016	
光熱・水道	19,971	13,521	14,179	14,994	15,528	16,299	16,868	16,769	17,416	
家具・家事用品	12,811	4,296	6,857	7,070	7,084	8,617	10,201	10,721	9,963	
被服及び履物	20,438	5,990	6,604	8,856	10,596	11,580	12,403	13,373	13,662	
保健医療	9,858	3,550	6,558	7,391	6,916	9,784	8,151	9,414	8,644	
交通・通信	40,611	13,765	23,535	23,296	18,921	25,846	27,937	36,334	46,074	
教育	18,511	2,928	7,125	5,169	10,644	6,345	9,604	8,838	9,344	
教養娯楽	33,804	8,179	13,082	15,090	15,357	19,668	19,600	23,233	24,985	
その他の消費支出	92,939	28,074	29,893	41,105	42,153	49,447	52,270	61,266	62,022	
非消費支出	90,924	12,577	18,865	24,591	33,404	38,156	39,828	50,249	53,196	
実支出以外の支出	536,047	148,736	167,107	185,909	239,289	273,223	290,244	370,354	369,261	
繰越金	90,273	57,441	68,138	78,522	80,249	82,691	74,020	76,333	75,453	

収入階級		支出階級								
5,500,000 ~ 5,999,999	6,000,000 ~ 6,499,999	6,500,000 ~ 6,999,999	7,000,000 ~ 7,499,999	7,500,000 ~ 7,999,999	8,000,000 ~ 8,999,999	9,000,000 ~ 9,999,999	10,000,000 ~ 12,499,999	12,500,000 ~ 14,999,999	15,000,000 ~	
350	326	333	301	274	471	386	580	244	181	
3.44	3.67	3.46	3.57	3.71	3.67	3.65	3.75	3.81	3.96	
1.53	1.57	1.57	1.58	1.63	1.73	1.81	1.94	2.06	2.25	
832,518	912,953	961,471	1,053,638	1,087,740	1,208,905	1,309,939	1,446,658	1,630,456	2,035,604	
444,752	489,071	522,967	554,776	580,460	635,476	710,342	798,435	946,683	1,166,817	
409,356	456,377	484,637	512,550	548,778	606,682	674,176	759,379	906,457	1,100,720	
374,539	412,053	436,534	469,006	495,187	537,587	584,555	647,557	717,689	815,948	
29,317	35,381	40,774	34,170	43,127	57,513	63,937	88,043	155,903	229,188	
5,500	8,943	7,329	9,374	10,463	11,581	25,684	23,778	32,865	55,584	
2,756	2,626	3,189	3,700	2,704	2,666	4,958	7,754	6,421	14,154	
32,640	30,069	35,141	38,527	28,978	26,128	31,207	31,302	33,805	51,944	
305,000	340,838	352,318	409,125	407,185	475,213	497,487	540,994	563,488	740,255	
82,766	83,043	86,186	89,737	100,095	98,215	102,110	107,230	120,285	128,532	
832,518	912,953	961,471	1,053,638	1,087,740	1,208,905	1,309,939	1,446,658	1,630,456	2,035,604	
338,942	373,442	393,517	425,026	448,068	488,300	535,158	595,646	671,469	871,884	
281,028	305,835	319,947	344,993	361,029	388,325	417,882	454,687	489,883	628,397	
68,300	74,004	75,659	80,676	83,595	85,926	88,472	92,225	97,542	109,123	
24,825	26,986	25,983	24,950	21,284	25,487	21,028	20,176	21,412	32,150	
17,706	19,101	19,333	20,142	20,868	21,604	22,096	22,897	24,313	26,886	
9,767	10,481	11,344	11,333	13,674	14,766	17,143	15,982	15,892	23,769	
15,417	17,085	16,804	20,072	22,452	21,870	24,765	28,444	34,761	43,390	
9,901	8,736	10,100	8,929	10,491	10,528	10,009	11,956	10,213	13,369	
32,342	34,765	37,426	39,129	37,941	42,005	46,798	54,743	50,585	64,302	
12,340	13,421	13,569	17,777	22,493	24,614	24,078	30,447	32,739	32,026	
27,003	31,332	31,228	34,973	36,081	38,140	39,519	44,116	52,501	65,973	
63,425	69,923	78,500	87,012	92,151	103,386	123,974	133,701	149,926	217,410	
57,914	67,608	73,570	80,032	87,039	99,975	117,276	140,959	181,586	243,486	
414,466	457,282	477,986	540,308	540,350	626,264	677,406	748,917	843,004	1,042,383	
79,110	82,229	89,969	88,305	99,321	94,340	97,374	102,095	115,982	121,337	

資料：総務庁統計局「家計調査年報」



第54表 消費者物価指数(中分類)

(i) 全国 平成7年(1995)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	諸雑費
平成3年平均(1991)	96.5	98.8	90.6	99.3	103.1	98.7	96.3	99.7	86.5	94.9	96.0
4(1992)	98.1	99.3	93.4	99.4	104.3	101.7	99.2	100.2	90.3	98.0	97.6
5(1993)	99.4	100.4	95.9	100.1	104.0	101.7	99.6	100.5	94.1	99.5	99.0
6(1994)	100.1	101.2	98.1	99.8	101.8	100.5	99.9	99.9	97.2	100.7	99.7
7(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8(1996)	100.1	99.9	101.4	99.8	98.0	101.1	100.7	99.3	102.4	98.9	100.4

(ii) 人口5万人以上の都市

平成3年平均(1991)	96.4	98.9	90.8	98.9	103.4	99.2	96.2	99.2	86.6	94.9	96.0
4(1992)	98.2	99.3	93.7	99.1	104.5	102.2	99.0	100.0	90.3	98.0	97.6
5(1993)	99.4	100.4	96.2	99.8	104.1	102.0	99.4	100.4	94.1	99.5	99.0
6(1994)	100.1	101.3	98.1	99.6	101.8	100.7	99.8	99.8	97.0	100.7	99.7
7(1995)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8(1996)	100.2	99.8	101.3	100.0	98.0	101.2	100.7	99.5	102.4	98.9	100.3

資料：総務庁統計局「消費者物価指数年報」

第55表 農村消費者物価指数

平成2年度(1990)=100

区分	総合	食料	住居	光熱水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通通信	教育	教養娯楽	雑費	臨時費
平成元年度(1989)	96.5	94.7	98.3	99.5	102.9	91.5	97.3	98.5	93.9	99.1	96.8	96.5
2(1990)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3(1991)	102.4	103.9	102.5	101.5	101.1	103.7	100.6	99.0	104.4	102.0	102.3	102.1
4(1992)	103.6	104.0	104.0	101.8	102.0	105.6	105.1	99.2	108.7	105.3	103.7	103.1
5(1993)	104.0	105.2	106.9	102.0	101.0	104.5	106.1	97.6	112.6	105.1	104.1	102.9
6(1994)	103.7	104.5	108.0	101.5	98.8	103.9	108.0	96.7	116.8	105.0	104.0	102.3
7(1995)	103.1	104.0	107.7	100.9	97.0	104.3	108.8	94.8	119.8	102.8	103.4	101.4

資料：農林水産省統計情報部「農村物価統計」

第56表 農家家計費(全国1戸当り平均)

区分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
年間月平均世帯員数	4.25	4.20	4.25	4.21	4.12	4.09
家計費合計	5,274,300	5,415,000	5,584,800	5,642,800	5,703,700	5,666,400
飲食費	1,098,800	1,137,800	1,143,000	1,152,800	1,158,800	1,187,200
住居費	294,900	325,900	314,000	332,200	362,000	374,900
家計光熱費・水道料	199,100	206,600	212,200	219,800	225,400	233,600
家具・家事用品費	219,700	221,200	225,200	218,700	232,000	232,400
被服及び履物費	309,800	319,300	299,700	298,100	278,700	244,100
保健医療費	132,100	138,800	135,600	143,100	149,000	153,000
交通通信費	671,200	622,700	636,900	645,900	671,600	615,100
教育費	156,800	168,200	171,600	165,100	178,800	159,300
教養娯楽費	450,000	469,800	498,000	495,100	477,900	506,700
雑費	1,393,300	1,454,800	1,543,100	1,609,200	1,646,800	1,746,900
臨時費	348,600	349,900	405,500	362,800	322,700	213,200
農家経済の総括計算						
(1)農業所得(農業粗収益-農業経営費)	1,163,100	1,120,200	1,136,500	1,016,900	1,275,400	1,125,500
(2)農外所得(農外収入-農外支出)	5,438,400	5,714,000	5,804,300	5,763,300	5,698,000	5,622,800
(3)農家所得((1)+(2))	6,601,500	6,834,200	6,940,800	6,780,200	6,973,400	6,748,300
(4)年金・被贈等の収入	1,797,200	1,903,900	1,972,300	2,175,900	2,108,300	2,208,900
(5)農家総所得((3)+(4))	8,398,700	8,738,100	8,913,100	8,956,100	9,081,700	8,957,200
(6)租税公課諸負担	1,408,800	1,440,800	1,474,300	1,478,800	1,416,200	1,424,700
(7)可処分所得((5)-(6))	6,989,900	7,297,300	7,438,800	7,477,300	7,665,500	7,532,500
(8)農家経済余剰((7)-家計費合計)	1,715,600	1,882,300	1,854,000	1,834,500	1,961,800	1,866,100
分析指標						
農業依存度(農業所得/農家所得)	17.6%	16.4%	16.4%	15.0%	18.3%	16.7%
農業所得率(農業所得/農業粗収益)	38.7%	37.2%	37.3%	34.4%	39.0%	37.3%
家計費充足率(農業所得/家計費合計)	22.1%	20.7%	20.3%	18.0%	22.4%	19.9%

(注) 1 平成3年度以降の数値は農業経営費等の計上範囲の見直し後の数値である。

2 平成7年の調査期間は暦年(1月~12月)である。

資料：農林水産省統計情報部「農家経済調査報告」(平成6年度まで)及び「農業経営統計調査報告・農業経営動向統計」(平成7年)

## 第5節 社会保険関係

### 1 総括

第57表 医療保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	90,244	103,645	117,037	124,260	124,577	124,978	125,060	125,306
被 用 者 保 険	44,073	60,282	72,501	81,191	82,147	82,450	82,249	82,066
被 保 険 者	18,662	28,146	31,753	37,926	39,656	39,966	40,210	40,346
被 扶 養 者	25,412	32,136	40,748	43,265	42,490	42,483	42,038	41,719
政府管掌健康保険								
一 般 被 保 険 者	18,579	26,020	31,289	36,666	37,287	37,659	37,614	37,911
被 保 険 者	8,902	13,183	14,562	17,983	18,968	19,225	19,502	19,730
被 扶 養 者	9,677	12,837	16,727	18,683	18,319	18,434	18,112	18,181
法第69条の7被保険者	2,535	1,192	518	155	129	101	90	81
被 保 険 者 <sup>(注)</sup>	1,142	638	318	103	87	64	59	53
被 扶 養 者 <sup>(注)</sup>	[1,393]	[554]	[200]	52	43	36	31	28
組合管掌健康保険	12,736	21,236	27,502	32,009	32,539	32,553	32,475	32,093
被 保 険 者	5,046	9,697	11,431	14,668	15,414	15,487	15,463	15,393
被 扶 養 者	7,690	11,539	16,071	17,341	17,125	17,066	17,012	16,700
船 員 保 険	597	741	672	409	363	349	326	312
被 保 険 者	216	216	262	212	131	125	120	109
被 扶 養 者	381	479	460	272	238	228	211	202
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	6,002	2,960	3,042	2,805	2,755	2,723	2,714	2,697
組 合 員	2,160	1,149	1,200	1,158	1,159	1,152	1,152	1,150
被 扶 養 者	3,842	1,811	1,842	1,647	1,596	1,571	1,562	1,548
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	2,339	2,203	2,072	1,475	1,423	1,403	1,376	1,340
組 合 員	694	789	807	513	498	494	487	479
被 扶 養 者	1,645	1,414	1,265	962	924	909	889	861
地方公務員等共済組合	1,129	5,583	6,803	6,902	6,854	6,855	6,838	6,811
組 合 員	416	2,237	2,902	2,963	2,985	2,996	2,998	2,994
被 扶 養 者	714	3,346	3,901	3,939	3,869	3,860	3,840	3,817
私立学校教職員共済組合	156	347	603	770	797	807	816	821
組 合 員	86	191	321	401	420	428	434	438
被 扶 養 者	70	156	282	369	376	379	381	382
国民健康保険	46,171	43,363	44,536	43,069	42,430	42,528	42,811	43,240

(注) 法第69条の7被保険者は年度末現在有効被保険者手帳所有者数、被扶養者数の〔 〕は社会保険庁推定数値。

第58表 公的年金適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	36 (1961)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	17,411	37,254	51,934	59,032	66,311	69,276	69,548	69,953
厚生年金保険	13,240	14,726	22,260	25,239	30,997	32,651	32,740	32,808
(再掲)厚生年金基金	.	.	3,910	5,964	9,845	11,919	12,051	12,130
船 員 保 険 <sup>(注)</sup>	216	225	262	205	(126)	(109)	(104)	(99)
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	1,190	1,217	1,149	1,179	1,126	1,127	1,128	1,125
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	694	707	789	788	496	482	471	467
地方公務員等共済組合	151	164	2,536	3,225	3,286	3,335	3,344	3,339
町村職員恩給組合	192	200	.	.	.	.	.	.
恩給退職年金関係	1,340	1,374	.	.	.	.	.	.
私立学校教職員共済組合	88	92	194	319	373	394	398	400
農林漁業団体職員共済組合	300	308	407	481	498	510	511	509
国民年金	.	18,241	24,337	27,596	29,535	30,777	30,956	31,305
(再掲)農業者年金	.	.	787	1,057	574	442	406	372

(注) 1 船員保険は、平成2年度以降は厚生年金の再掲。  
2 地方公務員等共済組合は、昭和36年度までは旧町村職員共済組合の数値。  
3 農業者年金の昭和45年度数値は、46年9月末現在。

第59表 雇用保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	13,781	21,401	25,295	31,586	33,001	33,229	33,508	33,680
雇 用 保 険	13,655	21,220	25,128	31,483	32,904	33,136	33,419	33,595
船 員 保 険	126	181	167	103	97	93	89	85

第60表 業務災害補償保険適用者数(制度別)

年度末現在(単位:千人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	19,765	31,507	37,193	47,719	50,368	51,191	51,569	51,790
労働者災害補償保険	16,186	26,530	31,840	43,222	45,832	46,633	47,017	47,246
船 員 保 険	216	262	205	127	116	110	105	100
国家公務員災害補償 <sup>(注)</sup>								
国 家 公 務 員	1,007	1,423	1,125	1,081	1,104	1,113	1,103	1,105
公 共 企 業 体 職 員	696	789	807	.	.	.	.	.
地方公務員災害補償	1,660	2,503	3,216	3,283	3,316	3,335	3,344	3,339

(注) 7月1日現在である。

第61表 社会保険被保険者(組合員) 1人当り平均標準報酬月額 (制度別) 年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
政府管掌健康保険 一般被保険者	15,012	49,960	167,852	251,505	282,886	285,562	287,786
法第69条の7被保険者 <sup>(注1)</sup>	509	1,899	5,870	10,604	12,194	12,407	12,909
組管掌健康保険 船員保険	22,157	61,915	210,985	315,243	342,971	348,685	355,308
普通保険	18,272	66,200	234,778	323,582	365,184	371,346	375,048
失業保険	20,173	71,316	245,662	343,582	387,294	394,497	397,867
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	22,882	60,730	190,796	339,463	372,809	378,593	386,520
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	-	62,716	173,546	358,471	403,197	416,280	427,381
地方公務員等共済組合 <sup>(注2)</sup>	15,358	65,643	204,035	292,057	323,232	333,512	338,876
私立学校教職員共済組合 <sup>(注3)</sup>	16,426	50,731	199,827	302,599	340,651	349,531	356,371
*厚生年金保険	16,849	54,806	188,534	273,684	295,125	303,611	307,530
厚生年金基金	-	57,726	202,550	293,162	311,477	322,151	327,995
農林漁業団体職員共済組合 <sup>(注3)</sup>	12,356	43,986	165,201	238,183	266,532	272,886	277,620
(参考)国民年金 [36年度] 20-34歳 100 35-59歳 150	-	450	3,770	8,400	10,500	11,100	11,700

(注) 1) 平均賃金日額である。  
2) 平均給料月額である。  
3) 平均標準給与月額である。  
\* 平成2年度以降の厚生年金保険には船員保険(年金部分)を含む。

第62表 制度別被保険者1人当り診療費 年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
政府管掌健康保険 一般被保険者	39,903	172,608	176,482	201,440	203,264	206,920	207,397
被保険者分	32,786	107,009	108,183	121,913	123,481	124,632	124,371
被扶養者分	7,117	65,599	68,299	79,527	79,783	82,288	83,026
法第69条の7被保険者	55,568	246,433	208,368	223,531	236,811	231,567	229,973
被保険者分	48,327	196,079	170,048	185,111	194,447	188,779	186,365
被扶養者分	7,241	50,354	38,320	38,420	42,364	42,788	43,608
組管掌健康保険 被保険者分	32,683	143,855	141,206	158,152	161,264	166,266	166,535
被扶養者分	23,406	75,280	82,466	92,405	94,371	97,072	97,357
被扶養者分	9,277	68,575	58,740	65,747	66,893	69,194	69,178
船員保険 被保険者分	48,697	260,687	215,891	243,408	247,357	248,071	247,984
被扶養者分	35,071	124,783	143,720	161,248	165,215	163,658	163,519
被扶養者分	13,626	135,904	72,171	82,160	82,142	84,413	84,465
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合) 組合員分	35,372	149,003	158,185	169,530	171,809	169,276	172,569
被扶養者分	23,800	72,402	78,333	84,663	85,438	83,354	85,251
被扶養者分	11,572	76,601	79,852	84,867	86,371	85,922	87,318
国家公務員等共済組合 (適用法人組合) 組合員分	37,321	161,595	181,433	199,351	205,232	211,741	214,155
被扶養者分	25,073	82,510	85,731	97,362	102,864	107,216	109,603
被扶養者分	12,248	79,085	95,702	101,989	102,368	104,525	104,552
地方公務員等共済組合 組合員分	41,775	158,764	175,271	189,651	192,650	194,342	194,300
被扶養者分	29,320	85,180	97,184	106,331	108,997	109,325	110,641
被扶養者分	12,455	73,584	78,087	83,320	83,653	85,017	83,659
私立学校教職員共済組合 組合員分	38,640	145,417	160,420	176,599	178,975	181,342	184,257
被扶養者分	31,556	94,568	102,072	114,254	116,269	117,080	119,522
被扶養者分	7,084	50,849	58,348	62,345	62,706	64,262	64,735
国民健康保険	17,454 (57,151)	97,993 (279,268)	207,418 (488,434)	240,177 (540,176)	250,235 (552,570)	258,144 (560,704)	264,086 (564,387)

(注) 1 「1人当り診療費」とは、療養の給付(家族療養の給付)と特定療養給付費(家族特定療養給付費)を加えた額を年度平均被保険者又は組合員数で除した額をいう。  
2 国民健康保険の医療費には一部負担金を含むが、その他の社会保険では一部負担金を含まない。なお、国民健康保険以外の保険の被扶養者分には、法定給付費を掲げた。  
3 国民健康保険の( )内は、1世帯当りの医療費である。  
4 平成2年度以降は老人保健による給付分を除く。ただし、国民健康保険は老人保健分を含む。

第63表 公的年金受給権者数

(i) 新制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	1,117,195	3,074,220	3,314,262	9,829,857	16,259,699	18,612,648	21,660,124
老 齢 年 金 (退職年金)	794,159	1,536,952	2,029,461	6,559,504	12,161,586	14,246,474	17,004,931
老 齢 基 礎 年 金	.	.	.	973,344	3,711,921	4,703,976	5,788,202
老 齢 厚 生 年 金 (老齢相当)	.	.	.	1,294,713	2,438,883	2,876,515	3,665,100
(通老相当)	.	.	.	823,128	1,717,526	2,056,890	2,477,603
退 職 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	.	.	.	140,880	213,492	236,201	271,473
適用法人組合	.	.	.	78,912	99,108	107,208	116,756
地方公務員等共済組合	.	.	.	268,726	464,974	525,324	623,107
私立学校教職員共済組合	.	.	.	44,063	69,530	78,013	105,124
農林漁業団体職員共済組合	.	.	.	47,479	80,416	93,334	108,381
厚 生 年 金 基 金	.	41,758	690,701	1,923,638	2,542,147	2,793,932	3,121,104
恩 給	149,033	100,507	61,626	27,221	19,761	17,618	15,722
文 官	149,033	100,507	61,626	27,221	19,761	17,618	15,722
軍 人	470,313	1,256,409	1,187,941	892,517	769,890	726,784	684,707
都道府県知事裁定	174,813	138,278	89,193	44,883	33,938	30,679	27,652
障 害 年 金	78,301	136,104	132,317	1,098,871	1,257,948	1,311,539	1,367,878
障 害 基 礎 年 金	.	.	.	904,093	1,019,424	1,056,792	1,098,287
障 害 厚 生 年 金	.	.	.	87,196	138,324	156,536	173,656
障 害 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	.	.	.	1,460	3,122	3,639	4,162
適用法人組合	.	.	.	423	941	1,175	1,402
地方公務員等共済組合	.	.	.	4,208	8,152	9,398	10,652
私立学校教職員共済組合	.	.	.	264	493	615	708
農林漁業団体職員共済組合	.	.	.	875	1,515	1,795	2,037
恩 給	987	1,292	1,101	718	599	561	516
文 官	987	1,292	1,101	718	599	561	516
軍 人	71,898	134,389	130,917	99,238	84,906	80,531	75,958
都道府県知事裁定	416	423	299	172	142	133	121
船員保険 (職務上)	.	.	.	224	330	364	379
遺 族 年 金	249,735	1,401,164	1,152,484	2,171,482	2,840,165	3,054,633	3,287,315
遺 族 基 礎 年 金	.	.	.	206,834	250,364	257,513	264,197
遺 族 厚 生 年 金	.	.	.	755,145	1,255,597	1,421,319	1,601,318
遺 族 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	.	.	.	41,926	72,473	82,940	93,073
適用法人組合	.	.	.	36,528	61,640	70,365	79,007
地方公務員等共済組合	.	.	.	91,019	155,549	178,033	201,198
私立学校教職員共済組合	.	.	.	8,866	15,421	17,575	19,894
農林漁業団体職員共済組合	.	.	.	13,580	23,932	27,329	31,151
恩 給	79,980	96,339	92,077	68,813	60,131	56,868	53,979
文 官	79,980	96,339	92,077	68,813	60,131	56,868	53,979
軍 人	95,871	1,223,970	980,110	881,620	885,147	885,568	889,144
都道府県知事裁定	73,884	80,855	80,297	66,524	58,947	56,100	53,252
船員保険 (職務上)	.	.	.	627	964	1,023	1,102

(注) 1 昭和61年度からの新年金制度の受給権者数並びに厚生年金基金及び恩給の受給権者数を掲げた。  
2 恩給の老齢・障害・遺族年金欄はそれぞれ普通恩給・増加恩給及び傷病年金・扶助料等を掲げた。

(ii) 旧制度分

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	3,036,719	5,976,687	16,823,448	20,296,449	18,384,306	17,686,664	16,992,708
老 齢 年 金 (退職年金)	2,290,967	4,528,024	12,128,225	13,094,960	11,556,557	11,022,093	10,499,138
厚 生 年 金 保 険	41,408	520,073	2,022,741	3,464,916	3,158,986	3,044,052	2,926,572
船 員 保 険	2,420	13,945	40,308	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	21,464	120,366	287,006	364,542	332,278	321,036	310,223
適用法人組合	123,860	169,534	281,252	398,974	367,297	356,273	344,787
地方公務員等共済組合	.	228,418	567,067	798,673	736,761	713,371	690,390
私立学校教職員共済組合	1,655	3,590	10,430	16,350	14,810	14,292	13,786
農林漁業団体職員共済組合	.	17,684	60,106	87,055	80,688	78,473	76,153
国民年金 (老 齢 年 金)	.	.	5,323,938	6,752,662	6,109,936	5,864,428	5,612,069
(老 齢 福 祉 年 金)	2,090,160	3,454,414	3,535,377	1,211,788	755,801	630,168	525,158
通算老齢年金 (通算退職年金)	.	94,743	1,945,213	4,626,376	4,506,531	4,424,911	4,333,133
厚 生 年 金 保 険	.	90,157	1,349,589	2,349,413	2,242,533	2,187,543	2,125,292
船 員 保 険	.	290	9,025	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	.	150	4,320	9,686	8,956	8,705	8,418
適用法人組合	.	19	290	871	806	782	757
地方公務員等共済組合	.	940	26,620	47,554	43,842	42,463	41,044
私立学校教職員共済組合	.	2,681	23,947	32,853	27,999	26,306	24,605
農林漁業団体職員共済組合	.	506	16,308	28,417	25,559	24,671	23,626
国民年金 (老 齢 年 金)	.	.	515,114	2,157,582	2,156,836	2,134,441	2,109,391
(老 齢 福 祉 年 金)	.	.	.	.	.	.	.
障 害 年 金 (疾病年金)	308,526	543,396	1,091,445	546,299	481,497	460,567	441,081
厚 生 年 金 保 険	83,923	95,166	200,598	239,710	214,321	206,140	198,546
船 員 保 険	2,601	3,869	5,857	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	2,282	2,895	4,809	7,712	7,087	6,802	6,546
適用法人組合	3,773	3,658	4,188	4,682	4,265	4,106	3,958
地方公務員等共済組合	.	3,946	11,011	21,472	19,423	18,480	17,749
私立学校教職員共済組合	93	202	529	962	820	785	775
農林漁業団体職員共済組合	59	732	2,173	3,161	2,946	2,874	2,796
国民年金 (障 害 年 金)	.	48,040	236,568	268,600	232,635	221,380	210,711
(障 害 福 祉 年 金)	215,795	384,888	625,712	.	.	.	.
遺 族 年 金 (通算遺族を含む)	429,493	801,229	1,651,466	2,023,127	1,834,703	1,774,300	1,714,781
厚 生 年 金 保 険	177,154	482,243	1,112,414	1,505,043	1,368,933	1,324,236	1,279,948
船 員 保 険	20,876	18,427	32,372	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	6,346	31,567	75,657	96,001	88,359	85,865	83,384
適用法人組合	29,848	59,133	95,561	103,373	93,584	90,232	86,770
地方公務員等共済組合	.	41,967	130,038	183,000	171,436	167,176	162,934
私立学校教職員共済組合	58	1,242	7,466	12,395	11,260	10,874	10,424
農林漁業団体職員共済組合	436	4,820	16,274	24,172	22,871	22,434	21,888
国民年金 (母 子 年 金)	.	122,051	124,658	42,652	20,101	15,205	11,331
(準 母 子 年 金)	.	78	166	58	20	16	9
遺 児 年 金	.	6,700	6,059	1,568	530	344	217
寡 婦 年 金	.	.	49,190	54,865	57,609	57,918	57,876
母子福祉年金	194,775	32,845	1,600	.	.	.	.
準母子福祉年金	.	156	11	.	.	.	.
船 員 給 付	45	95	299	1,555	1,437	1,397	1,348
国共済 (各省各庁組合)	45	56	81	406	378	366	350
適用法人組合	.	.	.	1,149	1,059	1,031	998
地方公務員等共済組合	.	39	218	.	.	.	.
公 務 災 害 給 付	17,688	9,200	6,800	4,132	3,581	3,396	3,227
国共済 (各省各庁組合)	298	212	146	95	74	67	62
適用法人組合	17,390	8,968	6,641	4,037	3,507	3,329	3,165
地方公務員等共済組合	.	20	13	.	.	.	.

(注) 1 老齢年金 (退職年金) には特例老齢年金、減額退職年金を含む。  
2 私立学校教職員共済組合の退職年金には恩給財団年金を含む。

第64表 公的年金における年金総額 (制度別)

(I) 新制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	146,791	345,432	1,387,461	8,244,535	14,117,791	16,717,704	19,769,226
老 齢 年 金 (退職年金)	43,488	122,601	283,293	5,298,699	10,215,928	12,401,322	15,153,439
老 齢 基 礎 年 金	.	.	.	372,487	2,055,670	2,823,923	3,568,628
老 齢 厚 生 年 金 (老齢相当)	.	.	.	2,287,685	4,308,405	5,224,823	6,617,067
(通老相当)	.	.	.	282,434	519,382	628,143	746,876
退 職 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	.	.	.	343,119	507,468	574,800	647,389
適用法人組合	.	.	.	149,389	197,240	219,434	232,699
地方公務員等共済組合	.	.	.	669,297	1,126,229	1,296,724	1,511,894
私立学校教職員共済組合	.	.	.	48,427	76,781	88,922	128,064
農林漁業団体職員共済組合	.	.	.	63,879	106,879	127,469	145,019
厚 生 年 金 基 金	.	892	68,745	489,660	770,334	895,996	1,063,984
恩 給 (文 官)	14,170	22,449	64,063	34,461	26,814	24,205	21,634
(軍 人)	11,984	64,610	43,011	490,715	466,636	447,833	426,203
(都道府県知事裁定)	17,334	34,650	107,474	67,146	54,090	49,050	43,982
障 害 年 金	8,363	24,441	171,948	977,236	1,162,956	1,258,815	1,307,737
障 害 基 礎 年 金	.	.	.	729,130	877,628	958,563	999,284
障 害 厚 生 年 金	.	.	.	58,209	99,833	118,127	131,758
障 害 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	.	.	.	1,643	3,362	4,021	4,525
適用法人組合	.	.	.	340	796	1,036	1,249
地方公務員等共済組合	.	.	.	5,387	10,066	11,753	13,220
私立学校教職員共済組合	.	.	.	269	501	661	763
農林漁業団体職員共済組合	.	.	.	905	1,542	1,863	2,098
恩 給 (文 官)	142	390	2,190	1,947	1,775	1,575	1,549
(軍 人)	8,188	23,913	169,125	178,534	166,406	160,113	152,179
(都道府県知事裁定)	33	138	633	473	394	373	332
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	.	399	653	730	780
遺 族 年 金	94,940	198,390	932,220	1,968,600	2,798,987	3,057,567	3,308,050
遺 族 基 礎 年 金	.	.	.	135,836	178,298	194,330	201,224
遺 族 厚 生 年 金	.	.	.	587,863	1,091,226	1,307,666	1,493,084
遺 族 共 済 年 金	.	.	.	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	.	.	.	55,583	103,884	124,829	140,970
適用法人組合	.	.	.	45,747	85,076	101,943	114,812
地方公務員等共済組合	.	.	.	120,308	224,442	270,745	308,270
私立学校教職員共済組合	.	.	.	5,791	10,623	12,573	14,383
農林漁業団体職員共済組合	.	.	.	12,780	24,178	28,987	32,925
恩 給 (文 官)	4,736	11,607	68,884	68,132	65,274	62,872	60,109
(軍 人)	87,190	177,332	857,197	864,730	885,190	884,674	875,930
(都道府県知事裁定)	3,014	9,451	6,139	70,751	68,995	66,993	64,128
船 員 保 険 (職 務 上)	.	.	.	1,079	1,801	1,955	2,215

(注) 第63表の(注)参照  
平成3年度以降の厚生年金は基金代行分を含む。

(II) 旧制度分

年度末現在 (単位 百万円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	54,736	499,097	8,857,568	16,198,037	16,007,687	16,240,617	15,730,856
老 齢 年 金 (退職年金)	38,685	374,339	6,760,927	12,616,635	12,411,890	12,563,309	12,139,623
厚 生 年 金 保 険	1,727	89,032	2,443,658	5,820,604	5,834,823	5,906,882	5,707,830
船 員 保 険	129	3,205	65,394	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	2,117	40,119	449,559	793,355	773,302	783,991	762,077
適用法人組合	10,982	62,968	475,041	875,227	858,980	875,142	853,577
地方公務員等共済組合	.	91,679	990,889	1,913,554	1,900,719	1,937,072	1,889,317
私立学校教職員共済組合	87	850	13,563	31,229	30,242	30,657	29,773
農林漁業団体職員共済組合	.	3,580	65,499	143,588	144,576	148,359	145,281
国民年金 (老 齢 年 金)	.	—	1,430,985	2,616,655	2,584,084	2,629,391	2,540,444
(老 齢 福 祉 年 金)	23,643	82,906	826,339	422,423	285,164	251,815	211,324
通 算 老 齢 年 金 (通 算 退 職 年 金)	.	6,355	484,513	1,302,977	1,376,119	1,419,895	1,395,749
厚 生 年 金 保 険	.	6,213	410,410	853,078	891,247	913,374	891,989
船 員 保 険	.	24	2,797	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	.	8	1,957	6,748	6,741	6,911	6,730
適用法人組合	.	1	145	503	508	518	505
地方公務員等共済組合	.	39	11,238	32,908	32,882	33,593	32,733
私立学校教職員共済組合	.	55	7,595	17,774	16,278	16,089	15,102
農林漁業団体職員共済組合	.	15	4,936	13,319	12,909	13,109	12,627
国民年金 (障 害 年 金)	.	—	45,435	378,647	415,554	436,301	436,063
(障 害 福 祉 年 金)	7,092	35,353	558,980	550,880	520,801	523,507	503,770
厚 生 年 金 保 険	2,809	12,724	167,712	269,678	257,296	259,221	250,278
船 員 保 険	90	656	6,828	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	116	540	6,186	14,565	14,151	14,237	13,731
適用法人組合	203	568	4,039	6,993	6,806	6,828	6,616
地方公務員等共済組合	.	960	15,848	44,470	42,084	41,706	40,148
私立学校教職員共済組合	6	35	475	1,402	1,260	1,259	1,218
農林漁業団体職員共済組合	0	113	2,014	4,415	4,411	4,507	4,431
国民年金 (障 害 年 金)	.	5,439	135,935	209,357	194,793	195,749	187,348
(障 害 福 祉 年 金)	3,868	14,318	219,943	.	.	.	.
遺 族 年 金 (通 算 遺 族 を 含 む)	8,231	81,309	1,043,254	1,715,071	1,686,799	1,721,992	1,680,215
厚 生 年 金 保 険	4,087	47,922	669,675	1,204,185	1,191,403	1,218,889	1,190,229
船 員 保 険	92	2,676	28,981	.	.	.	.
国共済 (各省各庁組合)	236	3,836	60,398	108,665	107,931	110,302	108,055
適用法人組合	1,111	7,183	74,028	109,378	107,144	108,373	105,223
地方公務員等共済組合	.	6,072	106,705	205,841	207,850	213,222	209,686
私立学校教職員共済組合	3	151	3,720	7,344	7,145	7,263	7,018
農林漁業団体職員共済組合	0	398	9,261	18,940	19,434	20,145	19,879
国民年金 (母 子 年 金)	.	11,560	80,811	36,597	18,254	14,496	10,781
(準 母 子 年 金)	.	7	109	51	19	16	9
遺 児 年 金	.	433	2,284	922	351	240	159
寡 婦 年 金	.	—	6,766	23,148	27,268	29,046	29,176
母 子 福 祉 年 金	2,702	1,066	513	.	.	.	.
(準 母 子 福 祉 年 金)	—	5	3	.	.	.	.
船 員 給 付	2	11	288	3,832	3,828	3,932	3,815
国共済 (各省各庁組合)	2	5	92	887	896	916	872
適用法人組合	—	—	—	2,945	2,932	3,016	2,943
地方公務員等共済組合	.	6	196	.	.	.	.
公 務 災 害 給 付	728	1,730	9,606	8,642	8,250	7,982	7,684
国共済 (各省各庁組合)	17	31	179	163	141	132	124
適用法人組合	709	1,694	9,398	8,479	8,109	7,850	7,560
地方公務員等共済組合	.	5	29	.	.	.	.

第65表 公的年金受給権者1人当り年金額

(1) 新制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
<b>老 齡 年 金 (退職年金)</b>							
老 齡 基 礎 年 金	.	.	.	382,688	553,802	600,327	616,535
老 齡 厚 生 年 金 (老齡相当)	.	.	.	1,766,944	2,000,232	2,105,931	2,105,111
(通老相当)	.	.	.	343,123	573,451	639,307	666,257
退 職 共 済 年 金							
国 共 済 (各省各庁組合)	.	.	.	2,435,543	2,376,986	2,433,520	2,384,726
適 用 法 人 組 合	.	.	.	1,893,111	1,990,154	2,046,810	1,993,034
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	2,490,630	2,422,133	2,468,428	2,426,379
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	1,099,032	1,104,284	1,139,833	1,218,219
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	1,345,412	1,329,073	1,356,726	1,338,048
厚 生 年 金 基 金	.	21,369	99,530	254,549	303,025	320,694	340,900
恩 給 (文 官)	95,079	223,358	1,039,540	1,265,980	1,356,930	1,373,888	1,376,057
(軍 人)	25,480	51,424	361,980	549,810	606,107	616,184	622,460
都 道 府 県 知 事 裁 定	99,155	250,581	1,204,964	1,496,030	1,593,791	1,598,815	1,590,571
<b>障 害 年 金</b>							
障 害 基 礎 年 金	.	.	.	806,477	860,906	907,050	909,857
障 害 厚 生 年 金	.	.	.	1,057,708	1,133,416	1,187,377	1,196,144
障 害 共 済 年 金							
国 共 済 (各省各庁組合)	.	.	.	1,125,407	1,076,715	1,104,940	1,087,264
適 用 法 人 組 合	.	.	.	802,774	845,994	881,287	890,597
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	1,289,221	1,234,809	1,250,585	1,241,079
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	1,020,703	1,016,618	1,074,823	1,077,765
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	1,034,347	1,017,694	1,037,862	1,030,031
恩 給 (文 官)	137,003	301,858	1,989,339	2,711,568	2,963,840	2,977,355	3,002,072
(軍 人)	98,788	177,940	1,291,851	1,799,052	1,959,890	1,988,217	2,003,465
都 道 府 県 知 事 裁 定	77,114	326,459	2,117,435	2,747,169	2,777,606	2,804,474	2,740,116
船 員 保 險 (職 務 上)	.	.	.	1,782,909	1,978,666	2,006,308	2,080,693
<b>遺 族 年 金</b>							
遺 族 基 礎 年 金	.	.	.	656,740	712,153	754,643	761,644
遺 族 厚 生 年 金	.	.	.	889,630	959,597	1,008,226	1,014,187
遺 族 共 済 年 金							
国 共 済 (各省各庁組合)	.	.	.	1,325,735	1,433,411	1,505,056	1,514,625
適 用 法 人 組 合	.	.	.	1,252,382	1,380,212	1,448,777	1,453,188
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	.	.	1,321,794	1,442,903	1,520,760	1,532,174
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	.	.	653,160	688,867	715,397	723,000
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	.	.	941,102	1,010,288	1,060,675	1,056,950
恩 給 (文 官)	42,663	120,477	748,113	990,101	1,085,537	1,105,578	1,113,557
(軍 人)	20,406	144,883	874,593	980,842	1,000,049	998,990	985,138
都 道 府 県 知 事 裁 定	38,885	116,883	773,861	1,063,543	1,170,462	1,194,173	1,204,228
船 員 保 險 (職 務 上)	.	.	.	1,721,164	1,868,563	1,910,761	2,010,569

(注) 第63表の(注)参照

(II) 旧制度分

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
<b>老 齡 年 金 (退職年金)</b>							
厚 生 年 金 保 險	41,714	171,191	1,208,092	1,679,869	1,847,056	1,940,467	1,950,347
船 員 保 險	53,479	229,807	1,622,362	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合)	98,616	332,810	1,566,376	2,173,874	2,327,273	2,442,067	2,456,546
適 用 法 人 組 合	88,686	371,420	1,689,023	2,194,754	2,338,652	2,456,382	2,475,665
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	401,572	1,747,393	2,395,917	2,579,832	2,715,378	2,736,595
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	52,750	236,810	1,300,356	1,910,035	2,041,999	2,145,052	2,159,663
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	202,456	1,089,728	1,649,391	1,791,795	1,890,568	1,907,745
国 民 年 金 (老 齡 年 金)	.	.	268,783	387,500	422,931	448,363	452,675
(老 齡 福 祉 年 金)	11,311	28,505	233,734	348,595	377,300	399,600	402,400
<b>通 算 老 齡 年 金 (通算退職年金)</b>							
厚 生 年 金 保 險	.	68,913	304,100	363,103	397,429	417,534	419,702
船 員 保 險	.	83,969	309,933	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合)	.	52,192	453,027	696,694	752,655	793,948	799,426
適 用 法 人 組 合	.	65,053	498,514	577,715	630,812	662,191	667,439
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	43,160	422,146	692,018	750,022	791,119	797,519
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	.	20,695	317,177	541,020	581,393	611,605	613,770
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	.	29,103	302,679	468,713	505,084	531,346	534,451
国 民 年 金	.	.	88,204	175,496	192,668	204,410	206,725
<b>障 害 年 金 (疾病年金)</b>							
厚 生 年 金 保 險	33,477	133,702	836,061	1,125,020	1,200,518	1,257,499	1,260,556
船 員 保 險	50,229	169,601	1,165,718	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合)	51,038	186,405	1,286,340	1,888,665	1,996,779	2,093,069	2,097,605
適 用 法 人 組 合	53,801	205,920	1,352,247	1,493,509	1,595,890	1,662,952	1,671,566
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	243,360	1,439,328	2,071,057	2,166,710	2,256,821	2,261,969
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	67,417	175,078	897,143	1,457,346	1,545,611	1,611,564	1,606,175
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	60,732	154,156	926,755	1,396,629	1,497,139	1,568,088	1,584,888
国 民 年 金 (障 害 年 金)	.	113,217	574,615	779,437	837,333	884,221	889,124
(障 害 福 祉 年 金)	17,926	39,987	351,508	.	.	.	.
<b>遺 族 年 金 (通算遺族を含む)</b>							
厚 生 年 金 保 險	23,068	99,372	602,002	798,107	870,315	920,447	929,904
船 員 保 險	28,810	145,199	895,241	.	.	.	.
国 共 済 (各省各庁組合)	37,234	121,565	798,316	1,132,918	1,221,500	1,284,601	1,295,874
適 用 法 人 組 合	37,176	124,491	789,104	1,058,090	1,144,892	1,201,048	1,212,668
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	144,674	820,568	1,124,814	1,212,408	1,275,437	1,286,938
私 立 学 校 教 職 員 共 済 組 合	55,152	121,310	498,284	592,466	634,530	667,896	673,244
農 林 漁 業 団 体 職 員 共 済 組 合	20,781	82,473	569,091	783,549	849,716	897,985	908,236
国 民 年 金 (母 子 年 金)	.	94,713	648,265	858,038	908,136	953,366	951,470
(準 母 子 年 金)	.	92,795	659,410	877,707	939,200	976,375	986,444
遺 児 年 金	.	64,670	376,930	588,301	661,887	697,814	733,945
寡 婦 年 金	.	.	137,553	421,903	473,332	501,495	504,119
母 子 福 祉 年 金	13,872	36,551	320,339	.	.	.	.
準 母 子 福 祉 年 金	.	34,833	298,273	.	.	.	.
<b>船 員 給 付</b>							
国 共 済 (各省各庁組合)	55,444	97,330	1,132,865	2,184,326	2,369,876	2,502,850	2,490,535
適 用 法 人 組 合	.	.	.	2,562,827	2,768,606	2,925,731	2,949,237
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	145,872	901,119	.	.	.	.
<b>公 務 災 害 給 付</b>							
国 共 済 (各省各庁組合)	54,232	144,514	1,222,870	1,716,982	1,902,081	1,963,891	2,000,874
適 用 法 人 組 合	53,698	.	.	2,100,319	2,312,205	2,358,067	2,388,681
地 方 公 務 員 等 共 済 組 合	.	262,550	2,257,308	.	.	.	.

(注) 1 船員保険には寡婦年金、遺児年金を含む。  
 2 平成2年度以降の厚生年金保険はそれぞれ併給している基礎年金分を含む。  
 3 平成3年度以降の厚生年金保険は、基金代行支給分を含む。

第66表 公的年金積立金状況

年度末現在 (単位 百万円)

区分	昭和35年度 (1960)	45 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	...	7,984,568	48,810,970	138,714,453	165,957,545	178,533,811	190,619,347	204,168,383
厚生年金保険	350,131	4,420,194	27,983,796	76,860,463	91,134,023	97,870,541	104,531,827	111,811,139
厚生年金基金	...	187,058	5,020,242	25,853,067	32,053,363	35,556,355	38,426,107	41,812,853
国民年金 (37年度) (30,469)	727,124	2,638,731	4,356,319	5,852,126	6,571,419	7,095,819	7,676,224	7,676,224
船員保険	2,962	110,757	410,679	69,557	93,903	102,700	109,547	116,287
国家公務員等共済組合 (各省各庁組合)	87,938	668,552	2,631,396	5,740,766	6,360,752	6,658,657	6,959,255	7,269,317
国家公務員等共済組合 (適用法人組合)	...	466,264	1,341,812	2,162,060	2,239,642	2,286,490	2,265,277	2,347,472
地方公務員等共済組合 (37年度) (70,167)	1,207,585	7,466,385	20,485,949	23,974,902	25,612,462	27,162,201	28,840,558	28,840,558
私立学校教職員共済組合	5,295	55,474	468,022	1,709,999	2,008,248	2,150,893	2,282,212	2,426,832
農林漁業団体職員共済組合	8,761	121,560	649,907	1,476,273	1,640,586	1,724,294	1,787,102	1,867,701

(注) 1 船員保険は、船員保険特別会計全体の積立金である。  
2 国民年金は、国民年金勘定と基礎年金勘定の合計である。

第67表 年金財政指標

(i) 平成3年度(1991年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	31,959,272	8,381,690	4,992,956	6.40	—	10.79	7.78	61.38	6.63
国共済連合会	1,131,934	529,645	511,497	2.21	3.19	16.32	13.55	72.60	7.78
鉄道共済	197,026	333,749	332,995	0.59	0.96	34.10	30.89	92.99	0.86
N T T 共済	270,588	116,193	115,045	2.35	3.04	15.85	13.26	72.58	8.23
たばこ共済	24,894	25,370	25,187	0.99	1.38	28.89	26.22	100.28	2.64
地共済連合会	3,300,633	1,161,442	1,087,173	3.04	5.01	10.84	8.45	47.58	12.86
私学共済	381,010	99,630	31,217	12.21	—	8.46	5.69	43.58	14.75
農林年金	500,704	171,066	116,318	4.30	—	17.04	13.54	76.17	5.90

(ii) 平成4年度(1992年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,493,114	8,958,771	5,293,189	6.14	—	11.17	7.92	63.49	6.65
国共済連合会	1,130,304	543,485	523,927	2.16	3.10	16.58	13.63	74.12	7.83
鉄道共済	197,203	325,722	324,928	0.61	0.95	33.08	29.70	92.45	0.91
N T T 共済	264,500	121,539	120,257	2.20	2.81	17.02	14.22	79.08	7.95
たばこ共済	25,298	24,882	24,687	1.02	1.38	28.77	25.82	103.96	2.52
地共済連合会	3,316,543	1,205,211	1,127,302	2.94	4.81	11.18	8.64	49.84	12.99
私学共済	387,979	105,900	33,439	11.60	—	9.19	6.31	48.21	13.98
農林年金	506,303	178,941	119,825	4.23	—	17.02	13.32	78.41	5.93



(ii) 平成5年度(1993年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,650,669	9,557,928	5,597,869	5.83	—	11.61	8.16	66.03	6.76
国共済連合会	1,126,574	554,726	553,579	2.11	3.01	16.71	13.70	74.91	7.91
鉄道共済	197,615	317,654	316,799	0.62	0.98	32.10	28.61	92.80	0.98
N T T 共済	259,140	124,829	123,450	2.10	2.68	17.21	14.35	80.74	8.06
たばこ共済	25,483	24,728	24,513	1.04	1.42	27.03	23.91	102.39	2.58
地共済連合会	3,335,307	1,245,577	1,164,408	2.86	4.61	11.71	9.09	53.24	12.94
私学共済	393,744	112,217	35,909	10.97	—	9.70	6.79	51.25	13.68
農林年金	510,121	186,663	122,988	4.15	—	16.93	13.20	79.65	6.01

(iv) 平成6年度(1994年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,740,443	10,165,000	5,920,567	5.53	—	12.41	8.86	68.21	6.64
国共済連合会	1,127,764	565,942	543,135	2.08	2.93	17.14	13.96	76.06	7.89
鉄道共済	197,521	309,362	308,433	0.64	1.00	29.58	26.04	86.60	1.12
N T T 共済	247,833	130,158	128,670	1.93	2.39	18.39	15.34	82.23	7.73
たばこ共済	25,213	24,743	24,503	1.03	1.39	27.23	24.03	102.15	2.52
地共済連合会	3,344,472	1,281,158	1,197,104	2.79	4.38	12.46	9.74	56.86	12.60
私学共済	397,757	118,503	38,459	10.34	—	10.15	7.11	55.53	13.39
農林年金	511,219	196,478	127,646	4.00	—	17.83	13.93	84.86	5.83

(v) 平成7年度(1995年度)年金財政指標総括表

保険者	被保険者・ 組合員数 (人)	老齢・退職 年金受給権 者数(人) (注1)	同左(加入 期間20年以 上)(人) (注2)	年金 扶養比率	補正した 年金扶養 比率	総合 費用率 (%)	独自給付 費用率 (%)	収支比率 (%)	積立比率 (倍)
厚生年金	32,808,314	11,194,567	6,591,672	4.98	—	13.75	9.90	68.99	6.26
国共済連合会	1,124,563	590,114	564,763	1.99	2.71	18.66	15.19	77.14	7.39
鉄道共済	196,423	301,130	300,133	0.65	1.02	31.51	27.72	91.61	1.17
N T T 共済	245,826	136,019	134,425	1.83	2.24	19.67	16.36	81.44	7.38
たばこ共済	24,649	25,151	24,868	0.99	1.33	27.92	24.45	100.99	2.42
地共済連合会	3,339,402	1,354,541	1,266,269	2.64	4.00	13.20	10.29	57.13	12.23
私学共済	399,603	141,729	49,041	8.15	—	10.79	7.50	55.40	12.87
農林年金	508,725	208,160	132,897	3.83	—	19.33	15.02	83.89	5.48

(注) 1) 通算老齢(退職)年金受給権者を含む。  
2) 旧法分の退職年金(含減額)年金受給権者を全て含めている。

年金財政指標について

(1) 年金扶養比率(Pensioner Support Ratio)

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者・組合員数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数(20年以上加入)}}$$

$$\text{補正した年金扶養比率} = \text{年金扶養比率} \times \frac{\text{支出総額}}{\text{支出総額} - \text{追加費用}}$$

(2) 総合費用率(Total Cost Rate)

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

$$\text{国民年金の1人当り総合費用} = \frac{\text{支出総額} - \text{国庫負担額}}{\text{1号被保険者数}}$$

(3) 独自給付費用率(Supplementary Benefits Cost Rate)

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{独自給付の給付費} - \text{追加費用} - \text{独自給付に対する国庫・公経済負担額} - \text{制度間調整交付金}}{\text{被保険者・組合員の標準報酬総額}}$$

(4) 収支比率(Income Outgo Ratio)

$$\text{収支比率} = \frac{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}{\text{収入総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$

(5) 積立比率(Reserve Fund Ratio)

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{支出総額} - \text{追加費用} - \text{国庫・公経済負担額} - \text{基礎年金交付金} - \text{制度間調整交付金}}$$

注) 1 支出総額: 基礎年金拠出金+給付費+制度間調整拠出金  
ただし、国共済連合会、N T T共済、たばこ共済は長期財調拠出金を含む。  
2 収入総額: 拠出保険料+国庫・公経済負担額+基礎年金交付金+制度間調整交付金+利息及び配当金+追加費用  
ただし、鉄道共済は長期財調交付金、地共済連合会は払込金、私学共済は都道府県補助金を含む。

第68表 業務災害補償保険年金受給者数

年度末現在 (単位 人)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	58,118	153,656	202,492	205,955	208,090	210,738	213,358	216,058
障 害 補 償 年 金	20,872	58,815	84,786	86,502	88,063	89,638	91,192	92,561
労働者災害補償保険	20,390	57,276	83,310	84,978	86,513	88,075	89,588	90,918
国家公務員災害補償								
国家公務員	136	396	490	506	511	513	525	528
公共企業体職員	305	564	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	41	579	986	1,018	1,039	1,051	1,081	1,115
傷 病 補 償 年 金	9,331	21,773	20,814	20,001	19,175	18,326	17,525	16,693
労働者災害補償保険	9,331	21,607	20,653	19,854	19,021	18,174	17,373	16,533
国家公務員災害補償								
国家公務員	—	71	61	57	62	57	57	59
地方公務員災害補償	—	95	100	90	92	95	95	101
遺 族 補 償 年 金	27,913	73,068	98,892	98,852	100,852	102,774	104,641	106,804
労働者災害補償保険	25,144	67,871	92,800	94,672	96,599	98,450	100,250	102,327
国家公務員災害補償								
国家公務員	255	1,044	1,392	1,426	1,451	1,490	1,490	1,516
公共企業体職員	2,263	2,290	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	251	1,863	2,700	2,754	2,802	2,835	2,901	2,961

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第70表 業務災害補償保険年金受給者1人当り金額

年度末現在 (単位 円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
障 害 補 償 年 金								
労働者災害補償保険	168,719	881,154	1,287,988	1,347,444	1,399,029	1,446,134	1,476,046	1,507,777
国家公務員災害補償								
国家公務員	285,191	1,213,124	1,778,606	1,837,671	1,874,789	1,994,146	2,096,016	2,103,652
公共企業体職員	287,279	2,049,543	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	237,317	1,430,097	2,139,441	2,199,643	2,250,255	2,353,020	2,390,558	2,465,482
傷 病 補 償 年 金								
労働者災害補償保険	317,129	1,648,637	2,441,342	2,530,911	2,621,552	2,695,722	2,732,354	2,784,903
国家公務員災害補償								
国家公務員	—	1,975,141	2,614,547	3,018,954	3,011,356	2,804,120	3,289,905	3,183,836
地方公務員災害補償	—	2,237,011	3,397,196	3,325,631	3,786,025	3,803,136	4,405,722	4,479,534
遺 族 補 償 年 金								
労働者災害補償保険	215,178	1,023,535	1,434,420	1,498,288	1,541,548	1,578,977	1,603,478	1,647,325
国家公務員災害補償								
国家公務員	367,839	1,234,126	1,766,842	1,836,326	1,905,567	1,979,948	2,034,546	2,124,564
公共企業体職員	178,641	1,125,889	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	455,749	1,367,708	2,031,690	2,130,893	2,189,770	2,287,263	2,333,066	2,394,467

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

第69表 業務災害補償保険年金支払総額

年度末現在 (単位 千円)

区 分	昭和45年度 (1970)	55 (1980)	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	12,558,366	164,781,118	302,289,518	318,725,601	332,542,503	345,258,920	354,539,989	366,509,360
障 害 補 償 年 金	3,576,336	52,933,337	110,301,551	117,672,504	124,330,227	130,862,302	135,916,406	140,949,559
労働者災害補償保険	3,440,200	50,468,972	107,302,275	114,500,441	121,034,195	127,368,275	132,235,996	137,084,041
国家公務員災害補償								
国家公務員	38,786	480,397	883,880	932,826	958,017	1,027,132	1,101,617	1,116,506
公共企業体職員	87,620	1,155,942	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	9,730	828,026	2,115,396	2,239,237	2,338,015	2,473,024	2,584,194	2,749,012
傷 病 補 償 年 金	2,959,132	35,974,870	50,920,240	50,720,099	50,399,558	49,513,192	48,075,249	46,683,077
労働者災害補償保険	2,959,132	35,622,119	50,421,033	50,248,712	49,864,540	48,992,059	47,469,180	46,042,798
国家公務員災害補償								
国家公務員	—	140,235	159,487	172,080	186,704	159,835	187,525	187,846
地方公務員災害補償	—	212,516	339,720	299,307	348,314	361,298	418,544	452,433
遺 族 補 償 年 金	6,022,898	75,882,911	141,067,727	150,332,998	157,812,718	164,882,826	170,548,334	178,876,724
労働者災害補償保険	5,410,441	69,468,344	133,114,151	141,845,917	148,912,003	155,450,292	160,748,636	168,565,870
国家公務員災害補償								
国家公務員	93,799	1,288,428	2,459,444	2,618,601	2,764,978	2,952,125	3,031,473	3,220,839
公共企業体職員	404,265	2,578,285	—	—	—	—	—	—
地方公務員災害補償	114,393	2,547,854	5,494,132	5,868,480	6,135,737	6,484,391	6,768,225	7,090,015

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には差額一時金、前払一時金を含む。

2 健康保険

① 政府管掌健康保険

第71表 政府管掌健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
(一般被保険者関係)						
事業所数	1,278,138	1,354,056	1,399,978	1,426,959	1,449,334	1,468,304
被保険者数	17,983,054	18,573,730	18,988,300	19,224,536	19,501,776	19,730,390
男	11,425,680	11,746,603	11,972,649	12,128,471	12,299,630	12,432,113
女	6,557,374	6,827,127	6,995,651	7,096,065	7,202,146	7,298,277
強制適用	17,114,623	17,663,018	18,013,798	18,193,805	18,399,552	18,577,937
任意包括適用	585,077	612,761	618,421	625,872	633,779	633,396
任意継続適用	283,354	297,951	336,081	404,859	468,445	519,057
被扶養者数	18,682,657	18,100,597	18,318,628	18,434,298	18,112,224	18,180,983
(被保険者1人当り被扶養者数)	1.04	0.98	0.97	0.96	0.93	0.92
平均標準報酬月額	251,505	263,696	278,710	282,886	285,582	287,786
男	296,353	310,381	328,595	332,327	334,492	336,546
女	173,362	183,370	193,335	198,383	202,000	204,726
(法第69条の7被保険者関係)						
有効健康保険印紙購入通帳数 (事業所数)	8,482	7,869	7,140	6,364	5,884	5,273
有効被保険者手帳所有者数 (被保険者数)	103,123	93,187	86,507	84,126	89,116	83,359
男	50,314	45,569	41,763	37,342	36,496	33,713
女	52,809	47,618	44,744	46,784	52,620	49,646
被扶養者数	51,605	47,334	42,628	36,453	31,288	27,825
(被保険者1人当り被扶養者数)	0.50	0.51	0.49	0.57	0.53	0.52
平均賃金日額	10,604	11,385	11,494	12,194	12,407	12,909

資料：社会保険庁調

第72表 政府管掌健康保険被保険者数 (一般被保険者・標準報酬等級別)

平成8年3月末現在

等級	標準報酬	被保険者数		
	月額 (万円)	計	男	女
総数		19,730,390	12,432,113	7,298,277
第1級	9.2	241,091	76,045	165,046
2	9.8	195,074	65,024	130,050
3	10.4	114,452	18,902	95,550
4	11.0	199,805	36,379	163,426
5	11.8	328,674	53,896	274,778
6	12.6	340,653	48,318	292,335
7	13.4	451,807	79,189	372,618
8	14.2	490,723	91,662	399,061
9	15.0	735,135	198,522	536,613
10	16.0	741,759	205,402	536,357
11	17.0	761,039	245,433	515,606
12	18.0	801,712	314,177	487,535
13	19.0	732,932	319,866	413,066
14	20.0	1,283,027	674,600	608,427
15	22.0	1,348,702	826,745	521,957
16	24.0	1,240,993	867,618	373,375
17	26.0	1,270,144	951,121	319,023
18	28.0	1,218,764	1,002,273	216,491
19	30.0	1,081,732	870,374	211,358
20	32.0	808,276	702,007	106,269
21	34.0	692,110	615,745	76,365
22	36.0	689,531	606,196	83,335
23	38.0	627,886	573,960	53,926
24	41.0	702,175	620,550	81,625
25	44.0	476,036	434,677	41,359
26	47.0	312,507	291,873	20,634
27	50.0	374,513	320,559	53,954
28	53.0	170,022	159,017	11,005
29	56.0	152,756	138,988	13,768
30	59.0	175,016	151,421	23,595
31	62.0	72,689	67,436	5,253
32	65.0	78,243	70,457	7,786
33	68.0	44,455	41,342	3,113
34	71.0	112,208	96,378	15,830
35	75.0	59,437	53,723	5,714
36	79.0	93,214	79,890	13,324
37	83.0	48,385	43,881	4,504
38	88.0	53,992	48,252	5,740
39	93.0	29,509	27,118	2,391
40	98.0	379,212	343,097	36,115

資料：社会保険庁調

第73表 政府管掌健康保険適用状況 (一般被保険者・業態別)

平成8年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平 均	男	女
合 計	1,492,672	19,681,284	12,297,546	7,383,738	293,270	343,766	209,171
農 林 水 産 業	14,367	132,847	90,296	42,551	272,937	311,566	190,963
石 炭 鉱 業	126	1,980	1,610	370	302,914	325,272	205,627
石 炭 以 外 の 鉱 業	5,082	78,179	63,493	14,686	325,596	348,244	227,681
総 合 工 事 業	121,393	1,452,948	1,185,284	267,664	329,623	353,529	223,760
職 別 工 事 業	66,504	499,535	402,433	97,102	342,123	367,230	238,065
設 備 工 事 業	69,509	622,800	510,161	112,639	347,644	371,364	240,212
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	31,045	730,459	370,167	360,292	251,069	326,503	173,568
織 維 製 品 製 造 業	35,115	561,325	195,668	365,657	220,982	336,688	159,065
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	24,889	302,284	218,587	83,697	275,535	309,388	187,125
紙 製 品 製 造 業	7,702	154,778	104,980	49,798	289,505	336,498	190,440
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	27,637	327,398	221,836	105,562	325,558	371,138	229,774
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	28,524	584,869	403,805	181,064	300,827	348,052	195,508
金 属 工 業	42,825	599,197	456,924	142,273	322,474	357,343	210,489
機 械 器 具 製 造 業	78,606	1,565,634	1,068,511	497,123	295,197	346,643	184,621
そ の 他 の 製 造 業	24,281	377,187	246,685	130,502	296,237	348,856	196,772
卸 売 業	122,901	1,552,385	1,060,045	492,340	318,982	365,494	218,839
飲 食 料 品 小 売 業	47,597	468,362	243,817	224,545	265,705	332,918	192,724
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	180,578	1,763,393	1,053,163	710,230	290,363	343,375	211,755
飲 食 店	34,202	333,085	194,481	138,604	276,564	324,675	209,056
金 融 ・ 保 険 業	11,544	180,159	109,529	70,630	330,132	394,753	229,922
不 動 産 業	47,891	284,713	175,435	109,278	315,367	364,118	237,102
運 輸 ・ 通 信 業	54,030	1,268,179	1,088,285	179,894	298,101	313,209	206,699
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	6,804	92,774	71,127	21,647	322,943	354,243	220,099
物 品 賃 貸 業	9,019	118,228	79,655	38,573	306,705	348,228	220,959
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	13,131	300,978	156,227	144,751	252,844	299,756	202,213
対 個 人 サ ー ビ ス 業	24,313	302,079	151,144	150,935	275,788	338,368	213,121
放 送 ・ 情 報 サ ー ビ ス 業	29,648	282,105	187,189	94,916	320,460	364,446	233,714
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	45,794	957,288	598,458	358,830	257,344	296,888	191,392
修 理 業	38,210	283,335	227,343	55,992	307,126	328,189	221,603
映 画 ・ 娯 楽 業	16,773	389,963	196,794	193,169	282,472	333,908	230,072
医 療 ・ 保 健 ・ 廃 棄 物 処 理 業	61,711	1,277,219	327,778	949,441	280,878	403,179	238,655
教 育	12,612	188,986	83,699	105,287	263,417	321,158	217,516
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	24,628	480,133	113,483	366,650	239,290	295,625	221,854
学 術 研 究 機 関	1,971	27,644	16,108	11,536	320,859	398,114	212,987
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	26,238	201,843	111,971	89,872	282,619	332,713	220,207
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	87,884	673,033	425,084	247,949	314,331	365,857	225,996
公 務	17,588	263,980	86,291	177,689	176,351	207,210	161,365

(注) 1 産業分類は、社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。  
2 任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第74表 政府管掌健康保険保険料徴収状況

(i) 一般被保険者関係

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
徴 収 決 定 額	4,531,365,471	4,929,940,440	5,198,801,170	5,477,162,082	5,630,608,139	5,781,678,210
前年度より繰越額(再掲)	32,041,957	29,703,165	34,503,765	47,987,399	66,277,266	103,080,235
収 納 済 額	4,497,674,437	4,891,160,819	5,146,452,228	5,405,102,852	5,522,779,240	5,679,791,987
不 納 欠 損 額	3,773,674	3,587,941	2,858,631	4,025,273	4,765,701	6,294,164
収 納 未 済 額	29,917,360	35,191,679	49,490,310	68,033,957	103,063,198	95,592,059
収 納 率 (%)	99.3	99.2	99.0	98.7	98.1	98.2

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《印紙売さばき状況》						
印紙枚数(千枚)	18,075	16,421	14,968	11,671	9,478	8,188
第1級	21	15	13	9	10	7
第2級	114	105	71	54	43	34
第3級	185	155	130	111	84	75
第4級	2,466	1,633	1,124	715	473	337
第5級	2,568	2,069	1,611	1,116	939	759
第6級	2,668	1,741	1,249	901	696	567
第7級	2,173	2,556	2,549	1,849	1,554	1,283
第8級	2,606	2,620	2,735	1,649	1,247	1,072
第9級	2,629	2,349	2,010	2,042	1,713	1,470
第10級	1,257	1,529	1,765	1,560	1,164	1,081
第11級	1,389	1,649	1,271	832	648	588
第12級	.	.	250	504	550	567
第13級	.	.	189	326	358	349
《保険料徴収状況》						
徴 収 決 定 額	3,583,795	3,554,082	3,122,549	2,441,977	2,012,012	1,754,203
収 納 済 額	3,560,884	3,539,301	3,116,909	2,433,201	1,994,975	1,734,368
不 納 欠 損 額	2,023	7,093	—	636	—	88
収 納 未 済 額	20,888	7,689	5,640	8,140	17,037	19,747

資料：社会保険庁調

第75表 政府管掌健康保険給付決定状況

(i) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	257,772,815	271,977,188	283,519,881	285,133,218	297,574,450	300,390,313
被 保 険 者 分	3,517,146,483	3,775,947,880	4,141,938,495	4,272,920,680	4,451,838,280	4,576,853,703
診 療 費	2,214,812,891	2,398,146,864	2,650,302,588	2,755,275,866	2,860,102,151	2,944,148,893
薬 剤 の 支 給	1,912,864,176	2,071,707,018	2,286,426,434	2,352,932,167	2,405,812,283	2,428,442,279
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給)	55,656,521	64,949,401	76,410,077	93,166,633	114,701,288	134,566,368
訪 問 看 護 療 養 費	—	—	—	—	1,105,804	2,264,497
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給)	—	—	—	—	15,200,995	30,815,780
療 養 費	3,956,478	4,283,957	4,607,613	4,854,076	4,973,787	5,202,780
高 額 療 養 費	28,069,579	30,343,832	33,356,734	35,503,043	36,623,778	38,878,857
看 護 費	6,873,821	7,258,826	9,703,895	11,021,955	10,639,442	11,647,012
移 送 費	12,255	12,525	15,429	16,040	14,001	15,966
傷 病 手 当 金	1,215,186	1,214,830	1,248,183	1,283,319	1,244,007	1,228,898
埋 葬 料	38,709,605	38,900,937	39,886,550	40,932,922	39,640,441	39,190,014
出 産 育 児 一 時 金	148,146,464	156,276,784	168,536,865	181,957,542	184,226,251	193,343,248
分 娩 費	39,092	41,012	43,633	46,028	46,163	47,039
出 産 手 当 金	10,569,867	11,431,915	12,716,085	14,179,123	14,465,921	14,692,111
育 児 手 当 金	124,190	128,678	129,276	129,831	84,478	423
被 扶 養 者 分	24,928,865	25,854,295	30,404,445	31,260,965	20,351,395	102,960
診 療 費	109,832,200	113,473,557	115,743,516	112,598,305	114,908,109	113,541,344
薬 剤 の 支 給	270,123,776	276,599,650	278,467,247	269,607,103	271,395,603	265,971,484
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給)	1,165,119,241	1,232,382,546	1,324,231,655	1,336,757,430	1,369,834,949	1,367,602,980
療 養 費	10,069,005	11,127,917	12,609,670	13,835,452	16,331,610	17,967,245
高 額 療 養 費	17,043,212	18,854,602	21,406,397	23,219,865	27,183,554	29,674,623
看 護 費	31,305,770	36,917,141	43,637,189	51,923,859	64,227,741	73,943,573
移 送 費	—	—	—	—	1,019,746	2,088,264
傷 病 手 当 金	—	—	—	—	14,206,487	28,737,326
埋 葬 料	—	—	—	—	20,933,750	43,406,024

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
訪問看護療養費	—	—	—	—	—	906
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給)	—	—	—	—	—	4,070
療 養 費	2,504,124	2,590,381	2,724,515	2,800,980	2,748,829	2,854,274
高 額 療 養 費	13,913,563	14,301,575	15,381,165	16,087,461	16,494,308	17,629,948
看 護 費	351,567	350,008	384,622	414,589	388,904	392,816
移 送 費	18,753,155	18,966,437	22,810,506	25,240,406	24,038,382	24,118,380
家 族 埋 葬 料	14,431	14,329	12,864	10,970	7,775	3,279
配 偶 者 出 産 育 児 一 時 金	361,561	360,342	325,072	272,227	194,534	80,389
配 偶 者 分 娩 費	1,213,944	1,211,300	1,069,158	888,657	634,175	264,312
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	215	166	213	222	207	208
配 偶 者 分 娩 費	7,446	7,117	9,752	13,808	10,404	10,461
育 児 手 当 金	88,545	102,927	93,739	98,135	109,803	97,579
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	8,854,500	10,292,700	9,373,900	9,813,500	10,980,100	9,757,870
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	—	—	—	—	119,025	310,434
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	—	—	—	—	35,708,400	93,133,800
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	306,527	307,673	306,019	307,347	191,448	543
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	61,305,400	61,534,600	72,344,080	73,758,600	45,947,840	130,320
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	302,194	303,526	301,664	303,074	188,965	478
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	604,388	607,052	603,328	606,166	377,932	956
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	15,461	16,596	21,239	24,537	23,966	24,561
世 帯 合 算 高 額 療 養 費	1,456,185	1,580,549	2,175,176	2,554,927	2,520,648	2,512,774

(注) 1 老人保健による給付分を除く。  
2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	1,451,850	1,951,614	1,268,033	1,037,915	872,622	774,187
被 保 険 者 分	25,785,730	23,967,857	23,079,235	19,966,029	16,854,198	15,417,981
診 療 費	1,201,705	1,124,601	1,060,140	860,312	709,494	625,861
薬 剤 の 支 給	21,439,564	19,987,897	19,401,653	16,673,096	13,958,394	12,678,966
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給)	1,007,148	939,904	876,373	699,738	569,757	498,611
療 養 費	3,397,539	3,090,085	2,829,580	2,278,990	1,859,235	1,623,958
高 額 療 養 費	17,696,334	16,599,261	16,153,496	13,630,375	11,216,665	9,984,508
看 護 費	130,926	127,165	129,992	115,295	105,029	97,982
移 送 費	263,324	251,121	256,539	227,678	206,433	191,996
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給)	783,704	787,819	848,997	811,945	756,040	751,588
療 養 費	—	—	—	—	4,770	9,555
高 額 療 養 費	—	—	—	—	81,941	165,471
看 護 費	—	—	—	—	122,600	258,142
移 送 費	—	—	—	—	2	15
傷 病 手 当 金	—	—	—	—	16	131
埋 葬 料	—	—	—	—	113	938
出 産 育 児 一 時 金	—	—	—	—	21	64
分 娩 費	—	—	—	—	846	2,730
出 産 手 当 金	—	—	—	—	132	542
育 児 手 当 金	36,577	33,973	32,996	27,395	19,910	16,282
被 扶 養 者 分	314,139	295,500	289,627	246,373	183,259	150,450
診 療 費	231	273	257	202	79	33
薬 剤 の 支 給	5,376	6,316	6,702	5,081	1,876	658
入 院 時 食 事 療 養 費 (標準負担額差額支給)	20,667	24,319	25,358	19,212	7,154	2,584

移送費	件数	—	—	2	1	2	—
金額	—	—	119	69	209	—	—
高額療養費	件数	1,734	1,407	1,471	1,315	1,091	912
金額	67,885	55,939	63,073	63,006	52,854	41,521	1,856
特別療養費	件数	3,304	3,358	2,800	2,306	2,038	1,830
金額	36,134	40,995	33,657	27,583	23,410	21,830	9,906
傷病手当金	件数	21,275	18,018	15,765	13,548	11,313	299,466
金額	645,288	563,906	483,348	420,167	348,783	299,466	1,429,328
埋葬料	件数	2,446,875	2,111,333	1,906,135	1,787,949	1,549,648	1,166
金額	328	264	214	228	171	166	28,073
出産育児一時金	件数	47,516	39,502	35,441	36,489	30,502	10
金額	—	—	—	—	—	—	15
分娩費	件数	63	82	91	87	21	3,000
金額	12,600	16,400	21,240	20,880	5,040	—	—
出産手当金	件数	58	75	92	110	29	19
金額	4,378	5,609	6,851	7,701	2,077	1,550	4,962
育児手当金	件数	13,587	16,666	24,335	29,041	7,726	—
金額	61	82	87	87	21	—	—
被扶養者分	件数	122	164	174	174	42	—
金額	250,045	226,908	207,785	177,485	163,059	148,256	—
診療費	件数	4,338,307	3,972,931	3,667,435	3,281,752	2,890,083	2,733,287
金額	216,113	194,841	176,920	149,255	135,186	121,305	—
薬剤の支給	件数	764,542	673,465	592,378	497,114	429,501	385,909
金額	3,987,800	3,631,043	3,352,657	2,969,644	2,542,347	2,336,311	—
処方箋枚数	件数	22,666	21,888	21,785	20,319	20,821	20,617
金額	42,880	41,344	41,156	38,381	38,786	37,792	—
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	91,208	92,125	96,174	96,175	98,799	102,814
金額	—	—	—	—	—	—	—
訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—
療養費	件数	5,505	4,823	4,586	3,829	3,550	3,205
金額	38,820	36,023	34,370	27,012	26,177	23,797	—
看護費	件数	88	85	73	51	7	1
金額	2,325	2,294	2,058	1,432	229	5	—
移送費	件数	7,403	7,062	6,561	4,657	788	19
金額	—	—	—	—	—	—	—
高額療養費	件数	—	—	—	—	—	—
金額	2,749	2,368	1,983	1,857	1,524	1,390	—
特別療養費	件数	119,141	106,730	93,726	95,002	81,853	68,832
金額	2,178	2,127	1,842	1,605	1,491	1,342	—
家族埋葬料	件数	18,606	21,790	19,001	26,811	18,534	14,490
金額	412	416	326	305	257	203	—
配偶者出産育児一時金	件数	41,200	41,600	32,600	30,500	25,700	20,300
金額	—	—	—	—	—	—	—
配偶者分娩費	件数	—	—	—	—	—	—
金額	169	181	137	132	62	—	—
配偶者育児手当金	件数	33,800	36,200	32,080	31,680	14,880	—
金額	165	179	133	131	62	—	—
世帯合算高額療養費	件数	330	358	266	262	124	—
金額	100	105	108	118	69	70	—
合計	金額	7,858	7,029	10,147	11,182	5,721	5,718

(注) 1 老人保健による給付分を除く。  
2 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

第76表 政府管掌健康保険診療費決定状況

(1) 一般被保険者関係

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
被保険者分	件数	118,381,806	126,285,173	131,903,335	133,180,846	138,053,584	138,410,340
日数	317,170,392	332,842,954	343,671,827	342,630,140	347,815,649	344,074,886	
金額	1,912,864,176	2,071,707,018	2,286,426,434	2,352,932,167	2,405,812,289	2,428,442,279	
一般診療	件数	95,806,328	102,220,610	106,801,281	107,833,160	112,653,001	112,621,056
日数	253,345,957	265,496,540	273,971,582	272,685,021	277,530,115	272,917,783	
金額	1,605,793,392	1,742,419,496	1,917,431,068	1,980,655,620	2,029,099,884	2,045,319,269	
入院	件数	2,316,137	2,393,548	2,461,439	2,472,749	2,457,420	2,432,816
日数	35,706,182	36,345,398	36,864,752	36,734,009	35,840,689	35,197,946	
金額	585,497,443	617,489,604	715,174,507	735,670,571	736,886,380	734,263,686	
入院外	件数	93,490,191	99,827,062	104,339,842	105,360,411	110,195,581	110,188,240
日数	217,639,775	229,151,142	237,106,830	235,951,012	241,689,426	237,719,837	
金額	1,020,295,949	1,124,929,892	1,202,256,561	1,244,985,050	1,292,213,503	1,311,055,583	
歯科診療	件数	22,575,478	24,064,563	25,102,054	25,347,686	25,400,583	25,789,284
日数	63,824,435	67,346,414	69,700,245	69,945,119	70,285,534	71,157,103	
金額	307,070,784	329,287,522	368,995,365	372,276,546	376,712,399	383,123,010	
被扶養者分	件数	109,832,200	113,473,557	115,743,516	112,598,305	114,908,109	113,541,344
日数	270,123,776	276,599,650	278,467,247	269,607,103	271,395,603	266,971,484	
金額	1,165,119,241	1,232,382,546	1,324,231,655	1,336,757,430	1,369,834,949	1,367,602,980	
一般診療	件数	89,655,497	92,647,775	94,994,134	92,138,605	94,953,558	93,803,332
日数	219,668,383	225,126,229	227,709,369	219,694,163	222,457,548	217,682,128	
金額	1,005,703,580	1,067,453,883	1,150,739,774	1,164,568,824	1,198,779,475	1,197,833,099	
入院	件数	2,257,033	2,321,591	2,309,798	2,312,443	2,318,384	2,307,702
日数	33,378,800	33,857,012	33,454,249	33,221,326	32,796,160	32,367,768	
金額	435,639,723	453,655,615	502,399,449	511,869,585	513,545,085	504,403,263	
入院外	件数	87,398,464	90,326,184	92,684,336	89,826,162	92,635,174	91,495,630
日数	186,289,583	191,269,217	194,255,120	186,472,837	189,661,388	185,314,360	
金額	570,063,857	613,798,268	648,340,325	652,699,239	685,234,391	693,429,836	
歯科診療	件数	20,176,703	20,825,782	20,749,382	20,459,700	19,954,551	19,738,012
日数	50,455,393	51,473,421	50,757,878	49,912,940	48,938,055	48,289,356	
金額	159,415,661	164,928,663	173,491,881	172,188,606	171,055,474	169,769,882	

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第77表 政府管掌健康保険給付率

(ii) 法第69条の7被保険者関係

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
被保険者分	1,007,148	939,904	876,373	699,738	569,757	488,611
件数						
日数	3,397,539	3,090,085	2,829,580	2,278,990	1,859,235	1,623,958
金額	17,696,334	16,599,261	16,153,496	13,630,375	11,216,665	9,984,508
一般診療	880,703	819,851	763,420	612,346	499,971	435,853
件数						
日数	3,007,662	2,723,785	2,490,749	2,015,561	1,645,826	1,431,945
金額	15,766,304	14,740,510	14,275,452	12,165,602	10,005,937	8,883,905
入院	20,897	18,551	17,106	14,308	11,595	10,331
件数						
日数	389,004	342,080	311,336	262,984	208,475	185,452
金額	5,680,916	5,042,114	5,153,824	4,499,551	3,622,853	3,211,237
入院外	859,806	801,300	746,314	598,038	488,376	425,522
件数						
日数	2,618,658	2,381,705	2,179,413	1,752,577	1,437,351	1,246,493
金額	10,085,388	9,698,396	9,121,628	7,666,051	6,383,083	5,672,668
歯科診療	126,445	120,053	112,953	87,392	69,786	62,758
件数						
日数	389,877	366,300	338,831	263,429	213,409	192,013
金額	1,930,030	1,858,751	1,878,044	1,464,773	1,210,728	1,100,603
被扶養者分	216,113	194,841	176,920	149,255	135,186	121,305
件数						
日数	764,542	673,465	592,378	497,114	429,501	385,909
金額	3,987,800	3,631,043	3,352,657	2,969,644	2,542,347	2,336,311
一般診療	183,877	166,111	150,462	126,977	115,535	103,412
件数						
日数	668,310	589,869	516,166	432,652	372,907	333,771
金額	3,649,748	3,337,911	3,060,441	2,721,392	2,320,968	2,128,225
入院	9,092	7,895	6,579	5,707	4,691	4,241
件数						
日数	198,795	169,371	140,623	119,397	93,843	87,775
金額	2,033,354	1,797,346	1,632,207	1,473,194	1,198,663	1,096,687
入院外	174,785	158,216	143,883	121,270	110,844	99,171
件数						
日数	469,515	420,498	375,543	313,255	279,064	245,996
金額	1,616,394	1,540,564	1,428,234	1,248,198	1,122,304	1,031,538
歯科診療	32,236	28,730	26,458	22,278	19,651	17,893
件数						
日数	96,232	83,596	76,212	64,462	56,594	52,138
金額	338,052	293,133	292,216	248,253	221,379	208,086

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

(i) 一般被保険者関係

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《被保険者分》						
診療費	108,183	113,232	121,913	123,481	124,632	124,371
1人当り診療費	6,695	6,902	7,033	6,989	7,152	7,089
1,000人当り件数	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5
1件当り日数	16,158	16,405	17,334	17,667	17,427	17,545
一般診療	90,816	95,234	102,238	103,944	105,117	104,750
1人当り診療費	5,418	5,587	5,695	5,659	5,836	5,768
1,000人当り件数	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
1件当り日数	16,760	17,046	17,953	18,368	18,012	18,161
1件当り金額	33,113	33,750	38,133	38,608	38,174	37,605
入院	131	131	131	130	127	125
1,000人当り件数	15.4	15.2	14.9	14.9	14.6	14.5
1件当り日数	252,791	257,981	290,551	297,511	299,862	301,816
1件当り金額	57,703	61,485	64,105	65,336	66,943	67,145
入院外	5,287	5,456	5,563	5,529	5,709	5,643
1人当り診療費	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
1件当り日数	10,913	11,269	11,523	11,816	11,727	11,898
1件当り金額	17,366	17,998	19,675	19,537	19,515	19,621
歯科診療	1,277	1,315	1,338	1,330	1,316	1,321
1,000人当り件数	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
1件当り日数	13,602	13,684	14,700	14,687	14,831	14,856
1件当り金額	16.0	16.2	15.1	11.7	8.3	3.4
看護費	3,961	3,927	3,810	3,758	3,753	3,721
1,000人当り件数	69	65	66	67	63	62
1人当り日数	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
1件当り金額	121,913	128,641	135,026	141,787	148,091	157,331
埋葬料	2	2	2	2	2	2
1,000人当り件数	7	7	7	7	4	0
分娩費	6	6	6	6	6	6
1,000人当り件数	239,021	253,437	273,212	290,556	304,396	317,469
1件当り金額						
《被扶養者分》						
診療費	68,299	72,987	79,527	79,783	82,288	83,026
1人当り診療費	6,438	6,720	6,951	6,720	6,902	6,893
1,000人当り件数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3
1件当り日数	10,608	10,861	11,441	11,872	11,921	12,045
一般診療	58,954	63,219	69,108	69,506	72,013	72,720
1人当り診療費	5,256	5,487	5,705	5,499	5,704	5,695
1,000人当り件数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
1件当り日数	11,217	11,522	12,114	12,639	12,625	12,770
1件当り金額	25,537	26,867	30,172	30,550	30,849	30,622
入院	133	132	137	138	139	140
1,000人当り件数	14.8	14.6	14.5	14.4	14.2	14.0
1件当り日数	193,014	195,407	217,508	221,354	221,510	218,574
1件当り金額	33,417	36,352	38,936	38,956	41,163	42,098
入院外	5,123	5,350	5,566	5,361	5,565	5,555
1人当り診療費	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0
1件当り日数	6,523	6,795	6,995	7,266	7,397	7,579
1件当り金額	9,345	9,768	10,419	10,277	10,276	10,307
歯科診療	1,183	1,233	1,246	1,221	1,199	1,198
1,000人当り件数	2.5	2.5	2.5	2.4	2.5	2.5
1件当り日数	7,901	7,919	8,361	8,416	8,572	8,601
1件当り金額	20.2	19.4	19.5	14.3	10.1	4.9
看護費	3,358	3,362	3,289	3,264	3,260	3,288
1,000人当り件数	5	6	5	5	6	5
1人当り日数	17	17	17	16	10	0
家族埋葬料						
1,000人当り件数						
配偶者分娩費						
1,000人当り件数						

(注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。

2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。

3 平成7年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ19,525,801人、含めれば19,882,019人である。

資料：社会保険庁調



(ii) 法第69条の7被保険者関係

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《被保険者分》						
診療費	1人当り診療費 170,048	173,142	185,111	194,447	188,779	186,365
	1,000人当り件数 9,678	9,804	10,043	9,982	9,589	9,307
	1件当り日数 3.4	3.3	3.2	3.3	3.3	3.3
	1件当り金額 17,571	17,661	18,432	19,479	19,687	20,025
一般診療	1人当り診療費 151,501	153,754	163,589	173,551	168,402	165,822
	1,000人当り件数 8,463	8,552	8,748	8,736	8,415	8,153
	1件当り日数 3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3
	1件当り金額 17,902	17,979	18,699	19,867	20,013	20,383
入院	1人当り診療費 54,589	52,593	59,060	64,189	60,973	59,939
	1,000人当り件数 200	194	196	204	195	193
	1件当り日数 18.6	18.4	18.2	18.4	18.0	18
	1件当り金額 271,853	271,797	301,288	314,478	312,450	310,835
入院外	1人当り診療費 96,912	101,161	104,529	109,362	107,429	105,883
	1,000人当り件数 8,262	8,358	8,552	8,531	8,219	7,943
	1件当り日数 3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	2.9
	1件当り金額 11,730	12,103	12,222	12,819	13,070	13,331
歯科診療	1人当り診療費 18,546	19,388	21,521	20,896	20,377	20,543
	1,000人当り件数 1,215	1,252	1,294	1,247	1,175	1,171
	1件当り日数 3.1	3.1	3.0	3.0	3.1	3.1
	1件当り金額 15,264	15,483	16,627	16,761	17,349	17,537
看護費	1,000人当り日数 51.7	65.9	76.8	72.5	31.6	12.3
	1日当り金額 3,844	3,850	3,784	3,781	3,814	3,927
傷病手当金	1,000人当り件数 200	184	176	188	185	179
	1人当り日数 6.1	5.9	5.5	6.0	5.7	5.6
	1件当り金額 115,012	117,179	120,909	131,971	136,979	144,289
埋葬料(費)	1,000人当り件数 3	3	2	3	3	3
分娩費	1,000人当り件数 1	1	1	1	0	—
出産手当金	1,000人当り件数 1	1	1	2	0	0
	1件当り金額 234,254	222,213	264,509	264,009	266,431	261,156
《被扶養者分》						
診療費	1人当り診療費 38,320	37,874	38,420	42,364	42,788	43,608
	1,000人当り件数 2,077	2,032	2,027	2,129	2,275	2,264
	1件当り日数 3.5	3.5	3.4	3.3	3.2	3.2
	1件当り金額 18,452	18,636	18,950	19,896	18,806	19,260
一般診療	1人当り診療費 35,071	34,817	35,071	38,823	39,062	39,724
	1,000人当り件数 1,767	1,733	1,724	1,811	1,944	1,930
	1件当り日数 3.6	3.6	3.4	3.4	3.2	3.2
	1件当り金額 19,849	20,094	20,340	21,432	20,089	20,580
入院	1人当り診療費 19,539	18,748	18,704	21,016	20,174	20,470
	1,000人当り件数 87	82	75	81	79	79
	1件当り日数 21.9	21.4	21.4	20.9	20.0	20.7
	1件当り金額 223,642	227,656	248,093	258,138	255,524	258,591
入院外	1人当り診療費 15,532	16,069	16,367	17,806	18,889	19,254
	1,000人当り件数 1,680	1,650	1,649	1,730	1,866	1,851
	1件当り日数 2.7	2.7	2.6	2.6	2.5	2.5
	1件当り金額 9,248	9,737	9,926	10,293	10,125	10,402
歯科診療	1人当り診療費 3,248	3,058	3,349	3,542	3,726	3,884
	1,000人当り件数 310	300	303	318	331	334
	1件当り日数 3.0	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9
	1件当り金額 10,487	10,203	11,045	11,143	11,266	11,629
看護費	1,000人当り日数 21.8	23.4	23.6	20.4	3.7	0.1
	1日当り金額 3,184	3,078	3,188	3,252	3,440	3,882
家族埋葬料	1,000人当り件数 4	4	4	4	4	4
配偶者分娩費	1,000人当り件数 2	2	2	2	1	—

(注) 1 「1人当り診療費」及び「1人当り日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当り件数」及び「1,000人当り日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。  
 2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。  
 3 平成7年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ53,575人、含めれば55,435人である。

資料：社会保険庁調

第78表 政府管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	6,914,359,589	7,407,507,779	7,646,261,259	7,816,824,317	8,208,777,708	8,465,910,444
保険料収入	4,518,906,896	4,912,120,464	5,166,160,985	5,421,821,924	5,536,379,249	5,691,969,804
国庫負担金	879,569,702	956,461,564	921,177,528	829,488,418	864,068,866	1,048,483,766
事務費	56,469,046	59,040,827	61,674,969	64,109,000	67,240,772	69,346,818
給付費	823,100,656	897,420,737	859,502,559	765,379,418	796,828,094	979,136,948
その他の収入	1,515,882,992	1,538,925,751	1,558,922,747	1,565,513,975	1,808,329,591	1,725,456,874
借入金	1,463,933,919	1,479,228,213	1,479,228,213	1,479,228,213	1,479,228,213	1,479,228,213
事業運営安定資金より受入	—	—	—	—	250,000,000	200,000,000
雑収入等	51,949,073	59,697,538	79,694,534	86,285,762	79,101,378	46,228,661
支 出	6,571,408,559	7,037,596,070	7,614,316,771	7,881,619,005	8,223,781,128	8,479,844,182
保険給付費	3,548,465,632	3,813,210,051	4,151,898,477	4,317,937,491	4,474,179,460	4,642,906,277
老人保健拠出金	1,139,762,446	1,271,777,015	1,371,015,318	1,492,681,231	1,611,794,182	1,705,733,101
退職者給付拠出金	232,329,163	262,578,698	286,554,465	321,066,537	376,224,100	380,193,882
事務費	61,795,594	65,105,344	67,228,523	68,710,425	72,010,813	73,811,444
借入金償還金	1,516,828,815	1,547,528,213	1,556,398,646	1,539,465,758	1,541,623,473	1,524,217,950
保健施設費	43,334,628	48,419,403	59,660,591	72,409,033	78,640,723	81,782,644
福祉施設費	27,264,707	27,171,213	59,567,823	66,972,383	66,626,502	68,044,462
事業運営安定資金へ繰入	—	—	60,000,000	—	—	—
その他の支出	1,627,574	1,806,133	1,992,928	2,376,147	2,681,875	3,154,421
収支差引残	342,951,031	369,911,709	31,944,488	△64,794,688	△15,003,422	△13,933,738
翌年度の繰越	1,309,345	237,676	139,389	1,281,439	2,862,168	6,554,497
事業運営安定資金へ繰入	341,641,686	369,674,033	31,805,099	1,593,050	4,394,952	4,524,589
事業運営安定資金から繰戻	—	—	—	67,669,177	22,260,542	25,012,825
年度末現在積立金	1,045,877,791	1,415,551,824	1,507,356,923	1,441,280,796	1,173,415,206	952,926,970

資料：社会保険庁調

② 組合管掌健康保険

第79表 組合管掌健康保険適用状況

年度末現在

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
組 合 数	1,822	1,823	1,823	1,817	1,815	1,819
被 保 険 者 数	14,668,156	15,145,286	15,413,848	15,486,912	15,462,931	15,392,922
男	10,532,269	10,832,094	11,023,683	11,098,406	11,126,950	11,103,602
女	4,135,887	4,313,192	4,390,165	4,388,506	4,335,981	4,289,320
被 扶 養 者 数 (被保険者1人当り被扶養者数)	17,341,424	17,373,924	17,124,690	17,068,225	17,012,415	16,700,038
平均標準報酬月額	315,243	326,079	337,780	342,971	348,685	355,308
男	359,543	371,784	385,029	390,205	395,800	403,247
女	202,432	211,299	219,138	223,518	227,779	231,211

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第80表 組合管掌健康保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成8年3月末現在

標準報酬		被保険者数		
等級	月額	計	男	女
総数	(千円)	15,906,892	11,031,510	4,275,382
第1級	92	52,362	18,578	33,784
2	98	28,770	6,539	22,231
3	104	33,711	4,474	29,237
4	110	62,448	10,105	52,343
5	118	85,396	7,218	78,178
6	126	97,508	8,446	89,062
7	134	119,328	12,050	107,278
8	142	130,706	14,400	116,306
9	150	185,378	31,916	153,462
10	160	265,706	54,310	211,396
11	170	328,910	72,120	256,790
12	180	393,129	101,405	291,724
13	190	435,626	130,760	304,866
14	200	728,064	280,203	447,861
15	220	951,726	463,645	488,081
16	240	889,737	533,727	356,010
17	260	847,628	580,529	267,099
18	280	792,223	595,645	196,578
19	300	768,414	615,134	153,280
20	320	733,368	618,882	114,486
21	340	702,962	612,682	90,280
22	360	673,049	600,793	72,256
23	380	786,975	717,266	69,709
24	410	870,245	803,312	66,933
25	440	758,840	709,516	49,324
26	470	653,441	616,364	37,077
27	500	557,104	527,479	29,625
28	530	450,589	430,446	20,143
29	560	362,963	348,244	14,719
30	590	296,896	284,919	11,977
31	620	233,476	225,699	7,777
32	650	187,189	181,301	5,888
33	680	144,930	140,531	4,399
34	710	137,031	132,178	4,853
35	750	117,953	114,222	3,731
36	790	89,444	86,148	3,296
37	830	72,151	69,728	2,423
38	880	57,136	55,058	2,078
39	930	37,435	36,004	1,431
40	980	186,945	179,534	7,411

(注) 特例退職被保険者分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第81表 組合管掌健康保険適用状況 (業態別)

平成8年3月末現在

区分	組合数	被保険者数(人)			平均標準報酬月額(円)		
		計	男	女	平均	男	女
総数	1,819	15,392,922	11,103,602	4,289,320	355,308	403,247	231,211
化学工業	170	920,136	730,481	189,655	379,122	420,151	221,095
窯業並びに土石業	33	104,003	85,147	18,856	367,831	400,915	218,434
紡織工業	48	109,596	62,251	47,345	280,562	351,371	187,460
機械器具工業	402	3,584,409	2,940,375	644,034	360,205	392,405	213,194
その他の工業	94	463,962	336,218	127,744	338,984	391,612	200,469
金属鉱業	4	39,540	32,834	6,706	358,358	391,996	193,658
運送の事業	115	900,314	744,694	155,620	371,850	400,965	232,523
物品販売事業	169	1,027,720	608,038	419,682	317,216	394,222	205,649
金融保険の事業	210	1,546,182	734,558	811,624	364,347	489,683	250,912
その他の事業	183	966,005	778,200	187,805	406,071	444,079	248,581
法人又は団体の事務所	81	590,582	371,098	219,484	419,963	476,204	324,871
石炭鉱業	3	7,102	6,170	932	360,953	385,496	198,474
小計	1,512	10,259,551	7,430,064	2,829,487	365,261	415,065	234,477
総合組合	307	5,133,371	3,673,538	1,459,833	335,419	379,346	224,880

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第82表 組合管掌健康保険平均保険料率

年度末現在

区分	保険料率(%)			負担割合(%)		
	計	被保険者	事業主	計	被保険者	事業主
平成2年度	82.46	35.81	46.66	100	43	57
3	82.54	35.85	46.69	100	43	57
4	82.68	35.92	46.75	100	43	57
5	82.90	36.04	46.86	100	43	57
6	83.37	36.28	47.09	100	44	56
7	83.93	36.57	47.36	100	44	56

資料：健康保険組合連合会「健康保険組合の現勢」

第83表 組合管掌健康保険給付決定状況

(1) 法定給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計	214,291,435	224,244,598	232,367,428	232,517,128	242,837,925	242,482,130
被 保 険 者 分	2,472,354,791	2,641,731,636	2,875,897,084	2,946,351,212	3,085,223,885	3,132,248,682
診 療 費	95,037,563	101,774,891	107,312,872	109,394,533	114,898,247	114,830,268
薬 剤 支 給	1,381,386,969	1,498,478,011	1,644,474,539	1,702,591,286	1,772,882,385	1,799,075,913
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	83,999,093	89,666,836	93,814,035	94,295,415	97,570,684	96,332,301
訪問看護療養費	199,412,443	209,672,380	217,082,468	216,610,745	221,141,299	216,708,549
入院時食事療養費 (差額支給分)	1,205,998,066	1,306,729,858	1,433,980,949	1,474,901,608	1,512,458,021	1,509,659,934
療 養 費	7,773,104	8,649,400	9,780,285	11,206,322	13,350,854	14,527,520
高 額 療 養 費	12,033,812	13,378,596	15,138,278	17,279,347	20,446,504	22,029,194
看 護 費	41,098,671	47,322,495	54,897,916	65,847,180	81,309,230	92,316,318
移 送 費	—	—	—	—	617,110	1,368,127
傷病手当金	—	—	—	—	7,572,284	16,584,908
埋葬料	—	—	—	—	11,254,731	25,290,922
出産育児一時金	—	—	—	—	284	1,689
分 娩 費	—	—	—	—	1,352	9,738
出産手当金	—	—	—	—	10,235	68,053
育児手当金	—	—	—	—	—	448
被扶養者分	2,404,335	2,576,965	2,795,716	2,950,338	3,090,521	3,172,293
診 療 費	15,815,663	16,991,982	18,928,283	20,092,902	20,834,524	21,277,998
薬 剤 支 給	129,101	132,199	163,767	182,174	173,552	170,080
入院時食事療養費 (差額支給分)	5,518,432	6,141,408	7,666,934	8,401,288	8,710,657	9,053,658
訪問看護療養費	7,400	7,958	7,256	6,359	4,641	1,984
入院時食事療養費 (差額支給分)	162,251	176,002	160,491	136,142	96,923	36,181
療 養 費	648,538	693,213	618,055	504,951	361,647	135,192
高 額 療 養 費	338	378	577	570	485	410
看 護 費	18,836	20,849	24,871	26,475	24,968	28,914
移 送 費	463,908	467,960	473,377	473,825	448,026	424,040
傷病手当金	13,531,069	13,720,074	13,886,199	13,838,432	13,285,215	12,626,619
埋葬料	66,758,072	69,933,572	73,524,108	75,379,250	75,034,032	74,991,785
出産育児一時金	21,262	21,919	22,701	23,252	23,535	23,253
分 娩 費	7,360,511	7,753,708	8,413,072	9,003,712	9,131,943	9,163,057
出産手当金	—	—	—	—	57,770	89,234
育児手当金	—	—	—	—	13,294,591	26,708,750
被扶養者分	82,525	86,369	87,507	87,177	44,450	—
診 療 費	16,550,792	17,341,684	20,509,972	20,999,337	10,700,442	87,016
薬 剤 支 給	75,205	79,717	81,580	82,972	89,597	—
入院時食事療養費 (差額支給分)	6,115,691	6,505,824	6,674,118	7,842,338	8,804,181	8,550,639
訪問看護療養費	21,466,984	25,378,902	25,738,237	27,262,325	29,779,424	30,377,475
入院時食事療養費 (差額支給分)	81,202	85,190	86,071	86,129	43,737	—
療 養 費	162,404	170,340	172,142	172,258	87,476	—
高 額 療 養 費	119,238,319	122,451,119	125,030,111	123,095,394	127,713,445	127,626,584
看 護 費	1,089,569,058	1,141,484,962	1,229,366,877	1,241,521,990	1,310,077,274	1,331,111,682
移 送 費	105,520,583	107,663,148	108,840,923	105,505,753	107,633,515	106,211,813
傷病手当金	241,559,983	244,411,139	244,413,112	235,750,068	238,834,882	233,482,117
埋葬料	960,092,732	1,005,092,561	1,071,553,520	1,075,329,532	1,108,614,486	1,099,703,805
出産育児一時金	10,336,540	11,355,502	12,605,229	14,005,288	16,574,079	18,065,467
分 娩 費	16,986,899	18,598,649	20,684,363	22,732,043	26,817,398	28,986,945
育児手当金	31,652,018	36,464,165	41,889,378	49,308,934	61,774,838	69,798,679
被扶養者分	—	—	—	—	728,175	1,599,673
診 療 費	—	—	—	—	8,665,187	18,730,544
薬 剤 支 給	—	—	—	—	12,651,307	27,857,509
入院時食事療養費 (差額支給分)	—	—	—	—	670	3,708
訪問看護療養費	—	—	—	—	3,946	19,990
入院時食事療養費 (差額支給分)	—	—	—	—	18,287	145,159
療 養 費	—	—	—	—	46	240
高 額 療 養 費	2,364,207	2,406,549	2,525,378	2,529,276	2,564,656	2,622,260
看 護 費	12,657,284	13,071,919	14,048,987	14,353,769	14,663,342	15,061,959
移 送 費	329,212	329,458	362,681	373,673	372,154	353,070
傷病手当金	15,794,992	16,420,187	20,315,344	21,237,425	20,785,119	20,080,432
埋葬料	9,078	9,904	9,720	7,925	5,582	2,461
出産育児一時金	215,769	242,833	224,445	190,306	132,487	52,399
分 娩 費	743,887	810,932	758,770	629,034	437,449	175,386
育児手当金	229	272	1,255	470	329	316
被扶養者分	11,387	12,014	23,915	13,929	13,228	15,484
診 療 費	54,862	55,029	59,464	56,923	57,502	58,719
薬 剤 支 給	5,486,200	5,502,500	5,945,540	5,692,300	5,750,210	5,871,710
入院時食事療養費 (差額支給分)	—	—	—	—	186,880	308,530
訪問看護療養費	—	—	—	—	46,682,406	92,399,556
入院時食事療養費 (差額支給分)	—	—	—	—	159,894	—
療 養 費	312,556	317,415	314,629	309,832	38,370,111	—
高 額 療 養 費	62,510,100	63,483,000	74,209,779	74,344,059	38,370,111	—
看 護 費	309,052	313,842	310,832	306,254	158,138	—
移 送 費	620,458	627,684	621,664	612,408	316,260	—
傷病手当金	17,553	18,583	24,445	27,201	26,233	25,278
埋葬料	1,388,764	1,768,883	2,056,888	2,288,586	2,154,006	2,081,117

- (注) 1 老人保健による給付分を除く。  
 2 入院時食事療養費(差額支給分除く)の件数は診療費の再掲であり、件数の合件には含まれていない。  
 3 平成7年度の「(配偶者) 出産育児一時金」は、平成6年10月前の出産に係る「(配偶者) 分娩費・育児手当金」を含む。

(II) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
附加給付件数	19,941,172	20,899,020	21,750,982	22,639,416	22,070,100	19,674,968
金額	115,804,489	123,306,865	133,895,726	139,763,883	139,190,559	129,574,585
被 保 険 者 分	4,029,501	4,321,099	4,706,616	4,955,645	4,854,516	4,357,737
金額	38,514,389	42,058,132	47,201,997	49,681,949	49,356,456	46,573,789
一 部 負 担 金 額	3,719,781	3,991,282	4,371,626	4,628,495	4,550,002	4,097,457
金額	22,647,347	24,127,192	28,432,681	30,168,611	29,601,901	27,664,118
傷病手当に 関するもの	206,038	218,261	220,249	214,808	202,836	188,775
金額	10,794,077	12,432,183	12,859,430	13,284,818	13,296,284	12,830,987
そ の 他	103,682	111,556	114,741	112,342	101,678	71,505
金額	5,072,965	5,498,757	5,909,886	6,228,520	6,458,271	6,078,684
被 扶 養 者 分	15,887,667	16,553,533	17,020,195	17,658,581	17,190,863	15,295,991
金額	76,655,925	80,589,976	85,829,115	89,100,974	88,892,231	82,136,870
家 族 療 養 附 加 金	15,449,921	16,097,207	16,571,514	17,218,692	16,822,619	15,012,454
金額	70,190,091	73,786,500	78,726,818	81,898,328	81,548,260	75,481,858
そ の 他	437,746	456,326	448,681	439,889	368,244	283,537
金額	6,465,834	6,803,476	7,102,297	7,202,646	7,343,971	6,655,012
合 算 高 額 療 養 附 加 金	24,004	24,388	24,171	25,190	24,721	21,240
金額	634,175	658,757	664,614	980,760	941,872	863,926

(II) 法定給付・附加給付合計

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 件 数	234,232,607	245,143,613	254,118,410	255,156,544	264,708,025	262,097,098
金額	2,588,159,280	2,765,038,501	3,009,792,810	3,086,114,895	3,224,414,224	3,261,823,277
被 保 険 者 分	99,067,064	106,095,990	112,019,488	114,350,178	119,752,763	119,188,005
金額	1,419,911,358	1,540,536,143	1,691,676,536	1,752,273,235	1,822,348,841	1,845,649,702
被 扶 養 者 分	135,123,986	139,004,652	142,050,306	140,753,975	144,904,308	142,862,575
金額	1,166,224,983	1,222,074,938	1,315,195,992	1,330,622,364	1,398,969,505	1,413,248,532

(注) 合計には世帯合算高額療養費及び合算高額療養附加金を含む。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第84表 組合管掌健康保険診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
被保険者分 件数	83,999,093	89,666,836	93,814,035	94,295,415	97,570,684	96,332,301
日数	199,412,443	209,672,380	217,082,468	216,610,745	221,141,299	216,708,549
金額	1,205,998,066	1,306,729,858	1,433,980,949	1,474,901,608	1,512,458,021	1,509,659,934
一般診療 件数	65,127,184	69,590,905	72,909,046	73,189,852	76,678,794	75,492,154
日数	148,954,484	156,651,892	162,271,730	161,433,431	166,236,207	161,980,515
金額	966,628,910	1,050,683,002	1,152,118,980	1,188,490,123	1,225,446,721	1,221,686,337
入院 件数	1,307,007	1,363,203	1,404,501	1,408,280	1,429,873	1,402,410
日数	18,265,009	18,716,858	18,893,728	18,763,752	18,758,058	18,248,800
金額	332,707,545	353,107,884	405,569,052	417,957,587	426,801,848	421,335,053
入院外 件数	63,820,177	68,227,702	71,504,545	71,781,572	75,248,921	74,089,744
日数	130,689,475	137,935,034	143,378,002	142,669,679	147,478,149	143,731,715
金額	633,921,365	697,575,118	746,549,928	770,532,536	798,644,873	800,351,284
歯科診療 件数	18,871,909	20,075,931	20,904,989	21,105,563	20,891,890	20,840,147
日数	50,457,959	53,020,488	54,810,738	55,177,314	54,905,092	54,728,034
金額	239,369,156	256,046,856	281,861,969	286,411,485	287,011,300	287,973,597
被扶養者分 件数	105,520,583	107,683,148	108,840,923	105,505,753	107,633,515	106,211,813
日数	241,559,983	244,411,139	244,413,112	235,750,068	238,834,882	233,482,117
金額	960,092,732	1,005,092,561	1,071,553,520	1,075,329,532	1,108,614,486	1,099,703,805
一般診療 件数	84,553,144	86,295,103	87,721,992	84,722,034	87,347,398	86,178,099
日数	191,462,703	193,917,543	194,880,830	187,008,317	190,849,078	186,157,672
金額	804,265,152	845,478,671	905,870,313	910,794,724	944,967,255	937,652,433
入院 件数	1,680,378	1,725,750	1,701,937	1,702,422	1,738,682	1,716,753
日数	21,493,008	21,739,460	21,326,752	21,097,869	21,263,549	20,856,835
金額	308,014,778	319,360,707	354,083,867	358,686,746	366,099,083	357,395,968
入院外 件数	82,872,766	84,569,353	86,020,055	83,019,612	85,608,716	84,461,346
日数	169,969,695	172,178,083	173,554,078	165,910,448	169,585,529	165,300,837
金額	496,250,375	526,117,964	551,786,446	552,107,978	578,868,172	580,256,465
歯科診療 件数	20,967,439	21,368,045	21,118,931	20,783,719	20,286,117	20,033,714
日数	50,097,280	50,493,596	49,532,282	48,741,751	47,985,804	47,324,445
金額	155,827,579	159,613,889	165,683,207	164,534,808	163,647,231	162,051,372

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：健康保険組合連合会「事業年報」

第85表 組合管掌健康保険給付諸率

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《被保険者分》						
診療費 1,000人あたり件数	5,743.83	5,920.74	6,045.35	6,033.45	6,262.22	6,212.44
1件あたり日数	2.37	2.34	2.31	2.30	2.27	2.25
1件あたり金額(円)	14,357	14,573	15,285	15,641	15,501	15,671
1人あたり金額(円)	82,466	86,284	92,405	94,371	97,072	97,357
入院 1,000人あたり件数	89.37	90.01	90.51	90.11	91.77	90.44
1件あたり日数	13.97	13.73	13.45	13.32	13.12	13.01
1件あたり金額(円)	254,557	259,028	288,764	296,786	298,489	300,436
1人あたり金額(円)	22,750	23,316	26,135	26,743	27,393	27,172
入院外 1,000人あたり件数	4,364.00	4,505.10	4,607.73	4,592.91	4,829.58	4,778.02
1件あたり日数	2.05	2.02	2.01	1.99	1.96	1.94
1件あたり金額(円)	9,933	10,224	10,441	10,734	10,613	10,802
1人あたり金額(円)	43,347	46,061	48,107	49,302	51,258	51,614
歯科診療 1,000人あたり件数	1,290.45	1,325.62	1,347.11	1,350.43	1,340.87	1,343.97
1件あたり日数	2.67	2.64	2.62	2.61	2.63	2.63
1件あたり金額(円)	12,684	12,754	13,483	13,570	13,738	13,818
1人あたり金額(円)	16,368	16,907	18,163	18,326	18,421	18,571
薬剤支給 1,000人あたり件数	531.52	571.12	630.24	717.03	856.88	936.88
1件あたり金額(円)	5,287	5,471	5,613	5,876	6,090	6,355
1人あたり金額(円)	2,810	3,125	3,538	4,213	5,219	5,953
入院時食事療養費 (差額支給分除く) 1,000人あたり件数	—	—	—	—	39.61	88.23
1件あたり日数	—	—	—	—	12.27	12.12
1件あたり金額(円)	—	—	—	—	18,238	18,486
1人あたり金額(円)	—	—	—	—	722	1,631
訪問看護療養費 1,000人あたり件数	—	—	—	—	0.02	0.11
1件あたり日数	—	—	—	—	4.76	5.77
1件あたり金額(円)	—	—	—	—	36,039	40,292
1人あたり金額(円)	—	—	—	—	1	4
入院時食事療養費 (差額支給) 1,000人あたり件数	—	—	—	—	0.01	0.03
1件あたり日数	—	—	—	—	24.64	34.07
1件あたり金額(円)	—	—	—	—	4,180	8,609
1人あたり金額(円)	—	—	—	—	0	0
療養費 1,000人あたり件数	164.41	170.16	180.16	188.78	198.35	204.58
1件あたり金額(円)	6,578	6,594	6,770	6,810	6,741	6,707
1人あたり金額(円)	1,081	1,122	1,220	1,286	1,337	1,372
看護費 1,000人あたり日数	11.05	11.57	10.34	8.71	6.22	2.33
1日あたり金額(円)	3,997	3,939	3,851	3,709	3,731	3,737
移送費 1,000人あたり件数	0.02	0.02	0.04	0.04	0.03	0.03
傷病手当金 1,000人あたり件数	31.59	30.77	30.38	30.19	28.63	27.22
1人あたり日数	0.9	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8
1件あたり金額(円)	143,904	149,443	155,318	159,087	167,477	176,851
埋葬料 1,000人あたり件数	1.45	1.44	1.46	1.48	1.50	1.49
分娩費 1,000人あたり件数	5.62	5.68	5.62	5.55	2.84	—
育児手当金 1,000人あたり件数	5.53	5.60	5.52	5.49	2.79	—
出産育児一時金 1,000人あたり件数	—	—	—	—	3.69	5.73
出産手当金 1,000人あたり件数	5.13	5.24	5.23	5.29	5.72	5.59
1件あたり金額(円)	285,105	318,362	315,497	328,573	332,371	349,102
《被扶養者分》						
診療費 1,000人あたり件数	6,455.87	6,577.06	6,678.14	6,563.22	6,717.94	6,681.39
1件あたり日数	2.29	2.27	2.25	2.23	2.22	2.20
1件あたり金額(円)	9,099	9,336	9,845	10,192	10,300	10,354
1人あたり金額(円)	58,740	61,400	65,747	66,893	69,194	69,178
入院 1,000人あたり件数	102.81	105.42	104.43	105.90	108.52	107.99

	1件あたり日数	12.79	12.60	12.53	12.39	12.23	12.15
	1件あたり金額(円)	183,301	185,056	208,048	210,692	210,561	208,181
	1人あたり金額(円)	18,845	19,510	21,725	23,313	22,850	22,482
入院外	1,000人あたり件数	5,070.25	5,166.28	5,277.92	5,164.42	5,343.26	5,313.15
	1件あたり日数	2.05	2.04	2.02	2.00	1.98	1.96
	1件あたり金額(円)	5,888	6,221	6,415	6,650	6,762	6,870
	1人あたり金額(円)	30,361	32,140	33,856	34,345	36,130	36,502
歯科診療	1,000人あたり件数	1,282.81	1,305.36	1,295.79	1,292.90	1,266.16	1,260.25
	1件あたり日数	2.39	2.36	2.35	2.35	2.37	2.36
	1件あたり金額(円)	7,432	7,470	7,845	7,917	8,067	8,089
	1人あたり金額(円)	9,534	9,751	10,166	10,235	10,214	10,194
薬剤支給	1,000人あたり件数	632.40	693.70	773.42	871.23	1,034.47	1,136.43
	1件あたり金額(円)	3,062	3,211	3,323	3,521	3,727	3,864
	1人あたり金額(円)	1,937	2,228	2,570	3,067	3,856	4,391
入院時食事療養費 (差額支給分除く)	1,000人あたり件数	—	—	—	—	45.45	100.63
	1件あたり日数	—	—	—	—	11.90	11.71
	1件あたり金額(円)	—	—	—	—	17,374	17,415
	1人あたり金額(円)	—	—	—	—	790	1,752
訪問看護療養費	1,000人あたり件数	—	—	—	—	0.04	0.23
	1件あたり日数	—	—	—	—	5.89	5.39
	1件あたり金額(円)	—	—	—	—	27,294	39,148
	1人あたり金額(円)	—	—	—	—	1	9
入院時食事療養費 (差額支給)	1,000人あたり件数	—	—	—	—	0.00	0.02
	1件あたり日数	—	—	—	—	23.63	25.20
	1件あたり金額(円)	—	—	—	—	5,022	8,263
	1人あたり金額(円)	—	—	—	—	0	0
第二家族療養費	1,000人あたり件数	144.64	147.01	154.95	157.34	160.07	164.96
	1件あたり金額(円)	5,354	5,432	5,563	5,675	5,717	5,744
	1人あたり金額(円)	774	799	862	893	915	947
看護費	1,000人あたり日数	12.54	14.08	13.77	11.84	8.27	3.30
	1日あたり金額(円)	3,448	3,339	3,381	3,305	3,302	3,347
家族移送費	1,000人あたり件数	0.01	0.02	0.08	0.03	0.02	0.02
家族埋葬料	1,000人あたり件数	3.19	3.19	3.46	3.36	3.40	3.50
配偶者分娩費	1,000人あたり件数	18.16	18.40	18.31	18.27	9.45	—
配偶者育児手当金	1,000人あたり件数	17.96	18.19	18.08	18.05	9.35	—
配偶者出産育児一時金	1,000人あたり件数	—	—	—	—	11.05	18.38

(注) 1 特定健康保険組合を含む。  
 2 「傷病手当金」「(家族)埋葬料」「(配偶者)分娩費」「(配偶者)育児手当金」「(配偶者)出産育児一時金」「出産手当金」には、老人保健医療給付対象者が含まれているが、他は含まれていない。  
 3 被保険者、被扶養者の「1,000人あたり件数」「1,000人あたり日数」「1人あたり金額(円)」「1人あたり日数」は、それぞれ被保険者数、被扶養者数で除した数値である。

資料：厚生省保険局調

第86表 組合管掌健康保険収支状況

(単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	4,873,992,968	5,229,701,851	5,516,549,296	5,729,019,704	5,882,756,161	6,016,732,172
保 険 料	4,317,540,875	4,651,537,351	4,933,657,323	5,116,053,177	5,208,060,805	5,341,866,748
国庫支出金	58,539,368	64,538,228	64,573,349	62,731,575	63,141,614	71,987,625
事務負担金	4,892,688	5,215,852	5,442,789	5,610,475	5,618,283	5,883,156
国庫補助金	53,646,680	59,322,376	59,130,560	57,121,100	57,523,331	66,104,469
前年度より繰越金	91,545,417	79,773,748	99,398,475	104,914,150	113,879,613	87,931,876
積立金より繰入金	73,652,677	62,657,218	81,000,137	123,536,027	212,339,832	240,502,457
その他の収入	332,714,631	371,195,306	337,920,012	321,784,775	285,334,297	274,443,466
支 出	4,452,209,346	4,776,528,813	5,134,319,701	5,385,084,967	5,614,529,998	5,762,523,742
保険給付費	2,578,757,701	2,758,605,999	2,982,533,228	3,087,031,167	3,197,034,510	3,290,289,508
老人保健拠出金	1,024,693,031	1,067,718,945	1,128,593,928	1,237,487,617	1,330,914,536	1,400,015,763
退職者給付拠出金	234,103,297	259,018,214	276,248,865	291,188,272	330,971,769	339,426,051
日雇拠出金	1,440,732	1,612,968	1,082,594	1,471,097	1,994,206	1,759,155
事務費	111,699,973	120,001,520	128,825,247	132,359,259	135,191,264	137,572,098
保健事業費	303,814,909	334,491,273	361,982,482	376,529,083	373,374,764	366,689,143
その他の支出	197,699,703	235,079,894	255,053,357	259,018,472	245,048,949	226,772,024
収支差引残	421,783,622	453,173,038	382,229,595	343,934,737	268,226,163	254,208,430
翌年度への繰越	79,717,587	99,481,289	105,081,560	114,047,774	87,900,381	87,232,915
法定準備金へ繰入	68,557,590	68,333,256	64,500,884	58,645,594	53,848,057	47,968,672
別途積立金へ繰入	272,390,132	284,923,410	212,246,610	170,832,512	125,687,181	118,232,705
その他	1,118,313	435,083	400,541	408,857	790,544	774,138
年度末現在積立金	2,781,398,224	3,082,783,806	3,286,785,048	3,402,799,216	3,381,562,611	3,314,644,754
法定準備金	923,222,626	991,870,543	1,055,816,768	1,113,277,870	1,162,723,957	1,203,086,122
別途積立金	1,858,175,598	2,090,913,263	2,230,968,280	2,289,521,346	2,218,838,654	2,111,558,632

資料：健康保険組合連合会「組合決算概況報告」

3 国民健康保険

第87表 国民健康保険適用状況

年度末現在

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
保険者数	3,424	3,420	3,419	3,418	3,417	3,415
市町村	3,258	3,254	3,253	3,252	3,251	3,249
国保組合	166	166	166	166	166	166
世帯数	18,434,056	18,690,432	18,987,403	19,353,514	19,823,224	20,335,385
市町村	16,806,938	16,979,956	17,200,282	17,503,754	17,926,963	18,411,564
国保組合	1,627,118	1,710,476	1,787,121	1,849,760	1,896,261	1,923,821
被保険者数	43,069,122	42,617,242	42,429,627	42,527,901	42,811,161	43,240,484
市町村	38,881,720	38,293,693	37,978,013	37,971,179	38,195,237	38,590,174
国保組合	4,187,402	4,323,549	4,451,614	4,556,722	4,615,924	4,650,310

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第88表 国民健康保険給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
総件数	279,684,693	284,912,187	289,427,052	290,202,756	300,396,293	305,107,559
金額	5,442,698,941	5,670,087,624	6,067,058,180	6,227,892,685	6,499,571,444	6,739,858,591
療養諸費	277,888,311	283,066,678	287,513,626	288,256,431	298,811,557	303,099,194
金額	5,378,652,204	5,604,198,066	5,973,993,227	6,131,344,317	6,393,407,504	6,627,316,706
療養の給付等	270,287,971	275,213,696	279,456,944	280,264,645	290,576,459	294,669,369
金額	5,303,858,919	5,525,709,892	5,891,608,150	6,049,062,522	6,309,529,150	6,543,229,500
療養費等	7,600,340	7,852,982	8,056,682	7,991,786	8,235,098	8,429,825
金額	74,793,285	78,488,174	82,385,076	82,281,795	83,878,355	84,087,205
高額療養費(再掲)	5,402,466	5,408,090	5,587,614	5,665,712	5,564,505	5,484,607
金額	384,616,133	393,148,458	439,351,681	460,635,946	458,036,043	440,435,085
医療給付費(再掲)	4,277,773,314	4,455,533,505	4,776,127,921	4,916,039,730	5,108,459,768	5,296,755,200
その他の給付	1,796,382	1,845,509	1,913,426	1,946,325	1,584,736	2,008,365
金額	64,046,736	65,889,558	93,064,953	96,548,368	106,163,940	112,541,886

(注) 1 医療給付費は、療養諸費用額の保険者負担分+高額療養費である。  
2 老人保健による給付分を除く。  
3 平成6年度において、療養の給付等及び療養費等のうち入院時の食事にかかる給付として食事療養が、導入された。

資料：厚生省保険局「国民健康保険事業年報」

第89表 国民健康保険療養の給付等決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計件数	378,328,592	391,495,458	404,485,348	414,845,707	437,922,926	455,504,129
金額	9,276,332,580	9,843,981,521	10,621,613,722	11,153,851,248	11,984,243,776	12,817,256,626
診療費	345,422,995	355,475,065	363,917,578	368,232,070	382,147,521	391,281,769
日数	1,187,040,641	1,214,441,227	1,232,329,148	1,236,212,864	1,269,599,583	1,289,959,297
金額	8,998,796,337	9,506,865,090	10,203,690,715	10,627,448,322	11,020,945,987	11,375,058,042
入院件数	14,080,994	14,286,989	14,407,805	14,518,257	14,883,725	15,187,963
日数	297,901,574	301,657,117	299,637,521	299,418,935	303,313,072	309,018,040
金額	4,262,782,318	4,422,593,807	4,851,617,872	5,022,662,225	5,119,435,079	5,182,857,102
入院外件数	281,826,782	290,795,256	298,821,340	303,006,128	316,262,520	324,127,310
日数	750,164,284	772,682,239	792,360,646	796,591,077	823,960,932	835,351,001
金額	4,032,332,459	4,360,033,074	4,562,913,760	4,806,206,255	5,073,740,070	5,338,749,761
歯科診療件数	49,515,219	50,392,820	50,688,433	50,707,685	51,001,276	51,966,496
日数	138,974,783	140,101,871	140,330,981	140,202,852	142,325,579	145,590,256
金額	703,681,560	724,238,209	789,159,084	798,579,842	827,770,838	853,451,178
入院時食事療養費	—	—	—	—	6,999,118	14,361,372
金額	—	—	—	—	294,692,108	614,582,042
薬剤の支給	32,669,987	35,658,950	40,053,689	45,863,015	54,701,226	62,693,844
金額	235,635,772	273,037,197	321,255,174	399,237,737	491,270,370	596,730,322
老人保健施設療養費	235,610	361,443	499,966	680,435	912,474	1,197,164
金額	41,900,471	64,079,234	96,247,290	124,904,948	170,725,521	216,629,351
訪問看護療養費	—	—	14,115	70,187	161,705	331,352
金額	—	—	420,542	2,260,241	6,609,790	14,256,869

(注) 1 老人保健分を含む。  
2 入院時食事療養費の件数については、再掲扱いになるので合計には計上されていない。

資料：厚生省保険局調

第90表 国民健康保険療養費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計件数	10,624,873	11,635,106	11,563,527	11,658,243	12,084,602	12,473,697
金額	178,245,399	191,107,099	193,046,952	188,264,805	184,065,514	169,881,606
診療費	137,151	86,539	87,607	89,323	91,880	114,680
金額	3,614,926	1,711,482	1,740,024	1,815,173	1,926,136	2,070,196
その他	10,487,722	11,548,567	11,475,920	11,568,920	11,992,722	12,359,017
金額	174,630,473	189,395,616	191,306,928	186,449,631	182,139,378	167,611,410

(注) 老人保健分を含む。

資料：厚生省保険局調



第91表 国民健康保険療養の給付諸率

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
診 療 費	被保険者1人当診療費	207,418	222,177	240,177	250,235	258,144	264,086
	被保険者1,000人当件数	7,962	8,308	8,566	8,670	8,951	9,084
	診療1件当日数	3.4	3.4	3.4	3.4	3.3	3.3
	診療1件当金額	26,052	26,744	28,038	28,861	28,840	29,071
入 院	被保険者1人当診療費	98,255	103,357	114,199	118,264	119,913	120,327
	被保険者1,000人当件数	325	334	339	342	349	353
	診療1件当日数	21.2	21.1	20.8	20.6	20.4	20.3
	診療1件当金額	302,733	309,554	336,735	345,955	343,962	341,248
入 院 外	被保険者1人当診療費	92,943	101,895	107,403	113,167	118,843	123,946
	被保険者1,000人当件数	6,406	6,796	7,034	7,135	7,408	7,525
	診療1件当日数	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6
	診療1件当金額	14,308	14,993	15,270	15,862	16,043	16,471
歯科診療	被保険者1人当診療費	16,220	16,926	18,575	18,803	19,389	19,814
	被保険者1,000人当件数	1,141	1,178	1,193	1,194	1,195	1,206
	診療1件当日数	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
	診療1件当金額	14,211	14,372	15,569	15,749	16,230	16,423
療 養 費	被保険者1,000人当件数	245	272	272	275	283	290

(注) 老人保健分を含む。  
資料：厚生省保険局調

第92表 国民健康保険「その他の給付」決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
合 計	件 数	1,796,382	1,845,509	1,913,426	1,946,325	1,584,736	2,008,365
	金 額	64,046,736	65,889,558	93,064,953	96,548,368	106,163,940	112,541,886
助産給付	件 数	248,949	243,292	238,134	235,145	—	—
	金 額	33,249,806	33,035,605	55,400,288	56,368,175	—	—
葬祭給付	件 数	525,314	481,161	495,788	520,846	519,858	525,314
	金 額	16,871,488	17,891,456	21,386,291	22,583,970	24,978,629	23,367,025
育児手当給付	件 数	76,220	73,913	69,571	69,025	—	—
	金 額	407,876	474,337	403,309	411,540	—	—
出産育児給付	件 数	—	—	—	—	287,373	238,140
	金 額	—	—	—	—	65,572,011	71,345,273
そ の 他	件 数	990,052	1,032,516	1,084,875	1,122,297	743,385	1,220,911
	金 額	13,517,565	14,488,160	15,875,065	17,184,683	15,613,300	15,612,870

資料：厚生省保険局調

第93表 国民健康保険諸率

(金額 単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
保険料(税)現年分	1世帯当調定額	150,352	154,513	156,126	158,329	158,646	158,580
	被保険者1人当調定額	63,848	67,206	69,418	71,700	73,039	74,202
	被保険者1人当取納額	60,572	63,773	65,726	67,683	68,848	69,978
被保険者一人当国庫支出金	合 計	57,937	60,057	60,856	63,207	66,191	69,082
	事務費負担金	2,190	2,365	669	408	171	171
	療養給付費等負担金	44,892	46,518	48,532	50,540	53,087	55,276
	普通調整交付金	7,748	7,955	8,114	8,291	8,683	9,105
	特別調整交付金	2,869	2,993	3,259	3,514	3,796	3,634
	そ の 他	238	227	282	453	453	897
被保険者一人当諸費	都道府県支出金	1,070	1,106	1,173	1,285	1,381	1,416
	一般会計繰入金	6,865	6,882	5,339	5,538	6,055	6,771
	総 務 費	4,902	5,339	5,481	5,126	4,858	4,862
	保健事業費 (保健施設費)	823	1,169	1,211	1,149	1,210	1,265
	療 養 諸 費	217,923	234,521	254,558	267,062	285,024	297,569
	老 提 出 金 人 保 健 金	事務費	250	271	295	323	364
	事業費	—	—	—	—	105	206
	医療費	36,015	35,974	35,738	39,134	43,169	45,274
診 療 費	被保険者1,000人当 受診件数	7,962	8,308	8,566	8,670	8,951	9,084
	診療1日当金額	7,581	7,828	8,280	8,597	8,681	8,818

(注) 1 経理関係諸率の算出に当たって使用した被保険者数には、老人保健医療給付対象者を含む。  
2 表中、被保険者一人当諸費のうち、「保健施設費」は「保健事業費」となり、「老人保健拠出金」については「事業費」が追加されている。

資料：厚生省保険局調



第94表 国民健康保険診療施設経理状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	67,710,889	70,929,619	76,400,879	80,709,300	80,987,409	83,526,860
診療収入	48,210,200	50,255,282	53,272,725	54,615,090	56,706,222	57,652,181
入院	3,057,733	2,982,758	2,820,029	2,685,313	2,736,449	2,633,343
外来	44,208,211	46,266,128	49,299,650	50,715,714	52,704,577	53,587,014
その他	944,256	1,006,396	1,153,046	1,214,064	1,265,196	1,431,823
国庫支出金	212,255	187,011	129,817	182,671	296,661	299,290
繰入金	12,705,092	13,762,915	15,365,672	16,588,731	15,531,959	16,006,403
他会計	9,094,574	9,814,950	10,694,879	12,104,393	11,417,167	11,743,953
基金	498,063	687,587	933,405	617,243	799,936	1,156,880
事業勘定	3,112,455	3,260,378	3,737,388	3,867,095	3,314,856	3,105,569
前年度繰越金	4,046,000	3,968,183	4,489,792	4,834,942	4,698,499	5,015,902
その他の収入	2,255,737	2,756,228	3,142,873	4,487,866	3,754,068	4,553,084
支 出	66,697,081	69,418,145	74,634,881	78,727,067	78,724,310	81,956,079
総務費	35,666,782	36,969,950	39,325,698	41,007,916	41,107,091	42,452,655
医療費	22,986,512	24,441,172	25,985,075	27,075,104	28,097,480	28,396,260
医療費	22,605,148	24,064,830	25,622,884	26,725,149	27,752,770	28,054,495
給食費	381,364	376,342	362,191	349,955	344,710	341,765
施設整備費	2,074,323	2,200,322	3,299,149	4,858,913	3,127,237	4,744,179
公債費	1,924,945	1,922,554	2,006,022	2,083,990	2,220,275	2,211,061
その他の支出	4,044,519	3,884,148	4,018,937	3,701,143	4,172,227	4,151,924
収支差引額	1,013,808	1,511,474	1,765,998	1,982,234	2,263,099	1,570,781
積立金保有額	6,694,012	7,318,019	7,824,994	8,403,063	9,782,394	8,707,683
市町村債	9,907,891	12,145,919	10,391,845	12,693,339	13,005,558	18,030,813

(注) 国民健康保険直営診療施設のうち、地方公営企業法の適用を受けない施設に係る分である。

資料：厚生省保険局調

第95表 国民健康保険料(税)収納状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
保険料(税)現年分						
調定額	2,770,047,919	2,875,716,516	2,949,143,558	3,045,106,426	3,118,268,022	3,196,140,852
収納額	2,627,897,879	2,728,837,797	2,792,298,682	2,874,472,095	2,939,305,400	3,014,170,919
収納率(%)	94.87	94.89	94.69	94.41	94.28	94.32

資料：厚生省保険局調

第96表 国民健康保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	6,677,581,423	6,918,967,174	7,278,072,906	7,550,034,657	7,896,604,172	8,206,502,201
保険料(税)	2,705,823,718	2,804,128,045	2,864,434,341	2,945,642,980	3,013,491,426	3,092,964,778
国庫支出金	2,513,572,725	2,569,818,180	2,585,413,184	2,684,387,938	2,825,874,254	2,975,589,774
事務費負担金	94,997,521	101,204,411	28,435,471	17,341,212	7,301,453	7,382,151
療養給付費等負担金	1,947,642,862	1,990,486,801	2,061,817,821	2,146,440,903	2,266,439,236	2,380,907,754
調整交付金	460,627,719	468,429,518	483,168,423	501,368,853	532,781,671	548,681,832
その他の支出金	10,304,623	9,697,450	11,991,469	19,236,970	19,351,894	195,135,416
療養給付費交付金	597,929,721	633,966,346	737,597,248	774,195,180	842,686,879	853,987,570
都道府県支出金	46,409,515	47,346,226	49,833,389	54,576,891	58,962,577	60,991,915
保険基盤安定繰入金	98,760,335	103,951,981	107,674,809	110,964,070	118,265,221	128,206,781
基準超過費用	—	—	3,176,675	2,518,432	2,210,311	1,679,932
職員給与費等	—	—	112,976,242	108,540,465	114,479,369	120,108,767
助産費	—	—	30,192,059	31,672,746	36,309,578	40,306,745
財政安定化支援	—	—	63,966,640	82,523,684	96,851,318	114,005,637
一般会計繰入金	297,828,886	294,476,727	226,797,939	235,188,852	258,491,054	291,661,116
基金繰入金	27,312,795	34,480,540	26,814,985	37,227,932	59,466,528	62,971,505
繰越金	247,359,887	277,811,653	283,067,632	310,842,260	332,214,641	322,845,557
その他の収入	142,583,841	152,987,476	186,127,763	171,753,227	137,301,017	141,182,124
支 出	6,441,352,953	6,634,891,180	6,965,022,667	7,233,348,765	7,592,783,836	7,907,830,294
総務費	212,656,411	228,469,346	232,858,131	217,685,594	207,397,636	209,407,135
保険給付費	4,374,950,347	4,553,835,229	4,903,269,529	5,049,092,562	5,252,203,640	5,448,007,585
一般被保険者分						
療養諸費	3,058,950,873	3,164,244,340	3,356,404,627	3,423,986,520	3,565,542,516	3,714,483,166
高額療養費	337,374,358	344,173,044	382,446,286	400,311,411	397,752,113	381,002,848
退職被保険者等分						
療養諸費	852,090,868	914,526,048	996,228,557	1,047,404,814	1,101,013,339	1,158,235,632
高額療養費	47,459,269	49,165,305	57,106,330	60,532,426	60,491,398	59,640,715
助産諸費	33,258,866	33,046,771	55,411,067	56,382,778	—	—
育児見諸費	409,422	407,251	407,991	406,426	417,855	38,457
出産育児給付	—	—	—	—	64,997,352	71,349,823
葬祭諸費	16,879,800	17,905,854	21,395,769	22,595,819	24,982,384	25,591,777
その他(傷病・出産手当)	13,534,388	14,576,051	15,886,890	17,211,082	15,808,591	15,644,857
手数料	14,992,503	15,790,565	17,982,011	20,261,286	21,198,062	22,020,310
老人保健拠出金	1,573,345,484	1,550,919,721	1,530,805,723	1,675,722,882	1,863,035,814	1,976,480,389
保健事業費	35,695,302	50,001,787	51,448,253	48,791,241	51,646,489	54,502,003
直診勘定繰出金	5,335,531	5,970,551	6,691,287	6,850,608	6,203,270	6,399,832
前年度繰上充用金	85,570,681	72,507,626	60,333,793	50,272,381	43,668,996	45,283,814
その他の支出	153,799,197	173,186,900	179,615,951	184,933,497	168,627,991	167,749,536
収支差引残	236,228,470	284,076,014	313,050,238	316,686,893	303,820,336	298,671,907
赤字保険者分	△72,467,894	△60,328,295	△50,281,350	△43,668,926	△45,256,558	△45,551,490
黒字保険者分	308,696,365	344,404,309	363,331,589	360,354,818	349,076,894	344,223,398
市町村(組合)債	591,752	2,542,782	1,184,156	1,593,254	1,494,768	628,732
保険給付費未払費	56,269	175,006	145,622	55	56	160,367

(注) 支出のうち、保険給付費における助産諸費は、平成6年度より出産育児給付となった。

資料：厚生省保険局調

4 厚生年金保険

① 厚生年金保険

第97表 厚生年金保険適用状況

年度末現在

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
事業所数	1,409,015	1,488,393	1,536,292	1,564,404	1,587,337	1,606,374
船舶所有者数	8,535	8,268	7,995	7,802	7,828	7,440
被保険者数	30,997,066	31,959,272	32,483,114	32,650,669	32,740,443	32,808,314
男子	20,699,100	21,257,910	21,588,602	21,693,603	21,773,486	21,823,437
女子	10,131,532	10,552,166	10,767,544	10,829,291	10,847,990	10,873,351
坑内員	8,422	7,774	6,962	6,095	4,924	4,634
任意継続	32,099	21,799	15,496	12,442	9,901	7,918
船員	125,870	119,603	114,499	109,232	104,141	98,974
船員任意継続	33	20	11	6	1	—
平均標準報酬月額	273,684	284,362	291,145	295,125	303,611	307,530
男子	318,682	330,566	337,142	340,798	351,140	355,607
女子	181,493	190,914	198,458	203,125	207,696	210,526
坑内員	342,224	354,887	365,433	374,234	390,047	396,997
任意継続	161,061	168,119	177,226	186,096	194,484	206,743
船員	318,666	333,511	345,673	353,246	363,927	367,371
船員任意継続	157,212	153,400	159,636	172,333	170,000	—

資料：社会保険庁調

第98表 厚生年金保険被保険者数（標準報酬等級別）

平成8年3月末現在

標準報酬等級	月額	被 保 険 者 数				
		計	男子	女子	坑内員	船員
総数	万円	32,800,396	21,823,437	10,873,351	4,634	98,974
第1級	9.2	216,673	50,838	165,609	1	225
2	9.8	166,007	37,575	128,269	—	163
3	10.4	127,221	14,084	112,914	—	223
4	11.0	226,992	29,763	196,827	2	400
5	11.8	366,765	40,707	325,695	—	363
6	12.6	395,649	39,163	356,088	—	398
7	13.4	517,489	65,901	451,080	—	508
8	14.2	569,057	80,794	487,839	—	424
9	15.0	825,446	175,193	649,539	3	711
10	16.0	932,683	214,011	717,946	4	722
11	17.0	1,017,938	273,892	743,289	3	754
12	18.0	1,123,413	369,847	752,376	13	1,177
13	19.0	1,105,849	409,064	695,730	9	1,046
14	20.0	1,880,368	861,688	1,016,230	39	2,411
15	22.0	2,184,117	1,203,934	976,653	65	3,465
16	24.0	2,024,863	1,320,675	699,931	101	4,156
17	26.0	2,003,596	1,443,947	554,511	160	4,978
18	28.0	1,741,203	1,361,158	374,106	263	5,676
19	30.0	1,757,793	1,413,330	336,782	283	7,398
20	32.0	1,466,214	1,257,003	202,367	345	6,499
21	34.0	1,322,462	1,166,900	149,877	302	5,383
22	36.0	1,297,202	1,152,043	139,052	288	5,819
23	38.0	1,354,147	1,238,634	107,985	396	7,132
24	41.0	1,506,135	1,369,113	128,540	493	7,989
25	44.0	1,191,353	1,109,400	74,660	508	6,785
26	47.0	931,435	880,465	45,227	433	5,310
27	50.0	883,178	806,731	71,580	383	4,484
28	53.0	596,551	567,020	26,082	264	3,185
29	56.0	489,386	462,488	24,303	114	2,481
30	59.0	2,579,211	2,408,076	162,264	162	8,709

(注) 任意継続被保険者及び船員任意継続被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第99表 厚生年金保険適用状況(業態別)

平成8年10月1日現在

区 分	事業所数	被 保 険 者 数				平均標準報酬月額(円)			
		計	男子	女子	坑内員	平均	男子	女子	坑内員
合 計	1,632,137	33,325,366	22,156,787	11,164,100	4,479	311,708	360,633	214,573	401,937
農 林 水 産 業	12,659	119,402	81,458	37,944	—	275,655	315,549	190,010	—
石 炭 鉱 業	148	7,046	2,945	672	3,429	365,828	351,142	199,607	411,017
石 炭 以 外 の 鉱 業	5,361	105,805	87,174	18,038	593	335,569	359,364	218,869	387,285
総 合 工 事 業	129,707	2,035,548	1,675,828	359,568	152	342,376	368,399	221,049	436,329
職 別 工 事 業	69,801	556,017	449,870	106,121	26	328,577	351,264	232,404	316,538
設 備 工 事 業	74,801	841,002	698,787	142,138	77	341,635	363,626	233,556	280,000
食 料 品 ・ た ば こ 製 造 業	32,916	1,021,120	570,838	450,282	—	269,239	342,040	176,946	—
織 維 製 品 製 造 業	38,336	741,297	284,290	457,007	—	232,134	337,704	166,463	—
木 製 品 ・ 家 具 等 製 造 業	26,563	349,663	255,553	94,109	1	277,919	310,982	188,139	126,000
紙 製 品 製 造 業	9,275	295,797	218,146	77,651	—	316,148	358,502	197,164	—
出 版 ・ 印 刷 ・ 同 関 連 産 業	34,450	672,240	484,794	187,445	1	339,232	379,250	235,733	240,000
化 学 工 業 ・ 同 類 似 業	32,885	1,503,212	1,147,093	356,084	35	340,805	382,033	207,992	359,143
金 属 工 業	47,896	1,104,669	885,979	218,654	36	333,604	364,927	206,685	340,556
機 械 器 具 製 造 業	88,635	4,284,408	3,276,522	1,007,848	38	329,961	370,841	197,057	363,421
そ の 他 の 製 造 業	26,955	670,759	465,974	204,785	—	315,631	364,986	203,328	—
卸 売 業	141,646	2,936,824	2,005,750	931,031	43	322,389	368,784	222,439	288,372
飲 食 料 品 小 売 業	49,419	588,613	318,304	270,308	1	265,154	328,464	190,603	300,000
飲 食 料 品 以 外 の 小 売 業	194,196	2,988,812	1,815,466	1,173,344	2	288,218	341,222	206,208	240,000
飲 食 店	35,467	455,900	280,861	175,039	—	275,324	319,049	205,164	—
金 融 ・ 保 険 業	19,454	1,660,421	816,264	844,157	—	343,736	443,286	247,475	—
不 動 産 業	49,857	388,548	247,967	140,581	—	314,041	363,615	226,599	—
運 輸 ・ 通 信 業	65,520	2,561,907	2,191,115	370,779	13	331,088	349,309	223,415	292,615
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	7,541	319,798	267,907	51,891	—	390,628	418,587	246,276	—
物 品 賃 貸 業	9,467	150,396	100,507	49,889	—	304,791	347,403	218,944	—
旅 館 ・ そ の 他 の 宿 泊 所	13,794	374,661	206,530	168,130	1	257,589	301,892	203,168	340,000
対 個 人 サ ー ビ ス 業	24,717	319,797	160,989	158,807	1	267,808	325,999	208,818	180,000
放 送 ・ 情 報 サ ー ビ ス 業	36,240	822,549	598,812	223,737	—	343,869	378,859	250,223	—
そ の 他 の 対 事 業 所 サ ー ビ ス 業	44,193	901,767	563,873	337,893	1	267,240	311,864	192,771	280,000
修 理 業	42,670	397,968	324,966	72,994	8	308,111	328,355	217,989	300,000
映 画 ・ 娯 楽 業	17,504	445,394	224,581	220,813	—	275,794	323,308	227,468	—
医 療 ・ 保 健 ・ 廃 棄 物 処 理 業	67,991	1,514,015	381,250	1,132,763	2	274,713	368,713	243,076	155,000
教 育	12,961	212,275	97,154	115,121	—	278,090	342,449	223,776	—
社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉	26,454	498,991	119,240	379,751	—	243,977	310,164	223,194	—
学 術 研 究 機 関	2,241	74,097	53,361	20,726	10	366,003	417,011	234,710	296,000
政 治 ・ 経 済 ・ 文 化 団 体	28,011	230,177	126,850	103,327	—	298,962	357,612	226,960	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	94,424	876,264	573,461	302,794	9	315,211	361,923	226,745	296,667
公 務	17,982	298,207	96,328	201,879	—	187,917	236,835	164,576	—

(注) 1 産業分類は社会保険庁「政府管掌健康保険及び厚生年金保険業態分類標準」による。  
2 任意継続被保険者及び船員たる被保険者を除く。

資料：社会保険庁調

第100表 厚生年金保険年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	878,748	910,923	1,015,038	1,046,173	1,074,011	1,536,509
老 齡 厚 生 年 金 (老 齡 相 当) 人 員	920,393,137	971,180,970	1,105,248,381	1,174,324,823	1,247,843,124	2,073,202,478
老 齡 厚 生 年 金 (通 老 相 当) 人 員	295,310	349,746	414,569	424,191	454,012	815,278
障 害 厚 生 年 金 人 員	530,027,881	657,268,277	790,268,523	847,188,867	912,634,495	1,681,073,305
遺 族 厚 生 年 金 人 員	220,657	275,782	332,042	357,483	359,280	446,915
老 齡 年 金 人 員	73,349,182	88,599,322	106,606,301	114,313,018	116,191,278	152,753,524
通 算 老 齡 年 金 人 員	20,453	22,115	22,556	23,782	25,129	24,317
障 害 年 金 人 員	13,877,234	15,583,741	16,516,509	17,689,768	19,155,873	19,173,184
遺 族 年 金 人 員	185,042	189,052	202,965	205,210	206,738	227,329
老 齡 年 金 人 員	141,158,396	150,736,316	168,940,197	175,616,136	184,160,204	207,880,250
通 算 老 齡 年 金 人 員	67,650	22,153	7,481	6,077	4,722	3,402
障 害 年 金 人 員	135,213,547	42,527,482	11,377,700	9,567,502	7,625,197	5,723,964
遺 族 年 金 人 員	88,017	50,608	34,209	28,351	22,994	18,365
通 算 遺 族 年 金 人 員	25,559,792	15,346,439	10,687,676	9,111,439	7,266,178	5,914,964
障 害 年 金 人 員	995	919	636	673	632	500
遺 族 年 金 人 員	937,617	867,760	601,329	654,816	600,033	500,287
通 算 遺 族 年 金 人 員	261	238	220	162	153	135
障 害 年 金 人 員	191,847	187,077	171,306	129,852	130,613	119,475
遺 族 年 金 人 員	363	310	360	244	351	268
通 算 遺 族 年 金 人 員	77,642	64,556	78,840	53,425	79,254	63,525

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	10,519,264	11,092,132	11,802,501	12,535,103	13,273,231	14,448,035
老 齡 厚 生 年 金 (老 齡 相 当) 人 員	11,360,737,125	12,377,886,878	13,366,688,256	14,193,613,002	15,577,124,709	17,029,111,680
老 齡 厚 生 年 金 (通 老 相 当) 人 員	1,294,713	1,616,267	2,024,356	2,438,883	2,876,515	3,665,100
障 害 厚 生 年 金 人 員	2,287,685,159	2,907,388,481	3,613,494,925	4,308,404,743	5,224,823,397	6,617,067,162
遺 族 厚 生 年 金 人 員	823,128	1,060,902	1,376,675	1,717,526	2,056,890	2,477,603
老 齡 年 金 人 員	282,433,766	345,549,255	431,116,383	519,381,504	628,142,783	746,876,475
通 算 老 齡 年 金 人 員	87,196	104,204	120,989	138,324	156,536	173,656
障 害 年 金 人 員	58,208,939	71,649,652	85,949,089	99,832,590	118,127,287	131,757,751
遺 族 年 金 人 員	755,145	916,000	1,086,634	1,255,597	1,421,319	1,601,318
老 齡 年 金 人 員	587,862,650	743,683,512	920,761,654	1,091,225,858	1,307,666,050	1,493,084,138
通 算 老 齡 年 金 人 員	3,464,916	3,376,689	3,268,833	3,158,986	3,044,052	2,926,572
障 害 年 金 人 員	5,820,604,326	5,957,588,951	5,948,977,341	5,834,822,833	5,906,881,715	5,707,830,064
遺 族 年 金 人 員	2,349,413	2,327,832	2,288,907	2,242,533	2,187,543	2,125,292
老 齡 年 金 人 員	853,078,348	882,704,225	895,563,378	891,246,700	913,373,968	891,989,025
障 害 年 金 人 員	239,710	231,319	222,655	214,321	206,140	198,546
遺 族 年 金 人 員	269,678,491	266,940,137	264,169,948	257,296,227	259,220,773	250,278,312
通 算 遺 族 年 金 人 員	1,344,712	1,302,553	1,261,013	1,220,713	1,180,398	1,140,624
障 害 年 金 人 員	1,165,301,981	1,166,323,833	1,170,335,866	1,155,504,497	1,182,241,201	1,154,472,720
遺 族 年 金 人 員	160,331	156,366	152,439	148,220	143,838	139,324
通 算 遺 族 年 金 人 員	35,883,466	36,058,832	36,319,672	35,898,051	36,647,534	35,756,034

(注) 1 通算老齡年金には特例老齡年金を含む。  
2 遺族年金には、寡婦年金、かん夫年金及び遺児年金を含む。  
3 通算遺族年金には、特例遺族年金を含む。  
4 船員保険の旧法分を含む。  
5 平成3年度以降の金額には、基金代行支給分を含む。

資料：社会保険庁調

第101表 厚生年金保険一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計件数	4,965	5,099	6,286	9,470	10,304	17,344
金額	1,083,397	1,069,894	1,285,141	1,862,788	2,158,580	5,992,056
脱退手当金件数	4,756	4,941	6,154	9,291	10,111	10,949
金額	829,850	871,384	1,105,169	1,637,972	1,906,754	2,158,768
障害手当金件数	209	158	132	179	193	272
金額	253,547	198,510	179,973	224,816	251,826	403,030
脱退一時金件数	.	.	.	.	.	6,123
金額	.	.	.	.	.	3,430,259

(注) 船員保険の旧法分を含む。

資料：社会保険庁調

第102表 厚生年金保険給付受給権者1人当り金額

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
年 金						
新規裁定	1,084,113	1,130,806	1,162,042	1,199,894	1,258,583	1,392,882
老齢厚生年金(老齢相当)	1,794,819	1,931,641	1,970,771	2,068,884	2,103,315	2,076,466
老齢厚生年金(通老相当)	332,413	349,988	361,720	365,938	384,961	380,200
障害厚生年金	1,064,767	1,098,733	1,146,331	1,153,619	1,207,833	1,256,098
遺族厚生年金	894,537	923,984	953,942	974,252	1,026,833	1,031,523
老 齢 年 金	1,998,722	1,919,717	1,520,880	1,574,379	1,643,498	1,682,529
通算老齢年金	290,396	303,241	312,423	321,380	312,889	322,078
障 害 年 金	942,329	944,244	945,486	972,981	991,139	1,000,574
遺 族 年 金	735,046	786,036	778,661	801,556	900,114	885,000
通算遺族年金	213,890	208,245	219,001	218,956	218,242	237,033
年 度 末 現 在	1,091,207	1,152,914	1,198,881	1,228,523	1,302,619	1,331,547
老齢厚生年金(老齢相当)	1,766,944	1,893,890	1,957,398	2,000,232	2,105,931	2,105,111
老齢厚生年金(通老相当)	343,123	438,842	516,064	573,451	639,307	666,257
障 害 厚 生 年 金	1,057,708	1,089,783	1,117,049	1,133,416	1,187,377	1,196,144
遺 族 厚 生 年 金	889,630	915,388	944,529	959,597	1,008,226	1,014,187
老 齢 年 金	1,679,869	1,764,329	1,819,909	1,847,056	1,940,467	1,950,347
通算老齢年金	363,103	379,196	391,262	397,429	417,534	419,702
障 害 年 金	1,125,020	1,153,991	1,186,454	1,200,518	1,257,499	1,260,556
遺 族 年 金	866,581	895,414	928,092	946,582	1,001,562	1,012,141
通算遺族年金	223,809	230,605	238,257	242,194	254,783	256,639
一 時 金	218,207	209,824	204,445	196,704	209,489	345,483
脱退手当金	174,485	176,358	179,585	176,297	188,582	197,165
障 害 手 当 金	1,213,144	1,256,393	1,363,431	1,255,958	1,304,799	1,481,729
脱 退 一 時 金	.	.	.	.	.	560,225

(注) 1 第100表及び第101表の(注)参照

2 1人当り金額には、それぞれ併給している基礎年金分を含む。

3 平成3年度以降の1人当り金額は、基金代行支給分を含む。

4 平成6年度の年金の新規裁定は年金額改定後に係るものである。

資料：社会保険庁調

第103表 厚生年金保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
徴収決定額	13,122,301,520	14,298,370,574	15,073,124,486	15,507,274,508	16,602,233,090	18,943,648,604
前年度からの繰越額	65,396,232	64,562,311	76,623,598	110,016,086	149,094,683	249,079,777
現年度分	13,056,905,288	14,233,808,263	14,996,500,888	15,397,258,421	16,453,138,407	18,694,568,827
取納済額	13,050,692,259	14,214,107,462	14,955,010,820	15,347,646,538	16,339,805,453	18,693,281,717
不納欠損額	6,668,950	6,450,235	5,469,556	7,648,948	9,570,153	12,681,846
取納未済額	64,940,312	77,812,878	112,644,110	151,979,022	252,857,483	237,684,041
取納率(%)	99.5	99.4	99.2	99.0	98.4	98.7

資料：社会保険庁調

第104表 厚生年金保険収支状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
取 入	26,101,214,315	29,557,559,389	31,726,185,477	33,033,524,312	34,771,534,328	38,123,682,913
保険料収入	13,050,692,259	14,214,107,462	14,955,010,820	15,347,646,538	16,339,805,453	18,693,281,717
国庫負担金	2,183,354,903	2,413,946,312	2,648,078,432	2,880,216,734	3,024,430,847	2,875,955,142
事務費	39,182,514	40,089,157	42,116,154	42,521,274	45,372,417	46,411,023
給付費	2,144,172,389	2,373,857,155	2,605,962,278	2,837,695,460	2,979,058,430	2,829,544,119
制度間調整勘定より受入	.	5,943,874,081	6,606,153,104	7,017,973,162	7,602,798,047	8,424,010,622
国年特会より受入	2,212,159,617	2,292,094,372	2,500,992,909	2,679,277,163	2,509,285,636	2,568,888,248
運用収入	4,215,186,878	4,665,221,044	4,955,416,510	5,077,151,038	5,262,117,093	5,526,757,073
その他の収入	28,305,615	28,316,118	60,533,700	31,259,677	33,097,252	34,790,111
積立金より受入	-	-	-	-	-	-
雑収入等	28,305,615	28,316,118	60,533,700	31,259,677	33,097,252	34,790,111
支 出	19,457,558,921	22,420,861,831	24,589,131,320	26,296,355,284	28,108,794,895	30,841,042,425
保険給付費	10,503,093,202	11,322,974,252	12,146,046,864	12,905,548,419	13,827,699,018	15,041,281,893
制度間調整勘定へ繰入	.	6,034,871,115	6,697,173,260	7,095,386,729	7,680,477,912	8,474,774,362
国年特会へ繰入	4,264,603,940	4,840,410,050	5,510,191,970	6,021,072,883	6,317,128,418	7,015,433,053
事務費	42,408,898	43,496,415	45,305,848	45,195,722	48,275,704	49,405,048
福祉施設費	132,838,448	146,093,554	151,897,626	180,748,864	173,504,128	191,838,767
その他の支出	27,206,634	33,016,245	38,515,752	48,402,667	61,709,715	68,309,301
収支差引残	6,643,655,394	7,136,697,758	7,137,054,157	6,736,169,028	6,662,739,433	7,282,640,488
翌年度への繰越	669,146	121,165	70,902	650,581	1,453,569	3,328,410
積立金への繰入	6,642,986,248	7,136,576,594	7,136,983,255	6,736,518,447	6,661,285,863	7,279,312,078
積立金から補足	-	-	-	-	-	-
年度末現在積立金	76,860,463,162	83,997,039,756	91,134,023,010	97,870,541,457	104,531,827,320	111,811,139,398

(注) 雑収入には、前年度からの繰越額を含む。

資料：社会保険庁調

② 厚生年金基金

第105表 厚生年金基金適用状況

年度末現在

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
基金数	1,474	1,593	1,735	1,804	1,842	1,878
設立事業所数	135,478	153,934	173,422	185,080	190,865	195,323
加入員数	9,844,597	10,678,024	11,571,433	11,918,988	12,051,482	12,130,088
特例第1種	7,122,900	7,686,937	8,272,869	8,515,564	8,635,754	8,720,483
2	2,721,575	2,990,972	3,298,463	3,403,325	3,415,666	3,409,544
3	122	115	101	99	62	61
平均標準給与月額	293,162	302,637	307,627	311,447	322,151	327,995
特例第1種	334,905	345,182	349,881	353,214	365,676	371,699
2	183,909	193,293	201,650	206,942	212,108	216,216
3	275,082	278,000	290,594	291,010	297,903	301,967

(注) 特例第1種 一般男子、特例第2種 女子、特例第3種 坑内員。

資料：厚生省年金局調

第106表 厚生年金基金年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計件数	1,923,638	2,098,391	2,306,902	2,542,147	2,793,932	3,121,104
金額	489,660,209	567,735,139	658,822,035	770,334,371	895,996,297	1,069,983,830
基金裁定件数	1,452,189	1,584,944	1,739,769	1,921,777	2,112,756	2,362,033
金額	469,558,062	545,400,428	633,629,339	742,249,400	864,611,665	1,028,276,751
基金連合会裁定件数	471,449	513,447	567,133	620,370	681,176	759,071
金額	20,102,147	22,334,711	25,192,696	28,084,971	31,384,632	35,707,089

資料：厚生省年金局調

第107表 厚生年金基金一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計件数	243,498	264,962	288,286	312,278	328,276	363,902
金額	174,149,513	214,701,879	236,480,848	264,131,838	283,950,621	338,462,655
脱退一時金件数	210,930	225,948	242,801	260,391	273,285	302,012
金額	52,988,088	58,498,160	60,576,139	65,591,155	72,146,346	85,880,512
死亡一時金件数	7,737	8,736	9,852	10,808	11,695	12,355
金額	16,485,544	19,697,767	22,231,413	26,302,521	29,664,794	32,266,185
選択一時金件数	24,831	30,278	35,633	41,079	43,296	49,535
金額	104,675,881	136,505,952	153,673,296	172,238,162	192,139,481	220,315,958

(注) 選択一時金とは、年金給付の原資の一部を退職時又は年金給付の支給開始年齢の到達時に、受給権者の選択により支給したものである。

資料：厚生省年金局調

第108表 厚生年金基金給付1人当り金額

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
年金	254,549	270,557	285,587	303,025	320,694	340,900
一時金	715,199	810,312	820,299	845,823	895,437	930,093
脱退一時金	251,212	258,901	249,489	251,895	263,997	284,361
死亡一時金	2,130,741	2,254,781	2,256,538	2,433,616	2,536,537	2,611,589
選択一時金	4,215,532	4,508,420	4,312,668	4,192,852	4,437,811	4,447,683

(注) 年金については年度末現在のものである。

資料：厚生省年金局調

○参考 税制適格年金 (適格退職年金)

第109表 税制適格年金加入件数

年度末現在

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
保険型	80,888	82,511	82,890	82,717	81,804	80,534
共済型	1,268	1,206	1,141	1,058	1,016	953
信託型	8,286	8,366	8,436	8,580	8,646	8,756
計	90,442	92,083	92,467	92,355	91,466	90,243

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

第110表 税制適格年金加入者数

(単位 千人)

区分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
保険型	5,457	5,973	6,074	6,164	6,198	6,148
共済型	111	109	112	116	119	120
信託型	4,205	4,314	4,405	4,470	4,459	4,357
加入者数	9,773	10,396	10,591	10,750	10,776	10,625

資料：生命保険協会・信託協会・全国共済農業協同組合連合会調

5 国民年金

第111表 国民年金被保険者数

年度末現在

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
総 数	29,535,384	30,586,353	30,620,165	30,777,277	30,956,028	31,304,894
第1号被保険者	17,191,454	18,172,831	18,148,830	18,263,285	18,413,351	18,746,838
任意加入被保険者	387,582	363,623	358,999	350,626	348,066	357,481
第3号被保険者	11,956,348	12,049,899	12,112,336	12,163,366	12,194,611	12,200,575
(再 掲)						
付加保険料納付被保険者	1,595,246	1,424,841	1,308,245	1,216,096	1,131,702	1,053,756
強 制	539,085	491,414	447,496	411,203	376,957	344,156
任 意	1,056,161	933,427	860,749	804,893	754,745	709,600
保険料免除被保険者	2,162,466	2,550,243	2,665,611	2,865,937	3,089,581	3,304,233
法 定 免 除	881,163	870,194	860,625	861,547	864,564	868,796
申 請 免 除	1,281,303	1,680,049	1,804,986	2,004,390	2,225,017	2,435,437

資料：社会保険庁調

第112表 国民年金印紙売りさばき代金収納済額及び保険料収納済額状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
印紙売りさばき代金収納済額	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659	1,727,493,793
保険料収納済額	1,307,864,701 (7,656,077)	1,464,872,475 (6,973,688)	1,541,255,123 (4,986,457)	1,641,904,475 (5,856,197)	1,728,726,339 (5,372,717)	1,829,125,572 (4,986,457)
印紙収入検認額	1,243,479,520 (7,618,273)	1,378,270,534 (6,942,056)	1,463,475,060 (6,275,344)	1,560,002,385 (5,833,452)	1,640,726,399 (5,352,537)	1,731,497,258 (4,967,658)
過年度保険料	54,181,300 (34,294)	61,975,665 (28,400)	64,641,376 (26,446)	67,725,093 (21,220)	73,337,472 (18,702)	81,587,894 (16,128)
前納保険料	293,062 (3,509)	309,485 (3,233)	296,227 (2,284)	258,186 (1,525)	257,959 (1,477)	474,007 (2,670)
追納保険料	9,910,820	24,316,791	12,842,461	13,918,811	14,404,509	15,566,413

(注) ( )内の計数は、付加保険料(再掲)である。

資料：社会保険庁調

第113表 拠出制年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	635,648	625,923	641,469	670,487	637,671	652,658
老齢基礎年金 人 員	298,426,051	332,236,178	361,828,705	389,169,716	387,436,717	411,466,526
障害基礎年金 人 員	81,544,029	207,264,185	261,714,463	288,697,340	288,104,734	301,799,895
遺族基礎年金 人 員	62,589	61,879	63,734	64,848	64,584	69,725
老 齢 年 金 人 員	49,105,363	49,917,795	52,933,737	54,575,588	55,804,317	62,095,460
通算老齢年金 人 員	57,081	53,736	52,356	50,425	46,640	49,891
障 害 年 金 人 員	37,191,948	35,960,024	36,139,936	35,413,114	33,827,545	37,450,560
母 子 年 金 人 員	139,056	33,033	3,025	1,944	1,480	1,339
準母子年金 人 員	85,267,680	20,645,962	1,921,812	1,419,608	1,201,501	1,251,528
遺 児 年 金 人 員	163,230	64,024	29,899	28,733	25,723	24,943
寡 婦 年 金 人 員	41,331,292	14,646,115	5,438,343	5,551,035	5,309,133	5,581,094
合 計 金 額	887	656	502	429	309	341
老 齢 基 礎 年 金 金 額	690,637	516,503	409,798	350,179	254,112	294,308
障 害 基 礎 年 金 金 額	12	10	13	3	1	1
遺 族 基 礎 年 金 金 額	11,777	8,437	13,053	3,133	1,229	1,313
老 齢 年 金 金 額	—	—	—	—	—	—
通 算 老 齢 年 金 金 額	—	—	—	—	—	—
障 害 年 金 金 額	4	6	2	2	—	—
母 子 年 金 金 額	1,756	2,578	1,451	950	—	—
準 母 子 年 金 金 額	7,373	7,090	6,854	6,557	5,963	5,938
遺 児 年 金 金 額	3,281,569	3,274,578	3,256,112	3,158,771	2,934,147	2,992,369
寡 婦 年 金 金 額	—	—	—	—	—	—

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	11,362,258	12,027,663	12,758,632	13,559,376	14,312,013	15,152,290
老齢基礎年金 人 員	4,502,830,058	5,054,676,151	5,709,269,196	6,351,919,128	7,282,054,436	7,973,117,050
障害基礎年金 人 員	973,344	1,761,208	2,696,967	3,711,921	4,703,976	5,788,202
遺族基礎年金 人 員	372,487,376	830,309,906	1,412,501,403	2,055,670,369	2,823,923,168	3,568,628,479
老 齢 年 金 人 員	904,093	942,280	980,790	1,019,424	1,056,792	1,098,287
通算老齢年金 人 員	729,129,921	779,298,553	834,224,146	877,627,898	958,562,694	999,284,099
障 害 年 金 人 員	206,834	224,487	239,076	250,364	257,513	264,197
母 子 年 金 人 員	135,836,170	151,910,349	167,322,818	178,297,551	194,330,456	201,224,172
準母子年金 人 員	6,752,662	6,569,273	6,341,946	6,109,936	5,864,428	5,612,069
遺 児 年 金 人 員	2,616,655,158	2,634,379,666	2,632,905,936	2,584,084,043	2,629,390,966	2,540,443,667
寡 婦 年 金 人 員	2,157,582	2,183,703	2,171,924	2,156,836	2,134,441	2,109,391
合 計 金 額	378,646,624	398,764,422	410,536,870	415,554,029	436,301,165	436,062,875
老 齢 基 礎 年 金 金 額	268,600	256,340	244,309	232,635	221,380	210,711
障 害 基 礎 年 金 金 額	209,356,748	205,261,785	201,613,751	194,793,055	195,748,780	187,348,106
遺 族 基 礎 年 金 金 額	42,652	33,345	25,879	20,101	15,205	11,331
老 齢 年 金 金 額	36,597,017	29,299,864	23,311,482	18,254,432	14,495,927	10,781,110
通 算 老 齢 年 金 金 額	58	49	38	20	16	9
障 害 年 金 金 額	50,907	43,304	34,253	18,784	15,622	8,878
母 子 年 金 金 額	1,568	1,100	777	530	344	217
準 母 子 年 金 金 額	922,456	676,864	496,008	350,800	240,048	159,266
遺 児 年 金 金 額	54,865	55,878	56,926	57,609	57,918	57,876
寡 婦 年 金 金 額	23,147,682	24,731,439	26,322,530	27,268,167	29,045,612	29,176,399

資料：社会保険庁調



第114表 福祉年金受給権者状況

(i) 新規裁定分 (金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計人員	636	502	417	319	242	215
金額	220,988	180,067	152,907	120,359	94,553	86,222
老齢福祉年金人員	633	501	410	319	242	214
金額	220,664	179,959	152,151	120,359	94,553	86,114
老齢特別給付金人員	3	1	7	—	—	1
金額	324	108	756	—	—	108

(ii) 年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計人員	1,211,788	1,045,237	890,151	755,813	630,174	525,162
金額	422,422,801	375,445,111	330,331,879	285,165,013	251,815,781	211,324,011
老齢福祉年金人員	1,211,761	1,045,221	890,139	755,801	630,168	525,158
金額	422,419,885	375,443,383	330,330,583	285,163,717	251,815,133	211,323,579
再掲 {一部支給停止人員	138,956	122,577	105,339	89,580	73,847	61,806
金額	31,450,003	30,690,340	26,862,928	22,587,027	18,903,595	13,464,538
再掲 {全部支給停止人員	248,267	229,220	207,049	175,742	148,475	125,633
老齢特別給付金人員	27	16	12	12	6	4
金額	2,916	1,728	1,296	1,296	648	432
再掲 {一部支給停止人員	1	1	1	1	1	1
金額	68	68	40	36	22	20
再掲 {全部支給停止人員	2	2	1	1	—	—

(注) 一部支給停止金額欄については、支給額である。

資料：社会保険庁調

第115表 国民年金特別会計収支状況

(単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
歳入	7,795,568,451	8,493,467,680	9,497,338,941	10,374,093,424	11,131,225,398	12,274,110,721
歳入等収入	7,665,940,209	8,419,574,072	9,418,976,884	10,311,565,223	11,034,276,592	12,191,947,350
運用収入	66,035,835	70,515,185	74,816,909	58,485,328	92,209,425	76,669,955
雑収入	3,592,407	3,378,422	3,545,149	4,042,873	4,739,381	5,493,415
歳出	7,062,217,278	7,749,728,618	8,626,711,702	9,374,588,104	9,969,769,149	11,007,464,858
基礎年金給付費	1,089,079,829	1,354,889,935	1,954,815,321	2,596,833,054	3,335,145,970	4,169,509,637
基礎年金相当給付費	5,973,073,564	6,394,730,535	6,671,687,827	6,777,530,783	6,634,391,156	6,837,771,901
繰入及交付金	—	—	—	—	—	—
諸支出金	63,885	108,148	208,554	224,267	232,023	183,318
歳入歳出差引	673,351,173	743,739,062	870,627,239	999,505,320	1,161,456,249	1,266,645,865
(翌年度へ繰越)	673,351,173	743,739,062	870,627,239	999,505,320	1,161,456,249	1,266,645,865
年度末現在積立金	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812	724,607,812
歳入	5,714,790,674	6,239,948,546	6,456,652,180	6,559,861,365	6,491,172,920	6,672,993,473
保険料収入	1,305,263,581	1,450,500,979	1,541,601,348	1,646,593,800	1,729,584,598	1,825,122,108
一般会計より受入	954,756,898	1,068,287,727	1,155,028,518	1,238,236,240	1,088,933,446	1,184,555,938
基礎年金勘定より受入	3,041,094,315	3,276,870,663	3,266,672,758	3,158,727,986	3,132,806,722	3,186,849,547
運用収入	173,652,145	205,708,138	255,111,915	278,925,274	304,284,364	318,373,231
雑収入	240,023,735	238,581,038	237,583,502	237,378,065	235,563,790	158,092,650
歳出	5,070,944,938	5,281,517,016	5,456,229,101	5,610,370,033	5,815,184,430	5,994,037,408
国民年金給付費	3,172,816,242	3,264,977,036	3,276,256,016	3,234,282,537	3,218,343,124	3,219,324,948
基礎年金勘定へ繰入	1,850,324,674	1,965,572,728	2,125,997,863	2,318,813,318	2,537,141,441	2,705,516,536
諸支出金	15,223,356	15,850,390	17,198,335	18,408,964	19,663,267	24,610,051
業務勘定へ繰入	32,580,666	35,116,862	36,776,887	38,865,214	40,036,598	44,585,873
歳入歳出差引	643,845,736	958,431,530	1,000,423,079	949,491,332	675,988,490	678,958,065
(超過受入)	233,887,164	233,030,433	232,103,415	230,841,113	152,887,463	100,867,432
(積立金へ繰入)	409,958,571	725,401,097	768,319,664	718,650,219	523,101,027	578,088,632
年度末現在積立金	3,631,711,593	4,357,171,434	5,127,518,672	5,846,811,259	6,371,210,828	6,951,616,007
歳入	473,206,803	402,567,150	328,580,319	267,131,407	229,248,383	201,514,971
一般会計より受入	342,051,264	290,234,466	239,649,235	210,804,216	195,272,164	173,765,956
雑収入等	131,155,539	112,332,684	88,931,084	56,327,191	33,976,219	27,749,015
歳出	361,955,471	314,294,386	272,967,315	233,835,902	201,950,503	173,846,935
福祉年金給付費	361,955,372	314,294,164	272,967,307	233,835,815	201,950,217	173,846,870
諸支出金	99	222	8	87	286	65
歳入歳出差引	111,251,332	88,272,764	55,613,004	33,295,505	27,297,880	27,668,036
歳入	1,405,443,838	1,542,051,533	1,649,783,570	1,753,637,709	1,838,527,943	1,935,561,563
一般会計より受入	130,263,213	139,397,126	143,175,910	145,637,055	152,643,041	158,318,064
印紙売さばき収入	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659	1,727,493,793
国民年金勘定より受入	32,580,666	35,116,862	36,776,887	38,865,214	40,036,598	44,585,873
雑収入等	1,721,560	3,638,507	6,009,488	4,443,730	4,263,645	5,163,833
歳出	1,402,872,708	1,538,079,593	1,644,132,749	1,750,052,441	1,833,269,412	1,927,177,938
業務取扱費	129,271,850	138,795,272	143,863,836	146,769,102	152,490,873	157,005,727
施設整備費	307,054	326,850	359,665	360,823	392,059	405,816
国民年金勘定へ繰入	1,240,878,399	1,363,899,038	1,463,821,284	1,564,691,710	1,641,584,659	1,727,493,793
福祉施設費	32,415,405	34,337,752	36,087,964	38,230,806	38,821,821	42,272,601
歳入歳出差引	2,571,130	3,971,940	5,650,820	3,585,267	5,238,531	8,383,625
(翌年度へ繰越)	2,400,021	3,913,196	3,623,246	2,942,900	3,939,989	6,067,078
(国民年金勘定積立金へ繰入)	171,109	58,744	2,027,575	642,367	1,298,542	2,316,547

資料：社会保険庁調



6 農業者年金基金

第116表 農業者年金被保険者数

年度末現在 (単位 人・%)

区分 年度	総数	当然加入 被保険者	任意加入 被保険者	30 a 以上 50 a 未満 の経営者			
				農業生産 法人構成員	後継者	その他	
昭和63年度	676,791	419,635	257,156	9,924	1,832	244,754	646
平成元年度	625,756	374,248	251,508	8,727	1,726	240,304	751
2	574,232	330,667	243,565	7,619	1,653	233,511	782
3	525,718	291,220	234,498	6,582	1,555	225,479	882
4	479,648	256,460	223,188	5,704	1,489	215,035	960
5	441,937	228,170	213,767	4,976	1,463	206,259	1,069
6	405,803	203,144	202,659	4,335	1,393	195,825	1,106
7	371,632	180,505	191,127	3,799	1,354	184,850	1,124
7年度構成比	100.0	48.6	51.4	1.0	0.4	49.7	0.3

(注) 任意加入被保険者の内訳欄の「その他」とは、特例任意、高齢任意及び任意継続の被保険者である。

資料：農業者年金基金「事業年報」

第117表 農業者年金受給権者状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
経営移譲年金 人員 金額	629,855 195,676,943	652,645 181,682,453	660,559 162,266,104	669,347 137,097,029	671,125 111,595,857	674,181 96,633,252
農業者老齢年金 人員 金額	448,094 49,067,699	496,098 57,599,142	536,673 65,460,042	573,243 72,727,605	607,549 83,911,848	635,353 90,714,064

資料：農業者年金基金調

第118表 農業者年金年金勘定経理状況

(単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 益	1,666,150,742	814,503,579	801,813,290	797,448,491	823,996,448	793,309,963
(年金給付関係)	1,661,397,020	809,515,626	796,715,974	792,266,522	818,688,720	787,913,642
保険料収入	72,733,311	72,238,511	70,675,892	70,118,378	68,172,980	65,483,010
運用収入	27,649,689	22,678,015	18,006,243	16,155,296	13,333,360	10,206,117
国庫補助金・負担金収入	97,838,472	99,707,827	104,469,698	104,511,444	108,183,191	101,441,121
支払・責任準備金戻入	1,463,152,029	581,313,427	565,717,885	564,517,339	578,012,114	610,781,832
雑 益	23,520	39,300	72,557	35,086	801	1,559
当期欠損金	—	33,538,547	37,773,697	36,928,976	50,986,270	—
(年金給付関係以外)	4,753,721	4,987,952	5,097,316	5,181,969	5,307,728	5,396,321
国庫補助金収入	4,126,490	4,369,808	4,484,440	4,572,867	4,691,012	4,792,112
資産見返補助金収入	4,195	4,758	4,977	4,647	4,523	4,605
運用収入	611,329	605,191	603,797	600,684	608,914	596,708
雑 益	11,707	8,195	4,100	3,770	3,278	2,894
費用	1,666,150,742	814,503,579	801,813,290	797,448,491	823,996,448	793,309,963
(年金給付関係)	1,661,397,020	809,515,627	796,715,974	792,266,522	818,688,720	787,913,642
給付金	248,101,206	242,262,906	230,626,104	212,573,322	206,369,002	192,910,905
支払・責任準備金繰入	581,313,427	565,717,885	564,517,339	578,012,114	610,781,832	439,428,095
保険料還付金	1,509,040	1,534,836	1,572,530	1,681,085	1,537,884	1,540,364
当期利益金	830,473,347	—	—	—	—	154,034,277
(年金給付関係以外)	4,753,721	4,987,952	5,097,316	5,181,969	5,307,728	5,396,321
一般管理費	49,481	4,985,734	5,096,392	5,181,071	5,307,415	5,396,146
固定資産除却損	823	0	322	51	26	13
当期利益金	3,417	2,217	601	846	286	161

資料：農業者年金基金調

7 国家公務員等共済組合

① 各省各庁組合

第119表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	組 合 員 数		
	長期組合員	短期組合員	計
平成2年度 (1990)	{ 2 } (3,195) 1,123,009	(35,278) 95	(38,475) 1,123,104
3 (1991)	{ 1 } (3,255) 1,128,678	(33,163) 94	(36,419) 1,128,772
4 (1992)	{ 3 } (3,357) 1,126,944	(31,517) 98	(34,877) 1,127,042
5 (1993)	{ 4 } (3,438) 1,123,132	(29,051) 98	(32,493) 1,123,230
6 (1994)	{ 1 } (3,487) 1,124,276	(28,106) 99	(31,594) 1,124,375
7 (1995)	(3,441) 1,121,122	(28,514) 97	(31,955) 1,121,219
衆議院	( 2 ) 2,607	( 164 ) —	( 166 ) 2,607
参議院	1,329	( 67 ) —	( 67 ) 1,329
総理府	( 281 ) 20,669	( 587 ) 43	( 868 ) 20,712
法務省	30,214	( 951 ) 5	( 951 ) 30,219
外務省	( 9 ) 4,937	( 69 ) 2	( 78 ) 4,939
大蔵省	( 357 ) 72,085	( 1,510 ) 6	( 1,867 ) 72,091
文部省	( 296 ) 137,792	( 3,465 ) 2	( 3,761 ) 137,794
農林水産省	( 224 ) 35,438	( 1,024 ) 3	( 1,248 ) 35,441
通商産業省	( 503 ) 12,341	( 225 ) 3	( 728 ) 12,344
運輸省	( 619 ) 37,549	( 631 ) 11	( 1,250 ) 37,560
厚生省	( 232 ) 5,774	( 103 ) 8	( 335 ) 5,782
厚生省第二	( 7 ) 55,344	( 1,604 ) —	( 1,611 ) 55,344
労働省	( 210 ) 23,165	( 244 ) 8	( 454 ) 23,173
裁判所	26,015	( 1,602 ) —	( 1,602 ) 26,015
会計検査院	( 19 ) 1,248	( 15 ) —	( 34 ) 1,248
刑務所	21,000	( 501 ) —	( 501 ) 21,000
防衛施設庁	( 1 ) 3,315	( 39 ) —	( 40 ) 3,315
防衛庁	264,294	( 1,814 ) 2	( 1,814 ) 264,296
印刷局	( 1 ) 6,051	( 87 ) —	( 88 ) 6,051
造幣局	1,418	( 22 ) —	( 22 ) 1,418
林野庁	( 20 ) 20,096	( 2,287 ) —	( 2,307 ) 20,096
建設省	( 479 ) 24,604	( 583 ) 2	( 1,062 ) 24,606
郵政省	( 181 ) 301,551	( 10,617 ) 2	( 10,798 ) 301,553
連合会職員	12,286	( 303 ) —	( 303 ) 12,286

被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数	組合員1人当り標準報酬月額		
		長期組合員	短期組合員	平均
(31,307) 1,615,686	(0.89) 1.44	{365,000} (447,678) 332,247	(283,239) 710,000	339,463
(29,785) 1,591,347	(0.90) 1.41	{530,000} (451,303) 339,950	(297,257) 710,000	346,749
(27,424) 1,568,554	(0.87) 1.39	{453,333} (461,055) 351,401	(304,866) 980,000	362,242
(24,715) 1,546,413	(0.85) 1.38	{382,500} (472,184) 360,400	(317,297) 980,000	372,809
(23,953) 1,538,008	(0.85) 1.37	{300,000} (507,374) 371,116	(325,155) 980,000	378,593
(24,347) 1,523,173	(0.85) 1.36	(516,972) 378,364	(331,104) 980,000	386,520
( 139 ) 2,398	(0.85) 0.92	(425,000) 430,203	(445,976) —	468,953
( 61 ) 1,528	(0.91) 1.15	450,474	(449,403) —	492,287
( 473 ) 27,647	(0.81) 1.33	(491,317) 399,281	(318,671) 980,000	413,532
( 967 ) 40,656	(1.02) 1.35	385,032	(364,826) 980,000	398,874
( 77 ) 7,401	(1.12) 1.50	(590,000) 420,484	(410,290) 980,000	451,917
( 1,763 ) 106,013	(1.17) 1.47	(525,826) 397,729	(359,291) 980,000	405,241
( 2,826 ) 200,276	(0.82) 1.45	(436,791) 425,246	(361,001) 980,000	438,060
( 904 ) 55,581	(0.88) 1.57	(514,107) 377,978	(341,084) 980,000	383,708
( 228 ) 17,414	(1.01) 1.41	(520,437) 435,431	(392,222) 980,000	456,133
( 578 ) 65,613	(0.92) 1.75	(540,032) 416,679	(364,868) 980,000	427,319
( 83 ) 7,114	(0.81) 1.23	(492,026) 422,007	(371,262) 980,000	443,556
( 658 ) 47,150	(0.41) 0.85	(497,143) 395,051	(330,574) —	412,958
( 166 ) 29,650	(0.68) 1.28	(549,095) 366,525	(335,984) 980,000	368,779
( 1,394 ) 27,247	(0.87) 1.05	380,010	(335,401) —	408,875
( 18 ) 1,504	(1.20) 1.21	(548,947) 425,313	(389,333) —	445,481
( 452 ) 37,469	(0.90) 1.78	414,541	(358,084) —	418,946
( 18 ) 5,143	(0.46) 1.55	(470,000) 392,591	(304,103) —	401,581
( 1,831 ) 346,715	(1.01) 1.31	335,717	(301,180) 980,000	338,846
( 31 ) 6,817	(0.36) 1.13	(380,000) 355,451	(327,816) —	358,969
( 12 ) 2,077	(0.55) 1.46	353,292	(320,909) —	356,755
( 2,015 ) 28,927	(0.88) 1.44	(477,500) 358,655	(278,050) —	360,319
( 412 ) 35,846	(0.71) 1.46	(548,017) 388,250	(292,264) 980,000	391,677
( 9,116 ) 414,833	(0.86) 1.38	(498,232) 374,142	(323,932) 980,000	379,538
( 125 ) 8,154	(0.41) 0.66	378,703	(337,030) —	402,052

(注) 1 長期組合員は短期保険及び長期保険両方の適用者、短期組合員は短期保険のみの適用者、その他は自衛官である。  
 2 長期組合員欄内の( )書は、継続長期組合員(公社又は公益等に転出した後も引続き長期保険の適用を受ける組合員)の別掲である。  
 3 短期組合員欄内の( )書は、任意継続組合員(退職後も引続き短期保険の適用を受けることを希望した者)の別掲である。  
 資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

員)の、< >書は特例継続組合員の別掲である。

第120表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(1) 保健給付

(金額 単位 千円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	件数	18,410,371	18,595,849	18,662,803	18,701,828	18,831,682	19,238,138
	金額	206,624,539	212,257,083	222,502,982	226,966,281	226,883,302	235,271,263
組合員分	件数	6,881,846	6,971,081	7,000,871	7,041,395	7,095,696	7,212,188
	金額	97,169,250	99,773,305	104,997,728	106,621,530	105,170,111	109,061,331
療養の給付	件数	6,258,997	6,323,693	6,304,891	6,269,772	6,242,777	6,291,147
	金額	14,860,823	14,691,629	14,465,805	14,235,345	13,928,392	13,943,844
訪問看護療養の給付	件数	91,458,323	93,728,248	98,458,517	99,429,080	96,510,010	98,240,932
	金額	—	—	—	—	28	108
	件数	—	—	—	—	187	806
	金額	—	—	—	—	1,622	5,376
入院時食事療養の給付	件数	—	—	—	—	29,230	97,716
	金額	—	—	—	—	358,911	1,186,808
	件数	—	—	—	—	538,550	1,838,116
	金額	—	—	—	—	667,434	756,484
薬剤支給	件数	446,632	467,064	507,401	582,102	667,434	756,484
	金額	2,496,122	2,669,503	2,948,007	3,572,427	4,248,977	5,016,311
療養費	件数	131,229	135,236	143,828	145,613	155,009	155,719
	金額	875,368	924,405	992,071	1,004,293	1,067,079	1,088,255
入院時食事療養費	件数	—	—	—	—	126	77
	金額	—	—	—	—	1,824	1,355
	件数	—	—	—	—	2,545	12,001
	金額	—	—	—	—	208	66
看護料	件数	522	429	329	241	208	66
	金額	49,820	38,087	31,509	20,095	16,757	5,279
移送費	件数	44	27	29	23	30	40
	金額	4,318	1,710	1,205	3,306	2,056	3,257
出産費	件数	6,348	6,470	6,683	6,651	7,095	7,025
	金額	1,525,696	1,650,354	1,796,054	1,829,128	2,057,275	2,192,583
育児手当金	件数	36,175	36,333	35,929	35,307	21,454	21
	金額	86,837	87,258	86,738	84,671	51,502	348
埋葬料	件数	1,899	1,829	1,781	1,686	1,661	1,578
	金額	672,766	673,741	683,627	678,530	673,738	658,873
被扶養者分	件数	11,528,525	11,624,768	11,661,932	11,660,433	11,735,986	12,025,950
	金額	109,455,289	112,483,778	117,505,254	120,344,751	121,713,191	126,209,934
療養の給付	件数	10,324,388	10,335,319	10,259,745	10,103,222	9,985,923	10,029,152
	金額	23,832,351	23,453,058	23,004,893	22,590,456	21,956,003	21,852,313
訪問看護療養の給付	件数	93,231,483	95,431,674	98,695,475	100,515,684	99,484,297	100,622,489
	金額	—	—	—	—	34	361
	件数	—	—	—	—	194	2,180
	金額	—	—	—	—	1,099	10,512
入院時食事療養の給付	件数	—	—	—	—	47,256	160,048
	金額	—	—	—	—	557,518	1,860,657
	件数	—	—	—	—	824,796	2,768,949
	金額	—	—	—	—	1,775,888	6,598,505
薬剤支給	件数	990,805	1,074,933	1,183,764	1,341,857	1,529,470	1,775,888
	金額	2,899,254	3,311,991	3,842,676	4,753,199	5,619,763	6,598,505
療養費	件数	175,717	176,914	181,716	179,738	184,394	186,265
	金額	905,777	926,646	984,792	990,969	1,091,183	1,096,115
入院時食事療養費	件数	—	—	—	—	181	75
	金額	—	—	—	—	2,257	499
	件数	—	—	—	—	3,290	769
	金額	—	—	—	—	(45,258)	(42,820)
高額療養費	件数	(45,258)	(42,820)	(47,492)	(46,428)	(44,875)	(42,904)
	金額	2,036,425	2,007,821	2,373,774	2,414,856	2,341,284	2,252,979
高額療養の給付	件数	(32,048)	(29,299)	(30,027)	(30,098)	(29,182)	(31,467)
	金額	1,861,169	2,033,886	2,181,497	2,274,481	2,099,989	2,258,775
看護料	件数	765	691	580	486	279	119
	金額	66,515	57,867	50,933	42,252	22,191	10,099
移送費	件数	27	29	23	32	38	29
	金額	1,304	1,262	1,057	1,623	1,456	1,651
配偶者出産費	件数	30,472	30,504	29,873	29,164	29,986	28,490
	金額	6,721,162	6,897,975	7,538,851	7,528,834	8,377,230	8,777,439
家族埋葬料	件数	6,351	6,378	6,231	5,934	5,862	5,646
	金額	1,732,200	1,814,655	1,836,199	1,822,853	1,846,611	1,811,652

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。  
 2 老人保健による給付分を除く。  
 3 入院時食事療養の給付及び入院時食事療養費の件数及び日数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	件数	13,287	12,787	11,632	9,244	9,028	42,734
	金額	403,836	269,502	256,169	193,012	184,101	900,035
傷病手当金	件数	1,143,426	1,190,866	1,067,399	880,414	922,710	2,664,162
	金額	12,170	11,590	10,375	8,067	7,971	10,386
	件数	374,895	261,351	225,419	165,509	158,553	210,743
	金額	972,945	983,554	869,782	698,301	743,585	967,979
出産手当金	件数	893	1,011	1,063	1,028	920	1,059
	金額	28,247	34,22	30,008	27,063	25,017	26,713
休業手当金	件数	167,754	204,600	194,202	179,886	176,177	201,965
	金額	224	186	194	149	137	162
	件数	694	629	736	440	531	934
	金額	2,727	2,712	3,414	2,227	2,948	3,652
育児休業手当金 (休業中分)	件数	—	—	—	—	—	29,860
	金額	—	—	—	—	—	604,360
育児休業手当金 (復職後分)	件数	—	—	—	—	—	1,267
	金額	—	—	—	—	—	57,285
	金額	—	—	—	—	—	35,566

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	件数	479	443	234	544	1,665	3,981
	金額	215,303	226,394	141,249	267,450	1,048,001	2,399,087
弔慰金	件数	44	57	43	36	41	34
	金額	14,982	20,682	15,586	14,640	17,682	15,980
家族弔慰金	件数	31	35	21	34	49	15
	金額	8,993	9,744	6,237	9,751	14,631	4,410
災害見舞金	件数	404	351	170	474	1,575	3,932
	金額	191,328	195,968	119,426	243,059	1,015,688	2,378,697

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	件数	603,570	649,070	686,620	730,797	727,420	715,310
	金額	6,740,732	7,574,538	8,266,013	9,027,043	9,628,532	10,289,469
家族療養費	件数	399,492	440,784	467,066	487,240	497,739	503,988
	金額	3,257,638	3,621,286	3,942,490	4,114,751	4,152,526	4,112,130
出産費	件数	3,528	3,296	3,777	4,476	5,222	5,316
	金額	52,982	74,790	76,614	111,906	135,328	100,031
配偶者出産費	件数	15,927	15,972	16,885	25,786	26,114	23,416
	金額	250,382	407,284	341,255	662,282	671,435	460,471
育児手当金	件数	25,334	25,774	25,399	34,214	21,080	19
	金額	132,932	152,928	152,558	204,558	126,510	114
埋葬料	件数	908	400	316	324	357	323
	金額	9,666	5,617	4,894	8,568	10,483	8,785
家族埋葬料	件数	4,048	2,090	1,832	1,815	1,769	1,850
	金額	47,212	45,588	45,728	59,010	55,177	57,073
傷病手当金	件数	4,198	4,033	3,813	3,255	2,807	3,008
	金額	517,379	519,993	516,089	428,768	400,862	454,842
その他	件数	150,135	156,721	167,532	173,687	172,332	177,390
	金額	2,472,541	2,747,052	3,186,385	3,437,201	4,076,211	5,096,023

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第121表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)  
(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
組合員分件数	6,258,997	6,323,693	6,304,891	6,269,772	6,242,777	6,291,147
日数	14,860,823	14,691,629	14,465,805	14,235,345	13,928,992	13,943,844
金額	91,458,323	93,728,248	98,458,517	99,429,080	96,510,010	98,240,932
一般診療件数	5,122,370	5,171,896	5,141,430	5,100,346	5,080,237	5,140,529
日数	11,757,005	11,592,897	11,362,470	11,137,009	10,857,969	10,935,452
金額	77,162,801	79,119,185	82,947,485	83,640,673	80,740,709	82,745,247
入院件数	107,684	109,627	106,166	102,864	100,273	102,499
日数	1,570,568	1,523,334	1,472,619	1,472,185	1,292,015	1,327,372
金額	27,089,779	27,293,092	29,862,250	29,461,737	27,649,022	28,064,704
外来件数	5,014,686	5,062,269	5,035,264	4,997,482	4,979,964	5,038,030
日数	10,186,437	10,069,563	9,889,851	9,664,824	9,565,954	9,608,080
金額	50,073,022	51,826,093	53,085,235	54,178,935	53,091,687	54,680,543
歯科診療件数	1,136,627	1,151,797	1,163,461	1,169,426	1,162,540	1,150,618
日数	3,103,818	3,098,732	3,103,335	3,098,336	3,070,423	3,008,392
金額	14,295,522	14,609,063	15,511,032	15,788,408	15,769,301	15,495,685
被扶養者分件数	10,324,388	10,335,319	10,259,745	10,103,222	9,985,923	10,029,152
日数	23,732,351	23,453,058	23,004,893	22,590,456	21,956,003	21,852,313
金額	93,231,483	95,431,674	98,695,475	100,515,684	99,484,297	100,622,489
一般診療件数	8,339,820	8,299,985	8,169,598	8,169,598	8,109,719	8,209,033
日数	18,880,029	18,659,312	18,359,109	18,016,383	17,506,464	17,542,137
金額	77,989,277	80,153,558	83,153,078	84,881,016	84,275,423	85,767,111
入院件数	180,162	180,996	176,735	174,638	170,239	174,764
日数	2,340,119	2,284,416	2,191,481	2,161,377	2,068,452	2,100,676
金額	30,755,762	31,531,502	33,230,234	34,180,505	33,125,625	33,146,391
外来件数	8,154,757	8,158,824	8,123,250	7,994,960	7,939,480	8,034,269
日数	16,539,910	16,374,896	16,167,628	15,855,006	15,438,012	15,441,461
金額	47,233,515	48,622,057	49,922,844	50,700,510	51,149,798	52,620,720
歯科診療件数	1,989,469	1,995,499	1,959,760	1,933,624	1,876,204	1,820,119
日数	4,852,322	4,793,746	4,645,784	4,574,073	4,449,539	4,310,176
金額	15,242,206	15,278,116	15,542,397	15,634,668	15,208,874	14,855,378

(注) 老人保健による給付費を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第122表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

(金額 単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
〈組合員分〉						
診療費						
診療1件当日数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
診療1件当金額	14,612	14,822	15,616	15,858	15,459	15,616
組合員1人当金額	78,333	80,606	84,663	85,438	83,354	85,251
組合員1,000人当件数	5,361	5,438	5,422	5,387	5,392	5,459
入院診療1件当日数	14.6	13.9	13.9	14.3	12.9	13.0
診療1件当金額	251,567	248,963	281,279	286,414	275,737	273,805
組合員1人当金額	23,202	23,472	25,678	25,316	23,880	24,354
組合員1,000人当件数	92	94	91	88	87	89
入院外診療1件当日数	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9
診療1件当金額	9,985	10,238	10,543	10,841	10,661	10,854
組合員1人当金額	42,887	44,570	45,674	46,555	45,854	47,450
組合員1,000人当件数	4,295	4,354	4,330	4,294	4,301	4,372
歯科診療						
診療1件当日数	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6
診療1件当金額	12,577	12,684	13,332	13,501	13,565	13,467
組合員1人当金額	12,244	12,564	13,338	13,567	13,620	13,447
組合員1,000人当件数	974	991	1,000	1,005	1,004	998
出産費						
組合員1,000人当件数	5.4	5.6	5.7	5.7	6.1	6.1
埋葬料						
組合員1,000人当件数	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.4
〈被扶養者分〉						
診療費						
診療1件当日数	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
診療1件当金額	9,030	9,234	9,620	9,949	9,962	10,033
組合員1人当金額	79,852	82,071	84,867	86,371	85,922	87,318
組合員1,000人当件数	8,843	8,888	8,822	8,687	8,625	8,703
入院診療1件当日数	13.0	12.6	12.4	12.4	12.2	12.0
診療1件当金額	170,712	174,211	188,023	195,722	194,583	189,664
組合員1人当金額	26,342	27,117	28,574	29,371	28,610	28,764
組合員1,000人当件数	154	156	152	150	147	152
入院外診療1件当日数	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9
診療1件当金額	5,792	5,959	6,146	6,342	6,442	6,550
組合員1人当金額	40,455	41,815	42,928	43,566	44,177	45,663
組合員1,000人当件数	6,984	7,017	6,985	6,870	6,857	6,972
歯科診療						
診療1件当日数	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4
診療1件当金額	7,661	7,656	7,931	8,086	8,106	8,162
組合員1人当金額	13,055	13,139	13,365	13,435	13,136	12,891
組合員1,000人当件数	1,704	1,716	1,685	1,662	1,620	1,579
配偶者出産費						
組合員1,000人当件数	26.1	26.2	25.7	25.1	25.9	24.7
家族埋葬料						
組合員1,000人当件数	5.4	5.5	5.4	5.1	5.1	4.9

(注) 第121表の(注)参照

(ii) 休業給付

(金額 単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
傷病手当金						
組合員1,000人当件数	10.4	10.0	8.9	6.9	6.9	9.0
1件当日数	30.8	22.5	21.7	20.5	19.8	20.3
1日当金額	2,595	3,763	3,859	4,219	4,690	4,593
出産手当金						
組合員1,000人当件数	0.8	0.9	0.9	0.9	0.8	0.9
1件当日数	31.6	34.1	28.2	26.3	27.2	25.2
1日当金額	5,939	5,927	6,472	6,647	7,042	7,561
休業手当金						
組合員1,000人当件数	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
1件当日数	3.1	3.4	3.8	3.0	3.9	5.8
1日当金額	3,929	4,312	4,639	5,061	5,552	3,910

(II) 災害給付

(金額 単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
弔 慰 金 組 員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 件 当 金 額	340,500	362,842	362,465	406,667	431,268	470,000
家 族 弔 慰 金 組 員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 件 当 金 額	290,097	278,400	297,000	286,794	298,588	294,000
災 害 見 舞 金 組 員1,000人当件数	0.4	0.3	0.1	0.4	1.4	3.4
1 件 当 金 額	473,584	558,313	702,506	512,783	644,881	604,959

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第123表 国家公務員等共済組合長期部門支払状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 件 数	3,847,988	3,982,562	4,105,235	4,232,911	4,342,390	4,463,031
金 額	1,277,760,166	1,352,994,349	1,422,625,108	1,474,021,785	1,529,707,637	1,600,453,517
退 職 共 済 年 金 件 数	783,661	937,449	1,081,720	1,227,601	1,356,208	1,498,282
金 額	313,649,492	376,962,014	431,489,233	479,263,965	524,385,285	579,171,140
障 害 共 済 年 金 件 数	4,031	5,467	7,251	8,868	10,451	11,863
金 額	895,964	1,139,175	1,375,051	1,598,848	1,801,827	2,059,571
遺 族 共 済 年 金 件 数	212,488	267,031	319,956	383,152	443,724	505,314
金 額	47,391,272	61,318,742	76,433,216	92,086,751	108,794,846	127,394,542
退 職 年 金 件 数	1,659,112	1,607,412	1,554,961	1,497,158	1,441,703	1,383,776
金 額	639,001,814	635,231,963	632,807,727	621,477,86	614,105,745	608,305,105
減 額 退 職 年 金 件 数	512,196	507,368	502,202	496,362	489,678	482,835
金 額	148,008,421	149,482,236	151,797,357	152,519,827	154,263,008	157,255,686
通 算 退 職 年 金 件 数	57,290	56,247	55,008	53,558	52,157	50,485
金 額	6,794,608	6,823,136	6,718,334	6,659,315	6,658,791	6,624,080
退 職 一 時 金 件 数	15	13	23	18	13	54
金 額	22,110	21,352	36,706	25,165	9,335	56,134
障 害 年 金 件 数	41,924	41,180	39,840	38,415	36,782	35,110
金 額	13,592,543	13,469,311	13,210,523	12,842,635	12,614,223	12,412,984
障 害 一 時 金 件 数	8	5	4	1	—	—
金 額	9,328	5,933	5,030	2,310	—	—
遺 族 年 金 件 数	570,585	553,833	537,897	521,591	505,692	489,562
金 額	107,133,092	107,246,568	107,476,376	106,288,744	105,838,478	105,946,982
通 算 遺 族 年 金 件 数	3,657	3,606	3,521	3,462	3,357	3,250
金 額	192,463	198,777	195,830	194,940	194,344	195,260
死 亡 一 時 金 件 数	19	33	16	19	15	19
金 額	15,199	46,718	25,564	26,186	13,255	26,310
船 員 給 付 件 数	2,427	2,379	2,338	2,256	2,196	2,102
金 額	889,089	888,671	900,661	892,299	893,151	879,223
公 務 災 害 給 付 件 数	575	539	498	450	414	379
金 額	164,770	159,754	153,498	142,932	135,349	126,500

(注) 1 退職一時金には、返還一時金、脱退一時金、短期在留脱退一時金を含み、死亡一時金には特例死亡一時金を含む。

2 本表における、各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第124表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(I) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	43,655	51,775	55,419	58,742	59,937	76,292
金 額	90,937,179	105,189,280	113,913,963	119,945,713	127,150,403	167,346,289
退 職 共 済 年 金 人 員	32,039	39,007	42,957	45,335	46,580	63,138
金 額	75,365,908	87,697,182	96,437,372	100,918,757	107,222,487	147,721,346
障 害 共 済 年 金 人 員	604	807	731	745	778	877
金 額	605,487	822,434	748,442	761,390	846,374	921,823
遺 族 共 済 年 金 人 員	9,762	10,808	10,915	11,928	12,033	11,836
金 額	12,959,161	14,806,916	15,452,141	17,116,399	18,174,221	17,981,103
退 職 年 金 人 員	509	463	456	432	359	256
金 額	892,686	798,127	731,077	733,857	644,594	452,604
減 額 退 職 年 金 人 員	181	200	181	150	74	62
金 額	223,023	277,418	262,123	207,005	99,025	80,539
通 算 退 職 年 金 人 員	75	59	15	11	19	8
金 額	43,555	34,980	5,764	5,367	10,119	3,142
障 害 年 金 人 員	424	330	110	68	59	85
金 額	794,763	665,608	229,796	140,781	124,829	159,747
遺 族 年 金 人 員	59	100	54	73	34	29
金 額	50,837	86,032	47,248	62,157	28,608	25,584
通 算 遺 族 年 金 人 員	1	1	—	—	1	1
金 額	170	583	—	—	145	402
船 員 年 金 人 員	1	—	—	—	—	—
金 額	1,589	—	—	—	—	—
公 務 災 害 給 付 人 員	—	—	—	—	—	—
金 額	3,793	—	—	—	—	—

資料：大蔵省主計局調

(II) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	662,708	685,451	706,818	726,219	745,621	777,691
金 額	1,323,842,479	1,396,548,226	1,470,981,128	1,517,873,303	1,620,139,823	1,684,473,155
退 職 共 済 年 金 人 員	140,880	165,986	190,672	213,492	236,201	271,473
金 額	343,119,296	402,434,298	460,988,159	507,467,556	574,799,956	647,388,696
障 害 共 済 年 金 人 員	1,460	2,127	2,644	3,122	3,639	4,162
金 額	1,643,095	2,338,881	2,894,523	3,361,505	4,020,877	4,525,192
遺 族 共 済 年 金 人 員	41,926	51,949	61,886	72,473	82,940	93,073
金 額	55,582,767	70,942,461	87,310,589	103,883,566	124,829,370	140,970,671
退 職 年 金 人 員	278,325	268,890	259,384	249,233	239,227	229,609
金 額	641,799,605	636,784,768	633,236,295	618,282,585	623,650,742	602,943,742
減 額 退 職 年 金 人 員	86,217	85,290	84,204	83,045	81,809	80,614
金 額	150,668,971	152,459,721	154,827,682	155,019,010	160,340,605	159,133,436
通 算 退 職 年 金 人 員	9,686	9,479	9,225	8,956	8,705	8,418
金 額	6,748,176	6,800,859	6,832,368	6,740,782	6,911,314	6,729,570
障 害 年 金 人 員	7,712	7,646	7,367	7,087	6,802	6,546
金 額	14,565,385	14,784,079	14,574,799	14,151,170	14,237,055	13,730,923
遺 族 年 金 人 員	95,381	92,993	90,374	87,774	85,296	82,836
金 額	108,469,778	108,759,832	109,065,658	107,733,083	110,101,361	107,860,543
通 算 遺 族 年 金 人 員	620	608	593	585	569	548
金 額	195,457	196,928	198,118	197,479	200,919	194,641
船 員 年 金 人 員	406	397	387	378	366	350
金 額	886,836	892,236	899,197	895,813	916,043	871,687
公 務 災 害 給 付 人 員	95	86	82	74	67	62
金 額	163,113	154,163	153,740	140,754	131,581	124,054

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第125表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
〈年 金〉						
新規裁定	2,083,087	2,031,662	2,055,504	2,041,907	2,121,401	2,193,497
退職共済年金	2,352,318	2,248,242	2,244,975	2,226,067	2,301,900	2,339,658
障害共済年金	1,002,461	1,019,125	1,023,860	1,022,000	1,087,884	1,051,109
遺族共済年金	1,327,511	1,369,996	1,415,679	1,434,976	1,510,365	1,519,188
退職年金	1,753,804	1,723,816	1,603,238	1,002,537	1,795,528	1,767,986
減額退職年金	1,232,169	1,387,092	1,448,193	1,380,333	1,338,174	1,299,010
通算退職年金	580,736	592,883	384,267	487,909	532,600	392,713
障害年金	1,874,441	2,016,993	2,089,058	2,070,309	2,115,751	1,879,375
遺族年金	861,647	860,322	874,967	851,466	841,419	882,198
通算遺族年金	170,100	582,900	—	—	144,800	401,700
船員年金	1,589,000	—	—	—	—	—
公務災害給付	—	—	—	—	—	—
年度末現在	1,997,626	2,037,415	2,081,131	2,090,104	2,172,873	2,165,993
退職共済年金	2,435,543	2,424,507	2,417,702	2,376,986	2,433,520	2,384,726
障害共済年金	1,125,407	1,099,615	1,094,751	1,076,715	1,104,940	1,087,264
遺族共済年金	1,325,735	1,365,617	1,410,829	1,433,411	1,505,056	1,514,625
退職年金	2,305,936	2,368,198	2,441,308	2,480,741	2,606,941	2,625,959
減額退職年金	1,747,555	1,787,545	1,838,721	1,866,687	1,959,938	1,974,017
通算退職年金	696,694	717,466	740,636	752,655	793,948	799,426
障害年金	1,888,665	1,933,570	1,978,390	1,996,779	2,093,069	2,097,605
遺族年金	1,137,226	1,169,549	1,206,826	1,227,392	1,290,815	1,302,097
通算遺族年金	315,254	323,895	334,094	337,571	353,108	355,184
船員年金	2,184,326	2,247,445	2,323,506	2,369,876	2,502,850	2,490,535
公務災害給付	1,716,982	1,792,588	1,874,879	1,902,081	1,963,891	2,000,874
〈一時金〉						
退職一時金	1,473,987	1,642,454	1,595,918	1,398,028	718,077	2,604,692
障害一時金	1,166,028	1,186,660	1,257,575	2,309,800	—	—

(注) 退職一時金には返還一時金と脱退一時金を含む。

資料：大蔵省主計局調

第126表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
利益	360,802,383	411,079,689	404,658,179	415,989,157	423,434,214	434,626,918
負担金収入(負担金)	169,291,324	174,722,754	171,541,606	177,716,751	178,810,651	182,272,623
掛金収入(掛金)	177,247,188	182,814,363	178,886,536	184,752,086	185,572,204	188,773,002
雑収入	116,234	88	1	163	4	1
国庫補助金収入(補助金)	5,006,520	6,303,675	6,672,655	6,455,442	6,387,071	5,053,406
交付金収入(交付金)	956,512	914,402	858,923	713,844	695,950	951,071
支払準備金戻入	—	35,789,384	36,876,654	38,664,362	39,525,274	39,749,129
受取利息	—	7,210,350	5,482,104	3,771,774	2,934,304	1,601,914
有価証券利息	—	523,582	422,653	416,464	414,817	379,635
受取配当金	—	404,576	408,713	737,761	569,897	436,205
貸付金利息	—	—	—	—	30	24
信託収益	—	47,741	38,103	28,274	12,560	3,779
有価証券売却益 (利息及び配当金)	6,972,237	—	5,451	161	—	—
還付金収入	—	545,361	505,232	319,849	313,749	159,711
賠償金収入(賠償金)	426,271	426,620	399,655	311,657	362,524	426,263
雑益	—	10,320	62	187	91	80
前期損益修正益	—	187,918	540,870	174,404	188,107	223,941
当期損失金 (償還差益)	100	1,178,557	2,018,786	1,925,606	7,639,936	14,453,044
(当期不足金)	785,997	—	175	373	7,047	143,091
損失	360,802,383	411,079,689	404,658,179	415,989,157	423,434,214	434,626,918
短期給付金	213,590,459	220,018,530	230,554,616	235,656,246	237,039,837	249,220,126
保健給付	195,122,087	200,044,030	209,637,156	213,783,909	213,703,539	221,782,983
直営保健給付	4,087,938	4,296,409	4,402,025	4,419,802	4,627,892	4,667,300
連合会直営保健給付	7,414,514	7,916,644	8,463,701	8,762,570	8,551,870	8,820,980
休業給付	1,143,426	1,190,866	1,067,399	880,413	922,710	2,664,162
災害給付	215,303	226,394	141,249	267,450	1,048,001	2,399,087
附加給付	5,607,191	6,344,187	6,843,087	7,542,102	8,185,824	8,885,613
老人保健拠出金	92,351,019	95,806,755	102,679,868	106,912,839	112,360,945	111,815,711
一部負担金返還金	12,305	10,816	70,168	10,454	12,231	12,177
退職者給付拠出金	19,726,159	21,271,412	22,206,633	23,795,590	28,068,728	28,744,748
一部負担金払戻金	1,133,540	1,230,337	1,361,304	1,484,941	1,442,707	1,403,856
信託等売買手数料	—	—	—	—	—	—
償還差損	—	—	—	—	6,850	—
負担金	—	—	—	—	—	—
雑費	90	—	—	—	1	—
雑損	—	58	—	—	—	15,226
特別拠出金	239,363	184,254	95,417	98,999	101,092	102,716
支払準備金繰入	—	36,876,654	38,664,362	39,525,274	39,749,129	41,772,862
前期損益修正損	—	61,966	32,108	33,688	32,069	59,573
当期利益金	33,749,448	35,618,908	8,993,705	8,471,125	4,620,624	1,479,922

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局調



第127表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
利益	2,028,525,134	2,159,508,155	2,273,707,474	2,342,025,452	2,447,472,279	2,592,441,992
負担金収入(負担金)	964,511,444	988,441,982	1,041,045,944	1,073,415,360	1,119,271,980	1,159,672,840
掛金収入(掛金)	335,453,253	349,079,748	361,769,107	373,162,505	399,120,850	451,780,596
受取利息	·	189,610,561	192,130,151	192,031,425	192,167,087	193,476,876
有価証券利息	·	55,002,103	49,887,004	43,945,833	42,777,998	41,414,504
受取配当金	·	408,407	406,050	400,913	392,784	392,755
信託収益	·	21,367,992	20,647,332	29,103,965	25,262,186	30,395,089
生命保険資産収益 (利息及び配当金)	315,967,839	49,539,222	54,039,437	58,669,251	48,292,970	47,705,506
貸貨料	25,452,437	25,406,724	25,023,080	25,258,735	25,773,451	26,287,154
有価証券売却益	·	426,316	266,880	581,039	3,759,366	3,907,049
固定資産売却益 (財産処分益)	5,277,351	5,283,555	11,801,198	2,038,232	6,257,745	1,721,911
償還差	2,374,678	2,671,507	2,074,101	2,115,878	1,572,998	1,046,013
財産評価益	3,656	·	·	·	·	·
雑収入	34,187	434,786	31,348	14,001	14,783	8,904
退職一時金等返還金収入 (退職一時金等返還金)	2,170,092	2,113,384	1,795,569	1,555,613	1,369,170	1,245,541
基礎年金交付金収入 (基礎年金交付金)	158,030,636	174,417,303	186,810,709	193,584,216	206,438,444	218,842,954
交付金	·	·	·	·	·	·
制度間調整交付金収入 (制度間調整交付金)	219,249,561	294,240,273	325,524,876	345,160,956	374,427,055	413,975,861
移換金収入	·	604,329	107	·	34	272
前期損益修正益	·	459,963	454,580	987,528	573,377	568,168
損失	2,028,525,134	2,159,508,155	2,273,707,474	2,342,025,452	2,447,472,279	2,592,441,992
長期給付金	1,277,760,166	1,352,994,348	1,422,625,108	1,474,021,784	1,529,707,637	1,600,453,517
退職給付	1,107,476,445	1,168,520,700	1,222,849,357	1,259,946,139	1,299,422,164	1,351,412,146
障害給付	14,497,835	14,614,418	14,590,605	14,443,794	14,416,050	14,472,555
遺族給付	154,732,027	168,810,805	184,130,986	198,596,620	214,840,923	233,563,093
船員給付	889,089	888,671	900,661	892,299	893,151	879,223
公務災害給付	164,770	159,754	153,498	142,932	135,349	126,500
公庫等負担金返還金	·	·	·	·	·	·
公庫等職員掛金返還金	·	·	·	·	·	·
旅費	3,748	·	·	·	·	·
保険料	58,758	55,950	56,277	56,018	54,585	54,585
負担金	2,858,206	2,915,319	3,068,444	3,129,094	3,176,583	3,169,585
消費税	692,335	381,619	110,877	150,506	150,504	99,452
雑費	71,790	103,987	68,244	68,468	86,419	63,596
財産評価損	148	·	·	·	·	·
財産処分損	·	·	·	·	·	408
有価証券売却損	·	355,654	228,082	510,079	885,519	156,902
償還差	9,594	9,574	9,574	9,573	1,645	·
長期財調換出金	8,000,000	8,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000	2,000,000
基礎年金拠出金	175,974,303	188,292,345	206,185,089	217,011,947	234,374,021	262,395,543
制度間調整拠出金	219,249,561	294,240,273	325,524,876	345,160,956	374,427,055	413,975,861
前期損益修正損	·	3,439	566	1,532	10,867	10,127
当期利益金	343,846,225	312,155,646	307,830,339	297,905,494	300,597,443	310,062,418
年度末現在長期給付積立金	5,740,765,668	6,052,921,313	6,360,751,652	6,658,657,146	6,959,254,589	7,269,317,007

(注) 第126表の(注)参照  
資料：大蔵省主計局調

第128表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
利益	3,529,286	3,778,401	3,885,621	3,978,024	4,302,470	4,408,938
負担金収入(負担金)	5,463,168	3,612,088	3,756,474	3,907,889	4,259,705	4,363,202
受取利息(利息及び配当金)	16,304	18,749	9,171	4,458	5,468	3,074
雑収入	29,662	26,912	33,072	34,449	34,860	36,120
雑益	·	3,408	3,870	·	·	·
前期損益修正益	·	17	5	1,705	24	·
当期損失金	·	117,227	83,030	29,522	2,414	6,542
当期不足金	20,152	·	·	·	·	·
損失	3,529,286	3,778,401	3,885,621	3,978,024	4,302,470	4,408,938
職員給与	1,209,192	1,188,739	1,237,615	1,299,941	1,340,571	1,357,341
厚生費	11,711	11,931	11,609	12,008	12,096	12,091
旅費	68,060	68,806	67,932	66,562	60,251	60,376
事務費	1,532,189	1,502,996	1,669,138	1,564,371	1,746,828	1,710,478
その他	678,112	986,588	887,406	1,024,463	1,098,926	1,221,165
前期損益修正損	·	8,497	9,796	5,113	2,741	3,885
当期利益金	30,022	10,843	2,127	5,566	41,058	43,602

資料：大蔵省主計局調

第129表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
利益	20,067,340	20,777,958	20,480,505	21,003,610	21,910,467	22,378,545
負担金収入(負担金)	5,614,187	5,863,227	6,081,673	6,312,986	6,443,811	6,539,490
掛金収入(掛金)	5,952,469	6,197,537	6,399,915	6,618,009	6,748,631	6,858,348
国庫補助金収入(補助金)	154,979	83,464	60,793	80,803	147,275	387,558
交付金収入	269,329	454,008	469,692	454,089	473,145	474,946
受取利息等(利息及び配当金)	572,405	622,166	395,530	302,860	233,399	125,813
繰入金受入	5,745,429	5,740,348	6,066,136	6,050,920	6,580,307	6,224,933
施設収入	1,454,958	1,428,426	775,876	756,362	760,244	725,354
財産処分益	·	37	1	422	·	3,935
その他の	295,447	239,232	83,316	33,086	20,413	20,210
当期不足金	8,138	·	·	·	·	·
当期損失金	·	139,620	129,048	391,818	498,983	912,747
前期損益修正益	·	9,892	18,527	2,254	4,259	105,211
損失	20,067,340	20,777,958	20,480,505	21,003,610	21,910,467	22,378,545
職員給与	499,705	553,753	466,252	468,419	464,704	442,156
厚生費	6,432,261	6,819,459	7,130,720	7,538,177	7,814,014	8,214,367
旅費	74,747	74,259	73,078	76,052	73,681	76,338
事務費	91,585	98,721	106,264	98,574	96,794	103,694
その他	1,195,698	1,347,333	964,905	1,107,151	1,454,542	1,350,424
財産処分損	·	30,372	7,914	30,089	5,416	10,957
当期利益金	1,794,354	1,384,169	804,126	435,086	620,117	122,891
連合会繰入金	4,778,424	4,982,036	5,140,435	5,321,845	5,431,704	5,500,741
他経理への繰入	5,200,566	5,483,664	5,747,310	5,923,619	5,945,261	6,544,077
前期損益修正損	·	4,192	39,502	4,598	4,231	12,900

資料：大蔵省主計局調「国家公務員等共済組合事業統計年報」



第130表 国家公務員等共済組合旧令共済年金受給権者状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区 分	合 計	退職年金	障害年金	遺族年金	公務傷病年金	公務傷病遺族年金	殉職年金	
平成2年度 (1990)	人 員	11,817	2,622	16	7,739	302	145	993
	年金額	11,714,943	2,790,514	3,536	6,186,620	914,876	188,557	1,630,840
	1人当り 年金額	991	1,064	221	799	3,029	1,300	1,642
平成3年度 (1991)	人 員	11,028	2,280	16	7,372	288	151	921
	年金額	11,277,698	2,502,836	3,629	6,097,291	901,464	203,603	1,568,875
	1人当り 年金額	1,023	1,098	227	827	3,130	1,348	1,703
平成4年度 (1992)	人 員	10,236	1,943	15	6,982	274	153	869
	年金額	10,834,643	2,203,934	3,216	5,983,859	891,831	214,308	1,537,495
	1人当り 年金額	1,058	1,134	214	857	3,255	1,401	1,769
平成5年度 (1993)	人 員	9,493	1,670	14	6,576	261	155	817
	年金額	10,306,753	1,940,775	3,252	5,785,847	870,968	222,775	1,483,136
	1人当り 年金額	1,086	1,162	232	880	3,337	1,437	1,815
平成6年度 (1994)	人 員	8,781	1,388	14	6,199	253	147	780
	年金額	9,729,021	1,634,162	3,024	5,576,602	853,321	215,863	1,446,049
	1人当り 年金額	1,108	1,177	216	900	3,373	1,468	1,854
平成7年度 (1995)	人 員	8,085	1,158	13	5,784	238	155	737
	年金額	9,051,671	1,372,395	3,027	5,253,333	810,704	230,496	1,381,716
	1人当り 年金額	1,120	1,185	233	908	3,406	1,487	1,875

資料：国家公務員等共済組合連合会旧令年金部調

② 適用法人組合

第131表 国家公務員等共済組合適用状況

年度末現在

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
組 合 員 数	513,249	504,417	498,496	494,225	486,807	479,142
旅客鉄道会社等	198,926	198,290	197,903	198,493	198,611	197,959
短期組合員	2	2	2	2	2	2
長期組合員	196,033	196,937	197,121	197,531	197,453	196,360
船員組合員	47	65	60	65	57	54
任意継続組合員	2,817	1,262	698	876	1,088	1,534
継続長期組合員	27	24	22	19	11	9
日本電信電話(株)	288,194	280,470	275,134	269,895	262,401	255,738
普通組合員	275,422	270,424	264,351	258,987	247,684	245,682
船員組合員	180	164	149	153	149	144
短期組合員	2	2	2	2	2	2
任意継続組合員	12,590	9,880	10,632	10,753	14,566	9,910
継続長期組合員	0	0	0	0	0	0
日本たばこ産業(株)	26,129	25,657	25,459	25,837	25,795	25,445
長期組合員	24,657	24,894	25,298	25,483	25,213	24,649
短期組合員	0	0	0	0	0	0
任意継続組合員	1,472	763	161	354	582	796
継続長期組合員	0	0	0	0	0	0
被 扶 養 者 数	961,927	943,763	924,393	908,938	889,431	861,314
旅客鉄道会社等	434,490	424,639	414,919	407,001	396,548	379,889
日本電信電話(株)	487,510	479,278	469,821	462,390	453,515	442,595
日本たばこ産業(株)	39,927	39,846	39,653	39,547	39,368	38,830
組合員1人当たり被扶養者数	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8
旅客鉄道会社等	2.2	2.2	2.1	2.1	2.0	1.9
日本電信電話(株)	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7
日本たばこ産業(株)	1.5	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5
平均標準報酬月額	358,471	378,737	392,303	403,197	416,280	427,381
旅客鉄道会社等	330,914	351,338	370,186	382,349	392,243	399,062
日本電信電話(株)	377,594	397,681	407,216	417,917	434,636	450,153
日本たばこ産業(株)	357,349	383,413	403,071	409,604	414,629	418,829

(注) 1 旅客鉄道会社等 短期組合員は短期給付のみ適用され、長期組合員、船員組合員は短期及び長期給付が適用される。  
 2 日本電信電話(株) 普通及び船員組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。  
 3 日本たばこ産業(株) 長期組合員は短期及び長期給付が適用され、短期組合員は短期給付のみが適用される。  
 4 任意継続組合員は退職後も引き続き短期給付の適用を受けることを希望した者、継続長期組合員は国家公務員又は地方公務員等として転出した後も引き続き長期給付の適用を受ける者である。

資料：国鉄清算事業団、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社調

第132表 国家公務員等共済組合短期部門給付決定状況

(i) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	9,972,239	9,972,416	9,994,159	9,856,662	9,881,754	9,824,313
組合員分	103,911,028	107,013,578	111,193,072	113,782,198	117,541,530	119,583,770
療養の給付	3,303,657	3,328,895	3,407,061	3,484,417	3,549,416	3,525,981
療養の給付	46,360,922	48,057,265	51,043,358	53,594,352	55,761,847	57,381,820
訪問看護療養の給付	3,004,133	3,023,253	3,078,483	3,097,862	3,144,326	3,075,842
訪問看護療養の給付	7,042,636	6,702,245	7,002,770	7,001,391	7,037,873	7,478,030
訪問看護療養の給付	44,340,242	45,950,479	48,793,625	51,021,451	52,547,345	53,049,829
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	12	59
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	82	524
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	610	3,753
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	15,601	44,823
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	192,695	536,041
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	288,139	961,253
薬剤支給	224,455	232,644	255,094	291,786	334,387	386,046
薬剤支給	1,117,531	1,197,636	1,334,042	1,635,669	1,969,501	2,406,827
療養費	57,565	56,545	58,684	61,302	61,933	62,541
療養費	370,813	370,500	393,328	417,412	422,249	434,372
入院時食事療養費	—	—	—	—	7	36
入院時食事療養費	—	—	—	—	147	1,063
入院時食事療養費	—	—	—	—	28	271
看護料	179	144	139	136	109	20
看護料	15,373	12,299	11,668	11,266	9,506	1,629
移送費	11	14	9	12	10	8
移送費	708	792	606	773	997	254
出産費	1,104	969	858	778	807	792
出産費	262,500	233,760	226,770	207,440	232,090	245,430
育児手当金	15,597	14,628	13,159	11,867	7,186	9
育児手当金	37,438	35,107	31,582	28,486	17,246	22
埋葬料	613	698	635	674	646	664
埋葬料	216,317	256,692	251,735	271,855	274,135	278,180
被扶養者分	6,688,582	6,643,521	6,587,098	6,392,245	6,332,338	6,298,332
被扶養者分	57,550,106	58,956,314	60,149,717	60,187,847	61,779,683	62,201,951
療養の給付	6,009,670	5,954,887	5,844,630	5,596,300	5,447,813	5,338,322
療養の給付	13,679,585	12,850,588	13,396,743	12,363,189	11,980,079	11,566,980
訪問看護療養の給付	49,497,174	50,562,957	51,111,293	50,775,310	51,228,694	50,605,239
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	9	106
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	24	618
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	158	3,631
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	22,242	66,473
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	263,350	769,928
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	380,334	1,314,067
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	793,134	873,006
入院時食事療養の給付	—	—	—	—	2,812,656	3,231,225
薬剤支給	566,852	597,781	652,747	706,892	76,937	74,517
薬剤支給	1,585,339	1,757,461	2,051,771	2,390,515	2,812,656	3,231,225
療養費	74,275	73,757	74,071	74,693	76,937	74,517
療養費	380,605	382,958	396,059	404,980	423,073	415,354
入院時食事療養費	—	—	—	—	8	24
入院時食事療養費	—	—	—	—	33	116
入院時食事療養費	—	—	—	—	34	164
高額療養費	(9,629)	(9,491)	(10,392)	(11,508)	(12,206)	(10,443)
高額療養費	434,870	436,694	526,380	595,540	711,636	610,258
高額療養の給付	(29,544)	(30,305)	(32,418)	(32,726)	(30,929)	(31,017)
高額療養の給付	1,649,636	1,809,988	2,033,717	2,241,664	2,139,513	2,183,436
看護料	286	236	229	204	161	48
看護料	22,341	20,835	17,343	15,555	12,472	3,815
移送費	5	11	14	7	7	4
移送費	714	758	587	635	940	256
配偶者出産費	14,713	13,878	12,480	11,244	11,031	9,446
配偶者出産費	3,230,726	3,137,805	3,142,495	2,877,420	3,047,548	2,907,172
家族埋葬料	2,781	2,971	2,927	2,905	3,246	2,883
家族埋葬料	748,701	846,858	870,072	886,228	1,022,625	927,334

(注) 1 高額療養の給付及び高額療養費の件数は、療養の給付及び療養費の件数の再掲である。  
 2 老人保健による給付分を除く。  
 3 入院時食事療養の給付及び入院時食事療養費の件数及び日数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	12,859	13,185	13,741	12,910	12,857	12,586
傷病手当金	181,391	188,035	190,474	185,064	189,229	185,640
傷病手当金	1,336,688	1,467,857	1,597,088	1,625,395	1,776,675	1,987,991
傷病手当金	9,925	10,669	11,357	11,012	11,205	11,049
傷病手当金	164,649	173,165	175,724	172,192	177,326	172,258
傷病手当金	1,243,395	1,384,875	1,507,572	1,543,678	1,698,126	1,888,701
出産手当金	468	380	414	377	376	490
出産手当金	8,008	6,757	6,937	6,966	6,730	8,691
休業手当金	47,507	36,919	43,519	45,838	43,710	64,638
休業手当金	2,466	2,136	1,970	1,521	1,276	1,047
休業手当金	8,734	8,113	7,813	5,906	5,173	4,691
休業手当金	45,785	46,063	45,993	35,879	34,838	34,652

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	177	156	74	189	871	1,883
弔慰金	81,031	82,555	47,475	115,833	487,959	955,477
弔慰金	10	19	11	9	12	7
弔慰金	3,620	6,440	4,020	2,920	5,010	2,770
家族弔慰金	22	15	13	8	17	6
家族弔慰金	6,146	4,620	3,815	2,548	5,152	1,757
災害見舞金	145	122	50	172	842	1,970
災害見舞金	71,265	71,495	39,640	110,365	477,797	950,950

(iv) 附加給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	359,016	356,722	360,793	364,713	388,334	390,921
家族療養費	3,119,716	3,240,984	3,482,135	3,866,609	4,208,517	4,620,113
家族療養費	286,268	282,682	277,051	276,797	299,755	305,808
家族療養費	1,956,975	2,033,529	2,168,309	2,297,958	2,425,713	2,402,308
出産費	4,097	9,279	9,547	9,372	10,547	9,962
出産費	73,830	266,518	104,848	239,178	285,828	134,301
埋葬料	—	8	4	14	9	24
埋葬料	—	229	160	390	166	740
家族埋葬料	147	251	249	364	347	276
家族埋葬料	2,829	5,681	7,225	13,265	14,012	10,998
その他	68,504	64,502	73,942	78,166	77,676	74,851
その他	1,086,082	1,115,028	1,201,592	1,315,819	1,482,798	2,071,763

(注) 出産費には配偶者分を含む。  
 資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第133表 国家公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付状況 (診療費分)  
(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
組合員分						
件数	3,004,133	3,023,253	3,078,483	3,097,862	3,144,326	3,075,842
日数	7,042,636	6,702,245	7,002,770	7,001,391	7,037,873	7,478,030
金額	44,340,242	45,950,479	48,792,625	51,021,451	52,547,345	53,049,829
一般診療						
件数	2,406,276	2,420,145	2,463,395	2,480,136	2,527,075	2,464,506
日数	5,413,140	5,151,270	5,369,569	5,369,092	5,406,191	5,840,578
金額	36,398,294	37,859,271	40,210,362	42,195,144	43,711,772	44,342,271
入院						
件数	48,183	48,659	48,578	48,970	50,155	49,542
日数	700,287	663,733	676,912	666,364	664,512	642,132
金額	12,071,606	12,434,706	13,699,773	14,489,649	15,127,062	14,955,860
外来						
件数	2,358,093	2,371,486	2,414,817	2,431,166	2,476,920	2,414,964
日数	4,712,853	4,487,537	4,692,657	4,702,728	4,741,679	5,198,446
金額	24,326,688	25,424,565	26,510,588	27,705,495	28,584,710	29,386,411
歯科診療						
件数	597,857	603,108	615,088	617,726	617,251	611,336
日数	1,629,496	1,550,975	1,633,201	1,632,299	1,631,682	1,637,452
金額	7,941,948	8,091,208	8,582,264	8,826,307	8,835,573	8,707,559
被扶養者分						
件数	6,009,670	5,954,887	5,844,630	5,596,300	5,447,813	5,338,322
日数	13,679,585	12,850,588	13,396,743	12,363,189	11,980,079	11,566,980
金額	49,497,174	50,562,957	51,111,293	50,775,310	51,229,694	50,805,239
一般診療						
件数	4,828,442	4,773,819	4,692,663	4,480,744	4,383,298	4,315,063
日数	10,872,782	10,068,174	10,713,175	9,757,711	9,492,241	9,164,430
金額	40,831,819	41,850,618	42,295,766	42,025,263	42,794,401	42,460,579
入院						
件数	88,420	87,677	82,348	79,484	77,847	75,327
日数	1,088,823	1,059,586	1,387,499	961,953	945,473	920,306
金額	14,555,399	14,812,084	15,256,898	15,336,109	15,465,691	14,963,772
外来						
件数	4,740,022	4,686,142	4,610,315	4,401,260	4,305,451	4,239,736
日数	9,783,959	9,008,588	9,325,676	8,795,758	8,546,768	8,244,124
金額	26,276,420	27,038,534	27,038,868	26,689,154	27,328,710	27,496,807
歯科診療						
件数	1,181,228	1,181,068	1,151,967	1,115,556	1,064,515	1,023,259
日数	2,806,803	2,782,414	2,683,568	2,605,478	2,487,838	2,402,550
金額	8,665,355	8,712,339	8,815,527	8,750,047	8,434,294	8,144,659

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第134表 国家公務員等共済組合短期部門給付諸率

(i) 保健給付

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《組合員分》						
診療費						
組合員1,000人当件数	5,808	5,959	6,143	6,246	6,416	6,355
組合員1人当金額	85,731	90,575	97,362	102,864	107,216	109,603
診療1件当金額	14,760	15,199	15,850	16,470	16,712	17,247
診療1件当日数	2.3	2.2	2.3	2.3	2.2	2.4
一般診療						
組合員1,000人当件数	4,653	4,770	4,916	5,000	5,156	5,092
組合員1人当金額	70,376	74,626	80,237	85,070	89,188	91,613
診療1件当金額	15,126	15,643	16,323	17,013	17,297	17,992
診療1件当日数	2.2	2.1	2.2	2.2	2.1	2.4
入院						
組合員1,000人当件数	93	96	97	99	102	102
組合員1人当金額	23,340	24,511	27,337	29,213	30,865	30,899
診療1件当金額	250,537	255,548	282,016	295,888	301,606	301,882
診療1件当日数	14.5	13.6	13.9	13.6	13.2	13.0
外来						
組合員1,000人当件数	4,559	4,675	4,819	4,901	5,054	4,989
組合員1人当金額	47,035	50,116	52,900	55,857	58,323	60,713
診療1件当金額	10,316	10,721	10,978	11,396	11,540	12,168
診療1件当日数	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	2.2
歯科診療						
組合員1,000人当件数	1,156	1,189	1,227	1,245	1,259	1,263
組合員1人当金額	15,356	15,949	17,125	17,795	18,028	17,990
診療1件当金額	13,284	13,416	13,953	14,288	14,314	14,243
診療1件当日数	2.7	2.6	2.7	2.6	2.6	2.7
看護料						
組合員1,000人当日数	7.4	5.8	6.7	6.3	5.2	0.8
1日当金額	3,990	4,181	3,495	3,600	3,765	4,011
出産費						
組合員1,000人当件数	2.1	1.9	1.7	1.6	1.6	1.6
埋葬料						
組合員1,000人当件数	1.2	1.4	1.3	1.4	1.3	1.4
《被扶養者分》						
診療費						
組合員1,000人当件数	11,620	11,738	11,663	11,283	11,116	11,029
組合員1人当金額	95,702	99,667	101,989	102,368	104,525	104,552
診療1件当金額	8,236	8,491	8,745	9,073	9,404	9,480
診療1件当日数	2.3	2.2	2.3	2.2	2.2	2.2
一般診療						
組合員1,000人当件数	9,336	9,410	9,364	9,034	8,944	8,915
組合員1人当金額	78,948	82,494	84,398	84,727	87,316	87,725
診療1件当金額	8,457	8,767	9,013	9,379	9,763	9,840
診療1件当日数	2.3	2.1	2.3	2.2	2.2	2.1
入院						
組合員1,000人当件数	171	173	164	160	159	156
組合員1人当金額	28,143	29,197	30,444	30,919	31,556	30,916
診療1件当金額	164,617	168,939	185,273	192,946	198,668	198,651
診療1件当日数	12.3	12.1	16.8	12.1	12.1	12.2
外来						
組合員1,000人当件数	9,165	9,237	9,200	8,873	8,785	8,759
組合員1人当金額	50,805	53,297	53,954	53,808	55,761	56,809
診療1件当金額	5,544	5,770	5,865	6,064	6,347	6,485
診療1件当日数	2.1	1.9	2.0	2.0	2.0	1.9
歯科診療						
組合員1,000人当件数	2,284	2,328	2,299	2,249	2,172	2,114
組合員1人当金額	16,754	17,173	17,591	17,641	17,209	16,827
診療1件当金額	7,336	7,377	7,653	7,844	7,923	7,960
診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3
看護料						
組合員1,000人当日数	12.4	11.2	10.9	9.4	7.6	2.3
1日当金額	3,486	3,132	3,185	3,322	3,355	3,443
配偶者出産費						
組合員1,000人当件数	28.4	27.4	24.9	22.7	22.5	19.5
家族埋葬料						
組合員1,000人当件数	5.4	5.9	5.8	5.9	6.6	6.0

(注) 老人保健による給付分を除く。

(ii) 休業給付

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
傷病手当金 組合員1,000人当件数	19.2	21.0	22.7	22.2	22.9	22.8
1件当日数	16.6	16.2	15.5	15.6	15.8	15.6
1日当金額	7,552	7,994	8,579	8,965	9,576	10,964
出産手当金 組合員1,000人当件数	0.9	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0
1件当日数	17.1	17.8	16.8	18.5	17.9	17.7
1日当金額	5,932	5,464	6,273	6,580	6,495	7,437
休業手当金 組合員1,000人当件数	4.8	4.2	3.9	3.1	2.6	2.2
1件当日数	3.5	3.8	4.0	3.9	4.1	4.5
1日当金額	5,242	5,678	5,887	6,074	6,735	7,387

(iii) 災害給付

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件当金額	362,000	338,947	365,455	324,444	417,500	395,714
家族弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1件当金額	279,364	308,000	293,462	318,500	303,059	292,833
災害見舞金 組合員1,000人当件数	0.3	0.2	0.1	0.3	1.7	4.1
1件当金額	491,483	586,025	792,800	641,657	567,455	482,716

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第135表 国家公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計 件数	3,719,113	3,741,796	3,747,124	3,743,625	3,741,782	3,759,474
金額	1,185,088,241	1,210,143,483	1,237,847,527	1,249,956,868	1,270,910,430	1,303,999,316
退職共済年金 件数	436,745	494,992	535,665	572,755	610,995	669,761
金額	137,651,156	158,091,661	174,186,384	185,777,142	198,040,491	216,832,461
障害共済年金 件数	1,253	1,780	2,273	2,836	3,541	4,383
金額	205,492	270,722	330,857	425,834	520,086	645,198
遺族共済年金 件数	186,126	232,788	280,737	330,773	380,226	431,320
金額	39,861,145	51,127,690	63,607,745	76,397,799	89,869,747	105,064,626
退職年金 件数	1,933,895	1,877,903	1,815,400	1,753,868	1,693,841	1,632,489
金額	726,677,803	720,159,033	715,048,048	704,352,279	699,142,921	696,608,037
減額退職年金 件数	482,911	478,628	474,330	468,810	463,084	456,986
金額	155,846,145	156,334,368	158,168,947	158,738,545	160,626,575	163,465,287
通算退職年金 件数	5,308	5,150	5,009	4,868	4,687	4,565
金額	519,268	524,227	510,185	514,733	502,112	502,907
退職一時金 件数	4	3	1	3	10	1
金額	11,735	3,332	1,935	4,411	23,819	280
障害年金 件数	26,777	25,999	24,944	23,948	22,972	21,526
金額	6,821,958	6,742,818	6,627,988	6,505,119	6,422,779	6,310,538
障害一時金 件数	—	3	—	1	1	3
金額	—	3,558	—	1,046	1,988	5,655
遺族年金 件数	621,617	601,292	580,048	558,337	536,477	513,476
金額	109,116,880	108,625,556	108,197,275	106,330,242	105,077,808	104,195,404
通算遺族年金 件数	620	602	598	595	590	578
金額	22,449	22,656	26,075	24,175	24,781	24,885
死亡一時金 件数	5	10	9	8	6	5
金額	3,003	17,571	20,868	16,778	18,569	14,289
船員年金 件数	—	—	6,622	6,419	5,937	6,063
金額	—	—	2,992,370	2,958,247	2,960,961	2,981,799
公務災害給付 件数	23,855	22,586	21,488	20,404	19,425	18,318
金額	8,351,208	8,220,293	8,128,850	7,910,518	7,677,792	7,347,949

(注) 1 退職一時金には、返還一時金と脱退一時金を、死亡一時金には、特例死亡一時金を含む。

2 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第136表 国家公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	24,782	17,994	17,764	17,584	20,441	22,258
金 額	37,939,523	26,877,156	27,938,928	26,822,448	31,788,057	36,374,143
退職共済年金 人 員	15,474	7,589	7,998	7,281	9,839	11,484
金 額	26,535,190	14,431,081	15,030,420	12,866,774	17,213,006	21,002,257
障害共済年金 人 員	138	217	209	261	324	377
金 額	103,739	198,829	165,116	226,531	293,792	350,201
遺族共済年金 人 員	8,596	9,015	9,131	9,694	9,960	10,143
金 額	10,718,940	11,682,035	12,318,017	13,342,585	13,925,532	14,739,869
退職年金 人 員	12	42	14	15	10	8
金 額	25,705	63,724	28,497	35,160	20,468	15,034
減額退職年金 人 員	33	99	26	23	15	8
金 額	31,331	107,910	29,859	28,564	19,669	11,078
通算退職年金 人 員	3	5	—	—	—	—
金 額	1,782	2,125	—	—	—	—
障害年金 人 員	89	29	21	35	31	25
金 額	164,835	47,465	41,624	64,946	60,940	48,172
遺族年金 人 員	402	369	319	233	217	179
金 額	313,320	305,282	262,765	197,965	187,000	156,365
通算遺族年金 人 員	1	—	2	—	—	—
金 額	400	—	531	—	—	—
船員年金 人 員	—	—	1	—	1	1
金 額	—	—	2,356	—	2,876	1,732
公務災害給付 人 員	34	29	43	42	44	33
金 額	44,281	38,705	59,743	59,923	64,774	49,435

資料：国鉄清算事業団、日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社調

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	628,949	630,260	631,914	632,207	634,501	637,600
金 額	1,198,999,843	1,224,427,080	1,256,467,236	1,267,591,845	1,324,140,949	1,325,184,607
退職共済年金 人 員	78,912	85,844	93,258	99,108	107,208	116,756
金 額	149,389,181	167,290,403	186,031,180	197,240,185	219,434,429	232,698,717
障害共済年金 人 員	423	591	754	941	1,175	1,402
金 額	339,561	497,067	631,969	796,081	1,035,512	1,248,617
遺族共済年金 人 員	36,528	44,732	53,005	61,640	70,365	79,007
金 額	45,746,998	58,725,225	71,967,920	85,076,282	101,943,195	114,812,014
退職年金 人 員	318,341	308,714	298,909	289,057	278,958	268,532
金 額	719,023,177	713,299,131	711,203,321	699,419,796	709,785,789	689,391,024
減額退職年金 人 員	80,633	79,901	79,148	78,240	77,315	76,255
金 額	156,203,509	156,991,150	159,180,954	159,560,142	165,356,710	164,186,233
通算退職年金 人 員	871	853	828	806	782	757
金 額	503,190	508,454	513,623	508,434	517,834	505,251
障害年金 人 員	4,682	4,534	4,380	4,265	4,106	3,958
金 額	6,992,608	6,905,464	6,871,064	6,806,469	6,828,082	6,616,057
遺族年金 人 員	103,270	100,021	96,794	93,484	90,133	86,673
金 額	109,355,268	108,825,717	108,820,664	107,119,337	108,347,482	105,198,027
通算遺族年金 人 員	103	102	100	99	99	97
金 額	22,676	23,263	23,883	24,262	25,483	25,152
船員年金 人 員	1,149	1,124	1,088	1,059	1,031	998
金 額	2,944,689	2,962,690	2,961,745	2,931,954	3,016,429	2,943,339
公務災害給付 人 員	4,037	3,844	3,650	3,507	3,329	3,165
金 額	8,478,987	8,398,516	8,260,913	8,108,903	7,850,006	7,560,176

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第137表 国家公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《年 金》						
新 規 裁 定	1,530,931	1,545,197	1,572,784	1,525,889	1,555,113	1,634,205
退職共済年金	1,714,824	1,901,579	1,879,272	1,767,171	1,749,467	1,828,828
障害共済年金	751,732	916,263	790,029	867,935	906,765	928,915
遺族共済年金	1,246,968	1,295,844	1,349,033	1,376,376	1,398,146	1,453,206
退職年金	2,142,083	1,517,238	2,035,500	2,344,000	2,046,800	1,879,250
減額退職年金	949,424	1,090,000	1,148,423	1,241,913	1,311,267	1,384,750
通算退職年金	594,000	425,000	—	—	—	—
障害年金	1,852,079	1,636,724	1,982,095	1,855,600	1,965,806	1,926,880
遺族年金	779,403	827,322	823,715	849,635	861,751	873,547
通算遺族年金	400,000	—	265,500	—	—	—
船員年金	—	—	2,356,000	—	2,876,000	1,732,000
公務災害給付	1,302,382	1,334,655	1,389,372	1,426,738	1,472,136	1,498,030
年 度 末 現 在	1,906,355	1,942,733	1,988,352	2,005,027	2,086,901	2,078,395
退職共済年金	1,893,111	1,948,772	1,994,801	1,990,154	2,046,810	1,993,034
障害共済年金	802,774	841,061	838,155	845,994	881,287	890,597
遺族共済年金	1,252,382	1,312,826	1,357,757	1,380,212	1,448,777	1,453,188
退職年金	2,258,657	2,310,550	2,379,331	2,419,660	2,544,418	2,567,258
減額退職年金	1,937,216	1,964,821	2,011,181	2,039,368	2,138,740	2,153,121
通算退職年金	577,715	596,077	620,318	630,812	662,191	667,438
障害年金	1,493,509	1,523,040	1,568,736	1,595,890	1,662,952	1,671,566
遺族年金	1,058,926	1,088,029	1,124,250	1,145,857	1,202,084	1,213,735
通算遺族年金	220,151	228,071	238,828	242,617	257,400	259,301
船員年金	2,562,827	2,635,846	2,722,192	2,768,606	2,925,731	2,949,237
公務災害給付	2,100,319	2,184,838	2,263,264	2,312,205	2,358,067	2,388,681
《一 時 金》						
障 害 一 時 金	—	1,186,033	—	1,045,900	1,988,200	1,885,067

資料：大蔵省主計局共済課「国家公務員等共済組合決算事業報告書」

第138表 国家公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
利益	191,902,879	218,811,183	218,649,251	222,917,435	226,530,478	230,571,965
負担金収入(負担金)	88,699,687	92,973,610	92,672,670	95,002,762	95,976,004	94,261,948
掛金収入(掛金)	93,926,217	96,735,647	96,131,208	98,030,451	99,426,612	99,157,436
雑収入等	215,067	3,588,737	3,553,632	3,059,313	1,652,868	7,814,900
国庫補助金収入(補助金)	3,777,297	587,234	627,529	529,117	2,991,210	3,278,317
支払準備金戻入	-	18,074,744	18,664,162	19,493,177	19,970,689	20,827,964
受取利息	-	1,953,029	1,185,859	761,589	674,659	275,362
有価証券利息	-	3,611,425	3,700,526	3,600,309	3,721,551	3,703,020
信託収益 (利息及び配当金)	5,283,355	1,233,031	2,006,378	2,318,165	1,981,269	1,190,118
前期損益修正益	-	24,275	23,992	19,323	47,375	48,464
償還差益	1,250	29,452	83,295	103,228	88,241	14,435
当期不足金	-	-	-	-	-	-
損失	191,902,879	218,811,183	218,649,251	222,917,435	226,530,478	230,571,965
短期給付金	107,807,939	111,331,058	116,200,598	118,984,867	124,107,745	126,775,277
保健給付	103,911,028	107,013,578	111,832,370	114,216,297	117,999,102	120,055,100
休業給付	1,336,688	1,467,857	1,597,083	1,625,395	1,776,675	1,987,991
災害給付	81,031	82,555	47,475	115,833	793,579	955,477
附加給付	2,479,191	2,767,068	2,723,670	3,027,342	3,538,388	3,776,708
老人保健拠出金	45,650,062	46,637,277	49,133,647	50,341,498	52,112,252	56,946,780
退職者給付拠出金	9,246,646	10,428,555	10,973,284	11,187,618	12,833,075	13,394,524
一部負担金払戻金	640,524	653,916	758,465	839,267	860,038	843,404
償還差損	-	1,166	92,637	304	1,183	3,271
負担金	1,742	-	-	-	-	-
特別拠出金	113,443	87,469	45,352	46,207	47,015	47,618
支払準備金繰入	-	18,664,162	19,493,177	19,970,689	20,827,964	21,269,780
雑損	-	-	-	137	-	5,459
前期損益修正損	-	5,657	5,019	15,499	29,603	12,209
当期利益金	28,442,518	31,001,922	21,947,072	21,531,349	15,711,474	11,273,641

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第139表 国家公務員等共済組合長期経理状況

(i) 適用法人合計

(単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
利益	1,456,502,738	1,532,900,074	1,576,878,716	1,593,079,490	1,646,893,512	1,700,279,241
負担金収入(負担金)	840,105,219	835,208,486	833,754,076	846,537,361	855,692,838	888,678,841
掛金収入(掛金)	163,823,129	172,429,629	178,003,454	181,977,891	190,363,569	210,379,603
受取利息	-	26,304,742	24,490,020	21,346,086	20,718,047	17,738,473
有価証券利息	-	57,016,807	63,346,991	54,015,359	53,741,119	52,969,485
受取配当金	-	1,876,815	1,816,766	1,724,003	1,801,805	1,838,649
信託収益	-	4,809,874	2,507,876	7,548,965	5,195,476	10,013,524
投資不動産収益	-	16,684,825	18,489,588	16,487,542	21,073,544	17,216,018
生命保険資産収益 (利息及び配当金)	96,489,224	6,357,089	7,331,504	8,801,175	6,920,355	6,293,620
貸付料	17,163,251	-	-	-	-	-
有価証券売却益 (財産処分益)	414,133	1,083,945	190,595	330,557	219,212	365,317
償還差益	904,657	1,007,730	1,371,163	1,355,423	459,859	299,812
雑収入	41,199	8,240	8,240	12,772	14,420	10,300
退職一時金等返還金収入 (退職一時金等返還金)	56,369	57,027	74,307	55,637	140,168	145,373
基礎年金交付金収入 (基礎年金交付金)	127,669,120	150,283,275	170,250,417	191,405,903	215,039,523	237,204,028
長期財調交付金	8,000,000	8,000,000	8,000,000	4,000,000	4,000,000	2,000,000
制度間調整交付金収入 (負担調整交付金)	197,269,726	251,542,937	265,888,436	256,963,354	270,787,437	254,932,899
前期損益修正益	-	120,878	127,503	197,290	246,507	193,296
その他	179	-	0	3,265	4,257	3
当期不足金 (当期損失金)	4,566,712	107,774	1,227,780	316,906	475,377	-
損失	1,456,502,738	1,532,900,074	1,576,878,716	1,593,079,490	1,646,893,512	1,700,279,241
長期給付金	1,185,088,241	1,210,143,484	1,237,847,527	1,249,956,868	1,270,910,430	1,303,999,316
退職給付	1,020,706,108	1,035,112,620	1,047,916,621	1,049,387,110	1,058,333,470	1,077,408,972
障害給付	7,027,450	7,017,098	6,958,845	6,931,999	6,944,853	6,961,391
遺族給付	149,003,475	159,793,473	171,850,842	182,768,994	194,993,354	209,299,204
船員給付	-	-	2,992,370	2,958,247	2,960,961	2,981,799
公務災害給付	8,351,208	8,220,293	8,128,850	7,910,518	7,677,792	7,347,949
旅費	1,191	-	-	-	-	-
事務費	728	-	-	-	-	-
保険料	-	-	-	-	-	-
諸謝金	460	-	-	-	-	-
負担金	1,864,442	-	-	-	150	-
その他	1,781,717	3,235,372	1,987,542	2,070,641	1,977,125	2,083,278
償還差損	-	79,065	65,355	82,158	76,658	34,549
長期財調拠出金	-	-	-	-	-	-
基礎年金拠出金	85,367,114	90,965,953	100,271,157	105,457,573	111,539,302	121,781,644
制度間調整拠出金	100,107,029	134,946,786	149,293,493	157,996,162	171,736,497	190,179,850
前期損益修正損	-	2,204	9,328	27,804	18,613	5,302
当期利益金	82,291,816	93,527,210	87,404,314	77,488,283	90,634,736	82,195,304

(注) 第138表の(注)参照

資料: 大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

(ii) 平成7年度(1995年度)適用法人別内訳

(単位 千円)

区 分	旅客鉄道会社等	日本電信電話㈱	日本たばこ産業㈱	計
利益	1,039,761,155	577,539,991	82,978,096	1,700,279,241
負担金収入	493,472,310	230,407,724	42,798,807	766,678,841
掛金収入	92,682,774	106,080,328	11,616,501	210,379,603
基礎年金交付金収入	183,994,248	42,380,945	10,828,836	237,204,028
長期財調交付金収入	2,000,000	—	—	2,000,000
制度間調整交付金収入	136,602,349	103,915,547	14,415,003	254,932,899
旅客鉄道会社等負担金収入	22,000,000	—	—	22,000,000
清算事業団負担金収入	100,000,000	—	—	100,000,000
退職一時金等返還金収入	135,674	9,699	—	145,373
雑収入	—	—	10,300	10,300
利息及び配当金等	8,682,806	94,470,592	3,281,688	106,435,086
償還差益	68,646	204,271	26,895	299,812
その他	122,347	70,885	66	193,299
当期損失金	—	—	—	—
損失				
長期給付	885,598,433	352,087,941	66,312,942	1,303,999,316
退職給付	711,606,439	308,958,874	56,340,473	1,076,905,786
障害給付	4,613,476	2,059,794	288,121	6,961,391
遺族給付	159,064,364	40,628,694	9,591,857	209,284,915
公務災害給付	7,167,447	167,011	13,491	7,347,949
船員給付	2,981,799	—	—	2,981,799
通算退職年金	157,200	266,706	79,000	502,907
返還一時金	—	—	—	—
脱退一時金	—	280	—	280
特例死亡一時金	7,707	6,582	—	14,289
その他	4,578	2,083,509	492	2,088,579
償還差損	12,741	—	21,808	34,549
基礎年金拠出金	52,538,093	63,060,913	6,182,638	121,781,644
制度間調整拠出金	74,602,349	105,172,542	10,404,959	190,179,850
当期利益金	27,004,960	55,135,086	55,257	82,195,304
年度末現在長期給付積立金	368,653,962	1,898,298,433	80,519,512	2,347,471,907

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第140表 国家公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
利益	1,789,663	1,883,414	2,132,730	2,173,065	2,265,039	2,595,434
負担金収入(負担金)	1,180,697	1,164,011	1,535,252	1,569,416	1,586,908	2,008,813
国庫補助金収入(補助金)	569,038	568,757	567,303	566,076	567,103	574,749
受取利息等(利息及び配当金)	38,914	41,049	28,260	24,250	21,800	10,812
雑収入	1,014	629	756	1,095	1,099	1,060
前期損益修正益	—	0	359	3	25	—
当期損失金	—	108,968	799	12,226	88,105	—
当期不足金	—	—	—	—	—	—
損失	1,789,663	1,883,414	2,132,730	2,173,065	2,265,039	2,595,434
職員給与	1,891	2,016	2,145	2,520	2,505	2,505
厚生費	—	—	—	—	—	—
旅費	71,945	67,934	64,898	64,772	58,159	58,386
事務費	541,446	572,425	605,434	596,015	622,022	597,309
その他	1,054,514	1,213,292	1,283,824	1,365,574	1,559,286	1,662,407
財産処分損	448	37	—	—	104	—
当期利益金	119,419	27,710	176,429	144,183	22,963	274,827

(注) 平成3年4月1日より大蔵省令の改正により、会計処理基準(勘定科目)の見直しを行った。

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」

第141表 国家公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
利益	7,710,486	8,635,303	8,599,055	8,677,749	8,653,130	8,543,716
負担金収入(負担金)	2,639,803	3,077,426	3,144,164	3,222,732	3,276,217	3,295,491
掛金収入(掛金)	2,797,539	3,204,516	3,267,368	3,330,428	3,399,230	3,470,484
国庫補助金収入(補助金)	190,737	43,498	9,868	—	—	30,240
交付金収入	—	71,116	68,879	74,916	71,419	57,677
受取利息等(利息及び配当金)	953,420	1,024,089	893,119	771,276	667,739	468,417
相互繰入金	—	—	—	—	—	—
施設収入	1,064,061	1,083,792	1,048,886	1,049,113	1,041,206	757,557
雑収入	64,926	38,235	73,578	62,028	79,269	83,564
償還差益	—	7,130	26,669	372	251	6,354
その他	—	62,133	63,869	166,562	115,158	371,961
前期損益修正益	—	23,368	2,654	322	2,641	1,970
損失	7,710,486	8,635,303	8,599,055	8,677,749	8,653,130	8,543,716
職員給与	26,652	24,251	25,323	35,455	36,294	37,298
厚生費	1,625,364	2,144,007	2,601,272	2,971,095	2,970,547	3,151,352
旅費	33,302	32,010	26,052	23,759	19,516	17,395
事務費	48,316	54,203	45,452	44,401	27,547	26,705
その他	3,402,093	2,383,069	2,452,436	2,898,476	2,923,545	2,607,216
財産処分損	198,668	159,230	296,015	264,049	189,359	165,289
当期利益金	2,256,091	2,390,533	1,686,505	261,842	662,283	635,300
繰入金	—	1,328,000	1,336,000	2,055,673	1,721,040	1,799,179
相互繰入金	120,000	120,000	130,000	123,000	103,000	103,982

(注) 第140表の(注)参照

資料：大蔵省主計局「国家公務員等共済組合事業統計年報」



第142表 国家公務員共済組合等所要財源率

平成9年4月1日現在 (単位 %) )

区 分	短 期 給 付			長 期 給 付		
	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	計	組合員掛金率	国庫(地方)負担率	整理資源率
国家公務員共済組合	衆議院	29.00	29.06	58.06	一般組合員 91.95	92.35
	参議院	28.00	28.06	56.06		
	総理府	43.00	43.06	86.06		
	法務省	40.00	40.06	80.06		
	外務省(在)	33.50	33.56	67.06		
	蔵省	19.00	19.06	38.06		
	大蔵省	39.00	39.06	78.06		
	文部省	37.00	37.06	74.06		
	農林水産省	41.00	41.06	82.06		
	通商産業省	37.50	37.56	75.06		
	厚生省	40.00	40.06	80.06		
	厚生省第二	36.50	36.56	73.06		
	労働省	34.50	34.56	69.06		
	裁判所	42.70	42.76	85.46		
	会計検査院	37.50	37.56	75.06		
	刑務所	28.00	28.06	56.06		
	防衛施設庁	42.50	42.56	85.06		
	防衛庁(自)	41.00	41.06	82.06		
	(文)	28.00	28.06	56.06		
	地方公務員共済組合	印刷局	37.00	37.06		
造幣局		37.00	37.06	74.06		
林野庁		47.10	47.16	94.26		
建設省		56.30	56.36	112.66		
連合会職員		45.40	45.46	90.86		
郵政省		36.00	36.06	72.06		
地方職員		39.00	39.06	78.06		
(38.4)		48.0	48.0	96.0		
(38.4)		(38.4)	(76.8)			
(35.36)		(35.36)	(70.72)			
警察	44.2	44.2	88.4	非任期自衛官 91.95	92.35	
(42.2)	(42.2)	(84.4)				
東京都職員	52.75	52.75	105.5			
(42.2)	(42.2)	(84.4)				
指定都市職員	48.6	48.6	97.2			
(38.88)	(38.88)	(77.76)				
103.5	104.7	(82.80)	(83.76)			
49.0~65.78	49.0~65.78	98.0~131.56				
(39.2~52.624)	(39.2~52.624)	(78.4~105.248)				
51.0~65.39	51.0~65.39	102.00~130.78				
(40.8~52.312)	(40.8~52.312)	(81.6~104.624)				
都市職員	44.0~66.3	44.0~66.3	88.00~132.6			
(35.2~53.04)	(35.2~53.04)	(70.4~106.08)				

(注) 1 地方公務員共済組合における短期給付は、指定都市職員については札幌市職員共済組合及び名古屋市職員共済組合(名古屋市港湾管理組合職員に限る。)に係る率であり、都市職員については北海道都市職員共済組合及び仙台市職員共済組合に係る率であり、長期給付は、一般組合員に係る率である。また、地方公務員共済組合の財源率は、給料に対する率であり、( ) 書は給料に対する率を標準報酬に対する率とした場合の率(当該財源率を手当率1.25で除した率)である。

2 短期給付の財源率には福祉財源を含む。

資料：大蔵省主計局、自治省及び各共済組合調

8 地方公務員等共済組合

第143表 地方公務員等共済組合適用状況

各年度末現在

区 分	組 合 員 数	組 合 員 数					被扶養者数		組合員1人当たり本俸月額						
		合計	短期長期	短期	長期	任継	継続長期	被扶養者数	組合員1人当たり被扶養者数	平均	短期長期	短期	長期	任継	継続長期
平成2年度	90	3,359,021	2,889,706	56	396,373	72,759	127	3,938,574 (59,784)	1.3 (0.8)	292,405	290,956	397,553	294,183	260,051	328,772
3	90	3,371,621	2,901,987	47	398,515	70,941	131	3,906,738 (57,829)	1.3 (0.8)	302,457	302,398	406,702	306,817	280,246	339,252
4	90	3,386,823	2,914,615	42	401,786	70,238	142	3,869,287 (56,958)	1.3 (0.8)	312,249	312,183	425,071	316,496	290,552	347,542
5	90	3,401,479	2,929,476	33	405,695	66,139	136	3,859,669 (52,917)	1.3 (0.8)	319,904	319,883	450,424	323,292	299,896	352,985
6	90	3,406,139	2,936,133	23	408,060	61,644	279	3,840,337 (49,179)	1.3 (0.8)	332,226	332,603	446,043	333,398	306,467	332,577
7	90	3,401,630	2,931,593	17	407,441	62,211	368	3,816,748 (48,937)	1.3 (0.8)	338,876	339,459	450,294	338,811	311,802	342,432
地方職員共済組合	1	402,519	382,846	—	14,102	5,355	216	543,393 (3,897)	1.4 (0.8)	334,534	335,342	—	324,264	303,442	344,500
公立学校共済組合	1	1,119,918	1,089,834	—	1	30,074	9	1,207,272 (24,030)	1.1 (0.8)	359,140	359,841	—	201,000	333,709	408,333
警察共済組合	1	264,885	263,514	—	2	1,311	58	513,458 (1,249)	1.9 (1.0)	350,859	351,045	—	268,000	312,284	377,241
東京都職員共済組合	1	170,259	168,572	—	—	1,674	13	187,724 (1,080)	1.1 (0.6)	342,378	342,776	—	—	301,845	405,538
指定都市職員共済組合	10	217,762	17,898	—	199,722	142	—	28,322 (122)	1.6 (0.9)	337,910	341,911	—	337,586	290,352	—
市町村職員共済組合	47	1,062,545	973,316	17	66,076	23,065	71	1,287,494 (18,063)	1.3 (0.8)	316,406	314,723	450,294	351,875	285,826	286,676
都市職員共済組合	29	163,742	35,613	—	127,538	590	1	49,085 (496)	1.4 (0.8)	335,023	333,326	—	335,571	318,864	422,000

(注) 1 「短期長期」は短期保険及び長期保険両方の適用者、「短期」は短期保険のみの適用者、「長期」は長期保険のみの適用者、「任継」は退職後も引き続き短期保険の適用を受けることを希望した者、「継続長期」は公社又は公庫等に転出した後も引き続き長期保険の適用を受ける者である。

2 本俸月額は各年度末1月間(毎年度3月)に支給したものの平均である。

3 被扶養者数の( )は任意継続組合員の再掲である。

4 長期の( )は特例継続の再掲である。

5 地方職員共済組合には、団体共済部の団体組合員数を含む。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」



第145表 地方公務員等共済組合短期部門療養の給付及び家族療養の給付支給状況 (診療費分)  
(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
組合員分	20,021,493	20,543,119	20,876,491	21,012,462	21,088,516	21,502,402
件数	47,360,133	47,813,192	47,868,416	48,074,754	47,166,342	47,337,116
日数	287,911,689	298,835,591	317,393,302	326,467,125	327,736,011	331,239,926
金額	16,236,812	16,663,891	16,921,788	17,040,234	17,125,745	17,561,526
一般診療	37,318,540	37,648,421	37,632,851	37,412,640	36,887,879	37,128,489
件数	241,557,605	251,062,984	266,435,637	274,438,370	275,590,043	279,143,201
日数	345,992	348,002	344,399	339,811	341,134	333,213
金額	4,646,051	4,575,624	4,432,505	4,354,100	4,240,477	4,082,205
入院	80,912,842	81,598,584	90,061,990	92,329,803	92,511,791	89,930,689
件数	15,890,820	16,315,889	16,577,389	16,700,423	16,784,611	17,228,313
日数	32,672,489	33,072,797	33,200,346	33,058,540	32,647,402	33,046,284
金額	160,644,763	169,464,400	176,373,647	182,108,567	183,078,252	189,212,512
歯科診療	3,784,681	3,879,228	3,954,703	3,972,228	3,962,771	3,940,876
件数	10,041,593	10,164,771	10,235,565	10,662,114	10,278,463	10,208,627
日数	46,354,083	47,772,607	50,957,665	52,028,755	52,145,968	52,096,726
金額	25,610,705	25,807,640	25,839,441	25,274,267	25,084,947	25,072,557
被扶養者分	59,015,629	58,700,378	58,198,343	58,253,918	55,759,747	54,618,783
件数	231,333,390	238,060,115	248,708,821	250,558,882	254,864,840	250,460,814
日数	20,858,671	20,969,529	21,032,319	20,538,293	20,480,078	20,565,566
一般診療	47,766,031	47,421,164	47,142,483	45,415,536	45,210,248	44,285,128
件数	196,359,664	202,441,276	212,139,394	213,995,708	218,904,993	215,221,177
日数	434,960	422,409	410,375	402,402	411,210	399,386
金額	5,947,299	5,814,784	5,599,977	5,422,210	5,429,260	5,199,024
入院	76,473,755	77,593,302	82,636,368	83,991,386	85,934,212	79,795,332
件数	20,423,711	20,547,120	20,621,944	20,135,891	20,068,868	20,166,180
日数	41,818,732	41,606,380	41,542,506	39,993,326	39,780,988	39,086,104
金額	119,885,909	124,847,974	129,503,026	130,004,322	132,970,781	135,425,845
歯科診療	4,752,034	4,838,111	4,807,122	4,735,974	4,604,869	4,506,991
件数	11,249,598	11,279,214	11,055,860	10,838,382	10,549,499	10,333,655
日数	34,973,726	35,618,839	30,567,426	36,563,174	35,959,847	35,239,637
金額						

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：自治省行政局「地方公務員共済組合等事業年報」

第146表 地方公務員等共済組合短期部門給付諸率

(1) 保健給付

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《組合員分》						
診療費	6,758	6,880	6,994	7,015	7,035	7,182
組合員1,000人当件数	97,184	100,515	106,331	108,997	109,325	110,641
組合員1人当金額	2.4	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
診療1件当日数	14,380	14,547	15,203	15,537	15,541	15,405
診療1件当金額	5,481	5,605	5,669	5,689	5,713	5,866
一般診療	81,538	84,446	89,260	91,626	91,930	93,240
組合員1,000人当件数	2.3	2.1	2.2	2.2	2.2	2.1
組合員1人当金額	14,877	15,066	15,745	16,105	16,092	15,895
診療1件当日数	117	117	115	113	114	111
入院	27,312	27,446	30,172	30,826	30,860	30,039
組合員1,000人当件数	13.4	13.1	12.9	12.8	12.4	8.2
組合員1人当金額	233,858	234,477	261,505	271,709	271,189	269,889
診療1件当日数	5,364	5,488	5,554	5,576	5,599	5,755
入院外	54,226	57,000	59,088	60,800	61,071	63,201
組合員1,000人当件数	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9
組合員1人当金額	10,109	10,386	10,639	10,904	10,908	10,983
診療1件当日数	1,278	1,305	1,325	1,326	1,322	1,316
歯科診療	15,647	16,069	17,072	17,371	17,395	17,401
組合員1,000人当件数	2.7	2.6	2.6	2.7	2.6	2.6
組合員1人当金額	12,248	12,315	12,885	13,098	13,159	13,220
診療1件当日数	11	10	10	8	6	2
看護料	3,870	3,801	3,771	3,718	3,725	3,748
組合員1,000人当日数	1	1	1	1	1	1
1日当金額	16	16	15	15	34	14
埋葬料	34	33	32	31	—	—
出産費						
育児手当金						
《被扶養者分》						
診療費	8,645	8,681	8,657	8,438	8,368	8,375
組合員1,000人当件数	78,087	80,073	83,320	83,653	85,017	83,659
組合員1人当金額	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
診療1件当日数	9,033	9,224	9,625	9,914	10,160	9,989
診療1件当金額	7,041	7,053	7,046	6,857	6,832	6,869
一般診療	66,281	68,092	71,070	71,446	73,021	71,888
組合員1,000人当件数	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2	2.2
組合員1人当金額	9,414	9,654	10,086	10,419	10,689	10,465
診療1件当日数	147	142	137	134	137	133
入院	25,814	26,099	27,684	28,042	28,666	26,653
組合員1,000人当件数	13.7	13.8	13.6	13.5	13.2	13.0
組合員1人当金額	175,818	183,692	201,368	208,725	208,979	199,795
診療1件当日数	6,894	6,911	6,909	6,723	6,694	6,736
入院外	40,468	41,993	43,385	43,404	44,356	45,235
組合員1,000人当件数	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9
組合員1人当金額	5,870	6,076	6,280	6,456	6,626	6,715
診療1件当日数	1,604	1,627	1,610	1,581	1,536	1,505
歯科診療	11,805	11,981	12,251	12,207	11,995	11,771
組合員1,000人当件数	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
組合員1人当金額	7,360	7,362	7,607	7,720	7,809	7,819
診療1件当日数	19	17	16	13	9	4
看護料	3,336	3,347	3,278	3,272	3,237	3,363
組合員1,000人当日数	6	6	6	6	6	6
1日当金額	19	18	17	16	17	15
埋葬料						
配偶者出産費						

(注) 第143表の(注)1参照

(II) 休業給付

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 組合員1,000人当件数	8.4	8.8	8.9	8.8	8.6	116.2
1 日 当 金 額	7,577	8,110	8,302	8,435	9,001	3,608
1 件 当 金 額	182,866	192,826	192,332	184,902	190,736	69,570
傷病手当金 組合員1,000人当件数	7.1	7.3	7.3	7.1	6.8	6.5
1 日 当 金 額	7,957	8,516	8,654	8,800	9,399	10,347
1 件 当 金 額	181,713	192,905	191,294	184,211	192,922	216,968
出産手当金 組合員1,000人当件数	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1 日 当 金 額	5,995	6,432	6,781	6,962	7,258	8,366
1 件 当 金 額	369,427	368,196	385,012	369,622	356,319	426,917
休業手当金 組合員1,000人当件数	0.9	1.1	1.1	1.3	1.4	0.6
1 日 当 金 額	6,284	6,840	7,336	7,532	8,049	8,986
1 件 当 金 額	107,424	118,654	125,880	125,125	136,469	144,757
育児休業手当金 組合員1,000人当件数	—	—	—	—	—	105.1
(休業中支給分) 1 日 当 金 額	—	—	—	—	—	3,025
1 件 当 金 額	—	—	—	—	—	59,783
育児休業手当金 組合員1,000人当件数	—	—	—	—	—	3.7
(復職後支給分) 1 件 当 金 額	—	—	—	—	—	41,863

(III) 災害給付

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 組合員1,000人当件数	0.6	0.5	0.3	0.5	1.1	3.7
1 件 当 金 額	464,680	525,811	707,838	548,439	873,630	644,910
弔 慰 金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 件 当 金 額	388,574	371,010	381,817	387,678	434,643	450,493
家族弔慰金 組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
1 件 当 金 額	272,088	297,129	294,149	311,695	332,504	327,964
災害見舞金 組合員1,000人当件数	0.5	0.4	0.2	0.5	1.0	3.6
1 件 当 金 額	486,247	557,710	839,089	573,718	910,901	649,349

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第147表 地方公務員等共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 件 数	8,259,123	8,644,726	9,041,982	9,429,191	9,778,198	10,031,834
金 額	2,898,757,970	3,098,659,154	3,300,034,971	3,448,572,205	3,616,974,348	3,817,568,090
退職共済年金 件 数	1,491,419	1,895,184	2,328,975	2,746,896	3,154,973	3,426,013
金 額	615,840,058	782,856,108	942,881,137	1,077,768,056	1,216,199,210	1,372,920,987
障害共済年金 件 数	13,856	17,792	21,887	26,357	30,653	34,805
金 額	3,046,891	3,640,402	4,245,520	4,964,298	5,681,012	6,270,706
遺族共済年金 件 数	461,857	582,455	699,967	828,526	947,319	1,086,249
金 額	100,002,486	130,126,138	163,107,533	196,782,821	233,075,850	274,146,548
退 職 年 金 件 数	4,653,554	4,542,379	4,421,168	4,293,928	4,160,571	4,039,340
金 額	1,861,971,719	1,863,239,937	1,869,313,330	1,851,694,918	1,846,037,699	1,847,170,286
減額退職年金 件 数	146,344	145,938	145,325	148,381	142,554	142,950
金 額	41,272,885	42,102,471	43,182,146	43,751,560	44,494,985	45,597,929
通算退職年金 件 数	284,108	279,561	272,785	265,123	255,757	249,129
金 額	32,771,400	32,886,118	33,018,482	32,656,521	32,456,323	32,418,123
障 害 年 金 件 数	119,660	117,256	113,416	109,038	104,637	95,897
金 額	41,236,134	40,812,062	40,195,756	38,182,449	36,350,289	35,475,942
遺 族 年 金 件 数	1,068,551	1,044,980	1,020,035	992,986	964,441	940,497
金 額	201,397,033	201,754,603	202,816,431	201,500,250	201,434,863	202,349,656
通算遺族年金 件 数	19,602	19,024	18,259	17,797	17,127	16,804
金 額	997,108	1,000,544	996,287	982,906	976,313	977,839
退 職 一 時 金 件 数	3	1	—	—	1	—
金 額	△2,917	640	△339	△1,713	△2,291	△219
脱 退 一 時 金 件 数	24	32	22	28	20	24
金 額	49,620	69,495	56,547	76,317	43,703	68,068
返 還 一 時 金 件 数	69	62	75	78	76	57
金 額	71,807	83,256	104,989	106,654	110,947	70,524
障 害 一 時 金 件 数	10	10	12	6	12	8
金 額	16,161	14,677	20,120	10,698	20,292	14,221
特例死亡一時金 件 数	23	23	30	21	29	19
金 額	47,821	54,156	61,505	46,297	67,332	57,075
死 亡 一 時 金 件 数	43	29	26	26	28	37
金 額	39,765	18,548	35,528	50,173	27,819	27,967
短期在留脱退一時金 件 数	—	—	—	—	—	5
金 額	—	—	—	—	—	2,436

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第148表 地方公務員等共済組合長期部門年金受給権者状況

(I) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	87,959	93,041	94,193	91,787	91,841	128,181
金 額	192,100,631	204,962,152	209,644,178	204,868,456	210,402,254	310,257,351
退職共済年金 人 員	67,397	69,345	69,397	66,639	65,579	101,330
金 額	164,063,303	171,495,170	173,891,664	167,065,343	169,818,896	268,231,676
障害共済年金 人 員	878	1,082	1,092	1,021	1,166	1,139
金 額	940,940	1,152,273	1,174,732	1,157,957	1,320,293	1,315,318
遺族共済年金 人 員	18,066	21,161	22,446	22,495	24,189	24,791
金 額	23,956,564	29,233,775	31,861,430	32,837,887	37,211,429	38,429,810
退職年金 人 員	847	780	729	1,179	551	651
金 額	2,062,863	2,117,835	1,989,723	3,191,690	1,594,991	1,931,492
減額退職年金 人 員	171	181	203	174	120	94
金 額	259,038	280,655	309,437	271,453	192,971	144,958
通算退職年金 人 員	91	57	50	47	51	36
金 額	33,593	25,052	19,220	18,115	14,647	10,246
障害年金 人 員	354	280	160	111	75	64
金 額	657,159	525,937	296,480	219,932	144,021	120,524
遺族年金 人 員	149	152	111	117	105	75
金 額	125,430	130,856	100,984	104,778	103,661	73,061
通算遺族年金 人 員	6	3	5	4	5	1
金 額	1,741	599	508	1,303	1,346	266

(注) 旧市町村共済法給付及び恩給組合条例給付は除く。

資料：自治省行政局調

(II) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	1,414,652	1,479,975	1,542,003	1,600,137	1,654,245	1,747,074
金 額	2,991,765,702	3,192,924,878	3,399,700,915	3,544,273,347	3,804,816,379	4,005,268,821
退職共済年金 人 員	268,726	336,146	402,393	464,974	525,324	623,107
金 額	669,297,077	831,586,493	992,734,484	1,126,228,878	1,296,724,253	1,511,893,958
障害共済年金 人 員	4,208	5,601	6,904	8,152	9,398	10,652
金 額	5,387,173	6,977,845	8,554,586	10,066,164	11,752,994	13,219,975
遺族共済年金 人 員	91,019	112,269	133,728	155,549	178,033	201,198
金 額	120,308,397	153,336,142	189,142,907	224,442,116	270,745,408	308,270,375
退職年金 人 員	774,098	754,410	733,259	712,430	689,242	666,490
金 額	1,871,735,253	1,873,059,676	1,878,405,142	1,856,239,400	1,890,711,243	1,843,107,255
減額退職年金 人 員	24,575	24,497	24,424	24,331	24,129	23,900
金 額	41,818,854	42,797,017	43,986,186	44,479,897	46,360,682	46,210,226
通算退職年金 人 員	47,554	46,389	45,135	43,842	42,463	41,044
金 額	32,908,208	33,099,606	33,305,014	32,882,478	33,593,266	32,733,359
障害年金 人 員	21,472	21,241	20,640	19,423	18,480	17,749
金 額	44,469,733	44,731,549	44,333,388	42,084,015	41,706,045	40,147,693
遺族年金 人 員	179,741	176,233	172,434	168,450	164,270	160,124
金 額	204,845,327	206,333,876	208,239,871	206,866,555	212,215,922	208,712,927
通算遺族年金 人 員	3,259	3,189	3,086	2,986	2,906	2,810
金 額	995,679	1,002,676	999,339	983,845	1,006,566	973,053

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第149表 地方公務員等共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《年 金》						
新 規 裁 定	2,183,979	2,202,923	2,225,687	2,231,999	2,290,940	2,420,463
退職共済年金	2,434,282	2,473,072	2,505,752	2,507,021	2,589,532	2,647,110
障害共済年金	1,071,686	1,064,947	1,075,762	1,134,140	1,132,327	1,154,801
遺族共済年金	1,326,058	1,381,493	1,419,470	1,459,786	1,538,362	1,550,152
退職年金	2,435,494	2,715,173	2,729,387	2,707,116	2,894,721	2,966,962
減額退職年金	1,514,842	1,550,580	1,524,320	1,560,075	1,608,092	1,542,106
通算退職年金	369,154	439,509	384,400	385,426	287,196	284,611
障害年金	1,856,381	1,878,346	1,853,000	1,981,369	1,920,280	1,883,188
遺族年金	841,812	860,895	909,766	895,538	987,248	974,147
通算遺族年金	290,167	199,667	101,600	325,750	269,200	266,000
年 度 末 現 在	2,114,842	2,157,417	2,204,730	2,214,981	2,300,032	2,292,558
退職共済年金	2,490,630	2,473,885	2,467,077	2,422,133	2,468,428	2,426,379
障害共済年金	1,289,221	1,245,821	1,239,077	1,234,809	1,250,585	1,241,079
遺族共済年金	1,321,794	1,365,792	1,414,385	1,442,903	1,520,760	1,532,174
退職年金	2,417,956	2,482,814	2,561,721	2,605,504	2,743,175	2,765,394
減額退職年金	1,701,683	1,747,031	1,800,941	1,828,116	1,921,368	1,933,482
通算退職年金	692,018	713,523	737,898	750,022	791,119	797,519
障害年金	2,071,057	2,105,906	2,147,935	2,166,710	2,256,821	2,261,969
遺族年金	1,139,669	1,170,802	1,207,650	1,228,059	1,291,873	1,303,446
通算遺族年金	305,517	314,417	323,830	329,486	346,375	346,282
《一 時 金》						
脱退一時金	2,067,500	2,171,719	2,570,318	2,725,607	2,185,150	2,836,167
返還一時金	1,040,681	1,342,839	1,399,853	1,367,359	1,459,829	1,237,263
障害一時金	1,616,100	1,467,700	1,676,667	1,783,000	1,691,000	1,777,625
特例死亡一時金	2,079,174	2,354,609	2,050,167	2,204,619	2,321,793	3,003,947
死亡一時金	924,767	639,586	1,366,462	1,929,731	993,536	755,865

資料：自治省行政局調

第150表 地方公務員等共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
収 入	1,098,923,865	1,158,117,369	1,162,666,858	1,197,625,763	1,245,528,677	1,309,231,557
負 担 金	470,699,484	486,577,274	493,481,734	508,851,232	528,591,006	547,005,084
掛 金	468,157,253	485,885,216	492,872,507	507,935,139	527,294,828	536,923,240
任意継続掛金	21,366,944	22,248,054	22,347,669	21,201,235	20,863,633	21,562,661
利息及び配当金	17,228,961	22,595,809	18,175,835	14,933,413	14,714,589	12,096,481
雑 収	54,132	53,793	68,728	89,333	52,641	29,478
その他の他	17,682,010	26,394,227	25,770,645	27,777,966	28,291,783	35,993,181
交 付 金	—	—	—	—	—	—
前年度繰越支払準備金	102,464,802	104,953,542	108,835,264	115,031,012	117,887,655	120,723,191
償 還 差 益	74,499	43,305	27,363	11,837	41,157	8,316
当期不足金	1,195,782	3,065,846	1,087,113	1,794,596	7,791,385	34,889,924
支 出	1,098,923,860	1,156,117,369	1,162,666,858	1,197,625,763	1,245,528,677	1,309,231,557
保 健 給 付	579,802,345	600,567,350	635,232,653	650,875,566	665,173,353	679,849,968
直 営 保 健 給 付	5,972,312	5,980,578	6,186,440	6,248,374	6,365,446	6,616,101
災 害 給 付	774,622	802,913	537,249	891,214	2,761,543	7,129,478
休 業 給 付	4,558,608	5,029,278	5,085,265	4,882,715	4,905,740	24,204,880
一部負担金返還金	3,379	2,976	3,786	5,829	4,173	3,557
一部負担金払戻金	8,241,606	8,434,261	9,478,884	9,934,270	9,858,537	9,630,728
老人保健拠出金	231,623,616	238,826,115	238,339,518	255,302,428	274,288,423	289,790,305
退職者給付拠出金	53,678,977	59,277,017	61,862,997	65,444,073	79,172,265	84,277,977
附加給 付	31,804,203	33,687,805	35,056,931	36,139,797	37,215,297	40,562,496
繰 入 金	—	917,000	977,000	1,017,000	2,303,917	2,209,050
その他の他	10,401,168	15,321,952	15,095,027	17,416,284	18,682,131	36,509,171
当期利益金	67,109,488	71,411,089	39,780,097	31,580,557	24,074,662	1,790,273
次年度繰越支払準備金	104,953,542	108,835,264	115,031,012	117,887,655	120,723,191	126,657,572
次年度繰越交付金準備金	—	7,026,877	—	—	—	—

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第151表 地方公務員等共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
収 入	23,833,345,362	21,716,410,216	23,012,784,512	24,069,474,536	25,108,335,107	26,478,518,127
負 担 金	2,585,081,252	2,687,308,227	2,823,406,299	2,899,616,562	3,008,220,427	3,199,456,155
掛 金	1,002,835,834	1,047,759,442	1,086,673,472	1,119,817,118	1,201,191,885	1,360,369,672
基礎年金交付金	368,622,279	424,511,117	462,892,826	462,350,472	473,610,272	527,576,282
利息及び配当金	1,179,703,193	1,240,998,485	1,248,994,934	1,228,492,963	1,160,025,508	1,143,757,972
その他の取入	2,625,228,042	1,391,858,808	1,470,859,545	1,470,606,877	1,491,636,140	1,658,720,342
償 還 差 益	2,460,841	3,254,640	3,892,008	5,288,838	4,313,306	5,149,818
前年度繰越支払準備金	32,682	26,276	28,628	31,436	30,966	32,163
前年度繰越長期給付積立金	16,069,381,239	14,920,794,699	15,915,980,820	16,883,260,012	17,769,306,603	18,583,455,722
当期不足金	—	—	55,980	10,259	—	—
支 出	23,833,345,362	21,716,410,216	23,012,784,512	24,069,474,536	25,108,335,107	26,478,518,127
退 職 給 付	2,549,531,924	2,719,016,581	2,886,525,984	3,004,241,643	3,137,760,691	3,296,865,898
障 害 給 付	44,241,351	44,412,742	44,409,669	43,119,713	42,013,740	41,728,466
遺 族 給 付	297,777,585	328,276,578	362,373,277	394,872,139	431,238,321	473,417,298
制度間調整拠出金	17,974,579	21,599,295	21,590,210	18,244,574	18,188,016	11,817,210
基礎年金拠出金	486,358,513	526,974,039	584,262,958	622,423,320	665,186,892	735,102,619
業務経理へ繰入金	1,313,703	1,480,955	1,483,916	1,652,688	1,711,687	1,770,153
その他の他	2,627,042,019	1,394,577,636	1,466,988,859	1,464,231,448	1,493,432,022	1,656,177,208
当期利益金	2,888,510,383	764,370,163	762,016,521	751,629,916	735,516,273	787,821,138
次年度繰越支払準備金	26,276	28,822	31,242	30,966	32,163	27,774
次年度繰越長期給付積立金	14,920,569,029	15,915,682,106	16,883,101,877	17,769,028,129	18,583,255,305	19,473,790,363
年度末現在長期給付積立金	20,465,949,052	22,245,465,465	23,974,901,757	25,812,461,858	27,182,201,374	28,840,557,570

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第152表 地方公務員等共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
収 入	22,597,893	24,800,021	25,326,529	28,328,714	29,210,813	29,456,038
負 担 金	17,824,040	19,260,438	20,370,032	23,536,743	24,126,893	24,682,389
補 助 金	303,703	398,686	313,152	357,869	326,005	307,599
繰 入 金	2,177,306	2,401,712	2,476,837	2,686,310	2,807,122	2,888,823
利息及び配当金	1,516,315	1,551,480	1,066,637	887,870	753,191	399,246
その他の他	601,220	1,136,214	657,087	698,274	992,369	972,740
不 足 金	175,309	51,491	442,785	161,648	205,232	205,241
支 出	22,597,893	24,800,021	25,326,529	28,328,714	29,210,813	29,456,038
報 酬	373,464	404,774	431,341	421,105	423,683	422,021
職 員 給 与	11,879,079	12,599,171	12,977,057	13,211,801	13,379,333	13,612,449
厚 生 費	27,346	28,716	31,125	31,299	29,706	30,843
旅 費	604,997	612,957	653,223	602,687	653,965	590,725
事 務 費	1,659,708	1,699,757	1,908,679	1,867,689	2,023,992	2,051,605
その他の他	7,202,422	7,929,304	8,828,398	8,540,012	9,462,225	9,632,447
当期利益金	850,877	1,525,342	496,707	3,654,123	3,237,911	3,115,947

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」

第153表 地方公務員等共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
収 入	55,181,417	71,924,142	70,866,707	79,852,150	88,835,715	85,668,639
負 担 金	22,345,066	24,086,221	28,547,688	33,409,344	34,969,977	37,310,530
掛 金	22,247,231	23,941,620	28,355,700	31,260,530	32,785,697	32,684,890
補 助 金	3,758,986	3,932,029	4,274,667	4,436,552	5,520,120	5,717,917
利息及び配当金	2,777,072	2,402,497	1,609,364	1,214,975	1,238,902	903,710
繰 入 金 受 入	1,696,055	2,326,228	4,327,100	3,750,454	5,900,034	4,294,877
その他の他	1,453,283	1,459,621	1,520,510	1,645,170	1,612,032	1,670,582
施 設 収 入	903,724	920,329	1,109,708	1,049,665	1,091,603	1,195,195
当期不足金	—	12,855,597	1,121,970	3,085,458	717,350	1,890,939
支 出	55,181,417	71,924,124	70,866,707	79,852,150	88,835,715	85,668,639
職 員 給 与	2,734,061	2,945,560	3,114,483	3,207,158	3,354,841	3,456,898
厚 生 費	28,405,045	30,416,010	34,545,392	36,367,866	38,326,974	40,706,710
旅 費	279,801	290,247	316,770	310,032	319,915	291,875
事 務 費	383,993	415,444	452,605	435,668	469,518	490,403
他 経 理 へ の 繰 入	15,056,171	29,942,476	17,443,915	26,250,969	24,838,291	26,983,852
その他の他	3,214,972	3,581,483	7,878,820	4,095,648	4,305,241	4,811,189
当期利益金	5,107,374	4,332,904	7,114,721	9,184,811	12,220,932	8,927,713

資料：自治省行政局公務員部福利課「地方公務員共済組合等事業年報」



9 私立学校教職員共済組合

第154表 私立学校教職員共済組合適用状況 (学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)			
平成2年度(1990)	404,670	369,897	19,063(18,901)	3,415	12,295	401,255	373,312	13,477	369,013	0.92
平成3年度(1991)	414,251	377,600	20,739(20,581)	3,410	12,502	410,841	381,010	13,552	373,175	0.91
平成4年度(1992)	423,174	384,872	22,129(21,970)	3,107	13,066	420,067	387,979	13,602	376,453	0.90
平成5年度(1993)	431,303	390,623	23,380(23,223)	3,121	14,179	428,182	393,744	13,663	378,677	0.88
平成6年度(1994)	437,378	394,656	24,697(24,543)	3,101	14,924	434,277	397,757	13,715	381,480	0.88

(注) 乙種の( )内は乙2種組合員の再掲である。

区分	合計	甲1	甲2	乙1	乙2	丙1	丙2	任継	再掲		学校数	被扶養者数	組合員1人当り被扶養者数
									短期	長期			
平成7年度(1995)	441,501	396,497	47	143	25,447	3,059	0	16,308	438,442	399,803	13,671	382,457	0.87
大学	160,973	149,251	16	—	10,163	1,543	—	—	159,430	150,810	466	162,071	1.02
短大	28,594	25,186	9	—	3,098	301	—	—	28,293	25,496	491	25,461	0.90
高专	210	204	—	—	6	—	—	—	210	204	3	343	1.63
高校	86,974	82,580	2	—	4,035	357	—	—	86,617	82,939	1,306	110,694	1.28
中学	10,931	10,469	1	—	345	116	—	—	10,815	10,586	581	11,231	1.04
小学	3,780	3,603	1	—	132	44	—	—	3,736	3,648	168	3,143	0.84
幼稚園	90,815	85,554	15	13	5,233	—	—	—	90,815	85,569	8,642	20,304	0.22
盲・ろう	372	350	—	—	22	—	—	—	372	350	16	262	0.70
各種	10,398	9,782	2	130	484	—	—	—	10,398	9,784	446	10,008	0.96
専修	30,957	28,337	1	—	1,921	698	—	—	30,259	29,036	1,526	25,986	0.86
組合	1,189	1,181	—	—	8	—	—	—	1,189	1,181	26	1,193	1.00
任継	16,308	—	—	—	—	—	—	16,308	16,308	—	—	11,761	0.72

(注) 私学共済法の一部改正(平成元年法律第94号)に伴い、組合員適用種別は、甲種組合員であった者で65歳未満者は甲1種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は甲2種組合員(短期・長期適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしている者は乙2種組合員(短期のみ適用)に種別変更となり、乙種組合員は乙1種組合員(短期のみ適用)と名称だけの変更となった。丙種組合員で65歳未満者は丙1種組合員(長期のみ適用)に、65歳以上で年金受給資格期間を満たしていない者は丙2種組合員(長期のみ適用)に変更になった。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第155表 私立学校教職員共済組合平均標準給与月額 (学校種別)

年度末現在

区分	合計	甲種	乙種	丙種	任継	再掲	
						短期(甲乙任継)	長期(甲丙)
平成2年度(1990)	302,599	299,213	395,649	401,745	232,656	301,755	292,380
3(1991)	315,351	312,019	405,397	407,270	241,523	314,588	303,246
4(1992)	330,101	326,586	425,836	414,875	251,326	329,474	314,200
5(1993)	340,651	337,159	435,732	421,503	262,271	340,061	322,561
6(1994)	349,531	345,928	442,478	450,471	270,019	348,810	337,382

区分	合計	甲1・甲2		乙1・2	丙1・2	任継	再掲	
		短期	長期				短期	長期
平成7年度(1995)	356,371	352,852	342,375	450,514	455,213	275,661	355,681	343,239
大学	420,479	407,409	388,378	600,647	498,163	—	419,727	389,501
短大	406,700	399,710	388,336	466,655	374,684	—	407,040	388,175
高专	494,571	500,539	480,931	291,667	—	—	494,571	480,931
高校	402,665	404,148	397,212	367,523	456,846	—	402,442	397,469
中学	404,236	404,166	397,121	398,075	428,914	—	403,972	397,469
小学	385,479	383,495	378,193	420,606	442,591	—	384,806	378,969
幼稚園	208,883	204,871	203,865	274,332	—	—	208,883	203,865
盲・ろう	296,919	293,771	293,514	347,000	—	—	296,919	293,514
各種	305,704	303,191	294,683	345,752	—	—	305,704	294,683
専修	318,688	315,764	309,585	332,524	399,327	—	316,828	311,742
組合	338,188	337,787	326,559	397,500	—	—	338,188	326,559
任継	275,661	—	—	—	—	275,661	275,661	—

(注) 第154表の(注)参照

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」



第156表 私立学校教職員共済組合組合員数(標準給与等級別)

平成8年3月末現在

標準給与 等級	月額 (千円)	短期 (除任継)			長期			任継給与 (千円)	任 継		
		計	男	女	計	男	女		計	男	女
合計		422,134	211,665	210,469	389,603	192,408	207,195		16,308	10,807	5,501
第1級	92	2,102	714	1,388	1,662	452	1,210	98以下	283	163	120
2	98	1,033	426	607	757	248	509	100	24	8	16
3	104	957	193	764	868	137	731	104	52	33	19
4	110	1,159	331	828	1,002	221	781	105	41	17	24
5	118	2,034	524	1,510	1,836	389	1,447	110	64	38	26
6	126	2,669	506	2,163	2,481	360	2,121	112	38	12	26
7	134	4,414	725	3,689	4,157	545	3,612	118	119	75	44
8	142	5,835	781	5,054	5,584	579	5,005	119	38	14	24
9	150	8,681	1,265	7,416	8,285	976	7,309	126	184	104	80
10	160	12,645	1,327	11,318	12,197	982	11,215	133	50	19	31
11	170	14,818	1,439	13,379	14,438	1,126	13,312	134	178	92	86
12	180	14,616	1,713	12,903	14,201	1,394	12,807	140	65	26	39
13	190	12,816	1,954	10,862	12,444	1,647	10,797	142	215	100	115
14	200	18,136	3,899	14,237	17,398	3,266	14,132	150	270	114	156
15	220	22,854	5,931	16,923	22,021	5,158	16,863	154	122	53	69
16	240	21,875	7,023	14,852	21,065	6,303	14,762	160	352	135	217
17	260	20,739	7,884	12,855	19,850	7,143	12,707	168	126	43	83
18	280	19,614	8,191	11,423	18,837	7,520	11,317	170	377	152	225
19	300	18,107	8,501	9,606	17,235	7,751	9,484	180	380	160	220
20	320	16,679	8,652	8,027	16,016	8,056	7,960	182	151	63	88
21	340	15,381	8,719	6,662	14,748	8,175	6,573	190	316	150	166
22	360	14,525	8,856	5,669	13,898	8,314	5,584	196	144	65	79
23	380	16,558	10,610	5,948	15,854	10,035	5,819	200	508	259	249
24	410	18,426	12,371	6,055	17,557	11,663	5,894	210	140	66	74
25	440	17,246	11,981	5,265	16,562	11,387	5,175	220	706	387	319
26	470	16,192	11,690	4,502	15,603	11,166	4,437	224	128	69	59
27	500	15,758	11,732	4,026	15,148	11,192	3,956	238	133	68	65
28	530	14,547	11,356	3,191	14,086	10,935	3,151	240	772	441	331
29	560	13,065	10,485	2,580	12,599	10,066	2,533	252	147	72	75
30	590	11,723	9,655	2,068	11,214	9,222	1,992	260	647	419	228
31	620	9,995	8,575	1,420	—	—	—	266	170	85	85
32	650	8,344	7,349	995	—	—	—	280	609	417	192
33	680	7,164	6,452	712	—	—	—	287	219	122	97
34	710	6,914	6,306	608	—	—	—	300	576	409	167
35	750	6,086	5,662	424	—	—	—	308	228	124	104
36	790	3,515	3,321	194	—	—	—	320	446	308	138
37	830	1,969	1,843	126	—	—	—	329	240	136	104
38	880	960	912	48	—	—	—	340	360	271	89
39	930	542	512	30	—	—	—	350	332	196	136
40	980	1,441	1,299	142	—	—	—	351	6,358	5,322	1,036

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第157表 私立学校教職員共済組合短期部門給付決定状況

(1) 保健給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	6,079,304	6,383,127	6,653,109	6,817,440	7,011,359	7,252,549
組合員分	71,316,837	76,379,324	82,726,226	85,950,075	89,494,448	93,434,024
療養の給付	3,315,029	3,507,931	3,682,510	3,809,763	3,923,980	4,070,973
療養の給付	44,020,582	47,624,337	51,882,743	54,120,067	55,915,036	58,495,519
療養の給付	2,926,695	3,081,260	3,210,845	3,281,792	3,341,240	3,425,475
療養の給付	6,752,460	7,019,847	7,236,022	7,330,331	7,361,733	7,439,359
療養の給付	40,403,996	43,681,331	47,497,268	49,215,774	50,232,055	51,706,869
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	9	85
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	61	515
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	458	3,922
入院時食事療養費	—	—	—	—	12,527	40,517
入院時食事療養費	—	—	—	—	145,369	469,221
入院時食事療養費	—	—	—	—	220,915	724,169
調剤	297,003	328,827	367,901	419,938	471,032	533,482
療養費	1,696,744	1,936,141	2,225,420	2,672,125	3,030,655	3,527,961
療養費	74,952	81,706	88,254	92,454	99,277	106,088
調剤費	514,279	556,185	619,293	648,087	701,176	734,550
調剤費	155	60	64	86	76	283
看護料	1,254	409	250	451	416	612
看護料	417	314	289	292	198	61
看護料	9,665	6,753	6,140	6,394	4,443	1,420
移送料	40,087	28,044	24,708	25,678	17,485	5,104
移送料	11	15	8	13	12	21
移送料	576	784	433	624	1,753	737
出産費	4,669	4,736	4,508	4,517	4,766	4,603
育児手当金	1,063,449	1,104,696	1,167,570	1,201,892	1,351,751	1,438,968
育児手当金	10,391	10,242	9,835	9,882	6,563	47
埋葬料	25,133	24,799	23,820	23,935	15,890	113
埋葬料	736	771	806	789	807	828
被扶養者分	275,064	291,948	323,981	331,501	342,481	352,514
療養の給付	2,764,275	2,875,196	2,970,599	3,007,677	3,087,379	3,181,576
療養の給付	26,733,275	28,165,577	30,231,835	31,195,999	32,888,618	34,204,505
療養の給付	2,438,222	2,518,374	2,573,512	2,571,163	2,596,196	2,635,697
療養の給付	5,662,361	5,792,627	5,861,166	5,737,947	5,812,559	5,826,537
療養の給付	23,096,383	24,326,651	25,917,790	26,543,017	27,570,973	28,005,383
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	21	210
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	85	995
訪問看護療養の給付	—	—	—	—	529	6,005
入院時食事療養費	—	—	—	—	11,297	36,292
入院時食事療養費	—	—	—	—	152,470	484,611
入院時食事療養費	—	—	—	—	227,338	727,789
調剤	255,017	283,442	318,647	356,159	406,800	459,379
療養費	825,221	975,653	1,137,548	1,361,592	1,629,692	1,924,688
療養費	47,817	49,961	53,073	54,320	57,993	61,166
高額療養費	266,252	280,568	308,916	327,705	352,606	368,283
高額療養費	15,323	15,748	17,779	18,514	18,856	17,816
調剤費	669,510	692,698	899,230	926,321	968,929	965,890
調剤費	130	95	75	86	122	327
看護料	533	426	292	415	577	773
看護料	282	282	257	278	228	131
看護料	6,305	6,012	5,814	6,508	5,378	3,207
移送料	23,118	21,182	20,402	22,222	18,221	11,073
移送料	3	5	7	10	5	12
配偶者出産費	164	113	349	259	115	631
配偶者出産費	5,857	5,623	5,464	5,470	5,468	5,110
家族埋葬料	1,380,827	1,358,988	1,435,998	1,468,756	1,564,649	1,609,407
家族埋葬料	1,624	1,666	1,785	1,677	1,690	1,728
家族埋葬料	471,268	509,298	544,309	545,713	554,988	584,583
支払基金審査費	562,980	589,409	611,648	634,009	680,794	734,001

(注) 1 育児手当金には配偶者育児手当金を含む。  
 2 老人保健による給付分を除く。  
 3 入院時食事療養費の件数は再掲であり、件数の合計には含まれていない。

(ii) 休業給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計 件数	10,721	10,540	11,947	12,506	11,979	11,818
日数	405,994	400,897	440,850	458,928	453,596	455,659
金額	2,307,793	2,344,654	2,795,775	3,010,112	3,086,682	3,066,072
傷病手当金 件数	7,712	7,586	8,867	9,415	8,756	8,513
日数	180,250	178,153	207,114	222,022	205,750	200,637
金額	1,189,032	1,181,149	1,475,584	1,610,550	1,557,266	1,509,072
出産手当金 件数	3,002	2,949	3,055	3,066	3,197	3,282
日数	225,675	222,696	233,406	236,522	247,364	254,568
金額	1,118,618	1,163,375	1,319,258	1,398,142	1,526,066	1,553,739
休業手当金 件数	7	5	25	25	26	23
日数	69	48	330	384	482	454
金額	143	130	933	1,421	3,350	3,261

(iii) 災害給付

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計 件数	87	136	93	199	3,836	4,726
金額	35,730	58,256	52,284	85,877	2,300,675	2,352,472
弔慰金 件数	6	11	8	16	15	18
金額	1,364	3,538	2,600	5,818	5,973	6,439
家族弔慰金 件数	5	8	17	10	18	10
金額	1,764	2,642	5,425	3,514	6,034	3,423
災害見舞金 件数	76	117	68	173	3,803	4,698
金額	32,602	52,076	44,259	76,545	2,288,668	2,342,610

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第158表 私立学校教職員共済組合短期部門療養の給付及び家族療養費決定状況 (診療費分)  
(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
組合員分 件数	2,926,695	3,081,260	3,210,845	3,281,792	3,341,240	3,425,475
日数	6,752,460	7,019,847	7,236,022	7,330,331	7,361,733	7,439,359
金額	40,403,997	43,681,331	47,497,268	49,215,774	50,232,055	51,706,869
一般診療 件数	2,345,392	2,475,050	2,580,643	2,638,328	2,692,242	2,775,858
日数	5,226,848	5,443,243	5,619,828	5,675,781	5,697,038	5,805,602
金額	33,657,387	36,546,599	39,804,708	41,213,048	42,079,479	43,512,358
入院 件数	40,693	42,536	43,465	42,810	43,696	42,756
日数	540,236	556,306	560,457	547,912	544,584	601,167
金額	10,566,223	11,343,826	12,975,303	13,165,705	13,573,060	13,663,203
入院外 件数	2,304,699	2,432,514	2,537,178	2,595,518	2,648,546	2,733,102
日数	4,686,612	4,886,937	5,059,371	5,127,869	5,152,454	5,204,435
金額	23,091,164	25,202,773	26,829,406	28,047,344	28,506,419	29,849,155
歯科診療 件数	581,303	606,210	630,202	643,464	648,998	649,617
日数	1,525,612	1,576,604	1,616,194	1,654,550	1,664,695	1,633,757
金額	6,746,610	7,134,732	7,692,560	8,002,726	8,152,576	8,194,512
被扶養者分 件数	2,438,222	2,518,374	2,573,512	2,571,163	2,596,196	2,635,697
日数	5,662,361	5,792,627	5,861,166	5,737,947	5,812,559	5,826,537
金額	23,096,383	24,326,651	25,917,790	26,543,017	27,570,973	28,005,383
一般診療 件数	1,976,575	2,039,697	2,085,027	2,080,611	2,106,285	2,149,802
日数	4,562,153	4,667,399	4,723,632	4,654,068	4,672,343	4,691,474
金額	19,719,274	20,808,812	22,185,382	22,724,028	23,690,762	24,143,973
入院 件数	38,632	39,316	38,985	38,323	39,298	39,408
日数	545,484	555,436	544,643	531,235	542,293	535,485
金額	7,639,255	7,891,880	8,633,508	8,813,156	9,204,168	9,138,427
入院外 件数	1,937,943	2,000,381	2,046,042	2,042,288	2,066,987	2,110,394
日数	4,016,669	4,111,963	4,178,989	4,122,833	4,130,050	4,155,989
金額	12,080,019	12,916,932	13,551,874	13,910,871	14,486,594	15,005,546
歯科診療 件数	461,647	478,677	488,485	490,552	489,911	485,895
日数	1,100,208	1,125,228	1,137,534	1,083,879	1,140,216	1,135,063
金額	3,377,109	3,517,840	3,732,409	3,818,989	3,880,211	3,861,410

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第159表 私立学校教職員共済組合短期部門給付諸率

(1) 保健給付

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《組合員分》							
診療費	組合員1,000人当件数	7,394	7,583	7,724	7,753	7,788	7,918
	組合員1人当金額	102,072	107,505	114,254	116,269	117,080	119,522
	診療1件当金額	13,805	14,176	14,793	14,997	15,034	15,095
一般診療	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
	組合員1,000人当件数	5,925	6,091	6,208	6,233	6,275	6,416
	組合員1人当金額	85,028	89,946	95,750	97,363	98,078	100,580
入院	診療1件当金額	14,350	14,766	15,424	15,621	15,630	15,675
	診療1件当日数	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
	組合員1,000人当件数	103	105	105	101	102	99
入院外	組合員1人当金額	26,693	27,919	31,212	31,103	31,636	31,583
	診療1件当金額	259,657	266,688	298,523	307,538	310,625	319,562
	診療1件当日数	13.3	13.1	12.9	12.8	12.5	14.1
歯科診療	組合員1,000人当件数	5,822	5,987	6,103	6,132	6,173	6,318
	組合員1人当金額	58,335	62,027	64,538	66,260	66,442	68,997
	診療1件当金額	10,019	10,361	10,575	10,806	10,763	10,921
看護料	診療1件当日数	2.0	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9
	組合員1,000人当件数	1,469	1,492	1,516	1,520	1,513	1,502
	組合員1人当金額	17,044	17,559	18,504	18,906	19,002	18,942
看 護 料	診療1件当金額	11,606	11,769	12,206	12,437	12,562	12,614
	診療1件当日数	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5
出 産 費	組合員1,000人当日数	24.4	16.6	14.8	15.1	10.4	3.3
	1日当金額	4,148	4,153	4,024	4,016	3,935	3,594
埋葬料	組合員1,000人当件数	12	12	11	11	11	11
	組合員1,000人当件数	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9
《被扶養者分》							
診療費	組合員1,000人当件数	6,160	6,198	6,191	6,074	6,051	6,092
	組合員1人当金額	58,348	59,871	62,345	62,706	64,262	64,735
	診療1件当金額	9,473	9,660	10,071	10,323	10,620	10,625
一般診療	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
	組合員1,000人当件数	4,993	5,020	5,016	4,915	4,909	4,969
	組合員1人当金額	49,816	51,213	53,367	53,684	55,218	55,810
入院	診療1件当金額	9,976	10,202	10,640	10,922	11,248	11,231
	診療1件当日数	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2	2.2
	組合員1,000人当件数	98	97	94	91	92	91
入院外	組合員1人当金額	19,299	19,423	20,768	20,821	21,453	21,124
	診療1件当金額	197,744	200,729	221,457	229,970	234,215	231,893
	診療1件当日数	14.1	14.1	14.0	13.9	13.8	13.6
歯科診療	組合員1,000人当件数	4,896	4,923	4,922	4,825	4,818	4,878
	組合員1人当金額	30,517	31,790	32,599	32,864	33,765	34,686
	診療1件当金額	6,233	6,457	6,623	6,811	7,009	7,110
看護料	診療1件当日数	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0
	組合員1,000人当件数	1,166	1,178	1,175	1,159	1,142	1,123
	組合員1人当金額	8,532	8,658	8,978	9,022	9,044	8,926
看 護 料	診療1件当金額	7,315	7,349	7,641	7,785	7,920	7,947
	診療1件当日数	2.4	2.4	2.3	2.2	2.3	2.3
配偶者出産費	組合員1,000人当日数	15.9	14.8	14.0	15.4	12.5	7.4
	1日当金額	3,667	3,523	3,509	3,415	3,388	3,453
家族埋葬料	組合員1,000人当件数	15	14	13	13	13	12
	組合員1,000人当件数	4	4	4	4	4	4

(注) 1 第158表の(注)参照  
2 平成7年度の組合員の数は、4月～3月の平均を使用。

(ii) 休業給付

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
傷病手当金	組合員1,000人当件数	19	19	21	22	20	20
	1件当日数	23.4	23.5	23.4	23.6	23.5	23.6
	1日当金額	6,597	6,630	7,125	7,254	7,569	7,521
出産手当金	組合員1,000人当件数	8	7	7	7	7	8
	1件当日数	75.2	75.5	76.4	77.1	77.4	77.6
	1日当金額	4,957	5,224	5,652	5,911	6,169	6,103
休業手当金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
	1件当日数	9.9	9.6	13.2	15.4	18.5	19.7
	1日当金額	2,072	2,706	2,827	3,700	6,950	7,183

(iii) 災害給付

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	227,333	321,636	325,000	363,625	398,200	357,722
家族弔慰金	組合員1,000人当件数	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	1件当金額	352,800	330,225	319,118	351,400	335,222	342,300
災害見舞金	組合員1,000人当件数	0.2	0.3	0.2	0.4	9	11
	1件当金額	428,974	445,094	650,868	442,457	601,806	517,797

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第160表 私立学校教職員共済組合長期部門支給決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計件数	660,664	719,894	766,454	817,500	867,767	924,238
金額	100,697,307	112,553,093	122,348,443	130,947,011	141,791,876	153,779,037
退職共済年金件数	233,907	294,643	344,515	395,495	447,610	505,887
金額	38,360,454	49,576,096	58,364,872	66,750,303	76,640,864	87,509,818
障害共済年金件数	1,131	1,454	1,813	2,226	2,711	3,197
金額	192,563	244,919	289,896	370,621	484,036	517,789
遺族共済年金件数	47,655	60,044	72,869	85,917	98,952	112,939
金額	4,706,902	6,030,116	7,528,657	9,026,044	10,654,478	12,526,903
退職年金件数	93,632	90,840	88,041	85,026	82,243	79,290
金額	29,712,700	29,507,745	29,504,975	28,915,379	28,792,898	28,678,990
減額退職年金件数	2,213	2,247	2,281	2,305	2,304	2,302
金額	524,508	539,895	558,369	571,586	583,589	602,225
通算退職年金件数	199,637	190,664	181,254	171,864	162,047	151,810
金額	18,022,777	17,641,902	17,177,844	16,513,720	15,921,783	15,341,767
障害年金件数	5,507	5,295	5,101	4,762	4,531	4,216
金額	1,342,850	1,311,943	1,278,878	1,252,701	1,228,505	1,113,985
遺族年金件数	45,142	43,930	42,654	41,232	39,925	38,462
金額	6,110,769	6,067,548	6,036,141	5,939,244	5,888,625	5,896,882
通算遺族年金件数	30,177	29,254	28,349	27,214	26,158	25,042
金額	1,286,109	1,279,966	1,279,735	1,253,098	1,235,601	1,222,278
恩給財団給付年金件数	1,554	1,423	1,500	1,369	1,179	888
金額	245,582	232,570	217,398	204,635	179,862	160,990
退職一時金件数	1	—	1	1	1	1
金額	7	—	231	74	9	58
返還一時金件数	14	29	9	13	23	13
金額	17,471	17,663	9,419	13,741	27,499	9,410
脱退一時金件数	65	37	31	40	41	27
金額	147,977	64,067	59,398	84,985	100,282	67,031
新脱退一時金件数	—	—	—	—	—	145
金額	—	—	—	—	—	107,065
障害一時金件数	—	—	1	—	—	—
金額	—	—	1,920	—	—	—
死亡一時金件数	6	8	6	4	8	1
金額	3,533	8,741	2,342	1,914	8,166	324
特例死亡一時金件数	2	4	6	6	9	4
金額	3,255	11,229	20,024	29,919	23,115	9,391
恩給財団給付一時扶助金件数	21	22	23	26	25	14
金額	19,850	18,694	18,343	19,048	22,565	14,132

(注) 本表における各種年金の件数は、各支払期の支払件数の合計である。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第161表 私立学校教職員共済組合長期部門年金受給権者状況

(I) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計人員	26,819	17,106	15,634	16,106	16,438	35,881
金額	27,814,740	14,565,772	14,358,528	15,248,503	16,305,491	47,406,959
退職共済年金人員	24,329	14,382	12,914	13,435	13,609	32,306
金額	26,190,780	12,729,111	12,444,002	13,355,506	14,215,974	44,998,050
障害共済年金人員	90	116	130	134	174	156
金額	85,043	101,837	124,634	141,601	194,719	176,715
遺族共済年金人員	2,178	2,430	2,461	2,412	2,540	2,763
金額	1,326,259	1,530,373	1,637,717	1,582,794	1,713,470	2,002,967
退職年金人員	57	59	46	73	63	83
金額	83,977	81,728	75,113	118,083	111,211	149,265
減額退職年金人員	4	2	2	1	—	3
金額	5,346	3,226	3,044	1,858	—	5,167
通算退職年金人員	99	58	38	18	13	11
金額	33,225	23,351	11,632	5,345	6,035	2,788
障害年金人員	55	55	40	26	31	53
金額	84,761	94,519	59,652	38,954	57,640	65,427
遺族年金人員	4	3	3	4	6	6
金額	4,447	1,627	2,736	3,618	6,121	6,582
通算遺族年金人員	3	—	—	3	2	—
金額	902	—	—	746	321	—

(II) 年度末現在

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計人員	115,753	124,168	132,282	140,333	148,460	175,316
金額	112,235,806	122,518,829	133,351,524	142,830,638	157,423,348	196,321,124
退職共済年金人員	44,063	52,662	61,079	69,530	78,013	105,124
金額	48,426,636	57,766,679	67,465,331	76,780,840	88,921,807	128,064,076
障害共済年金人員	264	335	417	493	615	708
金額	269,466	332,978	414,858	501,193	661,016	763,057
遺族共済年金人員	8,866	11,089	13,303	15,421	17,575	19,894
金額	5,790,913	7,346,260	9,066,733	10,623,017	12,573,094	14,383,368
退職年金人員	15,700	15,223	14,700	14,229	13,739	13,250
金額	30,422,803	30,189,489	29,983,641	29,451,092	29,864,813	28,993,310
減額退職年金人員	402	401	398	394	391	391
金額	570,149	580,870	591,015	592,793	617,486	621,565
通算退職年金人員	32,853	31,221	29,623	27,999	26,306	24,605
金額	17,774,136	17,350,012	16,982,267	16,278,410	16,088,878	15,101,820
障害年金人員	962	936	876	820	785	775
金額	1,401,967	1,399,025	1,335,606	1,260,365	1,258,777	1,217,795
遺族年金人員	7,425	7,242	7,016	6,785	6,568	6,312
金額	6,071,390	6,056,990	6,028,517	5,907,805	6,008,954	5,813,151
通算遺族年金人員	4,970	4,821	4,661	4,475	4,306	4,112
金額	1,272,232	1,271,167	1,268,809	1,237,002	1,253,746	1,204,743
恩給財団年金人員	248	228	209	187	162	145
金額	236,115	225,359	214,748	198,121	174,778	158,239

(注) 退職年金には在職分(既裁定)の退職年金、減額退職年金、通算退職年金を含む。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第162表 私立学校教職員共済組合長期部門1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《年 金》						
新規裁定	1,037,128	851,551	918,417	946,759	991,939	1,339,899
退職共済年金	1,076,525	885,072	963,606	994,083	1,044,601	1,392,870
障害共済年金	944,921	877,902	958,721	1,056,726	1,119,074	1,132,786
遺族共済年金	608,934	629,783	665,468	656,216	674,594	724,925
退職年金	1,545,549	1,559,532	1,668,070	1,645,028	1,773,816	1,794,353
減額退職年金	1,336,375	1,612,950	1,521,950	1,857,600	—	1,722,333
通算退職年金	335,602	402,605	306,097	296,917	464,262	253,445
障害年金	1,592,612	1,739,056	1,667,403	1,524,016	1,899,980	1,747,187
遺族年金	1,111,925	542,267	911,867	904,550	1,020,150	1,096,917
通算遺族年金	300,700	—	—	248,567	160,250	—
年度末現在	969,615	986,798	1,008,085	1,017,798	1,060,376	1,119,813
退職共済年金	1,099,032	1,096,933	1,104,559	1,104,284	1,139,833	1,218,219
障害共済年金	1,020,703	993,964	994,864	1,016,618	1,074,823	1,077,765
遺族共済年金	653,160	662,482	681,555	688,867	715,397	723,000
退職年金	1,939,677	1,984,765	2,040,500	2,070,652	2,174,212	2,189,581
減額退職年金	1,418,280	1,448,555	1,484,963	1,504,550	1,579,248	1,589,681
通算退職年金	541,020	555,716	573,280	581,393	611,605	613,770
障害年金	1,466,508	1,503,940	1,535,582	1,545,611	1,611,564	1,606,175
遺族年金	817,696	836,370	859,253	870,716	914,883	920,968
通算遺族年金	255,982	263,673	272,218	276,425	291,162	292,982
恩給財団年金	952,077	988,415	1,027,500	1,059,472	1,078,877	1,091,300
《一時金》						
退職一時金	7,111	—	231,398	73,870	8,571	58,491
返還一時金	1,247,893	609,066	1,046,522	1,056,969	1,195,587	723,838
脱退一時金	2,276,569	1,731,543	1,916,074	2,124,625	2,445,910	2,482,611
新脱退一時金	—	—	—	—	—	738,376
障害一時金	—	—	1,920,000	—	—	—
死亡一時金	588,817	1,092,652	390,318	478,500	1,020,738	323,800
特例死亡一時金	1,627,500	2,807,225	3,337,383	4,986,450	2,568,378	2,347,750
恩給財団給付一時扶助金	945,243	849,727	797,522	732,596	902,604	1,009,414

(注) 退職年金、障害年金は、在職分(既裁定)を除く。

資料：私立学校教職員共済組合「事業統計」

第163表 私立学校教職員共済組合短期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	118,234,772	127,264,861	143,050,373	151,415,878	157,944,992	164,113,338
掛 金	117,418,674	126,006,077	134,781,706	142,653,086	148,890,440	153,444,202
助 成 金	246,137	255,467	221,708	99,111	114,027	107,571
利息及び配当金	141,650	768,793	832,911	787,531	778,468	369,605
延 滞 金	39,753	13,876	21,644	71,974	32,419	28,075
損害賠償金	102,370	112,000	134,186	122,959	124,478	175,456
事業雑収入	199	5,739	1,654	1,556	2,147	2,610
事業外収入	285,989	102,910	—	—	—	—
前期損益修正益	—	—	11,626	9,320	10,985	31,725
支払準備金戻入	—	—	7,044,938	7,670,340	7,992,028	8,618,513
当期損失金	—	—	—	—	—	1,335,583
支 出	118,234,772	127,264,861	143,050,373	151,415,878	157,944,992	164,113,338
保健給付	71,316,837	76,379,324	82,726,226	85,950,075	89,494,448	93,434,024
災害給付	35,730	58,256	52,284	85,877	2,300,675	2,352,472
休業給付	2,307,793	2,344,654	2,795,775	3,010,112	3,086,682	3,066,072
附加給付	4,138,667	4,403,822	4,916,527	5,216,608	6,884,323	7,513,795
老人保健拠出金	26,766,498	28,033,330	29,192,683	32,003,252	34,264,568	36,570,216
退職者給付拠出金	6,331,906	6,905,789	7,386,208	8,061,829	9,664,636	10,383,845
財産処分損	18,315	78,534	—	—	—	—
その他	1,249,130	1,353,205	1,553,354	1,641,658	1,670,270	1,775,803
支払準備金繰入	—	—	7,670,340	7,992,028	8,618,513	9,003,112
前期損益修正損	—	—	6,842	7,842	11,343	13,999
当期利益金	6,069,895	7,707,947	6,750,134	7,446,596	1,949,534	—

資料：私立学校教職員共済組合調

第164表 私立学校教職員共済組合長期経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	303,100,938	324,052,130	2,113,801,592	2,231,611,458	2,500,215,389	2,709,025,450
掛 金	144,561,740	154,011,403	162,873,096	170,289,182	177,791,373	206,584,901
補 助 金	28,993,275	32,039,741	35,303,473	33,535,798	34,320,881	38,109,495
国 庫 補 助 金	22,012,609	24,615,963	27,435,577	25,307,655	25,889,674	29,440,830
都 道 府 県 補 助 金	6,980,666	7,423,778	7,867,895	8,228,143	8,431,207	8,668,665
助 成 金	311,129	311,129	311,129	311,129	311,129	311,129
厚生保険特別会計からの繰入金	150	175	339	109	59	40
退職一時金等返還金	225,429	186,704	201,243	238,163	259,457	350,942
交 付 金	27,371,567	31,305,359	26,758,862	26,744,254	29,374,359	29,480,088
運 用 収 入 (利息及び配当金)	99,811,394	104,599,319	107,031,893	109,592,868	104,255,544	105,630,628
延 滞 金	39,744	13,870	21,637	71,965	32,411	28,158
事 業 雑 収 入	103,169	58,565	31,835	29,433	29,619	181,029
事 業 外 収 入	1,683,340	1,525,866	11,585	5,141	1,057	106
責 任 準 備 金 戻 入	—	—	1,780,464,349	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812
前 期 損 益 修 正 益	—	—	792,152	885,868	1,070,584	630,297
当 期 損 失 金	—	—	—	—	150,532,689	43,629,824
支 出	303,100,938	324,052,130	2,113,801,592	2,231,611,458	2,500,215,389	2,709,025,450
退 職 給 付	86,785,895	97,347,367	105,675,108	112,849,789	122,066,923	132,316,363
障 害 給 付	1,535,413	1,556,862	1,570,694	1,623,322	1,712,541	1,631,774
遺 族 給 付	12,110,567	13,397,599	14,866,900	16,250,218	17,809,985	19,655,778
恩 給 財 団 給 付	265,432	251,264	235,741	223,683	202,427	175,122
基 礎 年 金 提 出 金	51,877,501	56,898,372	62,649,819	65,942,428	72,260,761	81,264,390
調 整 提 出 金	1,984,099	2,399,899	2,387,308	1,990,512	1,878,522	1,243,722
管 理 費	4,385	1,285	366	5,429	845	1,293
負 担 金	87,163	101,184	128,508	165,938	176,869	388,695
支 払 交 付 金	1,959	—	93	—	—	—
事 業 外 支 出 等	20,553	116,878	867	864	17,642	9,020
責 任 準 備 金 繰 入	—	—	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812	2,472,338,192
前 期 損 益 修 正 損	—	—	654	6,977	63	1,101
当 期 利 益 金	148,427,971	151,981,419	36,377,985	30,316,071	—	—
年度末現在責任準備金	2,540,998,308	2,683,125,705	1,889,907,548	2,002,236,227	2,284,088,812	2,472,338,192
整理資源等将来収入現価	852,732,297	902,661,355	—	—	—	—

資料：私立学校教職員共済組合調

第165表 私立学校教職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	3,603,321	3,588,381	3,696,352	3,752,922	3,895,876	4,159,101
掛 金	2,720,260	2,669,444	2,845,343	2,995,020	3,175,723	3,491,280
補 助 金	466,771	478,297	499,694	516,195	533,157	553,791
利息及び配当金	397,992	422,598	329,856	220,172	156,695	91,483
事業雑収入	603	319	16	16	11	62
貸 貸 料	9,632	9,216	11,248	11,456	13,027	12,144
そ の 他	8,063	8,507	10,195	10,063	17,177	10,330
前 期 損 益 修 正 益	—	—	—	—	85	11
支 出	3,603,321	3,588,381	3,696,352	3,752,922	3,895,876	4,159,101
給 与	1,590,530	1,614,560	1,534,134	1,592,892	1,637,027	1,668,279
委 員 手 当	1,219	1,261	1,682	2,032	2,198	2,798
厚 生 費	121,666	129,918	135,301	139,485	140,500	151,106
旅 費	18,958	18,429	19,090	16,202	17,535	12,466
事 務 費	274,721	342,945	389,586	388,826	390,225	404,435
そ の 他	1,169,206	1,418,540	1,474,084	1,552,122	1,695,750	1,850,775
当 期 利 益 金	427,021	62,728	142,476	61,363	12,642	69,241

資料：私立学校教職員共済組合調

第166表 私立学校教職員共済組合保健経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	4,456,443	4,787,000	4,944,377	5,113,921	5,309,428	5,442,951
掛 金	4,169,273	4,430,417	4,716,327	4,966,480	5,187,732	5,377,407
助 成 金	17,159	6,041	—	—	—	—
利息及び配当金	266,922	348,112	225,822	145,174	120,255	64,338
そ の 他	3,088	2,430	2,229	2,267	1,441	1,206
支 出	4,456,443	4,787,000	4,944,377	5,133,921	5,309,428	5,442,951
職 員 給 与	210,989	213,591	182,753	234,922	249,372	256,581
厚 生 費	15,983	16,242	17,686	21,169	22,741	23,907
旅 費	20,477	25,279	30,887	29,699	30,355	29,820
事 務 費	12,913	15,310	24,056	19,478	17,713	21,387
他 経 理 へ の 繰 入	1,829,954	1,824,154	1,851,136	1,876,683	1,988,736	2,088,058
そ の 他	1,573,142	1,723,368	2,164,545	2,031,688	2,314,260	2,335,076
当 期 利 益 金	792,984	969,054	673,313	900,282	686,250	688,122

資料：私立学校教職員共済組合調

10 農林漁業団体職員共済組合

第167表 農林漁業団体職員共済組合適用状況

年度末現在

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
団体数	11,880	11,662	11,280	10,886	10,496	10,157
組合員数	497,881	500,505	506,301	510,121	511,219	508,725
男	317,642	316,202	316,854	317,196	315,849	313,437
女	180,239	184,303	189,447	192,925	195,370	195,288
平均標準給与月額	238,183	249,058	259,387	266,532	272,886	277,620
男	271,303	284,197	296,250	304,413	312,326	317,579
女	179,815	188,773	197,731	204,250	209,125	213,485

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第168表 農林漁業団体職員共済組合組合員数（標準給与等級別）

平成7年度末現在

標準給与等級	計	男	女	標準給与等級	計	男	女		
(千円)				(千円)					
合計	508,725	313,437	195,288						
第1級	92	1,802	178	1,624	第21級	340	24,622	19,187	5,435
2	98	1,330	122	1,208	22	360	21,656	17,658	3,998
3	104	1,945	125	1,820	23	380	23,396	19,847	3,549
4	110	3,448	195	3,253	24	410	22,061	19,428	2,633
5	118	6,377	498	5,879	25	440	16,083	14,622	1,461
6	126	8,118	840	7,278	26	470	11,665	10,838	827
7	134	10,571	1,811	8,760	27	500	8,128	7,730	398
8	142	12,564	2,658	9,906	28	530	5,563	5,367	196
9	150	17,036	4,731	12,305	29	560	3,641	3,532	109
10	160	20,599	6,781	13,818	30	590	12,749	12,405	344
11	170	21,327	7,996	13,331					
12	180	20,960	9,130	11,830					
13	190	19,844	9,723	10,121					
14	200	28,216	15,641	12,575					
15	220	34,188	20,689	13,499					
16	240	32,513	20,472	12,041					
17	260	31,755	20,607	11,148					
18	280	30,440	20,385	10,055					
19	300	29,253	20,431	8,822					
20	320	26,875	19,810	7,065					

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第169表 農林漁業団体職員共済組合支給状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計件数	1,133,492	1,203,088	1,270,442	1,333,837	1,407,592	1,487,898
合計金額	236,472,438	256,834,031	277,261,145	292,704,939	313,055,306	337,627,713
退職共済年金件数	248,065	314,128	379,649	439,923	511,759	590,859
退職共済年金金額	57,262,548	72,836,138	88,019,760	100,128,022	116,048,139	134,758,449
障害共済年金件数	3,660	4,383	5,239	6,037	6,948	7,886
障害共済年金金額	643,971	772,855	957,967	1,061,163	1,137,534	1,335,208
遺族共済年金件数	69,659	89,075	108,523	129,653	150,233	171,484
遺族共済年金金額	10,688,808	13,937,722	17,493,766	21,220,089	25,168,417	29,511,121
退職年金件数	443,688	435,457	425,827	416,049	405,699	394,353
退職年金金額	123,785,006	124,893,158	126,107,948	125,832,853	126,198,114	127,180,123
減額退職年金件数	38,100	37,975	38,054	37,936	37,838	37,484
減額退職年金金額	8,209,048	8,416,462	8,692,835	8,819,149	9,016,257	9,233,236
通算退職年金件数	170,092	165,438	160,073	154,525	149,015	143,346
通算退職年金金額	13,340,598	13,288,507	13,200,010	12,936,357	12,786,666	12,675,173
障害年金件数	16,336	15,868	15,240	14,684	14,039	13,426
障害年金金額	3,947,615	3,919,029	3,825,373	3,774,083	3,645,089	3,609,798
遺族年金件数	127,305	124,585	121,972	119,499	116,926	114,344
遺族年金金額	17,873,496	18,025,825	18,210,226	18,192,909	18,315,209	18,583,318
通算遺族年金件数	16,483	16,079	15,769	15,417	15,022	14,630
通算遺族年金金額	657,036	660,368	662,514	661,648	660,950	663,028
脱退一時金件数	8	14	4	5	14	11
脱退一時金金額	8,062	23,363	14,738	7,443	20,285	11,148
退職一時金件数	18	19	21	23	18	15
退職一時金金額	253	665	468	396	246	462
障害一時金件数	3	4	4	1	1	1
障害一時金金額	5,468	3,566	5,745	1,337	1,354	1,345
遺族一時金件数	0	0	0	0	0	0
遺族一時金金額	0	0	0	0	0	0
返還一時金件数	15	8	12	27	30	23
返還一時金金額	16,552	8,719	12,107	27,600	16,095	29,643
死亡一時金件数	51	39	34	46	40	27
死亡一時金金額	17,542	13,099	14,469	19,163	14,300	10,117
特例死亡一時金件数	9	16	21	12	10	9
特例死亡一時金金額	16,435	34,554	43,219	22,727	26,651	25,544

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」



第170表 農林漁業団体職員共済組合年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	15,446	15,705	15,494	16,478	18,152	21,092
金 額	17,953,924	19,519,739	18,701,478	19,388,383	23,418,441	26,991,157
退職共済年金 人 員	11,345	11,703	11,419	11,873	13,805	16,281
金 額	14,244,868	15,701,216	14,695,289	14,862,862	18,904,945	22,180,130
障害共済年金 人 員	247	216	294	310	339	317
金 額	233,842	211,029	261,931	295,611	325,550	302,918
遺族共済年金 人 員	3,358	3,536	3,578	4,088	3,799	4,354
金 額	3,079,223	3,335,266	3,504,825	4,000,119	3,974,965	4,345,172
退職年金 人 員	29	28	17	26	40	50
金 額	43,447	43,340	27,177	39,754	63,880	88,095
減額退職年金 人 員	70	79	69	65	54	25
金 額	91,413	100,325	93,489	85,313	72,254	35,107
通算退職年金 人 員	287	63	43	47	64	44
金 額	101,651	18,418	8,941	8,606	9,131	6,385
障害年金 人 員	96	72	73	65	46	20
金 額	154,200	109,078	109,801	95,125	66,310	33,309
遺族年金 人 員	5	1	—	—	1	0
金 額	3,881	315	—	—	780	0
通算遺族年金 人 員	9	7	1	4	4	1
金 額	1,399	753	27	995	627	41

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合 計 人 員	204,739	215,888	226,784	237,927	250,910	266,032
金 額	257,825,815	278,022,073	298,486,378	313,928,999	344,438,298	362,260,519
退職共済年金 人 員	47,479	58,611	69,402	80,416	93,334	108,381
金 額	63,878,809	79,193,731	93,849,749	106,878,765	127,468,697	145,019,005
障害共済年金 人 員	875	1,047	1,275	1,515	1,795	2,037
金 額	905,054	1,094,127	1,303,632	1,541,806	1,862,962	2,098,174
遺族共済年金 人 員	13,580	16,912	20,204	23,932	27,329	31,151
金 額	12,780,160	16,336,926	20,166,713	24,178,217	28,987,190	32,925,038
退職年金 人 員	80,534	78,437	76,404	74,181	71,991	69,745
金 額	135,016,381	135,695,827	130,840,377	135,352,254	138,689,362	135,645,830
減額退職年金 人 員	6,521	6,533	6,533	6,507	6,482	6,408
金 額	8,571,312	8,832,325	9,120,963	9,224,082	9,669,167	9,634,701
通算退職年金 人 員	28,417	27,485	26,602	25,559	24,671	23,626
金 額	13,319,420	13,260,792	13,246,860	12,909,454	13,108,834	12,626,945
障害年金 人 員	3,161	3,093	3,028	2,946	2,874	2,796
金 額	4,414,743	4,424,318	4,472,636	4,410,571	4,506,684	4,431,348
遺族年金 人 員	21,411	21,061	20,678	20,270	19,883	19,425
金 額	18,283,378	18,520,164	18,814,503	18,767,886	19,458,663	19,212,722
通算遺族年金 人 員	2,761	2,709	2,658	2,601	2,551	2,463
金 額	656,557	663,863	670,946	665,964	686,740	666,757

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第171表 農林漁業団体職員共済組合給付1人当り金額

(単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《年 金》						
新 規 裁 定	1,162,367	1,242,900	1,207,014	1,176,622	1,290,130	1,279,687
退職共済年金	1,255,608	1,341,640	1,286,916	1,251,820	1,369,427	1,362,332
障害共済年金	946,728	976,988	890,923	953,583	960,326	955,578
遺族共済年金	916,981	943,231	979,548	978,503	1,046,319	997,753
退職年金	1,498,172	1,547,843	1,598,624	1,529,012	1,596,995	1,761,894
減額退職年金	1,305,903	1,269,930	1,354,907	1,312,505	1,338,028	1,404,296
通算退職年金	354,184	292,346	207,923	183,096	142,669	145,107
障害年金	1,606,254	1,514,965	1,504,118	1,463,462	1,441,524	1,665,455
遺族年金	776,160	315,300	—	—	780,000	—
通算遺族年金	155,489	107,500	26,600	248,625	156,700	40,700
年 度 末 現 在	1,259,290	1,287,807	1,316,170	1,319,434	1,372,756	1,361,718
退職共済年金	1,345,412	1,351,175	1,352,263	1,329,073	1,365,726	1,338,048
障害共済年金	1,034,347	1,045,012	1,022,457	1,017,694	1,568,088	1,030,031
遺族共済年金	941,102	965,996	998,154	1,010,288	1,060,675	1,056,950
退職年金	1,676,514	1,729,998	1,791,011	1,824,622	1,926,482	1,944,883
減額退職年金	1,314,417	1,351,955	1,396,137	1,417,563	1,491,695	1,503,543
通算退職年金	468,713	482,474	497,965	505,084	531,346	534,451
障害年金	1,396,629	1,430,429	1,477,092	1,497,139	1,037,862	1,584,888
遺族年金	853,925	879,358	909,880	925,895	978,658	989,072
通算遺族年金	237,797	245,058	252,425	256,042	269,204	270,709
《一 時 金》						
退職一時金	14,081	35,021	22,285	17,223	13,682	32,767
脱退一時金	1,007,713	1,668,807	3,684,400	1,488,640	1,448,957	882,960
障害一時金	1,822,700	891,450	1,436,325	1,336,500	1,353,800	1,345,200
返還一時金	1,103,460	1,089,900	1,008,917	1,022,215	536,513	1,138,100
死亡一時金	343,961	335,868	425,556	416,581	357,492	443,256
特例死亡一時金	1,826,111	2,159,625	2,058,067	1,893,950	2,665,050	2,838,211

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第172表 農林漁業団体職員共済組合給付経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	393,770,016	421,304,634	448,652,664	470,896,183	477,454,387	531,459,483
掛 金 取 入	224,400,046	238,680,663	251,044,219	262,380,639	269,858,688	315,322,149
国庫補助金	37,751,502	40,090,166	44,383,911	45,710,804	47,920,589	52,451,078
基礎年金交付金	38,125,747	45,248,173	57,309,092	65,440,528	67,835,908	68,930,470
運用取 入	86,198,982	89,803,761	90,528,146	91,770,237	86,196,950	87,528,050
助 成 金	4,220,000	4,620,000	4,820,000	4,980,000	5,150,000	6,680,000
給付金返還金	438,236	539,745	529,401	612,510	490,135	547,161
事業外取 入	2,635,265	2,321,674	16,595	1,231	2,082	489
その他の取 入	238	453	21,300	234	35	86
支 出	393,770,016	421,304,634	448,652,664	470,896,183	477,454,387	531,459,483
退職給付金	202,622,067	219,467,014	236,047,866	247,751,821	264,085,803	283,888,234
障害給付金	4,597,054	4,695,450	4,789,085	4,836,582	4,783,976	4,946,351
遺族給付金	29,253,317	32,671,567	36,424,194	40,116,536	44,185,527	48,793,129
基礎年金拠出金	71,249,460	77,109,412	85,678,965	90,216,516	97,140,438	108,997,316
調整拠出金	1,311,265	1,599,923	1,597,268	1,318,539	1,304,537	928,377
償 却 費	62	62	35	85	633	646
事業外支 出	295,516	305,448	349,006	395,804	487,606	607,901
業務経理へ繰入金	2,235,605	2,402,973	2,505,607	2,552,643	2,657,966	2,698,545
当期利益金	82,205,670	83,052,785	81,260,638	83,707,657	62,807,900	80,598,984
年度末現在給付準備金	1,476,273,041	1,559,325,826	1,640,586,464	1,724,294,121	1,787,102,021	1,867,701,005

(注) 1 事業外取入には給付金返還金と雑取入を含まない。  
2 「その他の取入」とは、雑取入と受取延滞金をいう。

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

第173表 農林漁業団体職員共済組合業務経理状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	2,830,063	3,009,206	3,032,822	3,149,827	3,277,140	3,345,416
事務費国庫補助金	463,828	475,494	488,131	504,613	524,754	551,793
給付経理より繰入金	2,231,659	2,400,389	2,413,619	2,529,849	2,642,821	2,691,956
受 取 利 息	79,458	78,838	72,930	54,866	48,874	41,601
資産見返繰入金戻入	43,206	42,441	44,878	47,569	47,776	47,083
雑 取 入	11,912	12,043	13,264	12,930	12,915	12,983
支 出	2,830,063	3,009,206	3,032,822	3,149,827	3,277,140	3,345,416
人 件 費	1,471,840	1,587,346	1,599,679	1,722,393	1,730,135	1,771,167
事 務 費	1,315,017	1,379,418	1,388,265	1,379,965	1,499,229	1,527,167
償 却 費	42,423	42,328	42,876	46,759	47,207	46,635
固定資産処分損	783	113	—	—	—	—
雑 損	—	—	2,002	709	569	448
当期剰余金(不足金)	0	0	—	—	—	—

資料：農林漁業団体職員共済組合「農林年金事業年報」

## 11 船員保険

第174表 船員保険適用状況

年度末現在

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《船舶所有者数》						
普 通 保 険	9,600	9,305	9,008	8,629	8,388	8,190
漁 船	4,441	4,209	4,006	3,696	3,542	3,413
そ の 他	5,181	5,117	5,025	4,950	4,862	4,786
失 業 保 険	6,125	5,971	5,844	5,740	5,646	5,528
《被保険者数》						
普 通 保 険						
強 制 適 用	126,724	120,634	115,625	110,459	105,422	100,349
漁 船	58,786	53,140	47,995	44,084	41,134	37,920
そ の 他	67,938	67,494	67,630	66,375	64,288	62,429
任 意 継 続 適 用	10,184	10,011	9,656	9,813	9,135	9,042
失 業 保 険	102,945	99,395	96,699	92,653	88,713	84,736
《被扶養者数》						
(被保険者1人当り被扶養者数)	272,349 1.99	256,669 1.97	238,025 1.90	228,373 1.90	211,241 1.84	202,339 1.85
《平均標準報酬月額》						
普 通 保 険						
強 制 適 用	323,582	339,888	356,584	365,184	371,346	375,048
漁 船	283,128	291,089	298,448	297,614	299,675	299,660
そ の 他	358,586	378,309	397,482	410,061	417,204	420,839
任 意 継 続 適 用	268,818	281,833	296,456	307,669	312,658	318,951
失 業 保 険	343,582	359,995	377,102	387,294	394,497	397,867

(注) 船舶所有者数の漁船、その他は延数である。

資料：社会保険庁調

第175表 船員保険被保険者数 (標準報酬等級別)

平成8年3月末現在

標準報酬		普通保険(強制適用)			失業保険
等級	月額	合計	漁船	その他	
総数	(千円)	100,349	37,920	62,429	84,736
第1級	92	254	249	5	24
2	98	194	176	18	91
3	104	245	231	14	135
4	110	425	421	4	81
5	118	401	396	5	78
6	126	468	465	3	195
7	134	549	512	37	126
8	142	448	419	29	115
9	150	743	648	95	210
10	160	761	684	77	411
11	170	796	661	135	372
12	180	1,217	1,015	202	528
13	190	1,077	883	194	392
14	200	2,481	1,808	673	1,188
15	220	3,524	2,207	1,317	2,186
16	240	4,218	2,464	1,754	2,981
17	260	5,059	2,998	2,061	3,814
18	280	5,740	3,280	2,460	4,711
19	300	7,491	3,636	3,855	6,379
20	320	6,563	3,225	3,338	5,675
21	340	5,437	1,964	3,473	4,952
22	360	5,880	1,700	4,180	5,450
23	380	7,193	1,750	5,443	6,770
24	410	8,047	1,625	6,422	7,653
25	440	6,831	1,049	5,782	6,576
26	470	5,337	798	4,539	5,160
27	500	4,518	598	3,920	4,375
28	530	3,196	395	2,801	3,112
29	560	2,491	342	2,149	2,419
30	590	2,038	295	1,743	1,978
31	620	1,502	207	1,295	1,482
32	650	1,176	148	1,028	1,158
33	680	803	102	701	784
34	710	765	103	662	747
35	750	619	91	528	604
36	790	461	72	389	448
37	830	419	64	355	412
38	880	398	68	330	395
39	930	286	74	212	282
40	980	298	97	201	287

資料：社会保険庁調

第176表 船員保険疾病部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	2,851,029	2,767,480	2,665,072	2,499,018	2,449,099	2,321,615
被保険者分	51,263,232	50,206,928	51,154,565	49,690,112	48,010,533	46,285,156
診療費	991,881	975,839	955,051	923,786	910,363	879,752
金額	30,272,238	29,676,435	30,377,717	30,060,479	28,644,325	27,695,742
件数	844,310	833,646	812,824	778,560	759,703	728,640
日数	2,823,883	2,689,454	2,591,779	2,461,727	2,319,769	2,181,389
金額	20,224,190	19,984,567	20,735,871	20,278,437	19,228,175	18,309,077
薬剤の支給	72,868	73,238	76,143	80,898	91,376	95,831
処方箋枚数	117,843	116,978	122,602	128,887	145,202	149,654
金額	432,913	448,777	481,476	537,304	629,859	699,213
入院時食事療養費	—	—	—	—	14,431	28,061
(標準負担額差額支給除く)	—	—	—	—	244,698	471,006
金額	—	—	—	—	404,958	792,811
訪問看護療養費	—	—	—	—	6	14
件数	—	—	—	—	29	56
日数	—	—	—	—	227	464
金額	—	—	—	—	7	13
入院時食事療養費	—	—	—	—	222	568
(標準負担額差額支給)	—	—	—	—	33	195
金額	—	—	—	—	33	195
療養費	28,233	26,773	25,939	25,071	24,153	23,926
金額	457,408	422,124	395,248	404,246	340,089	362,873
看護費	134	121	96	71	38	23
件数	3,079	2,741	1,770	1,699	1,018	383
日数	12,466	11,305	7,157	6,828	4,190	1,475
金額	163	165	143	88	88	109
移送費	101,122	81,487	58,050	38,427	33,593	35,706
金額	1,068	1,061	1,251	1,201	1,290	1,220
高額療養費	44,385	48,613	64,536	63,651	68,315	62,783
金額	(14,228)	(12,476)	(11,380)	(11,180)	(9,564)	(8,707)
傷病手当金	44,498	40,208	38,066	37,289	33,153	29,442
件数	(402,883)	(358,128)	(328,101)	(324,687)	(276,628)	(258,075)
日数	1,315,385	1,200,353	1,135,996	1,114,692	997,459	903,351
金額	(3,471,715)	(3,252,266)	(3,127,911)	(3,110,087)	(2,668,609)	(2,576,089)
葬祭料	8,669,797	8,314,953	8,275,214	8,340,797	7,576,888	7,071,683
件数	(160)	(108)	(123)	(125)	(73)	(85)
金額	572	605	554	538	507	497
金額	(89,973)	(66,340)	(76,192)	(93,621)	(48,477)	(60,758)
出産育児一時金	321,585	359,616	353,621	375,492	345,760	342,028
件数	—	—	—	—	5	12
金額	—	—	—	—	1,500	3,600
分娩費	10	8	13	22	9	0
金額	2,000	1,600	2,960	5,280	2,160	0

出産手当金	件数	15	8	9	27	19	25
	日数	1,896	1,093	951	2,531	2,108	3,043
	金額	6,351	3,380	3,558	9,973	8,561	13,835
育児手当金	件数	10	6	13	21	9	0
	金額	20	12	26	42	18	0
被扶養者分	件数	1,858,952	1,791,366	1,709,734	1,574,966	1,538,458	1,441,589
	金額	20,971,078	20,507,653	20,745,670	19,602,795	19,339,723	18,562,630
診療費	件数	1,652,118	1,585,487	1,500,913	1,366,109	1,316,269	1,219,529
	日数	4,313,487	4,081,204	3,813,048	3,435,866	3,251,706	2,974,868
	金額	18,541,640	18,077,823	18,120,993	17,070,543	16,452,077	15,409,131
薬剤の支給	件数	153,898	155,538	159,904	163,171	179,200	183,107
処方箋枚数	金額	264,050	265,385	272,714	275,428	300,686	302,396
	金額	471,538	521,289	575,977	613,222	711,820	753,338
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給除く)	件数	—	—	—	—	11,924	23,956
	日数	—	—	—	—	185,852	359,288
	金額	—	—	—	—	266,869	528,275
訪問看護療養費	件数	—	—	—	—	9	54
	日数	—	—	—	—	61	348
	金額	—	—	—	—	354	2,007
入院時食事療養費 (標準負担額差額支給)	件数	—	—	—	—	2	8
	日数	—	—	—	—	78	402
	金額	—	—	—	—	12	73
療養費	件数	38,149	36,774	35,902	33,673	32,380	30,184
	金額	196,656	190,537	191,755	186,540	180,630	167,082
看護費	件数	90	113	122	109	41	7
	日数	1,950	2,943	3,013	3,003	1,011	123
	金額	7,057	9,564	9,748	8,977	3,072	447
移送費	件数	5	6	1	9	6	5
	金額	102	454	56	1,567	464	288
高額療養費	件数	6,747	6,137	5,973	5,712	5,382	5,122
	金額	345,030	316,327	372,278	356,545	326,490	314,069
家族葬祭料	件数	1,728	1,730	1,661	1,548	1,522	1,406
	金額	775,892	822,930	843,642	798,736	798,776	738,536
配偶者出産育児一時金	件数	—	—	—	—	868	2,163
	金額	—	—	—	—	260,400	648,900
配偶者分娩費	件数	3,135	2,816	2,647	2,342	1,400	2
	金額	627,000	563,200	626,000	562,080	336,000	480
配偶者育児手当金	件数	3,082	2,765	2,611	2,293	1,379	2
	金額	6,164	5,530	5,222	4,586	2,758	4
世帯合算高額療養費	件数	196	275	287	266	278	274
	金額	19,915	22,841	31,178	26,838	26,485	26,784

(注) 1 ( )内の数字は職務上(再掲)を示す。  
 2 老人保健による給付分を除く。  
 3 「入院時食事療養費(標準負担額差額支給除く)」の件数及び日数は、診療費の再掲であり、件数の合計には含まれていない。

資料：社会保険庁調

第177表 船員保険疾病部門診療費決定状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
被保険者分	件数	844,310	833,646	812,824	778,560	759,703	728,640
	日数	2,823,883	2,689,454	2,591,779	2,461,727	2,319,769	2,181,389
	金額	20,224,190	19,984,567	20,735,871	20,278,437	19,228,175	18,309,077
一般診療	件数	685,256	679,651	662,687	634,784	622,932	596,913
	日数	2,370,922	2,257,572	2,167,816	2,059,080	1,931,996	1,808,970
	金額	17,445,216	17,313,393	17,888,296	17,590,325	16,634,303	15,809,483
入院	件数	42,240	39,807	37,612	35,878	32,765	30,743
	日数	776,034	717,518	671,769	641,127	574,658	532,531
	金額	9,760,494	9,473,974	10,003,525	9,822,337	9,059,134	8,416,482
入院外	件数	643,016	639,844	625,075	598,906	590,167	566,170
	日数	1,594,888	1,540,054	1,496,047	1,417,953	1,357,338	1,276,439
	金額	7,684,722	7,839,419	7,884,771	7,767,987	7,575,169	7,393,001
歯科診療	件数	159,054	153,995	150,137	143,776	136,771	131,727
	日数	452,961	431,882	423,963	402,647	387,773	372,419
	金額	2,778,974	2,671,174	2,847,576	2,688,112	2,593,872	2,499,594
被扶養者分	件数	1,652,118	1,585,487	1,500,913	1,366,109	1,316,269	1,219,529
	日数	4,313,487	4,081,204	3,813,048	3,435,866	3,251,706	2,974,868
	金額	18,541,640	18,077,823	18,120,993	17,070,543	16,452,077	15,409,131
一般診療	件数	1,353,796	1,301,824	1,236,385	1,122,107	1,091,894	1,010,256
	日数	3,525,396	3,338,678	3,127,715	2,806,921	2,669,291	2,428,030
	金額	16,001,461	15,649,862	15,701,680	14,824,804	14,340,078	13,414,555
入院	件数	36,340	34,230	31,298	28,958	27,142	25,765
	日数	584,272	538,039	495,145	455,844	425,248	393,295
	金額	7,251,550	6,828,807	7,069,484	6,722,560	6,282,277	5,783,481
入院外	件数	1,317,456	1,267,594	1,205,087	1,093,149	1,064,752	984,491
	日数	2,941,124	2,800,639	2,632,570	2,351,077	2,244,043	2,034,735
	金額	8,749,911	8,821,055	8,632,196	8,102,244	8,057,802	7,631,074
歯科診療	件数	298,322	283,663	264,528	244,002	224,375	209,273
	日数	788,091	742,526	685,333	628,945	582,415	546,838
	金額	2,540,179	2,427,961	2,419,313	2,245,739	2,111,999	1,994,575

(注) 老人保健による給付分を除く。

資料：社会保険庁調

第178表 船員保険疾病部門給付諸率

(金額 単位 円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《被保険者分》						
診療費	143,720	148,650	161,248	165,215	163,658	163,519
1,000人当件数	6,000	6,201	6,321	6,343	6,466	6,508
診療1件当日数	3.3	3.2	3.2	3.2	3.1	3.0
診療1件当金額	23,954	23,972	25,511	26,046	25,310	25,128
一般診療	123,972	128,781	139,104	143,314	141,581	141,195
1人当診療費	4,870	5,055	5,153	5,172	5,302	5,331
1,000人当件数	3.5	3.3	3.3	3.2	3.1	3.0
診療1件当日数	25,458	25,474	26,994	27,711	26,703	26,485
診療1件当金額	69,362	70,470	77,790	80,026	77,106	75,168
入院	300	296	292	292	275	275
1,000人当件数	18.4	18.0	17.9	17.9	17.9	17.3
診療1件当日数	231,072	237,998	265,966	273,770	276,488	273,769
診療1件当金額	54,610	58,311	61,314	63,288	64,475	66,027
入院外	4,570	4,759	4,861	4,879	5,023	5,056
1,000人当件数	2.5	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3
診療1件当日数	11,951	12,252	12,614	12,970	12,836	13,058
診療1件当金額	19,748	19,869	22,143	21,901	22,077	22,324
歯科診療	1,130	1,145	1,168	1,171	1,164	1,176
1,000人当件数	2.9	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8
診療1件当日数	17,472	17,346	18,967	18,697	18,965	18,976
診療1件当金額	21.9	20.4	13.8	13.8	8.7	3.4
看護費	4,049	4,124	4,044	4,019	4,116	3,851
1日当金額	316	299	296	304	282	262
傷病手当金	9.3	8.9	8.8	9.1	8.5	30.7
1人当日数	194,836	206,798	217,391	223,680	228,543	240,190
1件当金額	4.1	4.5	4.3	4.4	4.3	4.4
葬祭料	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.0
分焼費	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
1,000人当件数	423,400	422,500	395,333	369,388	450,579	553,390
1件当金額						
《被扶養者分》						
診療費	72,171	75,522	82,160	82,142	84,413	84,465
1,000人当件数	6,431	6,624	6,805	6,574	6,754	6,685
診療1件当日数	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4
診療1件当金額	11,223	11,402	12,073	12,496	12,499	12,635
一般診療	62,284	65,379	71,191	71,336	73,577	73,532
1人当診療費	5,270	5,438	5,606	5,399	5,602	5,538
1,000人当件数	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.4
診療1件当日数	11,820	12,021	12,700	13,212	13,133	13,278
診療1件当金額	28,226	28,528	32,053	32,348	32,233	31,702
入院	141	143	142	139	139	141
1,000人当件数	16.1	15.7	15.8	15.7	15.7	15.3
診療1件当日数	199,547	199,498	225,877	232,149	231,460	224,470
診療1件当金額	34,058	36,851	39,138	38,987	41,343	41,830
入院外	5,128	5,295	5,464	5,260	5,463	5,396
1,000人当件数	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
診療1件当日数	6,642	6,959	7,163	7,412	7,568	7,751
診療1件当金額	9,887	10,143	10,969	10,806	10,836	10,933
歯科診療	1,161	1,185	1,199	1,174	1,151	1,147
1,000人当件数	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6	2.6
診療1件当日数	8,515	8,559	9,146	9,204	9,413	9,531
診療1件当金額	7.6	12.3	14	14.5	5.2	0.7
看護費	3,619	3,250	3,235	2,989	3,039	3,633
1日当金額	6.1	6.5	6.8	6.7	7.0	6.9
家族葬祭料	11.1	10.7	10.8	10.1	6.4	0.0
配偶者分焼費						

(注) 1 「1人当診療費」及び「1人当日数」は、年度平均被保険者1人当りの診療費及び日数であり、「1,000人当件数」及び「1,000人当日数」は、年度平均1,000人当り件数及び日数である。  
 2 「診療費」は、老人保健対象者を含まない数値で割って計算しているが、その外の給付については、老人保健対象者を含む数値で割って計算している。  
 3 平成7年度の平均被保険者数は、老人保健対象者を含めなければ111,969人、含めれば112,256人である。平成7年度の平均被扶養者数は老人保健対象者を含めなければ182,433人、含めれば204,469人である。

資料：社会保険庁調

第179表 船員保険年金部門(職務上)年金受給権者状況

(i) 新規裁定分

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
合計	228	149	143	193	114	115
人員	384,550	258,886	264,575	379,771	232,825	247,881
金額	71	42	39	43	39	22
障害年金	117,704	74,148	77,171	88,294	77,100	44,230
人員	157	107	104	150	75	93
金額	266,847	184,738	187,404	291,477	155,725	203,650

(ii) 年度末現在

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
合計	851	991	1,116	1,294	1,387	1,481
人員	1,478,541	1,778,556	2,072,134	2,454,255	2,685,004	2,995,785
金額	224	264	293	330	364	379
障害年金	399,372	489,192	568,114	652,960	730,296	780,380
人員	627	727	823	964	1,023	1,102
金額	1,079,170	1,289,364	1,504,020	1,801,295	1,954,708	2,215,405

資料：社会保険庁調

第180表 船員保険年金部門(職務上)一時金裁定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
合計	443	358	274	407	248	175
件数	1,306,325	976,379	870,717	1,358,714	811,287	629,470
金額	412	341	255	374	237	168
障害手当金	1,063,163	839,722	691,860	1,026,010	684,622	563,950
件数	29	14	18	30	10	7
金額	235,440	121,464	176,904	306,360	117,648	65,520
その他の一時金	2	3	1	3	1	—
件数	7,722	15,193	1,953	26,344	9,017	—
金額						

資料：社会保険庁調

第181表 船員保険年金部門(職務上)1人当り金額

(i) 年金

(金額 単位 円)

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
新規裁定分	1,686,824	1,737,488	1,850,175	1,967,725	2,042,324	2,155,485
障害年金	1,657,797	1,765,424	1,978,744	2,053,356	1,976,928	2,010,473
遺族年金	1,699,660	1,726,522	1,801,962	1,943,177	2,076,329	2,189,789
年度末現在	1,737,415	1,794,708	1,856,751	1,896,642	1,935,836	2,028,112
障害年金	1,782,906	1,853,000	1,938,955	1,978,666	2,006,308	2,080,693
遺族年金	1,721,164	1,773,540	1,827,485	1,868,563	1,910,761	2,010,569

(ii) 一時金

(金額 単位 円)

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
障害手当金	2,580,492	2,462,527	2,713,178	2,743,342	2,888,700	3,356,846
遺族一時金	8,118,621	8,676,000	9,828,000	10,212,000	11,764,800	9,360,000
その他の一時金	3,861,000	5,064,272	1,952,639	8,781,480	9,016,751	—

資料：社会保険庁調

第182表 船員保険失業部門給付決定状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合	計	50,471	49,432	44,598	51,100	47,718	47,229
	件数	50,471	49,432	44,598	51,100	47,718	47,229
	金額	7,170,382	7,575,620	7,309,325	8,388,450	8,385,477	8,736,704
失業保険金	件数	44,182	43,400	39,061	43,444	42,984	42,384
	日数	1,051,861	1,031,623	931,034	1,039,771	1,030,322	1,017,573
	金額	6,444,962	6,713,824	6,498,018	7,337,019	7,476,100	7,635,892
傷病給付金	件数	286	305	226	318	281	168
	日数	7,576	8,119	6,063	8,961	7,979	4,623
	金額	47,275	53,688	44,369	61,482	55,205	34,709
技能習得手当	件数	3,808	3,392	3,203	2,574	2,332	2,398
受講手当	日数	73,142	65,900	59,278	47,682	43,173	44,970
	金額	43,154	38,881	34,974	28,132	25,472	26,532
通所手当	件数	3,011	2,613	2,641	2,183	1,907	1,953
	月数	3,419	2,874	2,792	2,591	1,928	2,073
	金額	29,007	26,248	26,457	22,078	20,034	21,289
寄宿手当	件数	373	285	218	210	271	243
	日数	10,859	8,655	6,194	5,415	7,651	6,877
	金額	3,496	2,821	2,021	2,071	2,727	2,365
再就職手当	件数	1,443	1,650	1,481	1,533	1,258	1,277
	日数	68,204	79,416	65,129	76,720	60,772	60,370
	金額	406,317	504,301	266,532	507,162	422,777	422,735
高齢求職者給付金	件数	379	400	409	616	592	759
	日数	36,507	39,969	42,016	64,431	59,013	83,882
	金額	196,171	235,863	266,532	415,756	383,162	593,182
移転に要する費用	件数	217	239	187	222	251	241
	金額	10,425	14,559	12,820	14,751	16,321	15,790
失業保険金	月末受給者数(年間平均)	3,090	3,021	2,707	3,038	2,941	2,947
	1,000人当り失業者数	29	30	27	34	32	32
	1件当り日数	23.8	23.8	23.8	23.9	24.0	24.0
	1日当り金額	6,127	6,058	6,979	7,056	7,256	7,504
傷病給付金	1件当り金額	145,873	154,698	166,356	168,885	173,928	180,160
	1件当り日数	26.5	26.6	26.8	28.2	28.4	27.5
	1日当り金額	6,240	6,613	7,318	6,861	6,919	7,508
	1件当り金額	165,298	176,026	196,321	193,339	196,459	206,599
受講手当	1件当り日数	19.2	19.4	18.51	18.5	18.5	18.8
	1日当り金額	590	590	590	590	590	590
	1件当り金額	11,332	11,463	10,919	10,929	10,923	11,064
寄宿手当	1件当り日数	29.1	30.4	28.41	25.8	28.2	28.3
	1日当り金額	322	326	326	383	356	344
	1件当り金額	9,371	9,898	9,273	9,864	10,063	9,731

(注) 1 通所手当の件数は、受講手当の支給と併せて支給を受けた件数を示し、件数の合計には含まない。

2 移転に要する費用は合計には含まない。

資料：社会保険庁調

第183表 船員保険収支状況

(単位 千円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収	入	110,488,467	113,840,100	115,630,345	116,013,574	111,902,965	108,290,346
保	険						
	料	98,165,682	100,720,656	100,287,733	99,094,357	95,593,930	93,849,466
	給付	69,114,338	66,554,679	66,198,873	65,389,204	63,112,047	61,935,780
	年金	12,499,229	17,421,604	17,324,633	17,073,558	16,422,167	16,099,934
	失業	9,005,586	9,103,455	9,168,772	9,160,165	8,856,758	8,750,566
	福祉	6,594,611	6,653,249	6,633,822	6,525,292	6,243,289	6,121,808
	業務	951,918	987,669	961,683	946,138	959,669	941,378
	取扱						
	費	2,501,509	2,934,622	3,627,288	4,127,971	4,202,985	4,624,087
利	子						
	国庫	5,721,855	5,966,909	6,440,924	6,085,268	6,195,785	6,207,814
	負担						
	金	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	給付	40,912	42,898	43,106	39,521	39,130	36,762
	年金	1,330,333	1,571,243	1,985,467	1,729,684	1,790,878	1,822,057
	失業	1,350,610	1,352,768	1,412,351	1,316,063	1,365,777	1,348,995
	業務	1,633,991	2,464,238	2,466,805	2,467,932	2,383,742	2,275,193
	取扱						
	費						
	厚年						
	特会						
	業務						
	勘定						
	より						
	受入						
	積立						
	金						
	より						
	受入						
	雑	1,136,610	794,910	2,045,870	3,220,725	2,754,630	767,390
	収						
	入	1,328,820	958,765	761,725	1,017,321	771,893	566,396
支	出	101,553,512	99,747,525	103,597,776	106,444,626	104,488,912	101,255,797
保	険						
	給付	61,306,946	60,365,039	61,138,531	61,727,805	59,756,802	58,673,740
	費	51,652,324	50,467,682	51,268,820	50,106,759	48,233,350	46,849,768
	給付	2,445,586	2,318,071	2,506,323	3,219,070	3,102,905	3,022,685
	年金	7,209,036	7,579,286	7,363,388	8,401,976	8,420,547	8,801,287
	失業	14,552,065	13,862,135	13,559,882	14,214,229	14,504,844	14,384,008
	老人	2,148,955	1,721,520	2,469,948	2,633,886	2,872,626	2,845,871
	保健	6,849,024	6,583,678	7,908,964	9,537,538	8,880,378	6,981,344
	提出	2,740,419	2,750,190	2,762,562	2,714,295	2,769,338	2,715,342
	金	13,955,760	14,464,963	15,757,807	15,616,449	15,704,798	15,655,452
	福祉						
	施設						
	費						
	諸						
	支						
	出						
	金						
	厚生	343	46	82	424	126	40
	保						
	険						
	特						
	別						
	会						
	計						
	児						
	童						
	手						
	当						
	勘						
	定						
	へ						
	繰						
	入						
収	入	8,934,955	14,092,575	12,032,569	9,568,948	7,414,053	7,034,549
支	出	958,764	761,725	1,017,321	771,893	566,396	294,411
差	引	7,976,191	13,330,850	11,015,248	8,797,055	6,847,657	6,740,138
翌	年						
	度						
	へ						
	繰						
	越						
積	立						
金	へ						
	繰						
	入						
積	立						
金	から						
	補						
	足						
年	度	69,556,537	82,887,387	93,902,635	102,699,690	109,547,347	116,287,485
末	現						
在	積						
立	金						

資料：社会保険庁調

第184表 船員保険保険料徴収状況

(単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
徴収決定額	104,219,736	105,745,999	105,056,482	103,974,146	101,331,637	98,372,748
現年度分	98,365,110	100,875,922	100,752,568	99,795,769	96,953,686	93,450,203
前年度からの繰越額	5,854,626	4,870,077	4,303,913	4,178,377	4,377,951	4,922,545
収納済額	98,165,682	100,720,656	100,287,733	99,094,357	95,593,930	93,849,467
不納欠損額	1,174,767	718,486	579,639	501,260	748,551	489,755
収納未済額	4,879,288	4,306,857	4,189,110	4,378,530	4,989,156	4,033,526
収納率 (%)	94.2	95.2	95.2	95.3	94.3	95.4

資料：社会保険庁調

12 雇用保険

第185表 雇用保険適用状況

(単位 所・人)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《一般・高年齢及び短期雇用特例被保険者関係》						
適用事業所数 <sup>(注1)</sup>	1,757,084	1,805,299	1,841,042	1,866,278	1,893,704	1,915,202
新規加入	106,261	101,598	92,565	85,569	88,816	87,709
廃止・脱退	50,952	57,130	59,936	63,401	64,168	68,792
被保険者数 <sup>(注1)</sup>	31,397,790	32,254,447	32,834,700	33,071,811	33,358,438	33,539,935
資格取得者数 <sup>(注2)</sup>	550,800	550,771	522,308	482,453	495,583	486,629
資格喪失者数 <sup>(注2)</sup>	470,942	478,410	473,342	462,354	471,204	471,229
《日雇労働被保険者関係》						
被保険者数 <sup>(注1)・3)</sup>	84,793	79,803	68,801	63,954	60,895	55,352

(注) 1) 適用事業所数、被保険者数は年度末現在。  
2) 年度平均を示す。  
3) 日雇求職者手帳交付数より推計した。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第186表 雇用保険適用状況（一般・高年齢及び短期雇用特例）（産業・規模別）

平成8年3月現在 (単位：所、人)

区分	総数	4人以下	5～29人	30～99人	100～499人	500人以上
《事業所数》						
合計	1,915,202	1,070,239	663,985	129,391	44,834	6,753
農業	8,492	5,705	2,497	258	32	0
林業	3,557	2,318	1,054	173	12	0
漁業	2,746	1,952	710	71	10	3
鉱業	4,589	1,932	2,244	333	70	10
建設業	312,704	184,631	113,625	11,697	2,439	312
製造業	419,127	205,289	156,730	39,988	14,551	2,569
電気・ガス・熱供給・水道業	1,823	756	560	225	182	100
運輸・通信業	74,332	23,112	34,585	11,905	4,126	604
卸売・小売業・飲食店	472,638	286,084	150,218	25,954	9,041	1,341
金融・保険・不動産業	56,908	31,580	17,207	5,463	2,151	507
サービス業	542,746	318,001	179,582	32,067	11,819	1,277
公務	14,885	8,471	4,770	1,223	391	30
分類不能	655	408	203	34	10	0
《被保険者数》						
合計	33,539,935	1,978,530	7,424,427	6,668,975	8,747,671	8,720,332
農業	51,839	8,171	26,127	12,383	5,158	0
林業	25,087	2,773	12,268	8,295	1,751	0
漁業	17,849	2,278	7,804	3,391	1,970	2,406
鉱業	69,466	3,814	27,303	16,185	12,345	9,819
建設業	2,883,355	323,221	1,195,501	565,982	460,305	338,346
製造業	10,582,706	387,457	1,850,668	2,086,037	2,871,127	3,387,417
電気・ガス・熱供給・水道業	244,831	1,411	7,003	12,739	38,973	184,705
運輸・通信業	2,925,371	46,007	452,048	620,060	786,927	1,020,329
卸売・小売業・飲食店	6,949,942	518,440	1,634,007	1,328,272	1,772,058	1,697,165
金融・保険・不動産業	1,834,214	53,413	227,230	278,734	454,306	820,531
サービス業	7,700,569	616,723	1,924,869	1,672,628	2,264,845	1,221,504
公務	247,778	14,054	57,329	62,509	75,776	38,110
分類不能	6,928	768	2,270	1,760	2,130	0

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」



第187表 雇用保険給付状況

(単位 人、千円)

区分	平成5年度 (1993)			平成6年度 (1994)			平成7年度 (1995)		
	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計	初回受給者数 年度合計	受給者実人員 年度平均	給付額 年度合計
失業給付計	—	—	1,495,988,157	—	—	1,704,485,476	—	—	1,904,011,037
I 一般求職者給付	—	—	1,180,618,582	—	—	1,358,557,470	—	—	1,501,117,318
基本手当	—	—	1,169,657,158	—	—	1,346,945,113	—	—	1,488,888,634
基本分	1,565,728	699,411	1,145,562,741	1,643,058	779,961	1,320,867,765	1,717,302	836,587	1,444,172,024
(うち短時間分)	25,174	8,939	—	29,695	11,531	—	30,083	12,089	—
個別延長給付	9,733	2,186	2,610,072	23,289	4,460	5,561,625	78,471	17,749	23,278,975
訓練延長給付	32,382	11,335	20,688,820	34,056	10,985	19,836,303	35,169	11,266	20,908,546
広域延長給付	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特例訓練給付	811	381	795,524	747	330	679,420	641	265	529,089
技能習得手当	—	—	4,412,131	—	—	4,425,704	—	—	4,749,514
受講手当	39,252	18,723	2,443,030	41,001	18,668	2,434,066	42,730	19,693	2,606,801
特定職種受講手当	2,823	1,669	41,164	2,877	1,686	41,109	2,784	1,672	40,499
通所手当	36,801	17,503	1,927,936	38,543	17,490	1,950,529	40,198	18,464	2,102,214
寄宿手当	96	70	8,497	95	66	8,072	105	72	8,811
傷病手当	15,597	3,339	6,540,796	16,371	3,541	7,178,581	16,930	3,605	7,470,359
II 高年齢求職者給付	97,223	—	59,827,754	109,512	—	68,132,826	121,118	—	82,445,197
(うち短時間分)	1,935	—	—	3,066	—	—	2,966	—	—
III 短期雇用特例求職者給付	459,544	—	130,265,959	439,012	—	124,691,972	416,625	—	120,178,598
IV 就職促進給付	—	—	98,336,067	—	—	123,886,298	—	—	147,292,704
再就職手当	293,803	—	95,857,141	309,269	—	121,085,317	329,420	—	144,623,739
常用就職支度金	13,566	—	2,413,906	15,918	—	2,732,732	14,582	—	2,598,486
移転費	504	—	62,158	519	—	65,225	544	—	68,270
広域求職活動費	59	—	2,863	63	—	3,024	42	—	2,209
V 雇用継続給付	—	—	—	—	—	—	145,256	—	24,011,397
高年齢雇用継続給付	—	—	—	—	—	—	75,416	—	11,950,823
基本給付金	—	—	—	—	—	—	69,895	—	10,863,770
再就職給付金	—	—	—	—	—	—	5,521	—	1,087,053
育児休業給付	—	—	—	—	—	—	—	—	—
基本給付金	—	—	—	—	—	—	59,720	—	11,759,025
職場復帰給付金	—	—	—	—	—	—	10,120	—	301,549
VI 日雇求職者給付	—	—	26,949,795	—	—	29,216,910	—	—	28,965,823
普通給付	—	40,712	26,944,771	—	39,265	29,211,806	—	34,352	28,960,871
第1級	—	34,082	24,552,029	—	30,161	24,540,768	—	26,061	24,194,629
第2級	—	4,207	1,769,117	—	5,487	3,387,449	—	4,293	3,090,342
第3級	—	1,938	441,747	—	3,408	1,251,148	—	3,999	1,690,633
第4級	—	485	82,979	—	209	33,234	—	—	—
特例給付	20	5	5,024	34	6	5,104	16	5	4,952

(注) 1 給付額は決算値である。ただし、V雇用継続給付、VI日雇求職者給付については、暫定値であり年度計と一致しない。

2 初回受給者数欄は、II高年齢求職者給付、III短期雇用特例求職者給付については受給者数、IV就職促進給付については支給人員数である。

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第188表 一般求職者給付の状況

平成7年度(単位：人、円、件)

	計(短時間を含む)	うち男	うち女
① 一般求職者給付支給総額	1,501,156,958,103	897,513,505,775	603,643,452,328
② 一般受給資格決定件数	2,030,785	933,852	1,096,933
③ 基本手当受給者実人員	857,056	422,107	434,949
④ 基本手当支給総額	1,488,928,273,953	889,309,862,265	599,618,411,688

(注) 「支給金額」は、業務統計による暫定値である。

[基本手当基本分(短時間を除く)]	⑤ 初回受給者数			⑥ 受給者実人員			⑦ 支給終了者数		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	1,687,219	753,828	933,391	824,498	409,557	414,941	1,210,839	484,824	726,015
30歳未満	552,810	130,012	422,798	165,204	36,731	128,473	435,560	86,442	349,118
被保期間1年未満(90日)	55,390	17,358	38,032	15,389	4,777	10,611	38,492	11,814	26,678
1~4年(90日)	315,204	78,077	237,127	91,517	21,505	70,011	247,388	53,461	193,927
5~9年(90日)	164,798	29,266	135,532	48,926	7,855	41,071	137,755	18,786	118,969
10年以上(180日)	12,703	2,849	9,854	6,421	1,145	5,276	9,407	1,193	8,214
就職困難者(240日)	4,715	2,462	2,253	2,952	1,448	1,504	2,518	1,188	1,330
30歳~45歳未満	349,615	153,643	195,972	139,207	59,255	79,952	227,985	83,039	144,946
被保期間1年未満(90日)	34,240	11,244	22,996	9,545	3,123	6,422	23,892	8,043	15,849
1~4年(90日)	119,891	42,279	77,612	34,586	11,752	22,834	93,458	30,279	63,179
5~9年(180日)	85,788	39,054	46,734	39,387	16,420	22,967	51,948	19,245	32,703
10~19年(210日)	92,797	49,139	43,658	48,344	23,053	25,292	53,678	22,267	31,411
20年以上(210日)	11,217	8,279	2,938	3,670	2,623	1,047	1,388	957	431
就職困難者(240日)	5,682	3,648	2,034	3,675	2,285	1,390	3,621	2,248	1,373
45歳~60歳未満	426,863	208,813	218,050	248,680	115,631	133,049	268,058	111,015	157,043
被保期間1年未満(90日)	28,911	12,680	16,231	8,052	3,514	4,538	19,136	8,360	10,776
1~4年(180日)	103,143	41,795	61,348	45,477	16,674	28,803	57,704	18,797	38,907
1~4年(210日)	11,465	5,025	6,440	11,321	4,799	6,522	20,640	8,469	12,171
5~9年(210日)	70,920	28,063	42,857	36,324	12,517	23,807	39,716	11,758	27,958
5~9年(240日)	7,541	3,031	4,510	10,049	3,899	6,149	15,791	5,957	9,834
10~19年(240日)	88,443	37,870	50,573	52,580	22,892	29,688	47,150	21,139	26,011
10~19年(300日)	28,483	15,270	13,213	46,824	24,200	22,623	58,418	30,292	28,126
20年以上(300日)	78,034	58,205	19,829	30,681	22,216	8,466	2,723	1,801	922
就職困難者(240日)	1,543	1,030	513	2,065	1,307	758	3,389	2,129	1,260
就職困難者(300日)	8,380	5,844	2,536	5,308	3,613	1,695	3,391	2,313	1,078
60歳以上	357,931	261,360	96,571	271,407	197,940	73,467	279,236	204,328	74,908
被保期間1年未満(90日)	9,118	6,198	2,920	2,600	1,782	818	6,442	4,526	1,916
1~4年(210日)	20,579	14,298	6,281	19,829	13,605	6,224	38,044	26,004	12,040
1~4年(240日)	36,405	25,380	11,025	15,030	10,493	4,537	6,399	4,543	1,856
5~9年(240日)	15,541	10,535	5,006	19,460	12,905	6,555	33,236	22,189	11,047
5~9年(300日)	35,145	23,047	12,098	15,221	9,941	5,280	1,859	1,226	633
10~19年(300日)	104,737	65,913	38,824	135,443	95,161	40,281	179,344	134,254	45,090
20年以上(300日)	129,082	110,032	19,050	57,281	48,777	8,504	7,377	6,298	1,079
就職困難者(300日)	7,324	5,957	1,367	6,544	5,276	1,268	6,535	5,288	1,247

資料：労働省職業安定局雇用保険課「雇用保険事業年報」

第189表 労働保険保険料徴収状況（雇用勘定）

（単位 千円）

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
《保険料収入》						
徴収決定済額	1,906,949,942	2,082,293,180	1,927,561,442	1,788,701,000	1,791,370,143	1,891,259,314
収納済歳入額	1,890,943,569	2,063,286,806	1,903,967,769	1,762,128,442	1,762,648,215	1,789,785,876
不納欠損額	873,210	786,531	679,162	877,357	735,707	1,015,068
収納未済歳入額	15,133,162	18,219,842	22,914,510	25,695,199	27,986,221	30,458,370
収納率(%)	99.2	99.1	98.8	98.5	98.4	94.6
郵政事業特別会計より受入	1,681,934	1,541,163	1,370,162	1,169,532	1,251,365	1,077,354

資料：労働省職業安定局調

第190表 労働保険特別会計雇用勘定収支状況

（単位 千円）

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	2,307,028,964	2,551,407,988	2,459,449,876	2,355,441,925	2,586,834,870	2,700,824,255
徴収勘定より受入	1,898,795,304	2,066,924,589	1,906,060,257	1,763,998,223	1,764,535,973	1,791,525,997
一般会計より受入	232,546,530	250,033,538	255,522,063	279,850,000	249,850,000	338,237,676
運用収入	149,407,640	204,449,171	262,564,407	282,404,542	272,481,604	263,346,813
積立金より受入	—	—	—	—	200,000,000	220,081,661
雇用安定資金より受入	—	—	—	—	50,000,000	76,278,277
雑収入	8,817,880	7,471,805	8,210,601	8,717,492	8,939,067	9,403,301
前年度繰越資金受入	17,461,609	22,528,883	27,092,549	20,471,668	20,828,225	1,950,530
支 出	1,509,109,777	1,558,872,566	1,795,483,413	2,155,929,911	2,364,306,247	2,693,492,491
失業給付費	968,692,423	1,047,714,699	1,245,757,864	1,495,993,133	1,704,480,372	1,903,571,827
業務取扱費	52,012,056	53,520,173	55,797,540	56,128,455	59,450,172	81,107,892
施設整備費	2,972,067	4,046,359	5,797,642	20,025,627	11,809,888	13,166,197
雇用安定等事業費	398,594,577	348,051,086	351,665,233	399,623,221	472,985,111	582,064,962
雇用促進事業団出資	67,840,885	64,674,814	103,928,668	163,441,979	92,243,539	91,028,160
徴収勘定へ繰入	18,997,767	19,733,659	20,601,732	20,717,497	23,337,165	22,553,452
雇用安定資金へ繰入	—	20,931,777	11,934,733	—	—	—
収支差引残	797,919,186	992,735,420	663,966,463	199,512,014	202,328,623	7,331,764

資料：決算書

### 13 労働者災害補償保険

第191表 労働者災害補償保険適用状況

年度末現在（単位 場、人）

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
適用事業場数	2,421,318	2,491,801	2,541,761	2,576,794	2,604,094	2,643,828
新規加入	315,951	304,480	302,457	288,728	282,485	291,223
消 減	236,657	233,997	252,497	253,695	255,185	251,489
適用労働者数	43,222,324	44,469,300	45,831,524	46,633,380	47,017,275	47,246,440
新規加入	7,094,210	7,459,155	6,251,865	7,350,667	6,315,902	6,393,846
消 減	5,121,190	6,212,179	4,889,641	6,548,811	5,932,007	6,164,681

《業種別》

年度末現在（単位 場、人）

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
全 業 種	2,421,318 (43,222,324)	2,491,801 (44,469,300)	2,541,761 (45,831,524)	2,576,794 (46,633,380)	2,604,094 (47,017,275)	2,643,828 (47,246,440)
林 業	30,416 (153,600)	29,705 (146,023)	28,378 (136,319)	27,926 (131,811)	26,960 (126,166)	26,102 (120,678)
漁 業	6,855 (58,114)	6,716 (57,511)	6,523 (57,880)	6,426 (56,792)	6,261 (56,459)	6,036 (56,391)
鉱 業	6,314 (52,438)	6,245 (50,300)	6,237 (51,971)	6,145 (55,222)	6,061 (55,026)	5,937 (52,763)
建設事業	622,043 (5,837,942)	635,196 (5,837,428)	648,505 (5,849,446)	659,382 (5,857,656)	666,500 (5,886,845)	682,694 (6,029,824)
製造業	548,075 (11,522,541)	556,543 (11,744,379)	556,744 (11,883,818)	551,272 (11,804,376)	544,275 (11,629,223)	539,239 (11,401,190)
運輸業	64,988 (2,178,205)	67,198 (2,251,408)	68,712 (2,300,776)	69,678 (2,337,541)	70,334 (2,350,323)	71,295 (2,380,893)
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,911 (161,361)	1,929 (167,000)	1,948 (178,116)	1,952 (181,237)	1,962 (188,255)	1,955 (187,403)
その他の事業	1,140,716 (23,258,123)	1,188,269 (24,215,251)	1,224,714 (25,373,198)	1,254,013 (26,208,745)	1,281,741 (26,724,978)	1,310,570 (27,017,298)

(注) ( )は適用労働者数。

資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第192表 労働者災害補償保険給付支払状況

(単位 件、日、千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計件数	5,166,480	5,066,634	4,950,733	4,863,558	4,804,607	4,783,999
金額	753,128,106	770,681,749	791,626,306	799,975,317	806,931,686	824,942,680
療養補償給付件数	3,195,011	3,120,529	3,027,761	2,960,621	2,922,580	2,914,934
日数	66,714,967	65,499,557	64,117,418	62,718,713	61,934,686	61,229,726
金額	228,384,455	225,960,463	235,192,179	234,920,800	236,051,053	241,956,307
休業補償給付件数	844,827	819,439	793,101	772,580	748,659	731,642
日数	26,219,144	25,634,482	24,770,572	24,090,489	23,572,399	23,008,970
金額	134,197,091	137,776,497	136,298,558	134,436,043	133,220,089	133,771,815
障害補償一時金件数	38,716	37,108	35,215	34,132	32,564	31,433
金額	61,983,427	62,486,470	62,426,977	61,968,188	60,774,183	59,829,128
遺族補償一時金件数	819	894	866	867	838	1,046
金額	5,579,612	6,364,285	6,460,071	6,495,666	6,349,473	7,704,617
葬祭料件数	3,846	4,015	3,753	3,767	3,775	4,022
金額	2,094,820	2,332,401	2,204,140	2,277,802	2,328,582	2,576,332
年金等給付件数	1,083,261	1,084,649	1,090,037	1,091,591	1,096,191	1,100,922
金額	320,888,701	335,761,633	349,044,382	359,876,818	368,208,305	379,104,481
障害補償年金件数	326,076	332,985	339,657	345,746	352,000	357,843
金額	107,302,275	114,500,441	121,034,195	127,368,275	132,235,996	137,084,041
遺族補償年金件数	352,238	360,717	369,238	376,646	384,309	392,762
金額	133,114,151	141,845,917	148,912,003	155,450,292	160,748,636	168,565,870
傷病補償年金件数	84,736	81,370	78,285	74,692	71,376	68,070
金額	50,421,033	50,248,712	49,864,540	48,992,059	47,469,180	46,042,798
傷病補償年金に係る件数	320,211	309,577	302,857	294,507	288,506	282,247
療養補償給付金額	30,051,243	29,166,563	29,233,643	28,066,193	27,754,494	27,411,772

(注) 障害補償年金、遺族補償年金には、前払一時金を含む。  
資料：労働省労働基準局「労働者災害補償保険事業年報」

第193表 労働保険保険料徴収状況 (労災勘定)

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
徴収決定済額	1,535,922,919	1,651,298,758	1,695,864,604	1,683,859,517	1,669,184,790	1,572,745,430	1,573,054,639
収納済額	1,515,077,761	1,628,323,361	1,667,602,300	1,651,583,709	1,633,356,459	1,535,800,346	1,535,218,958
不納欠損額	1,795,818	912,900	682,379	920,292	738,433	1,209,868	2,198,289
収納未済入額	19,049,340	22,062,497	27,579,925	31,355,515	35,089,898	35,735,216	35,637,392
収納率(%)	98.6	98.6	98.3	98.1	97.9	97.7	97.6

資料：労働省労働基準局調

第194表 労働者災害補償保険給付平均支払額

(単位 日、円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
1日当り療養補償給付	3,423	3,450	3,668	3,746	3,811	3,952
1日当り休業補償給付	5,118	5,375	5,502	5,580	5,652	5,814
1件当り療養日数	20.9	21.0	21.2	21.2	21.2	21.0
1件当り休業日数	31.0	31.3	31.2	31.2	31.5	31.4
1件当り障害補償一時金	1,600,977	1,683,908	1,772,738	1,815,545	1,866,300	1,903,386
1件当り遺族補償一時金	6,812,713	7,118,887	7,459,666	7,492,118	7,576,937	7,365,790
1件当り葬祭料	544,675	580,922	587,301	604,673	616,843	640,560
平均給付基礎日額	8,530	8,958	9,171	9,301	9,419	9,690
1日当り療養補償費の平均給付基礎日額に対する比(%)	40.1	38.5	40.0	40.3	40.5	40.8

資料：労働省労働基準局労災保険業務室「労災保険事業月報」

第195表 労働保険特別会計労災勘定収支状況

(単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
収 入	2,173,477,734	2,246,925,172	2,245,026,367	2,209,649,669	2,170,267,513	2,059,910,249
徴収勘定より受入	1,532,432,405	1,640,477,853	1,668,358,604	1,652,364,625	1,634,129,812	1,536,565,284
一般会計より受入	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000	1,307,000
未経過保険料受入	52,314,560	63,184,427	64,363,528	63,483,236	58,527,917	55,556,251
支払備金受入	480,216,203	400,241,072	335,950,055	280,290,796	233,039,541	205,131,539
雑 収 入	106,385,923	140,120,642	171,736,823	211,604,693	240,315,864	259,991,271
前年度繰越資金受入	821,642	1,594,179	3,310,353	599,319	2,947,379	1,358,903
支 出	1,087,945,730	1,131,455,206	1,170,554,373	1,230,473,727	1,255,644,186	1,287,236,642
保険給付費	753,128,106	770,681,749	791,626,306	799,975,317	806,931,686	824,942,680
業務取扱費等	41,496,531	43,611,316	44,962,639	50,897,106	48,277,499	51,061,653
労働福祉事業費	193,137,313	211,220,789	214,625,889	229,181,132	229,523,565	240,430,312
労働福祉事業団出資	28,995,527	22,699,681	35,073,082	64,878,863	41,668,177	47,214,344
徴収勘定へ繰入	71,188,253	83,241,671	84,266,458	85,541,309	129,243,259	123,587,654
収支差引残	1,085,532,004	1,115,469,966	1,074,471,990	979,175,941	914,623,327	772,673,607

資料：決算書

14 公務災害補償

第196表 国家公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合	計	24,245	24,475	29,118	27,736	26,797	24,208
	件数	8,917,300	9,362,917	9,783,133	10,251,310	10,253,827	10,410,594
療	養	19,149	18,999	23,064	21,949	21,106	18,490
	日数	461,205	528,551	475,395	515,293	458,598	430,189
	金額	4,207,913	4,356,605	4,563,184	4,638,181	4,473,132	4,377,956
休	業	2,921	3,280	3,836	3,450	3,404	3,413
	日数	199,681	200,028	206,822	214,201	206,396	208,925
	金額	858,557	926,976	1,009,104	1,040,711	1,041,780	1,094,276
傷	病	61	57	62	57	57	59
	金額	159,487	172,080	186,704	159,835	187,525	187,846
障	害	488	505	511	512	523	527
	金額	867,960	928,024	958,017	1,021,003	1,096,216	1,108,624
障	害	194	168	148	217	173	155
	金額	296,530	300,224	247,878	318,929	321,583	323,113
遺	族	1,392	1,426	1,451	1,489	1,490	1,516
	金額	2,459,444	2,618,601	2,764,978	2,948,143	3,031,473	3,220,839
遺	族	5	3	5	11	7	5
	金額	29,856	26,115	25,360	71,260	67,544	53,618
葬	祭	33	36	41	49	35	35
	金額	21,633	29,489	27,908	43,138	29,174	33,217
障	害	2	1	—	1	2	1
	金額	15,920	4,802	—	6,129	5,401	7,882
遺	族	—	—	—	1	—	—
	金額	—	—	—	3,982	—	—

(注) 1 一般職の国家公務員に対するものである。  
2 通勤災害を含む。

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第197表 国家公務員災害補償1件当り補償費

(単位：円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
療	養	219,746	229,307	197,849	211,316	211,937	236,774
休	業	293,926	282,615	263,061	301,655	306,046	320,620
傷	病	2,614,547	3,018,954	3,011,356	2,804,120	3,289,905	3,183,836
障	害	1,778,606	1,837,671	1,874,789	1,994,146	2,096,016	2,103,652
障	害	1,528,506	1,787,050	1,674,850	1,469,721	1,858,859	2,084,600
遺	族	1,766,842	1,836,326	1,905,567	1,979,948	2,034,546	2,124,564
遺	族	5,971,253	8,705,008	5,072,022	6,478,168	9,649,143	10,723,600
葬	祭	655,532	819,151	680,675	880,362	833,544	949,057
障	害	7,960,071	4,801,620	—	6,128,534	2,700,313	7,881,545
遺	族	—	—	—	3,981,600	—	—

資料：人事院職員局「国家公務員災害補償統計」

第198表 地方公務員災害補償費支払状況

(金額 単位 千円)

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合	計	40,956	41,215	40,991	41,521	40,704	41,799
	件数	16,810,137	17,887,880	18,353,703	19,248,543	19,678,820	20,111,920
療	養	32,882	33,326	33,092	33,674	32,860	33,972
	日数	719,566	734,514	704,888	690,964	657,135	637,172
	金額	6,623,883	6,947,743	7,174,752	7,402,583	7,310,651	7,329,424
休	業	3,645	3,346	3,355	3,247	3,099	3,023
	日数	149,486	148,621	146,933	139,074	134,253	124,163
	金額	1,096,823	1,157,507	1,169,357	1,154,258	1,122,997	1,070,645
傷	病	100	90	92	95	95	101
	金額	339,720	299,307	348,314	361,298	418,544	452,433
障	害	984	1,017	1,036	1,050	1,081	1,115
	金額	2,105,210	2,237,767	2,328,372	2,462,990	2,584,194	2,749,012
障	害	555	576	518	539	565	522
	金額	1,040,538	1,187,826	1,029,127	1,214,210	1,301,612	1,174,293
遺	族	2,699	2,752	2,802	2,835	2,901	2,961
	金額	5,483,531	5,847,714	6,135,737	6,484,391	6,768,225	7,090,015
遺	族	6	15	13	13	10	14
	金額	39,684	123,616	103,642	109,413	101,994	144,349
葬	祭	82	90	80	67	93	88
	金額	59,962	64,164	54,759	49,366	70,603	74,175
障	害	1	1	3	—	—	3
	金額	—	1,470	9,643	—	—	27,574
障	害	1	—	—	1	—	—
	金額	9,061	—	—	10,034	—	—
遺	族	1	2	—	—	—	—
	金額	10,601	20,766	—	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。  
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

第199表 地方公務員災害補償1件当り補償費

区	分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
療	養	201,444	208,478	216,812	219,831	222,479	215,749
休	業	300,912	345,938	348,542	355,484	362,374	354,166
傷	病	3,397,196	3,325,631	3,786,025	3,803,136	4,405,722	4,479,534
障	害	2,139,441	2,200,361	2,247,464	2,345,705	2,390,558	2,465,482
障	害	1,874,844	2,062,198	1,986,732	2,252,708	2,303,739	2,249,604
遺	族	2,031,690	2,124,896	2,189,770	2,287,263	2,333,066	2,394,467
遺	族	6,613,963	8,241,057	7,972,470	8,416,410	10,199,431	10,310,667
葬	祭	731,248	712,934	684,482	736,809	759,171	842,899
障	害	1,125,251	1,470,209	3,214,390	—	—	9,191,392
障	害	9,060,600	—	—	10,033,800	—	—
遺	族	10,601,000	10,383,000	—	—	—	—

(注) 1 通勤災害を含む。  
2 休業補償については、特別補償経理分を含む。

資料：地方公務員災害補償基金「常勤地方公務員災害補償統計」

## 第6節 高齢者保健（医療）福祉

### 1 総括

第200表 「高齢者保健福祉推進十か年戦略」の見直し（新ゴールドプラン）

事項	5年度予算	6年度予算	7年度予算	8年度予算	9年度予算	整備目標(11年度)
<b>在宅サービス</b>						
(1) ホームヘルパー（訪問し介護を行う者）の充実	52,405人 (+ 6,000人)	59,005人 (+ 6,600人)	92,482人 (+ 33,477人)	122,482人 (+ 30,000人)	151,908人 (+ 29,426人)	170,000人
(2) ショートステイ（特別養護老人ホーム等に短期滞在する事業）の充実	19,674人分 (+ 4,000人分)	24,274人分 (+ 4,600人分)	30,627人分 (+ 6,353人分)	36,727人分 (+ 6,100人分)	44,834人分 (+ 8,107人分)	60,000人分
(3) デイ・サービス（日帰りで介護サービスを受ける事業）の充実	4,330か所 (+ 850か所)	5,180か所 (+ 850か所)	6,273か所 (+ 1,093か所)	7,573か所 (+ 1,300か所)	8,923か所 (+ 1,350か所)	17,000か所
(4) 在宅介護支援センターの充実	1,800か所 (+ 600か所)	2,400か所 (+ 600か所)	3,472か所 (+ 1,072か所)	4,672か所 (+ 1,200か所)	6,172か所 (+ 1,500か所)	10,000か所
(5) 老人訪問看護ステーション	—	—	1,500か所	2,300か所	3,200か所	5,000か所
(6) ・「住みよい福祉のまちづくり事業」の推進 ・「障害者や高齢者にやさしいまちづくり推進事業」	150市町村 (新規 50市町村)	100市町村	50市町村	—	—	—
	—	30か所	45か所	50か所	50か所	—
<b>施設サービス</b>						
(1) 特別養護老人ホームの整備	202,019人分 (+ 10,000人分)	212,019人分 (+ 10,000人分)	231,509人分 (+ 19,490人分)	247,109人分 (+ 15,600人分)	262,709人分 (+ 15,600人分)	290,000人分
(2) 老人保健施設の整備	113,811人分 (+ 22,000人分)	139,811人分 (+ 26,000人分)	165,811人分 (+ 26,000人分)	191,811人分 (+ 26,000人分)	220,811人分 (+ 29,000人分)	280,000人分
(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）の整備	16,700人分 (+ 7,000人分)	23,700人分 (+ 7,000人分)	30,700人分 (+ 7,000人分)	38,200人分 (+ 7,500人分)	51,350人分 (+ 13,150人分)	100,000人分
(4) 高齢者生活福祉センターの整備	160か所 (+ 40か所)	200か所 (+ 40か所)	240か所 (+ 40か所)	280か所 (+ 40か所)	320か所 (+ 40か所)	400か所

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第201表 老人関係施設の比較

	老人病院	老人保健施設	特別養護老人ホーム
機能	治療機能	家庭復帰・療養機能	家庭と同じ機能
対象者	病状の急性期又は慢性期の治療を必要とする老人	病状安定期にあり、入院治療を必要としないが、リハビリ、看護介護を必要とする寝たきり老人等	65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする者
入たる院の要件	・療養が必要な場合（治療が重点）	・リハビリ、看護・介護等の施設療養が必要な場合（入院治療は要さない）	居宅において適切な介護を受けることが困難な場合（入院治療は要さない）
費用の支払	医療費 ・老人診療報酬による定額制 ・出来高払	療養費 ・老人保健施設療養費を支給 <sup>1,2</sup> (I)月265,620～245,610円 (II)月280,440～252,480円 ・生保対象者には医療扶助	措置費 ・生活費全般について措置費を支給
財源	保険者拠出金 <sup>1</sup> ……………6/12 国……………4/12 県……………1/12 市町村……………1/12	同左	国 1/2 市町村 1/4 <sup>2</sup>
利用者負担	一部負担 ・月 1,000円(平成9年度)×30日(入院) 入院時食事療養費の標準負担 ・月 760円×30日	利用者負担 ・施設ごとに設定(月6万円程度) ・生保対象者には一定額の生活扶助	費用徴収 ・本人の所得に応じ負担(平均月4.0万円程度)
利手用続	病院と個人の契約	施設と個人の契約	市町村の入所措置
開設者	医療法人、国、地方自治体、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社、厚生連、社会保険関係団体、医師等	医療法人、社会福祉法人、地方自治体、その他厚生大臣が定める者	社会福祉法人、地方自治体
開設許可等	都道府県知事の許可	都道府県知事の許可	都道府県の設置………許認可不要 市町村の設置………知事への届出 社会福祉法人の設置………知事への認可
施設	病室（1人当たり4.3㎡以上） 診察室 手術室 処置室 臨床検査室 等 廊下幅 片廊下1.2m以上 中廊下1.6m以上	療養室（1人当たり8㎡以上） 診察室 機能訓練室 談話室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上	居室（1人当たり10.65㎡以上） <sup>3</sup> 医務室 機能回復訓練室 食堂 浴室 等 廊下幅 片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上
スタッフ（入院所）	（特例許可老人病院） 医師 3人 看護婦（准看護含む） 17人 介護職員 13人 その他 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師 等	医師 1人（常勤） 看護婦（准看護含む） 8人～10人 介護職員 20人～24人 PT又はOT 1人 その他 相談指導員等	医師 1人（非常勤で可） 看護婦（准看護含む） 3人 寮母 22人 その他 生活指導員、機能回復訓練指導員等
施病床数	1,623 179,852床 (平成7年10月1日現在)	1,195 103,017床 (平成7年10月1日現在)	3,201 220,916床 (平成7年10月1日現在)

注 1 入院医療管理料病棟等の場合。  
2 (I)入所者3.6人に対して看護介護職員1人以上  
(II)入所者3人に対して看護介護職員1人以上  
3 新設の場合。

資料：厚生省老人保健福祉局調

2 老人福祉

第202表 老人福祉施設の施設数及び在所者数

各年10月1日現在

区分	各年10月1日現在					
	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
施設数	6,506	7,155	7,986	8,903	9,827	12,904
在所者数	241,931	252,057	264,164	276,822	291,924	307,912
養護老人ホーム施設数	950	947	948	949	947	947
在所者数	65,036	65,043	65,163	64,854	64,569	64,263
特別養護老人ホーム施設数	2,260	2,403	2,576	2,770	2,982	3,201
在所者数	160,476	170,132	181,083	192,719	205,729	218,769
軽費老人ホーム施設数	295	306	337	368	436	551
在所者数	16,419	16,843	17,829	19,036	21,363	24,465
老人短期入所施設施設数	.	3	5	9	11	15
在所者数	.	39	89	213	263	415
老人福祉センター施設数	2,024	2,080	2,123	2,159	2,190	2,214
老人デイサービスセンター施設数	977	1,416	1,997	2,648	3,261	3,948
老人介護支援センター施設数	...	...	...	...	...	2,028

(注) 老人デイサービスセンターは、平成2年法律改正により老人福祉施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第203表 ホームヘルパー設置団体数・ホームヘルパー数及び派遣対象世帯数

年度末現在

区分	年度末現在						
	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
設置市町村数	3,248	3,247	3,249	3,249	3,251	3,251	3,252
運営委託している市町村数(再掲)	2,029	2,167	2,355	2,495	2,585	2,711	2,810
ホームヘルパー数	38,945	48,591	58,427	71,783	86,223	101,527	118,336
派遣対象世帯数	147,271	172,034	201,136	234,874	268,155	314,713	369,173
老人世帯	92,385	107,290	125,781	146,380	166,988	195,153	228,992
被保護世帯	18,505	19,405	21,347	23,281	24,997	.	.
その他の世帯	73,880	87,885	104,434	123,099	141,991	.	.
その他の世帯	54,886	64,744	75,355	88,494	101,167	119,560	140,181
	(34,691)	(42,727)	(51,567)	(61,035)	(71,627)	(84,355)	(100,817)
被保護世帯	5,778	5,737	6,400	7,492	8,034	.	.
	(1,856)	(1,792)	(2,277)	(2,525)	(2,850)	.	.
その他の世帯	49,108	59,007	68,955	81,002	93,133	.	.
	(32,835)	(40,935)	(49,290)	(58,510)	(68,777)	.	.

(注) ( )内は、老人同居世帯の再掲である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第204表 性・年齢階級別みた要介護者数・寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

要介護者の 年齢階級	平成元年 (1989)						平成4年 (1992)						平成7年 (1995)					
	総数		男		女		総数		男		女		総数		男		女	
	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	寝たきり者	
総数	826	400	365	170	461	230	1,118	338	493	137	625	201	1,112	331	478	124	633	207
6～17歳	26	7	16	4	9	2	30	4	17	1	13	2	36	10	19	5	17	5
18～59歳	119	37	65	20	54	17	175	29	94	16	80	13	145	25	78	11	67	14
60～69歳	119	52	66	28	53	23	179	42	98	22	81	20	166	35	97	19	70	16
70～79歳	240	125	114	59	126	66	298	94	142	46	156	47	270	87	129	41	141	47
80歳以上	322	181	103	58	220	123	436	170	141	52	295	118	494	175	156	49	338	126
(再掲)65歳以上	630	335	251	132	379	203	836	289	335	110	501	179	861	284	341	101	519	182

(注) 1 寝たきり者数には、在宅者のみで入院者は含まれていない。

2 「寝たきり者」とは要介護者のうち寝たきり等の程度区分の“(1) 全く寝たきり”と“(2) ほとんど寝たきり”とを合わせたものをいう。

「寝たきり等の程度区分」は、平成3年10月に厚生省が策定した「寝たきり老人の判定基準」に準拠したものである。

従来の調査における「寝たきり者」の定義は、要介護者のうち病気(老衰を含む。)やけが等で日常生活をほとんど寝ている状態にある者をいう。

3 平成7年の数値は兵庫県を除いたものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」

第205表 性・年齢階級別みた寝たきり者数(推計数)

(単位 千人)

寝たきり者の 年齢階級	平成元年 (1989)						平成4年 (1992)						平成7年 (1995)					
	世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)		世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)		世帯 人員数		寝たきり者数		寝たきり 者の割合 (人口千対)	
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
総数	114,202	400	170	230	3.5	115,776	338	137	201	2.9	112,043	331	124	207	3.0			
6～17歳	21,665	7	4	2	0.3	19,696	4	1	2	0.2	17,503	10	5	5	0.6			
18～59歳	71,664	37	20	17	0.5	72,853	29	16	13	0.4	69,796	25	11	14	0.4			
60～69歳	11,563	52	28	23	4.5	12,958	42	22	20	3.2	13,585	35	19	16	2.6			
70～79歳	6,716	125	59	66	18.6	7,216	94	46	47	13.0	7,740	87	41	47	11.3			
80歳以上	2,593	181	58	123	69.6	3,053	170	52	118	55.7	3,421	175	49	126	51.2			
(再掲)65歳以上	14,239	335	132	203	23.5	15,986	289	110	179	18.1	17,449	284	101	182	16.2			

(注) 第204表の(注)参照

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」



3 老人医療

第206表 老人医療受給対象者数

区 分	(人)					
	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
総 数	9,732,390	10,112,208	10,487,959	10,883,514	11,344,692	11,852,647
政府管掌健康保険 一般被保険者	1,638,441	1,719,766	1,786,923	1,851,448	1,913,892	1,968,039
法第69条の7被保険者	11,789	10,976	10,166	9,750	8,565	7,832
組合管掌健康保険	900,124	918,540	933,380	939,956	947,271	946,851
船員健康保険	27,022	26,457	25,667	24,793	24,241	23,679
国民健康保険	6,690,877	6,971,870	7,266,720	7,590,019	7,977,930	8,430,211
共 済 組 合	464,137	464,599	465,104	467,549	472,793	476,036

(注) 1 市町村からの老人医療実施状況報告を集計したものである。  
2 各年度における各月末平均である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第207表 老人医療費の状況

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
総 数						
件 数	160,519,065	171,951,489	183,356,458	196,139,772	212,097,154	228,431,188
金額(千円)	5,926,861,101	6,409,529,166	6,937,152,546	7,451,143,448	8,159,603,348	8,915,193,495
診療費						
件 数	140,541,724	149,685,747	158,259,786	167,056,233	177,680,293	188,269,777
金額(千円)	5,566,937,267	5,980,353,649	6,430,703,968	6,852,981,999	7,250,086,663	7,590,965,973
薬剤の支給						
件 数	15,160,254	16,896,297	19,197,933	22,699,391	27,346,232	32,329,333
金額(千円)	145,743,150	168,903,971	199,226,448	252,919,887	313,331,463	390,856,235
食事療養費						
件 数	—	—	—	—	4,159,566	10,302,225
金額(千円)	—	—	—	—	185,491,815	467,765,414
老人訪問看護						
件 数	—	—	16,969	93,282	211,211	405,578
金額(千円)	—	—	467,483	2,875,293	8,610,121	17,362,776
医療費の支給						
件 数	4,470,149	4,819,124	5,124,170	5,261,308	5,473,728	5,631,235
金額(千円)	152,259,944	163,271,239	162,604,281	153,520,063	143,852,255	122,371,435
施設療養費						
件 数	346,938	550,321	757,600	1,029,558	1,385,690	1,795,265
金額(千円)	61,920,740	97,000,306	144,150,366	188,846,205	258,231,031	325,871,663
1人当り老人 医療費(円)	608,983	633,841	661,440	684,627	719,244	752,169

(注) 1 金額は一部負担金、食事療養費の標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を含む。  
2 食事療養費の件数については再掲である。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第208表 制度別老人医療費の状況

	年 度	被 用 者 保 険						国民健康保険			合 計	
		政管一般	組 合	69条の7	船 保	共 済	小 計	市町村	組 合	小 計		
実額 (億円)	昭和60(1985)	7,015	4,099	166	163	2,296	13,739	25,968	966	26,934	40,673	
	61(1986)	7,508	4,417	130	168	2,391	14,614	28,707	1,056	29,763	44,377	
	62(1987)	8,127	4,724	62	169	2,482	15,565	31,578	1,166	32,745	48,309	
	63(1988)	8,766	4,936	57	165	2,537	16,460	33,863	1,269	35,133	51,593	
	平成元(1989)	9,601	5,207	51	166	2,635	17,660	36,533	1,385	37,918	55,578	
	2(1990)	10,370	5,460	46	164	2,712	18,751	39,043	1,474	40,517	59,269	
	3(1991)	11,297	5,796	43	168	2,814	20,118	42,374	1,603	43,977	64,095	
	4(1992)	12,196	6,128	40	170	2,933	21,466	46,164	1,742	47,905	69,372	
	5(1993)	13,071	6,392	35	171	3,069	22,737	49,912	1,862	51,774	74,511	
	6(1994)	14,170	6,770	33	176	3,270	24,419	55,149	2,028	57,177	81,596	
	7(1995)	15,211	7,069	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210	89,152	
	構成比 (%)	昭和60(1985)	17.25	10.08	0.41	0.40	5.65	33.78	63.84	2.38	66.22	100.00
		61(1986)	16.92	9.95	0.29	0.38	5.39	32.93	64.69	2.38	67.07	100.00
		62(1987)	16.82	9.78	0.13	0.35	5.14	32.22	65.37	2.41	67.78	100.00
63(1988)		16.99	9.57	0.11	0.32	4.91	31.90	65.64	2.46	68.10	100.00	
平成元(1989)		17.27	9.37	0.09	0.30	4.74	31.78	65.73	2.49	68.22	100.00	
2(1990)		17.50	9.21	0.08	0.28	4.58	31.64	65.87	2.49	68.36	100.00	
3(1991)		17.62	9.04	0.07	0.26	4.39	31.39	66.11	2.50	68.61	100.00	
4(1992)		17.58	8.83	0.06	0.25	4.23	30.94	66.55	2.51	69.06	100.00	
5(1993)		17.54	8.58	0.05	0.23	4.12	30.52	66.99	2.50	69.48	100.00	
6(1994)		17.37	8.30	0.04	0.22	4.01	29.93	67.59	2.49	70.07	100.00	
7(1995)		17.06	7.93	0.04	0.20	3.87	29.10	68.45	2.45	70.90	100.00	

(注) 市町村からの老人医療実施状況を集計したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第209表 老人医療費(診療費)の状況

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
総 数						
件 数	140,541,724	149,685,747	158,259,786	167,056,233	177,680,293	188,269,777
日 数	658,002,029	686,262,483	708,567,257	729,071,412	762,317,695	789,789,179
金額(千円)	5,566,937,267	5,980,353,649	6,430,703,968	6,852,981,999	7,250,086,663	7,590,965,973
入 院						
件 数	9,521,923	9,805,933	9,948,569	10,109,849	10,557,620	10,869,599
日 数	219,021,596	223,871,387	223,030,802	223,127,026	229,378,372	234,523,342
金額(千円)	3,072,441,783	3,232,548,456	3,500,932,259	3,676,581,892	3,823,475,047	3,888,260,716
入 院 外						
件 数	121,893,990	130,033,971	137,721,707	145,649,696	154,980,318	164,302,321
日 数	410,583,558	432,198,947	453,362,943	471,606,669	495,724,007	515,116,732
金額(千円)	2,331,532,619	2,570,468,050	2,724,898,987	2,953,629,379	3,179,047,668	3,431,882,976
歯 科						
件 数	9,125,811	9,845,843	10,589,510	11,296,688	12,142,355	13,097,857
日 数	28,396,875	30,192,149	32,173,512	34,337,717	37,215,316	40,149,105
金額(千円)	162,962,866	177,337,144	204,872,721	222,770,728	247,563,947	270,822,280

(注) 金額は一部負担金を含む。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」



第210表 老人医療受給対象者数及び老人医療費の推移

年 度	老人医療受給対象者数 千人	対前年度比 %	老人医療費 億円	対前年度比 %	1人当り老人医療費 千円	対前年度比 %
昭和48(1973)	4,237		4,289		101	
49(1974)	4,493	6.0	6,652	55.1	148	46.3
50(1975)	4,700	4.6	8,666	30.3	184	24.5
51(1976)	4,894	4.1	10,780	24.4	220	19.5
52(1977)	5,146	5.1	12,872	19.4	250	13.6
53(1978)	5,408	5.1	15,948	23.9	295	17.9
54(1979)	5,675	4.9	18,503	16.0	326	10.6
55(1980)	5,907	4.1	21,269	14.9	360	10.4
56(1981)	6,158	4.3	24,281	14.2	394	9.5
昭和57(1982)	6,465	(5.0)	27,487	(13.2)	425	(7.8)
58(1983)	7,491	(15.9)	33,185	(20.7)	443	(4.2)
59(1984)	7,823	4.4	36,098	8.8	461	4.2
60(1985)	8,157	4.3	40,673	12.7	499	8.1
61(1986)	8,484	4.0	44,377	9.1	523	4.9
62(1987)	8,805	3.8	48,309	8.9	549	4.9
63(1988)	9,084	3.2	51,593	6.8	568	3.5
平成元(1989)	9,363	3.1	55,578	7.7	594	4.5
2(1990)	9,732	3.9	59,269	6.6	609	2.6
3(1991)	10,112	3.9	64,095	8.1	634	4.1
4(1992)	10,488	3.7	69,372	8.2	661	4.4
5(1993)	10,884	3.8	74,511	7.4	685	3.5
6(1994)	11,345	4.2	81,596	9.5	719	5.1
7(1995)	11,853	4.5	89,152	9.3	752	4.6

(注) 老人医療費は、昭和58年1月以前は旧老人医療費支給制度の対象者に係るものであり、昭和58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものであって、老人保健制度の創設に伴う対象者の拡大のため昭和56年度と57年度、57年度と58年度は単純に比較できない。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第211表 老人医療費と国民医療費の推移

年 度	老人医療費		国民医療費		老人医療費の 国民医療費に 対する割合 %	国民所得に対する割合	
	実 数	伸 率	実 数	伸 率		老人医療費	国民医療費
年度	億円	%	億円	%	%	%	%
昭和48(1973)	4,289		39,496		10.9	0.45	4.12
49(1974)	6,652	55.1	53,786	36.2	12.4	0.59	4.78
50(1975)	8,666	30.3	64,779	20.4	13.4	0.70	5.22
51(1976)	10,780	24.4	76,684	18.4	14.1	0.77	5.46
52(1977)	12,872	19.4	85,686	11.7	15.0	0.83	5.50
53(1978)	15,948	23.9	100,042	16.8	15.9	0.93	5.82
54(1979)	18,503	16.0	109,510	9.5	16.9	1.02	6.01
55(1980)	21,269	14.9	119,805	9.4	17.8	1.07	6.00
56(1981)	24,281	14.2	128,709	7.4	18.9	1.16	6.14
57(1982)	27,487	(13.2)	138,659	7.7	19.8	1.25	6.32
58(1983)	33,185	(20.7)	145,438	4.9	22.8	1.44	6.30
59(1984)	36,098	8.8	150,932	3.8	23.9	1.48	6.20
60(1985)	40,673	12.7	160,159	6.1	25.4	1.56	6.15
61(1986)	44,377	9.1	170,690	6.6	26.0	1.64	6.30
62(1987)	48,309	8.9	180,759	5.9	26.7	1.70	6.37
63(1988)	51,593	6.8	187,554	3.8	27.5	1.71	6.22
平成元(1989)	55,578	7.7	197,290	5.2	28.2	1.73	6.12
2(1990)	59,269	6.6	206,074	4.5	28.8	1.71	5.96
3(1991)	64,095	8.1	218,260	5.9	29.4	1.77	6.01
4(1992)	69,372	8.2	234,784	7.6	29.5	1.88	6.36
5(1993)	74,511	7.4	243,631	3.8	30.6	2.00	6.54
6(1994)	81,596	9.5	257,988	5.9	31.6	2.19	6.91
7(1995)	89,152	9.3	269,577	4.5	33.1	2.35	7.10

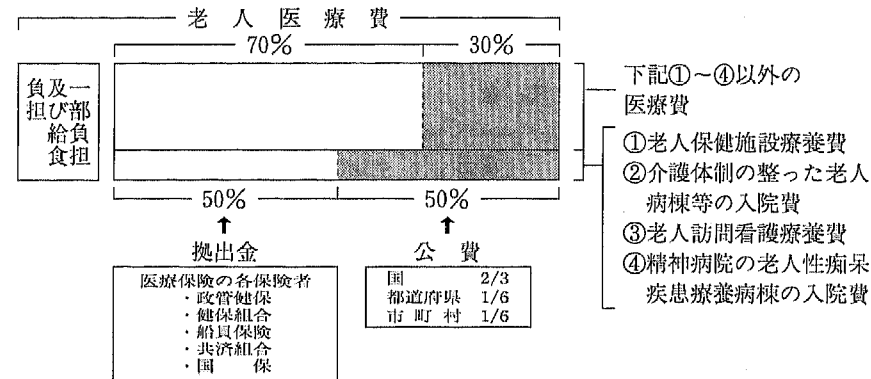
(注) 1 国民医療費は「国民医療費」(厚生省大臣官房統計情報部)による。

2 国民所得額は経済企画庁調べ。

3 第210表の(注)を参照。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第212表 老人医療費の負担



第213表 老人医療費の負担の状況

(単位 億円、%)

区分	平成2年度(1990)		3(1991)		4(1992)		5(1993)		6(1994)		7(1995)	
	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
公費	17,200	29.0	18,703	29.2	20,891	30.1	22,623	30.4	24,913	30.5	27,310	30.6
国	11,466	19.3	12,469	19.5	13,928	20.1	15,081	20.2	16,609	20.4	18,207	20.4
都道府県	2,867	4.8	3,117	4.9	3,482	5.0	3,771	5.1	4,152	5.1	4,552	5.1
市町村	2,867	4.8	3,117	4.9	3,482	5.0	3,771	5.1	4,152	5.1	4,552	5.1
保険者	40,132	67.7	43,271	67.5	45,794	66.0	48,772	65.5	52,891	64.8	57,215	64.2
被用者保険	25,868	43.6	28,083	43.8	29,726	42.9	31,520	42.3	33,905	41.6	36,732	41.2
政管一般	11,786	19.9	12,920	20.2	13,750	19.8	14,650	19.7	15,841	19.4	17,343	19.5
組合	10,053	17.0	10,901	17.0	11,549	16.6	12,258	16.5	13,146	16.1	14,085	15.8
法第69条の7	41	0.1	40	0.1	38	0.1	33	0.04	30	0.04	30	0.03
船保	143	0.2	146	0.2	143	0.2	143	0.2	147	0.2	152	0.2
共済	3,845	6.5	4,075	6.4	4,246	6.1	4,436	6.0	4,741	5.8	5,121	5.7
国保	14,264	24.1	15,188	23.7	16,068	23.2	17,252	23.2	18,986	23.3	20,483	23.0
患者負担	1,937	3.3	2,120	3.3	2,687	3.9	3,118	4.2	3,792	4.6	4,627	5.2
合計	59,269	100.0	64,095	100.0	69,372	100.0	74,511	100.0	81,596	100.0	89,152	100.0

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第214表 老人医療費拠出金積算内訳(平成7年度)(加入者按分率1.0)

(単位 億円)

区分	被用者保険						国民健康保険			合計
	政管一般	組合	69条の7	船保	共済	小計	市町村	組合	小計	
医療費	15,211	7,068	33	181	3,448	25,941	61,027	2,183	63,210	89,152
一部負担金	817	382	2	10	186	1,398	3,117	112	3,229	4,627
医療給付費	14,394	6,687	31	170	3,262	24,544	57,910	2,071	59,981	84,525
拠出金	17,343	14,085	30	152	5,121	36,732	18,425	2,058	20,483	57,215
調整対象外	0	10	0	0	4	14	151	0	151	165
確定加入者調整率	1.819	3.205	1.464	1.346	2.341	2.273	0.447	1.480	0.483	1.000

(注) 医療給付費は、医療費から一部負担金、標準負担額及び老人訪問看護に係る基本利用料を控除したものである。

資料：厚生省老人保健福祉局「老人医療事業年報」

第215表 開設者別老人病院数(重複計上)、病床数(実数、構成割合(%))

平成8年10月1日現在

	総数		特例許可老人病院		特例許可以外の老人病院	
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
総数	1,701(100.0)	193,295(100.0)	1,568(100.0)	181,644(100.0)	181(100.0)	11,651(100.0)
国	4(0.2)	223(0.1)	2(0.1)	73(0.0)	2(1.1)	150(1.3)
公的医療機関	41(2.4)	3,931(2.0)	19(1.2)	1,736(1.0)	23(12.7)	2,195(18.8)
社会保険関係団体	3(0.2)	181(0.1)	1(0.1)	42(0.0)	2(1.1)	139(1.2)
医療法人	1,178(69.3)	140,911(72.9)	1,115(71.1)	135,010(74.3)	95(52.5)	5,901(50.6)
個人	394(23.2)	39,210(20.3)	359(22.9)	36,873(20.3)	46(25.4)	2,337(20.1)
その他	81(4.8)	8,839(4.6)	72(4.6)	7,910(4.4)	13(7.2)	929(8.0)

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第216表 老人病院等の区分別状況

	平成3年度(1991)	平成4年度(1992)	平成5年度(1993)	平成6年度(1994)	平成7年度(1995)	平成8年度(1996)	備考	
全病院数	10,096(100.0)	10,066(100.0)	9,963(100.0)	9,844(100.0)	9,731(100.0)	9,606(100.0)		
老人病院	特例許可	1,121(11.1)	1,273(12.6)	1,359(13.6)	1,468(14.9)	1,534(15.8)	1,566(16.3)	平成4年度において老人病院制度の見直しを図り、診療報酬点数上特例許可外老人病院という取扱いを廃止した。ただし、特例許可を受けず老人(65歳以上)の収容比率が60%以上の病院も老人病院として取り扱うこととなり、特例許可以外の老人病院として分類している。
	特例許可外	78(0.8)	—	—	—	—	—	
	特例許可以外(60%)	—	226(2.2)	175(1.8)	150(1.5)	109(1.1)	58(0.6)	
	合計	1,197(11.9)	1,486(14.8)	1,525(15.3)	1,613(16.4)	1,642(16.9)	1,623(16.9)	

(注) 1 ( )内は全病院数に占める割合である。

2 老人病院の合計数に差異があるのは、特例許可と特例許可外又は特例許可以外で収容比率が60%以上の病棟を併せ持つ病院が重複しているためである。

資料：厚生省老人保健福祉局老人保健課調

4 老人保健施設

第217表 開設者別にみた施設数及び入所定員数

平成8年12月末現在

開設者	施設数	入所定員数
総数	1,572	137,372
都道府県	3	200
市町村	82	5,717
医療法人	1,155	101,164
社会福祉法人	259	23,805
国	—	—
日赤	3	262
厚生連	11	794
健康保険組合	1	90
共済組合	—	—
国民健康保険	—	—
全社連	10	930
その他	48	4,410

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健施設報告月報」

5 老人保健（ヘルス事業）

第218表 老人保健事業の概要

平成9年度

保健事業の種類	対象者	内容	備考
健康手帳の交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法の医療の受給資格のある者</li> <li>40歳以上70歳未満で健康管理上必要な者</li> </ul>	健康手帳の様式 ・医療の受給資格を証するページおよび医療の記録に係わるページは全国統一の様式 ・健康診査、健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導の記録、健康についての知識等については市町村が創意工夫する ・大きさ、日本工業規格A列6番程度	
健康教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の者</li> <li>必要に応じ、本人に代わってその家族等</li> </ul>	一般健康教育 高血圧教室等の保健学級や講演会などを開催 ・成人病予防のための日常生活上の心得 ・食生活のあり方 ・健康増進の方法 ・かかりやすい病気とその予防 ・医師にかかる時の心得について ・家庭における看護 ・その他 重点健康教育 以下の項目について重点的に健康教育を行う ・肺がん予防健康教育 ・乳がん予防健康教育 ・大腸がん予防健康教育 ・糖尿病予防健康教育 ・骨粗しょう症予防健康教育 ・病態別健康教育 ・寝たきり予防健康教育 ・歯の健康教育	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………17 1万以上3万未満……………29 3万以上10万未満……………53 10万以上30万未満……………65 30万以上……………85 標準的な実施回数 1万未満……………16 1万以上3万未満……………32 3万以上10万未満……………64 10万以上30万未満……………80 30万以上……………100
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>40歳以上の者</li> <li>必要に応じ、本人に代わってその家族等</li> </ul>	一般健康相談 健康相談室等気軽にかつ幅広く相談できる窓口の開設 ・必要に応じ血圧測定、検尿を行う 重点健康相談 以下の項目について重点的に健康相談を行う ・糖尿病健康相談 ・病態別食生活健康相談 ・歯の健康相談 ・老人健康相談	標準的な実施回数 人口 回数 1万未満……………75 1万以上3万未満……………150 3万以上10万未満……………230 10万以上30万未満……………270 30万以上……………390 標準的な実施回数 1万未満……………13 1万以上3万未満……………26 3万以上10万未満……………50 10万以上30万未満……………70 30万以上……………90

保健事業の種類	対象者	内 容	備 考
基本健康診査	・40歳以上	・問診、身体計測、理学的検査、 血圧、検尿(蛋白、潜血、糖)、 循環器検査(心電図、眼底、血 液化学検査(総コレステロール、 HDL-コレステロール及び中 性脂肪))、貧血検査(赤血球数、 ヘマトクリット、ヘモグロビ ン)、肝機能検査(GOT、G PT、r-GTP)、腎機能(ク レアチニン)検査、血糖検査 (グルコース)、ヘモグロビン A <sub>1c</sub> 検査	
訪問基本健康診査	・40歳以上ねたき り者等	・基本健康診査に準ず	
健康診査	胃がん検診	・40歳以上	・問診、胃部エックス線検査(原 則として間接撮影7枚どり)
	子宮がん検診	・30歳以上 <sup>(注)</sup>	・問診、視診、子宮頸部及び体部 の細胞診、内診
	肺がん検診	・40歳以上	・問診、胸部エックス線フィルム 読影(結核検診のフィルムを利用)、 喀痰細胞診(必要と認め た者)
	乳がん検診 大腸がん検診	・30歳以上 <sup>(注)</sup> ・40歳以上	・問診、視診、触診 ・問診、便潜血検査
	総合健康診査	・40歳及び50歳の 者	・基本健康診査とがん検診の全て を同時に実施し、さらに次の検 査項目を追加 ○血液化学検査(血清尿酸及び 血清総蛋白) ○直腸検査(原則として直腸鏡 検査) ○歯周疾患検診 ○骨粗鬆症検診(女性のみ)
生活習慣改善指導	・基本健康診査に ついて「要指導」と 判定された者の うち、生活習 慣改善指導の必 要があると判定 された者等	・基本健康診査等の結果から判断 される健康状態について説明す るとともに、生活習慣における 問題点を指摘し、個人に即した 具体的な生活習慣の改善指導箋 を交付する。	
機能訓練	[A型(基本型)] ・40歳以上の者で (1)医療終了後も継 続し訓練を行う 必要のある者 (2)必要な訓練を受 けていない者 (3)老化等で心身機 能が低下してい る者 [B型(地域参加型)] ・虚弱老人 寝たきり判定基 準のランクJに 相当する者	市町村保健センター等適切な施設 に通所 ・歩行、おきあがり等の基本動作 の訓練 ・食事、衣服の着脱等の日常生活 動作の訓練 ・習字、くみひも編等の手工芸 ・レクリエーション、スポーツ 集会場、公民館等の身近な施設に 通所 ・スポーツや絵画・工芸等の創作 ・地域の諸行事への参加	・おおむね週2回、6ヵ月を 1単位とする  ・おおむね週1回、1年間単 位とする
訪問指導	・40歳以上の者で 心身の状況、環 境等に照らして 療養上の保健指 導が必要な者 (痴呆性老人で あって精神症状 を呈する者又は 行動異常を有す る者を除く)	初回訪問は原則として保健婦、必 要に応じて、ホームヘルパー、民生 委員等との連携をとりチームアプ ローチを行う。 ・家庭における療育、看護方法に 関する指導 ・家庭における機能訓練の方法 ・家族への支援 ・諸制度の紹介	・主治医との連携をはかり、 その指導のもとに実施 ・医療においても6ヵ月を限 度に月2回(初回4回)、 看護婦等を訪問させ保健指 導や看護が行われるため、 継続して指導が必要な者に 対し、連携を充分に保つこ と

(注) 子宮がん検診と乳がん検診については、予算措置によって対象者を30歳まで下げている。

資料：厚生省老人保健福祉局調

第219表 老人保健事業実施状況

(単位 人)

事業	項 目	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
健康手帳の交付	医療受給資格者(年度末現在)						
	総 数	9,939,822	10,347,132	10,726,797	11,167,676	11,624,387	11,619,224
	70歳以上	9,695,819	10,086,794	10,449,027	10,877,965	11,321,420	11,319,199
	65～69歳	244,003	260,338	277,770	289,711	302,967	300,025
健康教育 <sup>(注1)</sup>	医療受給者以外の者(年度中)						
	開 催 回 数	1,956,586	1,966,169	2,298,062	1,999,143	1,822,290	1,721,869
	参 加 延 人 員	282,861	294,177	312,797	318,584	327,959	341,371
	1 回 当 り 参 加 人 員	10,482,736	10,710,405	11,273,913	11,712,828	11,776,896	12,289,704
健康相談 <sup>(注2)</sup>	従 事 者 延 人 員	37.1	36.4	36.0	36.8	35.9	36.0
	開 催 回 数	640,645	682,005	699,763	720,261	760,780	785,166
	被 指 導 延 人 員	444,822	448,885	470,401	483,345	498,406	519,041
	1 回 当 り 被 指 導 延 人 員	8,760,949	8,694,613	8,812,891	8,832,516	8,886,475	8,831,422
基本・一般健康診査 <sup>(注3)</sup>	従 事 者 延 人 員	19.7	19.4	18.7	18.3	17.8	17.0
	受 診 者 数	870,848	878,314	912,145	913,750	959,852	996,979
	基本・一般診査	9,102,809	9,283,533	9,368,078	9,773,452	9,810,339	9,909,087
	選択・精密診査	6,815,604	7,568,331	8,278,088	8,759,044	8,849,907	8,996,982
がん検診	(再掲)要指導・要医療者						
	総 数	6,162,665	6,570,976	7,199,061	7,654,896	7,765,131	7,988,400
	高血圧境界域	1,574,024	1,696,628	1,784,451	1,878,919	1,843,570	1,938,801
	高 血 圧	1,273,611	1,290,641	1,366,417	1,454,632	1,383,864	1,468,430
	受 診 者 数						
	胃 が ん	4,048,233	4,162,911	4,152,338	4,365,004	4,296,975	4,263,800
	子 宮 が ん	3,843,501	4,182,270	3,992,439	4,133,959	3,939,468	3,843,482
	子宮体がん(再掲)	91,944	131,013	147,890	184,813	198,393	217,827
	肺 が ん	5,281,214	5,623,351	5,869,993	6,298,527	6,503,415	6,703,359
	乳 が ん	2,466,020	2,781,373	2,852,947	3,179,831	3,135,975	3,125,516
機能訓練	大 腸 が ん	-	-	2,539,492	3,596,289	4,050,794	4,348,649
	訓練実施施設数	3,059	3,455	4,103	4,286	4,624	5,222
	実 施 回 数	130,114	142,871	153,270	164,072	181,523	198,133
	被 指 導 実 人 員	83,575	91,013	95,967	104,218	110,664	119,864
訪問指導	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	43,828	49,378	54,797	59,768	63,974	68,620
	{ そ の 他	39,747	41,635	41,170	44,450	46,690	51,244
	被 指 導 延 人 員	1,595,560	1,744,011	1,875,446	1,989,013	2,185,920	2,386,231
	1 回 当 り 被 指 導 人 員	12.3	12.2	12.2	12.1	12.0	12.0
訪問指導	従 事 者 延 人 員	463,727	534,366	607,816	660,396	734,308	807,781
	被 訪 問 指 導 実 人 員	868,207	885,209	899,261	890,638	922,704	956,827
	傷病事由 { 脳血管疾患の後遺症	176,096	185,976	202,189	202,390	215,003	225,466
	{ そ の 他	692,111	699,233	697,072	688,248	707,701	731,361
被 訪 問 指 導 延 人 員	2,140,327	2,293,523	2,455,074	2,547,381	2,718,115	2,849,971	
訪 問 従 事 者 延 人 員	1,415,640	1,580,502	1,712,753	1,801,808	1,939,697	1,908,555	

(注) 1 一般健康教育と重点健康教育の合計  
2 一般健康相談と重点健康相談の合計  
3 基本・一般健康診査は平成4年度から基本健康診査のみとなった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第220表 老人保健健康手帳の交付状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
新規交付	1,247,558	1,314,987	1,403,882	1,165,455	1,231,368	1,318,980
資格喪失	787,803	854,329	834,422	726,477	787,248	765,751
年度末	11,167,676	11,624,387	12,188,684	10,877,965	11,321,420	11,872,428

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第221表 基本健康診査・一般健康診査の受診者及び判定・指導区分別状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
受診者						
基本健康診査	9,773,452	9,810,339	9,909,087	2,294,028	2,389,973	2,525,153
選択実施実人員(再)	8,759,044	8,849,907	8,996,982	2,057,533	2,164,717	2,311,755
判定・指導区分						
異常認めず	2,118,462	2,045,208	1,920,687	329,411	327,496	320,555
要指導	3,891,018	3,913,603	3,911,465	792,374	837,598	873,464
要医療	3,763,878	3,851,528	4,076,935	1,172,467	1,224,879	1,331,134

(注) 受診者及び判定結果は、各年度中に受診し、及び診査結果の判定した者の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第222表 基本健康診査・一般健康診査による検査結果別要指導・要医療者数

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
高血圧境界領域	1,878,919	1,843,570	1,938,801	555,801	567,612	621,213
高血圧	1,454,632	1,383,864	1,468,430	513,673	501,578	544,297
心電図異常あり	1,612,680	1,611,812	1,671,282	621,083	640,293	689,200
貧血(疑いを含む)	1,154,809	1,299,335	1,254,998	389,186	453,286	457,288
肝疾患(疑いを含む)	1,074,046	1,081,148	1,196,461	191,701	205,875	237,945
糖尿病(疑いを含む)	919,492	948,103	1,013,908	271,802	289,313	320,126
腎機能障害(疑いを含む)	664,643	726,347	741,305	227,680	250,250	263,156

(注) 1 高血圧境界領域とは、最大血圧140～159mmHg、最小血圧90～94mmHgのいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)  
 2 高血圧とは、最大血圧160mmHg以上、最小血圧95mmHg以上のいずれか一方又は両者に該当する場合をいう。(WHO本態性高血圧分類)  
 3 同一人が、複数の区分に該当する場合は、それぞれの区分に計上してある。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

第223表 がん検診の受診人員・結果別人員状況

区分	総数			左のうち70歳以上の者(再掲)		
	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	平成5年度 (1993)	6 (1994)	7 (1994)
胃がん						
受診人員	4,365,004	4,296,975	4,263,800	589,404	631,145	681,582
要精密検査者	604,444	592,681	573,223	98,646	104,236	108,719
がん・がんの疑いのある人員	7,782	7,547	7,671	2,258	2,379	2,395
子宮がん						
頸部受診人員	4,133,959	3,939,468	3,843,482	152,632	167,628	188,706
要精密検査者	38,714	36,718	37,760	1,323	1,444	1,555
がん・がんの疑いのある人員	7,840	7,171	7,962	331	344	375
体部受診人員	184,813	198,393	217,827	3,435	4,094	5,199
要精密検査者	3,168	3,639	4,219	105	145	163
がん・がんの疑いのある人員	398	492	581	15	29	34
大腸がん						
受診人員	3,596,289	4,050,794	4,348,649	581,861	710,488	826,356
要精密検査者	250,170	287,003	316,311	50,582	64,293	75,517
がん・がんの疑いのある人員	6,514	7,503	9,321	1,716	2,157	2,960
肺がん						
受診人員	6,298,527	6,503,415	6,703,359	1,380,100	1,482,767	1,604,991
要精密検査者	143,228	159,998	167,255	47,775	56,207	60,720
がん・がんの疑いのある人員	4,144	4,509	5,226	1,934	2,172	2,555
乳がん						
受診人員	3,179,831	3,135,975	3,125,516	145,084	166,031	192,451
要精密検査者	136,455	132,034	130,669	3,670	4,126	4,624
がん・がんの疑いのある人員	3,656	3,657	3,667	232	244	238

資料：厚生省大臣官房統計情報部「老人保健事業報告」

## 第7節 医療供給と医療費

### 1 総括

第224表 国民医療費推計額

	推計額(億円)						構成割合(%)					
	平成2年度 (1990)	3年度 (1991)	4年度 (1992)	5年度 (1993)	6年度 (1994)	7年度 (1995)	平成2年度 (1990)	3年度 (1991)	4年度 (1992)	5年度 (1993)	6年度 (1994)	7年度 (1995)
国民医療費	206,074	218,260	234,784	243,631	257,908	269,577	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
公費負担医療給付分	11,001	11,133	11,519	11,874	12,618	12,953	5.3	5.1	4.9	4.9	4.9	4.8
生活保護法	7,396	7,417	7,617	7,815	8,270	8,610	3.6	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2
結核予防法	390	378	382	345	381	208	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
精神保健福祉法 <sup>(注)1</sup>	669	627	633	647	689	554	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
その他 <sup>(注)2</sup>	2,546	2,712	2,886	3,067	3,278	3,582	1.2	1.2	1.2	1.3	1.3	1.3
医療保険等給付分	112,543	118,895	128,206	131,632	136,548	140,042	54.6	54.4	54.6	54.0	52.9	51.9
医療保険	109,217	115,425	124,826	128,279	133,199	136,641	53.0	52.9	53.2	52.7	51.6	50.7
被用者保険	66,440	70,870	77,065	79,119	82,115	83,674	32.2	32.5	32.8	32.5	31.8	31.0
被保険者	38,393	41,399	45,514	47,096	48,751	49,840	18.6	19.0	19.4	19.3	18.9	18.5
被扶養者	28,046	29,471	31,551	32,023	33,364	33,834	13.6	13.5	13.4	13.1	12.9	12.6
政府管掌健康保険	32,596	35,025	38,373	39,450	41,048	42,045	15.8	16.0	16.3	16.2	15.9	15.6
組合管掌健康保険	23,849	25,501	27,748	28,460	29,682	29,968	11.6	11.7	11.8	11.7	11.5	11.1
船員保険	409	401	410	396	387	375	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
国家公務員等共済組合	3,017	3,106	3,254	3,331	3,356	3,457	1.5	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3
地方公務員共済組合	5,849	6,063	6,440	6,610	6,736	6,884	2.8	2.8	2.7	2.7	2.6	2.6
私立学校教職員共済組合	720	773	839	872	906	945	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
国民健康保険	42,778	44,555	47,761	49,160	51,085	52,968	20.8	20.4	20.3	20.2	19.8	19.6
退職者医療制度(再掲)	8,974	9,617	10,514	11,057	11,591	12,152	4.4	4.4	4.5	4.5	4.5	4.5
その他	3,326	3,270	3,380	3,353	3,349	3,400	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3
労働者災害補償保険	2,584	2,551	2,644	2,630	2,638	2,694	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0
その他 <sup>(注)3</sup>	742	719	736	723	710	707	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
老人保健給付分	57,646	62,305	67,343	71,778	78,412	84,877	28.0	28.5	28.7	29.5	30.4	31.5
患者負担分	24,884	26,127	27,716	28,347	30,330	31,705	12.1	12.0	11.8	11.6	11.8	11.8
全額自費	3,520	3,561	3,658	3,741	3,678	3,875	1.7	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4
公費・保険又は老人保健の一部負担	21,364	22,566	24,058	24,606	26,652	27,831	10.4	10.3	10.2	10.1	10.3	10.3

(注) 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律。平成7年6月までは「精神保健法」。  
 2 母子保健法、児童福祉法、身体障害者福祉法等による医療費及び地方公共団体単独実施に係る医療費である。  
 3 国家公務員災害補償法、地方公務員災害補償法及び公害健康被害の補償等に関する法律等による医療費である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第225表 治療費支払方法別患者数(病院・診療所別)

(単位 千人)

区分	総数					病院			
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.
総数	8,873.7	7,698.7	8,069.5	8,366.3	8,402.5	2,818.5	2,766.1	3,090.9	3,384.1
全額自費	112.3	168.9	154.8	180.2	178.7	49.2	69.0	67.4	74.8
健保・共済の本人	2,041.5	1,693.4	1,641.0	1,695.3	1,826.1	580.7	505.6	527.4	578.8
日雇健保の本人	39.7	—	—	—	0.0	8.8	—	—	—
健保・共済の家族	2,093.9	1,616.8	1,695.2	1,711.2	1,664.1	499.7	460.2	504.8	544.8
日雇健保の家族	11.7	—	—	—	0.0	3.2	—	—	—
国保	2,272.1	1,985.5	1,854.8	1,817.3	1,693.8	693.7	690.2	696.7	734.1
労災	92.9	81.9	76.6	71.7	57.5	52.1	50.3	49.8	46.9
自賠法	72.0	61.6	64.0	56.5	39.2	37.2	36.2	36.7	36.0
その他	500.4	500.3	754.9	756.1	709.1	295.6	303.8	268.4	377.6
不詳	6.4	11.2	22.2	40.2	38.4	2.7	3.0	7.8	15.5
老人保健法	1,630.7	1,579.3	1,806.0	2,037.7	2,195.4	595.5	647.6	812.6	975.6
結核予防法(再掲)	24.8	24.4	23.3	13.5	10.9	21.3	21.2	21.8	13.1
精神保健法(再掲)	41.5	46.1	36.7	42.4	27.2	40.4	44.5	33.0	28.3
生活保護法(再掲)	363.0	309.4	282.4	247.1	226.5	226.4	214.7	190.5	171.0

- (注) 1 全国推計数である。  
 2 船員保険は、「その他」に含む。  
 3 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。  
 4 昭和59年以降の調査については、日雇健保の本人、家族と退職者医療を「その他」に含めた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

第226表 患者数及び受療率(入院・外来、病院・診療所別)

区分	年次	総数			病院		
		総数	入院	外来	総数	入院	外来
全国推計患者数 (単位 千人)	昭58.7.13	8,873.7	1,378.2	7,495.5	2,818.5	1,217.3	1,601.2
	59.10.	7,698.7	1,343.8	6,354.9	2,766.1	1,208.1	1,558.0
	62.10.	8,069.5	1,436.0	6,633.5	3,090.9	1,324.6	1,766.2
	平2.10.	8,366.3	1,500.9	6,865.4	3,384.1	1,407.0	1,977.1
	5.10.	8,402.4	1,429.5	6,973.0	3,430.3	1,347.3	2,083.0
受療率 (人口10万対)	昭58.7.13	7,427	1,153	6,273	2,359	1,019	1,340
	59.10.	6,403	1,118	5,285	2,301	1,005	1,296
	62.10.	6,600	1,174	5,426	2,528	1,083	1,445
	平2.10.	6,768	1,214	5,554	2,738	1,138	1,599
	5.10.	6,735	1,146	5,589	2,749	1,080	1,670

- (注) 昭和59年以降の調査については、10月中旬の3日間のうち医療施設ごとに定めた1日である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「患者調査」

年次	一般診療所					歯科診療所					
	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	昭和 58.7.13	59.10.	62.10.	平成 2.10.	5.10.	
5.10.	3,430.3	4,723.9	3,831.2	3,768.4	3,737.8	3,713.2	1,331.3	1,101.4	1,210.3	1,244.4	1,258.9
	84.1	47.9	86.8	73.1	85.3	77.5	15.2	13.1	14.4	20.2	17.1
	615.3	1,061.1	848.6	756.8	745.0	798.0	399.7	339.1	356.7	371.5	412.8
	0.0	28.2	—	—	—	0.0	2.7	—	—	—	0.0
	545.6	1,168.0	853.4	853.2	815.8	781.0	426.2	303.0	337.3	350.5	337.5
	0.0	7.4	—	—	—	0.0	1.0	—	—	—	0.0
	709.9	1,187.6	949.0	817.6	745.1	682.4	390.8	346.2	340.5	338.1	301.5
	38.8	40.7	31.6	26.7	24.8	18.6	—	0.0	0.0	0.0	0.1
	24.2	34.8	25.3	27.3	20.5	14.7	—	0.1	0.0	—	0.3
	366.1	176.7	173.1	159.3	320.5	276.9	28.1	23.4	22.7	58.0	66.1
	17.9	2.3	4.6	9.4	21.1	17.3	1.5	3.5	5.0	3.6	3.2
	1,028.4	906.2	858.8	898.5	959.7	1,046.7	66.0	72.9	94.9	102.5	120.3
	10.2	3.4	3.1	1.5	0.5	0.7	0.1	—	0.0	—	0.0
	23.1	0.7	1.5	3.3	14.1	4.1	0.4	0.1	0.4	—	0.0
	154.3	120.4	81.9	80.1	67.1	62.8	16.2	12.8	11.8	9.0	9.4

年次	一般診療所			歯科診療所		
	総数	入院	外来	総数	入院	外来
4,723.9	160.9	—	4,563.0	1,331.3	—	1,331.3
3,831.2	135.8	—	3,695.5	1,101.4	—	1,101.4
3,768.4	111.3	—	3,657.0	1,210.3	—	1,210.3
3,737.8	93.9	—	3,644.0	1,244.4	—	1,244.4
3,713.2	82.1	—	3,631.1	1,258.9	—	1,258.9
3,954	135	—	3,819	1,114	—	1,114
3,186	113	—	3,074	916	—	916
3,082	91	—	2,991	990	—	990
3,024	76	—	2,948	1,007	—	1,007
2,976	66	—	2,910	1,009	—	1,009



2 医療機関

第227表 病院・診療所数 (開設者別)

各年 10月1日現在

区分	病院						一般診療所			歯科診療所 総数
	総数	精神病院	伝染病院	結核療養所	らい療養所	一般病院	総数	有床	無床	
平成元年(1989)	10,081	1,047	11	16	16	8,991	80,572	24,372	56,200	51,196
2 (1990)	10,096	1,049	10	15	16	9,006	80,852	23,589	57,263	52,216
3 (1991)	10,066	1,046	10	13	16	8,981	82,118	23,369	58,749	53,633
4 (1992)	9,963	1,052	7	11	16	8,877	83,394	23,151	60,243	55,002
5 (1993)	9,844	1,059	7	11	15	8,752	84,128	22,383	61,745	55,906
6 (1994)	9,731	1,060	6	9	15	8,641	85,588	22,082	63,506	57,213
7 (1995)	9,606	1,059	5	8	15	8,519	87,069	21,764	65,305	58,407
8 (1996)	9,490	1,057	5	7	15	8,421	87,909	20,452	67,457	59,357
厚生省	241	4	—	—	—	237	9	1	8	—
文部省	65	—	—	—	—	65	99	—	99	—
労働福祉事業団	39	—	—	—	—	39	11	—	11	—
その他の	42	—	—	—	—	42	454	238	216	1
都道府県	308	41	—	—	—	267	365	18	347	11
市町村	766	10	5	—	—	751	3,396	425	2,971	323
日赤	96	—	—	—	—	96	195	2	193	—
済生会	74	1	—	—	—	73	38	3	35	1
北海道社会事業協会	7	—	—	—	—	7	1	—	1	—
厚生連	114	1	—	—	—	113	63	5	58	—
国民健康保険団体連合会	3	—	—	—	—	3	—	—	—	—
全国社会保険協会連合会	53	—	—	—	—	53	17	—	17	—
厚生年金事業振興団	7	—	—	—	—	7	4	—	4	—
船員保険会	3	—	—	—	—	3	18	1	17	—
健康保険組合及びその連合会	20	—	—	—	—	20	474	3	471	13
共済組合及びその連合会	50	—	—	—	—	50	335	—	335	7
国民健康保険組合	1	—	—	—	—	1	13	—	13	—
公益法人	400	62	—	2	—	336	974	59	915	170
医療法人	4,873	749	—	3	—	4,121	17,782	6,032	11,750	5,924
学校法人	95	2	—	—	—	93	94	3	91	13
会社	81	—	—	—	—	81	2,969	26	2,943	50
その他の法人	277	15	—	—	—	262	4,405	117	4,288	99
個人	1,875	172	—	2	—	1,701	56,193	13,519	42,674	52,745
医療機関(再掲)	170	2	—	—	—	168	—	—	—	—

(注) 「らい療養所」は平成8年4月1日以降「一般病院」とした。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第228表 病床数 (開設者・種類別)

各年 10月1日現在

区分	病院					一般診療所 病床数
	病床数合計	精神病床	伝染病床	結核病床	らい病床	
平成2年(1990)	1,676,803	359,087	12,199	42,210	9,398	1,253,909
3 (1991)	1,685,589	360,905	11,868	41,280	9,394	1,262,142
4 (1992)	1,686,696	361,982	11,285	39,570	9,140	1,264,719
5 (1993)	1,680,952	362,436	11,061	37,043	8,833	1,261,579
6 (1994)	1,677,041	362,847	10,343	35,385	8,718	1,259,748
7 (1995)	1,669,951	361,714	9,974	33,163	8,633	1,256,467
8 (1996)	1,664,629	360,896	9,716	31,179	—	1,262,838
厚生省	99,950	7,035	952	15,116	—	76,847
文部省	33,229	1,882	56	461	—	30,830
労働福祉事業団	15,424	34	—	238	—	15,152
その他の	5,716	396	43	132	—	5,145
都道府県	88,005	17,256	1,131	2,829	—	66,789
市町村	167,178	8,041	5,165	3,356	—	150,616
日赤	40,188	1,871	790	857	—	36,670
済生会	20,531	496	93	152	—	19,790
北海道社会事業協会	1,958	60	47	—	—	1,851
厚生連	37,901	3,195	769	393	—	33,544
国民健康保険団体連合会	645	—	—	33	—	612
全国社会保険協会連合会	15,126	42	126	540	—	14,418
厚生年金事業振興団	2,947	—	—	—	—	2,947
船員保険会	940	—	—	—	—	940
健康保険組合及びその連合会	3,643	—	—	—	—	3,643
共済組合及びその連合会	15,928	276	37	346	—	15,269
国民健康保険組合	320	—	—	—	—	320
公益法人	94,879	28,192	213	1,697	—	64,777
医療法人	736,614	247,010	142	3,164	—	486,298
学校法人	51,124	2,431	114	128	—	48,451
会社	16,466	336	38	116	—	15,976
その他の法人	50,280	6,571	—	681	—	43,028
個人	165,637	35,772	—	940	—	128,925
医療機関(再掲)	92,793	689	—	—	—	92,104

(注) 「らい病床」は平成8年4月1日以降「一般病床」とした。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査」

第229表 医療法人数の推移

各年末現在

	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
厚生大臣所管	154	172	197	218	243	249	257
都道府県知事所管	14,158	16,152	18,217	20,860	22,613	24,476	26,469
全医療法人数	14,312	16,324	18,414	21,078	22,856	24,725	26,726

資料：厚生省健康政策局指導課調

第230表 薬局数・無薬局町村数及び医薬品販売業数

年末現在

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
薬 局 数	36,981	36,979	37,532	38,077	38,773	39,433	40,310
開設者が自ら管理している薬局	14,832	14,462	14,308	13,860	13,828	13,340	13,155
開設者が自ら管理していない薬局	22,149	22,517	23,224	24,217	24,945	26,093	27,155
無 薬 局 町 村	856	838	837	832	807	806	796
医 薬 品 販 売 業	62,871	61,837	61,454	60,568	59,923	59,160	57,757
一 般 販 売 業	10,618	11,320	11,876	12,511	13,078	13,599	13,875
薬 種 商 販 売 業	18,749	18,453	18,247	18,063	17,894	17,609	17,324
特 例 販 売 業	17,371	16,371	15,949	14,902	14,054	13,920	12,809
配 置 販 売 業	16,133	15,693	15,382	15,092	14,897	14,032	13,749

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第231表 1 病院当り収支状況（構成比率、病院種類、開設者別）

平成7年6月1ヵ月間

	一 般 病 院						精 神 病 院					
	法人・その他		個 人		総 数		法人・その他		個 人		総 数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	172,459	100.0	58,752	100.0	149,718	100.0	90,089	100.0	55,114	100.0	83,646	100.0
1. 入 院 収 入	105,052	60.9	34,459	58.7	90,933	60.7	78,856	87.5	48,638	88.2	73,290	87.6
2. 特別の療養環境収入	1,815	1.1	638	1.1	1,580	1.1	369	0.4	122	0.2	324	0.4
3. 外 来 収 入	60,381	35.0	22,550	38.4	52,815	35.3	10,106	11.2	5,874	10.7	9,326	11.1
4. その他の医薬収入	5,211	3.0	1,105	1.9	4,390	2.9	758	0.8	481	0.9	707	0.8
II 医 業 費 用	171,622	99.5	53,501	91.1	147,998	98.9	89,909	99.8	51,491	93.4	82,832	99.0
1. 給 与 費	86,511	50.2	24,793	42.2	74,167	49.5	57,314	63.6	31,170	56.6	52,498	62.8
2. 医 薬 品 費	38,566	22.4	11,107	18.9	33,074	22.1	9,086	10.1	5,625	10.2	8,448	10.1
3. 経 費	16,585	9.6	8,804	15.0	15,029	10.0	10,832	12.0	7,629	13.8	10,242	12.2
4. 減 価 償 却 費	6,537	3.8	1,643	2.8	5,558	3.7	2,961	3.3	1,474	2.7	2,687	3.2
5. そ の 他	23,424	13.6	7,155	12.2	20,170	13.5	9,716	10.8	5,594	10.2	8,957	10.7
III 医業収支差額(I-II)	837	0.5	5,251	8.9	1,720	1.1	180	0.2	3,623	6.6	814	1.0
IV その他の医薬関連収入 うち補助金・負担金	10,459	6.1	861	1.5	8,540	5.7	5,997	6.7	731	1.3	5,027	6.0
うち補助金・負担金	6,912	4.0	67	0.1	5,543	3.7	3,166	3.5	56	0.1	2,593	3.1
V その他の医薬関連費用 うち支払利息	6,072	3.5	1,952	3.3	5,248	3.5	2,718	3.0	1,883	3.4	2,564	3.1
うち支払利息	3,819	2.2	1,722	2.9	3,400	2.3	1,721	1.9	1,616	2.9	1,701	2.0
VI 総収支差額(III+IV-V)	5,224	3.0	4,161	7.1	5,012	3.3	3,459	3.8	2,471	4.5	3,277	3.9
病 院 数	828		207		1,035		124		28		152	

(注) 1 個人病院においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医薬費用」の「1. 給与費」には含まれていない。

2 「II医薬費用」の「5. その他」は、診療材料費、給食用材料費、委託費などの費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成7年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第232表 一般診療所1施設当り収支状況（構成比率、有床・無床、開設者別）

平成7年6月1ヵ月間

	有 床 診 療 所						無 床 診 療 所					
	個 人		そ の 他		総 数		個 人		そ の 他		総 数	
	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%	金額(千円)	%
I 医 業 収 入	10,831	100.0	18,173	100.0	13,188	100.0	6,552	100.0	13,238	100.0	8,099	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	9,441	87.2	15,511	85.4	11,390	86.4	6,272	95.7	12,522	94.6	7,718	95.3
2. 公 害 等 診 療 収 入	209	1.9	505	2.8	304	2.3	29	0.4	133	1.0	53	0.7
3. そ の 他 の 診 療 収 入	978	9.0	1,751	9.6	1,226	9.3	102	1.6	202	1.5	125	1.5
4. そ の 他 の 医 業 収 入	203	1.9	405	2.2	268	2.0	150	2.3	381	2.9	203	2.5
II 医 業 費 用	8,409	77.6	16,189	89.1	10,907	82.7	4,385	66.9	11,646	88.0	6,065	74.9
1. 給 与 費	3,013	27.8	7,258	39.9	4,376	33.2	1,354	20.7	5,381	40.7	2,286	28.2
2. 医 薬 品 費	2,569	23.7	3,859	21.2	2,983	22.6	1,587	24.2	2,946	22.3	1,901	23.5
3. 材 料 費	345	3.2	657	3.6	446	3.4	106	1.6	322	2.4	156	1.9
4. 委 託 費	370	3.4	736	4.0	487	3.7	217	3.3	490	3.7	280	3.5
5. そ の 他 の 医 業 費 用	2,111	19.5	3,678	20.2	2,614	19.8	1,120	17.1	2,508	18.9	1,441	17.8
III 医業収支差額(I-II)	2,422	22.4	1,984	10.9	2,281	17.3	2,167	33.1	1,592	12.0	2,034	25.1
診 療 所 数	332		157		489		681		205		886	

(注) 1 個人立診療所においては、院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医薬費用」の「1. 給与費」には含まれていない。

2 「II医薬費用」の「5. その他の医薬費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成7年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

第233表 歯科診療所（個人立）1施設当り収支状況（構成比率）

平成7年6月1ヵ月間

	金 額 (千円)	%
I 医 業 収 入	4,277	100.0
1. 保 険 診 療 収 入	3,678	86.0
2. 労 災 等 診 療 収 入	3	0.1
3. そ の 他 の 診 療 収 入	562	13.1
4. そ の 他 の 医 業 収 入	34	0.8
II 医 業 費 用	2,861	66.9
1. 給 与 費	1,108	25.9
2. 医 薬 品 費 ・ 材 料 費	306	7.2
3. 外 注 技 工 料	467	10.9
4. そ の 他 の 医 業 費 用	980	22.9
III 医業収支差額(I-II)	1,415	33.1

(注) 1 院長など開設者の報酬に相当する部分は「II医薬費用」の「1. 給与費」には含まれていない。

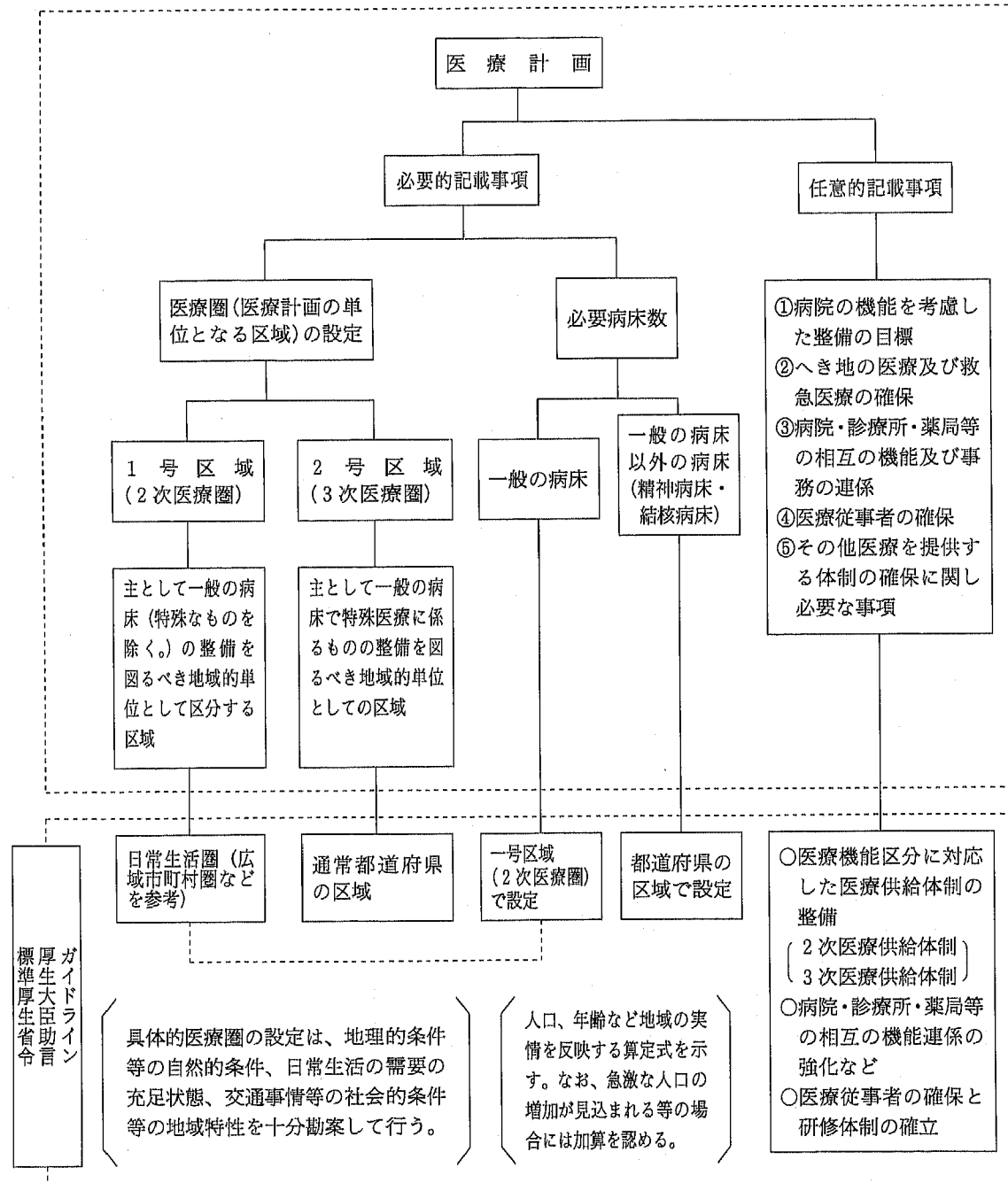
2 「II医薬費用」の「4. その他の医薬費用」は、賃借料、光熱水費、福利厚生費などの経費、減価償却費の費用の合計額である。

資料：中央社会保険医療協議会「平成7年6月医療経済実態調査（医療機関調査）報告」

### 3 地域医療計画

第234表 地域医療計画の内容

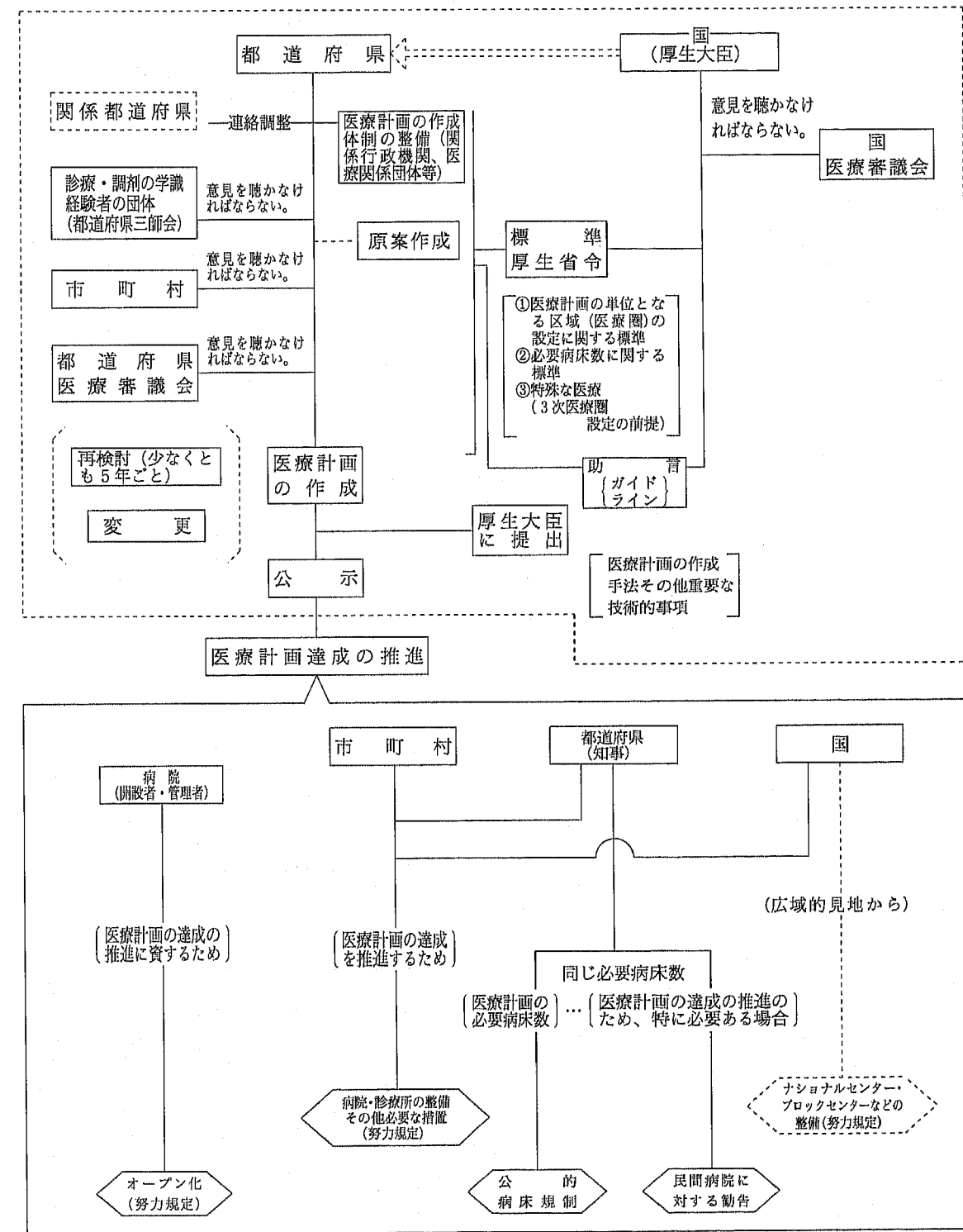
医療計画の内容



資料：厚生省健康政策局作成

第235表 地域医療計画の作成手続きと達成の推進

医療計画の作成手続



資料：厚生省健康政策局作成

第236表 都道府県別必要病床数及び既存病床数の状況

平成9年3月31日現在

	公示年月日 (平成)	一般病床				精神病床		結核病床	
		二次医療圏数	過剰医療圏数	必要病床数	既存病床数	必要病床数	既存病床数	必要病床数	既存病床数
総数		348	140	1,206,755	1,253,866	346,125	360,721	26,849	30,219
北海道	5.3.31	21	11	75,433	84,624	21,995	21,683	1,043	1,456
青森	5.3.1	6	5	13,074	14,993	4,696	4,932	307	641
岩手	6.3.1	9	6	14,319	16,080	4,513	4,915	319	406
宮城	5.8.10	5	—	19,963	18,959	6,952	5,307	415	471
秋田	5.3.30	8	6	11,745	13,402	3,996	4,656	257	397
山形	4.12.25	4	—	12,543	11,009	4,023	3,226	285	202
福島	5.3.12	7	6	19,586	23,706	6,755	8,616	447	570
茨城	5.11.1	6	2	24,329	23,781	6,718	8,391	557	596
栃木	5.6.25	5	1	16,619	16,135	4,525	5,734	398	367
群馬	5.7.20	10	1	18,872	17,950	4,390	5,648	351	285
埼玉	9.3.21	9	2	49,846	46,192	15,125	11,789	615	876
千葉	8.7.30	8	1	42,960	41,335	13,543	12,486	527	774
東京	5.12.24	13	3	108,116	103,118	27,791	26,451	2,557	1,958
神奈川	9.2.18	11	4	61,064	60,092	16,290	14,328	817	812
新潟	4.6.26	13	1	24,839	22,956	5,750	7,513	508	374
富山	6.8.31	4	—	15,508	14,132	3,170	3,541	264	130
石川	4.4.1	4	2	14,641	16,645	3,321	4,092	234	332
福井	5.3.31	4	1	10,322	9,610	2,303	2,524	183	363
山梨	4.12.24	8	—	9,202	8,212	1,968	2,607	168	176
長野	4.12.10	10	—	20,160	18,358	5,073	5,978	454	290
岐阜	6.3.29	5	1	17,456	16,486	4,143	4,437	495	451
静岡	8.3.29	10	2	30,587	30,202	7,336	7,459	493	639
愛知	4.8.31	8	4	50,820	55,792	14,054	14,086	1,337	1,155
三重	5.12.17	4	—	16,669	16,088	3,967	5,317	441	649
滋賀	5.4.1	7	—	12,230	10,226	2,657	2,397	389	326
京都	6.6.10	6	1	28,157	29,931	6,893	6,770	838	845
大阪	5.6.25	4	4	76,522	96,754	20,946	21,351	2,944	3,070
兵庫	4.4.1	10	1	52,608	49,939	11,729	12,025	1,471	1,488
奈良	5.4.23	3	—	13,373	12,740	3,402	2,979	425	329
和歌山	5.10.8	6	1	11,879	12,348	2,204	2,930	389	410
鳥取	5.3.26	3	—	7,031	6,338	2,057	1,923	159	126
島根	8.4.5	7	1	9,718	8,515	2,712	2,724	129	224
岡山	8.3.29	5	4	22,153	23,623	6,711	5,954	342	637
広島	9.2.17	7	3	31,988	31,756	9,686	9,281	416	833
山口	8.5.7	9	9	17,583	22,023	5,310	6,454	257	623
徳島	4.9.1	3	3	10,267	12,400	3,381	4,529	258	455
香川	6.3.4	5	1	13,095	12,588	4,208	4,192	329	377
愛媛	4.4.1	6	3	18,785	18,516	5,929	5,077	460	476
高知	5.3.31	4	3	11,435	16,200	3,440	4,198	273	642
福岡	9.3.14	13	13	55,349	67,079	21,417	22,306	1,093	1,603
佐賀	8.4.1	5	5	10,036	10,946	4,195	4,498	201	397
長崎	9.3.31	9	7	17,196	19,760	6,793	8,563	363	630
熊本	5.5.19	10	7	24,266	26,067	8,020	9,051	700	789
大分	6.3.31	10	3	15,414	15,219	5,234	5,560	495	484
宮崎	5.6.10	7	4	13,117	13,617	4,833	6,332	412	363
鹿児島	4.6.1	12	6	24,078	24,826	7,422	10,217	694	488
沖縄	6.3.18	5	2	11,802	12,598	4,549	5,694	340	234

(注) 公示年月日は、見直し公示年月日を示す。

資料：厚生省健康政策局計画課調

## 第8節 公衆衛生

### 1 結核等

第237表 結核医療費推計額

(単位 億円)

区分	推 計 額					
	平成2年度(1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	1,407	1,502	1,589	1,491	1,343	1,190

(注) 平成7年度は「第10回修正国際疾病、傷病及び死因統計分類」による。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「国民医療費」

第238表 結核医療費公費負担承認件数(治療費支払方法別)

区分	総数	被用者保険		国民健康保険	老人保健	生活保護	その他
		本人	家族				
平成2年('90)	106,553	33,079	17,229	45,115	214	10,440	476
3 ('91)	99,110	31,650	16,109	41,296	191	9,337	527
4 ('92)	92,072	29,882	15,349	37,405	195	8,726	515
5 ('93)	86,139	28,036	14,806	34,270	200	8,264	563
6 ('94)	79,006	25,944	13,436	30,995	198	7,876	557
7 ('95)	71,911	23,542	12,504	27,910	112	7,261	582
8 ('96)	66,591	21,992	11,616	25,479	151	6,768	585

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第239表 結核医療費公費負担額

(単位 百万円)

区分	合計	法第34条1項による一般患者に対する適正医療費		法第35条1項による措置患者に対する医療費	
		本人	家族	本人	家族
平成2年度('90)	39,161	3,028	36,133	—	—
3 ('91)	37,853	2,927	34,926	—	—
4 ('92)	38,085	2,592	35,493	—	—
5 ('93)	37,611	2,393	35,218	—	—
6 ('94)	37,708	2,193	35,515	—	—
7 ('95)	23,171	1,370	21,801	—	—
8 ('96)	12,524	893	11,631	—	—

資料：厚生省保健医療局調

第240表 結核登録者

(1) 結核登録者数(活動性分類別)

年末現在

区分	総計	活 動 性 肺 結 核				非感染性	活動性肺外結核	不活動性	不明
		感 染 性		そ の 他 の 感 染 性					
		計	広汎空洞型	計	その他				
平成2年('90)	223,863	24,944	996	23,948	62,625	5,874	87,839	42,581	
3 ('91)	210,423	24,090	918	23,172	57,993	5,381	86,955	36,004	
4 ('92)	202,193	24,341	867	23,474	51,899	4,876	83,198	37,879	
5 ('93)	191,584	23,390	858	22,532	48,714	4,571	79,864	35,045	
6 ('94)	181,470	22,330	848	21,482	44,349	4,102	76,573	34,116	
7 ('95)	168,581	21,483	734	20,749	40,021	3,663	72,006	31,408	

(ii) 新登録結核患者数

区分	総計	活動性肺結核				活動性肺外結核	不明
		感染性			非感染性		
		計	広汎空洞型	その他の感染性			
平成2年('90)	51,821	26,182	1,018	25,164	21,592	4,016	31
3 ('91)	50,612	25,759	974	24,785	21,050	3,771	32
4 ('92)	48,956	25,523	879	24,644	19,951	3,463	19
5 ('93)	47,437	24,862	925	23,937	19,220	3,334	21
6 ('94)	44,590	23,618	935	22,685	17,868	3,084	20
7 ('95)	43,078	23,498	826	22,672	16,761	2,803	16

資料：厚生省保健医療局結核感染症サーベイランス年報集計

第241表 結核病床数・患者数・病床利用率

区分	平成2年(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
結核病床数	42,850	41,665	39,800	38,393	35,790	33,800
1日平均在院患者数	20,726	19,342	17,857	16,666	15,228	14,534
病床利用率(%)	48.4	46.4	44.9	43.4	42.5	43.0

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第242表 ハンセン病入所者等の年次推移

	患者数(人)			有病率 (人口10万対)
	総数	入所者	在宅患者	
明治33年(1900)	30,359	...	...	69.2
39(1906)	23,819	226	23,593	50.6
大正8年(1919)	16,261	1,491	14,770	29.5
14(1925)	15,351	2,176	13,175	25.7
昭和5年(1930)	14,261	3,261	11,000	22.1
10(1935)	14,193	9,735	4,458	20.5
15(1940)	11,326	8,855	2,471	15.7
25(1950)	11,094	8,325	2,769	13.3
30(1955)	12,169	10,057	1,112	13.6
35(1960)	11,587	10,645	942	12.4
40(1965)	10,607	9,874	733	10.8
45(1970)	9,565	8,958	607	9.3
50(1975)	10,199	9,166	1,033	9.2
55(1980)	9,458	8,509	949	8.1
60(1985)	8,452	7,568	884	7.0
平成2年(1990)	7,348	6,597	751	5.9
3(1991)	7,130	6,422	708	5.8
4(1992)	6,947	6,249	697	5.6
5(1993)	6,729	6,042	687	5.4
6(1994)	6,484	5,826	658	5.2
7(1995)	6,172	5,601	571	4.9

(注1) 昭和25~46年は沖縄を含まず。

(注2) 平成8年以降は統計なし。(らい予防法廃止のため)

資料：厚生省保健医療局調

第243表 ハンセン病療養所入所者数

区分	前年度 繰越患者数	本年度 入所患者数	退所患者数	本年度末 患者数
平成2年度(1990)	6,713	176	325	6,564
国立療養所	6,638	176	321	6,493
公益法人立病院	75	—	4	71
平成3年度(1991)	6,564	109	301	6,372
国立療養所	6,493	109	295	6,307
公益法人立病院	71	—	6	65
平成4年度(1992)	6,372	129	312	6,189
国立療養所	6,307	129	293	6,143
公益法人立病院	65	—	19	46
平成5年度(1993)	6,189	105	308	5,986
国立療養所	6,143	105	307	5,941
公益法人立病院	46	—	1	45
平成6年度(1994)	5,986	91	298	5,779
国立療養所	5,941	91	297	5,735
公益法人立病院	45	—	1	44
平成7年度(1995)	5,779	109	353	5,535
国立療養所	5,735	109	350	5,494
公益法人立病院	44	—	3	41

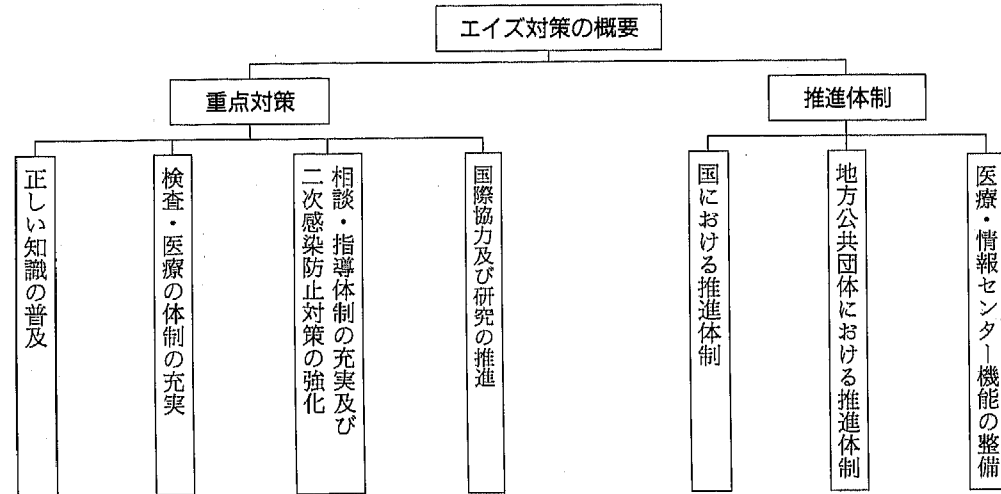
資料：厚生省保健医療局調

第244表 ハンセン病療養所入所者家族生活援護委託費・療養所運営費国庫負担額 (単位 百万円)

区分	ハンセン病療養所入所者 家族生活援護委託費	ハンセン病療養所運営費	
		国立療養所	公益法人立病院
平成2年度('90)	314	27,987	373
3 ('91)	303	30,448	377
4 ('92)	288	32,034	379
5 ('93)	263	33,560	345
6 ('94)	240	34,623	343
7 ('95)	218	39,618	344
8 ('96)	205	40,151	336

資料：厚生省保健医療局調

第245表 エイズ対策の概要



資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課

第246表 エイズ患者等の現状

	患者数	感染者数	備 考
	現 状 (人)	現 状 (人)	
日 本	1,521	4,088	・現状の数字は1997年4月30日現在。
アメリカ	797,227	—	・1997年7月4日WHO報告。
全 世 界	1,644,183	—	・1997年7月4日WHO報告。

(注) 西暦2000年までに感染者が3,000万人～4,000万人とWHOは予測している。

資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課

2 伝 染 病

第247表 法定・指定伝染病患者数

(各年の1年間に届出られた伝染病患者数)

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
<b>法定伝染症</b>							
コ レ ラ 患者数	73	90	48	92	90	306	40
り患率	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0
赤 痢 患者数	920	1,120	1,124	1,120	1,042	1,062	1,218
り患率	0.7	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9
腸 チ フ ス 患者数	120	106	71	129	71	64	81
り患率	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
パ ラ チ フ ス 患者数	26	25	29	46	49	75	32
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0
し ょ う 紅 熱 患者数	29	22	31	23	6	5	4
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ジ フ テ リ ア 患者数	5	2	4	5	1	1	1
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
流行性脳脊髄膜炎 患者数	12	10	11	7	6	3	4
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
日 本 脳 炎 患者数	55	14	4	8	6	4	6
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>指定伝染病</b>							
急性灰白髄炎 患者数	—	—	—	3	1	1	—
り患率	—	—	—	0.0	0.0	0.0	—
腸管出血性大腸菌感染症 患者数	...	...	...	...	...	...	1,287
り患率	...	...	...	...	...	...	1.0

(注) 1 り患率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。  
 2 上記の伝染病は、法定・指定伝染病中で過去5カ年に患者の発生があった主な疾病である。  
 3 腸管出血性大腸菌感染症は、平成8年8月6日指定伝染病に指定された。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」

第248表 届出伝染病等患者数

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
<b>届出伝染病</b>						
インフルエンザ 患者数	25,021	5,868	6,053	16,655	2,404	22,393
り患率	20.2	4.7	4.9	13.3	1.9	17.8
伝染性下痢症 患者数	—	—	—	2	1	—
り患率	—	—	—	0.0	0.0	—
百日せき 患者数	583	536	391	131	145	226
り患率	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1	0.2
ましん 患者数	3,259	5,452	2,250	2,002	1,766	931
り患率	2.6	4.4	1.8	1.6	1.4	0.7
破傷風 患者数	47	34	47	33	44	45
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
マラリア 患者数	55	58	51	58	74	66
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
つつが虫病 患者数	941	937	704	712	652	529
り患率	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4
フィラリア病 患者数	—	1	—	1	—	1
り患率	—	0.0	—	0.0	—	0.0
住血吸虫病 患者数	5	3	5	—	2	—
り患率	0.0	0.0	0.0	—	0.0	—
<b>性病</b>						
梅毒 患者数	1,877	1,494	1,055	804	666	530
り患率	1.5	1.2	0.8	0.6	0.5	0.4
りん病 患者数	5,646	5,567	3,465	1,724	1,448	1,699
り患率	4.6	4.5	2.8	1.4	1.2	1.4
軟性下かん 患者数	53	22	12	9	4	5
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そけいりんば肉芽 しゅ症 患者数	8	12	1	1	—	—
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	—	—
結核 患者数	51,821	50,612	48,956	47,437	44,590	43,078
り患率	41.9	40.8	39.3	38.0	35.7	34.3
エイズ 患者数	31	38	51	87	137	169
り患率	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1
食中毒 患者数	37,561	39,745	29,790	25,702	35,735	26,325
り患率	30.4	32.0	23.9	20.6	28.6	21.2

(注) 1 り患率は人口10万対で、総務庁統計局発表の当該年10月1日現在の「推計人口」を用いた。  
 2 上記の伝染病は過去5か年に患者の発生があった主な疾病である。  
 3 結核については、「結核・感染症サーベイランス年報集計結果」による。  
 4 エイズについては、「厚生省保健医療局エイズ疾病対策課」による。  
 5 住血吸虫病については、平成6年10月1日付で届出廃止となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「伝染病統計」  
 厚生省生活衛生局食品保健課「食中毒統計」

第249表 予防接種被接種者数

平成8年

区 分	被接種者数(法による)
D P T	1,279,688
急性灰白髄炎	1,186,649
麻疹	1,112,511
風疹	1,357,944
日本脳炎	973,083

(注) 2回以上に分けて接種されるものについては、第1回の被接種者による。  
 資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」



### 3 精神保健

第250表 精神病床数・患者数・病床利用率

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
精神病床数	358,251	360,303	361,896	363,010	362,692	362,154
1日平均在院患者数	348,500	349,215	347,056	344,230	343,254	341,357
病床利用率(%)	97.3	96.9	95.9	94.8	94.6	94.3

(注) 病床数は、6月末現在の数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」

第251表 措置入院患者数及び医療費国庫負担額

(金額 単位 百万円)

区 分	措置入院患者数(12月現在)	措置入院医療費国庫負担額
平成2年(1990)	11,457	29,379
3 (1991)	9,120	24,347
4 (1992)	7,794	19,654
5 (1993)	6,793	16,887
6 (1994)	6,064	15,121
7 (1995)	5,570	8,501
8 (1996)	5,110	5,728

(注) 国庫負担額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

厚生省補助金ハンドブック

第252表 通院医療公費負担承認件数及び医療費国庫補助額

(金額 単位 百万円)

区 分	承 認	通院医療費国庫補助額
平成2年(1990)	629,514	16,045
3 (1991)	654,710	16,923
4 (1992)	677,836	18,378
5 (1993)	707,642	19,741
6 (1994)	754,237	21,458
7 (1995)	519,043	16,661
8 (1996)	109,066	12,984

(注) 国庫補助額は当初予算額である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

厚生省補助金ハンドブック

第253表 精神病床数・在院患者数・措置患者数・措置率・利用率の年次推移

各年6月末

	全精神 病床数	月 末 在院患者数	措 置 患者数	措 置 率 (%)	病床利用 率 (%)
昭和40年(1965)	164,027	177,170	63,894	36.1	108.5
45 (1970)	242,022	253,769	76,597	30.2	104.7
50 (1975)	275,468	281,346	65,571	23.3	102.0
55 (1980)	304,469	311,584	47,400	15.2	102.3
60 (1985)	333,570	339,989	30,543	9.0	101.9
平成2年(1990)	358,251	348,859	12,570	3.6	97.4
3 (1991)	360,303	349,052	10,011	2.9	96.9
4 (1992)	361,896	346,776	8,446	2.4	95.8
5 (1993)	363,010	343,718	7,223	2.1	94.7
6 (1994)	362,692	343,156	6,408	1.9	94.6
7 (1995)	362,154	340,812	5,905	1.7	94.1
8 (1996)	361,053	339,762	5,430	1.6	94.1

(注) 1 月末在院患者数のうち昭和40、45、50年は1日平均在院患者数である。

2 平成8年の全精神病床数、月末在院患者数、病床利用率については概数である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「病院報告」「衛生行政業務報告」

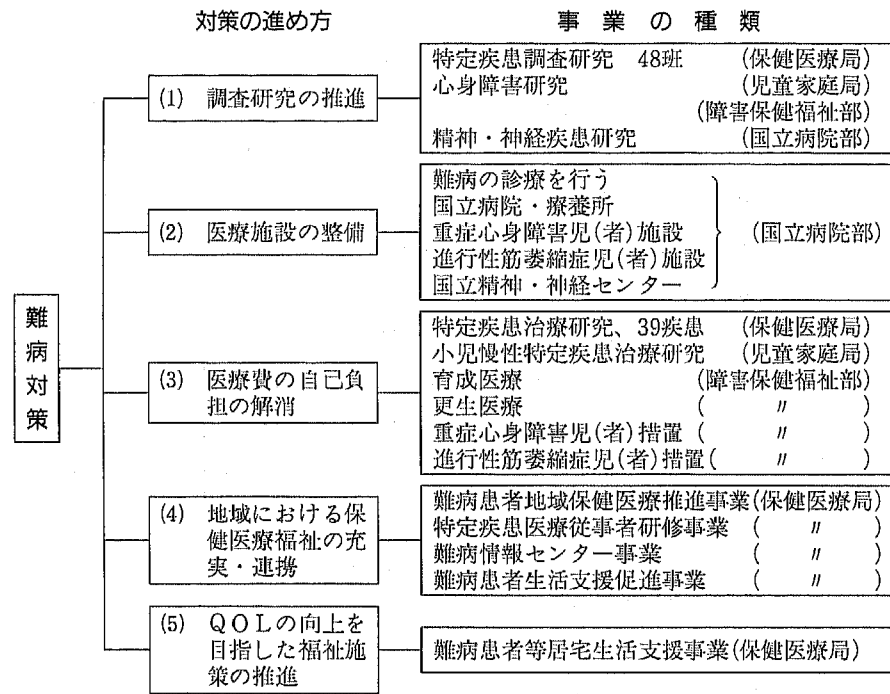
第254表 医療保護入院・仮入院届出件数

区 分	医療保護入院・仮入院届出件数
平成2年(1990)	81,914
3 (1991)	81,187
4 (1992)	79,086
5 (1993)	81,934
6 (1994)	81,911
7 (1995)	83,059
8 (1996)	84,247

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

4 難 病

第255表 難病対策の概要



資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課作成

第256表 特定疾患治療研究対象疾患及び特定疾患医療受給者証交付件数

平成8年度末現在

疾患名	受給者証交付件数	疾患名	受給者証交付件数
1 ベーチェット病	15,735	20 パーキンソン病	39,998
2 多発性硬化症	6,247	21 アミロイドーシス	629
3 重症筋無力症	10,398	22 後縦靭帯骨化症	15,128
4 全身性エリテマトーデス	43,177	23 ハンチントン舞蹈病	437
5 スモン	1,894	24 ウィリス動脈輪閉塞症	6,199
6 再生不良性貧血	8,941	25 ウェゲナー肉芽腫症	660
7 サルコイドーシス	14,483	26 特発性拡張型(うっ血型)心筋症	7,862
8 筋萎縮性側索硬化症	4,119	27 シャイ・ドレーガー症候群	478
9 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	22,625	28 表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)	299
10 特発性血小板減少性紫斑病	26,233	29 膿疱性乾癬	883
11 結節性動脈周囲炎	2,204	30 広範脊柱管狭窄症	960
12 潰瘍性大腸炎	46,215	31 原発性胆汁性肝硬変	7,042
13 大動脈炎症候群	4,897	32 重症急性膵炎	999
14 ビュルガー病	10,277	33 特発性大腿骨頭壊死症	5,205
15 天疱瘡	2,565	34 混合性結合組織病	3,229
16 脊髄小脳変性症	14,808	35 原発性免疫不全症候群	1,097
17 クローン病	13,997	36 特発性間質性肺炎	1,774
18 難治性の肝炎のうち劇症肝炎	679	37 網膜色素変性症	11,359
19 悪性関節リウマチ	5,019	38 クロイツフェルト・ヤコブ病	83
		合計	358,834

資料：厚生省保健医療局エイズ疾病対策課調

5 環境衛生

第257表 全国水道普及状況

年度末現在 (単位 千人)

区分	平成2年度 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)	
	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口	箇所	給水人口
合計	16,892	116,962	16,711	117,798	16,569	118,471	16,569	119,036	16,121	119,710	15,980	120,086
上水道	1,964	108,885	1,969	109,834	1,971	110,602	1,969	111,313	1,962	112,055	1,952	112,496
簡易水道	10,546	7,269	10,390	7,171	10,262	7,094	10,111	7,029	9,942	6,940	9,828	6,908
専用水道	4,277	808	4,247	793	4,229	775	4,162	744	4,108	715	4,090	692
水道用水供給	105	-	105	-	107	-	107	-	109	-	110	-
普及率(%)	94.7		94.9		95.1		95.3		95.5		95.8	

資料：厚生省生活衛生局水道環境部調

第258表 下水道終末処理施設処理人口及びごみ・し尿処理施設の処理能力状況

年度末現在 (1日当り)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
下水道終末処理(万人)	5,182	5,397	5,622	5,863	6,107	6,369
ごみ処理(トン)	169,082	173,456	178,143	184,592	178,106	186,117
し尿処理(kl)	108,135	108,365	99,754	109,310	107,028	108,695

(注) 現有処理能力(着工ベース含む)

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第259表 下水道終末処理施設及びごみ・し尿処理施設事業費

(単位 百万円)

区分	平成元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
下水道終末処理						
総事業費	1,913,947	1,785,363	1,965,800	2,465,944	2,746,529	2,724,255
国庫支出金	552,877	550,292	573,703	707,336	779,305	776,925
地方債	1,241,147	1,160,486	1,267,761	1,501,687	1,679,253	1,655,458
その他	119,923	74,585	124,236	256,921	287,971	291,872
ごみ処理						
総事業費	1,264,088	1,387,735	1,592,068	1,857,431	2,050,072	1,924,598
国庫支出金	45,977	52,816	54,473	100,367	87,933	73,370
地方債	135,378	148,637	229,293	294,248	289,947	290,574
その他	1,082,733	1,186,282	1,308,302	1,462,816	1,672,192	1,560,654
し尿処理						
総事業費	358,926	371,578	413,598	424,855	365,160	358,579
国庫支出金	14,233	13,867	17,370	21,304	8,166	7,517
地方債	31,844	34,359	53,512	57,331	18,722	18,102
その他	312,849	323,352	342,716	346,220	338,272	332,960

(注) 1 下水道終末処理は公共下水道の管渠及び終末処理場の公共事業費である。

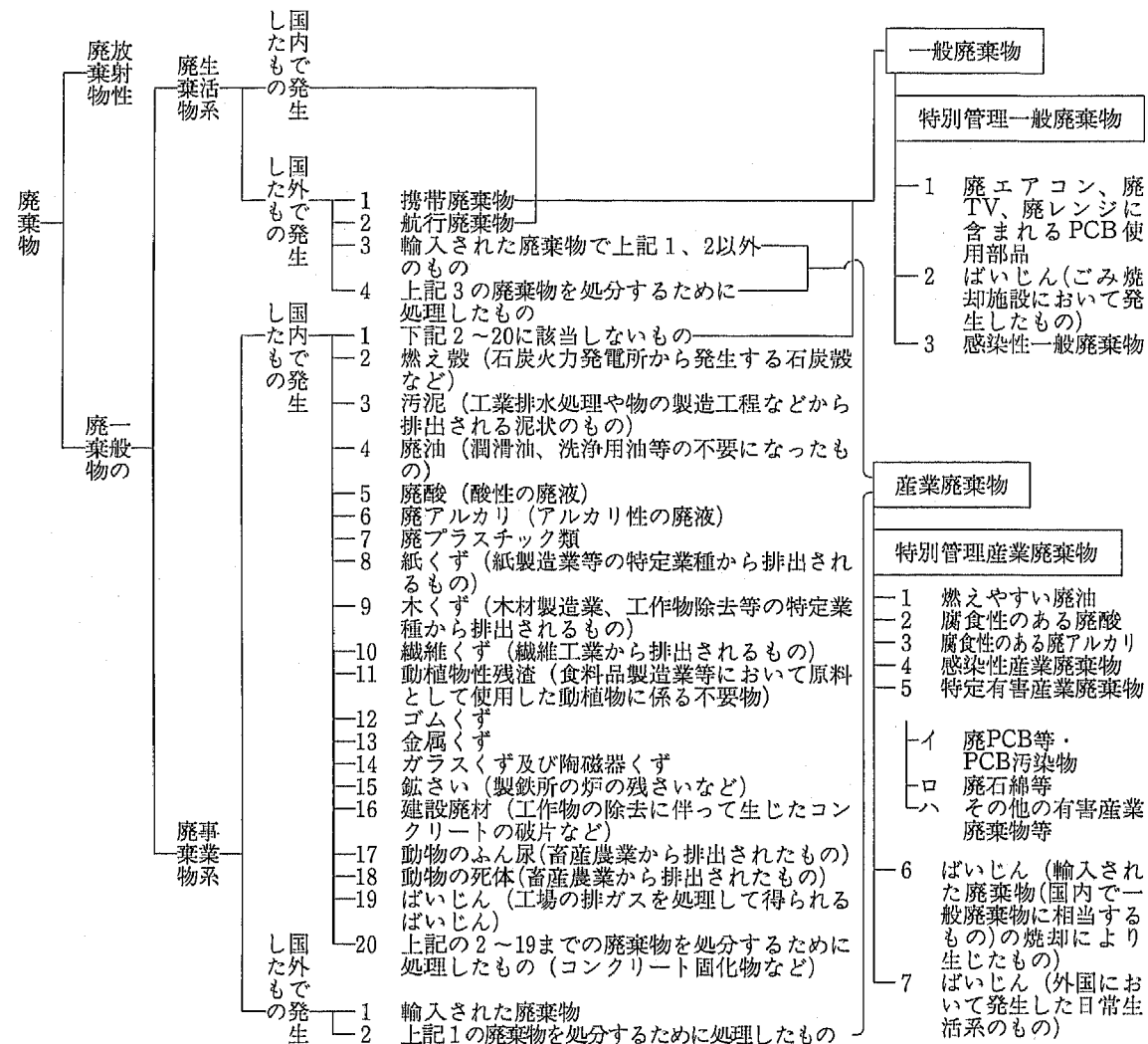
2 「その他」には、都道府県支出金、使用料・手数料及び市町村一般財源等を含む。

資料：「下水道終末処理」建設省都市局調

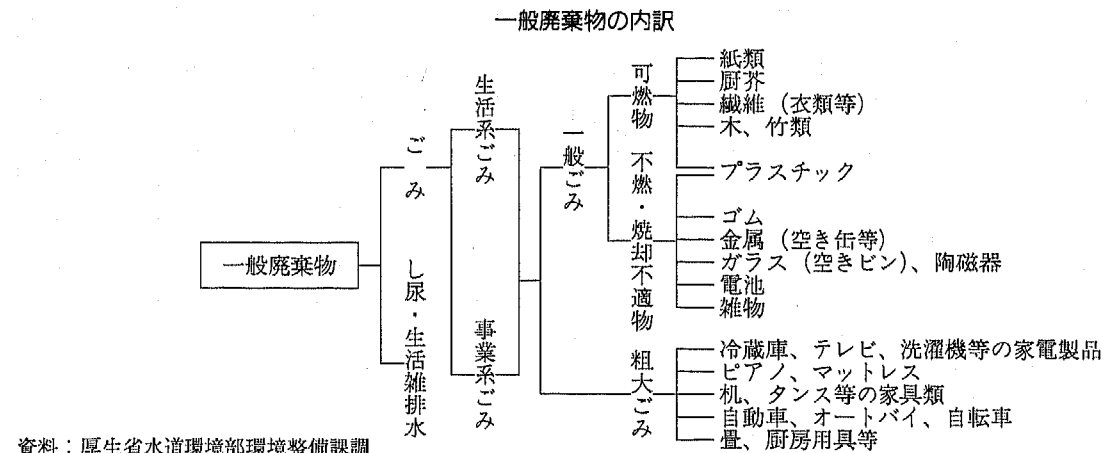
「ごみ・し尿処理」厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課調

第260表 廃棄物の分類と処理体制

[廃棄物の分類]



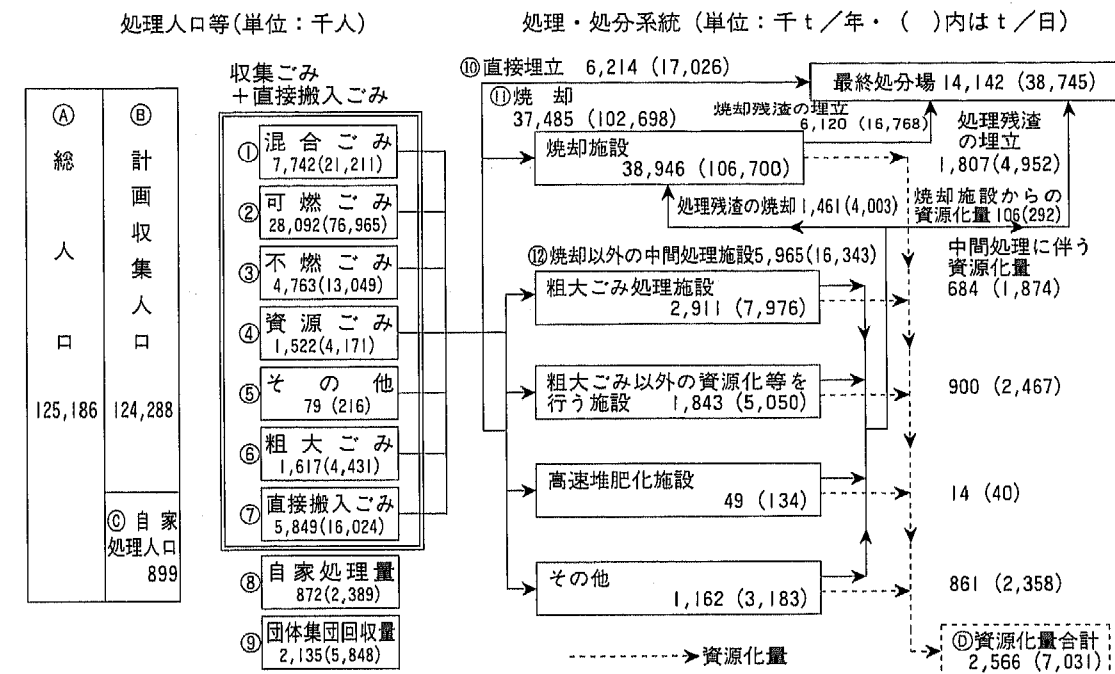
(注) 「その他の有害産業廃棄物等」には、当該廃棄物を処分するために処理したのも含まれる。



資料：厚生省水道環境部環境整備課調

第261表 ゴミ処理等の流れ

(I) ゴミ処理の流れ (平成6年度('94)実績)

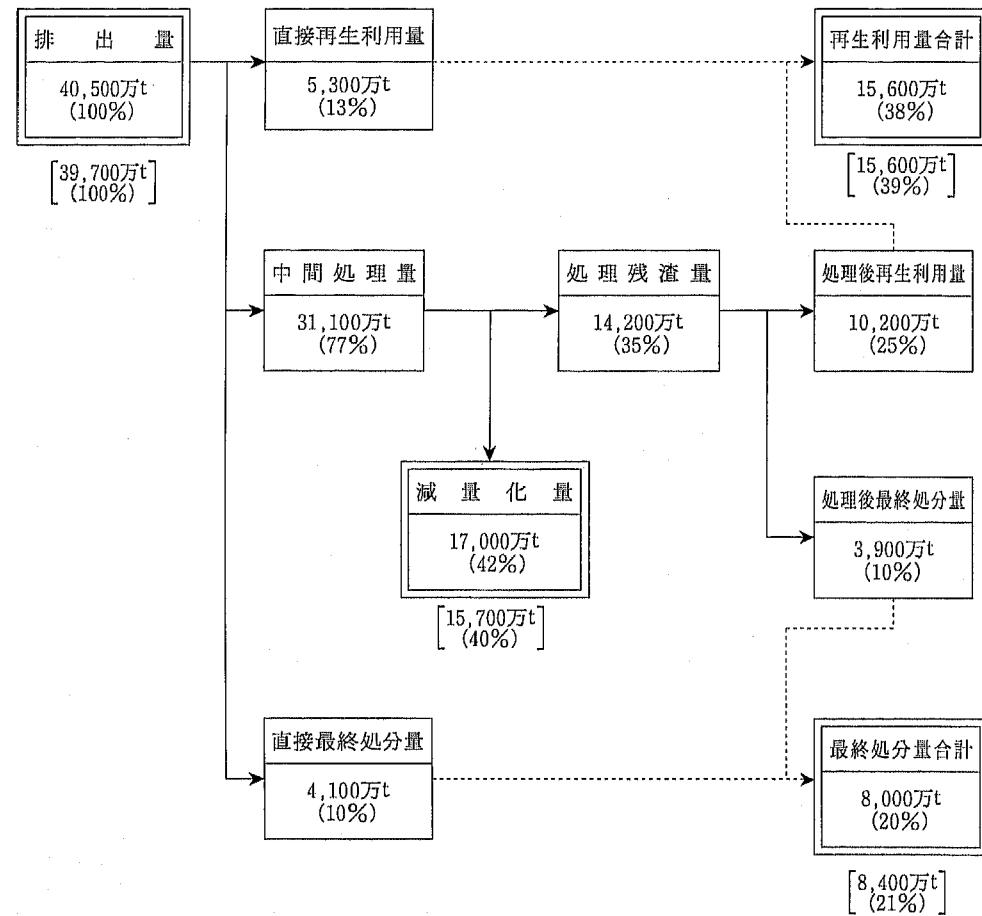


処理内訳	最終処分	市町村数	施設数と処理能力(潜工ベース)
直接埋立 12.5% (6,214)	直接焼却 75.5% (37,485)	3,235	焼却施設 1,887カ所
その他 2.3% (1,162)	最終処分 28.5% (14,142)	市 664 (市に東京23区を含む)	全連続燃焼式 440
選別・破碎・高速堆肥化等 9.7% (4,803)		町 1,993	准連続燃焼式 365
		村 578	機械化バッチ式 844
		事務組合数 870	固定バッチ式 238
			最終処分場 2,392
			186,117 t/日
			134,402
			28,674
			21,503
			1,538

資料：厚生省水道環境部環境整備課調

計画収集率 B/A=99.3%  
 ①+②+③+④+⑤+⑥=43,816千t/年(120.0千t/日)  
 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦=49,665千t/年(136.1千t/日)  
 ①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧=50,536千t/年(138.5千t/日)  
 1人1日当たり排出量  
 = (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) / A = 1,106g/人日  
 資源化率=⑩/(⑩+⑪+⑫) = 5.2%  
 リサイクル率= (⑨+⑩) / (⑨+⑩+⑪+⑫) = 9.1%

(ii) 産業廃棄物の処理の流れ (平成6年度)



(注) 枠外の[ ]内は平成5年度の数値である。  
資料：厚生省水道環境部産業廃棄物対策室調

第262表 市町村のごみ処理費用の推移

( )内は対前年増加率(%)

年次	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)
処理費用総額 (百万円)	1,261,089 〔9.3〕	1,385,150 〔9.8〕	1,587,245 〔14.6〕	1,846,287 〔16.3〕	2,283,345 〔23.7〕	2,166,464 〔△5.1〕
国民1人当たり の処理費用(円)	10,257 〔9.1〕	11,222 〔9.4〕	12,795 〔14.0〕	14,819 〔15.8〕	18,272 〔23.3〕	17,306 〔△5.3〕

(注) 人件費、委託費等の運営費のほか、処理施設の整備費を含む。  
資料：厚生省水道環境部環境整備課調

6 公 害

第263表 公害等調整委員会に係属した事件の処理件数

区分 年度	あつせん			調 停			仲 裁			裁 定			そ の 他			計			
	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済
昭和45・46年度	0	0	0	8	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	1	7
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14
平成元年度	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20
計	1	1	—	689	682	—	1	1	—	35(7)	22(6)	—	1	1	—	—	727	707	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
2. 「裁定」( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。  
3. 「その他」は、義務履行勧告申出事件である。

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第264表 都道府県公害審査会等における公害紛争事件の受付及び処理状況

区分 年度	受付件数				処理件数					年度末 係属件数
	合計	あっせん	調停	仲裁	合計	成立	打切り	取下げ	その他	
昭和45・46年度	25	8	17	0	15	10	2	2	1	10
47	25	3	20	2	14	8	4	1	1	21
48	30	6	23	1	28	19	6	3	0	23
49	24	4	19	1	27	22	5	0	0	20
50	21	3	18	0	22	9	9	4	0	19
51	22	3	19	0	21	12	5	4	0	20
52	25	1	24	0	15	12	1	2	0	30
53	22	2	20	0	21	11	6	4	0	31
54	22	1	21	0	24	12	7	5	0	29
55	27	0	27	0	22	13	8	1	0	34
56	19	1	18	0	21	4	13	4	0	32
57	15	0	15	0	23	13	8	2	0	24
58	26	0	26	0	19	12	5	0	2	31
59	20	1	19	0	24	14	5	5	0	27
60	29	0	29	0	21	11	9	1	0	35
61	23	0	23	0	26	18	6	2	0	32
62	28	0	28	0	27	15	10	1	1	33
63	26	1	25	0	22	11	7	4	0	37
平成元年度	36	0	36	0	23	13	6	4	0	50
2	57	0	57	0	40	9	23	5	3	67
3	43	0	43	0	43	15	20	8	0	67
4	51	0	51	0	36	7	22	6	1	82
5	44	0	44	0	53	24	22	5	2	73
6	30	0	30	0	50	16	28	4	2	53
7	39	0	39	0	41	16	19	6	0	51
8	42	0	42	0	32	9	21	1	1	61
計	771	34	733	4	710	335	277	84	14	—

(注) 1. 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2. 昭和45年11月1日～49年10月31日の間の「和解の仲介」は、「あっせん」に含めた。  
 3. 昭和56年度受付件数欄のあっせん1件は、職権によるあっせんである。

資料：公害等調整委員会事務局調

第265表 典型7公害の種類別苦情件数の推移

年 度	典 型 7 公 害	大気汚染	水質汚染	土壌 汚染	騒 音 ・ 振 動			地盤 沈下	悪 臭
					計	騒 音	振 動		
昭和41年度	19,517	4,962	2,197	—	8,833	…	…	31	3,494
45	59,467	12,911	8,913	67	22,568	…	…	11	14,997
50	67,315	11,873	13,453	593	23,812	…	…	68	17,516
55	54,809	9,282	8,269	230	24,094	21,063	3,031	34	12,900
60	51,413	9,036	7,617	222	21,946	19,364	2,582	39	12,553
61	50,129	8,851	7,324	165	21,512	19,077	2,435	28	12,249
62	51,665	9,430	7,114	150	22,639	20,083	2,556	32	12,300
63	51,223	8,978	7,551	175	22,746	20,080	2,666	41	11,732
平成元年度	49,036	9,036	7,513	175	20,826	18,495	2,331	47	11,439
2	49,359	9,496	7,739	233	20,431	18,287	2,144	37	11,423
3	46,650	9,489	7,753	208	18,657	16,830	1,827	37	10,506
4	44,976	9,108	8,099	204	17,123	15,315	1,808	33	10,409
5	43,175	8,837	7,570	215	16,553	14,779	1,774	22	9,978
6	45,642	10,319	7,279	183	16,792	15,016	1,776	34	11,035
7	42,701	10,013	6,763	213	15,552	13,492	2,060	29	10,131

資料：公害等調整委員会事務局「公害苦情件数調査結果報告書」

第266表 典型7公害以外の種類別苦情件数

年 度	合 計	日 照	通 障	風 害	光 害	電 波	土砂の	土砂の	廃棄物	ふん・	害虫等	火災の	死骸の	その他
							散 乱	流 出	の不法	尿の害	の発生	危 険	放 置	
平成元年度	23,123	352	34	61	327	110	236	5,147	518	4,042	1,895	1,785	8,616	
2	24,935	408	23	64	372	129	119	5,029	594	4,314	2,432	2,423	9,028	
3	30,063	262	3	71	648	118	102	6,175	720	4,137	3,113	4,050	10,664	
4	31,210	324	12	66	536	111	76	6,741	646	4,940	2,569	4,014	11,175	
5	36,142	220	2	74	467	113	321	8,320	847	4,411	2,487	5,784	13,096	
6	20,914	42	17	62	414	189	129	5,175	727	2,868	1,034	3,003	7,254	
7	18,663	53	18	55	387	202	113	4,065	635	2,749	873	2,091	7,422	

資料：公害等調整委員会「年次報告」

第267表 公害健康被害の補償等に関する法律の指定地域及び被認定者数等

平成8年('96)3月末現在

地域	疾病名	指定地域	実施主体	指定年月日	現存被認定者数		
旧第一種地域	慢性気管支炎、 気管支喘息、喘 息性気管支炎及 び肺気腫並び にこれらの続発 症	千葉市 南部臨海地域	千葉市	49.11.30	518		
		東京都 千代田区 全域	千代田区	"	220		
		" 中央区 全域	中央区	50.12.19	326		
		" 港区 全域	港区	49.11.30	746		
		" 新宿区 全域	新宿区	"	1,883		
		" 文京区 全域	文京区	"	871		
		" 台東区 全域	台東区	50.12.19	782		
		" 品川区 全域	品川区	49.11.30	1,483		
		" 大田区 全域	大田区	"	3,361		
		" 目黒区 全域	目黒区	50.12.19	869		
		" 渋谷区 全域	渋谷区	49.11.30	973		
		" 豊島区 全域	豊島区	50.12.19	1,051		
		" 北区 全域	北区	"	1,810		
		" 板橋区 全域	板橋区	"	2,428		
		" 墨田区 全域	墨田区	"	1,053		
		" 江東区 全域	江東区	49.11.30	2,306		
		" 荒川区 全域	荒川区	50.12.19	1,322		
		" 足立区 全域	足立区	"	3,251		
		" 葛飾区 全域	葛飾区	"	1,841		
		" 江戸川区 全域	江戸川区	"	2,696		
				東京都 小計			29,272
		(非特異的疾患)	慢性気管支炎、 気管支喘息、喘 息性気管支炎及 び肺気腫並び にこれらの続発 症	横浜市 鶴見臨海地域	横浜市	47.2.1	715
				川崎市 川崎区・幸区	川崎市	44.12.27	2,663
				富士市 中部地域	富士市	47.2.1	582
				名古屋市 中南部地域	名古屋市	52.1.13	4,009
				東海市 北部・南部地域	愛知県	48.2.1	739
				四日市市 臨海地域	三重県	44.12.27	674
				桶町 全地域	三重県	49.11.30	67
				大阪市 全地域	大阪市	44.12.27	13,651
				豊中市 南部地域	豊中市	49.11.30	395
				吹田市 南部地域	吹田市	50.12.19	366
				守口市 全地域	守口市	48.2.1	2,115
				東大阪市 中西部地域	東大阪市	52.1.13	2,601
				八尾市 中西部地域	八尾市	53.6.2	1,310
				堺市 西部地域	堺市	48.8.1	3,158
				神戸市 臨海地域	神戸市	52.1.13	1,601
				尼崎市 東部・南部地域	尼崎市	"	3,939
倉敷市 水島地域	倉敷市			45.12.1	2,253		
玉野市 南部臨海地域	岡山県			49.11.30	79		
備前市 片上湾沿岸地域	"			50.12.19	108		
北九州市 洞海湾沿岸地域	北九州市			"	1,541		
大牟田市 中部地域	大牟田市			48.2.1	1,839		
				計			74,195
第二種地域(特異的疾患)	水俣病 イタイイタイ病 慢性砒素中毒症			阿賀野川下流地域	新潟県	44.12.27	184
		"	新潟市	"	206		
		水俣湾沿岸地域	鹿児島県	"	271		
		"	鹿児島県	"	789		
		神通川下流地域	熊本県	"	12		
		島根県 笹ヶ谷地区	島根県	49.7.4	6		
宮崎県 土呂久地区	宮崎県	48.2.1	77				
		計			1,545		

(注) 旧指定地域の表示は、いずれも指定当時の行政区画等による。

資料：環境庁調

第268表 環境事業団事業状況

(i) 譲渡(売買予約)契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
造成建設事業 件数	26	29	22	20	14	16	18
金額	49,000,000	50,000,000	53,844,000	53,328,000	27,053,000	34,308,000	32,376,000
集団設置建物 件数	9	7	8	8	3	6	7
金額	26,121,000	25,019,000	32,169,000	32,750,000	9,300,000	15,482,000	13,625,000
工場移転用地 件数	5	9	2	—	2	—	—
金額	11,000,000	12,655,000	6,500,000	—	5,624,000	—	—
共同福利施設 件数	6	7	5	5	4	3	2
金額	7,432,000	7,041,000	6,159,000	11,801,000	6,628,000	10,164,000	9,712,000
大気汚染対策緑地 件数	3	3	3	3	3	3	4
金額	2,390,000	3,227,000	4,559,000	5,630,000	4,674,000	6,347,000	6,043,000
国立・国定公園施設 件数	3	3	3	3	—	—	—
金額	2,057,000	2,058,000	2,726,000	2,767,000	—	—	—
産業廃棄物処理施設 ・一体緑地 件数	—	—	1	1	1	2	3
金額	—	—	1,731,000	380,000	527,000	965,000	2,136,000
国立・国定公園 件数	—	—	—	—	1	2	2
複合施設 金額	—	—	—	—	300,000	1,350,000	860,000
貸付事業 件数	80	99	93	105	90	60	42
金額	25,000,000	30,000,000	35,000,000	37,000,000	33,862,700	40,768,350	22,799,490

(注) 「集団設置建物」の昭和63年9月までの区分(名称)は「共同利用建物」である。

(ii) 確定(売買)契約ベース

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
集団設置建物 件数	4	6	5	3	10	3	8
金額	14,969,583	28,855,501	23,044,468	5,760,400	25,958,778	15,306,920	22,334,601
工場移転用地 件数	5	2	7	3	3	—	—
金額	10,848,102	7,817,481	13,196,878	6,314,129	2,464,385	—	—
共同福利施設 件数	2	3	5	6	3	1	0
金額	4,993,107	6,402,552	10,372,732	15,047,961	10,501,740	11,687,795	0
大気汚染対策緑地 件数	—	1	0	3	3	0	3
金額	—	3,966,348	0	7,186,071	2,262,687	0	11,313,791
国立・国定公園施設 件数	—	—	—	2	1	2	1
金額	—	—	—	5,037,432	3,729,079	2,335,596	32,028
国立・国定公園複合施設 件数	—	—	—	—	—	1	1
金額	—	—	—	—	—	85,217	814,218

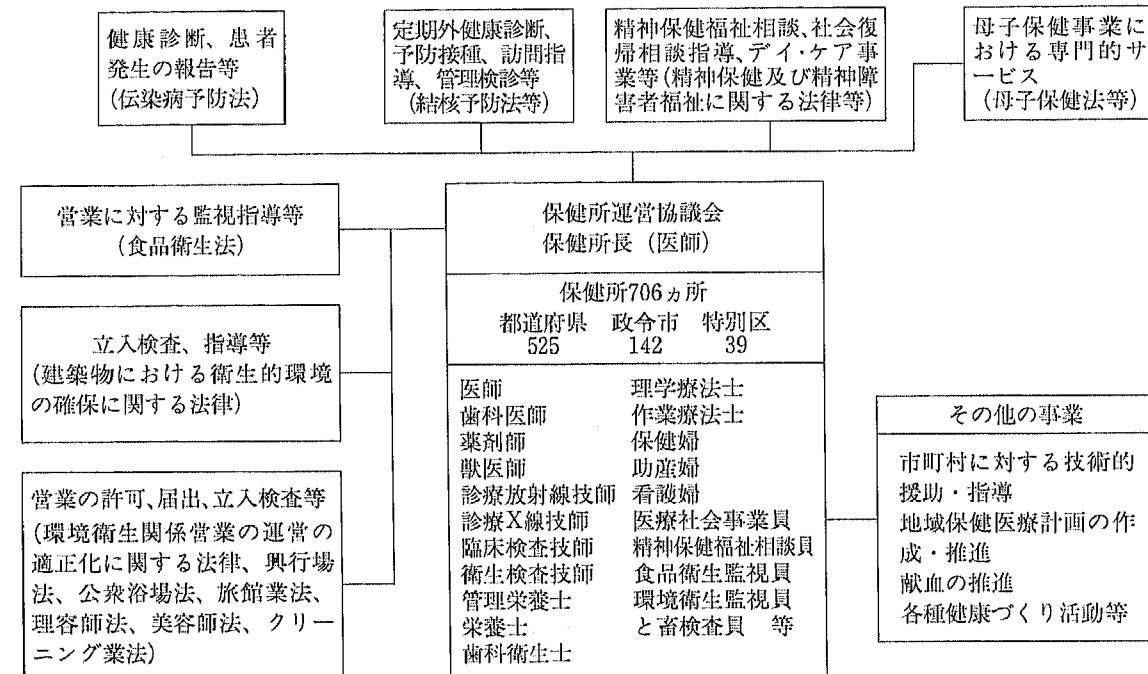
(注) 前表を参照

資料：環境事業団調

7 保健所及び保健センター

第269表 保健所の活動

平成9年4月1日現在



資料：厚生省保健医療局調

第270表 保健所数及び保健所職員総数

	平成2年('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)
保健所数	850	852	852	848	847	845	845
都道府県立	634	636	635	631	625	625	625
政令市	163	163	164	164	169	167	167
特別区	53	53	53	53	53	53	53
職員総数	34,571	34,470	34,463	34,302	34,134	34,004	33,698
医師	1,245	1,256	1,288	1,303	1,312	1,309	1,265
歯科医師	70	72	72	79	80	83	80
薬剤師獣医師	1,625	1,752	2,043	1,984	2,147	2,095	4,629
保健婦	8,305	8,386	8,408	8,453	8,462	8,515	8,512
看護婦	281	277	278	290	293	281	275
助産婦	76	76	79	80	79	80	77
X線技術者	1,274	1,259	1,257	1,268	1,217	1,207	1,186
管理栄養士	1,026	998	1,115	1,187	1,168	1,177	1,219
栄養士	254	290	188	137	166	149	107
歯科衛生士	350	348	349	355	355	356	360
試験検査技術者	1,613	1,606	1,533	1,492	1,503	1,474	1,386
理学療法士							
作業療法士	22	23	28	33	40	43	51
その他	18,430	18,127	17,825	17,641	17,312	17,235	14,551

資料：厚生省保健医療局調

第271表 保健所活動状況

(実数)

業務の種類	平成6年(1994)	平成7年(1995)	平成8年(1996)
健康診断 (開設回数)	311,241	294,127	275,459
受診延べ人数	9,677,166	9,132,082	8,481,276
環境衛生監視指導延べ施設数	671,256	667,119	610,398
食品衛生監視指導延べ施設数 (許可を要する施設)	3,419,634	.	.
(許可を要しない施設)	1,931,333	.	.
結核予防 (結核予防法第34条による) 医療費公費負担承認件数	79,006	71,911	66,591
梅毒血清反応検査被検査者数*	65,590	42,101	38,543
保健所活動による予防接種被接種者延べ数	1,642,679	.	.
寄生虫検査被検査者数 (保健所活動分)	128,491	117,082	112,054
母子衛生 (保健所活動分)	187,180	185,872	175,483
妊婦保健指導延べ人員	247,779	242,196	216,472
産婦保健指導延べ人員	1,083,174	1,165,193	1,111,857
乳児保健指導 (3歳児(実人員)延べ人員)	1,037,164	999,461	987,827
その他 (検診・保健指導受診延べ人員)	705,078	841,976	811,636
歯科衛生 (予防延べ人員)	2,821,927	2,753,043	2,744,136
治療延べ人員	465,496	450,801	440,399
治療人員	1,986	2,766	1,789
個別指導 (栄養指導延べ人員)	1,204,100	1,127,452	1,080,267 (注1)
施設指導延べ施設数	41,839	42,420	49,605
集団指導 (開回回数)	110,751	86,152	83,602
延べ人員	3,188,796	2,522,426	2,453,429
施設指導 (開回回数)	5,445	4,767	5,233
延べ施設数	90,200	90,488	110,941
衛生教育開回回数	287,600	289,683	284,910
保健婦 (家庭訪問被訪問延べ数)	934,980	.	.
(保健所保健婦) (家庭訪問以外の活動実施回数)	569,453	.	.
医療社会事業 (面接延べ回数)	204,384	232,975	233,786
訪問延べ回数	133,496	142,738	136,184
試験検査 (延べ検査体数)	30,908,545	21,303,977	21,669,632 (注4)

(注1) 平成8年は訪問指導「16,587」を含む。

(注2) 平成8年は訪問指導延べ人員「1,138,097」である。

(注3) 平成8年は被指導延べ人員「16,394,095」である。

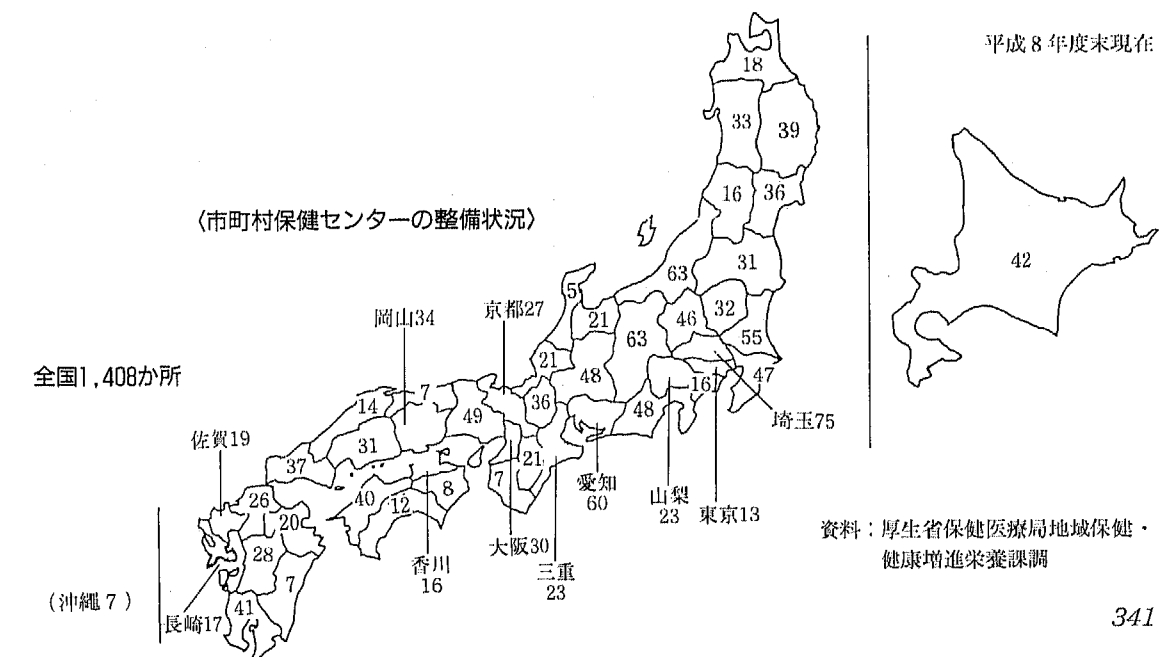
(注4) 平成8年より項目の変更が生じた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」※「厚生省報告例」

・は平成7年より法改正により廃止、または変更となり、該当する項目がなくなったものである。

第272表 市町村保健センター数

市町村保健センター数	平成2年(1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
	1,106	1,152	1,185	1,212	1,270	1,335	1,408





## 第9節 福祉サービス

### 1 身体障害者及び精神薄弱者福祉

第273表 身体障害者手帳交付台帳登録数

平成8年度末

区分	総数	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害
総数	3,895,557	408,388	438,913	48,824	2,240,543	758,889
18歳未満	110,354	6,404	19,373	1,136	65,824	17,617
18歳以上	3,785,203	401,984	419,540	47,688	2,174,719	741,272

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第274表 福祉事務所における精神薄弱者相談状況

区分	相談実人員	相談内容							
		総数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	その他
平成2年度('90)	149,647	251,913	76,338	1,405	19,185	19,985	38,774	12,611	83,615
3 ('91)	170,231	267,835	78,494	1,159	19,407	19,436	39,150	11,332	98,857
4 ('92)	162,475	268,311	84,067	1,168	19,806	19,691	39,968	12,891	90,720
5 ('93)	165,037	274,842	88,567	1,425	21,186	19,814	39,624	11,231	92,995
6 ('94)	176,702	333,131	136,212	1,402	22,364	20,446	42,634	11,346	98,727
7 ('95)	177,521	327,571	135,564	1,290	23,230	19,906	41,481	10,610	95,490
8 ('96)	186,866	302,518	98,046	1,046	24,310	21,326	46,019	10,818	100,953

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第275表 身体障害者更生援護施設・精神薄弱者援護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区分	平成2年('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)
肢体不自由者更生施設	施設数 44	44	44	43	42	41
	在所者数 1,246	1,196	1,182	1,106	1,047	1,042
視覚障害者更生施設	施設数 16	15	16	15	15	15
	在所者数 1,220	1,194	1,168	1,145	1,117	1,133
聴覚・言語障害者更生施設	施設数 3	3	3	3	3	3
	在所者数 151	156	134	146	150	140
内部障害者更生施設	施設数 13	11	10	7	7	6
	在所者数 511	458	381	322	337	320
身体障害者療護施設	施設数 210	223	237	244	261	269
	在所者数 13,219	13,945	14,774	15,362	16,388	16,871
重度身体障害者更生援護施設	施設数 61	63	66	68	70	71
	在所者数 3,577	3,701	3,844	3,949	4,153	4,249
身体障害者福祉ホーム	施設数 10	11	12	13	17	21
	在所者数 140	182	219	225	255	285
身体障害者授産施設	施設数 85	85	84	85	84	82
	在所者数 4,025	4,006	3,809	3,859	3,865	3,826
重度身体障害者授産施設	施設数 119	121	123	123	125	125
	在所者数 7,241	7,423	7,584	7,611	7,863	7,903
身体障害者通所授産施設	施設数 109	120	139	160	173	185
	在所者数 2,349	2,597	3,026	3,496	3,904	4,300
身体障害者福祉工場	施設数 24	27	28	32	33	34
	在所者数 1,210	1,258	1,313	1,338	1,389	1,415
身体障害者福祉センター	施設数 190	202	211	224	228	233
在宅障害者デイ・サービス施設	施設数 25	35	45	60	77	103
障害者更生センター	施設数 9	9	9	9	9	9
補装具製作施設	施設数 28	28	27	27	27	26
点字図書館	施設数 74	74	74	74	74	74
点字出版施設	施設数 13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	施設数 .	2	5	7	8	11
精神薄弱者更生施設	施設数 999	1,066	1,128	1,194	1,259	1,324
	在所者数 63,438	67,432	70,405	74,129	77,759	81,063
精神薄弱者授産施設	施設数 577	620	670	721	761	818
	在所者数 25,186	26,719	28,790	31,113	33,019	35,299
精神薄弱者通所寮	施設数 106	109	109	110	111	112
	在所者数 2,347	2,394	2,448	2,475	2,485	2,525
精神薄弱者福祉ホーム	施設数 46	49	52	53	55	58
	在所者数 439	477	510	504	542	567

(注) 1 身体障害者福祉センター及び障害者更生センターは昭和59年法律改正により身体障害者更生援護施設となった。  
2 精神薄弱者通所寮及び精神薄弱者福祉ホームは平成2年法律改正により精神薄弱者援護施設となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第276表 身体障害者更生援護状況

区分	平成3年度('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)
更生援護取扱実人員	1,204,998	1,255,666	1,318,564	1,425,240	1,515,616	1,582,228
身体障害者手帳新規交付者数(18歳以上)	211,541	215,770	229,627	237,717	251,435	272,868
相談指導及び措置件数	1,767,260	1,854,230	1,945,510	2,066,134	2,213,044	2,242,321
身体障害者更生援護施設等への入所その利用及び紹介(再掲)	45,019	46,520	44,659	46,603	45,997	46,701
補装具件数(交付)	460,030	500,179	538,982	601,392	681,094	758,704
(修理)	49,550	52,595	55,912	63,381	69,047	77,882
更生医療給付決定件数	93,063	85,616	76,816	65,861	50,463	52,871

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第277表 身体障害者に対する補装具交付等の状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
交 付	件数 414,127 公費負担額 9,783,962	460,030 10,856,016	500,179 11,785,986	538,982 12,952,389	601,392 14,702,492	681,094 16,497,957	758,704 18,229,607
義肢	件数 2,753 公費負担額 225,492	2,755 234,078	2,676 230,438	2,557 247,290	2,576 253,881	2,567 290,047	2,474 263,590
義足	件数 7,954 公費負担額 1,420,792	7,824 1,469,680	7,681 1,516,069	7,650 1,607,324	7,687 1,734,589	7,666 1,883,900	7,775 1,983,339
装 具	件数 19,807 公費負担額 1,071,430	20,796 1,149,157	20,700 1,154,098	20,763 1,240,798	21,876 1,421,383	22,695 1,479,549	24,108 1,583,384
盲人安全つえ	件数 7,473 公費負担額 19,635	7,436 20,241	7,281 20,429	7,217 20,768	7,289 20,998	7,356 22,039	7,751 23,039
補聴器	件数 29,475 公費負担額 1,169,809	30,474 1,264,033	31,603 1,339,944	32,147 1,419,189	34,836 1,580,102	35,685 1,688,360	37,121 1,805,694
車いす	件数 37,415 公費負担額 3,790,412	39,213 4,208,168	42,250 4,701,705	44,575 5,169,208	47,124 5,636,426	52,632 6,406,768	55,023 5,971,733
歩行補助つえ	件数 11,715 公費負担額 46,376	11,913 49,696	11,844 50,726	11,816 52,076	12,258 54,926	13,267 59,654	13,965 67,135
その他	件数 297,535 公費負担額 2,050,015	339,619 2,460,964	376,144 2,772,577	412,257 3,195,736	467,746 4,000,187	539,226 4,667,640	610,487 6,531,693
修 理	件数 46,601 公費負担額 1,033,581	49,550 1,131,948	52,595 1,229,976	55,912 1,293,529	63,381 1,482,673	69,047 1,598,919	77,882 1,801,512
義肢	件数 1,647 公費負担額 46,434	1,120 46,051	1,088 44,644	1,074 51,683	1,130 57,390	1,075 57,361	1,068 58,042
義足	件数 6,010 公費負担額 405,557	5,826 431,568	5,893 452,103	5,452 455,266	5,640 511,740	5,773 529,915	5,811 573,216
装 具	件数 6,314 公費負担額 96,019	6,966 103,518	7,057 112,674	7,240 116,813	7,737 126,850	8,340 133,716	9,060 148,971
盲人安全つえ	件数 35 公費負担額 30	31 44	21 23	22 48	36 56	40 66	58 89
補聴器	件数 16,404 公費負担額 72,428	18,445 77,562	19,826 79,172	22,463 94,390	26,450 110,743	29,868 125,405	35,024 146,549
車いす	件数 13,646 公費負担額 406,716	14,677 465,656	16,210 532,452	16,798 561,614	19,463 663,793	20,722 735,032	17,444 521,020
歩行補助つえ	件数 1,828 公費負担額 2,122	1,775 2,455	1,749 2,218	1,799 2,436	1,913 2,561	1,955 2,787	2,014 3,063
その他	件数 717 公費負担額 4,276	710 5,094	751 5,690	1,064 11,279	1,012 9,540	1,274 14,637	7,403 350,562

(注) 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第278表 身体障害者に対する更生医療給付決定状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計	件数 91,720 公費負担額 4,157,916	93,063 4,416,094	85,616 4,065,725	76,816 4,380,976	65,861 4,748,079	50,483 6,323,089	52,871 6,942,696
視 覚 障 害	件数 58 公費負担額 4,054	53 3,081	41 2,328	58 3,435	34 3,116	46 3,422	44 4,681
聴覚・平衡機能障害	件数 14 公費負担額 1,091	17 952	5 350	18 908	37 3,010	54 3,473	95 10,402
音声・言語・そしゃく機能障害	件数 123 公費負担額 3,588	163 2,800	114 7,963	119 3,537	87 4,122	108 6,495	135 5,513
肢体不自由	件数 3,693 公費負担額 323,533	4,162 359,867	4,200 366,211	4,094 372,523	3,597 426,663	4,112 523,765	4,493 636,784
心臓機能障害	件数 13,087 公費負担額 996,921	13,791 1,137,300	14,364 1,112,385	14,912 1,316,423	16,406 1,368,596	19,782 1,807,994	20,307 2,095,556
じん臓機能障害	件数 74,485 公費負担額 2,755,623	74,800 2,900,028	66,863 2,573,001	57,572 2,668,684	45,690 2,940,895	26,349 3,975,093	27,581 4,158,603
小腸障害	件数 260 公費負担額 4,471	77 12,067	29 3,487	43 15,516	10 1,677	10 2,815	70 11,747
訪問看護	件数 . 公費負担額 .	. .	. .	. .	. .	2 32	146 19,410

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第279表 障害者職業能力開発校修了者数

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
総 数	1,204	1,172	1,247	1,259	1,328	1,315
※電気・電子機器	87	81	114	75	79	77
※被服縫製	129	140	159	114	106	136
※木工	43	48	57	49	31	44
※製函	64	96	93	70	75	87
※印刷・製本	207	159	159	203	173	173
塗 装	9	9	9	11	10	14
皮革工芸	10	6	6	16	20	14
義肢装具	21	18	18	16	18	24
印章彫刻	15	13	13	15	16	9
陶磁器	20	21	21	22	21	22
デザイン	19	15	27	25	22	22
園芸	34	30	30	24	23	16
※一般事務	210	312	312	347	379	273
臨床検査	16	10	10	11	9	3
その他	320	214	219	255	346	401

(注) ※印は類似のものをまとめた数を掲げた。

資料：労働省職業能力開発局調

2 児童福祉

第280表 児童相談所処理件数

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)
総 数	275,653	275,711	276,823	281,430	291,904	312,453	316,531
訓 戒 ・ 警 告	1,362	1,257	1,262	1,150	983	797	807
見 童 福 祉 司 の 指 導	4,640	4,526	4,436	4,122	3,406	3,158	3,383
福 祉 事 務 所 へ 送 致 又 は 通 知	1,415	1,195	1,095	1,101	1,067	869	894
見 童 委 員 の 指 導	42	36	47	38	43	42	41
里 親 ・ 保 護 受 託 者 委 託	789	742	732	700	672	699	613
見 童 福 祉 施 設 に 入 所 ・ 通 所	22,153	22,036	21,637	21,490	21,704	22,112	22,041
他 の 機 関 に あ っ 旋 紹 介	2,636	3,022	3,055	3,335	3,543	4,494	3,806
面 接 の 指 導	215,450	215,952	217,239	223,050	230,909	250,187	255,520
そ の 他	27,166	26,945	27,320	26,444	29,577	30,095	29,426
法第27条の2により家庭裁判所に送致されたもの(再掲)	42	27	35	26	28	30	26
年度末現在未処理件数	16,716	16,053	15,689	14,988	14,318	14,845	16,129

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第281表 児童福祉施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区 分	平成2年('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)
総 数	33,176	33,128	33,234	33,242	33,234	33,231	33,231
助 産 施 設	1,797,950	1,782,560	1,771,285	1,757,322	1,747,853	1,748,142	1,748,142
乳 児 院	635	622	604	588	574	560	560
母 子 寮	118	117	117	117	117	116	116
保 育 所	2,599	2,583	2,671	2,646	2,623	2,566	2,566
養 護 施 設	327	325	319	315	312	309	309
精 神 薄 弱 児 施 設	11,936	11,822	11,606	11,794	11,573	11,245	11,245
自 閉 症 児 施 設	22,703	22,668	22,635	22,584	22,526	22,488	22,488
精 神 薄 弱 児 通 園 施 設	1,723,775	1,709,148	1,699,149	1,685,862	1,675,877	1,678,866	1,678,866
盲 児 施 設	533	533	530	530	529	528	528
ろ う あ 児 施 設	27,423	26,882	26,357	26,036	25,960	25,741	25,741
難 聴 幼 児 通 園 施 設	307	304	303	300	297	295	295
虚 弱 児 施 設	16,754	16,339	16,039	15,432	15,022	14,597	14,597
肢 体 不 自 由 児 施 設	8	8	7	7	7	7	7
肢 体 不 自 由 児 通 園 施 設	313	314	241	243	265	264	264
重 症 心 身 障 害 児 施 設	215	214	215	217	222	222	222
情 緒 障 害 児 短 期 治 療 施 設	6,207	6,394	6,497	6,506	7,052	6,785	6,785
教 護 院	21	21	21	21	21	19	19
小 型 児 童 館	365	348	321	289	242	239	239
大 型 児 童 館	18	17	17	17	17	17	17
大 型 児 童 館	293	275	276	272	265	262	262
大 型 児 童 館	27	27	27	26	26	26	26
大 型 児 童 館	710	676	649	650	638	658	658
大 型 児 童 館	33	33	33	33	33	32	32
大 型 児 童 館	1,578	1,548	1,502	1,443	1,423	1,404	1,404
大 型 児 童 館	72	72	72	72	70	70	70
大 型 児 童 館	6,217	6,093	5,552	5,551	5,307	5,049	5,049
大 型 児 童 館	73	73	74	77	79	79	79
大 型 児 童 館	2,407	2,446	2,324	2,460	2,488	2,360	2,360
大 型 児 童 館	8	8	9	9	8	8	8
大 型 児 童 館	269	268	273	285	288	288	288
大 型 児 童 館	65	65	71	73	76	78	78
大 型 児 童 館	6,551	6,795	7,050	7,283	8,015	7,748	7,748
大 型 児 童 館	13	13	13	14	16	16	16
大 型 児 童 館	460	490	481	461	539	560	560
大 型 児 童 館	57	57	57	57	57	57	57
大 型 児 童 館	2,029	1,961	1,903	1,903	1,849	1,755	1,755
大 型 児 童 館						2,719	2,719
大 型 児 童 館						1,235	1,235
大 型 児 童 館						13	13
大 型 児 童 館						3	3
大 型 児 童 館						1	1
大 型 児 童 館						183	183
大 型 児 童 館						4,157	4,157
大 型 児 童 館						4,167	4,167
大 型 児 童 館						4,150	4,150

(注) 在所者数には母子寮を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

第282表 里親・保護受託者及び委託児童数

年度末現在

区 分	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)
登 録 里 親 数	8,046	8,163	8,122	8,090	8,044	8,059	7,975
児 童 が 委 託 さ れ て い る 里 親 数	2,312	2,183	2,159	2,083	2,029	1,940	1,841
里 親 に 委 託 さ れ て い る 児 童 数	2,876	2,671	2,614	2,561	2,475	2,377	2,242
登 録 保 護 受 託 者 数	306	292	293	293	292	293	244
児 童 が 委 託 さ れ て い る 保 護 受 託 者 数	6	3	1	4	2	7	2
保 護 受 託 者 に 委 託 さ れ て い る 児 童 数	8	5	1	4	2	7	2

(注) 1 現行里親制度は里親を希望する者を登録しておき、適当な場合に児童の養育を委託するという仕組みをとっている。

2 保護受託者とは義務教育を終了した養護に欠ける児童の保護及び技能指導を行うものである。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第283表 育成医療等の給付及び補装具等の交付状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成3年度('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)
養 育 医 療						
決 定 件 数	21,256	22,605	22,004	23,531	21,508	21,038
母 子 保 健 法 に よ る 公 費 負 担 額	2,228,962	2,470,607	2,493,219	2,641,734	4,111,504	3,337,713
社 会 保 険 ・ 結 核 予 防 法 に よ る 負 担 額	21,056,411	23,706,980	25,315,535	28,391,502	29,892,410	33,867,152
療 育 の 給 付						
決 定 件 数	88	71	67	57	45	52
骨 関 節 結 核 以 外 の 結 核	7	1	7	1	1	—
骨 関 節 結 核 以 外 の 結 核	81	70	60	56	44	52
児 童 福 祉 法 に よ る 公 費 負 担 額	29,961	18,827	18,094	20,478	19,702	19,548
社 会 保 険 ・ 結 核 予 防 法 に よ る 負 担 額	73,133	60,016	52,930	60,584	46,876	66,064
育 成 医 療						
決 定 件 数	51,663	54,173	52,792	52,509	52,086	55,968
視 覚 障 害	5,620	6,133	5,873	6,330	6,413	7,036
聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 害	1,742	1,996	2,063	2,120	2,343	2,581
音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ く 機 能 障 害	12,185	12,004	12,184	11,686	10,969	12,025
肢 体 不 自 由	11,317	11,342	10,542	10,166	9,735	9,975
心 臓 機 能 障 害	7,887	8,259	7,726	7,627	8,210	7,883
腎 臓 機 能 障 害	1,103	1,166	1,227	1,176	1,039	923
そ の 他	11,809	13,273	13,177	13,404	13,377	15,545
児 童 福 祉 法 に よ る 公 費 負 担 額	2,639,624	2,924,076	2,672,456	3,021,297	3,274,019	3,368,282
社 会 保 険 ・ 結 核 予 防 法 に よ る 負 担 額	33,526,849	36,779,453	37,155,468	38,769,312	41,556,356	43,073,922
補 装 具 の 交 付						
決 定 件 数	45,816	48,992	51,041	55,161	59,927	64,291
盲 人 安 全 つ ぎ	96	83	81	82	107	75
補 聴 器	6,988	6,912	6,789	7,379	7,129	6,657
義 肢	198	186	152	167	132	127
義 手	537	552	508	458	504	513
装 車 具	13,369	14,537	14,848	16,093	17,089	18,379
車 い す	8,111	8,871	9,063	9,477	10,160	10,328
歩 行 補 助 つ ぎ	1,314	1,350	1,364	1,225	1,338	1,257
そ の 他	15,203	16,501	18,236	20,280	23,468	26,955
児 童 福 祉 法 に よ る 公 費 負 担 額	2,655,207	2,944,353	3,198,269	3,653,914	4,095,026	4,578,697
補 装 具 の 修 理						
決 定 件 数	14,081	14,838	15,494	18,491	20,483	21,828
盲 人 安 全 つ ぎ	—	—	1	2	—	—
補 聴 器	10,608	11,282	11,777	14,365	15,908	17,108
義 肢	35	32	28	22	23	14
義 手	154	162	160	141	136	124
装 車 具	1,276	1,142	1,144	1,289	1,372	1,382
車 い す	1,506	1,753	1,874	2,029	2,070	2,194
歩 行 補 助 つ ぎ	55	84	75	56	65	57
そ の 他	447	383	435	587	909	949
児 童 福 祉 法 に よ る 公 費 負 担 額	125,049	145,448	143,194	167,012	192,263	228,797

(注) 1 養育医療及び療育の公費負担額中には自己負担額を含む。

2 車いすには電動車いすを含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第284表 1歳6か月児健診実施件数

区分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
件数	1,120,614	1,096,555	1,084,679	1,089,450	1,069,991	1,089,888	1,081,462

資料：厚生省児童家庭局調

第285表 3歳児健康診査成績

区分	平成2年('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
被検者数	1,125,700	1,095,639	1,072,087	1,044,034	1,037,164	1,096,254	1,062,088
健康管理上注意すべきもの	173,749	200,768	210,065	207,802	206,616	225,305	255,187
身体面	110,917	140,011	152,606	151,074	150,345	159,375	162,345
精神発達面	62,832	60,757	57,459	56,728	56,271	65,930	62,842

資料：厚生省大臣官房統計情報部「保健所運営報告」

第286表 児童扶養手当受給世帯数

区分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
総数	588,782	574,100	567,686	574,844	587,232	603,534	624,101
生別母子世帯	494,561	486,860	485,904	495,279	508,768	526,013	545,667
離婚世帯							
その他	1,703	1,354	1,241	1,137	1,101	1,050	1,093
死別母子世帯	18,326	16,167	14,544	13,630	12,735	11,895	11,326
未婚の母子世帯	30,943	30,594	30,813	31,964	33,300	34,690	36,582
障害者世帯	8,114	7,101	6,138	5,484	5,039	4,508	4,227
遺棄世帯	26,315	23,728	21,126	19,633	18,240	17,217	16,442
その他の世帯	8,820	8,296	7,920	7,717	8,049	8,161	8,764

(注) 1 受給世帯数は、年度末現在である。  
 2 生別母子世帯のその他とは、父が生死不明の児童、父が引き続き1年以上法令により拘禁されている児童を母が監護している世帯をいう。  
 3 その他の世帯とは、支給要件該当事由の異なる2人以上の児童を母が監護する世帯及び支給要件に該当する児童を母以外の者が養育している世帯をいう。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第287表 特別児童扶養手当受給者数及び障害児福祉手当受給者数

区分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
特別児童扶養手当	125,314	122,271	120,528	122,311	123,116	124,654	127,032
受給者数							
受給対象障害児数	128,131	125,023	123,280	125,105	125,947	127,554	130,004
福祉手当受給者数	.	.	.	.	.	.	.
障害児福祉手当受給者数	52,915	51,553	50,207	49,587	49,660	50,023	50,876
特別障害者手当受給者数	76,611	79,791	81,979	85,201	87,487	90,950	95,014
経過的福祉手当受給者数	64,563	55,304	48,560	43,339	38,640	34,650	31,132

(注) 受給者数及び受給対象児童数は、年度末現在。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第288表 児童手当受給者数、支給対象児童数及び支給額の状況

(i) 受給者数

平成7年度

区分	総計	支給対象児童数別		
		1人	2人	3人以上
総計	2,028,746	1,790,001	231,474	7,271
児童手当	683,474	595,025	85,274	3,175
特例給付	1,345,272	1,194,976	146,200	4,096
市町村支給分計	1,839,964	1,623,874	209,540	6,550
児童手当	675,514	588,220	84,158	3,136
特例給付	1,164,450	1,035,654	125,382	3,414
被用者	1,482,416	1,311,551	165,955	4,910
児童手当	317,966	275,897	40,573	1,496
特例給付	1,164,450	1,035,654	125,382	3,414
非被用者	357,548	312,323	43,585	1,640
公務員分	188,782	166,127	21,934	721
児童手当	7,960	6,805	1,116	39
特例給付	180,822	159,322	20,818	682

(ii) 支給対象児童数の合計及び支給額

区分	総計	支給額
総計	2,275,119人	160,863,294千円
児童手当	775,302	55,056,117.5
特例給付	1,499,817	105,807,176.5
市町村支給分計	2,062,912	144,979,674
児童手当	766,141	54,411,377.5
特例給付	1,296,771	90,568,296.5
被用者	1,658,376	116,639,231.5
児童手当	361,605	26,070,935
特例給付	1,296,771	90,568,296.5
非被用者	404,536	28,340,442.5
公務員分	212,207	15,883,620
児童手当	9,161	644,740
特例給付	203,046	15,238,880

(注) 受給者数及び支給対象児童数は、平成8年2月末現在の数である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第289表 児童手当拠出金徴収状況

平成7年度

区分	徴収決定済額	収納済額	収納率
総計	142,065,063,634円	140,264,360,056円	98.7%
厚生年金保険関係	135,370,059,022	133,571,530,739	98.7%
船員保険関係	2,215,301	40,006	1.8%
共済組合関係	6,692,789,311	6,692,789,311	100%

(注) 船員保険は過年度に係る額である。

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第290表 児童手当の新規認定及び受給資格の消滅状況

区分	平成7年2月末現在受給者数	新規認定件数	受給資格消滅件数	被用者と非被用者の区分の変更による増減数	平成8年2月末現在受給者数
	人	人	人	人	人
総計	2,216,080	887,131	1,074,465	0	2,028,746
児童手当特例給付	682,958	329,635	329,119	0	683,474
	1,533,122	557,496	745,346	—	1,345,272
市町村支給分計	1,964,807	820,646	945,489	0	1,839,964
児童手当特例給付	674,106	324,256	322,848	0	675,514
	1,290,701	496,390	622,641	0	1,164,450
被用者	1,612,052	644,174	779,182	5,372	1,482,416
児童手当特例給付	321,351	147,784	156,541	5,372	317,966
	1,290,701	496,390	622,641	—	1,164,450
非被用者	352,755	176,472	166,307	△5,372	357,548
公務員分	251,273	66,485	128,976	0	188,782
児童手当特例給付	8,852	5,379	6,271	—	7,960
	242,421	61,106	122,705	—	180,822

資料：厚生省児童家庭局「児童手当事業年報」

第291表 児童手当制度の費用負担

平成9年度

費用負担	サラリーマン		自営業者等		児童手当
	417.8万円 (所得制限4人世帯)		239.6万円 (所得制限4人世帯)		
特例給付	事業主拠出金		国	地方	
	10/10				
児童手当	事業主拠出金	国	地方		
		7/10	2/10 1/10		
地方負担分は都道府県と市町村で折半 公務員分の児童手当、特例給付は、所属庁が全額負担					
拠出金率	標準報酬月額等の1,000分の1.1 (うち1,000分の0.2は事業費充当額相当率) 厚生年金等の保険料に上乗せして徴収				

資料：厚生省児童家庭局育成環境課作成

3 社会福祉関係機関・施設等

第292表 社会福祉行政機関等設置状況

区分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
事務所数	都道府県	340	338	338	338	338
	区市町村	844	846	852	851	852
職員数	査察指導員	2,902	2,893	2,888	2,870	2,822
	現業員	15,811	15,928	15,967	15,496	15,713
	身体障害者福祉司	193	183	163	106	95
	精神薄弱者福祉司	119	115	105	105	95
	老人福祉指導主事	180	173	162	141	154
	家庭児童福祉主事	46	51	49	45	46
身体障害者更生相談所 相談所数	62	63	64	68	69	
精神薄弱者更生相談所 相談所数	56	56	56	63	71	
児童相談所	相談所数	170	171	172	174	175
	職員数	5,011	5,083	5,186	5,214	5,359
民生委員・児童委員定数	184,321	184,321	189,965	189,965	203,901	

(注) 1 福祉事務所関係は10月1日現在(平成4年まで6月1日現在)。なお、査察指導員の他は専任職員の数である。  
 2 身体障害者更生相談所関係は、10月末現在。  
 3 精神薄弱者更生相談所関係は、4月1日現在。  
 4 児童相談所関係は、5月1日現在。

資料：(注)1関係 厚生省社会・援護局調  
 (注)2・3関係 厚生省大臣官房障害保健福祉部調  
 (注)4関係 厚生省児童家庭局調

第293表 社会福祉施設数(年次・施設の種別)

区分	昭和31年('56)	35('60)	40('65)	45('70)	50('75)	55('80)	60('85)	平成2年('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
総数	12,086	13,707	16,453	23,917	33,086	41,931	47,943	51,006	51,857	53,093	54,281	55,448	56,768
保護施設	1,150	1,208	504	400	349	347	353	351	348	349	347	344	340
救護施設	51	81	108	131	145	160	169	173	173	175	176	176	174
更生施設	90	54	40	22	16	16	18	18	17	18	17	17	18
医療保護施設	・	103	88	78	72	68	69	68	67	67	66	65	65
授産施設	339	245	184	118	81	76	76	76	75	73	72	70	68
宿所提供施設	160	118	84	51	35	27	21	16	16	16	16	16	15
養老施設	510	607	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
老人福祉施設	・	・	795	1,194	2,155	3,354	4,610	5,529	7,155	7,986	8,903	9,827	12,904
養護老人ホーム(一般)	・	・	702	810	909	910	902	904	901	902	902	900	900
養護老人ホーム(盲)	・	・	・	25	34	42	46	46	46	46	47	47	47
特別養護老人ホーム	・	・	27	152	539	1,031	1,619	2,260	2,403	2,576	2,770	2,982	3,201
軽費老人ホーム(A型)	・	・	36	52	99	170	242	254	254	253	253	252	252
軽費老人ホーム(B型)	・	・	・	22	36	38	38	38	38	38	38	38	38
軽費老人ホーム(ケアハウス)	・	・	・	・	・	3	14	46	77	145	261	261	261
老人福祉センター(特A型)	・	・	・	・	241	250	257	259	264	266	266	266	266
老人福祉センター(A型)	・	・	30	180	561	1,173	1,767	1,457	1,496	1,528	1,551	1,575	1,594
老人福祉センター(B型)	・	・	・	・	326	334	338	349	351	354	354	354	354
老人デイサービスセンター(A型)	・	・	・	・	100	126	165	213	265	265	265	265	265
老人デイサービスセンター(B型)	・	・	・	・	977	1,139	1,575	2,024	2,440	2,863	2,863	2,863	2,863
老人デイサービスセンター(C型)	・	・	・	・	177	237	270	271	307	307	307	307	307
老人デイサービスセンター(D型)	・	・	・	・	・	27	64	123	187	187	187	187	187
老人デイサービスセンター(E型)	・	・	・	・	・	32	125	214	326	326	326	326	326
老人短期入所施設	・	・	・	・	・	3	3	9	11	15	15	15	15
老人介護支援センター	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
身体障害者更生援護施設	105	139	169	263	384	530	848	1,033	1,086	1,146	1,207	1,266	1,321
肢体不自由者更生施設	30	43	44	50	53	48	44	44	44	44	43	42	41
視覚障害者更生施設	8	11	14	13	12	13	16	16	15	16	15	15	15
聴覚・言語障害者更生施設	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3
内部障害者更生施設	・	・	・	28	24	15	13	11	10	7	6	6	6
身体障害者療護施設	・	・	・	36	109	167	210	223	237	244	261	269	269
重度身体障害者更生援護施設	・	・	3	18	30	39	52	61	63	66	68	70	71
身体障害者福祉ホーム	・	・	・	・	・	10	11	12	13	17	21	21	21
身体障害者授産施設	29	31	43	59	67	76	87	85	85	84	85	84	82
重度身体障害者授産施設	・	・	・	12	43	79	110	119	121	123	123	125	125
身体障害者通所授産施設	・	・	・	・	8	64	109	120	139	160	173	185	185
身体障害者福祉工場	・	・	・	12	19	21	24	27	28	32	33	34	34
身体障害者福祉センター(A型)	・	・	・	10	14	24	33	34	36	36	36	36	36
身体障害者福祉センター(B型)	・	・	・	・	30	114	157	168	175	188	192	197	197
在宅障害者デイ・サービス施設	・	・	・	・	・	25	35	45	60	77	103	103	103
障害者更生センター	・	・	・	・	8	9	9	9	9	9	9	9	9
補装具製作施設	19	28	30	30	31	29	34	28	27	27	27	26	26
点字図書館	10	18	26	41	63	70	73	74	74	74	74	74	74
点字出版施設	6	5	6	9	10	12	12	13	13	13	13	13	13
聴覚障害者情報提供施設	・	・	・	・	・	・	2	5	7	8	11	11	11
婦人保護施設	・	65	67	61	60	58	56	53	53	53	53	53	52
児童福祉施設	10,558	11,916	14,020	20,484	26,546	31,980	33,309	33,176	33,128	33,234	33,242	33,234	33,231
助産施設	271	288	479	960	1,032	937	780	635	622	604	588	574	560
乳児院	130	131	127	126	129	125	119	118	117	117	117	117	116
母子寮	640	650	621	527	424	369	348	327	325	319	315	312	309
保育所	8,749	9,782	11,199	14,101	18,238	22,036	22,899	22,703	22,668	22,635	22,584	22,526	22,488
養護施設	527	551	546	522	525	531	538	533	533	530	530	529	528
精神薄弱児施設	85	131	219	315	349	349	321	307	304	303	300	297	295

区分	昭和31年('56)	35('60)	40('65)	45('70)	50('75)	55('80)	60('85)	平成2年('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
自閉症児施設	・	・	・	・	・	3	8	8	8	7	7	7	7
精神薄弱児通園施設	・	28	56	96	175	217	218	215	214	215	217	222	222
盲児施設	29	32	32	32	32	29	28	21	21	21	21	20	19
ろうあ児施設	34	41	38	37	34	29	24	18	17	17	17	17	17
難聴幼児通園施設	・	・	・	・	13	23	27	27	27	27	26	26	26
虚弱児施設	21	29	32	34	34	33	34	33	33	33	33	33	32
肢体不自由児施設	19	45	62	75	77	76	74	72	72	72	70	70	70
肢体不自由児通園施設	・	・	・	13	39	57	70	73	74	74	77	79	79
肢体不自由児療護施設	・	・	・	・	7	8	8	8	8	9	9	8	8
重症心身障害児施設	・	・	3	25	39	48	56	65	65	71	73	76	78
情緒障害児短期治療施設	・	・	4	6	10	11	11	13	13	13	14	16	16
教養施設	53	57	58	57	58	58	57	57	57	57	57	57	57
小型児童館	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	2,719
児童センター	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1,235
大型児童館A型	・	151	544	1,417	2,117	2,815	3,517	3,840	3,893	3,967	4,028	4,081	13
大型児童館B型	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	3
大型児童館C型	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1
その他の児童館	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	183
児童遊園	・	・	・	2,141	3,234	4,237	4,173	4,103	4,068	4,143	4,157	4,167	4,150
精神薄弱者授産施設	・	・	70	204	430	723	1,140	1,576	1,844	1,959	2,078	2,186	2,312
精神薄弱者更生施設(入所)	・	・	70	169	304	476	680	862	916	961	999	1,045	1,085
精神薄弱者更生施設(通所)	・	・	・	19	39	76	137	150	167	195	214	239	239
精神薄弱者授産施設(入所)	・	・	・	35	62	101	144	181	184	194	203	205	210
精神薄弱者授産施設(通所)	・	・	・	45	107	240	396	436	476	518	556	608	608
精神薄弱者通所寮	・	・	・	・	63	88	106	109	109	110	111	112	112
精神薄弱者福祉ホーム	・	・	・	・	16	46	49	52	53	55	58	58	58
母子福祉施設	・	・	・	52	60	75	88	92	93	88	92	92	92
母子福祉センター	・	・	・	35	40	49	59	68	70	67	71	72	72
母子休養ホーム	・	・	・	17	20	26	29	24	23	21	21	20	20
精神障害者社会復帰施設	・	・	・	・	・	・	・	90	118	143	159	187	233
精神障害者授産施設	・	・	・	・	・	・	・	31	40	47	50	64	80
精神障害者福祉ホーム	・	・	・	・	・	・	・	33	45	55	59	64	73
精神障害者入所授産施設	・	・	・	・	・	・	・	・	2	4	6	6	6
精神障害者通所授産施設	・	・	・	・	・	・	・	26	33	41	48	55	73
精神障害者福祉工場	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	1
その他の社会福祉施設等	273	379	828	1,259	3,112	4,864	7,539	9,106	8,032	8,135	8,200	8,259	8,283
生活の扶助を行う施設	・	10	55	1	・	・	・	・	・	・	・	・	・
授産施設	172	180	165	157	160	145	147	156	155	156	157	157	157
宿所提供施設	100	94	100	107	89	68	54	48	47	46	46	46	45
盲人ホーム	・	・	25	34	35	33	30	29	29	29	29	29	29
無料低額診療施設	・	・	229	219	227	246	235	243	237	236	238	236	238
隣保館	・	75											

第294表 生活福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度(1991)		4(1992)		5(1993)		6(1994)		7(1995)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	19,958	18,963,870	17,181	16,168,342	18,852	18,347,327	18,189	17,387,904	17,375	17,071,525
更生資金	1,454	1,755,958	1,252	1,515,836	1,393	1,734,729	1,324	1,621,672	1,149	1,480,572
身体障害者更生資金	2,208	3,628,347	1,614	2,670,315	1,524	2,657,133	1,187	2,129,437	1,040	1,897,686
生活資金	442	195,863	469	221,556	537	279,027	490	235,528	420	217,351
福祉資金	2,955	3,334,501	2,304	2,449,434	2,441	2,595,635	2,278	2,441,254	2,063	2,187,638
住宅資金	2,853	3,664,388	2,340	3,202,870	2,313	3,304,969	1,886	2,764,055	1,664	2,598,738
修学資金	8,537	5,807,372	8,537	5,807,372	9,693	7,082,797	10,353	7,785,462	10,515	8,437,826
療養資金	527	146,820	535	146,897	524	145,142	450	128,715	419	121,681
災害援護資金	1,101	952,153	130	154,062	427	547,895	221	281,781	105	130,033

資料：厚生省社会・援護局調

第295表 母子福祉資金貸付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成3年度(1991)		4(1992)		5(1993)		6(1994)		7(1995)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	59,520	15,723,935	58,804	16,698,349	60,185	17,715,008	60,897	18,781,452	60,414	19,555,901
事業開始資金	407	779,372	331	655,079	265	546,960	233	471,480	196	416,102
事業継続資金	383	359,902	307	305,363	263	267,481	183	186,503	154	169,114
修学資金	44,723	11,487,732	43,970	12,202,351	44,466	13,070,060	44,885	14,054,065	43,664	14,639,488
技能修得資金	374	93,406	391	101,339	381	98,143	349	94,670	353	99,388
修業資金	995	253,694	974	254,229	938	253,452	1,101	320,081	956	280,245
就職支度資金	238	19,708	245	27,955	268	36,815	235	34,977	188	30,615
療養資金	82	16,557	48	7,485	56	9,656	64	9,544	68	11,709
生活資金	378	154,526	641	263,031	643	244,262	651	258,328	658	251,858
住宅資金	630	650,247	469	500,823	408	492,436	427	537,943	343	418,440
転宅資金	418	76,088	436	82,700	590	116,148	665	138,126	775	167,159
就学支度資金	10,740	1,810,259	10,844	2,276,428	11,747	2,557,148	11,970	2,668,281	12,975	3,061,041
結婚資金	43	10,900	43	11,750	43	11,600	36	9,750	23	6,410
児童扶養資金	109	11,544	105	9,816	117	10,846	98	7,704	61	4,332

資料：厚生省児童家庭局調

第296表 災害救助法適用状況及び災害救助費国庫負担状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)
法適用都道府県延数	10	13	0	10	7	5
法適用都道府県実数	10	10	0	8	5	3
法適用市町村延数	45	39	0	28	34	7
災害救助費国庫負担額	126,903	2,553,395	0	1,189,824	100,305,917	57,699,703
国庫負担対象都道府県数	9	9	0	8	6	4

資料：厚生省社会・援護局調

## 第10節 生活保護

第297表 被保護実世帯・被保護実人員・保護率

区分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
被保護世帯数							
年度合計	7,485,054	7,208,368	7,031,662	7,033,277	7,144,889	7,223,101	7,357,272
1か月平均	623,755	600,697	585,972	586,106	595,407	601,925	613,106
被保護人員							
年度合計	12,178,098	11,356,484	10,781,987	10,597,348	10,618,939	10,586,753	10,649,395
1か月平均	1,014,842	946,374	898,499	883,112	884,912	882,229	887,450
保護率(人口千対)	8.2	7.6	7.2	7.1	7.1	7.0	7.1
総人口(千人)	123,612	124,043	124,452	124,764	125,034	125,569	125,864

(注) 保護率の算出は、1か月平均の被保護実人員を総務庁統計局発表による各年10月1日現在の推計人口(総人口)で除した。

平成2、7年度については、国勢調査統計表による人口で除した。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第298表 被保護実世帯数(世帯主の労働力類型別)

区分	平成2年度(1990)	3(1991)	4(1992)	5(1993)	6(1994)	7(1995)	8(1996)
合計	623,755	600,697	585,972	586,106	595,407	601,924	613,106
世帯主が働いている世帯	90,200	81,959	74,926	69,655	66,456	63,705	62,515
常雇用	51,065	46,383	42,540	39,876	38,868	37,546	37,215
日雇	13,144	11,921	10,879	10,087	9,216	8,788	8,547
内職	10,226	9,453	8,559	7,914	7,525	7,076	6,714
その他	15,765	14,202	12,948	11,778	10,848	10,294	10,039
その他の世帯	532,035	517,524	509,896	515,432	527,983	537,275	549,665
世帯員が働いている世帯	26,769	23,708	21,045	19,726	18,851	17,899	16,951
働いている者のいない世帯	505,266	493,816	488,851	495,706	509,132	519,376	532,714
停止中の世帯	1,519	1,215	1,150	1,020	968	945	926

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」



第299表 扶助別人員

区分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
被保護実人員	1,014,842	946,374	898,499	883,112	884,912	882,229	887,450
生活扶助	889,607	826,462	780,517	765,290	765,629	760,162	766,232
住宅扶助	730,134	681,412	646,486	639,112	644,648	639,129	648,591
教育扶助	135,793	117,140	103,800	96,505	92,424	88,176	84,973
医療扶助	711,268	680,735	662,155	658,517	670,603	679,826	695,075
入院	133,105	129,057	125,049	122,591	122,968	123,924	124,794
単給	80,788	78,780	76,704	74,812	74,676	74,933	74,523
併給	50,277	50,277	48,346	47,779	48,292	48,990	50,271
入院外	578,163	551,678	537,106	535,926	547,636	555,903	570,281
単給	13,599	12,879	13,122	13,789	14,369	15,763	15,950
併給	564,564	538,799	523,985	522,137	533,267	540,140	554,331
出産扶助	73	71	67	66	70	62	67
生業扶助	1,899	1,707	1,556	1,349	1,257	1,141	1,199
葬祭扶助	1,108	1,084	1,152	1,124	1,235	1,211	1,265

(注) 年度1か月の平均である。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第300表 保護開始世帯数(理由・種類別)

平成8年9月

労働力類型別 保護開始の主な理由	総数	医療扶助 単給	医療扶助 併給	その他の 扶助
総数	10,011	3,982	4,452	1,577
世帯主の傷病	7,165	3,585	3,306	274
世帯員の傷病	221	7	203	11
働いていた者の死亡・離別等	585	4	222	359
「働きによる収入」の減少・喪失	724	11	300	413
社会保障給付金の減少・喪失	87	5	43	39
仕送り・貯金等の減少・喪失	727	29	339	359
その他の	502	341	39	122
世帯主が働いている世帯	753	155	330	268
世帯主の傷病	306	148	145	13
世帯員の傷病	60	2	55	3
働いていた者の死亡・離別等	158	—	57	101
「働きによる収入」の減少・喪失	114	1	39	74
社会保障給付金の減少・喪失	7	—	3	4
仕送り・貯金等の減少・喪失	82	—	26	56
その他の	26	4	5	17
世帯員が働いている世帯	245	9	216	20
世帯主の傷病	209	8	193	8
世帯員の傷病	9	1	8	—
働いていた者の死亡・離別等	5	—	3	2
「働きによる収入」の減少・喪失	11	—	5	6
社会保障給付金の減少・喪失	4	—	3	1
仕送り・貯金等の減少・喪失	4	—	4	—
その他の	3	—	—	3
働いている者がいない世帯	9,013	3,818	3,906	1,289
世帯主の傷病	6,650	3,429	2,968	253
世帯員の傷病	152	4	140	8
働いていた者の死亡・離別等	422	4	162	256
「働きによる収入」の減少・喪失	599	10	256	333
社会保障給付金の減少・喪失	76	5	37	34
仕送り・貯金等の減少・喪失	641	29	309	303
その他の	473	337	34	102

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第301表 保護廃止世帯数(理由・種類別)

平成8年9月

労働力類型別 保護廃止の主な理由	総数	医療扶助 単給	医療扶助 併給	その他の 扶助
総数	8,558	4,272	3,660	626
世帯主の傷病治癒	2,490	1,905	539	46
世帯員の傷病治癒	30	3	24	3
死	1,642	830	776	36
失	1,052	765	221	66
「働きによる収入」の増加・取得	925	26	692	207
「働き手」の転入	138	4	100	34
社会保障給付金の増加	445	128	278	39
仕送りの増加	118	12	86	20
親類・縁者等の引取り	446	83	300	63
施設入所	351	142	188	21
医療費の他法負担	62	41	20	1
その他の	859	333	436	90
世帯主が働いている世帯	1,257	133	845	279
世帯主の傷病治癒	289	67	196	26
世帯員の傷病治癒	13	1	9	3
死	15	4	10	1
失	55	37	16	2
「働きによる収入」の増加・取得	648	16	457	175
「働き手」の転入	50	—	33	17
社会保障給付金の増加	40	1	27	12
仕送りの増加	16	—	11	5
親類・縁者等の引取り	42	1	28	13
施設入所	7	—	4	3
医療費の他法負担	2	1	1	—
その他の	80	5	53	22
世帯員が働いている世帯	223	10	195	18
世帯主の傷病治癒	30	3	25	2
世帯員の傷病治癒	8	—	8	—
死	8	2	6	—
失	1	—	—	1
「働きによる収入」の増加・取得	113	2	100	11
「働き手」の転入	7	—	6	1
社会保障給付金の増加	24	2	22	—
仕送りの増加	3	—	3	—
親類・縁者等の引取り	3	—	3	—
施設入所	—	—	—	—
医療費の他法負担	3	—	3	—
その他の	23	1	19	3
働いている者がいない世帯	7,078	4,129	2,620	329
世帯主の傷病治癒	2,171	1,835	318	18
世帯員の傷病治癒	9	2	7	—
死	1,619	824	760	35
失	996	728	205	63
「働きによる収入」の増加・取得	164	8	135	21
「働き手」の転入	81	4	61	16
社会保障給付金の増加	381	125	229	27
仕送りの増加	99	12	72	15
親類・縁者等の引取り	401	82	269	50
施設入所	344	142	184	18
医療費の他法負担	57	40	16	1
その他の	756	327	364	65

資料：厚生省大臣官房統計情報部「生活保護動態調査報告」

第302表 保護費(扶助別)

区 分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
総 額(千円)	1,318,052,469	1,309,808,482	1,329,788,519	1,367,525,036	1,414,143,618	1,515,668,952
1人当り月額(円)	108,231	115,336	123,330	129,044	133,197	143,167
生活扶助費(千円)	439,999,785	433,594,453	431,914,408	443,151,255	458,503,813	465,621,324
1人当り月額(円)	41,217	43,720	46,246	48,255	49,905	51,044
住宅扶助費(千円)	102,586,574	102,668,228	104,802,004	111,480,135	120,650,907	127,511,796
1人当り月額(円)	11,709	12,556	13,552	14,536	15,596	16,626
教育扶助費(千円)	9,962,032	8,833,522	8,075,443	7,627,992	7,390,690	7,151,837
1人当り月額(円)	6,113	6,284	6,500	6,587	6,664	6,759
医療扶助費(千円)	737,903,668	735,310,806	753,698,466	773,047,837	794,588,928	881,899,336
出産扶助費(千円)	143,285	134,940	126,990	131,089	140,997	128,992
生業扶助費(千円)	425,723	381,554	365,940	309,730	281,235	267,818
葬祭扶助費(千円)	1,756,558	1,732,640	2,014,545	2,055,716	2,341,394	2,312,739
施設事務費及び委託事務費(千円)	25,274,845	27,152,338	28,791,723	29,721,282	30,515,652	30,775,109

資料：厚生省社会・援護局「生活保護費事業実績報告」

第303表 医療扶助決定状況(診療費分)

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)	8('96)
合 計 件数	11,780,677	11,544,721	11,321,689	11,598,248	11,774,657	12,065,651	12,659,457
金額	890,153,564	700,293,425	719,573,016	746,434,217	776,356,187	821,509,761	846,330,921
一般診療 件数	10,784,332	10,581,925	10,390,120	10,658,567	10,825,438	11,093,051	11,618,379
金額	671,208,402	682,613,417	701,066,278	727,221,773	756,366,317	799,947,452	822,381,440
入院 件数	1,773,040	1,745,451	1,708,259	1,705,363	1,692,026	1,723,972	1,732,243
金額	478,324,139	484,360,389	503,567,764	519,137,602	541,847,938	581,923,976	598,918,197
入院外 件数	9,011,292	8,836,474	8,681,861	8,953,204	9,133,412	9,369,079	9,886,136
金額	192,884,263	198,253,028	197,498,514	208,084,171	214,518,379	218,023,476	223,463,243
歯科診療 件数	996,345	962,796	931,569	939,681	949,219	972,600	1,041,078
金額	18,945,161	17,680,008	18,506,738	19,212,444	19,989,870	21,562,309	23,949,481

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉行政業務報告」

第304表 生活保護基準額改定の推移

(1級地-1標準3人世帯)(金額 単位 円)

区 分	第47次改定 (3.4.1)	第48次改定 (4.4.1)	第49次改定 (5.4.1)	第50次改定 (6.4.1)	第51次改定 (7.4.1)	第52次改定 (8.4.1)	第53次改定 (9.4.1)
生活扶助 { 金額	145,457	149,966	153,265	155,717	157,274	158,375	161,859
{ 改定率	103.4	103.1	102.2	101.6	101.0	100.7	102.2
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
合 計	158,457	162,966	166,265	168,717	170,274	171,375	174,859

(注) 1 標準3人世帯の構成は33歳男、29歳女、4歳子。

2 本表では勤労控除分は計上していない。

資料：厚生省社会・援護局調

第305表 生活扶助基準額の推移

区 分	実施年月日	基 準 額	対前回比	区 分	実施年月日	基 準 額	対前回比
第1回	21.3.13	199.80	—	第42次	61.4.1	126,977	102.0
第1次	21.4.1	252	126.6	第43次	62.4.1	129,136	101.7
第5次	22.7.1	912	144.8	第44次	63.4.1	130,944	101.4
第10次	24.5.1	5,200	114.7	第45次	元.4.1	136,444	104.2
第15次	34.4.1	9,346	105.6	第46次	2.4.1	140,674	103.1
第16次	35.4.1	9,621	102.9	第47次	3.4.1	145,457	103.4
第17次	36.4.1	10,344	116.0	第48次	4.4.1	149,966	103.1
第20次	39.4.1	16,147	113.0	第49次	5.4.1	153,265	102.2
第21次	40.4.1	18,084	112.0	第50次	6.4.1	155,717	101.6
第25次	44.4.1	29,945	113.0	第51次	7.4.1	157,274	101.0
第30次	49.4.1	60,690	120.0	第52次	8.4.1	158,375	100.7
第35次	54.4.1	114,340	108.3	第53次	9.4.1	161,859	102.2
第40次	59.4.1	152,960	102.9				

(注) 1 第16次改定までは1級地標準5人世帯(64歳男、35歳女、9歳男、5歳女、1歳男)、第17次以降は1級地標準4人世帯(35歳男、30歳女、9歳男、4歳女)である。なお、第21次の基準額は18,204円であるが、前年との比較上乳幼児分120円を除いている。第42次以降は1級地標準3人世帯(33歳男、29歳女、4歳子)である。第43次以降は1級地-1である。

2 上記の他に、米価補正による改定等がある。

資料：厚生省社会・援護局調

第306表 保護施設の施設数及び在所者数

各年 10月1日現在

区 分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
総 数 施設数	351	348	349	347	344	340
在所者数	21,519	21,424	21,586	21,709	21,662	21,217
救護施設 施設数	173	173	175	176	176	174
在所者数	16,293	16,315	16,542	16,683	16,759	16,564
更生施設 施設数	18	17	18	17	17	18
在所者数	1,576	1,602	1,652	1,708	1,717	1,698
医療保護施設 施設数	68	67	67	66	65	65
在所者数	16,569	16,281	16,300	14,315	13,714	15,252
授産施設 施設数	76	75	73	72	70	68
在所者数	2,804	2,738	2,659	2,601	2,503	2,377
宿所提供施設 施設数	16	16	16	16	16	15
在所者数	846	769	733	717	683	578

(注) 総数の在所者数には医療保護施設を含まない。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「社会福祉施設等調査報告」

## 第11節 恩給・戦争犠牲者援護

### 1 恩給

第307表 文官恩給年金受給権者状況

各年度末現在

区分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
平成2年度	96,752	104,539,988	1,080,494	27,221	34,461,255	1,265,980	610	1,815,297	2,975,896
3	90,875	101,050,582	1,111,973	24,414	31,782,610	1,301,819	575	1,768,846	3,076,253
4	85,528	97,981,317	1,145,605	21,923	29,339,106	1,339,290	537	1,707,640	3,179,863
5	80,491	93,864,079	1,166,144	19,761	26,814,286	1,356,930	512	1,661,356	3,244,836
6	75,047	88,747,449	1,182,558	17,618	24,205,154	1,373,888	481	1,564,974	3,253,585
7	70,217	83,292,132	1,186,210	15,722	21,634,366	1,376,057	445	1,454,849	3,269,324
文官	38,974	47,166,660	1,210,208	6,822	9,449,777	1,385,192	264	876,934	3,321,720
教育職員	10,158	14,611,794	1,438,452	2,498	4,566,974	1,828,252	51	162,068	3,177,800
警察監獄職員	19,716	18,182,723	922,232	5,773	5,380,342	931,984	126	403,015	3,198,533
待遇職員	404	425,939	1,054,304	53	60,206	1,135,955	4	12,832	3,207,975
執行官	89	134,553	1,511,828	89	134,553	1,511,828	—	—	—
備外国人	32	56,828	1,775,862	32	56,828	1,775,862	—	—	—
国会議員	844	2,713,637	3,215,209	455	1,985,686	4,364,145	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

第308表 軍人恩給年金受給権者状況

各年度末現在

区分	合計			普通恩給			増加恩給			傷病年金	
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額
平成2年度	1,873,375	1,533,979,380	818,832	892,517	490,715,123	549,810	36,469	105,326,978	2,888,124	61,328	71,013,170
3	1,825,341	1,530,574,428	838,514	851,488	484,619,151	569,144	34,641	103,526,057	2,988,541	58,089	69,317,597
4	1,783,874	1,534,447,582	860,177	811,756	478,847,931	589,891	32,795	101,339,915	3,090,103	55,418	68,227,369
5	1,739,943	1,518,232,401	872,576	769,890	466,635,984	606,107	30,984	98,069,335	3,165,161	52,624	66,186,390
6	1,692,883	1,492,619,719	881,703	726,784	447,832,638	616,184	29,294	94,216,472	3,217,336	50,026	63,828,340
7	1,649,809	1,454,312,072	881,503	684,707	426,202,952	622,460	27,539	89,434,915	3,247,573	47,259	60,770,730

資料：総務庁恩給局調

第309表 都道府県知事裁定恩給年金受給権者状況

各年度末現在

区分	合計			普通恩給			増加恩給		
	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
平成2年度	111,579	138,369,950	1,240,107	44,883	67,146,296	1,496,030	161	459,172	2,851,997
3	105,360	133,967,546	1,271,522	40,992	62,755,908	1,530,931	151	413,232	2,736,634
4	99,065	129,316,060	1,305,366	37,336	58,597,199	1,569,456	145	407,322	2,809,117
5	93,027	123,479,702	1,327,353	33,938	54,090,067	1,593,791	132	381,394	2,889,349
6	86,912	116,416,158	1,339,472	30,679	49,050,034	1,598,815	123	359,750	2,924,800
7	81,025	108,441,593	1,338,372	27,652	43,982,482	1,590,571	113	320,722	2,838,243
文官	6,091	7,863,855	1,291,061	1,200	2,290,897	1,909,081	13	35,943	2,764,854
教育職員	45,642	70,605,178	1,546,934	17,368	31,496,066	1,813,454	8	28,320	3,540,013
警察監獄職員	28,865	29,562,209	1,024,154	9,062	10,168,305	1,122,082	92	256,458	2,787,590
待遇職員	427	410,350	961,007	22	27,215	1,237,027	—	—	—

資料：総務庁恩給局調

傷病年金	扶助料						傷病者遺族特別年金		
	普通扶助料			公務扶助料			人員	金額	平均額
人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
108	131,609	1,218,602	61,998	56,692,906	914,431	6,791	11,429,372	1,683,018	
103	129,387	1,256,184	59,239	55,985,848	945,084	6,519	11,373,535	1,744,675	
95	122,804	1,292,674	56,677	55,454,352	978,428	6,271	11,346,612	1,809,378	
87	113,984	1,310,161	54,143	54,205,493	1,001,154	5,964	11,058,260	1,854,168	
80	106,322	1,316,525	51,219	52,231,893	1,019,776	5,623	10,628,132	1,890,118	
71	94,220	1,327,042	48,615	49,909,023	1,026,618	5,339	10,188,011	1,908,225	
43	57,584	1,339,163	27,632	28,791,689	1,041,969	4,195	7,982,277	1,902,807	
4	4,901	1,225,250	7,279	9,214,215	1,265,863	326	663,636	2,035,693	
23	30,495	1,325,870	13,023	10,917,238	838,304	767	1,449,766	1,890,177	
1	1,240	1,240,000	292	257,930	883,321	51	92,332	1,810,429	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	389	727,951	1,871,338	—	—	—	

特例傷病恩給	扶助料						傷病者遺族特別年金		
	普通扶助料			公務関係扶助料			人員	金額	平均額
平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額
1,157,924	1,441	2,194,136	1,522,648	499,572	263,170,987	526,793	365,330	594,817,904	1,628,440
1,193,300	1,399	2,199,316	1,572,063	517,695	282,477,475	545,645	344,507	581,188,269	1,687,014
1,231,141	1,334	2,163,017	1,621,452	537,463	304,276,419	566,135	326,646	571,629,125	1,748,996
1,257,722	1,298	2,150,709	1,656,940	556,803	322,280,120	578,805	309,080	554,336,946	1,793,506
1,275,903	1,221	2,068,254	1,693,902	573,350	340,645,038	594,133	292,351	534,896,048	1,829,636
1,285,908	1,160	1,973,536	1,701,324	591,618	354,705,230	599,551	276,927	511,633,802	1,847,540

傷病年金	扶助料						傷病者遺族特別年金		
	普通扶助料			公務関係扶助料			人員	金額	平均額
人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	人員	金額	平均額	
11	13,341	1,212,818	65,365	68,799,603	1,052,545	1,150	1,947,957	1,693,876	
10	12,308	1,230,800	63,080	68,819,120	1,090,982	1,118	1,963,249	1,756,037	
10	12,730	1,273,000	60,516	68,383,452	1,130,006	1,050	1,911,900	1,820,857	
10	13,026	1,302,550	57,935	67,119,772	1,158,536	1,004	1,871,877	1,864,419	
10	13,245	1,324,500	55,128	65,152,633	1,181,843	964	1,836,810	1,905,405	
8	10,832	1,354,000	52,304	62,323,179	1,191,557	939	1,800,178	1,917,123	
—	—	—	4,774	5,332,519	1,116,992	104	204,497	1,966,315	
2	2,351	1,175,500	28,092	38,710,214	1,377,980	172	368,227	2,140,855	
6	8,481	1,413,500	19,035	17,901,069	940,429	661	1,223,697	1,851,281	
—	—	—	403	379,378	941,384	2	3,758	1,878,900	

2 戦争犠牲者援護

第310表 未帰還者留守家族等援護法による援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	84	731	187	5,076	188	6,189	201	9,063	181	6,155	119	6,522
留守家族手当	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
帰郷旅費	78	76	141	132	115	114	105	103	117	119	64	59
葬祭料	5	650	35	4,889	44	6,030	62	8,790	40	5,916	38	6,365
遺骨引取経費	1	5	11	55	9	45	34	170	24	120	15	75
未支給給与金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
葬祭諸費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	23

資料：厚生省社会・援護局調

第311表 戦傷病者特別援護法による療養の給付等の援護状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
合計	56,823	3,480,844	52,283	3,285,334	47,878	3,088,544	45,736	2,992,936	40,537	2,758,279	38,227	2,810,636
療養の給付	52,794	3,207,824	48,899	3,032,665	44,435	2,830,889	42,481	2,733,112	37,458	2,509,744	35,508	2,564,786
療養手当	497	12,429	374	12,175	406	11,001	360	11,383	302	8,545	288	8,291
葬祭費	133	17,043	136	17,727	126	17,320	136	19,312	137	20,134	134	19,959
更生医療費	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
補装具給付費	3,399	243,548	2,874	222,767	2,911	229,334	2,759	229,129	2,640	220,856	2,297	217,600

資料：厚生省社会・援護局調

第312表 戦傷病者特別援護法による補装具交付状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)	
	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額	件数	公費負担額
交付	2,149	189,176	1,783	176,225	1,814	175,665	1,679	178,388	1,492	171,592	1,405	165,885
修理	1,250	54,372	1,091	46,542	1,097	53,669	1,080	50,741	968	49,264	892	51,715

資料：厚生省社会・援護局調

第313表 戦傷病者戦没者遺族等援護法給付状況

年度末現在 (金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)		3 (1991)		4 (1992)		5 (1993)		6 (1994)		7 (1995)	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
合計	79,162	135,174,898	74,922	127,593,474	70,117	121,948,520	65,763	117,400,298	61,563	111,988,292	57,544	106,759,805
障害年金	4,974	10,640,938	4,926	10,606,127	4,786	10,571,310	4,631	10,327,470	4,469	10,118,648	4,326	9,820,065
遺族年金	49,504	79,870,546	46,705	77,238,639	43,733	74,279,381	41,121	71,538,017	38,603	68,545,982	36,169	65,643,374
遺族給与金	24,684	44,663,414	23,291	39,748,708	21,598	37,097,829	20,011	35,534,811	18,491	33,323,662	17,049	31,296,366
弔慰金 (国債) 支給人数	2,081,910		2,082,543		2,082,929		2,083,135		2,083,387		2,083,792	

(注) 遺族年金、遺族給与金の人員数は後順位の人員を含めた数である。

資料：厚生省社会・援護局調

第314表 原爆被爆者対策状況

(金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	
健康手帳交付	348,030	343,712	339,034	333,812	328,629	317,633	
認定被爆者(再掲)	2,038	1,997	2,039	2,144	2,197	2,049	
健康診断受診者証交付	3,153	3,033	2,847	2,676	2,524	2,060	
医療給付	総額	21,793,327	22,306,077	22,866,008	22,995,947	23,694,500	23,100,390
	支払総額	153,692	162,638	148,412	159,807	157,434	175,900
	件数	8,231	8,163	7,908	7,595	6,980	6,801
	1件当り金額(円)	18,672	19,924	18,767	21,041	22,555	25,864
一疾 般病	支払総額	21,639,635	22,143,439	22,717,596	22,836,140	23,537,066	22,924,490
	件数	4,403,670	4,420,203	4,486,193	4,503,331	4,515,316	4,269,680
	1件当り金額(円)	4,914	5,010	5,064	5,071	5,213	5,369

(注) 健康手帳交付数は年度末現在。

資料：厚生省保健医療局調

## 第12節 関連制度・関係機関

### 1 関連制度

#### ① 住宅関係

第315表 住宅数・世帯数・世帯人員・1戸当り居住室数・畳数・延べ面積・1人当り居住室の畳数  
(地域・住宅の所有関係別)

平成5(’93)年10月1日現在

区 分	住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅当り居住室数	1住宅当り居住室の畳数	1住宅当り延べ面積(㎡)	1人当り居住室の畳数
全 国	40,773,300	40,970,700	121,672,800	4.85	31.41	91.92	10.41
持 家	24,376,200	24,484,800	84,906,200	6.09	40.73	122.08	11.69
借 家	15,691,000	15,777,700	35,999,600	2.92	16.94	45.08	7.38
公 営 の 借 家	2,033,000	2,033,900	5,814,900	3.40	18.42	49.44	6.44
公 団 ・ 公 社 の 借 家	845,000	845,800	2,334,500	3.11	17.04	46.66	6.17
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	5,453,900	5,474,000	12,255,200	2.95	16.64	45.81	7.40
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	285,200	285,800	326,400	1.31	6.78	17.17	5.93
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,974,300	4,996,200	9,777,700	2.57	15.80	39.46	8.04
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	49,100	49,900	55,700	1.20	6.97	17.38	6.15
給 与 住 宅	2,050,500	2,091,900	5,435,400	3.37	20.62	56.35	7.78
市 部 ※	32,941,900	33,117,400	94,708,100	4.55	29.24	84.40	10.04
持 家	18,027,200	18,125,600	61,659,800	5.88	39.17	116.22	11.45
借 家	14,226,600	14,301,700	32,302,100	2.87	16.67	44.07	7.34
公 営 の 借 家	1,671,700	1,672,300	4,783,600	3.40	18.35	48.94	6.41
公 団 ・ 公 社 の 借 家	804,800	805,600	2,211,900	3.10	17.00	46.47	6.19
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,929,800	4,946,900	10,940,800	2.89	16.24	44.35	7.32
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	274,100	274,600	311,100	1.30	6.64	16.79	5.85
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,710,600	4,730,700	9,209,600	2.56	15.70	39.20	8.03
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,900	42,700	48,000	1.22	7.04	17.36	6.14
給 与 住 宅	1,793,800	1,828,900	4,797,100	3.34	20.44	55.31	7.64
人 口 集 中 地 区 (再 掲) ※	28,267,800	28,431,400	77,920,900	4.28	27.15	77.72	9.71
持 家	14,132,100	14,223,700	46,821,600	5.65	37.29	110.29	11.25
借 家	13,470,600	13,540,700	30,380,600	2.85	16.52	43.56	7.32
公 営 の 借 家	1,502,000	1,502,600	4,275,600	3.40	18.29	48.64	6.43
公 団 ・ 公 社 の 借 家	779,900	780,600	2,140,100	3.11	17.00	46.45	6.20
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	4,647,800	4,664,100	10,199,400	2.86	15.97	43.50	7.28
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	268,800	269,400	305,800	1.30	6.65	16.79	5.84
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 専 用)	4,543,700	4,562,600	8,893,800	2.55	15.67	39.10	8.00
民 営 借 家 (非 木 造 ・ 設 備 共 用)	41,700	42,500	47,500	1.20	6.91	17.13	6.07
給 与 住 宅	1,686,700	1,718,900	4,518,500	3.33	20.34	54.78	7.59

(注) 1 ※印は住宅の所有の関係「不詳」を含む。  
2 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第316表 居住状況(地域別)

平成5(’93)年10月1日現在

区 分	全 国	市 部
世 帯 総 数	40,934,000	33,068,900
持 家	24,376,200	18,027,200
借 家	15,691,000	14,226,600
公 営	2,033,000	1,671,700
公 団 ・ 公 社	845,000	804,800
民 営	10,762,500	9,956,400
木 造 ・ 設 備 専 用	5,453,900	4,929,800
木 造 ・ 設 備 共 用	285,200	274,100
非 木 造	5,023,400	4,752,500
給 与 住 宅	2,050,500	1,793,800
住 宅 所 有 関 係 不 詳	706,100	688,000
同 居	81,900	744,400
住 宅 以 外 の 建 物 に 居 住	78,800	52,700

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個々の数字の合計が必ずしも総数とは一致しない。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第317表 住宅の所有関係

(単位：百)

区 分	全 国			京 浜 大 都 市 圏		
	世帯総数	持 家	借 家	世帯総数	持 家	借 家
昭和43年(’68)	241,979	145,942	96,036	56,687	27,194	29,492
48(’73)	292,328	173,950	118,379	73,112	34,980	38,132
53(’78)	325,042	196,501	127,826	84,591	42,130	41,969
58(’83)	349,032	217,585	130,406	92,538	49,663	42,429
63(’88)	375,952	230,341	141,091	103,247	53,570	47,045
平成5年(’93)	409,707	244,848	157,777	116,978	58,994	54,174

(注) 1 世帯総数は、「主所帯」と「同居所帯又は住宅以外の建物に居住する所帯」の合計である。ただし、昭和43年は、「主所帯」のみの数である。

2 世帯総数は、「持家」、「借家」のほか、住宅の所有関係「不詳」を含む。

3 京浜大都市圏は、東京都特別区部、横浜市、川崎市及びこれらの周辺市町村(東京都、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、山梨県)からなる。

資料：総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

第318表 公営住宅等建設戸数

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)		
合 計	52,072(38,226)戸	58,079(43,944)戸	61,792(47,043)戸		
建 設 戸 数	第一種	木 造	0(951)	0(1,012)	0(1,261)
		簡易耐火構造平家建	1,180(57)	1,110(68)	1,101(48)
		簡易耐火構造2階建	810(406)	790(319)	1,210(400)
		準耐火構造3階建	—	—	—
		中高層耐火構造	24,411(17,376)	23,096(18,976)	24,599(18,458)
	小 計	26,401(18,790)	24,996(20,375)	26,910(20,167)	
	第二種	木 造	0(950)	0(1,128)	0(1,175)
		簡易耐火構造平家建	720(251)	970(209)	811(134)
		簡易耐火構造2階建	540(909)	700(970)	924(951)
		準耐火構造3階建	—	—	—
中高層耐火構造		20,411(16,186)	21,413(15,653)	22,871(17,388)	
小 計	21,671(18,296)	23,083(17,960)	24,606(19,648)		
地域特別賃貸住宅	4,000(1,140)	10,000(5,609)	10,276(7,228)		
補 助 金 額 (千円)	269,469,316	273,125,558	291,789,882		

(注) 1 予算戸数である(補正予算分を含む)。  
 2 ( )内は実績戸数である。  
 3 平成7年度の第一種公営住宅戸数については、特定借上・買取賃貸住宅戸数を含む。  
 4 平成6～8年度の公営住宅戸数については、災害公営住宅戸数を含む。  
 5 地域特別賃貸住宅戸数については、A型(建設戸数)とB型(供給計画策定戸数)の合計である。  
 6 平成5～8年度の地域特別賃貸住宅戸数については、特定公共賃貸住宅(建設戸数)とそれ以外の特定優良賃貸住宅  
 7 平成8年度の公営住宅戸数については、公営住宅法の改正により、第一種、第二種の区分が廃止されたことに伴い、  
 資料：建設省住宅局住宅整備課調

5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
83,073(68,784)戸	82,367(71,745)戸	108,233(93,557)戸	86,279(71,528)戸
0(1,359)	0(1,067)	0(818)	0(1,350)
1,010(105)	865(26)	115(41)	218(117)
1,048(472)	885(716)	28(469)	20(1,441)
0(68)	0(12)	0(12)	0(142)
26,719(22,599)	22,260(17,980)	28,963(23,173)	44,033(38,411)
28,777(24,603)	24,010(19,801)	29,106(24,513)	44,271(41,461)
0(1,421)	0(805)	0(1,136)	—
928(237)	723(180)	173(184)	—
890(1,284)	695(745)	45(783)	—
0(42)	0(0)	0(180)	—
25,278(21,591)	24,939(24,028)	28,675(24,169)	—
27,096(24,575)	26,357(25,758)	28,893(26,452)	—
27,200(19,606)	32,000(26,186)	50,234(42,592)	42,008(30,067)
363,840,391	337,419,674	604,986,281	392,403,790

(計画認定戸数)の合計である。  
 全て第一種欄に計上している。

第319表 1か月当り家賃階級別にみた借家数(住宅の所有関係別)

平成5(93)年10月1日現在(単位:百戸)

区 分	総 数	50円未満	50～ 4,999	5,000～ 9,999	10,000～ 14,999	15,000～ 19,999	20,000～ 24,999	25,000～ 29,999
全 国	156,910	4,591	3,476	8,036	8,771	7,983	8,914	9,760
借 家 (専 用 住 宅)	153,158	4,118	3,439	7,974	8,671	7,885	8,757	9,632
公 営 の 借 家	20,302	226	1,496	3,017	2,900	2,644	2,296	2,120
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,422	14	2	18	351	328	522	1,077
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	52,616	788	223	523	1,161	1,824	3,412	4,359
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	2,818	24	14	95	429	771	628	369
民 営 借 家 (非 木 造)	49,157	282	57	96	193	262	526	1,085
給 与 住 宅	19,842	2,784	1,647	4,226	3,637	2,056	1,374	622
借 家 (併 用 住 宅)	3,752	473	37	62	99	156	127	
市 部	142,266	3,708	2,378	6,335	7,489	6,896	7,784	8,660
借 家 (専 用 住 宅)	138,937	3,367	2,352	6,287	7,410	6,815	7,651	8,549
公 営 の 借 家	16,695	210	839	2,120	2,445	2,221	1,922	1,816
公 団 ・ 公 社 の 借 家	8,020	13	1	17	311	276	481	1,028
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 専 用)	47,580	570	152	368	881	1,524	2,904	3,825
民 営 借 家 (木 造 ・ 設 備 共 用)	2,711	21	11	82	403	740	612	361
民 営 借 家 (非 木 造)	46,514	257	46	76	164	206	447	949
給 与 住 宅	17,417	2,295	1,304	3,623	3,206	1,848	1,285	570
借 家 (併 用 住 宅)	3,328	341	26	48	79	81	133	110

(注) 標本調査による推定結果であるため、10位を四捨五入して100位までを有効数字として表章した。したがって、表中の個資料:総務庁統計局「平成5年住宅統計調査報告」

30,000～ 39,999	40,000～ 49,999	50,000～ 59,999	60,000～ 69,999	70,000～ 79,999	80,000～ 89,999	90,000～ 99,999	100,000～ 109,999	110,000～ 119,999	120,000～ 129,999	130,000 円以上	不 詳
26,339	22,111	16,638	12,198	8,455	5,423	2,982	2,401	1,479	1,453	4,016	1,885
25,833	21,730	16,245	11,895	8,195	5,226	2,871	2,250	1,412	1,372	3,721	1,830
3,193	1,421	685	193	46	6	2	0	0	0	0	56
2,342	1,414	830	368	329	199	148	113	85	76	140	69
12,827	9,537	6,420	4,381	2,665	1,452	615	512	230	238	719	628
343	72	21	8	2	0	1	0	—	—	0	38
6,279	8,822	7,850	6,602	4,871	3,352	1,981	1,480	1,026	967	2,578	849
848	465	438	342	289	217	125	145	71	91	283	189
406	381	392	303	260	197	111	150	67	81	294	55
23,764	20,405	15,592	11,700	8,243	5,318	2,930	2,353	1,462	1,440	3,973	1,837
23,412	20,057	15,227	11,410	7,995	5,130	2,821	2,213	1,399	1,363	3,692	1,787
2,845	1,318	664	187	45	6	2	0	0	0	0	55
2,215	1,374	813	358	322	190	140	112	85	76	140	68
11,565	8,719	5,977	4,206	2,600	1,414	601	497	225	233	708	612
340	71	21	8	2	0	1	0	—	—	0	37
5,676	8,150	7,341	6,328	4,756	3,310	1,958	1,462	1,019	966	2,564	836
771	424	410	323	271	209	120	141	70	89	279	179
353	348	365	289	248	188	108	140	62	77	281	49

々の数字の合計がかならずしも総数とは一致しない。

第320表 住宅建設戸数

(単位:千戸)

区 分	公営住宅 等	改良住宅 等	公庫住宅	公団住宅	公的助成 民間住宅	その他の 住 宅	公的資金に よる住宅計
昭和62年度(実績)	42	3	506	22	—	60	634
63 (実績)	40	3	498	21	—	59	622
平成元年度(実績)	40	2	505	22	—	62	631
2 (実績)	38	2	501	22	—	68	631
3 (実績)	45	2	483	22	13	68	634
4 (実績)	48	1	498	22	15	70	653
5 (実績)	69	2	688	23	17	71	870
6 (実績)	72	2	898	20	19	57	1,068
7 (実績見込)	90	2	571	22	21	84	790
8 (実績見込)	71	5	758	22	24	74	954
9 (計画)	83	3	525	24	34	74	743

(注) 1 戸数は、住宅建設五箇年計画ベースのものである。  
 2 公営住宅等には、特定優良賃貸住宅等を含む。  
 3 平成7年度及び平成8年度の実績見込戸数は平成9年6月末日現在のものである。  
 4 公的助成民間住宅は、特定賃貸住宅、農地所有者等賃貸住宅、住宅市街地総合整備事業による住宅等である。  
 (昭和62年度から平成2年度までは、その他の住宅に含まれる。)  
 5 その他の住宅は、厚生年金住宅、雇用促進住宅、地方公共団体単独住宅等である。  
 6 公庫住宅については、既存住宅購入融資戸数及び財形住宅融資戸数等を含まない。  
 7 建設戸数は、四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

資料:建設省住宅局住宅政策課調



② 雇用関係一般

第321表 労働力人口・非労働力人口〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総人口	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				労働力人口比率(%)	
			総数	就業者	完全失業者	総数	家事	通学	その他		
男	昭和35年(1960)	9,326	6,520	4,511	4,436	75	1,998	—	—	—	69.2
	45(1970)	10,357	7,885	5,153	5,094	59	2,723	1,379	735	609	65.4
	55(1980)	11,683	8,932	5,650	5,536	114	3,249	1,568	834	847	63.3
	60(1985)	12,078	9,465	5,963	5,807	156	3,450	1,539	903	1,009	63.0
	平成2年(1990)	12,354	10,089	6,384	6,249	134	3,657	1,528	989	1,140	63.3
	5(1993)	12,466	10,370	6,615	6,450	166	3,740	1,615	947	1,178	63.8
	6(1994)	12,492	10,444	6,645	6,453	192	3,791	1,631	931	1,229	63.6
	7(1995)	12,520	10,510	6,666	6,457	210	3,836	1,659	914	1,263	63.4
8(1996)	12,544	10,571	6,711	6,486	225	3,852	1,685	879	1,288	63.5	
男	昭和35年(1960)	4,580	3,151	2,673	2,629	44	472	—	—	—	84.8
	45(1970)	5,090	3,825	3,129	3,091	38	691	6	412	273	81.8
	55(1980)	5,753	4,341	3,465	3,394	71	859	8	464	386	79.8
	60(1985)	5,942	4,602	3,596	3,503	93	978	11	496	472	78.1
	平成2年(1990)	6,072	4,911	3,791	3,713	77	1,095	14	538	543	77.2
	5(1993)	6,118	5,044	3,935	3,840	95	1,101	20	506	575	78.0
	6(1994)	6,128	5,078	3,951	3,839	112	1,122	21	499	602	77.8
	7(1995)	6,139	5,108	3,966	3,843	123	1,139	22	489	627	77.6
8(1996)	6,148	5,136	3,992	3,858	134	1,140	24	469	647	77.7	
女	昭和35年(1960)	4,746	3,370	1,838	1,807	31	1,526	—	—	—	54.5
	45(1970)	5,268	4,060	2,024	2,003	21	2,032	1,373	323	335	49.9
	55(1980)	5,930	4,591	2,185	2,142	43	2,391	1,560	370	461	47.6
	60(1985)	6,136	4,863	2,367	2,304	63	2,472	1,528	407	537	48.7
	平成2年(1990)	6,282	5,178	2,593	2,536	57	2,562	1,514	451	597	50.1
	5(1993)	6,347	5,326	2,681	2,610	71	2,639	1,595	441	603	50.3
	6(1994)	6,364	5,366	2,694	2,614	80	2,669	1,610	432	626	50.2
	7(1995)	6,381	5,402	2,701	2,614	87	2,698	1,637	424	636	50.0
8(1996)	6,396	5,435	2,719	2,627	91	2,712	1,662	410	641	50.0	

(注) 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第322表 年齢階級別労働力人口比率の推移〔年平均〕

(%)

		総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
男	昭和45年(1970)	65.4	32.5	75.6	71.2	72.9	77.7	80.1	78.6	75.6	68.6	59.2	31.8
	55(1980)	63.3	17.9	69.8	72.7	73.0	77.9	80.8	80.5	77.4	68.9	55.9	26.3
	60(1985)	63.0	17.0	71.0	75.2	73.8	78.8	82.7	82.5	78.0	70.0	53.7	24.3
	平成2年(1990)	63.3	18.0	73.4	79.0	74.8	80.2	83.6	84.3	80.7	72.7	55.5	24.3
	5(1993)	63.8	18.1	74.8	80.6	75.5	80.0	84.3	84.9	82.0	74.9	57.1	24.9
	6(1994)	63.6	17.8	74.5	81.0	75.7	80.1	83.9	84.5	82.1	74.8	56.6	24.8
	7(1995)	63.4	17.0	74.1	81.7	75.9	79.4	83.8	84.5	82.0	75.2	56.7	24.5
	8(1996)	63.5	17.4	74.3	82.6	76.5	79.5	83.9	84.6	82.0	75.9	56.2	24.2
男	昭和45年(1970)	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5	49.4
	55(1980)	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8	41.0
	60(1985)	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5	37.0
	平成2年(1990)	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9	36.5
	5(1993)	78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6	37.7
	6(1994)	77.8	18.3	74.9	96.3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0	37.6
	7(1995)	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9	37.3
	8(1996)	77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5	36.7
女	昭和45年(1970)	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1	17.9
	55(1980)	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8	15.5
	60(1985)	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5	15.5
	平成2年(1990)	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5	16.2
	5(1993)	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1	16.0
	6(1994)	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4	15.9
	7(1995)	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7	15.6
	8(1996)	50.0	16.3	73.8	67.9	54.8	60.8	69.5	71.6	66.9	58.1	39.0	15.4

(注) 労働力人口比率=(労働力人口)÷(15歳以上人口)×100

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

第323表 就業者数(産業別)〔年平均〕

区分	就業者数(万人)										
	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店・金融業、保険業、不動産業	サービス業		
男	昭和35年(1960)	4,436	1,273	67	43	253	946	191	899	574	
	45(1970)	5,094	899	44	20	394	1,377	353	1,144	751	
	55(1980)	5,536	532	45	11	548	1,367	381	1,439	1,001	
	60(1985)	5,807	464	45	9	530	1,453	376	1,535	1,173	
	女	平成2年(1990)	6,249	411	40	6	588	1,505	406	1,674	1,394
		5(1993)	6,450	350	33	6	640	1,530	429	1,709	1,516
		6(1994)	6,453	345	28	6	655	1,496	432	1,705	1,542
		7(1995)	6,457	340	27	6	663	1,456	444	1,712	1,566
8(1996)	6,486	330	26	6	670	1,445	448	1,719	1,598		
男	昭和35年(1960)	2,629	612	49	39	220	597	210	505	279	
	45(1970)	3,091	401	35	17	341	859	307	618	372	
	55(1980)	3,394	260	34	10	472	894	335	776	494	
	60(1985)	3,503	233	32	7	454	879	329	812	578	
	女	平成2年(1990)	3,713	206	29	5	492	910	347	858	687
		5(1993)	3,840	183	24	5	537	945	360	862	737
		6(1994)	3,839	181	21	5	549	935	361	855	740
		7(1995)	3,843	178	20	5	557	915	370	855	751
8(1996)	3,858	174	19	5	563	913	374	859	762		
女	昭和35年(1960)	1,807	661	18	4	33	349	29	394	295	
	45(1970)	2,003	442	9	3	53	518	45	526	379	
	55(1980)	2,142	272	11	1	77	527	46	663	508	
	60(1985)	2,304	231	13	1	76	574	48	722	595	
	計	平成2年(1990)	2,536	204	11	1	96	595	59	817	706
		5(1993)	2,610	167	9	1	103	585	69	847	779
		6(1994)	2,614	164	7	1	105	561	71	850	802
		7(1995)	2,614	162	7	1	106	542	73	856	814
8(1996)	2,627	156	7	1	107	532	75	859	836		

(注) 1 統計表の数字は推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数との内訳の合計とは必ずしも一致しない。  
2 産業別構成比は、社会保障制度審議会事務局で算出した。

資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

区分	産業別構成比(%)												
	公務	全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業	卸売・小売業、飲食店・金融業、保険業、不動産業	サービス業	公務		
男	昭和35年(1960)	142	100.0	28.7	1.5	1.0	5.7	21.3	4.3	20.3	12.9	3.2	
	45(1970)	161	100.0	17.6	0.9	0.4	7.7	27.0	6.9	22.5	14.7	3.2	
	55(1980)	199	100.0	9.6	0.8	0.2	9.9	24.7	6.9	26.0	18.1	3.6	
	60(1985)	199	100.0	8.0	0.8	0.2	9.1	25.0	6.5	26.4	20.2	3.4	
	女	平成2年(1990)	195	100.0	6.6	0.6	0.1	9.4	24.1	6.5	26.8	22.3	3.1
		5(1993)	209	100.0	5.4	0.5	0.1	9.9	23.7	6.7	26.5	23.5	3.2
		6(1994)	215	100.0	5.4	0.4	0.1	10.2	23.2	6.7	26.4	23.9	3.3
		7(1995)	218	100.0	5.3	0.4	0.1	10.3	22.5	6.9	26.5	24.3	3.4
8(1996)	214	100.0	5.1	0.4	0.1	10.3	22.3	6.9	26.5	24.6	3.3		
男	昭和35年(1960)	119	100.0	23.3	1.9	1.5	8.4	22.8	8.0	19.2	10.6	4.5	
	45(1970)	136	100.0	13.0	1.1	0.5	11.0	27.8	9.9	20.0	12.0	4.4	
	55(1980)	166	100.0	7.7	1.0	0.3	13.9	24.7	9.9	22.9	14.6	4.9	
	60(1985)	164	100.0	6.7	0.9	0.2	13.0	25.1	9.4	23.2	16.5	4.7	
	女	平成2年(1990)	159	100.0	5.5	0.8	0.1	13.3	24.5	9.3	23.1	18.5	4.3
		5(1993)	170	100.0	4.8	0.6	0.1	14.0	24.6	9.4	22.4	19.2	4.4
		6(1994)	174	100.0	4.7	0.5	0.1	14.3	24.4	9.4	22.3	19.3	4.5
		7(1995)	176	100.0	4.6	0.5	0.1	14.5	23.8	9.6	22.2	19.5	4.6
8(1996)	171	100.0	4.5	0.5	0.1	14.6	23.7	9.7	22.3	19.8	4.4		
女	昭和35年(1960)	23	100.0	36.6	1.0	0.2	1.8	19.3	1.6	21.8	16.3	1.3	
	45(1970)	25	100.0	22.1	0.4	0.1	2.6	25.9	2.2	26.3	18.9	1.2	
	55(1980)	33	100.0	12.7	0.5	0.0	3.6	24.6	2.1	31.0	23.7	1.5	
	60(1985)	35	100.0	10.0	0.6	0.0	3.3	24.9	2.1	31.3	25.8	1.5	
	計	平成2年(1990)	36	100.0	8.0	0.4	0.0	3.8	23.5	2.3	32.2	27.8	1.4
		5(1993)	39	100.0	6.4	0.3	0.0	3.9	22.4	2.6	32.5	29.8	1.5
		6(1994)	41	100.0	6.3	0.3	0.0	4.0	21.5	2.7	32.5	30.7	1.6
		7(1995)	42	100.0	6.2	0.3	0.0	4.1	20.7	2.8	32.7	31.1	1.6
8(1996)	42	100.0	5.9	0.3	0.0	4.1	20.3	2.9	32.7	31.8	1.6		

も一致しない。

第324表 就業者数(従業上の地位・職業別)〔年平均〕

(単位 万人)

区分	総数	全産業							*専門的・ 技術的職業 従事者	
		自営業主	家族 従事者	雇用者						
				計	常雇	臨時雇	日雇			
男	昭和35年 (1960)	4,436	1,006	1,061	2,370	—	—	—	220	
	45 (1970)	5,094	977	805	3,306	3,023	165	118	295	
	55 (1980)	5,536	951	603	3,971	3,586	256	130	438	
	60 (1985)	5,807	916	559	4,313	3,866	321	126	538	
	女	平成2年 (1990)	6,249	878	517	4,835	4,316	393	126	690
		5 (1993)	6,450	814	418	5,202	4,657	422	123	765
		6 (1994)	6,453	796	407	5,236	4,690	424	122	778
		7 (1995)	6,457	784	397	5,263	4,709	433	120	790
計	8 (1996)	6,486	765	382	5,322	4,754	448	120	804	
男	昭和35年 (1960)	2,629	721	277	1,632	—	—	—	138	
	45 (1970)	3,091	692	186	2,210	2,082	62	66	178	
	55 (1980)	3,394	658	112	2,617	2,476	74	67	233	
	60 (1985)	3,503	628	99	2,764	2,619	85	61	293	
	女	平成2年 (1990)	3,713	607	93	3,001	2,836	108	58	401
		5 (1993)	3,840	562	75	3,193	3,020	119	54	445
		6 (1994)	3,839	556	72	3,202	3,028	120	54	442
		7 (1995)	3,843	550	70	3,215	3,039	124	52	448
計	8 (1996)	3,858	543	67	3,238	3,056	130	52	450	
女	昭和35年 (1960)	1,807	285	784	738	—	—	—	82	
	45 (1970)	2,003	285	619	1,096	941	103	52	117	
	55 (1980)	2,142	293	491	1,354	1,109	182	63	205	
	60 (1985)	2,304	288	461	1,548	1,247	237	65	245	
	男	平成2年 (1990)	2,536	271	424	1,834	1,480	286	68	290
		5 (1993)	2,610	251	343	2,009	1,636	303	69	320
		6 (1994)	2,614	240	334	2,034	1,662	304	69	336
		7 (1995)	2,614	234	327	2,048	1,670	310	68	342
計	8 (1996)	2,627	222	315	2,084	1,698	318	68	354	

(注) 1 統計表の数字は、推定値の千位で四捨五入、又は総数に分類不能の数を含めたため、総数と内訳の合計とは必ずし  
 2 \*職業：国勢調査の職業分類に基づいて分類している。なお、昭和62年1月から昭和60年国勢調査に合わせて職業  
 理的職業従事者が1万人減、事務従事者が3万人減、技能工、生産工程作業者が20万人減、保安職業、サ  
 資料：総務庁統計局「労働力調査年報」

職業別構成比								
*管理的職 業従事者	*事務 従事者	販売 従事者	保安職業、 サービス職業 従事者	農林漁業 作業員	運輸・通 信従事者	採掘 作業員	*技能工、 製造・建 設作業員	*労務 作業員
91	499	596	298	1,322	100	32	1,299	—
134	755	662	387	880	232	11	1,511	218
220	924	797	501	570	248	5	1,653	168
211	1,021	861	501	502	227	4	1,689	230
239	1,157	940	535	448	233	3	1,702	274
246	1,226	948	587	381	233	3	1,725	309
235	1,238	943	603	369	234	3	1,715	308
236	1,252	945	610	363	237	3	1,687	310
240	1,263	933	618	352	240	2	1,686	318
86	303	328	136	656	93	26	864	—
129	388	390	160	431	210	11	1,048	141
209	429	490	228	290	233	5	1,169	100
197	453	537	228	261	216	4	1,171	128
220	462	579	245	235	223	3	1,172	155
226	483	583	268	209	221	3	1,210	177
214	489	580	275	202	221	3	1,223	174
216	495	582	276	198	224	2	1,215	173
218	495	579	279	192	227	2	1,219	179
5	196	268	162	666	7	6	415	—
5	367	272	228	449	22	1	463	76
11	495	307	273	280	15	0	485	67
14	568	324	273	241	11	0	517	102
19	695	360	290	213	10	0	530	118
21	744	365	319	172	11	0	515	132
20	749	363	328	168	13	0	492	135
21	757	362	335	165	13	0	472	136
22	769	353	339	159	13	0	467	139

も一致しない。  
 の分類の一部改訂を行った。改訂による数字の差異は、昭和62年1月～4月平均で、専門的・技術的職業従事者が25万人増、管  
 サービス職業従事者が1万人減である。

第325表 年齢別有効求人倍率

(単位 倍)

区 分	平成3年 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1993)	7 (1995)	8 (1996)
計	1.41	1.02	0.70	0.66	0.63	0.74
29歳以下	1.70	1.22	0.85	0.83	0.83	0.98
30歳～44歳	2.20	1.63	1.17	1.16	1.11	1.35
45歳～54歳	1.50	1.06	0.69	0.60	0.52	0.60
55歳～64歳	0.36	0.26	0.16	0.14	0.13	0.14
65歳以上	0.60	0.50	0.24	0.20	0.19	0.25

(注) 各年10月の常用労働者(学卒者を除きパートタイムを含む。)の有効求職者数に対する有効求人数の割合である。  
資料: 労働省職業安定局「職業安定業務統計」

第326表 職業転換給付金関係予算の推移

(単位 千円)

区 分	平成3年度 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
合 計	26,647,840	27,409,027	28,802,151	28,503,877	26,943,112	30,026,644
就職促進手当	1,657,759	1,549,260	2,925,962	1,328,689	1,194,686	1,230,756
職業転換特別給付金	180,630	196,164	168,265	166,762	167,669	167,875
職業転換訓練費負担金	3,405,939	3,396,489	3,519,074	3,823,499	3,481,150	3,469,308
職業転換訓練費補助金	68,249	68,413	70,029	71,645	71,781	71,989
高年齢者労働能力活用事業費等補助金	15,834,819	16,698,257	16,633,946	17,628,407	16,577,564	19,636,454
職業転換訓練費交付金	5,500,444	5,500,444	5,484,875	5,484,875	5,450,262	5,450,262

(注) 平成3年度、4年度、6年度は補正後予算額である。  
資料: 労働省職業安定局調

第327表 平成9年度地域別最低賃金額の改正状況

(単位 円)

都道府県名	事項別	日 額	時間額	発効年月日
北海道	道	4,886	611	9.10.1
北海道	森	4,629	579	9.10.3
北海道	手	4,629	579	9.10.1
宮城県	城	4,721	591	9.10.1
秋田県	田	4,629	579	9.10.2
山形県	形	4,629	579	9.10.1
福島県	島	4,662	584	9.10.1
茨城県	城	4,953	621	9.10.1
栃木県	木	4,957	620	9.10.1
群馬県	馬	4,936	620	9.10.1
埼玉県	玉	5,191	652	9.10.1
千葉県	葉	5,190	650	9.10.1
東京都	京	5,368	679	9.10.1
神奈川県	川	5,368	677	9.10.1
新潟県	瀧	4,915	616	9.10.1
富山県	山	4,942	618	9.10.1
石川県	川	4,949	619	9.10.1
福井県	井	4,921	616	9.10.1
山梨県	梨	4,957	622	9.10.1
長野県	野	4,950	619	9.10.1
岐阜県	阜	5,128	641	9.10.1
静岡県	岡	5,147	645	9.10.1
愛知県	知	5,226	654	9.10.1
三重県	重	5,126	642	9.10.1
滋賀県	賀	4,976	623	9.10.4
京都府	都	5,191	650	9.10.1
大阪府	阪	5,368	677	9.9.30
兵庫県	庫	5,173	648	9.9.30
奈良県	良	4,951	621	9.10.1
和歌山県	山	4,948	619	9.10.1
鳥取県	取	4,666	584	9.10.1
島根県	根	4,652	582	9.10.1
岡山県	山	4,904	613	9.10.1
広島県	島	4,920	615	9.10.1
山口県	口	4,880	610	9.10.1
徳島県	島	4,684	588	9.10.1
香川県	川	4,709	590	9.10.1
愛媛県	媛	4,685	588	9.10.1
高知県	知	4,680	585	9.10.1
福岡県	岡	4,932	617	9.10.10
佐賀県	賀	4,627	579	9.10.1
長崎県	崎	4,627	579	9.10.1
熊本県	本	4,630	580	9.10.1
大分県	分	4,627	580	9.10.1
宮崎県	崎	4,626	579	9.10.1
鹿児島県	島	4,627	579	9.10.1
沖縄県	組	4,625	579	9.9.30

(注) 時間額は、賃金の大部分が時間によって定められている労働者に適用される。  
資料: 労働省労働基準局賃金課調

第328表 産業別最低賃金決定件数、適用使用者数および適用労働者数 平成9年3月末現在

業種	決定件数	適用使用者数	適用労働者数	
	件	百人	百人	
製造業	食料品・飲料・飼料製造業	7	3	202
	繊維産業	11	31	626
	木材・木製品・家具・装備品製造業	3	11	61
	パルプ・紙・紙加工品製造業	3	36	266
	出版・印刷・同関連産業	4	48	788
	窯業・土石製品製造業	5	25	407
	機械・金属製品等製造業	156	1,118	38,288
	上記以外の製造業	5	4	137
	小計	194	1,276	40,775
	非製造業	卸売・小売業、飲食店	54	269
自動車整備業		1	10	36
上記以外の非製造業		2	2	23
小計		57	281	6,929
合計	251	1,557	47,704	
鉱業(労働大臣決定)	3	1	43	
総合計	254	1,558	47,747	

(注) 1 新産業別最低賃金および従来の産業別最低賃金の合計である。  
 2 機械・金属製品製造業と自動車整備業にまたがって決定されているものについては、機械・金属製品等製造業に計上している。  
 資料：労働省労働基準局調

## 2 関係機関

第329表 社会保険診療報酬支払基金取扱件数及び金額(年度別) (金額 単位 千円)

区分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
合計	件数 601,286,045 金額 8,860,348,460	件数 631,430,112 金額 9,428,303,411	件数 650,361,327 金額 10,097,598,985	件数 657,452,183 金額 10,486,178,433	件数 680,485,885 金額 10,940,667,557	件数 697,379,271 金額 11,358,176,164
審査及び支払取扱分	件数 601,245,114 金額 8,860,348,460	件数 631,430,112 金額 9,428,303,411	件数 650,325,507 金額 10,097,598,985	件数 657,419,386 金額 10,486,178,433	件数 680,455,633 金額 10,940,667,557	件数 697,350,844 金額 11,358,176,164
医療保険合計	件数 531,205,319 金額 6,229,389,080	件数 558,406,769 金額 6,667,982,438	件数 574,521,182 金額 7,197,212,688	件数 578,160,490 金額 7,440,709,381	件数 596,948,636 金額 7,692,009,247	件数 610,121,930 金額 7,943,806,308
政府管掌健康保険	件数 248,707,598 金額 3,168,204,633	件数 263,469,012 金額 3,414,127,258	件数 272,667,030 金額 3,711,188,598	件数 275,482,850 金額 3,849,796,847	件数 285,242,638 金額 3,984,939,212	件数 292,686,172 金額 4,128,429,778
船員保険	件数 2,734,104 金額 39,782,846	件数 2,665,592 金額 39,085,273	件数 2,547,057 金額 39,777,633	件数 2,406,445 金額 38,628,221	件数 2,341,960 金額 37,688,151	件数 2,250,945 金額 36,826,160
共済組合	件数 79,902,699 金額 853,535,296	件数 82,051,652 金額 888,351,951	件数 82,825,763 金額 935,859,387	件数 82,567,505 金額 956,511,679	件数 84,795,946 金額 981,478,650	件数 86,006,157 金額 1,005,632,785
健康保険組合	件数 199,860,918 金額 2,167,866,304	件数 210,220,513 金額 2,326,417,956	件数 216,481,332 金額 2,510,387,070	件数 217,703,690 金額 2,595,772,635	件数 224,568,092 金額 2,687,903,233	件数 229,178,656 金額 2,772,917,586
医療保険以外の諸法	件数 70,039,795 金額 2,630,959,381	件数 73,023,343 金額 2,760,320,973	件数 75,804,325 金額 2,900,386,296	件数 79,258,896 金額 3,045,469,052	件数 83,506,997 金額 3,248,658,310	件数 87,228,914 金額 3,414,369,856
精核予防法	件数 417,548 金額 30,888,561	件数 392,050 金額 29,831,779	件数 370,530 金額 30,226,628	件数 351,443 金額 29,627,595	件数 329,010 金額 29,705,228	件数 294,179 金額 17,474,109
生活保護法	件数 12,862,942 金額 719,371,142	件数 12,547,184 金額 721,409,647	件数 12,391,017 金額 738,029,007	件数 12,570,989 金額 762,012,079	件数 13,034,400 金額 805,432,255	件数 13,516,313 金額 848,948,844
戦傷病者特別援護法	件数 11,361 金額 1,040,146	件数 10,602 金額 995,036	件数 9,556 金額 891,813	件数 8,731 金額 841,216	件数 7,762 金額 800,161	件数 6,982 金額 752,655
身体障害者福祉法	件数 172,633 金額 1,944,596	件数 176,250 金額 2,040,804	件数 174,234 金額 1,961,620	件数 174,164 金額 2,080,520	件数 182,794 金額 2,199,416	件数 207,733 金額 2,761,407
児童福祉法	件数 83,381 金額 2,003,961	件数 83,571 金額 2,059,138	件数 83,838 金額 2,162,768	件数 82,909 金額 2,127,828	件数 82,570 金額 2,296,061	件数 86,984 金額 2,608,061
自衛官等	件数 558,768 金額 9,799,524	件数 586,246 金額 10,056,993	件数 614,815 金額 11,199,555	件数 621,790 金額 11,303,906	件数 652,714 金額 11,690,561	件数 677,115 金額 12,118,516
原爆医療	件数 1,868,109 金額 9,257,599	件数 1,858,963 金額 9,353,277	件数 1,851,221 金額 9,456,133	件数 1,839,280 金額 9,443,647	件数 1,794,633 金額 9,511,298	件数 1,739,693 金額 9,693,005
精神保健法	件数 2,001,534 金額 50,899,488	件数 2,076,268 金額 46,164,342	件数 2,150,778 金額 44,901,241	件数 2,266,777 金額 44,412,066	件数 2,431,537 金額 45,873,838	件数 2,573,383 金額 37,600,592
麻薬取締法	件数 — 金額 —	件数 2 金額 363	件数 2 金額 447	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —	件数 — 金額 —
母子保健法	件数 38,990 金額 1,942,891	件数 39,925 金額 2,101,307	件数 41,323 金額 2,225,292	件数 40,854 金額 2,291,870	件数 41,862 金額 2,535,720	件数 43,473 金額 2,872,627
特定疾患	件数 1,289,006 金額 9,711,716	件数 1,427,455 金額 10,876,108	件数 1,576,291 金額 11,994,226	件数 1,782,933 金額 13,352,441	件数 2,006,404 金額 15,215,849	件数 2,299,295 金額 17,755,615
小児慢性	件数 892,888 金額 11,968,289	件数 978,833 金額 14,216,886	件数 1,042,909 金額 15,621,843	件数 1,103,857 金額 16,782,918	件数 1,151,736 金額 17,678,510	件数 1,203,807 金額 19,153,508
措置医療	件数 791,664 金額 15,351,194	件数 826,260 金額 15,744,690	件数 850,961 金額 16,402,817	件数 866,727 金額 16,804,223	件数 901,492 金額 17,932,963	件数 925,324 金額 18,890,158
老人保健	件数 48,641,868 金額 1,766,197,125	件数 51,597,534 金額 1,894,845,791	件数 54,217,191 金額 2,014,550,040	件数 57,105,849 金額 2,133,523,379	件数 60,431,820 金額 2,286,741,362	件数 63,181,677 金額 2,422,451,466
老人被爆者	件数 409,103 金額 583,149	件数 422,200 金額 624,812	件数 429,659 金額 762,865	件数 442,593 金額 865,364	件数 452,563 金額 1,045,088	件数 472,956 金額 1,289,294
審査のみ取扱分	件数 40,931 金額 —	件数 38,559 金額 —	件数 35,820 金額 —	件数 32,797 金額 —	件数 30,252 金額 —	件数 28,427 金額 —
戦傷病者特別援護法(療養費分)	件数 40,931 金額 —	件数 38,559 金額 —	件数 35,820 金額 —	件数 32,797 金額 —	件数 30,252 金額 —	件数 28,427 金額 —

資料：社会保険診療報酬支払基金調

第330表 年金福祉事業団福祉施設設置整備資金融資決定状況(施設別・事業主体別)

(単位 件、千円)

区分	合計		住宅		療養施設	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
平成2年度(1990)	254	52,000,000	148	26,330,800	11	13,850,800
3 (1991)	233	57,967,400	141	36,927,600	16	10,039,900
4 (1992)	170	45,271,000	92	20,322,600	15	13,340,500
5 (1993)	125	45,660,100	66	12,341,500	15	22,610,500
6 (1994)	76	57,209,500	33	11,162,800	14	34,287,300
7 (1995)	46	24,961,200	20	8,396,300	10	7,379,800
厚生年金保険事業主	23	5,249,700	18	4,684,000	0	0
健康保険組合	0	0	0	0	0	0
国民健康保険組合	0	0	0	0	0	0
厚生年金基金	0	0	0	0	0	0
事業協同組合	0	0	0	0	0	0
生活協同組合	4	987,200	0	0	4	987,200
農業協同組合	0	0	0	0	0	0
民法法人・その他	12	12,209,900	1	3,590,500	0	0
社会福祉法人・日本赤十字社	6	6,392,600	0	0	6	6,392,600
商工会等	1	121,800	1	121,800	0	0

資料：年金福祉事業団「事業年報」

第331表 資金運用事業各年度別運用額の推移

(単位：兆円)

	平成2年度('90)	3 ('91)	4 ('92)	5 ('93)	6 ('94)	7 ('95)	8 ('96)	9 ('97)	累計
年金財源強化事業	1.80	2.05	2.59	2.43	1.95	1.95	1.89	2.53	17.18
資金確保事業	1.05	1.10	1.11	1.26	1.02	1.02	0.98	0.96	7.57
合計	2.85	3.15	3.70	3.69	2.97	2.97	2.87	3.49	24.75

資料：厚生省年金局

第332表 年金福祉事業団被保険者住宅資金融資決定状況(資金別)

(単位 件、戸、千円)

区分	合計			厚生年金保険			国民年金		
	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額	件数	戸数	金額
平成2年度	156,902	156,902	1,046,892,600	139,376	139,376	992,192,200	17,526	17,526	54,700,400
3	163,867	163,867	1,151,256,100	142,660	142,660	1,082,887,100	21,207	21,207	88,369,000
4	200,968	200,968	1,502,999,900	176,381	176,381	1,419,962,400	24,587	24,587	83,037,500
5	255,284	255,284	2,262,723,000	225,787	225,787	2,155,181,400	29,497	29,497	107,541,600
6	192,395	192,395	1,698,591,200	172,258	172,258	1,622,440,300	20,137	20,137	76,150,900
7	195,818	195,818	1,852,899,400	175,823	175,823	1,777,591,700	19,995	19,995	75,307,700
転貸融資	147,862	147,862	1,504,280,000	147,862	147,862	1,504,280,000	—	—	—
個人融資	47,956	47,956	348,619,400	27,961	27,961	273,311,700	19,995	19,995	75,307,700

(注) ( )内は大型住宅の再掲である。

資料：年金福祉事業団「事業年報」

厚生福祉施設									
休養施設		体育施設		教養文化施設		給食施設		その他の施設	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
68	4,065,900	4	888,700	9	684,000	11	965,900	3	5,213,900
58	7,114,000	8	2,353,100	7	1,234,000	3	298,800	0	0
47	5,882,800	3	167,900	9	3,344,100	2	206,500	2	2,007,100
33	6,199,600	2	360,000	4	505,700	3	472,800	2	3,170,000
22	4,980,900	1	269,900	2	138,600	1	140,000	3	6,230,000
11	1,479,700	2	405,400	0	0	0	0	3	7,300,000
4	227,700	1	338,000	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7	1,252,000	1	674,000	0	0	0	0	3	7,300,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

第333表 社会福祉・医療事業団医療貸付状況(施設・資金別)

(単位 件、百万円)

施設種類別	昭和35年度(1960)発足		45(1970)		55(1980)		平成2年度(1990)		6(1994)		7(1995)		8(1996)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
施設種類別	1,230	2,865	4,348	35,000	1,764	82,842	557	101,000	1,209	178,000	1,040	219,000	997	289,999
病院	381	2,179	773	21,082	308	39,382	99	28,994	192	53,688	160	59,769	174	90,091
老人保健施設	—	—	—	—	—	—	241	62,277	289	95,277	407	138,693	385	179,143
診療所	609	550	2,852	11,510	1,059	38,007	147	7,335	598	23,271	398	18,194	363	18,315
一般診療所	240	136	675	1,826	377	4,783	55	934	107	1,990	70	1,331	64	1,115
歯科診療所	—	—	10	119	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
共同利用施設	—	—	9	26	—	—	—	—	—	—	1	9	—	—
助産所	—	—	5	3	—	—	—	—	5	22	—	—	—	—
薬局	—	—	24	434	4	585	7	1,393	12	2,066	2	485	7	1,321
医療従事者養成施設	—	—	—	—	2	5	—	—	—	—	—	—	—	—
歯科技工所	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
衛生検査所	—	—	—	—	2	48	—	—	—	—	—	—	—	—
施設	—	—	—	—	12	32	6	31	4	23	1	2	4	14
手術所	—	—	—	—	—	—	—	—	1	163	—	—	—	—
疾病予防運動施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
温泉療養運動施設	—	—	—	—	—	—	—	2	36	—	—	—	—	—
国立病院等購入資金	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1,500	—	—	1	517
指定老人訪問看護事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
資金種類別	1,230	2,865	4,348	35,000	1,764	82,842	557	101,000	1,209	178,000	1,040	219,000	997	289,999
新築資金	233	863	808	11,908	701	45,107	317	72,033	552	111,983	503	146,491	541	188,649
甲種増改築資金	317	1,280	695	12,485	305	25,034	69	15,151	172	26,303	136	29,215	122	40,894
乙種増改築資金	216	383	403	6,003	102	7,972	48	11,775	131	33,526	117	37,813	132	56,532
機械購入資金	420	326	1,673	4,223	481	4,547	62	1,558	214	4,647	163	4,269	129	3,350
長期運転資金	44	13	769	381	175	182	61	483	140	1,541	121	1,212	73	574

資料：社会福祉・医療事業団調

第334表 社会福祉・医療事業団福祉貸付状況(事業種別)

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
合 計 件 数	589	722	777	760	654	1,122
金 額	54,900,000	80,200,000	89,400,000	101,500,000	100,000,000	177,300,000
保 護 施 設 件 数	3	7	5	5	3	7
金 額	73,000	1,585,300	755,500	422,100	609,000	1,119,400
児 童 福 祉 施 設 件 数	115	129	156	148	136	206
金 額	4,114,400	6,599,900	5,785,200	7,109,400	7,553,500	10,010,800
身 体 障 害 者 更 生 援 護 施 設 件 数	36	43	52	45	29	58
金 額	3,099,800	4,687,200	4,346,400	5,899,500	2,992,100	7,659,600
老 人 福 祉 施 設 件 数	295	378	410	414	366	659
金 額	34,279,700	53,341,500	65,071,600	71,483,700	74,531,100	143,121,000
精 神 薄 弱 者 援 護 施 設 件 数	110	144	135	130	101	167
金 額	7,573,000	10,604,900	12,441,100	9,886,700	10,123,300	13,826,000
婦 人 保 護 施 設 件 数	2	—	—	—	—	—
金 額	64,000	—	—	—	—	—
母 子 休 養 ホ ー ム 件 数	—	—	—	—	—	—
金 額	—	—	—	—	—	—
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設 件 数	7	6	10	5	12	16
金 額	283,700	173,300	393,500	186,700	397,900	557,800
社 会 福 祉 事 業 法 に よ る 施 設 及 び 事 業 有 料 老 人 ホ ー ム 件 数	16	12	7	5	4	2
金 額	1,674,100	1,817,400	470,700	4,902,800	2,364,100	100,000
そ の 他 の 施 設 及 び 事 業 件 数	4	1	1	2	2	1
金 額	3,500,000	1,000,000	60,000	156,000	1,380,000	450,000
償 還 額	25,629,310	27,318,864	31,445,435	35,821,689	41,609,105	45,604,080

資料：厚生省社会・援護局調

第335表 労働福祉事業団経営施設数

年度末現在

区 分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
労 災 病 院	36	37	37	37	37	37
医 療 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1
総 合 せ き 損 セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1
看 護 専 門 学 校	12	12	12	12	12	13
休 養 所	9	9	9	9	9	9
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 作 業 所	8	8	8	8	8	8
リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 大 学 校	1	1	1	1	1	1
労 災 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 工 学 セ ン タ ー	1	1	1	1	1	1
健 康 診 断 セ ン タ ー	8	8	8	8	8	8
海 外 勤 務 健 康 管 理 セ ン タ ー	—	—	1	1	1	1
産 業 保 健 推 進 セ ン タ ー	—	—	—	6	12	16
納 骨 堂	1	1	1	1	1	1
労 災 保 険 会 館	1	1	1	1	1	1

資料：労働福祉事業団調

第336表 雇用促進事業団設置運営施設数

年度末現在

区 分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
職 業 能 力 開 発 大 学 校	1	1	1	1	1	1
職 業 能 力 開 発 短 期 大 学 校	19	20	23	25	26	26
高 等 職 業 訓 練 校	6	4	1	1	—	—
職 業 能 力 開 発 促 進 セ ン タ ー	67	67	67	65	65	65
移 転 就 職 者 用 宿 舎	146,131	148,197	150,757	153,453	154,613	156,043
全 国 勤 労 青 少 年 会 館	1	1	1	1	1	1
心 身 障 害 者 職 業 セ ン タ ー	—	—	—	—	—	—
簡 易 宿 泊 所	24	23	22	22	22	22
出 稼 労 働 者 援 護 相 談 所	—	—	—	—	—	—
就 職 援 護 セ ン タ ー	—	—	—	—	—	—
雇 用 職 業 総 合 研 究 所	—	—	—	—	—	—
福 祉 セ ン タ ー 等	1,856	1,906	1,956	2,006	2,037	2,059

資料：雇用促進事業団調

第337表 中小企業退職金共済加入状況

(i) 産業別

平成8年3月末現在在籍

区 分	合 計	農 林 漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	運 輸 公 益 事 業	商 業	金 融 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業
共 済 契 約 者 数	405,120	4,399	939	67,835	113,397	14,399	111,843	6,529	85,779
被 共 済 者 数	2,805,730	32,566	10,645	462,816	1,097,056	236,584	524,939	28,277	412,847

(ii) 規模別

区 分	合 計	1人~4人	5~9	10~19	20~30	31~50	51~100	101~200	201~300	301人以上
共 済 契 約 者 数	405,120	161,676	113,675	74,755	26,563	16,192	8,913	2,727	463	156
被 共 済 者 数	2,805,730	308,006	473,622	611,949	377,114	366,768	356,798	212,871	61,312	37,290

資料：中小企業退職金共済事業団調

第338表 中小企業退職金共済支給状況

(金額 単位 千円)

区 分	平成2年度('90)	3('91)	4('92)	5('93)	6('94)	7('95)
退 職 金 件 数	196,424	208,095	213,507	223,743	242,155	251,953
金 額	115,637,019	132,442,064	148,744,051	173,426,734	209,689,654	239,311,348
解 約 手 当 金 件 数	13,149	15,672	16,216	17,216	16,672	12,807
金 額	5,506,060	7,560,463	8,422,327	9,622,315	9,375,225	7,919,389
計 件 数	209,573	223,767	229,723	240,959	258,827	264,760
金 額	121,143,079	140,002,527	157,166,378	183,049,049	219,064,880	247,230,737
1 件 当 り 金 額	578,047	625,662	684,156	759,669	846,376	933,792
国 庫 補 助 金 件 数	60	20	—	—	—	—
金 額	1,022	368	—	—	—	—

(注) 国庫補助金は平成3年度まで。

資料：中小企業退職金共済事業団調



### 第13節 社会保障分野における人的資源の状況

第339表 医師数(業務別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	191,346	201,658	211,797	219,704	230,519
医療施設の従事者	183,129	193,682	203,797	211,498	220,853
病院の開設者又は法人の代表者	3,670	3,565	2,936	6,443	6,344
診療所の開設者又は法人の代表者	61,910	61,582	58,213	63,221	63,947
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	72,678	81,071	87,887	90,339	96,321
診療所の勤務者	10,086	11,075	16,819	12,432	13,494
医育機関附属の病院の勤務者	34,785	36,389	37,942	39,063	40,747
老人保健施設の従事者	・	22	204	349	861
老人保健施設の開設者又は法人の代表者	・	—	—	35	156
老人保健施設の勤務者	・	22	204	314	705
医療施設・老人保健施設以外の従事者	6,402	6,254	6,196	6,219	6,929
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	4,190	4,111	3,991	3,904	4,374
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	2,212	2,143	2,205	2,315	2,555
その他	1,815	1,700	1,600	1,638	1,876

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。  
2 老人保健施設の開設者・勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。  
3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第340表 歯科医師数(業務別)

年末現在

区 分	昭和61年 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	66,797	70,572	74,028	77,416	81,055
医療施設の従事者	64,904	68,692	72,087	75,628	79,091
病院の開設者又は法人の代表者	4	2	2	17	16
診療所の開設者又は法人の代表者	42,997	45,367	46,121	49,588	51,495
病院(医育機関附属のものを除く)の勤務者	1,736	1,860	1,951	2,030	2,173
診療所の勤務者	13,906	14,778	17,147	16,503	17,382
医育機関附属の病院の勤務者	6,261	6,685	6,866	7,490	8,025
老人保健施設の勤務者	—	—	—	1	1
医療施設・老人保健施設以外の従事者	701	807	954	714	804
臨床以外の医学の教育機関又は研究機関の勤務者	551	653	782	549	619
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	150	154	172	165	185
その他	1,190	1,073	987	1,073	1,159

(注) 1 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。  
2 老人保健施設の勤務者は昭和63年から業務の種別に加えられた。  
3 平成4年より開設者数に法人の代表者数を加えた。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第341表 歯科衛生士数(就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総 数	29,178	32,666	36,986	40,932	44,219	48,659	56,466
保健所	399	417	503	602	686	765	781
市町村	—	—	—	—	462	600	799
病院	2,270	2,415	2,637	2,764	3,002	3,103	3,288
診療所	25,568	28,889	32,775	36,258	38,966	43,080	50,403
老人保健施設	—	—	—	—	4	3	2
事業所	—	—	—	—	252	204	197
学校	485	465	541	535	592	540	561
その他	456	480	530	773	255	364	435

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第342表 歯科技工士数(就業場所別)

年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
総 数	29,339	31,139	32,518	32,433	32,629	34,543	36,652
技工所	11,526	13,652	14,828	14,862	16,987	19,487	21,377
病院・診療所	17,111	16,700	16,953	16,085	14,907	14,402	14,492
その他	702	787	737	1,486	735	654	783

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部衛生統計課「衛生行政業務報告」

第343表 薬剤師数(業務別)

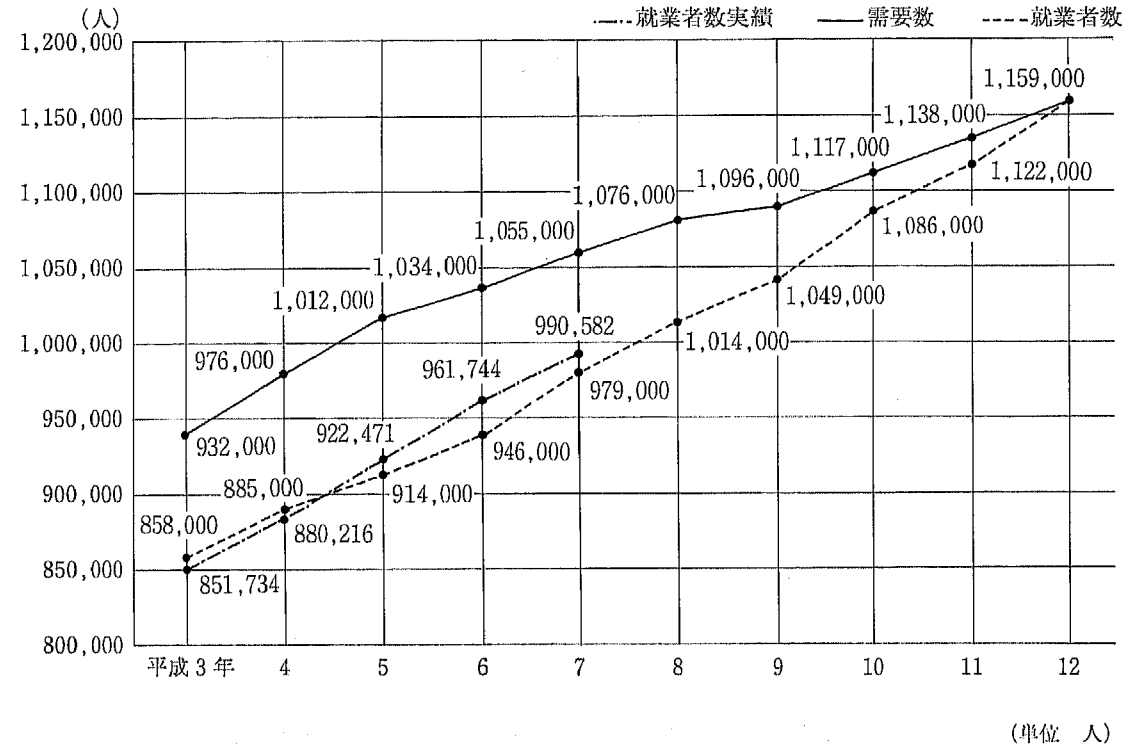
年末現在

区 分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)
総 数	129,700	135,990	143,429	150,627	162,021	176,871
薬局の開設者又は法人の代表者	16,462	17,379	17,046	17,461	16,923	20,333
薬局の勤務者	25,711	26,370	28,917	31,350	35,303	40,533
病院又は診療所の勤務者	32,503	34,799	38,339	41,214	43,416	45,553
大学において教育又は研究に従事する者	2,976	3,082	3,111	2,969	3,146	5,107
衛生行政又は保健衛生業務の従事者	4,881	5,007	4,879	4,931	5,168	5,312
医薬品営業(製造・輸入・販売)従事者	25,149	26,793	28,931	31,358	36,248	40,881
毒物劇物営業(製造・輸入・販売)従事者	242	240	192	179	180	・
その他の化学工業従事者	882	1,010	965	1,142	1,246	・
その他	20,894	21,310	21,049	20,023	20,391	19,152

(注) 昭和57年を初年とする2年ごとの届け出となった。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

第344表 看護職員需給見通し



年次	需要数 A	年当初就業者数 B	新卒就業者数 C	再就業者数 D	退職等による減少数 E	年末就業者数 F=B+C+D-E	(%) F/A×100
平3	932,000	834,000	56,100	14,500	46,400	858,000	92.1
4	976,000	858,000	57,500	16,200	47,000	885,000	90.7
5	1,012,000	885,000	58,600	18,200	47,600	914,000	90.3
6	1,034,000	914,000	59,900	19,800	48,000	946,000	91.5
7	1,055,000	946,000	60,900	21,100	48,900	979,000	92.8
8	1,076,000	979,000	62,100	22,200	49,900	1,014,000	94.2
9	1,096,000	1,014,000	62,900	23,400	50,600	1,049,000	95.7
10	1,117,000	1,049,000	63,400	24,500	51,800	1,086,000	97.2
11	1,138,000	1,086,000	63,700	25,700	52,900	1,122,000	98.6
12	1,159,000	1,122,000	63,800	27,000	54,100	1,159,000	100.0

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第345表 保健婦数(就業場所別)

年末現在

区分	昭和61年(1986)	63(1988)	平成2年(1990)	4(1992)	6(1994)	8(1996)
総数	22,050	23,559	25,303	26,909	29,008	31,581
保健婦学校・養成所	227	293	258	310	331	379
保健所	8,061	8,142	8,440	8,536	8,694	8,703
市内勤務	325	318	309	299	261	184
市町村駐在	10,273	11,033	11,673	12,563	13,802	15,641
市町	1,439	1,842	1,331	1,512	1,644	1,615
診療所	1,080	1,154	1,071	1,043	1,222	1,362
老人保健施設	1,080	1,154	24	35	58	70
事業所	645	777	1,254	1,377	1,532	1,475
その他	645	777	943	1,234	1,464	2,152

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。平成8年は保健士数を含む。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第346表 助産婦数(就業場所別)

年末現在

区分	昭和61年(1986)	63(1988)	平成2年(1990)	4(1992)	6(1994)	8(1996)
総数	24,056	23,320	22,918	22,690	23,048	23,615
助産婦学校・養成所	307	283	305	380	375	502
保健所	203	220	258	292	336	347
病院	13,998	14,512	14,933	15,643	16,370	16,958
診療所	2,678	2,491	2,514	2,256	2,397	2,545
助産所	6,182	5,100	4,194	3,452	2,811	2,539
開設者	1,944	1,757	1,518	1,290	1,059	947
従事者	497	323	233	190	196	190
出張のみによる者	3,741	3,020	2,443	1,972	1,556	1,402
その他	688	714	714	667	759	724

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第347表 看護婦(士)及び准看護婦(士)数(就業場所・資格別)

年末現在

区分	昭和61年(1986)	63(1988)	平成2年(1990)	4(1992)	6(1994)	8(1996)
総数	639,936	694,999	745,301	795,810	862,013	928,896
就業場所別						
看護婦学校・養成所	6,308	6,359	6,665	7,192	7,873	9,150
保健所	886	1,051	1,228	1,331	1,732	1,888
病院	503,781	549,727	581,249	616,360	660,180	695,855
診療所	119,887	126,400	138,549	147,310	158,308	170,989
老人保健施設	-	346	2,559	4,547	8,334	13,111
学校	520	615	747	847	1,055	1,259
派遣看護婦	150	167	281	272	176	-
その他	8,404	10,334	14,023	17,951	24,355	36,644
資格別						
看護婦	333,040	365,298	395,496	430,499	479,584	530,044
准看護婦	288,411	308,474	325,907	338,771	353,087	365,378
看護士	6,218	7,845	9,268	10,810	12,768	14,885
准看護士	12,267	13,382	14,630	15,730	16,574	18,589

(注) 昭和57年を初年とする隔年報。

資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第348表 就業あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師及び柔道整復師数

年末現在

区分	昭和59年 (1984)	61 (1986)	63 (1988)	平成2年 (1990)	4 (1992)	6 (1994)	8 (1996)
あん摩マッサージ指圧師	86,024	86,806	87,519	91,969	94,150	95,365	98,070
はり師	52,794	55,086	56,465	60,546	63,543	66,322	69,231
きゅう師	51,433	53,696	54,950	59,414	62,428	65,363	68,214
柔道整復師	16,779	18,728	20,571	22,904	24,776	26,221	28,244

(注) 昭和57年を初年とする隔年報となった。  
資料：厚生省大臣官房統計情報部「衛生行政業務報告」

第349表 理学療法士及び作業療法士数(登録者数)

年末現在

区分	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
理学療法士	10,035	11,012	12,039	13,114	14,205	15,626	17,316
作業療法士	4,689	5,284	5,826	6,401	7,028	7,708	8,741

資料：厚生省健康政策局医事課調

第350表 社会福祉士・介護福祉士登録者数

年末現在

区分	社会福祉士 人	介護福祉士					合計 人
		法第39条1号 人	法第39条2号 人	法第39条3号 人	法第39条4号 人	合計 人	
平成2年 (1990)	534	951	0	204	6,258	7,413	
3 (1991)	1,047	3,477	18	496	10,550	14,541	
4 (1992)	1,903	7,086	40	878	15,821	23,825	
5 (1993)	2,795	11,422	93	1,335	22,017	34,867	
6 (1994)	3,819	16,766	158	1,859	28,971	47,754	
7 (1995)	5,347	23,498	227	2,441	36,655	62,821	
8 (1996)	7,549	31,798	325	3,118	45,906	81,147	

(注) 社会福祉士及び介護福祉士法第39条1号 高卒後養成施設(2年課程)卒業者  
社会福祉士及び介護福祉士法第39条2号 福祉系大卒後養成施設(1年課程)卒業者  
社会福祉士及び介護福祉士法第39条3号 高卒後保母養成所等終了後養成施設(1年課程)卒業者  
社会福祉士及び介護福祉士法第39条4号 介護福祉士試験に合格した者

資料：社会福祉振興・試験センター調

第351表 全医療施設の従事者数(業務の種類別)

	昭和56年 (1981)	59 (1984)	62 (1987)	平成2年 (1990)	5 (1993)
総数	1,753,778	1,926,662	1,989,163.1	2,182,975.5	2,380,092.8
医師	257,069	289,462	229,789.4	250,471.0	263,807.8
常勤	156,721	170,029	187,360	201,316	212,246
非常勤	100,348	119,433	42,429.4	49,155.0	51,561.8
歯科医師	69,813	79,263	74,304.7	81,709.5	88,472.0
常勤	55,568	61,355	67,538	72,734	78,449
非常勤	14,245	17,908	6,766.7	8,975.5	10,023.0
介輔・歯科介輔	44	40	34	20	15
薬剤師	31,675	35,887	39,308	44,125	48,922
保健婦	...	2,284	2,836	4,706	5,991
助産婦	16,838	17,539	17,803	18,231	18,827
看護婦(士)	267,822	311,865	356,224	403,286	459,961
准看護婦(士)	266,832	297,985	327,361	354,092	375,048
看護業務補助者	157,382	162,920	166,835	178,401	197,607
理学療法士(PT)	3,501	4,678	7,114	9,849	12,315
作業療法士(OT)	934	1,420	2,558	3,816	4,838
視能訓練士	785	927	1,218	1,509	1,750
義肢装具士	.	.	.	55	147
歯科衛生士	27,600	35,379	41,992	48,974	56,553
歯科技工士	18,579	22,008	22,049	20,898	19,042
歯科業務補助者	68,983	78,843	85,446	93,586	107,429
診療放射線技師	17,262	20,643	24,109	28,207	32,173
診療エックス線技師	3,943	4,199	3,507	2,978	2,860
臨床検査技師	33,689	39,284	43,605	47,353	50,517
臨床検査 衛生検査技師	2,085	1,719	1,496	1,252	1,065
その他	9,256	6,152	4,894	3,991	3,387
臨床工学技士	.	.	.	1,857	4,988
あん摩マッサージ指圧師	9,009	9,460	10,350	11,048	11,447
管理栄養士	3,043	3,234	5,509	7,452	9,978
栄養士	19,533	20,561	20,451	20,187	19,503
その他の技術員	22,808	24,899	27,721	30,009	31,584
医療社会事業従事者	3,916	3,048	3,957	4,630	5,359
事務職員	237,183	254,865	270,296	303,416	332,920
その他の職員	204,194	198,098	198,396	206,867	213,587

(注) 1 昭和56年までは12月31日現在、昭和59年以降は10月1日現在である。  
2 非常勤職員を含む。  
3 昭和62年から、非常勤の医師・歯科医師については、各施設における常勤医師・歯科医師の通常の勤務時間に換算(常勤換算)して計上した。ただし、その他の職種については、常勤換算は行っていない。  
4 医療施設静態調査は3年ごとに行っている。

資料 厚生省大臣官房統計情報部「医療施設調査・病院報告」

### 第14節 財政

第352表 一般関係歳出予算額の推移（当初予算）

（単位 億円）

事 項	昭和 62年度 (1987)	63 (1988)	平成 元年度 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
一般会計予算	541,010 (0.0)	566,997 (4.8)	604,142 (6.6)	662,368 (9.6)	703,474 (6.2)	722,180 (2.7)	723,548 (0.2)	730,817 (1.0)	709,871 (△0.3)	751,049 (5.8)	773,900 (3.0)
1.国債費	113,335 (0.1)	115,120 (1.6)	116,649 (1.3)	142,886 (22.5)	160,360 (12.2)	164,473 (2.6)	154,423 (△6.1)	143,602 (△7.0)	132,213 (△7.9)	163,752 (23.9)	168,023 (2.6)
2.地方交付税 交付金	101,841 (△0.0)	109,056 (7.1)	133,688 (22.6)	152,751 (14.3)	159,749 (4.6)	157,719 (△1.3)	156,174 (△1.0)	127,578 (△18.3)	132,154 (3.6)	136,038 (2.9)	154,810 (13.8)
3.一般歳出	325,834 (△0.0)	329,821 (1.2)	340,805 (3.3)	353,731 (3.8)	370,365 (4.7)	386,988 (4.5)	399,168 (3.1)	408,548 (2.4)	421,417 (3.1)	431,409 (2.4)	438,067 (1.5)
4.産業投資特別 会計へ繰入等	—	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,783	51,089	24,087	19,850	13,000
社会保障関係費	100,896 (2.6) 〔18.7〕 <31.0>	103,845 (2.9) 〔18.3〕 <31.5>	108,947 (4.9) 〔18.0〕 <32.0>	116,148 (6.6) 〔17.5〕 <32.8>	122,128 (5.1) 〔17.4〕 <33.0>	127,378 (4.3) 〔17.6〕 <32.9>	131,457 (3.2) 〔18.2〕 <32.9>	134,816 (2.6) 〔18.4〕 <33.0>	139,244 (3.3) 〔19.6〕 <33.0>	142,879 (2.6) 〔19.0〕 <33.1>	145,501 (1.8) 〔18.8〕 <33.2>
厚生省予算	100,265 (2.6) 〔18.5〕 <30.8>	103,211 (2.9) 〔18.2〕 <31.3>	108,372 (5.0) 〔17.9〕 <31.8>	115,652 (6.7) 〔17.5〕 <32.7>	121,819 (5.3) 〔17.3〕 <32.9>	127,670 (4.8) 〔17.7〕 <33.0>	131,752 (3.2) 〔18.2〕 <33.0>	136,109 (3.3) 〔18.6〕 <33.3>	140,115 (2.9) 〔19.7〕 <33.2>	143,778 (2.6) 〔19.1〕 <33.3>	147,167 (2.4) 〔19.0〕 <33.6>
防衛関係費	35,174 (5.2) 〔6.5〕 <10.8>	37,003 (5.2) 〔6.5〕 <11.2>	39,198 (5.9) 〔6.5〕 <11.5>	41,593 (6.1) 〔6.3〕 <11.8>	43,860 (5.5) 〔6.2〕 <11.8>	45,518 (3.8) 〔6.3〕 <11.8>	46,406 (2.0) 〔6.4〕 <11.6>	46,835 (0.9) 〔6.4〕 <11.5>	47,236 (0.9) 〔6.7〕 <11.2>	48,455 (2.6) 〔6.5〕 <11.2>	49,475 (2.1) 〔6.4〕 <11.3>

(注) 1 ( )内は、対前年度伸び率(%)である。  
2 [ ]内は、一般会計に占める割合である。  
3 < >内は、一般歳出に占める割合である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第353表 一般会計歳入・歳出（目的別）

（単位 百万円）

区 分	平成4年度 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)	9 (1997)
歳 入	71,465,997	77,791,174	78,339,007	80,557,216	77,771,231	77,390,004
租税及び印紙収入	54,445,324	54,126,174	51,030,033	51,930,778	51,736,000	57,802,000
租 税	52,874,732	52,527,072	49,278,172	49,989,462	49,615,000	55,783,000
印 紙 収 入	1,570,592	1,599,103	1,751,861	1,941,316	2,121,000	2,019,000
専売納付金	13,243	14,339	16,704	16,331	14,670	16,835
官業益金及び官業収入	22,554	24,665	22,579	22,443	21,737	23,299
政府資産整理収入	123,466	122,889	98,763	274,365	326,956	302,852
雑 収 入	3,337,567	5,734,208	6,052,245	4,340,867	2,380,365	2,520,143
公 債 金	9,536,000	16,174,000	16,489,998	21,247,029	22,368,000	16,707,000
前年度剰余金受入	2,443,374	968,565	2,628,685	2,725,402	923,503	17,874
決算調整資金受入	1,544,769	566,335	—	—	—	—
歳 出	70,497,432	75,102,489	73,613,605	75,938,516	77,771,231	77,390,004
国家機関費	3,495,412	3,714,649	3,717,517	4,155,706	4,152,673	4,017,982
地方財政費	14,230,392	13,976,289	12,094,273	12,326,717	13,969,343	15,503,568
防衛関係費	4,612,660	4,625,747	4,661,772	4,745,452	4,874,373	4,972,960
国土保全及び開発費	8,257,903	11,854,532	11,350,947	10,937,619	9,324,556	8,255,004
産業経済費	3,180,269	3,569,479	3,291,980	5,053,029	3,271,649	3,143,198
教育文化費	5,827,125	6,350,986	5,897,205	6,588,870	6,278,020	6,301,446
社会保障関係費	14,383,223	15,426,132	15,804,801	16,924,137	17,169,970	16,337,696
社会保険費	8,130,620	8,439,716	8,577,131	8,975,768	9,124,184	8,844,961
生活保護費	1,017,634	1,043,224	1,073,775	1,164,529	1,134,552	1,075,735
社会福祉費	2,958,072	3,148,622	3,359,328	3,783,512	4,173,718	4,101,763
住宅対策費	1,166,200	1,491,498	1,479,829	1,508,267	1,582,018	1,179,833
失業対策費	44,138	41,828	39,753	39,085	38,642	36,303
保健衛生費	964,948	1,165,297	1,052,444	1,071,788	1,019,469	986,245
その他	101,611	95,946	222,541	381,187	97,386	112,858
恩 給 費	1,807,214	1,788,841	1,751,628	1,706,963	1,658,300	1,596,847
文官恩給費	101,771	99,557	93,348	88,978	81,388	77,806
旧軍人遺族等恩給費	1,570,119	1,557,376	1,533,343	1,496,718	1,456,823	1,403,081
その他	135,324	131,907	124,937	121,267	120,089	115,960
国 債 費	14,628,395	13,714,209	13,422,226	12,820,432	16,083,851	16,802,329
予 備 費	—	—	—	—	200,000	350,000
そ の 他	74,838	81,623	1,621,256	679,592	788,495	108,973

(注) 平成8年度は補正後予算額、平成9年度は当初予算額、他は決算額。  
資料：大蔵省「財政金融統計月報」、歳出決算額は「決算書」

第354表 地方財政(普通会計)歳入歳出

(単位 百万円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
歳入合計	85,036,661	90,503,077	96,194,581	100,567,003	101,508,953	107,085,609
地方税	33,450,373	35,072,745	34,568,312	33,591,323	32,539,076	33,674,977
地方譲与税	1,662,693	1,719,344	1,877,801	2,022,367	1,904,996	1,939,341
利子割交付金	684,196	644,661	399,605	477,812	586,880	477,067
ゴルフ場利用税交付金	62,648	67,752	72,206	71,402	69,040	68,307
特別地方消費税交付金	.	11,620	23,022	22,851	21,743	20,703
自動車取得税交付金	434,351	430,511	396,900	372,899	408,264	426,079
軽油引取税交付金	79,003	80,021	87,784	90,281	120,156	125,543
地方交付税	14,327,988	14,888,675	15,679,199	15,435,122	15,531,954	16,152,873
交通安全対策特別交付金	75,760	90,910	85,566	84,516	84,926	85,048
分担金及び負担金	1,079,476	1,159,370	1,284,324	1,489,685	1,470,361	1,588,475
使用料	1,540,963	1,585,095	1,661,341	1,726,656	1,780,904	1,823,955
手数料	399,332	425,905	440,624	474,094	506,306	524,003
国庫支出金	10,629,210	11,165,580	12,859,152	13,613,789	13,704,738	14,962,635
義務教育費負担金	2,796,217	2,910,610	2,891,997	2,836,772	2,853,598	2,861,693
生活保護費負担金	1,008,704	1,002,712	1,009,635	1,034,864	1,064,151	1,154,452
児童保護費負担金	400,295	433,942	456,731	466,961	478,989	501,312
結核医療費負担金	29,782	28,152	28,324	27,374	28,456	16,700
精神衛生費負担金	40,308	35,821	35,731	34,977	34,912	26,949
老人保護費負担金	247,582	273,931	302,288	313,567	334,085	379,139
普通建設事業費支出金	3,547,065	3,763,852	5,356,901	6,048,495	5,927,951	6,611,533
災害復旧事業費支出金	452,821	525,873	355,302	405,717	416,556	599,265
失業対策事業費支出金	33,554	31,252	27,776	25,558	23,587	23,496
委託金	245,776	219,867	262,242	279,094	270,834	360,928
財政補給金	12,643	11,504	11,620	10,939	10,490	9,931
その他	1,814,463	1,928,066	2,120,605	2,129,471	2,261,127	2,417,236
国有提供施設等所在市町村 助成交付金	26,150	26,150	27,150	27,150	27,150	28,150
都道府県支出金	1,867,921	1,967,876	2,145,546	2,356,505	2,423,835	2,592,446
財産収入	1,900,832	2,076,111	1,710,320	1,517,649	1,219,922	1,021,886
寄附金	192,099	186,713	191,613	174,922	177,747	178,130
繰入金	1,880,423	2,537,480	3,158,357	3,717,514	3,915,866	3,609,100
繰越金	1,730,440	1,827,208	1,801,594	1,763,453	2,139,660	2,077,535
諸収入	5,929,040	6,439,842	6,750,505	7,375,421	7,817,638	7,903,829
地方債	6,416,210	7,424,132	10,298,884	13,490,532	14,426,007	17,117,578
特別区財政調整交付金・納付金	667,553	675,378	674,776	671,059	631,785	697,951

(単位 百万円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
歳出合計	83,099,863	88,599,647	94,330,466	98,329,190	99,332,296	104,724,516
議会費	509,045	544,320	570,989	574,813	580,423	591,566
総務費	11,107,703	11,244,325	10,750,813	9,916,537	9,819,748	10,656,940
民生費	8,796,828	9,627,653	10,586,450	11,381,921	11,960,261	13,000,158
社会福祉費	2,311,695	2,590,805	2,956,267	3,218,139	3,203,866	3,368,888
老人福祉費	2,265,519	2,581,557	2,914,395	3,299,230	3,488,873	3,873,940
児童福祉費	2,696,694	2,911,379	3,172,551	3,273,205	3,365,636	3,535,198
生活保護費	1,510,716	1,510,756	1,535,052	1,570,423	1,618,444	1,728,835
災害救助費	12,204	33,156	8,184	20,925	283,442	493,298
衛生費	4,709,812	5,233,309	5,750,422	6,416,448	6,513,835	6,638,873
公衆衛生費	2,552,330	2,782,819	3,022,128	3,221,139	3,364,955	3,492,542
結核対策費	61,391	60,835	61,901	60,923	61,198	49,032
保健所費	264,667	288,347	305,432	310,846	324,552	312,722
清掃費	1,831,425	2,101,308	2,360,961	2,823,540	2,763,130	2,784,577
労働費	470,149	485,758	547,748	567,018	547,577	551,484
失業対策費	99,850	93,149	79,162	70,824	61,495	61,935
その他	370,299	392,609	468,585	496,194	486,083	489,549
農林水産業費	5,684,183	5,920,164	6,605,469	7,354,768	7,575,377	7,997,961
商工費	3,480,112	3,967,142	4,494,027	5,106,142	5,390,515	5,720,396
土木費	17,816,835	19,446,844	22,038,715	23,059,865	22,125,003	23,503,093
消防費	1,425,727	1,542,587	1,633,257	1,705,898	1,778,529	1,891,514
警察費	2,625,675	2,779,852	2,970,511	3,123,890	3,186,530	3,281,706
教育費	16,679,746	17,575,270	18,494,855	18,628,099	18,670,322	18,848,688
災害復旧費	806,340	935,360	598,991	749,123	743,230	1,041,339
公債費	6,658,371	6,977,241	7,201,499	7,630,700	8,202,221	8,779,497
諸支出金	392,879	405,513	426,770	401,442	394,958	400,023
前年度繰上充用金	8,705	4,365	5,659	6,223	5,897	5,629
特別区財政調整交付金・納付金	667,553	675,378	674,776	671,059	631,785	697,951
利子割交付金	684,196	644,661	399,605	477,812	586,880	477,067
ゴルフ場利用税交付金	62,648	67,752	72,206	71,402	69,040	68,307
特別地方消費税交付金	.	11,620	23,022	22,851	21,743	20,703
自動車取得税交付金	434,351	430,511	396,900	372,899	408,264	426,079
軽油引取税交付金	79,003	80,021	87,784	90,281	120,156	125,543

資料：自治省「地方財政統計年報」

第355表 地方の民生費と衛生費の状況

(1) 民生費の状況

その1 目的別内訳

区分	平成7年度(1995年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
社会福祉費	929,164	26.6	2,439,723	25.7	3,149,746	26.3
老人福祉費	1,192,739	34.1	2,681,201	28.2	3,448,881	28.8
児童福祉費	959,849	27.4	2,575,349	27.1	3,273,945	27.3
生活保護費	292,238	8.4	1,436,597	15.1	1,693,742	14.1
災害救助費	124,504	3.6	368,794	3.9	413,599	3.5
合計	3,498,494	100.0	9,501,665	100.0	11,979,914	100.0

その2 性質別内訳

区分	平成7年度(1995年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	304,246	8.7	1,816,928	19.1	2,121,174	17.7
物件費	129,426	3.7	928,536	9.8	1,057,962	8.8
扶助費	1,004,218	28.7	4,104,400	43.2	5,108,618	42.6
補助費等	1,450,335	41.5	443,991	4.7	963,462	8.0
普通建設事業費	486,985	13.9	742,048	7.8	1,175,748	9.8
補助事業費	300,549	8.6	153,392	1.6	422,049	3.5
単独事業費	186,436	5.3	588,271	6.2	753,700	6.3
県営事業負担金	—	—	384	0.0	—	—
貸付金	95,883	2.7	159,219	1.7	219,007	1.8
繰出金	23	0.0	1,245,273	13.1	1,245,296	10.4
その他	27,378	0.8	61,270	0.6	88,647	0.9
合計	3,498,494	100.0	9,501,665	100.0	11,979,914	100.0

その3 財源内訳

区分	平成7年度(1995年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	837,412	23.9	2,413,491	25.4	3,250,903	27.1
都道府県支出金	—	—	791,213	8.3	—	—
使用料、手数料	44,808	1.3	232,115	2.4	276,924	2.3
分担金、負担金、寄附金	87,277	2.5	412,984	4.3	412,612	3.4
地方債	112,726	3.2	417,148	4.4	489,027	4.1
その他特定財源	161,770	4.7	260,037	2.8	401,886	3.4
一般財源等	2,254,501	64.4	4,974,677	52.4	7,148,562	59.7
合計	3,498,494	100.0	9,501,665	100.0	11,979,914	100.0

(単位 百万円・%)

平成6年度(1994年度) 純計額	増減額	比較			
		増減率	前年度増減率		
3,003,742	27.1	146,004	16.1	4.9	△ 1.0
3,133,401	28.3	315,480	34.8	10.1	5.2
3,123,036	28.2	150,909	16.7	4.8	2.6
1,585,178	14.3	108,564	12.0	6.8	3.0
228,900	2.1	184,699	20.4	80.7	1,357.3
11,074,257	100.0	905,657	100.0	8.2	4.4

(単位 百万円・%)

平成6年度(1994年度) 純計額	増減額	比較			
		増減率	前年度増減率		
2,068,210	18.7	52,964	5.8	2.6	3.3
856,557	7.7	201,405	22.2	23.5	24.6
4,822,343	43.5	286,275	31.6	5.9	6.7
914,320	8.3	49,142	5.4	5.4	6.7
1,000,710	9.0	175,038	19.3	17.5	△ 3.2
273,734	2.5	148,315	16.4	54.2	8.7
726,976	6.6	26,724	△3.0	3.7	7.1
—	—	—	—	—	—
141,203	1.3	77,804	8.6	55.1	34.4
1,145,871	10.3	99,425	11.0	8.7	10.6
125,043	1.2	△ 36,396	△ 3.9	△ 29.1	△ 66.2
11,074,257	100.0	905,657	100.0	8.2	4.4

(単位 百万円・%)

平成6年度(1994年度) 純計額	増減額	比較			
		増減率	前年度増減率		
2,918,091	26.4	332,812	36.7	11.4	8.9
—	—	—	—	—	—
267,857	2.4	9,067	1.0	3.4	2.8
396,298	3.6	16,314	1.8	4.1	7.6
387,419	3.5	101,608	11.2	26.2	△ 0.5
388,725	3.5	13,161	1.5	3.4	△ 2.2
6,715,867	60.6	432,695	47.8	6.4	3.1
11,074,257	100.0	905,657	100.0	8.2	4.4

(ii) 衛生費の状況

その1 目的別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成7年度(1995年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
公衆衛生費	1,496,761	74.6	1,995,781	43.1	3,362,636	51.9
結核対策費	18,358	0.9	30,674	0.7	48,684	0.8
保健所費	188,996	9.4	123,726	2.7	310,208	4.8
清掃費	302,404	15.1	2,482,173	53.6	2,752,991	42.5
合 計	2,006,520	100.0	4,632,354	100.0	6,474,519	100.0

平成6年度(1994年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
3,237,514	51.0	125,122	102.8	3.9	4.4
60,873	1.0	△ 12,189	△ 10.0	△ 20.0	0.3
323,225	5.1	△ 13,017	△ 10.7	△ 4.0	4.2
2,731,182	43.0	21,809	17.9	0.8	△ 2.3
6,352,794	100.0	121,725	100.0	1.9	1.4

その2 性質別内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成7年度(1995年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
人件費	450,393	22.4	1,069,021	23.1	1,519,413	23.5
物件費	214,413	10.7	1,086,419	23.5	1,300,833	20.1
扶助費	204,030	10.2	140,313	3.0	344,344	5.3
補助費等	487,996	24.3	590,155	12.7	969,205	15.0
普通建設事業費	315,646	15.7	1,291,483	27.9	1,554,713	24.0
補助事業費	86,259	4.3	465,857	10.1	545,113	8.4
単独事業費	229,387	11.4	825,457	17.8	1,009,601	15.6
県営事業負担金	—	—	169	0.0	—	—
繰出金	28,801	1.4	123,532	2.7	152,333	2.4
その他	305,241	15.3	331,431	7.1	633,678	9.7
合 計	2,006,520	100.0	4,632,354	100.0	6,474,519	100.0

平成6年度(1994年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
1,495,493	23.5	23,920	19.7	1.6	2.3
1,224,250	19.3	76,583	62.9	6.3	3.2
356,070	5.6	△ 11,726	△ 9.6	△ 3.3	3.2
931,094	14.7	38,111	31.3	4.1	5.0
1,546,139	24.3	8,574	7.0	0.6	△ 5.7
440,968	6.9	104,145	85.6	23.6	11.0
1,105,171	17.4	△ 95,570	△ 78.5	△ 8.6	△ 11.0
—	—	—	—	—	—
146,694	2.3	5,639	4.6	3.8	6.2
653,054	10.3	△ 19,376	△ 15.9	△ 3.0	7.1
6,352,794	100.0	121,725	100.0	1.9	1.4

その3 財源内訳

(単位 百万円・%)

区 分	平成7年度(1995年度)					
	都道府県		市町村		純計額	
国庫支出金	250,563	12.5	253,452	5.5	504,015	7.8
都道府県支出金	—	—	127,934	2.8	—	—
使用料、手数料	81,368	4.1	201,936	4.4	283,305	4.4
分担金、負担金、寄附金	4,193	0.2	65,095	1.4	47,338	0.7
地方債	205,258	10.2	805,271	17.4	996,761	15.4
その他特定財源	166,018	8.3	229,416	4.8	391,830	6.0
一般財源等	1,299,120	64.7	2,949,250	63.7	4,251,270	65.7
合 計	2,006,520	100.0	4,632,354	100.0	6,474,519	100.0

平成6年度(1994年度) 純計額	比 較				
	増減額		増減率	前年度増減率	
451,866	7.1	52,149	42.8	11.5	1.8
—	—	—	—	—	—
272,805	4.3	10,500	8.6	3.8	6.6
44,502	0.7	2,836	2.3	6.4	△ 19.5
979,317	15.4	17,444	14.3	1.8	△ 3.9
410,682	6.5	△ 18,852	△ 15.4	△ 4.6	△ 0.4
4,193,622	66.0	57,648	47.4	1.4	2.8
6,352,794	100.0	121,725	100.0	1.9	1.4

資料：自治省「地方財政の状況」



第356表 生活保護費等国庫負担(補助)の推移

区 分	昭和59年度 (’84)まで	60年度 (’85)	61~63年度 (’86~’88)(暫定)	平成元年度 (’89)(恒久化)
生活保護費等				
生活保護	8/10	7/10	7/10	3/4
結核・精神	8/10	7/10	7/10	3/4
児童扶養手当	10/10	8/10	7/10	3/4
措置費等				
特養、保育所、身体障害者、精神薄弱者施設への入所措置等	8/10	7/10	1/2	1/2

(参考)

区 分				
在宅福祉サービス				
ショートステイ			1/2	
デイサービス	1/3	1/3	1/2	1/2
ホームヘルプサービス			1/3	

第357表 国内総支出に対する財政規模

(単位 億円・%)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)
国内総支出(A)	4,388,158	4,631,744	4,719,257	4,767,461	4,790,264	4,885,225
歳出総額						
国(B)	741,907	756,274	771,407	793,528	799,849	864,795
地方(C)	784,732	838,065	895,597	930,764	938,178	989,445
国から地方に対する支出(D)	275,996	288,021	306,223	311,937	312,538	331,680
地方から国に対する支出(E)	11,319	10,729	12,743	13,792	11,079	14,952
歳出純計額						
国(B)-(D)(F)	465,911	468,253	465,184	481,591	487,311	533,115
地方(C)-(E)(G)	773,413	827,336	882,854	916,972	927,099	974,493
合計(F)+(G)(H)	1,239,324	1,295,589	1,348,038	1,398,563	1,414,410	1,507,608
国内総支出に対する比率						
(F)/(A)×100	10.6	10.1	9.8	10.1	10.2	10.9
(G)/(A)×100	17.6	17.8	18.7	19.2	19.4	19.9
(H)/(A)×100	28.2	27.9	28.5	29.3	29.6	30.9

- (注) 1 国内総支出は、経済企画庁の推計により、新SNA(平成2年基準)によっており名目値である。  
 2 国の歳出額は、一般会計と交付税及び譲与税配付金、国有林野事業(治山勘定のみ)、国営土地改良事業、港湾整備、道路整備、空港整備、治水、石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策、厚生保険(児童手当勘定のみ)及び電源開発促進対策(電源立地勘定のみ)の10特別会計との純計決算額である。  
 3 「国から地方に対する支出」は、地方交付税(地方分与税、地方財政平衡交付金、臨時地方特例交付金及び特別事業償還交付金等を含む。)、地方譲与税及び国庫支出金(交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金及び地方債のうち特定資金公共事業債を含む。)の合計額であり、地方の歳入決算額によって異なる。  
 4 「地方から国に対する支出」は、地方財政法第17条の2の規定による地方公共団体の負担金(地方の歳出決算額中、国直轄事業負担金に係る国への現金納付額及び国に対する交付公債の元利償還額の合計額)である。

資料：自治省「地方財政統計年報」

第358表 国税及び地方税

(単位 億円)

区 分	平成4年度(’92)	5(’93)	6(’94)	7(’95)	8(’96)	9(’97)
国税及び地方税合計	919,647	907,055	865,398	886,380	886,783	964,955
国 税	573,964	571,142	540,007	549,630	548,968	594,812
直 接 税	405,520	396,582	359,567	363,519	357,090	379,270
所 得 税	232,314	236,865	204,175	195,151	189,950	208,820
源 泉 分	184,728	189,060	167,142	157,259	151,760	168,520
申 告 分	47,586	47,805	37,033	37,891	38,190	40,300
法 人 税	137,136	121,379	123,631	137,354	139,860	144,320
法 人 特 別 税	3,184	2,861	178	44	—	—
相 続 税	27,462	29,377	26,699	26,903	25,540	24,610
地 価 税	5,201	6,053	4,870	4,063	1,740	1,520
旧 税	—	1	—	—	—	—
法人臨時特別税(特)	223	46	14	4	—	—
間 接 税 等	168,444	174,560	180,440	186,111	191,878	215,542
地 方 税	345,683	335,913	325,391	336,750	337,815	370,143
道 府 県 税	148,330	138,779	136,080	139,090	137,786	160,714
市 町 村 税	197,353	197,134	189,311	197,660	200,029	209,429

(注) 国税は、平成7年度以前は決算額、平成8年度は補正後予算額、平成9年度は当初予算額であり、地方税は、平成7年度以前は決算額、平成8年度及び平成9年度は地方財政計画額である。

資料：大蔵省「財政金融統計月報」

第359表 高齢社会対策関係予算(一般会計)の推移

(単位 億円)

	就業・所得	健康・福祉	学習・社会参加	生活環境	調査研究等の推進	計	対前年度伸び率
昭和62年度	31,056	20,819	324	1,020	26	53,245	
63	31,905	21,496	365	1,237	24	55,027	(3.3%)
平成元年度	32,553	23,646	485	1,292	28	58,005	(5.4%)
2	36,565	24,733	519	1,316	36	63,169	(8.9%)
3	39,624	25,879	543	1,523	106	67,677	(7.1%)
4	42,456	27,842	593	1,803	132	72,828	(7.6%)
5	45,602	29,829	719	1,964	157	78,271	(7.5%)
6	45,572	32,543	712	2,113	74	81,015	(3.5%)
7	44,973	34,851	735	2,181	82	82,827	(2.2%)
8	43,273	39,309	733	449	341	84,104	(1.5%)
9	43,188	41,470	673	462	388	86,181	(2.5%)

(注) 7年度以前は、長寿社会対策関係予算である。

資料：総務庁「高齢社会白書」

第360表 年金積立金還元融資資金配分の推移

(単位 億円)

区 分	平成2年度 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
総 額	46,753	51,880	56,820	64,250	68,456	64,321	65,301
年金福祉事業団	40,112	43,828	47,964	52,374	49,723	47,515	47,452
大規模年金保養基地	28	32	33	60	109	98	52
福祉施設設置整備資金貸付	362	367	486	584	653	527	585
(1)住宅(社宅・分譲住宅)	146	138	218	291	265	107	131
(2)療 養 施 設	127	132	158	159	236	291	294
(3)厚生福祉施設	89	97	110	134	152	129	160
被保険者住宅資金貸付	10,322	11,009	11,565	13,820	18,300	16,083	16,825
年金担保貸付	900	920	930	1,060	961	1,107	1,290
資金確保事業	10,500	11,000	11,050	12,600	10,200	10,200	9,790
年金財源強化事業	18,000	20,500	23,900	24,250	19,500	19,500	18,910
特別地方債	5,300	6,030	6,715	9,500	11,100	13,700	14,300
住 宅	73	73	68	70	70	70	70
病 院	2,090	2,480	3,062	4,400	4,400	5,200	5,200
厚生福祉施設	1,270	1,376	1,538	2,000	2,161	2,406	2,431
(1)社会福祉施設等	937	1,016	1,162	1,631	1,707	1,930	1,951
(2)リクリエーション・スポーツ施設	333	360	376	419	454	476	480
一般廃棄物処理	1,397	1,559	1,305	2,100	3,529	5,103	5,644
簡 易 水 道	450	522	700	880	890	855	890
と 畜 場 整 備	20	20	42	50	50	66	65
社会福祉・医療事業団	877	1,484	1,555	1,641	1,741	2,294	2,814
一 般 勘 定	487	761	868	899	963	1,516	1,801
医 療 勘 定	390	723	687	742	778	778	1,013
国立病院特別会計	410	470	508	648	780	697	577
環境事業団	54	68	78	87	81	74	64
国民金融公庫等	—	—	—	—	31	41	94

(注) 当初計画である。

資料：厚生省年金局調

第361表 市町村税納税義務者数

平成8年7月1日現在

区 分	市町村数	市 町 村 民 税(人)					固 定 資 産 税 (人)
		個 人 均 等 割	法 人 均 等 割		所 得 割	法 人 税 割	
			法 人	法 人 で な い 団 体			
合 計	3,233	45,975,805	3,395,742	4,336	51,708,618	3,268,277	40,272,475
人口50万以上の市	22	12,685,575	1,340,276	2,381	14,028,893	1,259,503	9,092,786
人口5万以上50万未満の市	421	21,400,821	1,381,871	1,207	24,199,393	1,372,696	17,720,205
人口5万未満の市	224	2,650,775	170,517	334	3,030,877	167,257	2,805,440
町 村	2,566	9,238,634	503,078	414	10,449,455	468,821	10,654,044

資料：自治省税務局調

## 第15節 国際統計及び比較

### 1 人 口

第362表 世界の主要地域別人口及び人口増加率

地 域	年 央 推 計 人 口 (1,000人)							年 平 均 人 口 増 加 率 (%)		
	1950年	1970年	1990年	1995年	2000年	2025年	2050年	1950~ 55年	1995~ 2000年	2045~ 50年
世界全域	2,519,748	3,697,141	5,284,832	5,716,426	6,158,051	8,294,341	9,833,208	1.80	1.50	0.51
先進地域 <sup>1)</sup>	808,538	1,002,607	1,143,358	1,166,598	1,185,536	1,238,406	1,207,504	1.21	0.32	-0.13
発展途上地域 <sup>2)</sup>	1,711,210	2,694,535	4,141,474	4,549,828	4,972,515	7,055,935	8,625,703	2.07	1.79	0.60
アフリカ	223,967	364,206	632,669	728,074	831,598	1,495,772	2,140,844	2.25	2.69	1.15
東部アフリカ	65,618	109,652	195,801	227,107	261,292	494,647	729,355	2.33	2.84	1.24
中部アフリカ	26,316	40,102	70,484	82,326	95,577	189,085	290,257	1.82	3.03	1.33
北部アフリカ	53,302	85,390	143,023	160,582	178,443	268,616	341,271	2.29	2.13	0.72
南部アフリカ	15,581	25,371	42,227	47,396	53,004	82,799	106,320	2.31	2.26	0.81
西部アフリカ	63,151	103,691	181,135	210,663	243,280	460,626	673,640	2.30	2.92	1.23
アメリカ	331,733	509,694	717,554	774,846	830,155	1,079,351	1,227,524	2.27	1.39	0.37
ラテンアメリカ	165,658	283,214	439,716	482,005	523,875	709,785	838,527	2.72	1.68	0.47
カリブ海	17,040	24,859	33,530	35,796	38,034	49,628	58,912	1.78	1.22	0.49
中央アメリカ	36,928	67,304	113,055	126,419	139,610	197,493	241,110	2.79	2.00	0.57
南アメリカ	111,690	191,051	293,131	319,790	346,231	462,664	538,505	2.84	1.60	0.43
北アメリカ	166,075	226,480	277,838	292,841	306,280	369,566	388,997	1.82	0.90	0.15
アジア	1,402,725	2,147,491	3,186,446	3,457,957	3,735,846	4,959,987	5,741,005	1.92	1.56	0.40
東部アジア	671,391	986,971	1,351,710	1,424,155	1,493,284	1,745,813	1,819,829	1.77	0.95	0.02
中央・南アジア	498,845	787,673	1,243,314	1,381,160	1,525,812	2,196,267	2,673,098	2.05	2.01	0.56
南東部アジア	182,035	286,708	442,312	484,252	527,103	713,350	851,009	1.94	1.71	0.49
西部アジア	50,453	86,139	149,110	168,390	189,646	304,558	397,069	2.62	2.41	0.84
ヨーロッパ	548,711	656,441	721,734	726,989	729,803	718,203	677,764	0.97	0.08	-0.26
東部ヨーロッパ	220,690	276,281	310,367	308,709	306,828	299,374	289,451	1.43	-0.12	-0.10
北部ヨーロッパ	78,093	87,347	92,310	93,542	94,665	98,550	98,972	0.39	0.24	-0.01
南部ヨーロッパ	109,012	127,606	143,095	143,922	145,271	139,336	123,531	0.83	0.19	-0.60
西部ヨーロッパ	140,916	165,207	175,963	180,826	183,040	180,943	165,810	0.66	0.24	-0.41
欧州連合 <sup>3)</sup>	293,326	337,827	361,824	368,239	371,645	364,573	333,602	0.61	0.18	-0.43
オセアニア	12,812	19,310	26,428	28,549	30,651	41,027	46,070	2.28	1.43	0.35

UN, World Population Prospects : 1994 による。

1) ヨーロッパ、北部アメリカ、日本、オーストラリア及びニュージーランドからなる地域。

2) 先進地域以外の地域。

3) 1995年1月現在欧州連合を構成する15カ国(ドイツ、フランス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、デンマーク、アイルランド、イギリス、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド)の合計。

注：年平均人口増加率は、 $(\sqrt[n]{P_1/P_0}-1) \times 100$  によって算出。ただし、 $P_0$ 、 $P_1$  はそれぞれ期首、期末人口、 $n$  は期間。

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 1997」

第363表 平均寿命の国際比較

国名	年 1926~1930	1947	1955	1965	1975	1985	直近の 実績
男							
日本	44.82	50.06	63.60	67.74	71.73	74.78	(1995) 76.36
アメリカ	(1929~31) 57.71	—	66.60	66.8	68.8	71.2	(1993) 72.2
イギリス	(1930~32) 58.74	(1948) 66.39	67.52	(1963~65) 68.3	(1974~76) 69.6	(1983~85) 71.80	(1994) 74.1
ドイツ	(1924~26) 55.97	(1946~47) 57.72	(1957~58) 66.21	(1963~65) 67.41	(1974~76) 68.30	(1984~86) 71.54	(1994) 73.0
フランス	(1928~33) 54.30	(1946~49) 61.87	(1952~56) 65.04	67.8	69.00	(1982~84) 70.86	(1993) 73.8
スウェーデン	(1921~30) 60.97	(1946~50) 69.04	(1951~55) 70.49	71.13	72.12	73.79	(1994) 76.08
女							
日本	46.54	53.96	67.75	72.92	76.89	80.48	(1995) 82.84
アメリカ	(1929~31) 60.99	—	72.70	73.8	76.6	78.2	(1993) 78.8
イギリス	(1930~32) 62.88	(1948) 71.15	72.99	(1963~65) 74.4	(1974~76) 75.7	(1983~85) 77.74	(1994) 79.5
ドイツ	(1924~26) 58.82	(1946~47) 63.44	(1957~58) 71.34	(1963~65) 73.22	(1974~76) 74.81	(1984~86) 78.10	(1994) 79.6
フランス	(1928~33) 59.02	(1946~49) 67.43	(1952~56) 71.15	75.0	76.86	(1982~84) 78.99	(1993) 82.1
スウェーデン	(1921~30) 63.16	(1946~50) 71.58	(1951~55) 73.43	76.09	77.87	79.68	(1994) 81.38

(注) 1 日本は厚生省大臣官房統計情報部「生命表」、諸外国は UN, "Demographic Yearbook 1995" 等  
 2 イギリスはイングランド・ウェールズ。ドイツの1957~58年以降の数値は旧西ドイツのものである。  
 3 年次( )内は作成基礎期間  
 4 平均寿命とは0歳児の平均余命をいう。

資料：総理府社会保障制度審議会事務局作成

第364表 主要国の65歳以上人口比率の推移と予測

(i) 主要先進国の65歳以上人口割合 (1850~2050年) (%)

年次	日本	カナダ	アメリカ	オーストリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ <sup>1)</sup>
1850年	...	...	...	...	5.49 <sup>15)</sup>	...	5.45	6.47 <sup>23)</sup>	...
1860	...	...	...	...	4.96 <sup>16)</sup>	...	5.20	6.89 <sup>24)</sup>	...
1870	...	...	...	3.92 <sup>12)</sup>	5.88 <sup>17)</sup>	...	5.81	7.41 <sup>25)</sup>	...
1880	5.72 <sup>2)</sup>	...	...	4.39	6.10	...	6.08	8.11 <sup>26)</sup>	4.72
1890	5.49 <sup>3)</sup>	...	...	4.87	5.98	5.62 <sup>18)</sup>	6.97	8.28 <sup>27)</sup>	5.10
1900	5.49 <sup>4)</sup>	5.07 <sup>7)</sup>	4.07	4.98	5.74	5.13	6.66 <sup>7)</sup>	8.20 <sup>7)</sup>	4.88
1910	5.25 <sup>5)</sup>	4.66 <sup>8)</sup>	4.30	5.27	5.84	5.34 <sup>19)</sup>	6.62 <sup>8)</sup>	8.36 <sup>8)</sup>	5.04
1920	5.26	4.78 <sup>9)</sup>	4.67	6.23	5.83	5.66	6.85 <sup>9)</sup>	9.05 <sup>9)</sup>	5.77 <sup>28)</sup>
1930	4.75	5.56 <sup>10)</sup>	5.41	6.77 <sup>13)</sup>	6.91	5.21 <sup>20)</sup>	7.52 <sup>21)</sup>	9.35 <sup>10)</sup>	7.36 <sup>29)</sup>
1940	4.80 <sup>6)</sup>	6.67 <sup>11)</sup>	6.85	8.81 <sup>14)</sup>	...	...	8.38 <sup>22)</sup>	11.42	8.86 <sup>30)</sup>
1950	4.94	7.67	8.14	10.37	11.05	6.73	9.13	11.38	9.72
1960	5.73	7.50	9.23	12.05	11.96	7.51	10.59	11.64	11.52
1970	7.07	7.86	9.81	14.08	13.38	9.59	12.27	12.87	13.69
1980	9.10	9.39	11.29	15.41	14.34	11.86	14.41	13.97	15.60
1990	12.08	11.22	12.52	14.96	15.06	12.98	15.60	13.98	14.96
1995	14.56	11.81	12.65	14.91	15.80	14.54	15.23	14.91	15.22
2000	17.24	12.20	12.43	14.74	16.45	15.81	14.90	15.73	16.05
2010	22.04	13.26	12.86	16.54	16.96	16.02	16.61	16.18	19.20
2020	26.85	16.85	16.13	19.17	20.25	18.30	19.93	19.68	20.88
2030	27.97	20.95	19.60	24.29	24.20	19.64	22.12	22.50	26.24
2040	30.95	21.79	20.56	27.28	25.56	21.71	24.14	24.26	29.97
2050	32.29	21.75	20.81	26.37	24.78	24.37	22.91	24.46	29.95

年次	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1850年	...	...	4.75 <sup>28)</sup>	...	...	4.78	...	4.64 <sup>23)</sup>	...
1860	...	4.19 <sup>24)</sup>	4.89 <sup>29)</sup>	5.75 <sup>41)</sup>	4.67 <sup>44)</sup>	5.22	5.11	4.68 <sup>24)</sup>	...
1870	3.63	5.11 <sup>36)</sup>	5.52 <sup>12)</sup>	6.23 <sup>42)</sup>	...	5.43	5.54	4.79 <sup>36)</sup>	...
1880	3.53 <sup>32)</sup>	5.12 <sup>26)</sup>	5.45 <sup>32)</sup>	6.10 <sup>43)</sup>	4.73 <sup>45)</sup>	5.90	5.53	4.62 <sup>26)</sup>	...
1890	3.51 <sup>33)</sup>	...	6.01 <sup>33)</sup>	7.63 <sup>27)</sup>	6.00	7.68	5.81 <sup>3)</sup>	4.77 <sup>27)</sup>	...
1900	...	6.16 <sup>7)</sup>	6.01	7.91	5.72	8.37	5.84	4.69 <sup>7)</sup>	...
1910	4.13 <sup>34)</sup>	6.50 <sup>8)</sup>	6.12 <sup>40)</sup>	7.79	5.90	8.44	5.80	5.22 <sup>8)</sup>	4.29 <sup>8)</sup>
1920	5.66 <sup>9)</sup>	6.75 <sup>9)</sup>	5.88	7.70	5.92	8.40	5.83	6.03 <sup>9)</sup>	4.42 <sup>9)</sup>
1930	5.86 <sup>35)</sup>	...	6.21	8.29	6.19	9.20	6.87	7.40 <sup>10)</sup>	6.49 <sup>20)</sup>
1940	6.31	7.43 <sup>37)</sup>	7.01	...	6.46	9.41	8.56	8.97 <sup>11)</sup>	...
1950	6.79	8.26	7.74	9.68	6.98	10.25	9.61	10.73	8.13
1960	8.25	9.31	9.01	11.11	7.99	11.97	10.05	11.68	8.47
1970	11.15	10.89	10.16	12.90	9.20	13.66	11.35	12.94	8.34
1980	13.14	13.15	11.51	14.76	10.45	16.29	13.85	15.07	9.59
1990	14.04	14.48	12.84	16.32	13.14	17.78	14.35	15.66	11.15
1995	15.90	16.03	13.18	15.86	14.11	17.31	14.25	15.46	11.63
2000	17.96	17.62	13.59	14.95	15.03	16.70	14.49	15.26	11.68
2010	19.93	20.13	15.36	14.82	15.86	17.93	16.59	15.67	12.60
2020	22.24	23.23	20.02	17.97	17.70	20.72	20.21	17.96	15.68
2030	25.68	28.09	24.55	20.21	21.59	21.94	25.16	20.88	18.94
2040	29.17	33.71	27.08	22.02	24.65	23.12	27.18	23.07	21.52
2050	31.37	34.25	25.59	20.91	25.91	22.33	25.25	22.56	22.43

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1994* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成9年1月推計)による人口(中位推計値)。

1)全ドイツ。2)1884年。3)1888年。4)1898年。5)1908年。6)国勢調査の「全人口から内外地にいた軍人・軍属等の年齢別推計数を差し引いて得た補正人口。7)1901年。8)1911年。9)1921年。10)1931年。11)1941年。12)1869年。13)1927年。14)1939年。15)1946年。16)1856年。17)1866年。18)1893年。19)1905年。20)1934年。21)1935年。22)1945年。23)1851年。24)1861年。25)1872年。26)1881年。27)1891年。28)1925年。29)1933年。30)西ドイツ 1946年。32)1879年。33)1889年。34)1907年。35)1928年。36)1871年。37)1936年。38)1849年。39)1859年。40)1909年。41)1855年。42)1865年。43)1875年。44)1864年。45)1878年。

(ii) 主要先進国の65歳以上人口割合別の到達年次とその倍化年数

年次(年間)

65歳以上人口割合	日本	カナダ	アメリカ	オーストラリア	ベルギー	ブルガリア	デンマーク	フランス	ドイツ
7%	1970	1945	1945	1935	1935	1952	1925	1865	1930
10%	1985	1984	1972	1950	1945	1972	1957	1935	1952
14%	1994(24)	2013(68)	2014(69)	1970(35)	1976(41)	1994(42)	1978(53)	1979(114)	1972(42)
15%	1996	2016	2017	1976	1990	1997	1985	1996	1976
20%	2006(21)	2028(44)	2033(61)	2023(73)	2020(75)	2034(62)	2021(64)	2021(86)	2017(65)
21%	2008	2031	—	2025	2022	2038	2026	2025	2021
23%	2012	—	—	2028	2027	2044	2034	2033	2026

65歳以上人口割合	ギリシャ	イタリア	オランダ	ノルウェー	ポルトガル	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
7%	1951	1930	1940	1890	1951	1890	1935	1930	1940
10%	1968	1966	1969	1954	1977	1950	1959	1950	1985
14%	1990(39)	1989(59)	2004(61)	1977(87)	1995(40)	1972(82)	1982(47)	1976(46)	2015(75)
15%	1993	1992	2009	1982	2000	1975	2005	1980	2018
20%	2011(43)	2010(44)	2020(51)	2030(76)	2027(50)	2016(66)	2020(61)	2028(78)	2034(49)
21%	2015	2013	2023	2034	2029	2023	2023	2031	2038
23%	2023	2020	2027	—	2034	2038	2027	2039	—

1940年以前は UN, *The Aging of Population and Its Economic and Social Implications* (Population Studies, No. 26, 1956)、1950年以降は UN, *The Sex and Age Distribution of World Population: 1994* による各年推計人口に基づく。ただし、日本は総務庁統計局『国勢調査報告』及び国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』(平成9年1月推計)による人口(中位推計値)。1945年以前は5年単位に、1950年以降は各年に、それぞれの人口割合を超えた最初の年次を示す。なお、5年単位のデータが得られない場合には前後の年次データを直線補間した数値に基づく。( )内は倍化年数であり、7%から14%へ、あるいは10%から20%へそれぞれ要した期間。

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集 1997」

第365表 主要先進国の合計特殊出生率（1950～1996年）

年次	日本	カナダ	アメリカ合衆国	オーストリア	ベルギー	アルガリア	デンマーク	フランス	西ドイツ
1950年	3.65	3.37	3.02	...	2.35	...	2.58	2.92	...
1955	2.37	3.75	3.52	2.23	2.39	2.38	2.58	2.70	2.07
1960	2.00	3.81	3.64	...	2.53	2.31	2.54	2.72	2.34
1965	2.14	3.11	2.93	2.69	2.60	2.08	2.60	2.82	2.50
1970	2.13	2.26	2.46	2.31	2.24	2.18	1.97	2.47	2.01
1975	1.91	1.82	1.80	1.84	1.74	2.24	1.92	1.96	1.45
1976	1.85	1.80	1.77	1.70	1.73	2.25	1.75	1.87	1.46
1977	1.80	1.77	1.83	1.64	1.73	2.21	1.66	1.90	1.40
1978	1.79	1.72	1.80	1.62	1.70	2.14	1.67	1.86	1.38
1979	1.77	1.72	1.85	1.62	1.70	2.16	1.60	1.90	1.39
1980	1.75	1.71	1.84	1.68	1.69	2.06	1.54	1.99	1.46
1981	1.74	1.67	1.82	1.71	1.68	2.01	1.43	1.96	1.44
1982	1.77	1.66	1.83	1.71	1.62	2.02	1.42	1.93	1.41
1983	1.80	1.65	1.80	1.56	1.57	2.01	1.37	1.79	1.34
1984	1.81	1.65	1.81	1.53	...	1.99	1.40	1.81	1.31
1985	1.76	1.65	1.84	1.48	1.51E	1.98	1.45	1.83	1.30
1986	1.72	1.62	1.84	1.46	...	2.04	1.48	1.85	1.36
1987	1.69	1.62	1.87	1.44	...	1.95	1.49	1.82	1.39
1988	1.66	1.66	1.93	1.46	...	1.97	1.56	1.83	1.43
1989	1.57	1.73	2.01	1.46	...	1.87	...	1.81	1.41
1990	1.54	1.83	2.08U	1.47	1.62E	1.73	1.68	1.78	1.45E
1991	1.53	...	2.07	1.52	1.66E	1.57E	1.69	1.80	1.42E
1992	1.50	1.69	2.07U	1.53	...	1.54	1.77	1.73E	1.40E
1993	1.46	...	2.05	1.48E	...	1.46	1.82	1.66E	1.39E
1994	1.50	...	2.04U	1.46	...	1.37E	1.81E	1.65E	1.35E
1995	1.42	...	2.02U	1.40E	...	1.24E	...	1.70E	...
1996	1.43*	...	...	...	...	...	...	...	...

年次	ハンガリー	イタリア	オランダ	ノルウェー	スペイン	スウェーデン	スイス	イギリス	オーストラリア
1950年	...	2.52	3.10	2.53	2.46	2.32	2.40	2.19	3.06
1955	2.81	...	3.05	2.76	...	2.25	2.33	2.16	3.27
1960	2.02	2.31	3.11	2.85	2.81	2.17	2.34	2.57	3.45
1965	1.81	2.55	3.03	2.93	...	2.39	2.57	...	2.98
1970	1.96	...	2.58	2.50	2.82	1.94	2.09	...	2.86
1975	2.38	2.14	1.67	1.99	...	1.78	1.60	...	2.22
1976	2.26	2.01	1.64	1.87	...	1.69	1.53	...	2.14
1977	2.17	2.04	1.59	1.76	...	1.65	1.52	...	2.04
1978	2.08	...	1.59	1.77	2.53	1.60	1.49	...	1.98
1979	2.02	1.78	1.57	1.75	...	1.66	1.50	...	1.94
1980	1.93	1.61	1.60	1.73	...	1.68	1.53	...	1.92
1981	1.88	1.56	1.56	1.70	2.05	1.63	1.55	...	1.94
1982	1.79	1.56	1.50	1.71	...	1.62	1.54	...	...
1983	1.73	...	1.48	1.66	...	1.61	...	1.77	1.93
1984	1.74	1.43	1.49	1.65	...	1.65	1.53	1.77	...
1985	1.83	...	1.51	1.68	...	1.74	1.51	1.80	...
1986	1.83	...	1.55	1.71	1.54	1.80	1.53	1.78	1.92
1987	1.81	1.32	1.56	1.74	...	1.84	1.52	1.82	1.85
1988	1.79	1.33	1.55	1.84	...	1.96	...	1.84	1.84
1989	1.78	...	1.56	1.89	...	2.02	1.57	1.81	1.85
1990	1.85	1.36E	1.62	1.93	...	2.13	1.60	1.85	1.91
1991	1.86	1.27	1.62	1.92	1.35	2.11	...	1.83	...
1992	1.77	1.33E	1.60	1.89	1.23E	2.09	1.60	1.81	1.89
1993	1.69	1.33	1.58	1.86E	1.27E	1.99	1.53	1.77	1.87
1994	1.65	1.26	1.58	1.87E	1.21E	1.88	1.51	1.75	1.85
1995	1.57E	...	1.53E	1.87E	1.24E	1.74E	1.47E	1.69E	...
1996	...	...	...	...	...	...	...	...	...

UN, *Demographic Yearbook* による。ただし日本は国立社会保障・人口問題研究所の算出による。\*概数。

E=Council of Europe, *Recent demographic developments in Europe*, 1996年による。

U=U. S. Department of Health and Human Services, *Monthly Vital Statistics Report*, Vol. 45, NO. 11, Supplement による。

資料：厚生省国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集1997」

第366表 諸外国の出生率

(単位 人口千対)

国名	昭和45年 (1970)	50 (1975)	55 (1980)	60 (1985)	平成元年 (1989)	2 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)
日本	18.8	17.1	13.6	11.9	10.2	10.0	9.9	9.8	9.6
エジプト	34.8	36.0	...	37.5	33.5	...	...	30.3	*29.1
カナダ	17.4	15.8	15.5	14.9	14.9	15.2	14.6	14.0	13.4
アメリカ合衆国	18.2	14.6	15.9	15.6	16.3	16.6	16.3	*16.0	*15.6
アルゼンチン	22.9	...	24.7	21.5	20.8	20.9	21.1	20.3	19.8
インド	36.8	35.2	33.7	32.9	30.6	30.2	29.5	29.0	28.5
タイ	41.9 <sup>1)</sup>	37.9 <sup>2)</sup>	32.3 <sup>3)</sup>	27.8 <sup>4)</sup>	22.5 <sup>5)</sup>	19.4 <sup>7)</sup>	19.4 <sup>7)</sup>	19.4 <sup>7)</sup>	19.4 <sup>7)</sup>
フランス	16.7	14.1	14.9	13.9	13.6	13.4	13.3	13.0	*12.3
ドイツ	13.4	9.7	10.1	9.6	11.2	11.4	10.4	10.0	9.8
イタリア	16.8	14.8	11.4	10.3	9.7	9.8	9.9	9.9	*9.4
チェコ共和国	15.9	19.6	16.3	14.6	13.3	13.4	12.5	11.8	11.7
デンマーク	14.4	14.2	11.2	10.5	12.0	12.3	12.5	13.1	13.0
イギリス	16.3	12.5	13.4	13.3	13.6	13.9	13.7	13.5	13.1
オーストラリア	20.6	16.9	15.3	15.7	14.9	15.4	14.9	15.1	14.7
ロシア	17.4	18.1	18.3	19.4	14.6	13.4	12.1	10.7	9.3

(注) 1 国連人口部による <sup>1)</sup>1965年～1970年、<sup>2)</sup>1970年～1975年、<sup>3)</sup>1975年～1980年、<sup>4)</sup>1980年～1985年、<sup>5)</sup>1985年～1990年、<sup>6)</sup>1985年～1992年、<sup>7)</sup>1990年～1995年についての推計。\*は暫定値。

2 UN "Demographic Yearbook, 1988～1994"

3 日本 厚生省「人口動態統計」

4 チェコ共和国の平成2年以前は、旧チェコスロバキア。

資料：厚生省「人口動態統計」

第367表 人口高齢化速度の国際比較

国名	65歳以上人口比率の到達年次		所要年数
	7%	14%	
日本	1970年	1994年	24年
アメリカ	1945	2014	69
イギリス	1930	1976	46
ドイツ	1930	1972	42
フランス	1865	1979	114
スウェーデン	1890	1972	82

(注) UN "World Population Prospects 1994"

資料：厚生省大臣官房政策課「社会保障入門」

第368表 先進国政府の自国の出生率に対する認識と政策

1990年

認識	出生率が低すぎる		出生率が一応満足な水準にある			出生率が高すぎる		
	直接介入せず	増加促進政策	増加保持政策	直接介入せず	低下促進政策	直接介入せず		
組合せ	1	2	3	4	5	6	7	8
国名	西ドイツ	ブルガリア フランス ギリシャ ハンガリー イタリア リヒテンシュタイン ルクセンブルグ モナコ ルーマニア スイス		アルバニア チェコスロバキア アイルランド ウクライナ共和国 ソ連 白ロシア共和国 ユーゴスラビア	オーストラリア オーストリア ベルギー カナダ デンマーク フィンランド アイスランド 日本 マラルタ オランダ ニュージーランド ノルウェー ポーランド ポルトガル サン・マリノ スペイン スウェーデン イギリス アメリカ合衆国 バチカン			
計38ヶ国	1	10	0	7	20	0	0	0

資料：United Nations. "World Population Monitoring, 1991" New York. ESA/P/WP. 114. 14 January 1991. Draft.

第369表 障害者雇用の現状

(i) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

(平成8年6月1日現在)

企業数	雇用状況			雇用率未達成企業の割合
	常用労働者数	障害者数	実雇用率	
企業 54,877 (54,537)	人 16,925,077 (16,982,514)	人 247,982 (247,077)	% 1.47 (1.45)	% 49.5 (49.4)

(注) ( )内は前年度の状況。

資料：労働省職業安定局集計

- 規模別にみると
  - 63～99人 1.95%
  - 100～299人 1.47%
  - 300～499人 1.34%
  - 500～999人 1.35%
  - 1,000人以上 1.44%
- 主な産業をみると
  - 製造業 1.70%
  - サービス業 1.49%
  - 建設業 1.30%
  - 金融・保険・不動産業 1.28%
  - 卸売・小売業、飲食店 1.01%

(ii) 一般の民間企業における障害者の雇用状況

	平成元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
実雇用率 (%)	1.32	1.32	1.32	1.36	1.41	1.44	1.45	1.47

資料：労働省職業安定局集計

(i) 公共職業安定所における障害者の求職登録の状況

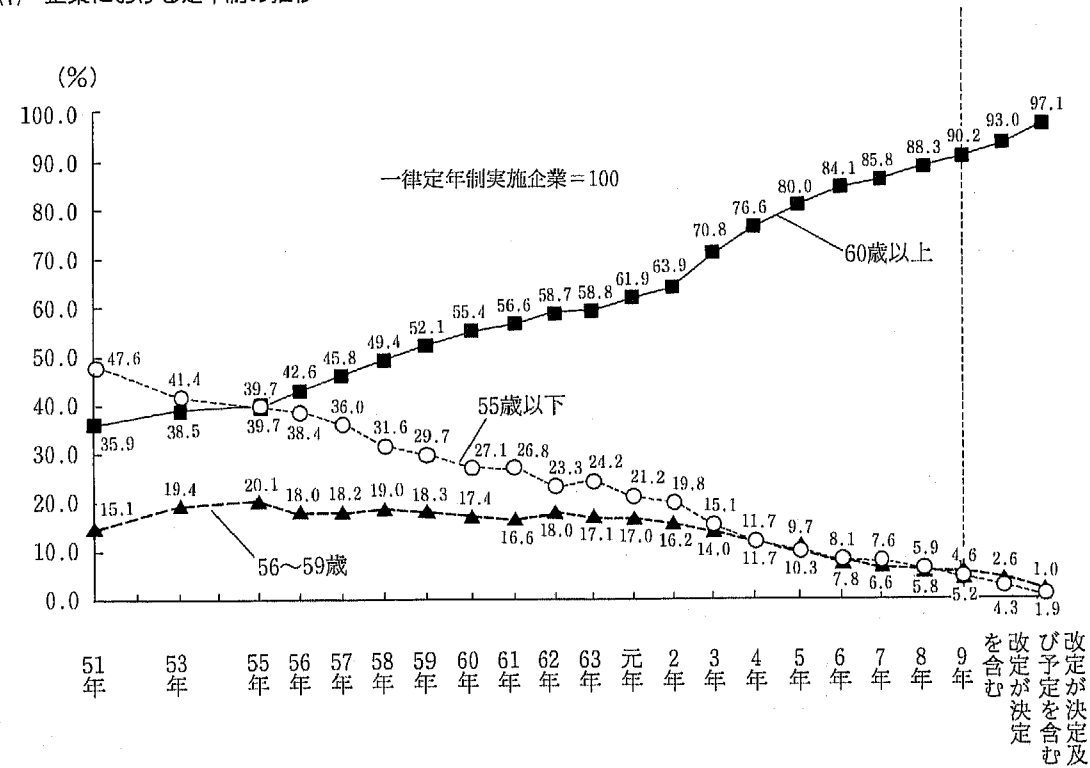
(平成9年3月現在)

	総数	身体障害者		身体障害者以外	
		重度身体障害者	軽度身体障害者	精神薄弱者	その他
登録者数 (人)	426,109	302,010	113,984	124,099	113,712
(%)	(100)	(70.9)	(26.7)	(29.1)	(26.7)
就業中の者	307,643	211,269	76,895	96,374	91,900
(%)	(100)	(68.7)	(24.9)	(31.3)	(29.8)
有効求職者	95,515	73,930	29,764	21,585	16,638
(%)	(100)	(77.4)	(31.1)	(22.6)	(17.4)

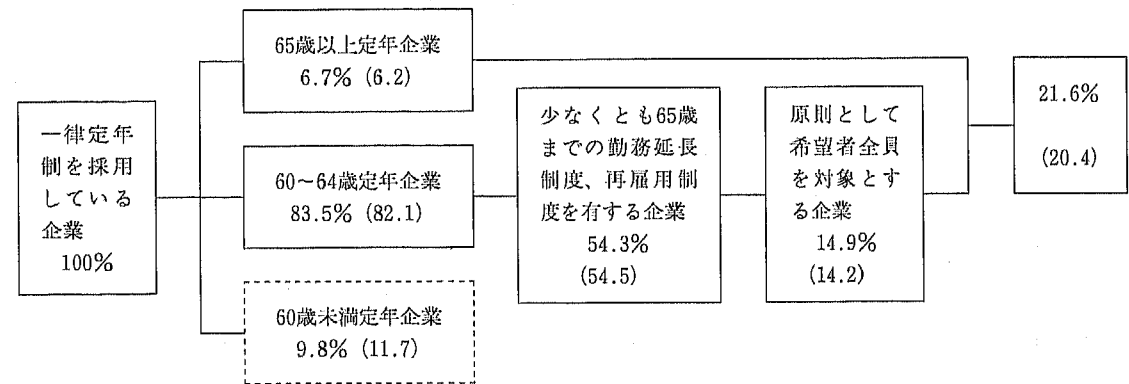
資料：労働省職業安定局調

第370表 定年制等の状況

(i) 企業における定年制の推移



(ii) 65歳までの雇用を確保する企業割合



資料：労働省「雇用管理調査」(平成9年)より職業安定局高齢・障害者対策部にて算出

2 社会保障

第371表 社会保障制度類型別国数

制度の種類	1940年	1949	1958	1967	1977	1988
何らかの社会保障制度	57	58	80	120	129	145
老齢・障害・遺族	33	44	58	92	114	135
疾病手当・分娩手当	24	36	59	65	72	84
労働災害	57	57	77	117	129	136
失業	21	22	26	34	38	40
家族手当	7	27	38	62	65	63

資料：アメリカ合衆国社会保障局「Social Security Programs Throughout The World 1989」

第372表 ILO条約及び勧告(社会保障関係)

(i) ILO条約

総会会期	条約番号	条約の名称	批准国数	日本批准登録
1(1919)	2	失業ニ関スル条約	54	大11.11.23
1(1919)	3	産前産後に於ける婦人使用に関する条約	32	
2(1920)	8	船舶の滅失又は沈没の場合における失業の補償に関する条約	58	昭30.8.22
3(1921)	12	農業に於ける労働者補償に関する条約	74	
7(1925)	17	労働者災害補償に関する条約	70	
7(1925)	18	労働者職業病補償ニ関スル条約	65	昭3.10.8
7(1925)	19	労働者災害補償ニ付テノ内外労働者ノ均等待遇ニ関スル条約	117	昭3.10.8
9(1926)	23	海員の送還に関する条約	44	
10(1927)	24	工業及商業に於ける労働者並に家庭使用人の為の疾病保険に関する条約	27	
10(1927)	25	農業労働者の為の疾病保険に関する条約	19	
17(1933)	35	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制老令保険に関する条約	11	
17(1933)	36	農業的企業に使用せらるる者の為の強制老令保険に関する条約	10	
17(1933)	37	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制廃疾保険に関する条約	11	
17(1933)	38	農業的企業に使用せらるる者の為の強制廃疾保険に関する条約	10	
17(1933)	39	工業的又は商業的企業に使用せらるる者、自由職業に使用せらるる者並に家内労働者及び家庭使用人の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	8	
17(1933)	40	農業的企業に使用せらるる者の為の強制寡婦及孤児保険に関する条約	7	
18(1934)	42	労働者職業病補償ニ関スル条約(1934年改正)	53	昭11.6.6
18(1934)	44	非任意的失業者に対し給付又は手当を確保する条約	14	



19(1935)	48	廃疾、老令並に寡婦及孤児保険に基く権利の保全の為の国際制度の確立に関する条約	10	
21(1936)	55	海員の疾病、傷痕又は死亡の場合に於ける船舶所有者の責任に関する条約	16	
21(1936)	56	海員の為の疾病保険に関する条約	18	
28(1946)	70	船員のための社会保障に関する条約	7	
28(1946)	71	船員の年金に関する条約	13	
35(1952)	102	社会保障の最低基準に関する条約	39	昭51.2.2
35(1952)	103	母性保護に関する条約(1952年改正)	34	
46(1962)	118	社会保障における内国民及び非内国民の均等待遇に関する条約	38	
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する条約	21	昭49.6.7
51(1967)	128	障害、老齢及び遺族給付に関する条約	16	
53(1969)	130	医療及び疾病給付に関する条約	14	
67(1981)	156	家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約	25	平7.6.9
68(1982)	157	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する条約	3	
68(1982)	158	使用者の発意による雇用の終了に関する条約	26	
69(1983)	159	障害者の職業リハビリテーション及び雇用に関する条約	58	平3.6.1
74(1987)	164	船員の健康の保護及び医療に関する条約	8	
74(1987)	165	船員のための社会保障に関する条約(1987年改正)	2	
75(1988)	168	雇用の促進及び失業に対する保護に関する条約	6	
81(1994)	175	パートタイム労働に関する条約	1	
83(1996)	177	在宅形態の労働に関する条約	0	

28(1946)	75	船員の社会保障に関する協定に関する勧告
28(1946)	76	船員の被扶養者に対する医的保護に関する勧告
35(1952)	95	母性保護に関する勧告
48(1964)	121	業務災害の場合における給付に関する勧告
51(1967)	131	障害、老齢及び遺族給付に関する勧告
53(1969)	134	医療及び疾病給付に関する勧告
66(1980)	162	高齢労働者に関する勧告
67(1981)	165	男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告
68(1982)	166	使用者の発意による雇用の終了に関する勧告
69(1983)	167	社会保障についての権利の維持のための国際制度の確立に関する勧告
69(1983)	168	職業リハビリテーション及び雇用(障害者)に関する勧告
75(1988)	176	雇用の促進及び失業に対する保護に関する勧告
81(1994)	182	パートタイム労働に関する勧告
83(1996)	184	在宅形態の労働に関する勧告

(注) 1 「社会保障」の範囲は、ILO第102号条約第2部～第10部(医療、傷病給付、失業給付、老齢給付、業務災害給付、家族給付、母性給付、廃疾給付、遺族給付)を参考にして、これらの社会保障関連事項について、その条項の一部にでも直換の規定がなされている条約及び勧告も掲げた。従って、社会保障に関する事項を主に取り扱っているものとは限らない。  
 2 条約及び勧告の配列は、会期別、採択順とした。  
 3 条約の批准国数は、1996年12月現在である。  
 4 1980年ILO第66回総会において「業務災害の場合における給付に関する条約の付表I(職業病の一覧表)の改正(第121号)」が採択され、我が国は1981年にこの改正の受諾を行った。

資料：ILO資料に基づき、社会保障制度審議会事務局作成

(ii) ILO勧告

総会会期	勧告番号	勧告の名称
1(1919)	1	失業に関する勧告
2(1920)	10	海員の失業保険に関する勧告
3(1921)	12	産前産後に於ける農業婦人賃金労働者の保護に関する勧告
3(1921)	17	農業に於ける社会保険に関する勧告
7(1925)	22	労働者補償の最小限度の規模に関する勧告
7(1925)	23	労働者補償に付ての争議の裁判に関する勧告
7(1925)	24	労働者職業病補償に関する勧告
7(1925)	25	労働者災害補償に付ての内外人労働者の均等待遇に関する勧告
9(1926)	27	船員及見習の送還に関する勧告
10(1927)	29	疾病保険の一般原則に関する勧告
17(1933)	43	疾病、老令並に寡婦及孤児保険の一般原則に関する勧告
18(1934)	44	失業保険及失業者の為の各種の扶助に関する勧告
26(1944)	67	所得保障に関する勧告
26(1944)	68	軍隊及び類似の任務から解除された者並びに戦時雇用から解除された者に対する所得保障及び医的保護に関する勧告
26(1944)	69	医的保護に関する勧告

(参考) ILOの現勢

1996年12月31日現在

加盟国数	174
条約数	181
勧告数	188
加盟国の平均批准数	37
OECD諸国の平均批准数	66
日本の批准条約数	42

資料：ILO東京支局

第373表 ILO第102号条約の批准状況

国	部	2 医療	3 傷病	4 失業	5 老齢	6 業災	7 家族	8 母性	9 廃疾	10 遺族
オーストリア (注)2)		○		○	○		○	○		
バルバドス (注)2)			○		○	○			○	○
ベルギー (注)1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ボリビア (注)1),2),3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ボスニアヘルツェゴビナ (注)1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
コスタリカ		○			○	○	○	○		○
クロアチア (注)1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
キプロス (注)1),2)			○	○	○	○			○	○
チエコ (注)2),3)		○	○		○		○	○	○	○
デンマーク		○		○	○	○			○	
エクアドル (注)1),2),3)			○		○	○			○	○
フランス		○		○	○	○	○	○	○	
ドイツ (注)1),2),3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ギリシャ		○	○	○	○	○	○	○	○	○
アイスランド					○		○		○	
アイルランド			○	○						○
イスラエル					○	○				○
イタリア					○	○	○			
日本 (注)1)			○	○	○	○				
リビア (注)1),2),3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ルクセンブルク (注)1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
モリタニア					○	○	○	○	○	○
メキシコ		○	○		○	○	○	○	○	○
オランダ (注)1),2),3)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ニジェール					○	○	○	○		
ノルウェー (注)2),3)		○	○	○	○	○	○			
ペルー		○	○		○	○	○	○	○	
ポルトガル		○	○	○	○	○	○	○	○	○
セネガル (注)1)					○	○	○	○		
スロバキア (注)2),3)		○	○		○	○	○	○	○	○
スロベニア (注)1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
スペイン										
スウェーデン (注)1)		○	○	○		○	○			
スイス (注)2),3)					○	○	○		○	○
トルコ		○	○		○	○	○	○	○	○
英国		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ベネズエラ (注)1)		○	○		○	○	○	○	○	○
ユーゴスラビア (注)1)		○	○	○	○	○	○	○	○	○
ザール					○	○	○	○	○	○

- (注) 1) 業務災害給付条約(第121号)の批准により、本条約の第6部及び関係規定は適用されない。  
 2) 障害、老齢及び遺族給付条約(第128条)の批准、各部の義務受諾により、本条約の対応する部及び関係規定は適用されない。  
 3) 医療及び疾病給付に関する条約(第130号)の批准により、本条約の第3部及び関係規定は適用されない。  
 4) 1996年12月末現在

資料：ILO資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第374表 社会保障給付費、租税・社会保障負担率等の国際比較

(単位 %)

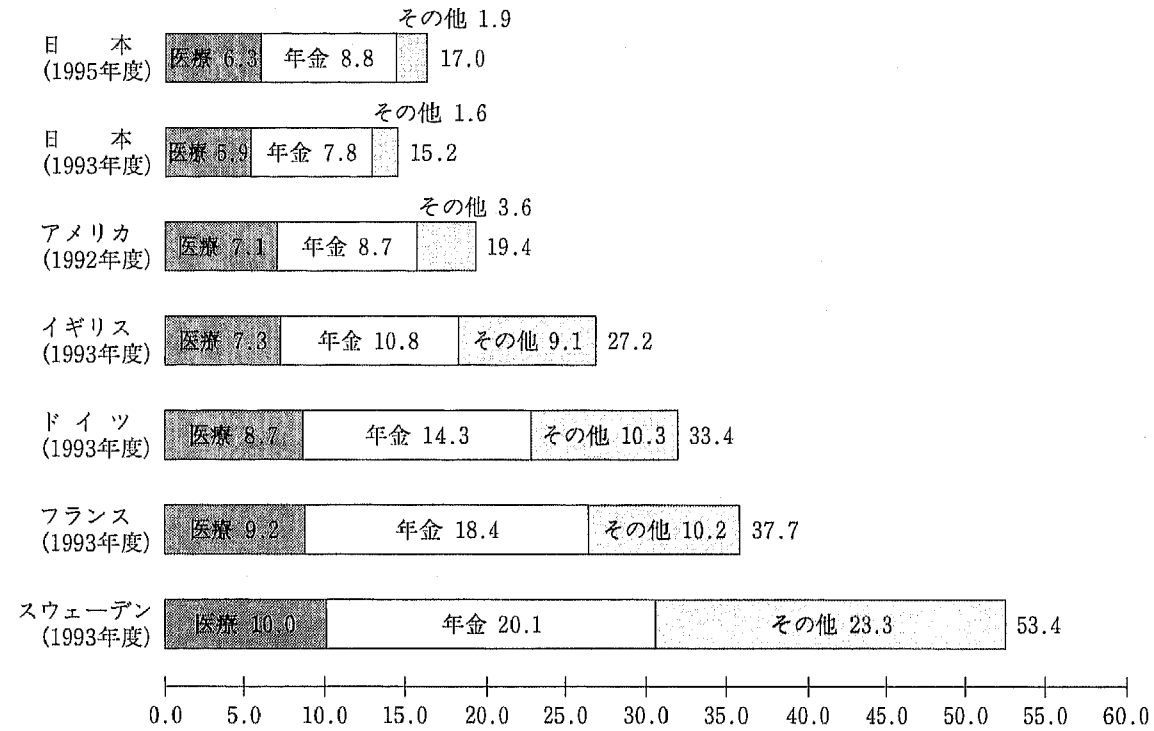
国名	社会保障給付費 の対国民所得比 1993年度	老年人口比率 (65歳以上 人口比率) 1993年	租税・社会保障負担の 対国民所得比(1993年)		
			租税負担	社会保障 負担	計
日本 (1995年度)	15.2% (17.0)	13.5% (14.5)	24.4% (23.3)	12.1% (13.3)	36.5% (36.7)
アメリカ	19.4	12.6	25.9	10.6	36.5
イギリス	27.2	15.7	36.0	10.2	46.2
ドイツ	33.4	15.6	31.3	24.9	56.2
フランス	37.7	14.6	33.3	29.0	62.3
スウェーデン	53.4	17.6	50.5	19.9	70.4

- (注) 1) アメリカの社会保障給付費については、1992年度の数値である。  
 2) 租税・社会保障負担の対国民所得比の数値は財政調査会(1997)「平成9年度予算の話」による。  
 3) 諸国の社会保障給付費はILO調べ、国民所得はNational Accounts(OECD 1996)、老年人口比率はLabor Force Statistics(OECD 1996)による。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第375表 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別構成割合の国際比較

(単位 %)



資料：国立社会保障・人口問題研究所「社会保障給付費」

第376表 国民負担率の国際比較等

(i) 国民負担率の国際比較

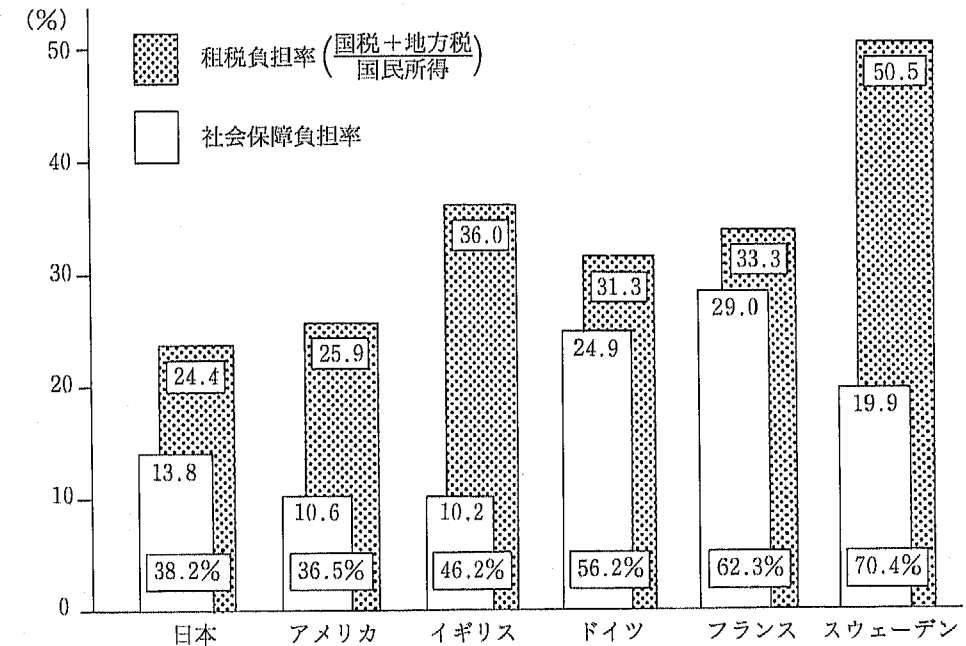
(単位 %)

区分	日本 (1997(平9)年度)	アメリカ (1993)	イギリス (1994)	ドイツ (1994)	フランス (1994)	スウェーデン (1994)
租税負担率	24.4	25.9	35.8	31.4	33.5	50.8
社会保障負担率	13.9	10.6	10.3	25.6	28.7	19.8
国民負担率	38.2	36.5	46.1	57.0	62.2	70.6
(注) 高齢人口比率 (1997(平9))	15.6	(1995) 12.6	(1995) 15.5	(1995) 15.2	(1995) 14.9	(1995) 17.3
(65歳以上人口)	(2000(平12)) 17.2	(2000) 12.4	(2000) 15.8	(2000) 15.9	(2000) 16.2	(2000) 16.7

(注) 〔過去15年間の高齢人口比率の上昇：3.2%ポイント (7.1%→10.3%)  
今後15年間の高齢人口比率の上昇：6.9%ポイント (10.3%→17.2%)〕

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

(ii) 国民所得に対する租税負担率と社会保障負担率の国際率



(注) 1 日本は平成9年度見込み、諸外国は1993暦年実績

2 □内は租税負担率と社会保障負担率の合計

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第377表 日本の社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
<p>1. 沿革</p> <p>恤救規則(1874) 健康保険法(1922) 救護法(1929) 国民健康保険法(1938) 労働者年金保険法(1941) 厚生年金保険法(1944) 旧生活保護法(1946) 児童福祉法(1947) アメリカ社会保障制度調査団報告書(ワンデル報告)(1948) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会保障制度審議会(1950) 「社会保障制度に関する勧告」 社会福祉事業法(1951) 国民年金法(1959) 精神薄弱者福祉法(1960) 国民皆保険・昔年金の実施(1961) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 福祉元年(1973) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982) 基礎年金制度の導入(1985)</p> <p>2. 根拠法令</p> <p>健康保険法(1922) 国民健康保険法(1938) 厚生年金保険法(1944) 児童福祉法(1947) 身体障害者福祉法(1949) 生活保護法(1950) 社会福祉事業法(1951) 精神薄弱者福祉法(1960) 児童扶養手当法(1961) 老人福祉法(1963) 母子福祉法(1964) 児童手当法(1971) 雇用保険法(1974) 老人保健法(1982)</p> <p>3. 体系</p> <p>所得保障 国民皆年金制度 医療保障 国民皆保険制度 公的扶助 生活保護、児童扶養手当 社会手当 児童手当 福祉サービス 老人福祉、母子福祉、障害者福祉 労働保険</p>	<p>1. 年金制度</p> <p>①制度概要 基礎年金部分が国民年金制度 20歳以上の全国民が対象 2階部分は各制度の報酬比例 部分に相当 (国民年金は報酬比例部分 なし) 3階部分は各制度の基金部分 に相当</p> <p>2. 国民年金(老齢年金)</p> <p>①制度概要 他の年金制度を受けない全て の成人市民</p> <p>②給付資格 老齢年金は60歳から支給、加 入期間原則25年以上</p> <p>③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額130,916円(1997年度)</p> <p>④財源 ・被保険者 保険料12,800円(1997年度) ・使用者 負担なし ・政府 基礎年金拠出額の1/3</p> <p>3. 厚生年金(老齢年金)</p> <p>①制度概要 ・法人の事業所又は常時5人 以上の従業員を使用する事業所 に使用される65歳未満の者に 適用される ・厚生年金の被保険者は同時に 国民年金の被保険者となり、 基礎年金部分は国民年金によ る</p> <p>②給付資格 国民年金の老齢基礎年金の受 給権を取得すること</p> <p>③給付内容(モデル額) 夫婦平均月額232,600円(1997年度)</p> <p>④財源(1997年度) 被用者 保険料率8.675%(男子) 使用者 保険料率8.675%(男子) (特別保険料) 0.5% 0.5% 政府 基礎年金拠出額の1/3</p> <p>4. 特別制度 船員、国家公務員、地方公務員、 私立学校共済、農林漁業者等</p>	<p>1. 雇用保険</p> <p>①適用範囲 適用事業に雇用される労働者 (短期の季節労働者等を除く)</p> <p>②給付内容 ・一般制度は、一般、高齢者継 続、短期雇用特例、日雇労働 の4種類あり、給付が異なる ・一般被保険者; 離職の日以前 1年間に被保険者期間が通算 して6か月以上あることが必要 ・基本手当(日額) 前職賃金の80~60%。年齢、 被保険者期間に応じ90~300 日迄支給、4種の延長給付あり ・特別手当(3種類) ・就職促進給付(4種類) ・雇用継続給付(2種類)</p> <p>③費用負担(1997年度) 被保険者 賃金の0.40% 事業主 賃金の0.75% 国庫 給付費の原則1/4 * 暫定措置として1993年度以 降は80%</p> <p>2. 労働保険</p> <p>①適用範囲 適用事業に雇用される労働者 特別制度(公務員・船員)</p> <p>②給付内容 (通勤災害も同内容) ・休業補償給付 基礎給付日額の60%(特別支 給金との合計で80%) ・障害補償給付 給付基礎日額の313日~131日 分の年金或いは503~56日分 の一時金 ・傷病補償給付 給付基礎日額の313日~245日分 ・療養補償給付 療養の給付(現物又は費用) ・介護補償給付 介護の費用として支出した額 (上限額: 常時介護月額105,080円) 随時介護月額 52,540円/ ・遺族補償給付 給付基礎日額の245~153日分 の年金或いは1000日分の一時金 ・埋葬料 労働福祉事業による各種特別 支給金等あり</p> <p>③費用負担 事業主 業種別災害率等に応じ賃金 支払総額の0.6~14.4%の 保険料を全額事業主負担 政府 一部費用負担</p>	

資料: 社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 医療給付(現物給付)</p> <p>①健康保険(勤労者及び その家族) 本人 2割負担 家族 入院2割 外来3割 自己負担額には一定限 度あり、②も同じ</p> <p>②国民健康保険(自営業 者及びその家族) 3割負担(但し、退 職被保険者及びその 家族の入院は2割負 担)</p> <p>③老人保健(70歳以上) 入院 1,000円/日負担 外来 500円/回負担 (1997年度)</p> <p>2. 傷病手当金(健康保険) ・標準報酬日額の60% ・支給期間 1年6月</p> <p>3. 出産手当金 ・標準報酬日額の60% ・支給期間 産前6週 産後8週</p> <p>4. その他 出産費、埋葬 料等</p> <p>5. 医療供給体制 ・医療の非営利原則 ・医療計画に沿った病院 開設の推進</p>	<p>1. 老人福祉</p> <p>① 老人医療 左項③を参照</p> <p>② 介護体制 ・ホームヘルプサービ ス ・デイサービス ・ショートステイサー ビス ・福祉施設の整備</p> <p>2. 母子福祉</p> <p>① 保育所の整備援助</p> <p>② 母子保健体制 ・妊婦、乳幼児の健康 診査 ・母子健康手帳の交付</p> <p>③ 母子家庭対策 ・母子福祉施設の設置</p> <p>3. 障害者福祉</p> <p>① 身体障害者福祉 ・身体障害者手帳の交 付 ・相談指導 ・医療、補助具の支給 ・特別障害者手当の支 給 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所 等</p> <p>② 精神薄弱者福祉 ・療養手帳の交付 ・相談指導 ・日常生活用具の給付 ・家庭奉仕員の派遣 ・更生施設等への入所 等</p> <p>4. 総合対策</p> <p>① 高齢者保健福祉推進 十か年戦略(ゴールド プラン) 新ゴールドプ ランの策定</p>	<p>1. 児童手当</p> <p>①制度概要 第1子から3歳未満ま での児童に支給</p> <p>②給付内容 第1子及び第2子 5,000円 第3子以降 10,000円</p> <p>2. 育児休業制度</p> <p>①制度概要 児童が1歳までの1年 間に育児休業を請求で きる (1992年から実施され ているが、一定の中小 企業には5年間の猶予 期間あり)</p> <p>2. 児童扶養手当</p> <p>①制度概要 離婚等により父がいな い母子家庭に対する扶 助</p> <p>②給付資格 離婚等により父と生計 を同じくしていない18 歳未満(一定の障害の ある場合は20歳)の児 童を監護養育している 母又はその他の者</p> <p>③給付内容 児童1人の場合 41,390円(1997年度) 所得制限 年取1,944,000円未満 (2人世帯)</p>	<p>1. 生活保護</p> <p>①制度概要 生計中心者が病気、母 子世帯になった、障害、 高齢のため働けない等 の世帯に対して行う扶 助</p> <p>②給付内容 161,859円 (標準3人世帯、1級 地一1、1997年4月) 生活扶助、住宅扶助、 教育扶助、医療扶助、 出産扶助、生業扶助、 葬祭扶助までを含む</p>

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第378表 イギリスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
1. 沿革 ・エリザベス救貧法(1601) ・1906年から始まるリベラル・リフォーム ・ベヴァリジ報告(1942)	1. 退職年金 ・適用範囲 基本年金—全居住者 付加年金—被用者 ・支給開始年齢 男65歳 女60歳 ・資格期間—拠出すべき年数の1/4以上の拠出年数があること	1. 失業保険 ・適用範囲：すべての被用者 [65歳(女60歳)以上の者、家族従事者を除く] ・主な受給要件：過去1年間に、保険料が賦課される下限所得の25倍以上の賃金に対応する保険料を拠出していること ・給付内容(1週当り)：18歳未満 29.60ポンド 18~24歳 38.90ポンド 25歳以上 49.15ポンド ・扶養する子供：第1子10.80ポンド、第2子以降8.80ポンド加算	
2. 根拠法令 社会保障法(1986) 求職者法(1995)	2. 障害給付 28週までは労働不能給付(短期低額) 28週以降(24週間)は労働不能給付(短期高額) 2年目以降は長期労働不能給付	2. 労災保険・補償制度 ・国民保険制度の中の制度 ・全被用者 ・障害補償年金：(業務上の傷病、障害程度20%以上) 傷病開始日から90日経過後支給(それまでは法定傷病給与又は傷病手当が支給される) ・障害賜金：(障害程度20%未満) 障害の程度等に応じた一時金 ・特別困難手当：通常及びそれに匹敵する職業への従事不能者に対する収入差額補填(上限及び障害補償年金との合算額の上限あり) ・雇用不能加算：障害年金受給者で障害のため永久就労不能の者に支給 ・常時介護手当：障害程度100%の障害年金受給者に支給	
3. 体系 ソーシャル・サービス 〔所得保障 国民保健サービス 社会福祉サービス 住宅サービス 教育サービス〕	3. 遺族給付 被保険者である夫が死亡した場合55歳以上寡婦に寡婦年金(45~54歳の寡婦は減額) 他に寡婦一時金及び母子手当金あり		
4. 国と地方の分担(主なもの) ①国……所得保障 国民保健サービス ②地方…対社会福祉サービス 住宅サービス			

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険組合連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
適用対象 医療給付—全居住者 現金給付—一定以上の収入のある被用者並びに拠出要件をみたす自営業者	1. 老人福祉 ① 在宅サービス ソーシャル・ワーク ・相談、情報の提供、病院への同行、外出の援助 ホームヘルプサービス ・家事、対人ケア、社会的ケア ミールズ・オン・ウィール ・食事の配達 ② デイケア デイセンター、老人ホームにおけるデイケア	1. 児童給付 ・16歳(修学中の場合は19歳)未満のすべての児童を対象に母親に支払 ・非課税、所得制限はない	1. 世帯給付 所得補助が受けられない常勤(週16時間以上勤務、自営業者も含む)の有子低所得世帯の援助
1. 医療給付 (1) 現物給付 (2) 費用の全額 ただし、 ① 一般歯科は、治療費の80%(330ポンドの上限あり) ② 薬剤—処方当り 5.65ポンド患者負担(16歳未満の児童、65歳(女60歳)以上の老人、低所得者等免除) (3) 支給期間 制限なし	2. 母子福祉 ① 母子保健体制 ・妊婦、児童の広範囲の保健サービスが無料 ・ヘルスビジターの訪問 ・幼児の保育所の提供 ② 児童の保護 児童の保護、監察、親権の行使	2. 単親給付 児童給付の資格を有し、単身、死別、離婚もしくは永久別居等により児童扶養の責任を単独で負っている等の要件により支給	2. 所得補助 個々の世帯の持つニーズを標準化し、基礎額とこれに対する加算で各世帯単位の基準額を計算し、基準に満たない当該世帯の所得の不足分を補助
2. 法定傷病手当金 (1) 支給額 55.70ポンド/週 (2) 支給期間 28週(待機3日間)	3. 障害者福祉 ① 身体障害者福祉 ・治療、リハビリ、補助具の提供 ・授産施設の提供 ・障害者向住宅の提供 ・ソーシャルワーカー等の援助 ② 精神障害者福祉 ・症状に応じた治療 ・施設への入院 ・デイセンターの提供 ・職業訓練、授産施設提供	3. 上記以外に障害者就労給付、障害者移動手当、障害者介護手当等あり	3. 社会基金 ・所得補助で対応できない個々の世帯の特別なニーズに対応 ・所得補助受給世帯に対して、特別な生活資金を貸し付ける制度
3. 法定出産手当金 (1) 支給額 55.70ポンド/週 (2) 支給期間 18週			

等を基に社会保障制度審議会事務局作成

第379表 イギリスの社会保障概況

(i) 国民保険の適用状況

(単位 万人)

項 目	87年度	88年度	89年度	90年度	91年度	92年度
被 保 険 者 総 数	2,469	2,537	2,573	2,561	2,481	2,434
標準保険料適用被用者	2,111	2,181	2,226	2,238	2,172	2,136
付加年金適用者	1,161	1,164	1,214	1,254	1,229	1,230
付加年金適用除外者	811	824	849	842	828	801
同年度に付加年金の適用者でも適用除外者でもあった者	140	193	163	142	115	105
減額保険料適用被用者(既婚婦人、寡婦)	113	101	85	73	62	53
同年度に標準保険料適用者でも減額保険料適用者でもあった者	6	5	8	4	3	3
自 営 業 者	196	204	209	206	203	201
同年度に被用者でも自営業者でもあった者	34	37	36	32	30	30
無 業 者	9	8	9	9	10	12

(注) 各年度は4月6日に始まり翌年の4月5日に終わる1年、その間に被保険者であった者の数を示す。同年度に被用者か自営業者であり、かつ無業者としても加入したことのある者は、無業者の項ではなく被用者や自営業者の項に含めている。

(ii) 社会保障給付受給者数

(単位 千人)

項 目	80年	85年	90年	92年	93年	94年
失 業 給 付	753	901	331.4	685.2	671.9	540.8
疾 病・障 害 給 付	1,197	1,098	1,515.6	1,646.3	1,805.0	1,808.6
出 産 一 時 金	680	776	—	—	—	—
死 亡 一 時 金	606	615	—	—	—	—
保 護 者 手 当 金	4.6	3.2	2.0	2.1	2.2	2.1
寡 婦 給 付	—	398	365.2	351.0	345.3	323.9
退 職 年 金	9,108	9,732	10,179.6	10,296.8	10,303.6	10,166.6
老 人 年 金	56	39	36.0	31.8	31.0	27.8
労 災 傷 害 給 付	43	—	—	—	—	—
労 災 障 害 年 金	201	191	196.9	204.9	216.0	223.2
児 童 給 付	7,397	7,034	6,949.5	7,078.3	7,136.4	6,955.0
世 帯 給 付	106	214	331.7	—	—	—
所 得 補 助	3,247	4,771	4,376.0	5,292.9	5,858.4	5,675.0

(注) 世帯給付と所得補助は、88年4月以降実施された。それ以前は、世帯所得補足と補足給付の数値である。児童給付は、受給世帯数である。94年はすべてグレートブリテンの値である。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ポンド)

項 目	80年度	85年度	90年度	93年度	94年度
社 会 保 障	24,073	42,665	57,598	86,130	89,291
国 民 保 険	15,263	23,173	31,323	39,763	40,326
退 職 年 金	10,753	16,837	22,725	28,352	28,925
年金受給者への一時金	100	105	114	116	117
寡婦給付・保護者手当金	663	801	893	1,041	1,034
失 業 給 付	1,328	1,589	892	1,623	1,277
疾 病 給 付	651	276	222	294	426
障 害 給 付	1,212	2,349	4,544	7,146	8,042
出 産 給 付	155	164	35	32	17
死 亡 一 時 金	17	18	—	—	—
労 働 災 害 給 付	384	465	588	—	—
法定傷病手当金	—	561	966	696	24
法定出産手当金	—	—	344	436	464
社 会 基 金	—	—	25	189	186
戦 争 年 金	424	563	688	1,118	1,083
児 童 給 付	3,115	4,770	5,067	6,629	6,780
世帯所得補足	48	142	466	1,208	1,449
出 産 一 時 金	—	17	—	—	—
補 足 給 付	2,983	7,813	9,106	16,997	17,079
その他の無拠出給付	1,197	4,452	7,717	15,966	17,980
老 人 年 金	41	41	38	37	35
年金受給者への一時金	5	7	8	13	16
付 添 手 当 金	257	686	1,351	2,283	2,568
障害者介護手当金	6	13	229	442	527
障害者移動手当	128	422	895	—	—
障害者生活手当金	—	—	—	2,637	3,010
重度障害手当金	105	266	407	687	776
労働災害給付	—	—	142	695	730
住 宅 給 付	655	3,017	4,647	9,163	10,305
事 務 費	1,043	1,735	3,206	4,287	4,408
国民保健サービス	11,256	16,343	26,063	36,320	39,208
病院・家庭医等サービス	11,196	16,407	26,255	35,551	37,674
患 者 負 担	△ 285	△ 489	△ 1,198	△ 1,132	△ 1,168
中央政府事務費	109	142	268	270	268
その他のサービス	236	283	738	1,631	2,434
社会福祉サービス	2,116	3,092	5,399	7,283	7,598
合 計	37,445	62,110	89,060	129,733	136,097
対国民所得比(%)	21.7	23.1	21.3	26.8	26.1

(注) 国民保健サービス、社会福祉サービスの資本支出は除いている。対国民所得比の算出に用いた所得額は暦年値である。88年から、世帯所得補足は世帯給付に、補足給付は所得補助にかわっている。92年より、付添手当金と移動手当金は障害者生活手当金にかわっている。

(資料) Annual Abstract of Statistics, 1994 Edition.

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第380表 フランスの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
1. 沿革 (1)革命期～19世紀後半 ①憲法(1791) 公的救助の施設の創設を宣言 ②人権宣言(1793) 公的救助は神聖な責務であり、その範囲と適用方法は法律で定めると宣言 ③刑法典(1805) 浮浪禁止の規定(貧困問題は同時に治安問題であるとの認識) ④国民年金基金の設立(1850) ⑤公務員の年金制度発足(1853) ⑥共済組合法の制定(1898) (2)19世紀末～20世紀初頭 ①公的扶助と労災補償 ・医療扶助に関する立法(1893) ・労働災害の補償責任問題の立法(1898) ・児童扶助に関する立法(1904) ・高齢者の扶助に関する立法(1905) ②社会保険 ・退職年金法(1910) ・社会保険法(1928) ・社会保険法修正(1930) ③家族給付 ・家族給付中央委員会の結成(1920) ・家族給付を義務づける法律(1932) ・家族法典(1939) (3)戦後の社会保障制度 ・「フランスの社会保障計画」(1945) ・「社会保障の組織」の命令(1945) ・「社会保障の整備充実」の命令(1945) ・「社会保障の一般化」の法(1946) ・「家族給付の充実」の命令(1946) ・「労災補償制度の改革」の法(1946) ・年金の「独立制度」の創設(1948) ・失業扶助制度(1951) ・社会保険法典(1956) ・労使間協約による失業保障制度(1958)	1. 年金制度 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、農業労働者 ②特別制度 ・公務員、鉱夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 ③その他の制度 ・農業経営者、自営業者等 (2)老齢年金(拠出制) ①基本年金 ・被保険者期間37.5年以上の者が60歳に達したとき ・全被保険者期間中もっとも高い賃金収入のあった25年間の平均賃金額の50%(上限付) ・最低限度額を保障 ②加給年金 ・扶養する子供が三人以上いるとき ・扶養する配偶者がいるとき (3)遺族年金 ・年金受給者又は年金受給権者が死亡したとき ・基本年金額の52%を支給 2. 無拠出制老齢年金 ・拠出制老齢年金を受給できない65歳以上の者 ・所得制限を付して、老齢被用者手当、老齢非被用者手当、特別手当を支給 ・手当の年額はすべて統一	1. 失業保険 ・適用範囲：民間部門の被用者、公共部門の公務員としての地位を有しない職員。[家内労働者、季節労働者を除く] ・主な受給要件：離職前8ヵ月のうち1ないし数企業における雇用期間が4ヵ月以上あること。年齢が60歳又は年金満額支給開始年齢未満であること。 ・給付内容：基本手当；1日当り、前職賃金日額の40.4%と定額(56.95フラン)との合計額又は前職賃金日額の57.4%のいずれか多い額。(ただし、前職賃金の75%以下、138.84フラン以上)。給付日数の長期化に従い給付額が漸減する ・費用負担：被保険者；賃金の2.42% ・使用者；賃金の4.18% 政府；赤字額 2. 労災保険 ・民間の非農業被用者 ・特別制度：農業被用者、鉄道員、公営企業被用者、自営農民 ①療養補償給付 ・医療 ・患者の自己負担なし ②休業補償給付 ・当初28日間は基準賃金日額の60%、その後は80% ・最高限度は1日823.85フラン、29日以降は1,098.47フラン ・被災の翌日から支給 ③障害給付 ・完全障害・直前の12月間の平均賃金と障害度によって決定、常時介護加給：年金の40% ・一部障害：障害度によって決定 ④遺族補償給付 ・寡婦年金(かん夫にも支給) ・遺児年金 ・その他の扶養親族	1. 医療保険 (1)適用対象 ①一般制度 ・民間商工業被用者、中央・地方公務員、年金受給者 ②特別制度 ・鉱夫、船員、国鉄職員等特殊職域の被用者 ③その他の制度 ・農業労働者、農業経営者、自営業主等 (2)医療給付(償還制) ・一般外来診療75% ・薬剤費70% ・大衆保健薬40% ・入院診療80% ・特定の長期疾病、高度医療については100% (3)傷病手当金 ・基準賃金日額の50% ・支給期間6ヶ月、長期疾病の場合3年 ・待期3日間 (4)出産手当金 ・基準賃金日額の100%(最高は457.33フラン) ・支給期間 産前 8週間 産後 18～20週間 (5)哺育手当金又はミルククーポン4月間 (6)死亡一時金 ・最高・上限賃金月額3ヵ月分(41,160フラン) ・最低・上限賃金年額の1%(1,646.40フラン)	1. 高齢者福祉 ①在宅サービス ・ホームヘルプサービス ・給食の宅配サービス ・緊急通報サービス ・住居改善サービス ・余暇促進サービス ・介護及び看護サービス等 ②施設サービス ・高齢者住宅 ・ホスピス、老人ホーム ・医療施設 ☆中期滞在施設 ☆長期滞在施設 2. 障害者福祉 ①障害者手帳 ・公共交通機関の便宜や無料化、所得税や住民税の控除、公共料金の減額等 ②障害児施設 ・教育関連施設 ・医療教育施設 ・医療施設 ・サービス ③障害者施設 ・医療社会施設 ・労働関連施設 ・社会施設 ・障害者の実験的施設 ・労働関連サービス ・社会関連サービス ④その他 ・老人と同一条件の住宅手当、改築の資金の交付・借入 ・補償の手当 3. 児童福祉 ①母子福祉 ・単親手当 ・母子一時保護所 ・母子寮 ②要養護児童 ・児童保護所 ・児童相談所 ・養護施設 ・若年労働者寮 ③保育制度 ・母親学校(幼稚園・保育学校) 無料 ・集団託児所(有料) ・家庭託児所(有料) ・保育・幼稚園 ・一時保育所 ・乳児院	1. 家族給付 ①家族手当(児童手当) ・第2子から支給 ・16歳未満児童(学生は20歳未満) ・所得制限なし ②家族補足手当 ・3歳以上の子を3人以上扶養する家庭に支給 ・所得制限あり ③家族扶養手当 ・両親の一方もしくは両方を失った子、親子関係が両親の一方しか、もしくは両方にも確認されない子、遺棄されている子、遺棄されている子を引き取って養育する者 ・所得制限なし ④単親手当 ・死別、離別、遺棄により唯一人で子の扶養にあたる者、未婚の母として子供を養育しようとしている妊娠中の女性 ・所得制限あり ⑤幼児手当 ・妊娠4ヵ月から満3歳の誕生日の前日まで子に支給 ・産後4ヵ月以降所得制限あり ⑥養育手当 ・出生や養子縁組等により2人以上の子を養育するとき、親が職業活動を中断、正規労働時間を短縮したとき ⑦特別養育手当 ・障害をもつ児童を養育するとき ⑧新学期手当 ・6歳～16歳未満の子が新学期になるとき ⑨保育手当 ⑩住宅手当 2. 住宅政策と住宅保障 ①融資制度 ・持家取得援助融資 ・賃貸住宅援助融資 ②住居費援助制度 ・家族住宅手当 ・社会住宅手当 ・応能住宅援助	1. 医療扶助 ・フランス居住者(外国人は3年連続して3年以上居住)に必要な医療費の負担に耐えられない者 ・受給要件は各県の県議会が決める医療扶助条例で規定 ①在宅医療扶助 ・往診、訪問看護、機能回復訓練、薬や補綴器具の鉱夫、必要な家事補助等 ②避妊薬に掛かる扶助 ③入院扶助 ・指定病院への入院、不可抗力や特別の治療の場合の指定病院以外への入院、認可された民間の治療・養生施設への入所、定額医療費の負担 ④医療扶助受給者への手当 ・在宅医療扶助の場合は高齢者手当と同額、入院の場合その1/3 ⑤社会保険料の負担 ・任意加入の社会保険料の全額又は一部を負担 2. 家賃手当、宿泊・社会再適応に関する扶助 ①家賃手当 ②宿泊・再適応センター 3. 家族に対する社会扶助 ①被扶養者が兵役中の家族に対する扶助 ②家族に対する扶助 ③児童扶助手当 4. 老齢扶助 ①現物給付 ・在宅医療扶助 ・家事扶助 ②現金給付 ・単純手当 ・家賃手当 ・家事サービスの代替手当	
2. 体系		<ul style="list-style-type: none"> <li>所得保障 <ul style="list-style-type: none"> <li>年金制度</li> <li>労災補償制度</li> <li>家族給付</li> <li>失業保険・雇用政策</li> <li>社会扶助</li> </ul> </li> <li>医療保障・社会サービス <ul style="list-style-type: none"> <li>医療供給・医療保険</li> <li>高齢者福祉サービス</li> <li>障害者政策</li> <li>児童福祉サービス</li> <li>住宅政策・住宅保障</li> </ul> </li> </ul>					

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保険連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成



第381表 フランスの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況 (被保険者数)

(単位 千人)

部 門	80年	85年	86年	87年	88年
疾病保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	15,352	16,105	16,235	16,123	...
(2) 特別制度 被保険者	3,739	4,329	4,339	4,331	...
(3) 自営業制度 被保険者	1,344	1,285	1,306	1,338	...
(4) 農業制度 被保険者	1,925	1,636	1,614	1,570	...
年金保険部門					
(1) 一般制度 被保険者	13,354	12,944	12,795	12,758	12,943
年金受給者	4,985	6,000	6,290	6,576	6,863
(2) 自営業制度(商工業全) 被保険者	724	683	678	682	672
年金受給者	744	765	785	803	810
(3) 農業制度(経営者) 被保険者	2,052	1,656	1,601	1,502	1,404
年金受給者	1,836	1,782	1,822	1,866	1,917
家族給付部門					
手当受給権者 (一般制度)	5,946 (4,608)	6,050 (4,925)	6,008 (4,916)	5,867 (4,803)	5,853 (4,814)
対象児童 (一般制度)	... (...)	... (...)	... (...)	12,435	12,430 (10,150)

(資料) INSEE, *Annuaire statistique de la France*.

(ii) 社会保障給付費

(単位 100万フラン)

部 門	1990年	91年	92年	93年
疾病給付	420,218	445,944	476,151	501,493
診療所費	66,519	70,095	73,566	75,477
処方箋料	92,401	100,264	106,716	112,357
病院費	221,377	232,161	249,708	265,645
傷病手当金	22,948	24,947	26,334	26,560
その他	—	18,475	19,827	21,454
出産給付	19,475	21,070	23,216	24,837
労災補償	41,149	42,473	42,951	42,234
障害給付	49,737	52,049	54,217	56,961
老齢給付	683,839	732,394	781,601	828,467
公的年金	508,793	547,256	577,653	609,104
協約年金	175,047	185,138	203,948	219,364
家族給付	106,293	108,890	110,755	119,321
住宅手当	11,926	12,320	12,706	13,492
失業・職業訓練費	94	4	6	6
準法定給付	35,027	33,450	36,131	38,531
福祉サービス費	8,733	7,583	8,252	8,497
統計上の調整	-795	389	400	496
計	1,375,697	1,456,567	1,546,386	1,634,335
対国内生産比(%)	21.2	21.5	22.1	23.1

(注) この表の数値はDépenses sociales (「社会的支出」) から社会保障給付費分を抽出したものである。

(資料) *L'Effort social de la Nation*.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第382表 ドイツの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保険
<p>1. 沿革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カイザー詔勅(1881)とそれにつづく3つの社会保険立法</li> <li>・エバーフェルトの救貧制度(日本の民生委員制度のモデル)</li> <li>・ライヒ保険法(1911)</li> </ul> <p>2. 根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ライヒ保険法(1911)</li> <li>職員保険法(1911)</li> <li>ライヒ鉱夫組合法(1923)</li> <li>農民老齢扶助法(1957)</li> <li>雇用促進法(1969)</li> </ul> <p>3. 体系(社会法典 SGB等の関係法規に基づき分類)</p> <p>社会保険(年金保険、疾病保険、災害保険、失業保険)・児童手当、育児手当、社会扶助、失業扶助、雇用促進、職業訓練、青少年扶助、母性保護、戦争犠牲者援護、公衆保健・医療、環境政策</p>	<p>職業、階層により適用される年金制度が異っている。</p> <p>労働者年金保険、職員年金保険、鉱山従業員年金保険及び農業者老齢扶助</p> <p>1. 老齢年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支給開始年齢 65歳(女子60歳35年以上拠出者は63歳等)</li> <li>・拠出期間5年以上</li> </ul> <p>2. 障害年金</p> <p>(1)職務不能年金 (2)生業不能年金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拠出期間5年以上</li> </ul> <p>3. 遺族年金</p> <p>1、2の年金の受給権を有していること又は5年以上の被保険者期間を有している者が死亡した場合に寡婦(かん夫)、離別寡婦(かん夫)の各年金、養育年金</p> <p>4. リハビリテーション給付</p> <p>その他、農業者老齢扶助など農地譲渡年金等あり</p>	<p>1. 失業保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用範囲：疾病保険の強制適用者等ほとんどすべての被用者(農業労働者、家事使用者、見習者を含む)、職業訓練生</li> <li>・主な受給要件：離職前3年間において被保険者期間が通算26週または6ヵ月以上あること</li> <li>・給付内容：賃金の60%(1子以上を有する者は67%)。離職前における被保険者期間に応じ通常15~52週(ただし、45歳以上は年齢に応じ最高104週)支給。</li> <li>・費用負担：賃金支払額の6.5%を労使折半 政府；連邦雇用公社の支出が収入及び予備金で賄えないとき、貸付け及び補助</li> </ul> <p>2. 労災保険、補償制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者(見習い期間中の者、学生、家内工業者等を含む)</li> <li>・給付：(業務上の傷病)治療給付 リハビリテーション給付 傷害者手当 職業援護 障害年金 遺族給付 埋葬金</li> <li>・年金、現金給付のスライド制あり</li> <li>・費用負担：保険料(全体の約9割)は全額事業主負担。平均保険料率0.3%他は、地方負担金、国庫補助金(農業者と学生)</li> </ul>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障等	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<ul style="list-style-type: none"> <li>・適用対象</li> <li>一般疾病保険—一般労働者</li> <li>農業者疾病保険—自営農民</li> </ul> <p>1. 医療給付</p> <p>(1)現物給付 (2)費用の全額(ただし、薬剤、義歯、補装具等については一部負担あり) (3)支給期間は制限なし</p> <p>2. 傷病手当金</p> <p>(1)7週以降、基本賃金の80% 他に子に対し加算あり(最初の6週は使用者100%支給) (2)支給期間3年間に最高78週</p> <p>3. 出産手当金</p> <p>(1)収入(手取賃金)の100% (2)支給期間 産前6週間 産後8 "</p> <p>4. 他に出産一時金死亡一時金等あり</p> <p>5. 介護保険</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適用対象</li> <li>疾病保険とほぼ同一</li> <li>・在宅介護給付</li> <li>一定の現物給付</li> <li>現金給付</li> <li>施設介護給付</li> <li>介護費用の負担</li> </ul>	<p>1. 老人福祉</p> <p>①生活扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活費給付(居宅、施設内での給付)</li> </ul> <p>②特別扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、指導</li> <li>・住宅提供</li> <li>・介護扶助又は介護手当</li> <li>・在宅の各種サービス</li> <li>・老人ホーム入室</li> </ul> <p>2. 母子福祉</p> <p>①母子保健</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妊婦の検診</li> <li>・入院、分娩ケア</li> <li>・片親の相談、保護</li> </ul> <p>②児童福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳未満児保育所入所</li> <li>・幼稚園入所</li> <li>・福祉施設での養育</li> <li>・当局による保護・後見</li> </ul> <p>3. 障害者福祉(身体、精神の各障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療、リハビリの提供</li> <li>・児童等の教育援助</li> <li>・就労、就職の斡旋</li> <li>・在宅での介護</li> <li>・施設への入所</li> <li>・補装具の支給</li> </ul>	<p>1. 家族政策</p> <p>(1)児童養育への援助</p> <p>①児童手当と児童扶養控除 ②養育手当 (2)母性と胎児の保護</p> <p>①母性扶助 ②育児休業 ③胎児の保護 (3)家庭教育・家族相談</p> <p>①親教育 ②家族援助団体</p> <p>2. 児童青少年対策</p> <p>(1)教育に関する助言と相談 (2)産前産後における児童及び母親の援助 (3)乳幼児、学齡児の学校教育以外の育成、指導 (4)乳幼児、青少年の保護事業の範囲での教育援助他</p> <p>3. 住宅手当</p> <p>社会住宅であれ、そうでない住宅であれ、家族構成に応じて、所得に対して居住コスト負担が適正水準を超える場合に自己申告で家賃補助や持家負担補助を連邦・州政府が各1/2負担で給付</p>	<p>1. 生計費扶助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設、在宅においてみずからの能力、収入、資産では生計維持が困難な者対象(労働忌避者については生計費扶助を制限)</li> <li>・最低生活費(州政府の責任において決定)の中身は、食費、光熱水費、衣服、衛生、家具、暖房費、交際費、文化的諸経費さらには疾病保険及び年金保険料また個人の事情に応じ加算</li> </ul> <p>2. 特別扶助(特別な生活状態に対する扶助)</p> <p>12の状態を想定</p> <p>①更生扶助②予防的保健扶助③医療扶助とその他の扶助④家族計画扶助⑤妊娠婦扶助⑥障害者の社会復帰扶助⑦結核扶助⑧盲人扶助⑨介護扶助⑩家政遂行のための扶助⑪特別な社会的困難克服のための扶助⑫老齢扶助</p>

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第383表 ドイツの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 千人)

項目	80年度	85年度	90年度	92年度	93年度	94年度
労働者年金保険						
被保険者総数	14,802	17,066	16,541	22,927	22,217	21,619
拠出義務者	12,111	11,359	11,377	16,777	16,259	16,517
その他の者	2,691	5,708	5,164	6,150	5,957	5,102
職員年金保険						
被保険者総数	12,277	14,294	16,788	21,292	21,938	22,008
拠出義務者	9,415	9,518	11,438	15,404	15,829	16,428
その他の者	2,862	4,776	5,350	5,888	6,109	5,580
鉱山従業員年金保険						
被保険者総数	286	254	204	383	294	260
農業者老齢扶助						
被保険者総数	627	572	506	475	463	469
拠出者	597	532	427	380	364	348
疾病保険						
被保険者総数	35,340	36,209	37,939	50,834	50,759	50,607
加入義務者	20,638	21,105	22,494	31,203	30,773	30,385
任意加入者	4,454	4,481	4,435	5,328	5,519	5,559
年金受給者	10,248	10,623	11,011	14,304	14,467	14,662
災害保険						
被保険者総数	27,857	29,900	41,134	52,514	51,844	53,836
失業保険						
被保険者総数	21,280	20,350	22,442	23,535	23,175	...
拠出者	21,280	20,350	22,442	23,535	23,175	...

(注) 労働者年金保険および職員年金保険は4月現在、ただし、92年度は92年5月のマイクロセンサスの結果。鉱山従業員年金保険は94年7月現在。農業者老齢扶助は年末現在。疾病保険は年平均、このほかに、94年10月1日現在の家族加入者(家族被保険者)数が2,096万人。災害保険は年平均。このほかに、学生災害保険の被保険者が約1,634万人。92年度から新連邦州(旧東ドイツ地域)の数値が含まれている。

(ii) 社会保障費用

(単位 100万マルク)

項目	80年度	85年度	90年度	92年度	93年度	94年度
労働者年金保険	80,216	95,879	115,182	153,182	165,624	179,845
うち{年金	66,290	81,160	98,128	130,396	140,514	152,264
うち{リハビリ対策	1,813	2,521	3,495	4,510	5,096	5,522
職員年金保険	57,137	77,393	93,100	125,948	153,410	164,275
うち{年金	43,717	59,847	77,746	107,929	116,736	126,757
うち{リハビリ対策	1,366	1,775	2,081	2,707	3,131	3,573
鉱山従業員年金保険	13,319	14,706	17,225	22,097	23,707	25,328
うち{年金	10,593	12,199	14,663	19,162	20,454	21,832
うち{リハビリ対策	72	89	89	132	185	198
農業者老齢扶助	2,773	3,061	4,131	4,851	5,181	5,571
(うち)老齢扶助金	2,482	2,697	3,481	3,911	4,136	4,497
疾病保険	90,066	114,400	141,654	210,496	211,781	234,274
うち{一般・歯科医療	75,342	97,378	112,472	165,285	163,518	176,555
うち{薬剤・治療材料 <sup>(2)</sup>						
うち{病院医療	10,287	10,889	12,721	14,104	14,564	15,918
現金給付	10,019	11,648	13,462	21,278	23,349	24,312
災害保険	10,019	11,648	13,462	21,278	23,349	24,312
うち{年金	6,769	7,676	7,449	9,328	9,970	10,501
うち{治療	1,773	2,106	3,019	4,264	4,630	4,883
うち{災害予防						
雇用促進	23,098	39,376	49,289	93,522	109,535	99,864
児童手当	17,609	14,465	14,619	21,987	21,689	21,069
公務員等児童手当	7,617	8,206	9,772	12,136	12,520	12,456
育児手当	.	.	4,597	7,234	6,835	6,681
戦争犠牲者援護	13,480	13,474	12,999	14,499	14,691	15,037
社会扶助	14,972	22,789	31,782	44,986	52,306	57,987
青少年扶助	8,098	9,535	13,686	23,270	24,470	24,880
負担調整	1,713	1,389	1,097	907	835	713
公衆保健サービス	1,669	1,911	2,330	3,290	3,470	3,580
公務員恩給	32,947	37,028	43,282	48,227	49,656	49,867
合計	374,733	465,260	568,207	807,910	879,059	925,739
対国民所得比(%)	32.6	32.8	30.4	36.3	36.8	37.3

(注) 1) 92年度から新連邦州(旧東ドイツ地域)の数値が含まれている。  
 2) 薬剤・治療材料の中には義歯も含まれる。  
 3) 各制度の費用は他制度への繰入れを含むが、合計は各制度間の相互繰入れを含まない。  
 (資料) Statistisches Jahrbuch, 1988—1996.

資料: 健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第 384 表 アメリカの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障	医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 沿革</p> <p>① 社会保障法 (1934) (Social Security Act)</p> <p>② フグナー法 (1935) (団結権・争議権を保障した)</p> <p>2. 体系</p> <p>所得保障 (連邦レベル)</p> <p>OASDI (老齢遺族障害保険)</p> <p>医療保障 (州レベル)</p> <p>HI (メディケア)</p> <p>公的扶助 (GAを除き連邦レベル)</p> <p>医療扶助 メディケイド</p> <p>生活扶助 SSI—補足的保障所得</p> <p>AFDC—母子家庭の児童に対する援助</p> <p>LIHEAP—低所得世帯光熱費扶助</p> <p>FA—フードスタンプ</p> <p>GA—一般扶助</p> <p>労働保障 (州レベル)</p> <p>福祉サービス</p> <p>社会手当</p> <p>(皆年金・皆保険制度なし)</p>	<p>1. OASDI</p> <p>① 適用対象</p> <p>I 一般制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自営業者を含む所得のある有業者</li> </ul> <p>II 特別制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄道員、連邦公務員、その他州及び地方政府職員</li> </ul> <p>III その他の制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自由労務の農業労働者家事使用人、零細自営業者 (年間純所得が400ドル未満の者)、1984年以前に雇用された連邦政府職員</li> </ul> <p>② 財源</p> <p>I 被保険者</p> <p>収入総額の6.2% (1997)</p> <p>II 使用者</p> <p>資金支払総額の6.2% (1997)</p> <p>III 政府</p> <p>原則なし</p> <p>(1968年以前に72歳になった者に対する特別の老齢給付の全費用、資力調査を伴う給付にかかる全費用)</p> <p>③ 受給要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出期間40四半期</li> <li>・ 拠出の対象となる報酬上限—62,700ドル</li> <li>・ 下限— 640ドル</li> </ul> <p>2. 老齢年金 (OAI)</p> <p>(1) 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 65歳以上から支給 (2027年までに段階的に67歳に引上げ)</li> <li>・ 62~64歳—減額</li> <li>・ 66~67歳—増額</li> </ul> <p>3. 障害年金 (SDI)</p> <p>(1) 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 回復の見込みがないか1年以上に亘る障害により稼得能力を喪失したこと</li> </ul> <p>4. 遺族年金 (SDI)</p> <p>(1) 受給資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死亡者が年金受給者であったこと</li> </ul>	<p>1. 失業保険</p> <p>① 適用範囲：(州の運用方法により異なるが) 連邦法上；1年間に少なくとも20週以上4人以上の労働者を雇用する事業主に雇用される労働者特別保険；鉄道労働者、連邦政府職員、退役軍人 [家族従業者、一部の農業労働者、家事使用人を除く]</p> <p>② 受給要件：(州の運用方法により異なるが、平均的な州の場合)</p> <p>最近の5四半期中4四半期の就労者でなければならないこと。少なくとも週30時間の所得を有する者でなければならない。</p> <p>③ 給付内容</p> <p>州、従前所得、就労期間により異なる。1994年度週平均給付額182.17ドル</p> <p>対週賃金比35.7%</p> <p>④ 費用負担</p> <p>連邦失業保険税率…使用者の年間賃金支払総額に対し課税</p> <p>各州法による失業保険料…年間賃金支払総額の5.4%を基本とし、殆んどどの州でメリットシステムをとる。</p> <p>2. 労災保険・労災補償</p> <p>① 概要</p> <p>全州で制度化。連邦の特別制度あり。全体で55のプログラム</p> <p>約87%の被用者をカバー</p> <p>② 給付額</p> <p>平均は事故発生時の所得の2/3程度</p> <p>連邦の障害給付 (DI) を受ける者については従前所得の80%を超えないよう両制度間で調整される</p> <p>通常3~7日間の待期間あり。保険料率 給与支払額の2.3%程度。使用者が通常負担する</p>	<p>1. 入院保険 (HI)</p> <p>① 対象者数</p> <p>65歳以上の者及び重度障害者等 (65歳未満の者)</p> <p>② 受給内容</p> <p>ア入院給付</p> <p>90日間</p> <p>(当初及び60日以後患者負担あり)</p> <p>イ退院後のナーシングケア</p> <p>100日間 (20日以後患者負担あり)</p> <p>ウ退院後の在宅保健サービス</p> <p>100日間</p> <p>2. 補足的医療保険 (SMI)</p> <p>① 加入者</p> <p>HIの対象者</p> <p>② 給付内容</p> <p>HIの給付対象とならない医療サービス。在宅保健サービス等の費用の80%を償還</p> <p>3. 傷病者手当等</p> <p>カリフォルニア州等5州で実施</p> <p>4. 医療供給面の特色</p> <p>営利目的の医療施設も開設可能</p> <p>慢性疾患の長期入院患者のためのナーシングホーム多数開設</p>	<p>1. 老人福祉</p> <p>① 老人医療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入院医療サービス</li> <li>・ 療養サービス (ナーシングホーム)</li> </ul> <p>② 老人諸サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談サービス</li> <li>・ 食事供給車、電話、通院医療、友愛訪問、レク活動の援助</li> <li>・ 施設への収容</li> </ul> <p>2. 母子福祉</p> <p>① 母子保健サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊婦、乳幼児の定期検診</li> <li>・ 訪問看護</li> <li>・ 学校保健サービス</li> </ul> <p>② 児童保護</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童相談サービス</li> <li>・ 里子、養子、収容保護、保育所への入所</li> </ul> <p>3. 障害者福祉</p> <p>① 身体障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ リハビリテーションサービス</li> <li>・ 低所得者住宅の提供</li> <li>・ 医療サービスの提供、訪問看護</li> </ul> <p>② 精神障害者福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神衛生センターの設置</li> <li>・ 医療サービス</li> </ul>	<p>1. 被扶養児童家庭扶助制度 (AFDC)</p> <p>① 適用対象</p> <p>親の稼得能力の欠如、死亡、所在不明などによって貧困状態にある家庭の16歳未満の児童に対して援助を行う</p> <p>② 給付内容</p> <p>入院サービス及び外来患者サービス、農村地区での診療サービス、病理検査及びX線検査</p> <p>21歳以上の者に対する熟練看護サービス、在宅ヘルス・サービス、家族計画サービス、看護及び助産婦サービス、メディケアがカバーしない長期の看護施設ケア</p> <p>③ 給付内容</p> <p>連邦がAFDC給付月額のうち</p> <p>18ドルまでの部分については—15ドル負担</p> <p>18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している</p> <p>④ 財源</p> <p>連邦がAFDC給付月額のうち</p> <p>18ドルまでの部分については—15ドル負担</p> <p>18ドルを超える部分は50~83%のレートで最高32ドルまでを補助している</p> <p>2. 生活扶助</p> <p>I 補足的保障所得制度 (SSI)</p> <p>① 制度概要</p> <p>困窮した老人盲人障害者に対する生活扶助</p> <p>② 給付内容</p> <p>月額平均1世帯325ドル</p> <p>II 対低所得世帯光熱費扶助 (LIHEAP)</p> <p>① 制度概要</p> <p>低所得者世帯の光熱費に対する扶助</p> <p>② 給付内容</p> <p>13億2,100万ドル(1994)</p> <p>III フードスタンプ (FA)</p> <p>① 制度概要</p> <p>資産及び所得が全国的基準に達しない個人及び世帯に対して、小売店で利用できる食料購入用のクーポンを支給</p> <p>② 給付内容</p> <p>月額10ドルから386ドルの範囲で支給</p> <p>1人当たり平均給付月額は72ドル</p> <p>IV 一般扶助 (GA)</p> <p>① 制度概要</p> <p>メジャーな福祉プログラムの受給資格のない困窮者等に対する扶助</p>		

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

を基に社会保障制度審議会事務局作成

第385表 アメリカの社会保障概況

(i) 社会保険の適用状況

(単位 100万人)

項 目	75年	80年	85年	90年	95年
公 的 年 金 制 度	83.7	96.4	106.6	117.7	...
老 齢・遺 族・障 害・健 康 保 険	77.0	89.3	100.3	110.2	141.0
鉄 道 従 業 員 退 職 年 金 制 度	0.5	0.5	0.3	0.3	... <sup>1)</sup>
公 務 員 等 退 職 年 金 制 度	6.2	6.6	6.0	7.2	... <sup>1)</sup>
そ の 他 の 社 会 保 険 制 度					
失 業 保 険	69.7	87.2	98.2	109.5	113.5
労 災 補 償 保 険	68.6	79.1	85.1	96.7	96.1 <sup>2)</sup>
一 時 障 害 保 険	15.7	18.4	19.8	...	20.2 <sup>3)</sup>

(注) 1) 84年から新規採用の鉄道従業員や公務員は老齢・遺族・障害・健康保険に加入することになっているため、これらの特定制度はやがて消滅することになっている。

2) この数字は93年度の数字である。

3) この数字は93年度の数字である。

(資料) *Statistical Abstract of the U. S., 1989, 1993, 1996 Annual Statistical Supplement, 1996 to the Social Security Bulletin, August 1996.*

(ii) 社会保障費用

(単位 100万ドル)

項 目	80年度	85年度	90年度	92年度	93年度
社 会 保 険	229,754.4	369,595.2	561,175.2	617,347.0	657,328.2
老 齢・遺 族・障 害・健 康 保 険	152,110.4	257,535.1	382,289.8	416,564.0	449,276.8
健 康 保 険 (メ ディ ケ ア) <sup>(注1)</sup>	34,991.5	71,384.3	116,651.0	132,246.3	148,093.5
鉄 道 従 業 員 退 職 年 金	4,768.7	6,275.6	7,531.8	7,737.1	7,920.8
公 務 員 退 職 年 金	39,490.2	63,044.0	97,271.3	103,699.4	112,631.6
失 業 保 険・雇 用 事 業	18,326.4	18,343.8	28,405.3	41,166.0	40,720.8
鉄 道 従 業 員 失 業 保 険	155.4	138.4	71.0	67.4	60.3
鉄 道 従 業 員 一 時 障 害 保 険	68.7	50.6	23.4	27.5	25.9
州 一 時 障 害 保 険	1,377.7	1,944.1	3,879.2	4,009.4	3,316.0
労 働 者 災 害 補 償	13,457.2	22,263.6	41,703.4	44,076.2	43,376.2
公 的 援 助	72,703.1	98,361.8	181,339.4	207,945.1	221,064.8
公 的 扶 助	45,064.3	66,170.2	133,669.2	152,010.2	160,695.0
補 足 的 保 障 所 得	8,226.5	11,840.0	19,646.2	23,423.2	26,501.2
食 料 ス タ ン プ	9,083.3	12,512.7	19,471.3	23,233.0	24,496.7
そ の 他 の 公 的 援 助	10,329.0	7,838.9	8,552.7	9,278.7	9,371.9
保 健 及 び 医 療	27,263.0	39,373.0	65,632.0	70,149.0	74,503.0
病 院 及 び 医 療 <sup>(注2)</sup>	12,303.0	16,373.0	28,237.0	28,889.0	30,508.0
母 子 保 健 <sup>(注3)</sup>	870.0	1,222.0	1,981.0	2,099.0	2,172.0
医 学 調 査 研 究	4,924.0	6,903.0	11,312.0	12,599.0	12,780.0
学 校 保 健	575.0	790.0	1,201.0	1,299.0	1,407.0
そ の 他 の 公 衆 衛 生 活 動	6,931.0	11,919.0	20,876.0	22,967.0	24,978.0
医 療 機 関 整 備	1,660.0	2,166.0	2,025.0	2,296.0	2,658.0
退 役 軍 人 関 係 制 度	21,465.5	27,042.3	32,857.3	34,767.2	36,605.5
年 金・所 得 補 償	11,306.0	14,333.0	16,284.3	16,539.3	17,205.2
保 健・医 療	6,203.9	9,493.2	13,221.5	14,567.2	15,640.8
教 育	2,400.7	1,170.8	569.5	772.0	937.7
生 命 保 険 <sup>(注4)</sup>	664.5	795.5	1,039.3	1,113.7	904.7
福 祉 そ の 他	890.4	1,249.8	1,742.7	1,775.0	1,917.1
教 育	121,049.6	172,047.5	277,147.1	292,070.6	331,909.8
住 宅 関 係	6,879.0	12,598.5	21,522.6	20,617.2	19,803.1
そ の 他 の 社 会 福 祉	13,599.1	13,551.8	19,779.8	21,531.5	22,670.0
職 業 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	1,251.1	1,536.7	2,235.8	2,446.8	2,379.1
施 設 福 祉	482.4	379.6	664.9	684.4	721.5
学 校 給 食	4,852.3	5,308.5	7,966.9	8,775.8	9,932.4
児 童 福 祉	800.0	200.0	237.9	273.9	294.6
特 別 計 画 (OEO・A c t i o n)	2,302.7	503.8	191.9	193.8	208.3
そ の 他	3,910.6	5,623.2	8,446.4	9,156.8	9,674.1
合 計	492,713.7	732,570.1	1,159,453.4	1,264,427.0	1,363,884.4

(注) 1) 病院保険と補足的医療保険分を再掲。

2) 軍人家族の医療を含む。

3) 障害児へのサービスを含む。

4) 団体生命保険を除く。

(資料) *Annual Statistical Supplement, 1996. to the Social Security Bulletin.*

資料：健康保険組合連合会「社会保障年鑑」

第386表 スウェーデンの社会保障制度の概要

総括	分野別	所得保障	労働保障
<p>1. 沿革 救貧令 (1848年) 救貧法 (1853年) 児童労働禁止法 (1881年) 婦人年少者労働法 (1900年) 里子法 (1902年) 児童福祉法 (1924年) 児童保育法 (1977年)</p> <p>2. 根拠法令 社会扶助法 (1956年) 児童福祉法 (1960年) 国民保険法 (1962年) 労働者災害保険法 (1976年) 社会保険法 (1976年) 社会サービス法 (1980年) 保健・医療サービス法 (1982年)</p> <p>3. 体系 ├ 所得保障 ├ 医療保険 ├ 医療・保健サービス └ 社会サービス</p> <p>4. 国と地方の分担 (主なもの) ①国……所得保障     医療保険 ②地方……医療・保健サービス     社会福祉</p>	<p>1. 国民年金 (老齢年金) ①国民基礎年金 (F P) ・ 全国民を対象 ・ 年金額は一律 ・ 65歳から支給 ・ 支給開始年齢を1994年から毎年3カ月ずつ繰下げ、97年に66歳にする ②国民付加年金 (A T P) ・ 従前の所得の60%に相当する額を支給 ③補足年金 ・ ②が受給できないか又は低額の場合 ・ 基礎額の54% ④部分年金 ・ 61歳から64歳の者を対象</p> <p>2. 障害年金 ・ 労働能力の喪失50%以上に支給 ・ 年金額は廃疾の程度により異なり完全廃疾は老齢年金と同額 ・ 永久障害とみなされない場合は一時的障害年金を支給</p> <p>3. 障害手当 ・ なんらの給付も受給していない障害者</p> <p>4. 調整年金 ・ 婚姻期間が5年以上、寡婦と遺児の年齢等を条件として支給 ・ 完全年金は老齢年金と同一</p> <p>5. 遺児年金 ・ 18歳未満の遺児に支給 ・ 年金額は死亡した親や子供の出生順などにより異なる。</p>	<p>1. 失業保障制度 ①労働組合基金制度 ・ 適用範囲：労働組合が任意に認可された失業基金に加入する被用者 ・ 主な受給要件：失業直前12カ月間中の4カ月間を含む75日間失業基金に加入しており、基金へ拠出していたこと ・ 給付内容：基金及び賃金等級に応じ日額賃金の80% 待期5日以後基金により1年に最高300日間まで ・ 費用負担：被保険者；月額45クローナ (基金により異なる) (費用の約23%) 使用者；賃金支払総額の1.586% (労働市場扶助制度の負担を含む) 政府；費用の約46% ②労働市場扶助制度 ・ 適用範囲：労働組合の制度に資格を取得できない被用者、16歳以上の就労予定者 ・ 主な受給要件：所得と資力調査、5カ月間の職業活動 ・ 給付内容：日額174クローナ 60~66歳 最高450日 55~59歳 最高300日 55歳未満 最高150日 ・ 費用負担：使用者；0.4% (拠出率) 政府；95.4%</p> <p>2. 労災保険 ・ 公営又は民間保険との強制契約 ・ 民間被用者・公務員を対象 ①療養補償給付 ・ 当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ②休業補償給付 ・ 180日間は所得等級に応じて一定額を支給、その後賃金の100%支給 ・ 当初180日間は疾病保険、その後は労働災害保険より支給 ③障害補償給付 ・ 完全障害は100%の年金と常時介護加給 ・ 一部障害は障害度に比例した年金、50%を超える障害の場合付加障害年金も受給可 ④埋葬料 ・ 死亡した年の1月の基本額の30%</p>	

資料：社会保障研究所「先進国シリーズ」、健康保健連合会「社会保障年鑑」、厚生省大臣官房国際課「海外社会保障動向」等

医療保障	福祉サービス	社会手当	公的扶助
<p>1. 医療保険 (1)適用対象 ・ 医療給付   全居住者 ・ 現金給付   一定以上の年取のある有業稼得者及び主婦・主夫 (2)医療給付 (一部償還制) ・ 入院   日額80クローナの患者負担を除く全額 ・ 外来   費用の全額を現物給付 ・ 歯科   3,000クローナまでの費用の75%、3,000~7,000クローナを超える費用の60%、7,000クローナ以上で30% (3)傷病手当金 ・ 収入の80、70、65% ・ 治癒又は障害年金支給まで支給 (70歳以上の被保険者年金受給者は180日間) ・ 待期 1日 (4)両親手当 ・ 子供が生まれたとき養育のため父母のどちらかが仕事を休んだとき ・ 子供が8歳になるまでのうち15日間 ・ 12月間は稼得収入の80%、残り3月間は1日60クローナ (5)養育手当 ・ 12歳未満の子を養育するとき ・ 子1人につき年間90日間、収入の90%支給 (6)近親者介護手当 ・ 極めて重い病気の者を在宅で介護する場合 ・ 近親者 (親しい友人、隣人を含む) に逸失所得の75%を最高60日まで支給</p> <p>2. 医療供給体制 ・ 県営を主とした公的病院中心主義</p>	<p>1. 老人福祉 ①施設入居 ・ 希望者の老人ホーム入居 ②施設サービス利用 ・ デイセンター   食堂、理髪、美容室、リハビリ室、作業室、談話室の設備利用 ③在宅者サービス ・ 給食の戸口までの配達</p> <p>2. 母子福祉 ①妊婦、出産育児の援助 ・ 期間中の所得保障 ・ 期間中の医療サービス ②児童福祉 ・ 児童検診 ・ 保育所入所 ・ 心分の広さの住宅への入居 ・ ホームヘルパーの提供 ③教育福祉 ・ 授業料なし ・ 学業資金の給付</p> <p>3. 障害者福祉 (心身障害者) ・ 一般教育への編入 ・ 労働訓練 ・ 適職への斡旋 ・ 障害者用住宅の提供 ・ ホームヘルパーの提供 ・ リハビリの実施 ・ 補助具の支給</p>	<p>1. 児童手当 ・ 16歳未満の第1子から支給 ・ 多子加算制度 (第3子以降加算) ・ 所得要件なし</p> <p>2. 先払養育手当 (児童扶養手当) ・ 離婚家庭 (通常母子家庭) に国が一定の養育手当を支給し、養育費を負担すべき者 (通常は父親) に求償 ・ 児童の標準生活経費の概ね半額程度を支給</p> <p>3. 住宅手当 ①国民年金受給者への住宅手当 ・ 国民年金しか収入がない場合または収入があっても低額の場合 ②有子家庭の住宅手当 ・ 子供が17歳まで支給 ・ 所得要件あり ③低所得家族 (①と②以外) の住宅手当 ・ 所得要件あり</p>	<p>1. 経済援助 (公的扶助) ・ 最低生活費 ・ 収入要件</p>

を基に社会保障制度審議会事務局作成

3 医 療

第387表 医療保障制度の国際比較

(1995年)

		日 本	ド イ ツ
制度の種類		社会保険方式	社会保険方式
適用対象		全国民を対象（加入率100%） 健康保険 民間企業の被用者とその家族 共済組合 公務員とその家族 国民健康保険 自営業者、農業従事者	全国民を対象（但し加入義務免除・任意加入有）（加入率約90%） 一般疾病保険 年収68,400マルク以下（旧東独は年収53,100マルク以下）の被用者年金受給者、学生等（上限年収を超える被用者は任意加入） 農業者疾病保険 自営農業従事者等
医療給付		現物給付  患者負担 ・1割～3割（制度により相違） ・高額療養費 ・入院時食事療養費	現物給付  患者負担 ・入院時：1日につき12マルク（14日限度）（旧東独地域9マルク） ・薬剤 ・包装の大きさに応じて3マルク、5マルク、7マルク ・義歯：費用の40%～60%（平均50%） ・補装具、めがねは一定差額
現金給付		傷病手当金・分娩費・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料	傷病手当金・出産手当金・出産一時金
費用負担	被用者等	政管健保：標準報酬の4.1% 組合健保：標準報酬の3.628% 国保：158,646円（1世帯平均） 共済組合：標準報酬の4.102%	基本賃金の6.7% （旧東独地域6.5%） （94年4月平均）
	使用者等	政管健保：標準報酬の4.1% 組合健保：標準報酬の4.709% 共済組合：標準報酬の4.102%	被用者に同じ
	国庫	政管健保：給付費等の13.0%（老健拠出金分16.4%） 組合健保：給付費の補助48.5億円 国保：保険給付費等の50% 共済組合：なし	原則としてなし

	フ ラ ンス	イ ギ リ ス	ア メ リ カ
社会保険方式	社会保険方式	保健サービス方式	社会保険方式
適用対象	全国民を対象（加入率99%） 一般制度 民間商工業の被用者、公務員 特別制度 鉱業労働者、船員、国鉄職員等特定業種の被用者 その他の制度 農業従事者、自営業者等	全国民を対象（加入率100%）	（全国民対象の公的医療保険制度はない）（加入率約25%） メディケア 65歳以上の者、障害年金受給者、慢性腎臓病患者等 但し、パートB任意加入 メディケイド 低所得者等
医療給付	償還制（制度・給付科目毎に償還率が異なる） （一般制度の例） ・入院時：1日55フランの定額負担（31日目から及び長期・高額の疾病30種類については免除。なお入院費は75%を現物給付） ・外来：費用の70%償還 ・薬剤：費用の65%償還（代替不可能かつ高額の薬剤は100%、ビタミン剤等は35%）	現物給付  患者負担 ・薬剤：処方一件4.75ポンド ・歯科治療：費用の80%（ただし上限あり） ・歯科検査：3.92ポンド	メディケア・パートA（入院サービス等）：現物給付 患者負担（入院の例） 60日まで 期間696ドル 61～90日 1日174ドル 91～150日 1日348ドル* 151日～全額患者負担 *（生涯60日を限度） メディケア・パートB（入院・外来の医師サービス等）：償還制 患者負担：免責100ドル。それを超える部分は20% メディケイド：現物給付 患者負担：原則としてなし
現金給付	傷病手当金・出産手当金・育児手当金又はミルク券・死亡一時金	傷病手当金・出産手当金（国民保険制度からの給付）	傷病手当金・出産手当金（一部の州において州法に基づき 実施）
費用負担	総報酬の6.8%（一般制度）	なし	メディケア・パートA：報酬の1.45%（自営業者2.9%） メディケア・パートB：月41.10ドル メディケイド：なし
費用負担	総報酬の12.8%（一般制度）	なし	メディケア・パートA：報酬の1.45% メディケア・パートB：なし メディケイド：なし
費用負担	原則としてなし	国民保健サービス費用の約80%（国民保険からの拠出金16.6%）（90年）	メディケア・パートA：原則としてなし メディケア・パートB：老人1人当たり月82.5ドル 障害者1人当たり月111.10ドル メディケイド：連邦、州にて負担

(注) 上記は基本的な給付内容等について単純化して記述してあることに留意。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」



第388表 主要国の国民医療費の推移

	日 本				ア メ リ カ 合 衆 国			
	国 民 医 療 費			1人当 り医療費 (千円)	国 民 医 療 費			1人当 り医療費 (ドル)
	推 計 額 (億円)	指 数	対GNP (GDP) (%)		推 計 額 (10億ドル)	指 数	対GNP (GDP) (%)	
1970年	24,962	1.00	3.3	24.1	56.6	1.00	5.6	263.0
1975	64,779	1.00	4.3	57.9	100.4	1.00	6.3	446.8
1980	119,805	1.85	4.9	102.3	187.5	1.87	6.9	796.9
1985	160,159	2.47	4.9	132.3	318.4	3.17	7.9	1,289.1
1986	170,690	2.63	5.0	140.3	344.9	3.44	8.1	1,382.4
1987	180,759	2.79	5.1	147.8	378.6	3.77	8.3	1,503.0
1988	187,554	2.90	4.9	152.8	416.6	4.15	8.5	1,637.6
1989	197,290	3.05	4.8	160.1	457.7	4.56	8.7	1,780.9
1990	206,074	3.18	4.7	166.7	524.6	5.23	9.5	2,022.4
1991	218,260	3.37	4.7	176.0	571.8	5.70	10.0	2,175.8
1992	234,784	3.62	4.9	188.7	619.7	6.17	10.3	2,331.5
1993	243,631	3.76	5.1	195.3	661.4	6.59	10.4	2,464.2
1994	257,908	3.98	5.4	206.3	700.1	6.97	10.4	2,583.4

(注) 1) 日 本：「その他」は、老人保健施設療養費等である。1994年は、「その他」に入院時食事医療費を含む。  
 2) アメリカ：国民医療費にはナーシングホームを含めなかった。薬局調剤の項は Drugs and Medical sundries の費用  
 3) イギリス(イングランド)：イングランドのみの医療費である。  
 この中には病院費用が大部分であるが、他に家庭医協会経営費と地方政府の保健サービスを含んでいる。  
 4) フランス：予防的な医療・温泉療法・移送費・めがね等を除く。GDPを用いた。  
 (資料) 1) 日 本：厚生省「国民医療費」  
 2) アメリカ：Health Care Financing Administration: Health Care Financing Review, Summer 1995  
 3) イギリス(イングランド)：Department of Health and Social Security: Health and Personal Social  
 4) フランス：Ministere Des Affaires sociales et la Solidarite Nationale: Comptes Nationaux de la Sante  
 資料：厚生統計協会「国民衛生の動向」

イギリス (イングランドのみ)				フ ラ ン ス			
国 民 医 療 費			1人当 り医療費 (ポンド)	国 民 医 療 費			1人当 り医療費 (フラン)
推 計 額 (100万ポンド)	指 数	対GNP (GDP) (%)		推 計 額 (100万フラン)	指 数	対GNP (GDP) (%)	
1,414	1.00	...	30.8	39,582	1.00	5.0	779.7
3,950	1.00	...	84.6	87,880	1.00	6.0	1,664.8
8,937	2.26	...	191.0	183,303	2.09	6.6	3,420.9
12,305	3.12	...	262.7	348,840	3.97	7.5	6,323.0
13,038	3.30	...	277.7	376,673	4.29	7.5	6,799.9
14,060	3.56	...	298.4	395,613	4.50	7.4	7,111.5
15,559	3.94	...	329.3	429,070	4.88	7.5	7,678.0
17,388	4.40	...	366.8	466,597	5.31	7.6	8,308.4
18,878	4.78	...	393.4	502,119	5.71	7.8	8,863.2
21,085	5.34	...	437.4	216,023	2.46	7.9	9,354.9
24,531	6.21	...	507.1	568,425	6.47	8.1	9,907.7
27,176	6.88	...	559.9	601,239	6.84	8.5	10,451.1

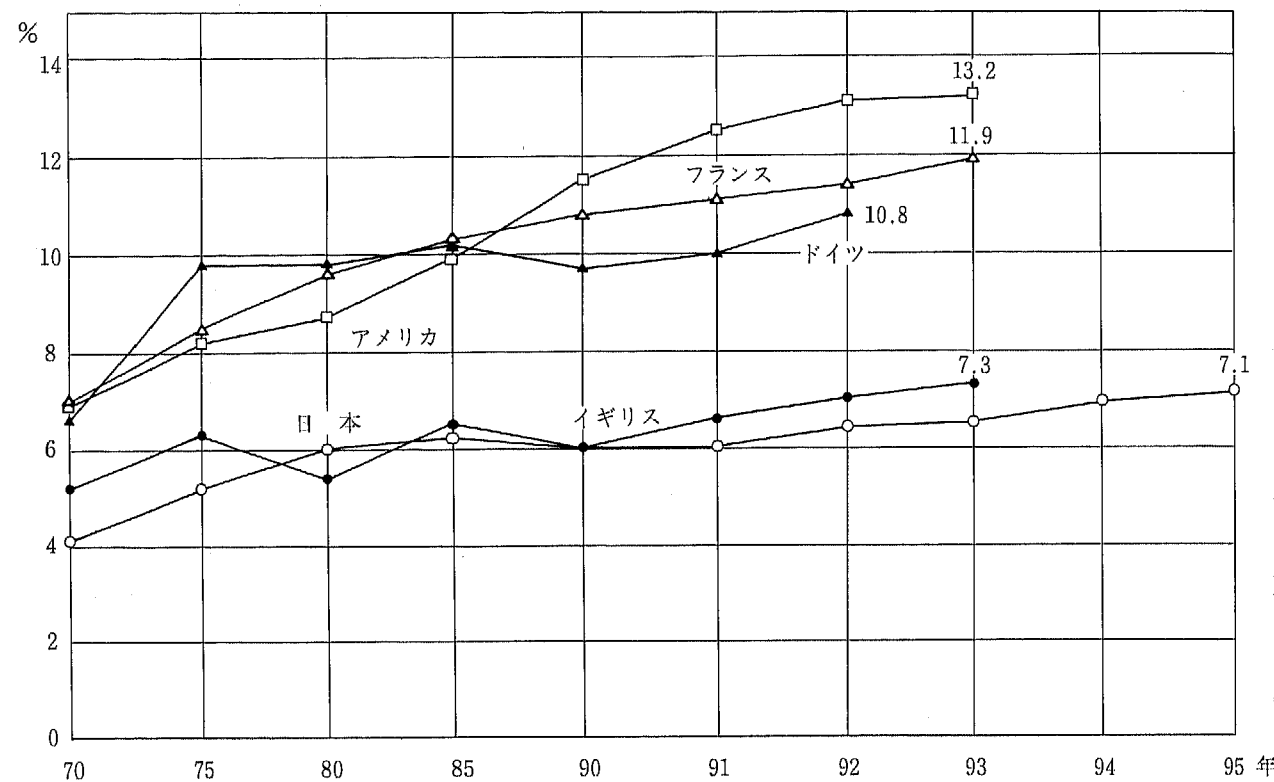
である。「その他」は保健専門家サービスの費用である。GDPを用いた。

イングランドのみのGNPはわからない。

Services Statistics for England 1995 edition

Annuaire Des Statistiques Sanitaires et sociales 1995 フランスの人口は World Health Statics を使用した。

第389表 国民医療費の対国民所得比の各国比較



(注) ・日 本：国民医療費は、「平成5年度国民医療費」(大臣官房統計情報部)による。  
 1994～1995年については、厚生省保険局推計。  
 国民所得は、平成6年度まで経済企画庁調べ。平成7年度は「平成8年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」による。  
 ・その他：国民医療費は、我が国の国民医療費の定義を目安として試みに作成したもの。  
 国民所得は、「NATIONAL ACCOUNTS」(OECD)により算出。  
 資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第390表 主要国の診療報酬支払方式

	アメリカ(メディケア)	イギリス	ドイツ	フランス	日本
開業医(診療所)	出来高払い制 (診療報酬点数表に基づいて支払う) (RBRVS方式： 医師の各医療行為の価値を、当該行為に使用した資源の量に基づき評価し、その結果を点数として表す考え方)	登録人头制(登録患者数に応じて支払う)+基本診療手当(各種加算あり)  その他に、総予算で請負う予算管理家庭医あり	総額請負制 (保険者が保険医協会に保険診療を一括して請負わせ、その対価としてあらかじめ1年間の報酬総額を設定。個々の医師については、点数表に基づき出来高払いで配分。)	上限付出来高払い制 (医療行為集に基づく)  開業医の医療費支出全体に、物価上昇率による伸び率の目標を設定	出来高払い制 (各診療行為についてそれぞれ評価を行い、評価額の合計額を診療報酬として支払う方式) 一部包括払い制
病院	DRG-PPS方式 (疾患別予定額払制)  入院患者の分類に従いあらかじめ定まった額を支払う	地区保健当局と請負契約を結び、支払いを受ける  その他に、独立採算制のNHS病院トラストあり	・特定の療養について1件当たり包括払制 ・その他の療養については、基本的に1人1日当たり定額払い制  ・キャピタルコストは州からの補助あり	公的病院 総額予算制  私的病院 各保険者と各病院の契約により決定された患者1人1日当たり定額の入院料を支払う	同上

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

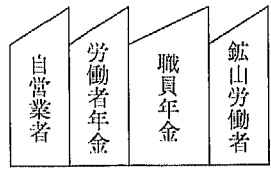
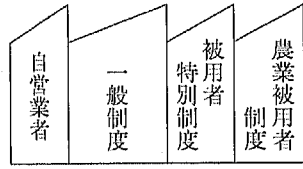
第391表 医師数等の国際比較

日 本	医 師 数		病 院 数		病 床 数	
	実 数	人口10万対	実 数	人口万対	実 数	人口万対
昭和30年 (1955)	千人 90	106	5,119	0.6	51	57
平成4年 (1992)	220	177	9,963	0.8	169	136
アメリカ (1990)	601	232	5,808 (1989)	0.2 (1989)	101 (1989)	41 (1989)
フランス (1991)	156	273	3,793 (1989)	0.7 (1989)	71 (1989)	126 (1989)
スウェーデン (1991)	25	289	711 (1980)	0.9 (1980)	11 (1986)	129 (1986)

(資料)：外国…厚生省調査  
 :日本…「医師・歯科医師・薬剤師調査」・「医療施設調査」  
 資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

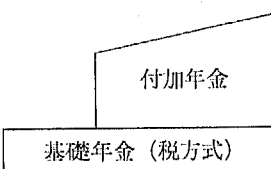
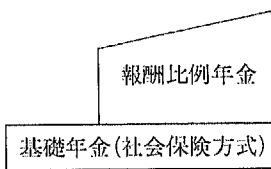
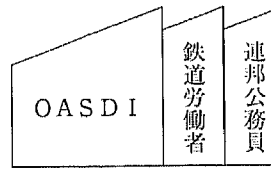
4 年 金

第392表 諸外国の公的年金制度の概要

	ド イ ツ	フ ラ ンス
制 度 体 系	労働者年金 職員年金 鉱山労働者を対象とする制度 自営業者を対象とする制度 	一般被用者制度 公的機関の被用者特別制度 農業被用者制度 自営業者を対象とする制度 
適 用	(被用者) ・一般労働者は労働者年金 ・事務職員は職員年金 ・鉱山労働者は特別制度 (自営業者) ・農業者等は特別制度 ・芸術家等は職員年金 ・手工業者等は労働者年金 ・その他の者は労働者年金または職員年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は一般制度 ・公務員、船員等は特別制度 (自営業者) ・職種に応じた特別制度
費 用 負 担	<労働者年金・職員年金> ・保険料率 19.2% (労使折半) ・拠出対象となる報酬 上限 旧西独地域年96,000マルク 旧東独地域年72,000マルク ・国庫負担 (1992年以降) 年間給付費の約20%	<一般制度> ・保険料率 16.45% (事業主 被用者) (9.8% 6.65%) ・拠出の対象となる報酬 上限 年162,480フラン ・国庫負担 原則としてなし

(注) 年金額、保険料等の数値は、年次の指定がない場合は全て1996年のものである。

資料：社会保障制度審議会事務局年金数理部会担当調

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
基礎年金 (AFP) 付加年金 (ATP) 部分年金 (DP) 	基礎年金 報酬比例年金 (SERPS) 	老齢遺族障害保険 (OASDI) 鉄道労働者を対象とする制度 連邦公務員を対象とする制度 
・全国民が基礎年金に加入 ・基礎額 (年36,200クローネ) 以上の年間所得のある者は付加年金に加入	(被用者) ・一定額 (週61ポンド) 以上の者は基礎年金と報酬比例年金 (自営業者) ・一定額 (年3,430ポンド) 以上の者は基礎年金 (無業者・低所得者) 基礎年金に任意加入	(被用者) ・一般被用者は老齢遺族障害保険 ・鉄道労働者は特別制度 ・連邦公務員は特別制度 (自営業者) ・一定額以上の所得がある者は老齢遺族障害保険
<基礎年金> ・保険料率 5.66% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 総報酬 ・国庫負担 (1992年実績) 基礎年金給付費の約32% <付加年金> ・保険料率 13.0% (被用者は全額事業主負担) ・拠出の対象となる報酬 下限 年初の基礎額 ・国庫負担 なし <部分年金> ・保険料率 0.2% (1994年) (被用者は全額事業主負担) ・国庫負担 なし	<基礎年金・報酬比例年金> ・保険料 (被用者) 本人負担 週61ポンドまでの所得の2.00% 週61-455ポンドの所得の10.00% 事業主負担 収入 (週) 61-110ポンド 3.0% 110-155ポンド 5.0% 155-210ポンド 7.0% 210ポンド～ 10.2% (自営業者) 週5.95ポンド 年間所得 (6,860-23,660ポンドの者) の6.0% ・国庫負担 なし	<老齢遺族障害保険> ・保険料率 (被用者) 12.4% (労使折半) (自営業者) 12.4% ・拠出の対象となる報酬 上限 年 62,700ドル 下限 四半期 640ドル ・国庫負担 原則としてなし

	ド イ ツ	フ ラ ンス
老 齢 年 金 支 給 要 件	<労働者年金・職員年金> ・ 拠出期間5年以上	<一般制度> ・ 拠出期間1四半期(3か月)以上
年 金 額 算 定 方 法	<労働者年金・職員年金> 個人報酬点数×年金種別係数**×年金価額*** * 雇用期間中の各年の全被保険者の平均賃金に対する賃金の比を合計したものに受給開始係数を乗じた値 ** 老齢年金を基準とする各種年金の支給率 *** 全被保険者の平均賃金で保険料を1年間拠出した場合の老齢年金の単価	<一般制度> {最高11年間の再評価後の平均賃金}×給付率×{拠出期間(四半期ベース上限151)÷151}  * 給付率は受給開始年齢と拠出期間により25%~50% 加給 妻(65歳以上):16,331フラン 子(3子以上):年金額の10%
支 給 開 始 年 齢	65歳 {63歳〔女60歳〕の特例があるが、2009年〔2018年〕までに段階的に廃止}	60歳
繰 上 げ ・ 繰 下 げ 支 給	{支給開始年齢の引上げに伴い62歳から繰上げ支給:減額率 月0.3%}	繰下げ特例:151四半期に満たない者が1年繰下げごとに拠出期間が10%増(最大151四半期)
在 職 受 給 者 の 取 扱 い	{支給開始年齢の引上げに伴い部分年金制度を実施 支給率は所得に応じ、2/3、1/2、1/3の3通り}	60歳以上で150四半期以上の拠出期間のある者が部分就労となった場合、減少労働時間に応じ年金額の30%~70%を支給
年 金 額 改 定 方 式	可処分所得の上昇率に基づき改定(7月実施)	1994年より当面5年間は、物価上昇の見通しに基づき毎年1月に改定

(注) 年金額、保険料率等の数値は、年次の指定がない場合は全て1994年のものである。

第393表 公的老年年金のみ受給者の課税最低限の国際比較 (夫婦世帯の場合)

日 本	イギリス				ド イ ツ		フ ラ ンス	
	一般の 給与所得者							
千円	千円		千円		千円		千円	
3,346	1,928		1,060 (6,665 ポンド)		5,263 (83,538 マルク)		1,688 (93,784 フラン)	

(注) 年金受給者の年齢が65歳以上であり、公的老年年金のみを有する場合である。  
資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

スウェーデン	イギリス	アメリカ合衆国
<基礎年金> ・スウェーデン国内に3年間以上居住 <付加年金> ・拠出期間3年以上	<基礎年金> 最低拠出水準の52倍以上の所得に応じた拠出年数と免除となった年数の合計が有効拠出年数の4分の1以上	<老齢遺族障害保険> ・1950年(または21歳)から退職までの年数に等しい四半期の適用
<基礎年金> 単身 基礎額×96% 夫婦 基礎額×157% 基礎額:35,200クローネ 子(16歳未満)への加給: 基礎額の25% <付加年金> {15年間の年金ポイントの平均の最大値}×基礎額×60%×{加入年数/30}	<基礎年金> 単身 週57.60ポンド(満額) 夫婦 週92.10ポンド(満額) <報酬比例年金> {再評価後賃金-最終年の拠出対象報酬下限}×1.25%の上位20年分の合計 被扶養者加算 妻 週34.50ポンド 子 週11.00ポンド	<老齢遺族障害保険> 老齢年金基本年金額= {平均賃金月額422ドルまでの分}×0.9+{422ドル~2,545ドルの分}×0.32+{2,545ドル以上の分}×0.15 被扶養者給付 配偶者(65歳以上) 基本年金額の50% 子(18歳未満) 基本年金額の50%
65歳	男 65歳 女 60歳	65歳 (2027年までに段階的に67歳に引上げ)
繰上げ支給:減額率 月0.5% 繰下げ支給:増額率 月0.7% (60歳から69歳までの間)	繰上げ支給:なし 繰下げ支給:増額率 週1/7% (69歳〔女64歳〕までの間)	繰上げ支給:減額率 月5/9% 繰下げ支給:増額率 月3/8% (62歳から69歳までの間)
<部分年金> 60~64歳の者が部分就労となった場合、労働時間減少に伴う減少した賃金収入分の65%を支給	なし	65歳未満:8,040ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額 65~69歳:11,160ドルを超える3ドルの所得につき1ドル減額
消費者物価上昇率に基づき基礎額を改定(1月実施)	消費者物価上昇率に基づき改定(4月実施)	第3四半期の消費者物価上昇率で改定(1月実施) 資産準備率が20%未満の場合は消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定

第394表 主要国における公的年金に対する税制の概要

区 分	保 険 料 (被保険者)	年 金 給 付
日 本	所得から控除される(全額)	老齢……………課税 障害・遺族……非課税
ド イ ツ	〃 (限度あり)	課 税
フ ラ ンス	〃 (全額)	課 税
イ ギ リ ス	所得から全く控除されない (自営業者負担分は一部控除される)	老齢・遺族……課 税 障害……………非課税
ア メ リ カ	所得から全く控除されない	非課税(限度あり)

(注) 事業主負担の保険料はいずれの国においても損金算入されている。  
資料:年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

5 福祉・社会手当等

第395表 世界6か国の福祉行政体系

国名	日本	アメリカ	イギリス
主要な福祉立法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法（'47）</li> <li>・身体障害者福祉法（'49）</li> <li>・生活保護法（'50）</li> <li>・社会福祉事業法（'51）</li> <li>・精神薄弱者福祉法（'60）</li> <li>・老人福祉法（'63）</li> <li>・母子及び寡婦福祉法（'64）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障法（'35）</li> <li>・老人福祉法（'65）</li> <li>・リハビリテーション法（'73）</li> <li>・障害者保護法（'90）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民保健サービス法（'46）</li> <li>・国民扶助法（'48）</li> <li>・地方福祉サービス法（'70） (Local Authority Social Services Act)</li> <li>・児童保護法（'80）</li> <li>・社会保障法（'89）</li> </ul>
国と地方の関係	法令に基づき、都道府県及び市町村の各種福祉施策が大部分実施されているが、地方自治体の独自プログラムも少なくない。	社会保険の一部を連邦が担当するが、他は連邦が州に補助金を出し、州・カウンティごとのプログラムを実施している。	'70年代以降、国が所得保障・保健医療を担当し、対人福祉サービスは地方自治体の責任により実施されている。
行政機構	国	厚生省	保健ヒューマンサービス省 (Department of Health and Human Services)
	州・県	都道府県福祉部局	State Units on Aging 等
	基礎自治体	市町村（福祉部等） 〔市福祉事務所又は郡部福祉事務所〕	郡 (County) 等 〔郡社会福祉事務所等 (Social Welfare Office) 〕
自治体レベルの福祉施策	保育所等については市町村が実施しており、公的扶助や身障・老人分野では県が設置する郡部福祉事務所が措置している。	州の福祉施策を実施する他に、一般扶助 (GA) 等の独自プログラムを行っており、郡福祉事務所等が設置されている。	児童青少年福祉・老人障害者施設・保健サービス及び民間福祉団体支援を各ディストリクトの福祉サービス部 (Department of Social Services) が行っている。
民間団体の役割	社会福祉法人という特別な法人により各種福祉サービス・社協・共済が担われており、また近年ボランティア団体・民間助成団体が活発化している。	United Way, VISTA 等の巨大な民間福祉団体を持ち、各種ボランティア活動が活発である他、POSC (Purchase of Service Contracting) で民間事業が対人福祉サービスの大部分を担っている。また福祉産業が最も発達している。	巨大な民間財団 (CAP) 等の他、各種の民間福祉団体が多数存在し、その全国団体として NCVD (全国民間団体協議会) がある。

資料：京極高直著「現代福祉学の構図」（中央法規出版）

フランス	旧西ドイツ	スウェーデン
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保障法典（'56）</li> <li>・家族及び社会扶助法典（'56）</li> <li>・障害者福祉法基本法（'75）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会扶助法（'61）</li> <li>・青少年福祉法（'53、'70）</li> <li>・施設法（'74）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会サービス（'82） (Social Tjänst Lag)</li> </ul>
伝統的な集権的の地方制度が変容しつつも、行政サービスの大部分は県が執行し、最も身近な行政のみ市町村が担当している。	市町村が（連合や事務組合も含めて）福祉事業の実施責任を負い、郡が老人ホーム等の整備など市町村行政をこえる業務を行う。国及び州は財政的裏付をしている。	国は年金・児童手当・医療保健等を実施し、県は医療等を実施するのに対し、市町村は公的扶助を含めて社会福祉全般の責任をもっている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会問題及び雇用省 (Ministere des Affaires Sociales et de l'emploi)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦青少年家庭保健省</li> <li>・連邦労働社会省</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会省 (Social Department)</li> <li>・社会庁 (Social Styrelsen)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・州 (Région) 衛生・社会問題局</li> <li>・県 (Départments) 衛生・社会問題局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・州 (Land) 社会省</li> <li>・県 (Regierungsbezirk)</li> <li>・郡 (Kreisverwaltung)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県 (Län) 議会</li> <li>・県行政庁</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 (communes) (社会扶助事務所 (bureaud aide sociale) )</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 (Gemeinde)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村 (Kommune) 社会福祉委員会 (市町村福祉事務所 (Social Förvaltningen) )</li> </ul>
市町村単位に設置される社会扶助事務所 (bureaud'aide sociale) と市町村社会事業センターを中心に各種施策が講じられている。社会福祉施設の設置運営も同様。	郡ないし独立市は社会福祉事務所を設け、公的扶助及び福祉サービスの事務を行い、市町村が日常的な福祉サービスの実施を行う。	公的扶助、各種福祉サービスを市町村福祉事務所が実施している。
4万2,500団体（全団体の16%）が保健・福祉活動に従事し、施設収容人員の約半数は民間非営利団体の設置による。	6つの巨大な民間福祉団体が福祉サービスを担い、公私福祉連盟が主導権をもっている場合も少なくなく、行政は方向及び財源裏付に責任をもつ。	各種の自助団体が組織されているが、他の欧米諸国でみられる民間福祉団体は発達せず、生協、労組の組織化が進んでいる（逆にいえば市民参加型の地方分権的行政サービスが最も発達している）。

第396表 各国のソーシャルワーカー資格制度一覧

国名	日本	旧西ドイツ	スウェーデン
当該資格の名称	社会福祉士	ゾチアルアルバイター(Sozialarbeiter) ゾチアルペダゴギー(Sozialpädagoge)	ソシオノーム(Socionom)
法的地位とその内容	国家資格制度 名称独占	ゾチアルアルバイターは州レベルの国家資格制度 名称独占  (文部教育関係は州が法的な高権をもつ)	称号
養成コースおよび資格取得方法	国家試験	専門単科大学・総合大学における当該4年課程を修了したもの  課程修了試験をもって資格授与し、 国家認定(統一試験はなし)	社会単科大学で3~3.5年の課程を修了したもの。修了証が称号として通用し、任用資格化している。
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設職員等	ゾチアルアルバイター 公的相談援助機関職員、社会事務所のワーカー、ソーシャルステーションのワーカー、公私の社会施設の施設長や指導員、医療機関ソーシャルワーカー、民間福祉団体の指導的職員 ゾチアルペダゴギー 公私の児童福祉施設、教育施設の指導職員	福祉事務所のソーシャルワーカー・ソーシャルセクレタリー、刑事施設等のワーカー、医療ソーシャルワーカー、学校ソーシャルワーカー

資料：厚生省社会局庶務課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CQSW(ソーシャルワーカー資格認定)(Certificate of Qualification in Social Work)  一般にはソーシャルワーカーと呼ばれる	アシスタント・ソシアルないし、アシスタン・ド・セルビス・ソシアル(assistante sociale, assistant de service social)	認定ソーシャルワーカー(certified social worker)  ただし、BSW、MSW、ACSW、州による資格、CSW登録などがある。
国家資格(CCETSW 中央ソーシャルワーク教育訓練協会)の認定したコースの修了による資格付与認定)	国家資格 名称独占(家族・社会扶助法で規定)	・BSW、MSWはCSWEの認めるコース修了による学位資格で名称独占 ・ACSWは民間認定資格 ・各州による登録、認定、免許などによる州資格 ・CSWは民間登録資格  (民間認定、登録資格は全米ソーシャルワーカー協会による)
大学学部・大学院等の1年~4年各種の課程 ポリテクニク(高等専門学校)等の2年~3年各種課程  (CCETSWは資格取得後の研修も行う) 認定コースの修了をもって資格付与(統一試験はなし)	専門養成校・大学の3年コース(カリキュラムの内容は国家の認可・統制を受ける)  全国統一国家試験による(ただし養成校等での実習の口述発表や内点が全体の3/4の点数を構成)  (養成校への入学については家族ワーカー、看護婦等の職業資格を持つものも入学可能)	・BSW、MSWは学部、および大学院修士課程の修了により学位取得 ・ACSW、州資格、CSW登録は特に養成制度はないが、現場で一定年限スーパーバイズを受けることが必要条件 ・ACSWは資格認定試験を全米協会が行う
地方自治体ソーシャルサービス部ソーシャルワーカー 公的入所施設、デイケアのソーシャルワーカー 民間福祉団体指導職員 保護観察ケースワーカー 地方自治体の教育サービスワーカー 医療ソーシャルワーカー	福祉事務所、病院、学校、社会保険機関等の行政機関等におけるソーシャルワーカー、家族援助ワーカー、医療ソーシャルワーカー、企業内援助ワーカー  介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護にワーカー	医療ソーシャルワーカー、民間福祉団体指導員、地方行政福祉部門職員、学校ソーシャルワーカー、個人開業ソーシャルワーカー

第397表 各国のケアワーカーの資格制度一覧

国名	日 本	ド イ ツ	スウェーデン
当該資格の名称	介護福祉士	アルテンフレーガー 老人介護士(Altenpfleger)	ホームメーカー (hemvardarinna)  ホームサマリット (hemsamarit)  ホームヘルプアシスタント  ヘルパーリーダー
法的地位とその内容	国家資格制度 (養成施設終了、国家試験、または技能検定(未実施)による) 介護福祉士登録簿に登録する 名称独占	州レベルの国家資格制度 (州の認める学校の修了証を国家が認定する) 資格認定試験あり(学内) 名称独占	なし  *ホームメーカーは通称
養成コース及び資格取得方法	高校等卒+養成施設2年 高校卒等+福祉系大学等卒+養成施設1年 高校卒等+保母養成施設等+養成施設1年 実務経験3年またはそれに準ずる者+国家試験 介護に係る技能訓練(未実施)	2年間の介護士養成施設で所定の単位を取得。養成施設は州の文部省ないし社会省の管轄。 実家学校卒業+2年間の養成校+1年間の研修 基幹学校卒業+2年間の養成校+1年間の研修  学校終了をもって資格授与し、国家認定	ホームメーカーは6か月の義務コース  ホームサマリットは160時間研修(20歳以上で無資格の経験者の場合コミュニケーションが実施する成人教育-18週) 高校の一般ケア科は3年制  ヘルパーリーダーは140時間の義務研修
主たる活動分野、該当職種	公私の社会福祉施設の寮母 老人保健施設の介護職員 公私のホームヘルパー等 在宅介護支援センター相談員	施設・在宅を問わず高齢者の世話と看護とを専門的に行う	ホームメーカーは子育てを中心に家政全般を代行  ホームサマリットは老人・障害者の在宅ケア
備考		州によって若干異なる。	ホームヘルプアシスタントはホームヘルパーの調整役 高校(ギムナジウム)卒業+大学での2年間の教育

資料：厚生省社会・援護局施設人材課調

イギリス	フランス	アメリカ合衆国
CSS(ソーシャルサービス認定) (Certificate in Social Service) PCSC(ソーシャルケア初級) (Preliminary Certificate in Social Care) ICSC(ソーシャルケア従事者コース) (In-service Courses in Social Care)	家族ワーカー (Travaileuse familiale) 医療・心理補助者 (aide medico-psychologique) 介護補助者 (aide soignant) 家族ワーカーはB.E.Pないし場合によりC.A.Pによる適性証明による資格で名称独占	なし  ソーシャルサービスエイド (Social service aide)  ナーシングエイド  ホームメーカー
CSS、PCSC、ICSCともに国家資格 CCETSW(ソーシャルワーク教育訓練中央協議会の認定したコースの終了による資格付与)  名称を独占することはない	家族ワーカーは適性証明(C.A.P)による資格で名称独占 医療・心理補助者はB.E.PないしC.A.P資格で養成施設に入学 介護補助者はB.E.PないしC.A.P資格で養成施設に入学	なし N A S Wによる基準で詳細は不明  ナーシングエイド ニューヨーク州では120時間分の教育・訓練とその認定試験(資格試験)
CSSは現在従事している者を対象にした研修コース  PCSCは学生のための全日制2年課程  ICSCは従事者向けのパートタイム研修240時間  認定コースの終了を持って資格付与	家族ワーカーは8か月の養成(プラス試験プラス1年の経験)  医療・心理補助職は2年間のパートタイム(現任)養成課程  介護補助職は看護婦学校の中に設置された1年制養成課程	不明
CSSはホームヘルプオーガナイザー、ケアサービスのマネジャー  PCSCは児童福祉施設の保育者、成人施設のケアワーカー  ICSCは住居施設やデイサービスのケアワーカー	家族ワーカーは相談業務も行う総合的なホームヘルパー  医療・心理補助職は重度障害児者及び老人のケアワーカー  介護補助職は医療従事者に分類され、病院や在宅看護、老人ホームのワーカー	不明
CSSは境界的資格	B.E.P、C.A.P資格とは職業適性資格で職訓資格である	



第398表 主要国の児童手当制度

国名	ドイツ [児童手当]	スウェーデン [児童手当]
発足及び改正経過	1955年創設(第3子以降対象) 1961年改正(第2子以降対象) 1975年改正 ・第1子以降全児童対象 ・児童扶養控除の廃止 (→1983年復活) 1986年改正 ・児童扶養控除の引上げ ・低所得者への手当加算 1996年改正 ・児童扶養控除との選択制の導入 ・支給額の引上げ ・地方負担の導入	1948年発足「児童手当法」 1974年改正 申請主義廃止 一定要件該当者に自動的給付 1982年 「多子加算」実施 1983年 「延長手当・奨学手当」実施 1996年 ・支給額の引下げ ・「多子加算」廃止
支給対象児童	第1子から 18歳未満 (学生は27歳未満 失業者は21歳未満)	第1子から 16歳未満(義務教育終了前) (学生は20歳まで 「奨学手当」/「延長手当」)
支給月額	[1996年] 第1子 200マルク [13,126円] 第2子 200 [13,126円] 第3子 300 [19,689円] 第4子~ 350 [22,971円]	[1996年] 640クローナ [8,442円] 1995年12月以前に生まれた児童について、 第3子 200クローナ [2,638円] 第4子 600 [7,914円] 第5子~ 750 [9,893円] の加算
所得制限	18歳以上の児童について、年収12,000マルク [182.8万円] 以上の児童には支給しない。 [1996年]	なし
財源	児童扶養控除に要する財源も含め、連邦74%、州及び市町村26%	全額国庫負担
運営	政府(税務当局、家族金庫)	政府

(注) 1 支給額の定め方には、それぞれの児童に着目するもの(ドイツ、イギリス、日本)、扶養する児童数に着目するもの  
2 イギリスにおいては週単位で手当額を定めているため、365÷(12×7)を乗じて月額に換算した。  
3 換算レートはIMF "International Financial Statistics" による1995年平均値(参考 1ドル=¥94.06)。  
1 ドイツマルク=¥65.63 1クローナ=¥13.19 1ポンド=¥148.47 1フランスフラン=¥18.84

資料：厚生省児童家庭局育成環境課調

イギリス [児童給付]	フランス [家族手当]	日本 [児童手当]
1946年発足 「家族手当法」 (第2子以降対象) 1975年 「児童給付法」制定 (第1子以降対象) 児童扶養控除の廃止と家族手当との統合	1932年発足 「家族手当法」 1946年 「社会保障法典」公布 家族手当制度に関する法体系の整備/現行制度の基本的枠組み	1972年発足 (第3子以降対象) 1982年改正 (特例給付) 1985年改正 (第2子以降対象) 1991年改正 (第1子以降対象) 1994年改正 (児童育成事業創設)
第1子から 16歳未満 (全日制教育を受けている) 場合は19歳未満	第2子から 16歳未満(義務教育終了前) (学生等は20歳未満)	第1子から 3歳未満
[1995年] 第1子 45.19ポンド [6,709円] (週10.40ポンド) 第2子~ 36.72ポンド [5,452円] (週8.45ポンド)	[1995年] 算定基礎月額 2078.97フラン(1月) 第2子 32%(665 F) [12,529円] 第3子~ 41%(852 F) [16,052円] の加算 「割増給付」 10~14歳 9%(187 F)増 [3,523円] 15歳以上 16%(333 F)増 [6,274円]	[1996年] 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子~ 10,000円
なし	なし	一定の所得(4人世帯の場合で所得239.6万円)以上の者には支給しない。 [1996年] [被用者については一定所得(4人世帯の場合で417.8万円)未満の者に、特例給付を支給。] ※所得は、年収より給与所得控除等の各種控除を差し引いたもの。
全額国庫負担	事業主提出(支払賃金の5.4%) 自営業主提出(所得の5.4%) 一般社会拠出金(税率2.4%)から繰入れ(1991年から)	被用者 事業主7/10 国 2/10 : 地方1/10 非被用者 国 4/6 : 地方2/6 [特例給付分 全額事業主負担]
政府	家族手当金庫	政府

(フランス、スウェーデン)がある。

6 労働

第399表 主要国失業者数及び失業率

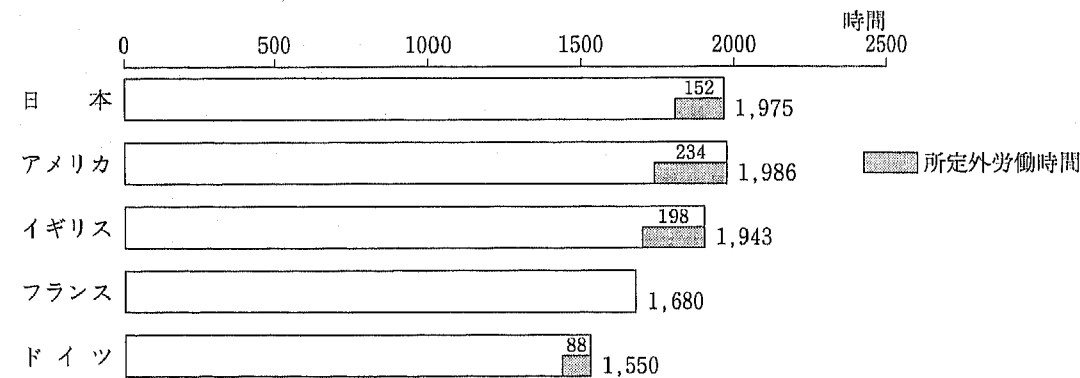
(単位 万人・%)

年	日 本		ア メ リ カ		イギリス <sup>(注1)</sup>		ドイツ <sup>(注2)</sup> (登録)		フランス <sup>(注2)</sup> (登録)	
	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率	失業者数	失業率
1975	100	1.9	793	8.5	98	4.2	107	—	84	—
1980	114	2.0	764	7.1	179	7.4	89	—	145	6.4
1985	156	2.6	831	7.2	327	11.7	230	8.2	240	10.2
1986	167	2.8	824	7.0	329	11.8	223	7.9	252	10.4
1987	170	2.8	743	6.2	295	10.5	223	7.9	262	10.5
1988	155	2.5	670	5.5	237	8.3	224	7.7	256	10.0
1989	139	2.3	653	5.3	180	6.3	204	7.1	253	9.4
1990	134	2.1	705	5.6	166	5.8	188	7.2	250	8.9
1991	136	2.1	863	6.8	229	8.0	169	6.3	271	9.5
1992	142	2.2	961	7.5	277	9.7	290	7.3	291	10.4
1993	166	2.5	894	6.9	290	10.3	345	11.9	317	11.6
1994	192	2.9	800	6.1	262	9.3	349	9.0	333	12.0
1995	210	3.2	740	5.6	231	8.2	352	9.2	298	11.6

(注) 1) 失業給付等申請者、88年以降失業者から18歳未満の者を除く。  
 2) 職業安定機関に登録している失業者。91年までは旧西ドイツ地域。92年以降は統一ドイツの数値。  
 (資料) 日 本：総務庁統計局「労働力調査」  
 アメリカ：労働省「Employment and Earnings」  
 イギリス：91年までは国家統計局「Labour Market Trends 96年1月号」。92年以降は同96年10月号。  
 ドイツ：連邦統計局「Wirtschaft und Statistik」  
 フランス：労働・雇用・職業訓練省「Statistiques du Travail」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第400表 年間総実労働時間の国際比較 (製造業生産労働者、1995年)



資料出所：EC及び各国資料、労働省労働基準局賃金時間部労働時間課推計

(注) フランスの所定外労働時間は不明である。

資料：年金研究所「財政と社会保障の諸問題」

第401表 ILO労働統計報告による週当たり労働時間 (製造業)

(単位 時間)

年	日 本 <sup>(注1)</sup>	ア メ リ カ	イギリス <sup>2)</sup>	ドイツ <sup>3)</sup>	フランス
1980	41.2	39.7	42.3	41.6	40.7
1983	41.1	40.1	43.5	40.5	38.9
1984	41.7	40.7	43.5	41.0	38.7
1985	41.5 <sup>3)</sup>	40.5	43.7	40.7	38.6
1986	41.1	40.7	43.7	40.4	38.7
1987	41.3	41.0	43.8	40.1	38.7
1988	41.8	41.1 <sup>3)</sup>	44.5	40.0	38.8
1989	41.4	41.0	44.5	39.9	38.6
1990	40.8	40.8	44.3	39.5	38.7
1991	40.0	40.7	42.9	39.2	38.7
1992	38.8	41.0	43.2	38.9	38.7
1993	37.7	41.4	43.1	37.6	38.6
1994	37.6	42.0	43.4	38.0	38.6
1995	37.8	41.6	—	38.3	—

①定義	実労働時間	支払労働時間 <sup>(注4)</sup>	実労働時間	支払労働時間 <sup>(注4)</sup>	実労働時間 <sup>(注8)</sup>
②対象	常用労働者男女計	生産労働者男女計	常用雇用労働者男女計	生産労働者男女計	雇用労働者男女計
③期間	毎月 月 月 間	毎月の特定週	4月の特定日 <sup>(注9)</sup> を含む給与支払対象期間	1,4,7,10月を含む給与支払対象期間	四半期ごとの <sup>(注6)</sup> 最初のフル労働週
④調査方法	事業所調査	同 左	個別調査	事業所調査	同 左
⑤事業所規模	30人以上	全規模	全規模	10人以上	11人以上

(注) 1) 常用労働者(生産労働者、管理事務労働者)の年間平均月当たり総実労働時間に $\frac{12}{52}$ (年間月数/年間週数)を乗じて算出。

- 2) 85年からサンプル替えにより、それ以前の数値と接続しない。
- 3) 88年から、新しい産業分類による調査で、それ以前の数値と接続しない。
- 4) 支払労働時間とは、実労働時間のほかに、実際に就業しないが、賃金の支払われた時間(有給休暇、有効特定休日等)を含む。
- 5) グレート・ブリテン地域。
- 6) 祝祭日等の特定休日を含まない週(full work week)
- 7) 旧西ドイツ地域。
- 8) 非農業生産労働者。公務員、家事サービス従事者。大使館。国際機関の職員は除く。
- 9) 特定日とは、通常、4月の第2水曜日。

資料 ILO「Year Book of Labour Statistics 1996」

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第402表 労働費用の国際比較

(i) 賃金の国際比較（製造業、全労働者）

項 目	日 本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
95年実労働時間当たり賃金	2,176 円	16.06ドル	41.10マルク
95年平均為替レートで換算	(100)	(73)	(128)
95年購買力平価で換算	(100)	(140)	(171)
95年 為 替 レ ー ト		98.27円/ドル	67.59円/マルク
95年購買力平価(延長推計)		190円/ドル	90.05円/マルク

(ii) 労働費用の国際比較（製造業、全労働者）

項 目	日 本	アメリカ	ドイツ (旧西ドイツ地域)
95年平均為替レートで換算	(100)	(74)	(126)

(注) 1 賃金の国際比較については、日本は労働省「毎月勤労統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。  
 アメリカは、Bureau of Labor Statistics “Employer Costs for Employee Compensation” の製造業全労働者について、Wages and salaries と Paid leave と Supplemental pay を合計した。  
 ドイツは、EC “Labour Costs” の製造業全労働者について、労働費用中の現金給与割合で実労働時間当たり賃金を算出し延長推計した。  
 2 購買力平価はOECDの1990年の消費購買力平価をもとに、消費者物価上昇率で延長推計した。  
 3 労働費用の国際比較については、日本は労働省「賃金労働時間制度等総合調査」の製造業1人1か月当たり労働費用及び「毎月勤労統計調査」の30人以上事業所の製造業全労働者の実労働時間当たり労働費用で算出した実労働時間当たり労働費用をもとに延長推計し、さらに「毎月勤労統計調査」の製造業5人以上現金給与総額と30人以上現金給与総額の比で5人以上の労働費用を推計した。  
 アメリカは“Employer Costs for Employee Compensation” の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用を用いた。  
 ドイツは、EC “Labour Costs” の製造業全労働者の実労働時間当たり労働費用をもとに延長推計した。

(資料)：労働大臣官房政策調査部推計

資料：労働省大臣官房政策調査部「労働統計要覧」

第403表 諸外国の育児休業制度について

国 名	スウェーデン	ドイツ	フランス	
対 象 者	男女労働者 実親、養親、継親、監護者	男女労働者 実親、養親、継親、子の扶養権を引き受けた者	男女労働者 実親、養親	
期 間 ・ 形 態	・ 1歳半まで全日休暇 ・ 8歳又は小学校1年生終了まで労働時間短縮	子が3歳になるまで全日休暇	子が3歳になるまで原則1年、全日休暇又はパートタイム労働 最長3年まで延長2回可能	
雇 用 ・ 不 利 益 取 扱 扱 扱	休業取得、請求を理由とする解雇及び不利益取扱の禁止	休業期間中解雇禁止	規定なし	
復 職	以前と同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる	
給 与	無給	無給	無給	
休 業 期 間 中 の 手 当	対 象 者	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象	育児休業取得者に限らず、自営業者、専業主婦も対象で第2子以上に支給
	期 間	子が8歳又は小学校1年生を終了するまで450日間	産後24ヶ月まで	最長3年
	金 額	・ 継続して240日間1日60クローネを超える収入があった者は、最初の360日間収入の85%又は75%、その後90日間は1日60クローネ ・ それ以外の者1日60クローネ ・ 労働時間短縮の場合、短縮した時間に比例	産後6ヶ月まで月600マルク それ以後、収入に応じて減額	家族手当の算定基礎月額 142.57% (1994年現在) 全日休暇 2,929フラン 週20時間未満労働 1,937フラン 週20～32時間労働 1,465フラン
	費 用 負 担	使用者 85% 国庫 15%	全額国庫負担	使用者と自営業者負担
支 払 制 度	国民保険制度の一部	各州の管轄機関	家族手当基金	

資料：労働省女性局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

第404表 諸外国の介護休業制度について

国名	スウェーデン	アメリカ	ドイツ
対象者	男女労働者 (養親、継親、監護者を含む)	従業員50人以上の事業主に雇用されている男女労働者 (公務員も適用)	男女労働者
資格要件	・12歳に達しない子供の病気等 ・12歳以上16歳未満の子供の病気等の場合	事業主に12ヶ月以上雇用され、過去12ヶ月間の労働時間が1,250時間以上であること ・子の出生、養子縁組、又は里子を受け入れ、その養育の場合 ・重大な健康状態にある配偶者、子、又は親の世話の場合等	12歳未満の病児を監督、世話、看護する場合 (家庭に子供を監督等する人がいないこと)
形態	・全日休暇 ・1/2又は1/4に労働時間を短縮	全日休暇 (労働時間短縮の方法も可)	全日休暇
期間	一時介護両親手当を受給している間 (各子供各年ごと最高年間60日間)	12ヶ月ごとに合計12週間まで	疾病手当を請求できる間 (各子供につき1暦年最大限10労働日)
手当	一時介護両親手当 (収入の75%)	無給 (医療給付は休暇中も継続)	疾病手当 (賃金の80%)
罰則	なし	なし	なし

資料：労働省女性局の資料に基づき社会保障制度審議会事務局作成

## 7 国際協力

第405表 WHOへの分担率(分担金の占有率)の推移

(単位：%)

国名	1984年	1986	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
アメリカ	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00	25.00
日本	10.14	10.13	10.64	10.64	11.17	11.17	11.16	12.24	12.24	12.24	15.17
ドイツ	8.39	8.38	8.10	8.10	7.93	7.93	9.18	8.78	8.78	8.78	8.89
フランス	6.39	6.39	6.25	6.25	6.13	6.13	6.13	5.90	5.90	5.90	6.30
イギリス	4.59	4.58	4.77	4.77	4.77	4.77	4.77	4.94	4.94	4.94	5.23

(注) 1 ロシアの1984年は旧ソ連に白ロシアとウクライナの分担金を含み、1992年まで旧ソ連の数値である。  
2 ドイツは、1991年までは旧西ドイツの数値である。

資料：厚生省「厚生白書」

第406表 厚生省の協力した保健福祉協力研修員受入数・専門家派遣数の推移

(単位：人)

内 容	平成2年 (1990)	3 (1991)	4 (1992)	5 (1993)	6 (1994)	7 (1995)	8 (1996)
研修員受入 (計)	606	614	612	626	770	846	867
国際協力事業団(JICA)	423	436	461	464	585	637	624
世界保健機関(WHO)	61	52	33	36	26	43	27
国際厚生事業団(JICWELS)他	122	126	118	126	159	166	216
専門家派遣 (計)	262	256	268	301	289	373	329
国際協力事業団(JICA)	225	219	227	261	252	304	301
国際厚生事業団(JICWELS)他	37	37	41	40	37	69	28

資料：厚生省「厚生白書」

8 国民所得

第407表 国民所得 (総額)

(単位 億ドル)

区 分	1987年	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
アメリカ	39,343	42,589	45,655	48,321	49,666	52,033	55,111	58,331	61,130
日本	19,391	23,254	22,927	23,629	26,978	29,159	33,545	36,544	39,932
ドイツ	9,742	10,506	10,477	13,277	14,066	17,286	16,600	17,727	20,878
イギリス	6,099	7,384	7,436	8,541	8,861	9,336	8,405	9,120	9,852
イタリア	6,637	7,345	7,597	9,533	10,002	10,517	8,463	8,748	9,381
カナダ	3,503	4,192	4,658	4,791	4,919	4,728	4,585	4,523	4,701
スペイン	2,564	3,017	3,347	4,331	4,653	5,074	4,199	4,187	4,910
オーストラリア	1,699	2,149	2,353	2,359	2,421	2,418	2,387	2,727	2,964
オランダ	2,163	2,281	2,276	2,821	2,884	2,832	2,759	2,986	3,502
スウェーデン	1,386	1,552	1,619	1,927	2,008	2,053	1,522	1,642	1,922
ベルギー	1,250	1,350	1,372	1,706	1,769	1,978	1,908	2,074	2,435
スイス	1,613	1,744	1,679	2,123	2,169	2,252	2,180	2,404	2,875
インドネシア	685	760	852	956	1,052	1,155	1,340	1,500	1,702
南アフリカ	651	710	737	857	921	987	980	1,023	1,129
オーストリア	1,016	1,105	1,102	1,386	1,437	1,624	1,586	1,722	2,022
デンマーク	832	887	849	1,042	1,045	1,140	1,090	1,189	1,431
ベネズエラ	430	553	379	439	469	541	536	521	695
ノルウェー	766	803	806	946	962	1,047	960	1,019	1,217
フィンランド	732	867	942	1,104	970	837	657	771	1,002
韓国	1,193	1,604	1,970	2,256	2,627	2,751	2,972	3,409	4,083
ギリシャ	484	577	599	740	789	906	859	917	1,074
タイ	438	539	626	657	755	850	959	1,101	—
ニュージーランド	319	381	362	371	356	345	372	432	508

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。  
2 ドイツは1988年までは旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

第408表 1人当り国民所得

(単位 ドル)

区 分	1987年	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995
アメリカ	16,204	17,382	18,458	19,335	19,659	20,373	21,351	22,379	23,238
日本	15,890	18,975	18,635	19,142	21,776	23,464	26,919	29,258	31,885
ドイツ	15,951	17,098	16,881	20,991	21,952	21,448	20,448	21,772	25,566
イギリス	10,699	12,918	12,965	14,864	15,328	16,094	14,444	15,617	16,808
イタリア	11,711	12,957	13,398	16,802	17,622	18,497	14,829	15,296	16,381
カナダ	13,194	15,585	17,013	17,239	17,493	16,566	15,838	15,462	15,879
スペイン	6,637	7,793	8,629	11,148	11,955	13,007	10,742	10,696	12,522
オーストラリア	10,448	12,999	13,997	13,826	14,008	13,827	13,521	15,285	16,416
オランダ	14,746	15,456	15,326	18,870	19,140	18,654	18,041	19,412	22,668
スウェーデン	16,507	18,402	19,059	22,491	23,304	23,679	17,453	18,697	21,746
ベルギー	12,661	13,605	13,809	17,117	17,680	19,691	18,921	20,499	24,024
スイス	24,364	26,145	25,256	31,623	31,532	32,442	31,191	34,156	40,600
インドネシア	398	433	475	693	575	626	714	787	878
南アフリカ	1,879	2,004	2,035	2,311	2,429	2,543	2,472	2,529	2,736
オーストリア	13,414	14,543	14,457	17,954	18,374	20,603	19,839	21,440	25,126
デンマーク	16,231	17,290	16,534	20,272	20,272	22,055	21,000	22,841	27,364
ベネズエラ	2,391	3,002	2,011	2,269	2,371	2,671	2,589	2,437	3,210
ノルウェー	18,284	19,082	19,075	22,308	22,576	24,428	22,259	23,496	27,917
フィンランド	14,840	17,527	18,971	22,132	19,281	16,608	12,972	15,158	19,607
韓国	2,867	3,816	4,640	5,263	6,071	6,302	6,745	7,668	9,104
ギリシャ	4,844	5,767	5,969	7,333	7,738	8,774	8,277	8,798	10,272
タイ	820	992	1,134	1,172	1,326	1,484	1,654	1,875	—
ニュージーランド	9,649	11,487	10,861	11,034	10,451	10,014	10,693	12,246	14,191

(注) 1 市場価格表示、ただし日本は要素費用表示。  
2 ドイツは1988年までは旧西ドイツ地域。

資料：経済企画庁調査局海外調査課調

**社会保障統計年報 (平成9年版)**

昭和34年7月 初版発行  
平成10年2月 第38版発行

定価 **本体2,428円**+消費税

送料 470円

総理府社会保障制度審議会事務局編

発行者 佐藤政男

発行所 **株式会社 法研**

東京都中央区銀座1-10-1 (〒104-8104)

電話 (03) 3562-3611 (代)

振替口座 00120-8-196899

法研関西・大阪市北区天神西町8-19 (〒530-0045) ☎06-364-1884

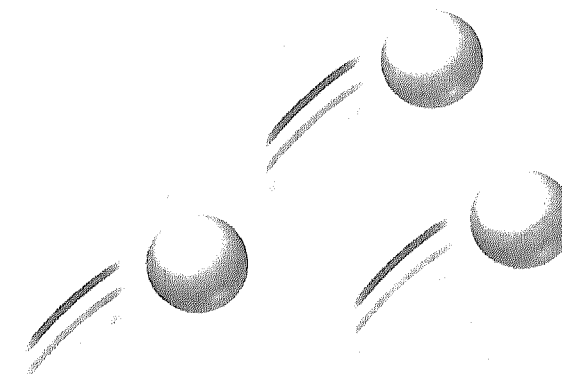
法研中部・名古屋市中区錦3-4-6 (〒460-0003) ☎052-962-5821

法研九州・福岡市中央区大名1-14-45 (〒810-0041) ☎092-712-8305

神奈川支局・横浜市中区本町1-8 (〒231-0005) ☎045-212-2257

広島事務所・広島市中区鉄砲町1-20 (〒730-0017) ☎082-222-1810

印刷・製本 研友社印刷株式会社



**法研**